第１回臨時会
第４回定例会　会議録目次

（第１回臨時会）

議事日程・付議事件…… 1

１１月１８日（火）

出席議員及び欠席議員…… 2
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人…… 2
職務のため出席した事務局職員…… 3
会議録署名議員の指名…… 4
会期の決定…… 4
議案第１０９号（１件）上程…… 6

○

（第４回定例会）

議事日程・付議事件…… 49
第４回定例会一般質問通告…… 53

１２月３日（水）

出席議員及び欠席議員…… 59
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人…… 59
職務のため出席した事務局職員…… 60
会議録署名議員の指名…… 61
会期の決定…… 61
議案第１１０号～１４１号（３２件）上程…… 61
議案第９１号（１件）上程（決算認定）…… 65
議案第９２号～１０５号（１４件）上程（決算認定）…… 70

１２月４日（木）（第２日目）

出席議員及び欠席議員…… 79
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人…… 79

職務のため出席した事務局職員…… 80
一般質問
三島　　照　君（日本共産党）…… 81
師玉　敏代　君（新奄美）…… 89
蘇　嘉瑞人　君（無所属）…… 100
渡　京一郎　君（市民クラブ）…… 111
栄　　勝正　君（市民クラブ）…… 119

１２月日５（金）（第３日目）
出席議員及び欠席議員…… 133
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人…… 133
職務のため出席した事務局職員…… 134
一般質問
戸内　恭次　君（無所属）…… 135
奥　　輝人　君（市民クラブ）…… 146
崎田　信正　君（日本共産党）…… 154
関　　誠之　君（社会民主党）…… 164
奈良　博光　君（新奄美）…… 174

１２月８日（月）（第４日目）
出席議員及び欠席議員…… 185
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人…… 185
職務のため出席した事務局職員…… 186
一般質問
叶　　幸与　君（公明党）…… 187
多田　義一　君（新奄美）…… 196
里　　秀和　君（奄美興政会）…… 206
竹山　耕平　君（奄美興政会）…… 215

１２月９日（火）（第５日目）
出席議員及び欠席議員…… 225
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人…… 225
職務のため出席した事務局職員…… 226
議案第１１０号～１４１号（３２件）上程…… 227
議案第１４２号～１４４号（３件）上程…… 244

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙…… 244
議案第１４５号（１件）上程…… 245

１２月２２日（金）（第６日目）
出席議員及び欠席議員…… 249
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人…… 249
職務のため出席した事務局職員…… 250
議案第１１０号～１４４号（３５件）上程…… 251
議案第１１０号～１１６号，１１９号，１２４号
１２９号～１３１号，１４２号（１３件）上程（厚生委員長報告）…… 251
議案第１１０号，１２５号～１２７号，１３２号～１３４号，
１３６号～１３８号（１０件）上程（産業経済委員長報告）…… 253
議案第１１０号，１３５号，１３９号～１４０号（４件）上程
（文教委員長報告）…… 254
議案第１１０号，議案第１１７号～１１８号，１２０号～１２３号，１２８号，
１４１号，１４３号～１４４号（１１件）上程（総務建設委員長報告）…… 255
請願第９号（１件）上程（総務建設委員長報告）…… 256
議案第１４６号～１４７号（意見書）（２件）上程 …… 257
閉会中の継続審査申出…… 259

別紙
一般会計決算審査特別委員会審査報告書…… 261
特別会計等決算審査特別委員会審査報告書…… 262
各常任委員会審査報告書…… 263

参考資料（意見書）…… 267

第　1　回　臨　時　会

平成 20 年 11 月 18 日

会期・議事日程
付　議　事　件

第１回臨時会・議事日程及び付議事件

○平成２０年１１月１８日奄美市議会第１回臨時会を招集した。

○会　　期　１日間

○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
11 月 18 日	火	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（1 日間） 3　議案第 109 号（1 件）　　上程　説明　質疑　討論　採決

○議案等審査付託

議案等番号	件　　名	付託委員会
議案第 109 号	平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について	本　会　議

※付議事件は，次のとおりである。

議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
議案第 109 号	平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について	20. 11. 18	原案可決	本　会　議

11月18日（臨時会）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　師玉　敏代　君	2番　多田　義一　君
3番　橋口　和仁　君	4番　蘇　嘉瑞人　君
5番　戸内　恭次　君	6番　平田　勝三　君
7番　向井　俊夫　君	8番　奈良　博光　君
9番　朝木　一昭　君	10番　竹山　耕平　君
11番　伊東　隆吉　君	12番　里　秀和　君
13番　泉　伸之　君	14番　関　誠之　君
15番　三島　照　君	16番　崎田　信正　君
17番　奥　輝人　君	18番　平川　久嘉　君
19番　渡　京一郎　君	20番　竹田　光一　君
21番　栄　勝正　君	22番　世門　光　君
23番　平　敬司　君	24番　大迫　勝史　君
25番　与　勝広　君	26番　叶　幸与　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　平田　隆義　君	副市長　濵田　龍太郎　君
教育長　徳永　昭雄　君	住用町地域自治区事務所長　高野　匡雄　君
笠利町地域自治区事務所長　諏訪　東　君	総務部長　福山　敏裕　君
総務課長　川口　智範　君	財政課長　則　敏光　君
企画部長　塩崎　博成　君	企画部参事　安田　義文　君
企画調整課長　瀬木　孝弘　君	市民福祉部長　福山　治　君
環境対策課長　徳田　照久　君	国民健康保険課長　倉井　則裕　君
福祉事務所長　大井　進良　君	産業振興部長　赤近　善治　君

11 月 18 日（臨時会）

商工水産課長	前里佐喜二郎 君	紬観光課長	日高 達明 君
農林振興課長	小浜 忠弘 君	建設部長	平 豊和 君
都市整備課長	田中 晃晶 君	土木課長	東 正英 君
水環境課長	川上 一弥 君	教育部長	里中 一彦 君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	松田 秀樹 君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑 實忠 君
議事係長	森 尚宣 君	議事係主事	重田 俊彦 君

議長（伊東隆吉君）　皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。
会議は成立いたしました。
これから平成２０年第１回奄美市議会臨時会を開会いたします。（午前９時３０分）
ただちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員に関　誠之君，三島　照君，崎田信正君の３名を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第２，会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期として，別紙配布の議事日程表案のとおり，本日１日間とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって会期は，１日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　次に日程第３，議案第
（発言する者あり）
何か，１４番関　議員。

１４番（関　誠之君）　口頭ではありますけれども，休憩の動議を発動したいと思いますが，お諮りいただけませんでしょうか。

議長（伊東隆吉君）　緊急動議ですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君）　緊急動議の内容については，御説明，どの件かおっしゃってもらえませんか。

１４番（関　誠之君）　全員協議会を開いていただきたいということであります。議会の運営に関することですから，議場の中では少し遠慮させていただきたいと思いますが。

議長（伊東隆吉君）　それではですね，今緊急動議が関議員より提案されました。一応緊急動議の成立に関してお諮りいたしたいと思います。
この動議に関して，今，関議員から内容等は全協の開催についてということでありましたが，この緊急動議について賛成の諸君の起立を求めます。
（発言する者あり）
ですから，これを諮り３名の，３名以上ないとだめですから，今見てるんですよ。そのうえで成立を。
（賛成者起立）
起立が１０名の賛成であります。
一応，この動議は地方自治法の第１１５条２の規定によるもの，いわゆる議員定数の１２分の１以上の発議によらなければならないというもので，奄美市議会会議規則の第１７条に合致いたします。
したがいまして，この動議は所定の賛成者がありますので，動議は成立いたしました。
それでは，関議員よりこの動議の説明は，中身説明できますか。
（発言する者あり）
今は動議が成立しただけですから，また算定を取らないといけないから。

案件でしょう。そのようにしようと今おきてるところですので，暫時休憩とかいうことは今なしでございますのでよろしくお願いします。

それでは，今動議がですね，成立いたしました。

それではその動議の提案理由をですね，説明を願いたいと思います。

関議員，お願いいたします。

１４番（関　誠之君）　先ほども申し上げましたように，議会の運営にかかわることでありますから，本会議場でその説明が妥当かどうかというのは，非常に危ぐをしております。そのへんをお含みのうえ，議長のほうで全員協議会の中でお話をさせていただければと思いますので，よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君）　関議員。

１４番（関　誠之君）　議案１０９号の補正予算についての関係で，先程言いました議会の運営にかかわることでございますから，本会議場では遠慮をさせていただきますということでございます。

議長（伊東隆吉君）　それではですね，ただいま関議員より動議の内容等の説明提案がございました。ただいま提案されたことに関して質疑を受けたいと思いますが。

（発言する者あり）

なかったら採決取りますから。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは質疑はないということですので，この動議に関しての採決は過半数というのはお分りですよね。

この動議に関しての，動議は成立したんですよ。動議の今提案した理由の議案第１０９号に対してのね，

（全協を開いてくださいとお願いしているんですよ。）

ですから，動議出しましたので，過半数が成立しないとできないから，今順序よく進めているんです。

（発言する者あり）

（暫時休憩をして，その中でお願いをします。）

（本会議でしゃべることができないから，休憩をしてくださいと言うている）

（ルールにしたがって）

ちょっと待ってくださいね。静粛に願います。それぞれ言いたい方は挙手して言ってください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

はい，平議員。

２３番（平　敬司君）　これは動議が提出出されましたので，休憩の動議であれ何の動議であれ，まず，今言った議案第１０９号ですので，この分についての動議ですので，この動議に賛成か反対かを問うてからしかできないと思うんですけど。議会の運営上ですがね，そう思います。

議長（伊東隆吉君）　私もそう思って進めてるんです。

（発言する者あり）

まだ発言許可していません。

なぜ暫時休憩じゃなくて，この動議を出された，今提案をしているわけです。動議も成立しました。今提案の理由を説明しました。中身は分かりません。

（発言する者あり）

緊急動議を出された後の暫時休憩というのは，少しいかがなものかと思いますので，今動議の内容に関して，皆様がオーケーであれば，過半数がオーケーであれば，当然これは会議が成立しますので，全協を開きますよ。よろしいですね。

会議規則に基づいてやっていますので。

（発言する者あり）

一応皆さんに御説明いたしますけれども，今平議員さんがおっしゃったように，議長といたしましても，今議会の法則を順序よく進めていることでございますので，ひとつ御理解願いたいと思います。

議員。立ってやってください。

４番（蘇　嘉瑞人君）　動議の中で暫時休憩は。

議長（伊東隆吉君）　暫時休憩に関しましては，

（発言する者あり）

動議が出ているので，これを成立しないことにはできないんですよ。

それは動議の中で暫時休憩という意味合いがよく分かりませんけど。

（発言する者あり）

それは，動議のその意味がないと思いますので，一応議長のほうからその旨，淡々と進めておりますので，これは議会の運営の形でのっとってやっております。御理解ください。よろしゅうございますね。

それではお諮りいたします。

ただいま，関議員より動議の提案が説明されました。

今動議の案に関しましての提案，これに賛同する方の起立を願います。

（賛成者起立）

はい，お座りください。

はい，それではただいま関議員より提案されました緊急動議案は成立いたしました。

よって，暫時休憩して全協を開きたいと思います。

ただちに委員会室のほうにお集まりください。（午前９時４０分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第３，議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について議題といたします。（午前１０時６分）

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君）　おはようございます。緊急なことということで臨時議会をお願いいたしまして，御賛同いただきましたことをお礼申し上げます。

早速ですが議案の提案理由を説明いたします。

ただいま上程されました議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）の提案理由を御説明いたします。

予算の内容につきましては，すべて緊急経済対策として計上するものであります。

御承知のとおり昨今の金融危機に，世界的な原油・食料価格の高騰などが重なり，日本経済も大変厳しい状況にあると指摘されております。特に，生活物資等を本土市場に依存している離島のおいては，市民生活や中小企業の経営などをはじめ，産業経済の各分野において，より一層深刻な影響が懸念されているところであります。今回の補正予算は，市民や農林水産業，商工業などの各産業分野に従事する皆様の雇用の確保と，年末年始の安心した生活を支援するため，これまでの取組を一層強化し，奄美市緊急経済対策事業として実施しようとするものであります。

事業の内容につきましては，予算，歳出及びお配りいたしました補足説明資料にありますとおり，集会施設改修事業，ヤスデ駆除対策事業，農業振興奨励事業，農林道環境整備事業，松食い虫被害予防対

策事業，水産業振興奨励事業，プレミアム商品券発行事業，商店街等活性化助成事業，本場奄美大島紬の祭典開催事業，奄美黒糖焼酎販路拡大イベント支援事業，まち灯り設置事業，市道・河川・公園等環境整備事業の計１２項目の事業を計上しております。

補正予算の総額は，３億６７８万６，０００円となっており，歳出予算の費目については，総務管理費に新たな目を加えて，緊急経済対策費として一括計上しております。

これらに要する財源といたしましては，地域振興基金繰入金を１億６７８万６，０００円，プレミアム商品券売上収入２億円を計上いたしておりますが，プレミアム商品券発行事業については，今回市が事業主体となることから，売上収入額を計上するものであり，歳入歳出それぞれ２億円を差し引いた一般財源ベースの予算総額は１億６７８万６，０００円となっております。

なお，このプレミアム商品券発行事業につきましては，市民の皆さんに商品券を買っていただくということが前提でありますので，多くの市民及び議員の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

今回の補正によりまして，平成２０年度一般会計予算の総額は２９０億８，５９４万７，０００円になります。

以上をもちまして議案第１０９号の提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議のうえ議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長（伊東隆吉君）　これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに，崎田信正君の発言を許可いたします。

１６番（崎田信正君）　おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

ただいま議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）が提案されました。緊急経済対策費が提案されたわけですが，生活と雇用の確保を支援するためとの説明であります。日本共産党奄美市議団は，かねてから市民の目線あるいは生活の実態に合わせた支援策を求め，要望書の提出や一般質問でも繰り返し取り上げてきたものであります。今回緊急経済対策として市当局が腰を上げることについては，歓迎するものでありますけれども，市の経済が大変厳しいという状況にあるのもまた事実であります。それだけに貴重な財源を使っての事業の展開については，最大限の効果が発揮されなければなりません。十分な検討がされているかと思いますけれども，この財源の使い道というのは，今提案されている経済対策と同様，福祉の対策にも重点を置くことが必要であり，これによる経済効果も十分期待できるものであります。その立場から１３点の対策が打ち出されておりますけれども，いろいろ質疑したい項目もたくさんあります，内容もありますけれども，私は一つだけ，７点目に提案されているプレミアム商品券発行事業について，３点お伺いをしたいと思います。

１点目は，プレミアム商品券発行の目的は何かということであります。単に商品券を買ってもらい，買い物してもらうということだけではないと思いますので，説明をしていただきたい。

２点目は，このプレミアム商品券の発行が最善の策だと言えるのかということであります。皆さん方は最善の策だとして臨時議会まで招集して議案に載せているのだと思いますので，この最善の策としたその理由を説明をしていただきたい。

３点目は，発行から使用及び最終のまとめと言いますか，精算までの具体案が不明では判断のしようがありません。十分な経済効果，あるいは使う人，また商品券を取り扱う事業所の皆さんが戸惑うようなことがあってはならないし，ましてや買わなければよかったというような思いをさせては，絶対にならないものだと思いますので，御説明をいただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　それでは答弁を求めます。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　プレミアム商品券についてお答え申し上げます。

本市の経済状況は，長引く国内経済の不況，建設業や大島紬の不振により地域経済の景気が悪くなりつつあります。さらに，中心商店街においては，商品販売額や通行量が減少の傾向にございます。そこでまず，歳末商戦を迎えるにあたり，地元中小の商店への経済活性化策として商品券発行を考えているところでございます。このことにより，市民が地元の商店などで買い物を増やすことにより，地域商店の活性化を図るものでございます。

次に，市民にとっては２億円の支払いに対し２，０００万円分の追加の買い物が可能になるため，消費拡大を誘発する刺激策としての目的を持っております。さらに，商品券取り扱い可能な業種として，本市に本社及び本店のある小売業，飲食業，サービス業，運輸通信業などを営む業種を予定いたしております。これらの業種において，笠利地区や住用地区を含めた本市全体で使えるよう，かつ本市の中小企業や店舗の振興を図る目的でもございます。

次に，最善の策かという御質問でございますが，最近の物価につきましては，燃料や商品券など多くの生活必需品が次第に高騰の兆しが身受けられます。そんな中，プレミアム商品券を発行することは，緊急経済対策として時期を得たものと考えております。プレミアム商品券は市が総額２億２，０００万円分を発行し，この中で市と商店街，商店などが負担するプレミアム分の額は２，０００万円になります。この額がおよそ３億２００万円の経済効果が生まれると試算しております。地元の商店街の景気を刺激する引き金と作用すると見込んでおります。このプレミアム商品券発行事業は，景気刺激の一方策として考えているところでございます。

次に，発行から使用，最終の清算までの具体案はということでございますが，この商品券の発行は，本市が行ないます。販売に関しましては本庁・笠利総合支所・住用総合支所などでの販売とあわせて，商工会議所や商工会での販売協力をお願いしております。また中心商店街におきましても，出張販売を行なうことを検討いたしているところでございます。商品券の額面は５００円券の１１枚綴りで５，５００円のところを５，０００円で販売をいたします。１セットにつき５００円のプレミアムが付くことになります。商品券の取扱商店などにつきましては，商品券の換金時に２パーセントが除かれることとなります。このことを御理解いただいた上で商品券を扱う登録手続を行なっていただくことになります。商品券の使用期間は，１２月の販売開始の日から来年３月３１日を使用可能な期間といたしております。換金につきましては，商品券を商店などが換金にまいります。５００円に対し２パーセントの事業所負担金を差し引いて，４９０円の金額を振込みをいたします。なお商品券を購入された市民が，けがなどで入院など不測の事態に陥り商品券が使えなかった場合，払い戻しを考えております。その場合来年４月以降，期日を定めて払い戻しを行なおうと考えております。

広報についてですが，新聞，ラジオや市の広報紙などで販売や取扱店，店舗募集のお願い，使用期限が迫ってまいりますと，使用期限内に使っていただけるよう広報などを行なってまいりたいと考えております。

１６番（崎田信正君）　今冒頭に答弁されたのは，中心商店街の経済活性化策だというふうに言われましたよね。その後笠利とか住用も入ってきたようですが，大体これによって使えるお店というのは，大体想定をされているのかですね。例えば佐大熊ですねあそこは以前にタイヨーがあって，それがなくなって大変買い物には苦労されているところです。最大限の効果を得なければならない，せっかく財政がいつも厳しい厳しいと言いながら，市民のためにこれだけの還元をしようという政策ですから，失敗は許されないんですね，１円たりとも。そういった意味では最大限の効果がどれだけ発揮されれば最大限と言えるのか，比較する数字がないので，ちょっと抽象的になりますけれども，例えば失敗しないためには，佐大熊にもお店がございます。そこの例えばお店とかですね，佐大熊に住んでいる方の，ただサンプル調査，当然されているかと思いますけれども，どの程度のサンプル調査が実施をされているのか，この点をまずお聞きしたいと思います。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　この商品券の取扱店につきましては，全市一円を対象といたしております。特にこの地域がどうだとかいう調査は特に行なっておりません。

（発言する者あり）

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　サンプル調査はいたしておりません。

議長（伊東隆吉君）　再々です。

１６番（崎田信正君）　３回目になる。この商店ね，強制的に使用してもらうんですか。それとも自分とこは扱うのが大変だから，やめますというようなことも許されるのか。あるいは換金された場合ですよ，根瀬部の店とか住用いろんなところに店があります。商品券１枚持って利用したと，換金をしなければならない。市役所から換金に行くんですかこれ。そうしないと１，０００円で１００円のものでしょう，１，０００円使った場合，１００円分を換金するために，どんなふうにするんだというようなことが明確じゃないですよね。そういうことがはっきりしないままね，やりましょうということではなかなか判断ができないんじゃないかなと。

もう一つは，消費経済の活性化は必要ですけれども，今市民の経済状況を見ると，直接に福祉政策のほうが重要だということも思うわけですよ。全額これに回すと，これ２，１００万円市の負担があるわけですから全額それに回すことがなくしてもですよ，例えばこの間一般質問でも取り上げた父子世帯見舞い金は，今笠利町だけする。それを住用・名瀬に拡大しても年間１３０万円ですよね，財源が必要なのは。そういったところの整合性は十分に検討した結果，これが最善だというふうにしたのかお伺いをした。特にサンプルも地元の商店街ね，例えば佐大熊のところに言ったようにね，少なくともそこのお店は取り扱ってもらわなければ困るわけですよね，地域の人たちから言えば。ダイエーは使えないんでしょう。そういうことさえは，少なくともやって提案をされているものだと思いますけれども，そういうこともできてなくてですね，３億余りの経済効果があるという試算はどこから出たのか，もう一度説明してください。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　繰り返しになるかもしれませんがこの商品券を扱うこととなる事業所，お店などにつきましては，先ほど申しました２パーセントを負担していただきますよということを御理解いただいた上で手を挙げてだから申し込みをした，いただいたうえで加盟すること参加すること

（発言する者あり）

ということになりますが，

（発言する者あり）

議長（伊東隆吉君）　静粛に，今答弁中です。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　その参加の申し込みと言うんですか案内につきましては，本議会の後，議決をいただいた後，新聞等によって参加の申し込みを受け付けるということで御理解をいただきたいと思います。

それから３億２，０００万円の２００万円の経済効果につきまいては，国土交通省が出しております産業連関表により算出したものでございます。

議長（伊東隆吉君）　答弁漏れ，換金のやり方ですか。

（発言する者あり）

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　換金につきましては，手を挙げたお店にお客さんが買いに来ます。そ

こにはお店には参加加盟店といいますか，そういった趣旨のステッカーを貼って，お客さんが利用しやすいように分かりやすいようにしたいと思います。１枚になるか，それから何枚，１枚５００円ですが，１枚もって換金されるのかそれは分かりませんが，商店の方は市役所にその換金の手続に来ていただくことになります。

議長（伊東隆吉君）　よろしいですね。一応福祉との関連性というのも質疑にありました。通告にはないんですけれども，これは。

市長（平田隆義君）　福祉を通じて地域の雇用確保ということはかねてから申し上げておりますように，大きな力を発揮しているということは，私も認めているところですが，今回ですねこの事業を決定したというか，国のほうの定額減税の話がですね，ありまして，当初年内にという言葉が出たんですが，それが年度内ということに変わったということも，この事業を実施するのにかなり関係があると，一つの要素であるということは理解してもらいたいと思います。それで福祉のほうの対応の仕方としては，できるだけ雇用をという利点・視点を持ちたいということと，前回議会でも提案されたように地域経済の活性化にということで，いろいろの議員から一般質問でも取り上げられましたので，資金の循環性をできるだけ高める形でしたいということで事業を選ばせてもらったということと，それから年末の大売出しについて商店街，七つの商店街があるようですが，売出しの計画はあるということなどで，それをもっと力強いものにするためには，商品券の発行ということで，市民購買者の，また喜びも作っていくということにすればということでこういうプレミアム付きとなったということも理解してもらいたいと。したがって福祉にこういう制度を導入するというのはなかなか難しいな，というのが実感であります。

議長（伊東隆吉君）　それでは次に，三島　照君の発言を許可いたします。

１５番（三島　照君）　おはようございます。日本共産党の三島　照です。

私は今日提案されています議案第１０９号　平成２０年度一般会計補正予算について，何点か質問をさせていただきます。

市長は，先ほどの提案説明の中でも産業経済の各分野において，一層深刻な影響が懸念されていると。そして，市民や農林水産商工業の産業分野に従事する皆さんの年末年始における安心した生活と雇用の確保ということで，今回の提案がされたということです。私はこの提案についてはですね，１３項目ほどが提案されています。正によくぞ決断してくれたと喜んでいます。しかしあえて言えば，私は今回の質問では，後で述べますけど，もっとやるべきことがあったんではないかというふうに受けとめています。この提案された１３項目は，そういう立場から共産党は反対する立場での質問ではありません。むしろ９月議会で，本来もっと早く提案されるべきではなかったのかという思いです。私は９月議会でも，決算委員会でも，市民生活や中小企業の経営が大変なこの時期にこそ，奄美市として緊急対策を実施すべきではないかという質問をいたしました。しかし，市長も財政当局も，１９年度行政の皆さんの努力で浮いた黒字分については，基金に繰り入れる，使うつもりはありませんというのが答弁だったと私は理解しています。しかし，市長はあれからわずか２か月，なぜ今回の突然のこの提案。５月議会であれほど使えませんと言われた中でですね，なぜこういう提案をする気になったのかということです。私は今回の特に今回のこの８項目めのですね，７項目めのプレミアム商品券の発行事業については，言葉は悪いですけど，単純なイベントや，それも知恵のない，発想もない，単純なイベントへの発想としか思いません。そういう点でですね，市長，市長にお聞きします。この発想を，プレミアム商品券について，今なぜ緊急対策か。改めてもう一つ。

もう１点はプレミアム商品券発行事業は，いつ，どこで，だれと相談して決められたのか。

３点目，約２億２，０００万，必要経費がプレミアム券の景品補助金合わせますと約５４０万，この経済効果，先ほど何のサンプルも取らずに，国土交通省の案だけで３億数千万言うてます。奄美と国土

交通省が調べた全国では意味が違います。もう一度，この経済効果についてどのように見られているか，お聞かせください。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

市長（平田隆義君）　わずか２か月で考えが変わったのはなぜかということなんですが，思い出していただきたいと思います。この数か月間，世界中が経済の困難の渦に巻き込まれているということは御承知のとおりだと思います。これは皆さんの機関紙にもちゃんと乗っております。そこでですが決断したのはだれと相談したかということなんですが，実を申し上げますと今９月の一般質問，それから決算委員会で商店街の疲弊というか，そういう話がかなり指摘されたということは私も伺って報告を受けて知っております。そういうことでこの問題をどうしようかということは常に頭においているわけでありまして，日頃から注意深く見ているところです。その間においても，商店街の皆さんから，今日は何件しか売れなかったというような話なども聞かされておりますし，切実な問題だということは考えていたところです。９月議会で交付税増額等については，基本的には三位一体の傷目を埋めるということが基本であろうということで，基金への繰り戻しをさせていただいたということですが今般東京にですね，港湾協会の総会がございまして上ったときに，陳情をしながら国会の先生方との話し合いの中で，９月，一時補正，国の補正の中で２６０億円の地方への予算配分があるということでありました。そして第２次補正予算では６，０００億という予算を組んでいるという説明も受けました。それで，同時にそこのときに，ちょうど国会のほうでの定額減税の議論がなされておりまして，当初麻生総理は年内に支給するのと，年越すのとでは違うよねっていう話をされておりましたので，年内の配布ということに期待を寄せていたところです。ところがちょうど東京に行ったときの新聞を見ましたら総理が年内と言ったのは，これは年度内という意味ですよという訂正記事まで出ましたので，大変驚いた一人であります。そういうこともあって，いよいよこれ年末どうしようかなという思いにかられたところでした。そういうことで，国のほうがやはり地方が大変だと，地方を何とかしないきゃいけないということは，福田総理が言い始めたと思うんですが，それに輪をかけて麻生総理が力を入れているという情報感じを受けてきましたので，実は東京から３０日の晩の８時頃だったと思うんですが，財政課長と係長を探したんですが，課長のほうが電話が通じなくて，係長に電話が通じて，どうも厳しい状況が予想されるから，年末の対応を考えないといけないんじゃないかと思うと，しいてはとりあえずこれまで数回ですね，緊急雇用対策ということで，河川の掃除だとか，道路の草さらいとかということのですね，予算を４，０００万円，３，０００万円だと思うんですが，緊急雇用対策として市がやったことはございます。だからそういうことを含めながら，今回対応したいと，そして商店街の疲弊もありますから，同時に商店街のことも，商店街と言うよりは，商店の皆さんのことも対応していかなきゃならないだろうということと，なぜプレミアムを思いついたかということは，商店に直接金を負担するというわけにはまいりませんので，そして市民の皆さん購買者にもよかったなと思われる協力できるようなものをするとなると，プレミアムだよなということで，このプレミアムの話を持ち出して，電話で検討してもらいたいということを入れました。そのときに財政課のほうは先の２６０億補正予算，国の補正予算の分として２，７００数十万円，大体配分があるということは情報を得ていましたので，それに見合うような形でいくつかの事業を組んでありました。市長が出張が多くて，十分対応ができていないので，こういう案を組んでありましたがということで言われましたが，いくつかについてはそれは駄目ですと，やはり雇用を増やすということと，間接的でも経済を潤すということの視点がないとだめですよということで指示をしまして，その後，職員のほうでいろいろ検討されて，大方こういう事業項目ができたということであります。そして６日の幹部会においては，こういう事業を緊急対策事業をやりたいということで，部長の皆さんには私から説明を申し上げたといういきさつでございますので，御理解を賜りたいと思います。個々のことについてもですね，このプレミアムの執行については本当に厳しいものがあるなと，いろんな検討をしました。これは難しい，どうなのかなというところまできましたが，ここまできたんだから，何とか皆

さんの理解を得て執行したいということで提案をさせていただいたということで御理解賜りたいと思います。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　経済波及効果の算出方法でございますが，全国一律の算出方法を基に算出したわけではなくですね，平成１９年度奄美群島の自立的発展促進戦略調査，これは国土交通省が行なっておりますが，この中の大島郡産業連関表を用いて算出をいたしておりますので御理解をいただきたいと思います。

１５番（三島　照君）　今市長の答弁をお聞きしたら，市長吟味したということなんですけど，私はいつも市長が私に言うてることとはちょっと知恵が足らなかったなと，市長らしくないなという思いです。市長はいつも行政の行革やいろんな文書の中で，いわゆる官民協働でこそ奄美市の活性化をと言うてきていますよね。この協働の協はいつも使っている字は協力して動けと，私は正にこの言葉が今回の皆さんの，ここにいる皆さんの頭から離れてない。先ほど市長が機関紙の話をしましたけど，あえて言うと協力して動けじゃなくて，共産党の共で共に動こうやないかと，共に考えようと，なぜ言えなかったのかいうことでも感じてます。今回の発想は，市長ね，商店街から声が上がっていると言ってますけど，これは商工会議所や商店連合会やね，建設業やいろんな団体と相談されましたかこれ。私はこの問題は協議されたら，もっといろんな知恵が出たと思うんですよ。例えば商工会議所もここにおられる向井議員が委員長をやっている奄美市の経済活性化委員会いうものを作って，いかに活性化を図るべきかいうことを相談してるんですよ。あえて言いますと，なぜ私がそれを言うかと言いますとね，この商品券は全国でいろんなところで活用されて，いろんなところで大成功しています。ほとんど成功しています。失敗しているところはありません。一つだけ，この前からの調べた中で問い合わせして得たことですけど，これは京都府の亀岡市というとこです。人口９万６，０００ぐらいの地域です。ここのプレミアム券はですね，発行してわずか５日間で，総額１１億円の発行をやったんです。９万６，０００でですよ，発行して５日間で２億７，０００万円売上てるんです。それで発売から５日間で，１１億７，０００万円を売上ているんです，ここ。そのかわり，発売場所をね，取扱店を６６８事業所，ここはサービス業から運輸業，建設業，不動産業，宅建業界，あらゆるすべての業種で扱っているんです。そうして，売り上げた商品券に商店街ではあまりにも売り上げが進んだもんですから，ある商店街はそれになおかつ商店街として１，０００円の券を発行して，それでそれの利用店が３３０店舗がこれを利用できるように登録して，全国でやっているんです。そういうことが，これはどこがやったかいうたら，行政じゃないんです。商工会議所と商店連盟がやってるんです。それで要望に基づいて行政が援助をやる。商店街，商工会議所へ相談に行かれたのかどうかね，商店街連合会とはいつ相談されてるのか，まず１点はその問題です。

もう１点はあとですねこのところでは，私は例えば，プレミアム券以外のところでですね，その公共事業の部分でなぜもっと，市長は商店街の売り上げ言いましたけど，基本が，目が，中心商店街にだけ向いているから，その証拠にさっき市長は言い間違いか知りませんけど，商店街，７商店街いうのは名瀬市内だけですよ。住用・笠利の商店街はどうなってるの頭から飛んでるんですそれすらも。考えてないでしょう，相談に行ってないでしょうそういう点。そういう点で，相談に行かれたのは，もう一回言いますとね，商工会議所へ行かれたのは二日前，先日やっと行ってるんです。その前に商店街は売出しの連合会の集まりをもってるんですよ商工会議所にね。それで１５日の集まりももってるでしょう。そこへ行ってどういう相談をされたか。商店街とどういう相談をされたか聞かせてください。

そしてもう一つ，私が先ほど言いましたように，なぜこれ以外のこの１３公共事業にあえて言いますと，私はここにプレミアム券以外のところで，もっと予算を掛けてほしかった。そうすればここで働く家族，従業員ね，会社，公共事業を含めたすべて年内にいきわたるんですよ。すべて年内に流通が広がっていきます。そういう点でですね，私は今回のこの問題について，さっき言いましたその商工会議所や，そういうところとなぜ相談ができなかったのか，ここで決めた後に相談に行ってるんですよ。それでこ

んだけの協力が得られるのか。それでそのときに先ほど市長が言われましたけど，なぜもっと皆さんの頭が，このプレミアム券だけに偏らずに，その公共事業全般にもっと金を掛けて，即年度内決算ができるようにしようという発想にならなかったのか。そこんとこをもう一回聞かせてください。

市長（平田隆義君）　単純な発想ということですが，私なりに随分複雑に検討したつもりです。協働のいう言葉ですが，本当は崎田さんの質疑のときにも，皆さんのゆいの心を期待していますと申し上げようと思ってメモを書いたんですが，これが忘れられて答弁になっていないということなんで，おっしゃるとおりみんなでやっていこうじゃないかという気持ちを持つことが大事だと，そのためには広く市民に関係するようにするにはどうするかとしたときに，この商品券はいいんじゃないかという判断に至ったということも理解していただきたいなと，このように思います。それから実を申しますと，連合，ちょうど末広通りでのカンモーレというイベントがあったときに，連合会の会長さんにお会いできましたので，年末の売出しをどういう予定ですかというお尋ねをしましたら，売出しはしますと，七つの通り会ということだったと思います。みんなでやりたいと思うと。そうすると商品券はどうですかということをしましたら，そこまでは今の状況ではできそうにないということだったということも，大きな私の心を動かしたところです。いわゆる商店街にしてみれば，１０パーセント割引をすると，これまでは商店街が商品券を発行しておりましたのでね，そこがやっぱり厳しいということかなという思いをしながら話を聞いたもんですから，それでは市がここんところは決断して，この年末に何らかの形で刺激，インパクトを与えることができればと，こう決断をしたところです。

それから，もう一つのことですが，この公共事業のことなんですがね，これ別に単純に考えたわけじゃございませんで，公共事業は補助対象事業を既に進めておりますから，ないしは有利な起債の付く事業は現に取り組んでおります。これからですね，やれるとすると，やっぱり市の単独事業しかないんですよ。おのずから限られてくるということなんです。それは会計の係長にも公共施設の整備とかで，単独事業のことを言ってるんですよと，補助対象になる事業じゃないんですよということは，私からもちゃんと支持してありますから，どうしてもこういう形になってくるだろうと。いずれやらなければならないのを，資金がないから，財政が厳しいからということで延ばしていた事業が結構ありますから，それを前倒しをして今回やっていこうということです。そうであれば，この１２月の年内の事業の取組もできるだろうということで，公共事業の枠については，また今後，財政の枠がございますので，その中で工夫をしながら対応をさせていただきたいと，このように思っているところです。

商店街の今度は，その売り上げの件なんですが，二つのおまけというか，景品とかを付けておるわけですね。年末の大売出しに商品の，もう少し充実させてくださいということで１００万円をこちから貸しております。これは七つの商店街のそのイベントの支援です。もう一つは担当の皆さんの発想だったんですが，商品券を多く使おうということも図ってみようと。そのためには商品券で購入した人にも限定されたプレミアムというか，景品をつけてみようということで１００万円を見込んで，年度明けに抽選をしようということで対応をさせているということであります。ただ，２億円の売上という予算を取りましたが，年末の七つの商店街の売出しの予想額は１億４，０００万円だそうなんですよ。その上に２億円ということは，６，０００万円積み上げることができればというのが私の試算です。そういうことで，この２億円の数字を弾き出したということでありますので，御理解賜りたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　答弁漏れはありましたかね。

（発言する者あり）

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　商工会議所や連合会との相談につきましては，まず１１月４日に通り会連合会の関係者とお会いをいたしまして，この商品券の発行事業計画案，これの説明をいたしました。それから，その中には実施の範囲，それから事業所の負担金について御相談を申し上げたところでございます。また，商工会議所へは１１月１２日，商工会へは１１月１０日に，販売の協力の御相談を申し

上げたところでございます。

１５番（三島　照君）　あのね，ええかげんにせえよほんまに。何を言うてんの。そんな細かい説明してないでしょうな。商工会議所に行ったときは，チケットの取り扱い協力してくださいというて行っただけでしょうな，担当者が。私行って聞いてるんですからこれ。その４日にそんな説明聞いてません。商店街の各通り会の会長さんもこんな説明聞いてない言うてるんです。これからやいう話をしてるんですよ。決めてから何でも決めてから言うのは押しつけなんですよ。やるから協力せというそうでしょう，市長。何を首振ってるの。そういうことなんです。市長が先ほど公共事業の補助金打てるものは打って進めてると，当たり前なんです。今回，単独事業でやるから経済効果が奄美で発揮されるんです。だからいっぱいあるんですよ，正月前の道走ってたら，朝仁川や有良川，仲勝川，全部草ぼうぼう，ああいうもん，かりるだけでも，刈り取りをやるだけでも，１業者２００万円，３００万円回るんです。それはその従業員も回る，家族にも回る，そういう事業をもっと出せませんかということが一つね。少ないから言うてるんです何を考えてるの。そんなもん。だから，改めてもう一度聞きます。本市が事業主体ということは，すべて奄美市民４万数千人に責任持たんならんのです。本来なら，これからの奄美の経済活性化発展に対して，市長もいつも企業誘致を含めてね，働きかけていきますと，答弁されてます。それが産業振興を推進するこの問題と今回のね，説明で聞きますと，ダイワ，ダイエー，ニシムタね，本社が本土企業に対しては，この商品券は使わないいうことでしょう。これは商工会議所や民間やらが活用する場合はそれでいいです。行政として，今後企業誘致を含めて，市の経済発展を進めていこういうときに，いわゆる本土企業を差別するようなことで，いわゆる行政としてそれでいいんですかということ。従業員は奄美の出身です。皆さん奄美市で市民税や固定資産を払ってます。誘致した業者も固定資産を払ってます。そういうことに対して，今後企業誘致する上で，奄美市は何かあったら差別しているということになったときに，問題は起きませんかということを考えてください。

（発言する者あり）

だから，言うてるように，この発想は，

（発言する者あり）

静かにしてください。商店街中心やからそういう発想なんです。だから問題は起きませんかということを言うてるんです。私は，市長はいつもいろんなところで一緒にお話をするときに，行政の中では，この市役所の中では，私だけが，自分だけが民間人やと，だから施策や人事のいろんな問題で民間の発想を徹底していきたいと言いって，いつもお話されています。そういう点で，やっぱりそこらへんも含めた発想が，なぜ指導できなかったのかいうことを，最後にお聞きしたかったんです。さっき言いました，奄美市としてこういう方法が問題なければない，そこまで検討されたのかどうか聞かせてください。

市長（平田隆義君）　地元に大規模店が進出してまいりました。その中で，いわゆる郊外型店舗が増えたわけでございますが，商店の営業が確実に厳しくなったという認識はしております。したがいまして，その大型店舗が消費者に対する貢献，これを否定するものではございません。この店舗の皆さんはそれなりの資本力と事業力で事業が展開されておりますから，大きな目で見ればそれは別に輸出入の問題がからんできますから，ですがこの地域においてはそういうことで根付いて頑張っておられます。困っているのはお店の人たちだということが私の認識でございますから，これをね，農産物で地産地消という話をしておりますから，地元の商店街をみんなで力を合わせて，この際年末を乗り越えようとじゃないかというのが私の提案と受けとめていただきたいとこう思います。

（発言する者あり）

はい，そういうことです。当局からはですね，市長，それ，ダイエーだとか，大型店舗をですね，外すのはそれはできませんよと言ってきました。外すことができないのったらこの事業をやめますと私は言ったんです。やめますと。それぐらいの覚悟でこれをやっておりますから，是非理解していただきたいなと。それから商店街商店街という言葉が出てしまうんですが，これは私からも市中心市街地を外れ

た小さいところで生業をやっている方が困っているんじゃないですかと。この人たちをですね，隣近所日頃からお付き合いで買ってもらっているという商品もありますよね。だからここんところを何とかしたいということで，どうするかということで考えたのが，今言う加入申請書を出してもらおうじゃないかと。加入申請書をずっと回って，回らんとだめよねという，これは苦労がいる，時間もいるんですね。笠利町の商工会は向こうから言ってきたんです。自分たちが全部回りますと。そういうことを求めたいなということなんで，一つ，この事業が成功したと言われるようには，職員も商店街のお店の人たちも，この際頑張っていただければなと，こう期待しておりますので，三島さんに褒めてもらうような結果を出したいと，こう思っております。

議長（伊東隆吉君）　次に，

（発言する者あり）

暫時休憩，おおむね１０分間，１５分再開いたします。（午前１１時０２分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは，再開いたします。（午前１１時１５分）

次に，蘇　嘉瑞人君の発言を許可いたします。

４番（蘇　嘉瑞人君）　議場の皆様，傍聴席の皆様，きゅはうがみしょうらん。４番無所属，蘇　嘉瑞人でございます。

臨時会に上程をされました議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について質疑をさせていただきます。

この予算は，市長も先ほど言っていたように奄美市緊急経済政策のための予算です。緊急経済対策について質問をさせていただきます。

通告においてはそれぞれの目的と書いて，目的というのを要旨に挙げています。詳しく申し上げますと，それぞれの事業が具体的にはどのような事業なのか。また，この事業を行なうことによって，どのような緊急的な経済対策の効果を見込んでいるのかという点をお伺いしたいと思っています。それではそれぞれ質問いたしたいと思います。一括して質問しますね。

集会施設改修事業，ヤスデ駆除対策事業，農業振興奨励事業，農林道環境整備事業，松食い虫被害予防対策事業，水産業振興奨励事業，商店街等活性化助成事業，本場奄美大島紬の祭典開催事業，奄美黒糖焼酎販路拡大イベント支援事業，まち灯り設置事業，市道・河川・公園等環境整備事業は，具体的にどのような事業ですか，またそれぞれを行なうことによって一つ一つ，奄美市の数ある事業の中から緊急経済対策として選ばれた予算を伴う１２個の事業です。それぞれがどのような経済効果を見込んで計画を立てられたのでしょうか，お伺いいたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画課長（瀬木孝弘君）　ただいま蘇議員から御質問の議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）に計上しております奄美市緊急対策事業費のうちの集会場改修事業についてお答えをさせていただきます。

緊急経済対策における集会施設改修事業の目的はとのお尋ねでございますが，まず合併に伴いまして現在奄美市域内の集会施設は，公共施設５６か所，町内会や集落会所有が１９か所の７５施設ございます。これまでに実施をいたしました共生・協働のまちづくり懇談会やむらおこし座談会においても，集会施設改修事業への補助，支援の要望を日常的に受けておりますことから，本市の町内会・自治会・集落会を対象に，改善の要望を募っておりまして，本市では合併まちづくり基金の果実を財源に，３地区に所在いたします集会施設の計画的な改修整備に取り組んでおります。このような中で，平成１９年度当初時点ではございますが，４８か所，約１億８００万円の事業費が見込まれており，すべての施設の

改修を終えるまでには１０年を超える期間と多額の費用が必要であります。申すまでもなく，集会施設は地区の活動拠点施設として重要な役割を担っており，また共生･協働の地域づくり推進は，本市にとって重要な施策であると考えておりまして，当初予算に計上いたしました費用は箇所，整備箇所とは別に，緊急性，優先度等を調査を実施いたしまして，今般緊急経済対策事業として新に８か所の集会施設を改修するものでございます。この事業の可及的実施によりまして，雇用創出を生み出し，市民生活に潤いをもたらし，新しい年を迎えることを目的といたしておりますことから，緊急経済対策に位置付けたものでございます。なお，最も大きな事業につきましては，笠利地区の用安集会所の約４００万円の改修でございます。

なお，本市の行政運営は財政健全化計画で計画的に取り組んでおりますことから，中小建設業者を優先いたし，建設工事の格付けランクのＣランクの業者と，併せまして地元雇用を求めていきたいと考えているところでございます。御理解をお願いいたします。

環境対策課長（徳田照久君）　ヤスデ駆除対策事業の目的はということでございますが，お答えいたします。

この事業は，名瀬地区の市街地及び笠利地区の山すそ地域でヤスデが異常発生し，以前も緊急雇用創出事業を実施した箇所の伐採を行なうものでございます。伐採を実施することで，ヤスデの生息しにくい環境を作るとともに，薬剤散布の効果も上がるものと考えております。この事業により，延べ３０４名の雇用確保が見込まれております。また，当該事業の実施により，民間消費の経済波及効果は，直接波及効果２９７万５，０００円，第１次波及効果４６万円，第２次波及効果５３万円の合計３９７万１，０００円の波及効果が見込まれます。

農林振興課長（小浜忠弘君）　緊急経済対策における農業振興奨励事業の目的についてでございますが，近年原油価格高騰・穀物価格，肥料価格高騰及び飼料価格高騰等により，生産コストが高騰し，農家の生活も困窮しておるところでございます。生産意欲の衰退が危ぐされるところでもあります。このような中で，今回原油，穀物価格高騰などに対する影響額の一部を援助することにより，農家経営の安定・生産意欲高揚と農業の振興が図られることから，農業振興奨励事業により，サトウキビについては１アール当たり３４５円，１ヘクタールに換算しますと３万４，５００円となります。肉用牛につきましては，１頭当たり７，０００円，養鶏については１羽当たり１００円，養豚につきましては１頭当たり５，５００円，果樹・園芸につきましては出荷額の３パーセントを援助するものであります。経済効果につきましては，先ほどから出ています国土交通省によります国土交通省のもとに算出しております直接効果３，９２１万円でありますが，波及効果として１４３．８パーセントあり５，６３６万円と試算される見込みであります。

次に，農林道環境整備事業の目的についてございますが，農林道の適正な維持管理を行なうことにより，農林産物の運搬，品質の低下を防ぎ，営農経費の軽減が図られます。しかし，現在伐採などの維持管理を開発公社に委託しておりますが，限られた予算の範囲内では必要路線に対応ができずに，農業用車両に支障をきたしているのが現状であります。このことから農林道環境整備事業によりまして必要路線の農道３５路線，林道１７路線の伐採を行い，雇用の拡大と併せて農産物の安全で効率的な運搬により，農業従事者の農業に対する意欲を図り，農業振興に努めてまいりたいと考えております。

農道の必要路線につきましては４３路線でございますので，訂正方をお願いいたします。

それでは費用対効果につきまして御説明いたします。

農林道環境整備事業の経済波及効果を，先ほどの国土交通省調査のもとに算出いたしますと，直接効果６２９万９，０００円でありますが，波及効果として１４２．２パーセントあり，８９５万円と試算される見込みであります。

都市整備課長（田中晃晶君）　御質問の５番目，松食い虫被害予防対策事業の目的について申し上げます。

現在，本当南部におきまして，松食い虫の被害が激しくなっておりますが，本市でも既に住用町で発生が目立っております。名瀬地区では朝仁，おがみ山の一部に侵入しております。このため本市指定平成の８年ですが，らんかん山保存樹林の内に保存松３９本について薬剤を注入し，松食い虫の被害を未然に防ぎ，指定松の維持保全を図るものであります。計上しております事業費は，委託料２１３万９，０００円のうち１４６万９，０００円であります。

なお，この時期に緊急に薬剤を注入する理由につきましては，注入された薬剤が樹体全体に行き渡って，効果を発揮するのに約３か月を要するということでございます。そのため，松の枯れ死にを引き起こすマツノザイ線虫を媒介するマツノマダラカミキリが羽化し，移動をする３月中旬の３か月前には薬剤注入を終える必要があるためでございます。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　次に水産業奨励事業の目的についてでございます。

本市の水産業の現状は，資源の減少や漁価の低迷，燃油価格の高騰，また漁業従事者の高齢化などで非常に厳しい状況でございます。現在，漁業従事者の水揚げ高に対する手数料は，名瀬漁業協同組合で８パーセント，奄美漁業協同組合で５．５パーセントとなっており，組合員にとって一部負担を強いるものであると考えております。

今回の事業の目的は，昨年から今年にかけての燃油価格高騰に対する緊急支援策として，奄美市に住所を有し，平成２０年度の各漁業協同組合の正組合員に対して，平成２０年１０月から２１年３月末までの６か月間の各漁況への水揚げ金額の５パーセントを助成しようとするものでございます。

この事業を通じて各漁業協同組合の揚げ場利用促進が図られ，現状の改善と水産業の振興を図ろうとするものでございます。

次に，商店街活性化助成事業の目的でございますが，まず地元の商店街における歳末商戦を応援する目的で，通り会連合会の大売出しへの景品等に１００万円を助成するものでございます。さらにプレミアム商品券の抽選に対する助成措置１００万円でございますが，年末年始までに商品券での購買意欲を促すため，この抽選会を２月初旬に行い，商品券の購買をも促す効果をねらっているところでございます。

紬観光課長（日高達明君）　本場奄美大島紬の祭典開催事業の目的ということでございます。

本場奄美大島紬の祭典につきましては，京都・埼玉，国内の６地域で紬祭事を行なう予定にしてございます。紬組合・販売組合・両組合から売上目標などを確認をいたしておりまして，６回の祭事でおよそ３，０００万円程度の売上を見込んでおります。地元への直接の効果が約１，５００万円，それに伴う波及効果といたしまして約１，８００万円の経済波及効果になるものと試算をいたしております。紬業者及び紬従事者への還元につながるものと期待をしているところでございます。

それから，奄美黒糖焼酎販路拡大イベント支援事業の目的でございます。

奄美群島広域事務組合が今年の１２月１９，２０，２１の３日間，東京の日比谷公会堂におきまして奄美丸ごと体験交流フェア開催実行委員会主催によりまして，奄美ファン感謝祭というのがございます。このイベントは今年で３回目を迎え，関東奄美会や奄美出身者はもちろんのこと，全国の奄美ファン並びに奄美に興味のある方が一堂に会するイベントでございます。その中で，鹿児島県酒造組合奄美支部が９０万円，それから鹿児島県が３３万８，０００円，奄美市が３０万円を負担いたしまして，奄美黒糖焼酎販路拡大イベントを行なうことにいたしております。この大消費地東京での，そしてさらに広域事務組合とのイベントの中で開催できますことは，経済効果もかなり見込めるものと期待をしているところでございます。

土木課長（東　正英君）　まち灯り設置事業の目的についてでございますが，本市では夜間における犯罪の防止，また市民の通行の安全を図り，明るく住みよいまちづくりを推進するために，奄美市まち灯り設置要綱を制定いたしまして，町内会や自治会の区域外において，地域住民が通勤・通学に日常通行し

ている箇所に街灯を設置して，歩行者などの通行の安全確保に努めているところでございます。しかしながら，これまで地域住民の方々などから，国・県道を含めた通学路への設置要望がなされても，まち灯り設置事業の限られた予算の中では，要望にもなかなか応えられていない状況となっております。このような状況の中で，今回緊急経済対策費といたしまして交通量の多く，危険性が高いと思われる国道・県道などの歩道に４４基，内訳といたしましては名瀬地区が１４基，住用地区に１５基，笠利地区に１５基の街灯設置を計画しており，安心・安全なまちづくりを推進するため，地域環境の整備を図ることを目的とし，並びに中小電気業者に対する経済対策効果があると考えられます。

続きまして，市道・河川・公園等の環境整備事業の目的についてでございますが，本市では市道・河川・公園等の環境整備に伴う維持管理業務につきましては，各支所・各課におきまして業務委託契約等により整備を行なっているところでございますが，今回計上いたしました緊急経済対策費は，かねてから地域住民より要望がなされているものの，通常の維持管理業務委託等の範囲を超えている業務を主として，年末年始における安心した生活と雇用の確保を支援し，さらに地域の環境整備を図ることを目的として予算を計上しております。主な整備箇所といたしましては，道路の伐採箇所が住用地区で７路線，笠利地区で３路線の１０路線，河川の伐採が名瀬地区の１河川，河川掘削寄洲除去でございますが，名瀬の２河川と住用地区の１河川の３河川のほか，公園の伐採箇所が２か所，笠利の宇津ダム周辺の伐採が１か所となっております。これに伴いまして，新規に雇用をいたします人数が約３０名，述べ人数といたしまいて約７６０名の雇用が見込まれます。

議長（伊東隆吉君）　再質疑。

４番（蘇　嘉瑞人君）　いくつかの事業について少し詳しく聞きたいと思います。

（マイクをと呼ぶ者あり）

まず３番の農業振興奨励事業でお伺いしたいんですけれども，こちら３０パーセント助成するということで，農家の負担軽減，それによって意識高揚を図っていく事業だと思っております。ただですね，今数字を上げていただきましたサトウキビ農家６０７戸，畜産農家６８戸，果樹園芸農家が５０１戸ありますが，こちらの調査等が今調査中という話なので，恐らく数が変わってくると思います。予算として計上をされてありますが，予算を作成するときに，最大幾らぐらいにおおむねなるだろう，もしくは最低限，最低一番落ちたらこれぐらいになるだろうという計画が立てられて考えた予算なのでしょうかということですね。

また次にいきます。次は４番の農林道環境整備事業についてなんですけれども，こちらもやはり雇用がメインではありますが今，道としてふさがっている農道の環境整備することによって，通りやすい道を作る。それによって，やはり農業を活性化させていく事業ではあると思います。ただですね，こちらで意識高揚して，さあ，作付けをしようと思ったときに，作付けはしたんだけれどもまた回収のときに草が生えていて，せっかく植えたのを結局収穫しないまま出荷もしないという，そういうまた意識が後で落ちてしまうような経済対策になってはいけないと思います。ですのでこういう農道整備するのであれば，その後の事前策みたいなものをも考えられての予算作成なのかというのをお伺いしたいと思います。

後５番，松食い虫の被害予防対策についてなんですけども，そちら実は奄美市の市木，市が定めた木として琉球松というものが定められています。ただ，今この奄美大島において，松食い虫の被害というものはすごいスピードで拡大してきています。これを見て僕が想像してしまうのは，日本におけるトキという国の鳥の存在なんですけども，絶滅を危ぐしながら，市の木をどう守っていくのかというのは，やはり緊急経済対策で終わらずに続けていく政策であると思うので，こちらも考えた中で予算作成をされているのかというのをお伺いしたいと思います。

後６番，水産事業の振興奨励事業においてですけれども，今回漁協を通して補助をしていくという観点なんですけども，この直接のコスト，例えばガソリンなどであるのコストを抑えるための支援ではな

くて，こういった軽減措置を取るというのは，どういった話し合いの中から生まれたものなのか，お聞かせください。

そして，目的等は先ほどの先輩議員の方で割愛しましたが，プレミアム商品券についてなんですけれども，こちらおおむねほぼ先ほどで説明はいただいたんですけども，その経済効果の中で，住用・笠利地区における経済効果というのはどれぐらいを試算しているのでしょうか。そしてプラスこういう商品券というものによって何が行なわれるかというと，観光客が物をもう一品改めて買ってもらうというような政策につながってくると思います。ですので観光客に対する広報であったり，販売方法というのはどういったことを考えられているのかというのをお伺いしたいと思います。

そして今度は１１番のまち灯り設置事業についてなんですけれども，こちら，今回４４基を追加いたします。現在あるまち灯り推進事業で建てられているものが５２基です。こちらを維持管理していくのも含めた年間の予算が通年として毎年２０万円計上されています。その中の半分，約１０万円ほどが維持管理にかかっているというふうに聞いています。ですのでこのペースでまち灯りを設置した場合，どう考えても維持費が２倍になるということで何が考えられるかというと，これからもまち灯りの設置はしていかないのかという，これでいっぱいなのかという不安がどうしても発生します。ですのでこれも来年度以降，予算の拡大を見込んだ経済政策なのかというのをお伺いしたいと思います。

以上，多くなりなしたが総括的にはなりますが，こちら雇用創出ということで，いろんな業務委託や，そういう直轄で雇って作業をされていくと思うんですけれども，どういう形で雇用というものを配分されていくのか，そういった考えもあればどうかお聞かせください。２回目の質問を終わります。

農林振興課長（小浜忠弘君）　それでは，農業振興事業における予算額の算定の方法を説明いたします。

まず，サトウキビでいきますと，農家戸数と対象面積を算出いたしまして，影響額単価を算出します。例えば燃料とか，肥料代とか，飼料とか，そういうのを算出いたしまして単価を弾いて，それによります３０パーセントを予算計上しております。それと畜産におきましても，対象頭数を確認しまして，その単価を弾きまして，それの生産に要する費用，飼料等につきまして同じでございますが，牛の関係につきまして生産コスト，これにつきまして単価を引いております。それによりまして単価額を算出しております。養鶏につきましても同じく，その飼養頭羽数を基準としまして影響額の３０パーセントを単価としております。それによりまして予算額を算出，養豚につきましても同じく，そういう方法でやっております。

なお，果樹・園芸につきましては，生産品等が明確なカボチャ，これをもとに算出しております。それによりまして，影響率を出しまして予算を計上しております。

それと，先ほどの農林道の関係につきましては，

（発言する者あり）

農家戸数の限度につきましては，例えば上限を決めております。

（発言する者あり）

産業振興部長（赤近善治君）　今課長がお答えしましたとおり，６０７戸，それから作付面積等で予算を出しておりますけれども，実際上，戸数が上下する場合がございます。そういった場合は，例えばサトウキビでしたら１ヘクタール当たり３万４，５００円以内ということにしておりますので，以内ですので，その付近で調整をしてまいりたいというふうに考えております。これは養豚も養鶏もすべてそうでございますので，御理解をよろしくお願い申します。

議長（伊東隆吉君）　よろしいですね。

農林振興課長（小浜忠弘君）　それでは農林道に関しまして，先ほどの伐採作業を終わった後の管理の問題と思いますが，当然そこに耕作される方々の協力のもと，農林道の関係につきましては協力いただき

まして，その後の伐採等につきましては，協力方をお願いする予定でございます。

市長（平田隆義君）　松食い虫の件なんですが，つい先般瀬戸内町・宇検村・大和村・奄美市・龍郷の首長さんに集まってもらって対策協議をしたところです。情報の収集を受けたところですが，この一般的なというか全体の松食い虫の駆除については大変苦慮しております。改めてですね，何らかの形で予算確保に動かないと，今のままでは大変難しい状況になっております。山の中の１本１本をどうするかということでございますので，今後の大きな課題にしなきゃならないということでお互いに認識をしたところです。

今回のものはあくまでも市の保存樹ということで予防をしようということですので，御理解賜りたいと思います。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　水産業奨励事業につきまして，直接燃油の高騰に対する助成じゃないのかと，このことについて協議の中で燃油をどのぐらい使っているのか，どの方がどのぐらい使っているかという調査が大変難しゅうございました。そのことで，結果的には漁に出て燃油を使います。それで漁の多い少ないはございますが，出たことで水揚げが生じてまいりますので，水揚げによって，そのことから水揚げ，漁協への水揚げによってと，計算をしようというふうになった，これが経緯でございます。

次に，プレミアム商品券の発行，住用・笠利への経済効果ということでございますが，住用・笠利分の経済効果を直接計算はいたしておりませんが，平成４年だったと思いますが地域振興券がございました。この際に住用と笠利からも多くの商店などが取り扱いをいたしますということで上がっておりますので，今回も少なくとも実際事業所，その方々も参加していただけるものと，そのことによって少なからず効果が出てくるものと考えております。また観光客等への商品券の発売についてでございますが，基本的にはこの商品券は奄美市民の方々に利用していただくということを考えておりますので，その点につきましてはこれで御理解いただきたいと思います。

土木課長（東　正英君）　まち灯り設置事業につきまして，これからも設置をしていくとの御質問でございますが，今回のまち灯り設置事業につきましては，奄美市のまち灯り設置要綱に基づきまして，町内会や自治会の区域外において地域住民が通勤通学に日常通行している箇所に街灯を設置しております。先ほども言いましたように，今回４４基を設置計画しているわけですが，主に県道・国道等と歩道のある県道・国道等で，交差点のある箇所を重点的に設置をいたしております。この場所につきましては，住用支所・笠利支所の職員等が現地を確認しておりまして，現在のところ見落としがないものだと思っておりますが，今度県道の整備・国道の整備等でまだそういう交差点等が増えてきましたら，その際には検討したいと思いますが，今回のこの数で，この計画で今現在のところ計画どおりでございます。

議長（伊東隆吉君）　今のまち灯りの来年度の，今後のことも関してですか。

（発言する者有り）

からめてのことまで，答弁ですね。今後のことの５２増えることになるという倍に維持費が係るということを言いましたね，それに関しての答弁をお願いします。

土木課長（東　正英君）　今現在１９年度末で５２か所のまち灯り設置事業で街灯等を設置しております。毎年２０万円の予算が計上されておりますが，確かに２倍になりまして，電灯の取り替えとかいろいろ維持費が掛かるので，そのへんにつきましては，また今度増額等を考えていかなければならないとは思っております。

議長（伊東隆吉君）　再々。

（発言する者あり）

総括的な質問ということですか。雇用の形をどういう形にするかということですか。

財政課長（則　敏光君）　雇用という面でございますが，私どもこの３億６００万円の事業につきましては，おおむね三つの形態を考えております。一つは中小零細事業所対策，もう一つは緊急雇用の対策，三つ目が一次産業の離職者回避対策というような三面からの考慮をいたしておりまして，その中の緊急雇用の関係ですが，総額で農林水産関係性のヤスデ，松食い虫と，合計しますと２，３５７万６，０００円ございます。それと，それに関係する雇用効果，トータルで延べでございますが１，６２０名の延べ人数の雇用効果があると。新規でございましたら約８８名がまる２か月雇用できる。委託契約書，これは森林組合とかシルバーにも委託する場合のございます。担当課が直で賃金で雇う場合もございますが，いずれにしましてもできるだけ委託契約書に新規雇用をお願いしたいという文言を織り込んでおります。そのような関係で雇用としては１，６２０名，延べ人数を予定いたしております。

全体の，先ほど経済効果も出ましたが，先ほどは商品券の関係あるいは個別事業でのそれぞれの経済効果，担当課長，述べておりましたが，この事業，総体的には３億６００万円投資いたしますが，先ほどの国土省の奄美限定版の域内経済波及効果を試算する産業連関表というのがございますが，これで試算いたしますと，総合的に４億４，８６４万９，０００円，４億４，８００万円ほどの経済効果を予定，一応見込んでおります。

４番（蘇　嘉瑞人君）　あまり長くなっても仕方ないので，最後総括的に２点だけ質問させていただきます。

雇用で１，６６０名を生み出せるという答弁をいただいたんですけれども，それを見てみますと森林組合やシルバー人材などまた電気工事等されるので，電気組合等などを通して雇用を生み出していると思います。ただ，これを見たときに，実際に行なわれている作業を見ると伐採作業，建設工事というものが，やはり主になってきています。これが何を意味しているかというと恐らく単純に考えるとですよ，男性向けの仕事なんですよ。１，６２０名もの雇用を生み出しているにもかかわらず，この中でどうしてこう女性に対する雇用というものを考えなかったのかというのが，やはり大きく気になるところなんですね。こういった話を考えながら計画を立てられたのか。女性がかかわれる雇用の事業というものが計画に上がっていても出てこなかったのか。それとも初めから考えていなかったのかというものをお聞きしたいというのが１点。

それとですね，これ引用なんですけども，村上龍さんという方が，龍氏が１３歳のハローワークという本を書いているんですけど，その中で政治家の職業紹介の一応抜粋します。政治家は様々な集団グループの利害の調整のための方法を考え実行する。それは実はものすごく面倒くさくて，割の合わない仕事である。集団内のすべてのグループやすべての人が満足する政策などあるわけないので，政治家は誰かに恨まれるという文章があります。実際，そんな仕事なんですけれども，市長は政治家でございます。その中で，この１，６２０人の中で，ここまで女性の割合が少ないということは，女性に恨まれても仕方ないのかなというところが考えられるんですけど，それでもこういう経済対策をやっていくという中で，女性に対してどういう根拠で理解を求めるのかというのを，市長に是非答弁をいただきたいと思います。

市長（平田隆義君）　ここに出ております事業は先ほども説明申し上げましたように，単独事業で行なえるものを優先しましょうという枠がございますから，こういう形になったんだろうと思います。女性だけ雇うような仕事ということがですね，果たしてどうなのかなと。この作業の中には何人か，私は女性が下働きしているのは見かけたんで，ついてくるんじゃないかなという思いはしております。ただ，おっしゃるように女性の働く職場の確保ということは，この地域でも大変重要な状況ではないのかなと，こう思っています。特に最近耳にすることが，若い家庭の主婦と言っていいの，若い主婦の皆さんがです

ね，２か所，３か所のかけもちのバイトをしているということをよく耳にします。このことが何であるかということは我々はやっぱり責任を持たないといけない面がありはしないかという思いがしております。今後の課題にさせていただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　よろしいですね。次に，平田勝三君の発言を許可いたします。

（発言する者あり）

いや，８名おりますので議長にしたがってください。

６番（平田勝三君）　民主党の平田勝三でございます。短くということですが，議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）の歳出第２款総務費，１項総務管理費，１４目の緊急経済対策費の全般についてお伺いいたします。

前置き抜きで質疑いたします。まず最初に，年末年始における安心した生活と雇用の確保を支援するため，これまでの取組を一層強化し，緊急経済対策事業を実施するとして提案されました１３件の事業に対し，事業内容そのものは説明先ほどから鏤々説明いただきました。理解いたしますが，是非実施していただきたいとの立場で数件質疑いたします。

この事業の多くが短期的な事業であると考えます。経済対策，雇用確保の事業としておりますが，１２月定例会でも十分に間に合う案件が多くあるととらえられますが，なぜこの臨時会での提案となったのかお示しいただきたい。そして先ほどから鏤々説明がありますが，重複いたすかもしれませんが，どの事業がなぜ緊急を要して実施しなければならない事業なのか。

また雇用確保ととらえる事業はどの事業なのかお示しいただきたい。

そしてプレミアム商品券発行事業についてお伺いいたします。

年末年始に向けた市民商店街の活性化事業として，先ほど来説明がありました。多くの市民は今日１，０００円でも２，０００円でも手元に現金がほしい。これが現実だと思います。確かに商品券を購入する市民も多くいらっしゃると思います。しかしながらそれ以上に現金を少しでも手元に残したい，この年末をですね，そういう方が多くいらっしゃると思います。このプレミアム商品券発行事業が経済刺激策と考えていると言われましたが，果たして本当に地域経済対策につながるか，疑問に思います。また，市負担額は２，１００万円かもしれません。その一方で，先ほど言いましたように，一方では先に示されました国保会計の６億８００万円の赤字をかんがみた場合，市民全体の感情としてはこの事業が本当に馴染むのか。不満と不安を増幅するだけではないのかという思いも片方であります。その付近について，是非御意見をお伺いいたしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画課長（瀬木孝弘君）　それでは緊急経済対策についての御質問の１番目，緊急及び雇用確保と位置付ける事業について明らかにされたいという平田議員さんの御質問に答弁申し上げます。

今回の緊急経済対策につきましては，中小事業者対策，緊急雇用対策，一次産業離職者対策ということで分類をさせていただいております。まず，中小事業者対策でございますが，地元商店や中小建設業，さらに大島紬製造業や焼酎製造所を対象としております。議案の説明資料の事業で申し上げますと，１番めの集会施設改修事業，７番めのプレミアム商品券発行事業，８項めの商店街等活性化助成事業，９項めの本場奄美大島紬の祭典開催事業，１０項めの奄美黒糖焼酎販路拡大イベント支援事業及び１３項目めのその他の建設工事の出来高検査等への年内支払いへの対応促進でございます。

次に，緊急雇用対策でございますが，この件につきましては，失業中であったり，事業量の減少によりましてシルバー人材センターや奄美森林組合など，登録しても実際に仕事がない方，または少ない方の雇用対策と考えているところであります。議案の説明資料で申し上げますと，２項目めヤスデ駆除対策事業，それから４項目めの農林道環境整備事業，以下５項目め，１１項目め，１２項目めの事業が該

当するものと見込んでおります。その他農林漁業対策事業でございますが，この件につきましては，原油高騰に起因をいたします資料・肥料の高騰などにより，農業水産業の経営に不安を持っておられる方もおり，離職も考えている方もいると聞き及んでいるところでございます。

一次産業離職者対策は，一次産業従事者に対しまして，生産意欲と不安解消を醸し出すため，行政もともに応援していることを示すための対策でございます。議案の説明資料で申し上げますと，３項目めの農業振興奨励事業，６項目めの水産業振興奨励事業が該当をいたします。

２番目の御質問がございました経済支援策及び雇用確保策を核とする事業で，緊急として馴染まない事業が見受けられると判断するが，１２月定例会ではなく，なぜ臨時会へ提出としたのかというお尋ねがございました。

今回の緊急経済対策は，まず年末までに経済効果が表れる事業を基本的に考えております。さらに年末までに経済効果が表れなくても，事業実施の見込みが確実になることで市民経済に明るい希望を持たせることが可能な事業を考えたものでございます。確かに議員がおっしゃるとおり，１２月定例議会に提案しても間に合う事業はございますが，市民経済に対する市の姿勢を明らかにするとともに，対象となる事業者の方々に早めに準備に取り掛かっていただけるなどを考慮する必要がございました。このようなことから臨時会の開催をお願いしたところでございます。御理解をお願いいたします。

また，あわせまして今回の議案に関しまして専決処分をすることも制度上は可能でございますが，地域経済状況に関する議員各位の活発な議論による討議をお願いいたし，そのため臨時会の開催が望ましいと判断をした次第でございます。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　商品券の発行についてご答弁申し上げます。

地域経済の活性化につながるかどうかということでございますが，まず歳末商戦を迎えるのあたり，地元の中小の商店への経済活性化策として商品券を発行をしたと，これを考えているということでございます。このことで地元の商店などで買物の機会を増やし，地域商店の活性化を図るものでございます。

次に，２，０００万円分のプレミアムにより消費拡大を誘発する景気刺激策としての効果を持っております。繰り返しになるかもしれませんが，市内一円の小売業，飲食業，サービス業，運輸通信業などの業種において広範囲で使えるよう，また本市の全域の中小企業や店舗においてプレミアム商品券に１割の付加価値がつきます。購買力も増し，商店街などへの活性化につながるものと考えております。また商品券発行事業は，購入してもらうことが一番大切であると考えております。今回の商品券は１セット５，０００円での販売となります。市民の皆様が買いやすいように工夫をしてございますので，御理解をいただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　再質お願いします。

６番（平田勝三君）　先ほどの答弁でですね，１２月定例会でも出せよったと，のもあったと，そして専決も可であったという話ですが，その市の姿勢を見せるみたいな発言でしたが，これは別に臨時会じゃなくても市の姿勢は十分見えるわけで，質問趣旨とちょっとずれますが，少し変な回答だったような気がいたします。この事業そのものはですね，先ほども言いましたように，私も十分理解はいたします。必要とも思います。ただですね，矛盾しているように取られるかもしれませんけれども，事業を担当する担当部課と言いますか，そこではですね，本命の定例会に提案してですね，取り組みたいというのは結構あったと思うんですね。それを経費節減ありきと言うんですか，市長なのかどなたなのか分かりませんが，ある程度抑制されてきた施策の中でですね，そういったものをこれまでの取組を一層強化しているということが名目にですね，何か抱き合せたかのごとく，今回提案しているんじゃないかと。そう逆に言えばこれまで本当は実施できてきたんじゃないの。そしてさらにまた矛盾します。優先順位はあると思いますけれども，本当はこういう出し方ができるのであれば，ほかの事業，ほかの企画ももっと出せるんじゃないですか。そしてさっさやればいいんじゃないですか，いうふうにもつながると思うん

ですが，その付近お伺いいたします。

市長（平田隆義君）　最初にお話申し上げましたとおり，国の地域経済の活性化の交付金，これが第１次補正予算で２６０億，そして第２次補正予算で６，０００億という数字が見えているということが，やっぱり決断の大きな力だったということです。ですから，通年やってもいいわけですが，そういう方向が今あるわけですので，何とかじゃあ年内に事業を展開して，少しでも年越しのことについて，地域の皆さんが喜んでもらえればということで，さっき申し上げましたように前倒しのこともありますと申し上げたのはそういうことです。ですから，何とか年内にこの事業ができるようにという努力をしなきゃならいということだということは御理解を賜りたいと，こう思います。

６番（平田勝三君）　あと，先ほどですね，少し懸念している部分を話させていただきましたが，感情論になってしいますが，一つ考え方をお聞きしたいと思います。

その国保会計の６億８００万円の赤字があって，市民の皆さんはですね，来年，再来年国保税が上がるんじゃないのと，不安を持ったり心配されています。この時期確かにプレミアムそのものは，先ほどから説明があっていますので，仮にゴーとゴーサインが出たとして，この国保会計のですね，勘定が片方にあるわけですよ。そうして皆さん保険が上がるかもしれないという中で，何で２，０００，こういうのなのというのは絶対出てくると思うんですよ。だから先ほどと重複しますが，この付近を不安解消も含めてどういった策を取られるのか聞かせてください。

市長（平田隆義君）　私で答弁できる範囲内ということになろうかと思うんですが，国保会計への一般会計からの繰り入れ，繰り出しと言ったほうがいいんですかね，繰り出しの件については，これまで１億づつ数年間続けてまいりまして，本年度は５，０００万円のお願いをしたところです。単年度で赤字を出さないという状況を施策を取ってくれるようにということで，担当者のほうにはお願いしているところです。単年度で赤字が出なければ現在ある繰越の赤字分をどういう形で解消していくかということが見えてくるだろうということで，そういう方向を取らせてもらっているということです。それともう一つですね，いつも議論になるところなんですが，一般会計から国保会計に補てんというかするときにですね，国保に入っていないお客さんはいわゆる健康保険組合かなんかに負担をしているわけなんでうよ。そしてその本来の一般会計からの分は自分たちの生活に使う金でしょうと，自分たちは二重に支払っていることになりはしなかという意見があるものですから，慎重にならざるを得ないということです。そしてそれと同時に大体国保会計の対象者が５０パーセント若干越したかなという状況になってきましたので，私もこの国保会計は本来お互いで支え合ってやっていこうというのが本旨なんですよね。ですが，ある程度地域においては，福祉的な要素を持たないと，大変対応が厳しいと，いわゆる財政の中の収支の中の問題が厳しいということがありますので，若干やはりそこには一般会計から繰り入れざるを得ないものがありはしないかということは，常に考えながら取り組んでいるところです。ですから今回のことについては国保会計のことについては，今後の大きな課題でございますので，その点を御理解いただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　終わり，さっきで３回目です。

若干確認しましたよ。

それでは，ここで暫時休憩を入れたいと思います。（午後０時１６分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは再開いたします。（午後１時０分）

次に，関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。社会民主党の関　誠之でございます。

大分時間が押しておりますので，前振りをやめにしまして，質問をさせていただきたいと思います。

議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について質疑をいたします。

１番目に，議案第１０５号について，基本的な考え方，予算編成方針，なぜ地域振興基金からの１億６，７８６万円の財源だけなのかと，予算執行の見通してについて当局の見解をお示しいただきたいと思います。

２点目として，ヤスデ駆除対策，松食い虫被害予防対策事業等の実施方法について，午前中議論になっておりましたが，１点に絞って質問質疑をいたしたいと思います。

シルバー人材センター，森林組合に委託ということでありましたが，シルバー人材センター等に委託をいたしますと，聞くところによりますと今稼働できる草刈りの作業員が７名というふうに聞いております。それで日当が６，７７６円，３０日に締めて１５日にその賃金を支払うということであるようであります。それに機械の借り上げとか，消耗代とか，草があれば当然処分料とかいうのが請求をいたしますということでございます。そういうことであれば，この計上した２９７万５，０００円が賃金として地域の中で回っていかないではないかというふうに思っております。そういうことで，例えば建設会社の作業員で，今時間が空いている方々等も含めて，そういった連帯を取ってですね，待機している作業員や仕事が思うようにない現金収入に困っているそういった方をシルバー人材でやるのか，市でやるのか分かりませんが，募集をして，この実施をできないものかどうかということが一つであります。

３点目には，プレミアム商品券の発行事業についてでありますが，市長の説明によりますと，年末の売上が１億４，０００万円，約６，０００万円を上積みをして２億円にしたいと言っておりますが，本当にこの商品券２億円の数値的な根拠があるのかどうか。私が思うに２，０００万円が原資でありますから，その２，０００万円を逆算すれば２億円，いわゆる１万円に１，０００円でありますから，２億円というような数字ではないのかと，もっと十分に練り上げて，商品券そのものについては波及効果というのは認識をしておりますし，例がありますように非常に経済の波及効果は大きいということは認識をしております。しかしながら，例えば細かいことを言うようでありますが，４４０万円の事務費を事業者から２パーセントで集めるということでありますが，予算に計上されており４４０万円，もしこれを全額使って，じゃあ２億円売れなければ結果として売れなかった分の事務費については，市の負担ということになりますが，こういったものを思い切ってですね，事業費の負担をさせずにできることは考えられないか。そういうことで，先ほど来議論になっております本土業者の問題については，この１億４，０００万円のかなりの部分が食料品を中心とする本土業者の皆さんの売上ではないかというふうに思っておりますから，結果としてこの２，０００万円の原資が市場に出回らなければ，この事業の効果というが本当にあるのかどうかというのは疑わしいことでありますから，視点としてはこの２，０００万円を市場に出回させるために，２億円の売上，２億円でなくても，もしかしたら１，０００円，１億円で１万円に２，０００円のプレミアムをつけえるとか，そういう方法論が再考できないのかどうか，そういったことについてお答えをいただきたいというふうに思います。

４点目の本場大島紬祭典の開催事業についてですけれども，なぜ紬組合，そして販売組合ですか，２００万円ずつなのか。恒例のもとの不平等さというのはないのか。本当にやっている，いわゆる効果が上がるところに多く金を入れてやるのが筋ではないかなというふうに思いますが，常に行政は公平を装ったのか分かりませがとにかく公平のもとの不平等というのが出てくるのではないかと思うがそのへんについての見解があればお答えいただきたい。

私の思いは，こういう例えば調べてみましたら，ほとんどが一番早いので１月末で，後２月，３月に祭事をするということであります。当然，その準備がかかるから今の予算に計上するんでありましょうけれども，こういったものを通常の予算の中でですね市長，出してくるそれぐらいの各業界との何と言うんですか摺り合わせ，また日ごろの政策の打ち合せ等をして，しかるべきではないかなと考えておるところです。

私の主観でありますけれども，例えば成人式に紬を買うとそういう人に２万円あれば４００万円ですから２００人の人に金が出ていくわけですからこれは１例でありますけれども，そういうようなことも

含めてやっていただきたいと，確かに先ほどの質疑の中で費用対効果が１，８００万円というようなことでありますがこの少し根拠をお示しをいただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども，先ほど市長の説明の中で分かりましたが，この独自策がどの時点で今回の緊急経済対策への立案をしたのかということでありますが，先ほど国の緊急対策が年内から年度内から年内に変わった時点だということでありますけども，是非このへんの政治家でありますから，先を見越してですね，ばっと早めに９月議会が終わった時点で，こういった施策を示していただければ，私どもも十分議論をして，また行政と知恵をですね出しあって，市民経済の浮揚のために頑張れたというふうに思っておりますが非常に，全体的に申し上げれば準備がないせいか，行政も十分に打ち合せができていないではないかというふうに思えてなりません。

以上のことについて当局に答弁を求めたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

財政課長（則　敏光君）　まず１点目の予算編成の基本的な考え方ということでございます。

なぜ地域振興基金からの繰り入れかということでございますが，一般財源１億６７８万６，０００円，財源といたしましてはいろんな，ございますが，一般財源でございますんで，地域振興基金，非常に名称的にも妥当なものであろうというようなのがとりあえずの考え方でございまして，特にこれでないといけないというものではございません。また予算執行上の問題ですが，今後決算ベースにおきまして，先ほど来市長が申し上げておりますとおり，国の１次補正総額２６０億円，これに対しまして奄美市枠の内示額は２，５４６万円という形で数字は来ております。これに貼りつける事業案は出しております。国の査定事業名の内示がきておりません。全額該当するか，あるいは最大３，０００万円までは該当するという話でございますので，私どもは一応，つい先日この今回の臨時議会上程いたしております事業の大半，一般財源投入の約７，０００万円ほどの事業名を列挙しまして出しております。おおむね内示が全額いただけるんじゃないかというふうな思いもしております。そうしますと２，４５６万円あるいは最大３，０００万円，これらが決算時点で財源振替と，国の補助金の交付金の財源振替，財源構成になる可能性もございます。また国はさらに２次補正，２次補正も今検討中でございますので，これらがどの範囲内で今お示ししております各緊急経済対策費の項目に該当するかどうか，まだ不明でございますが，そういったものとの決算時点での財源振替という可能性もございます。そのような状況でございますので，よろしくお願いいたします。

環境対策課長（徳田照久君）　御質問のヤスデ駆除対策事業費の実施方法についてでございますが，午前中の議員の答弁と重複する部分がありますがお答えいたします。

この事業は名瀬地区の市街地及び笠利地区の山すそ地域でヤスデが異常発生し，以前も緊急雇用創出事業を実施した箇所の伐採を行なうものでございます。伐採を実施することで，ヤスデの生息しにくい環境を作るとともに，薬剤散布の効果も上がるものと考えております。このことにより延べ３００余名の雇用確保が見込まれます。今回は緊急時における対応が整っているシルバー人材センターと委託契約を締結したいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。なお人材確保については，シルバー人材センターにおいて新規雇用でお願いしたいと考えております。

次に松食い虫の被害予防対策事業は，保存樹の幹にドリルで穴を開け，松食い虫予防薬を注入する内容であり，専門的技術，知識を有してないと，かえって樹木を痛める場合が考えられます。そのために専門的技術等を有する森林組合に委託して実施したいと考えております。なお人材確保については，補助員として新規雇用でお願いしたいと考えております。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　プレミアム商品券についてお答えも申し上げます。

商品券の２億円の数字的な根拠ということでございますが，午前中市長が申し上げましたとおり，商

店街の歳末大売出しの目標数値これが１億４，０００万円だということでございます。これに年始，それから卒業，入学シーズンの売上なども加味して６，０００万円を加味して２億円ということで御説明いたしましたが，その数字が根拠であることは間違いございません。またこれを今回予算化するにあたりまして，産業振興部への割り当てこれは予算に限りがございますので，このプレミアム商品券をやろうということでいろんな論議をしましたが２，０００万円程度だろうということになりました。商品券のプレミアムの率ということから考えますと，これまでの経緯からしますと１０パーセントが妥当なところだろうということから逆算しまして２億２，０００万円という商品券の発行ということになった経緯もございます。

それから事業主の２パーセントの事務費負担を軽減できないかということでございますが，これは商品券を取り扱う業者が登録して初めて商品券が使えることになります。この登録に際して区別をつけるためというか，そういう部分も含めておりますし，この事務費相当額の負担を２パーセントとしていただきたいということで２パーセントの率を定めましたので，これにつきましては２パーセントということで進めてまいりたいと思いますので，御理解をいただきたいと思います。

それから１０パーセントの率をもうちょっと上げたほうがいいんじゃないかという御提案だったと思いますが，普通，通常行なわれているのが１０パーセント，よくあるのが１０パーセントで人気もございます。仮に２０パーセントプレミアムをつけるとなりますと，これは実は悪用にもつながると，１万円をたくさん買いまして，大きな話をしますと，１０万円買いますと１万円の設けになります，これが２万円の設けになる。これを大きくしていきますと，大変大きな率と言いますか，利ざやと言いませんが，何と言いますかね，儲けが出てまいります。これを悪用することも考えられますので，１０パーセントという率に落ち着いたという経緯がございますので御理解をお願いします。

紬観光課長（日高達明君）　御質問の中で，なぜ販売組合・紬組合に２００万円ずつなのかということでしたが，従来，

（発言する者あり）

そうですか，すみません。従来，紬組合・販売組合の祭事につきましては年２回ぐらい，ここ１０年間は平均してみますと２回から４回というのが祭事の開催状況です。御存じのとおり全国的な着物離れ，それから国内外の不況，非常に和装産地も大変な状況になっております。このような中で，両組合と話をしていく中で１反でも多く，産地としては紬を売ることが一番大事なことだという，もちろん当然のことでございますが，そういう話しもありました。また先ほど議員からございましたように，いろんなそういう成人式にとか，また紬従事者，地球印の求評会の中で，そういう工程部門の中での報奨金などという話もありましたが，やっぱり産地として１反でも多く売ろうということで，両組合と話を進めてきたところでございます。その中で先ほど１，８００万円の根拠ということでございましたが，先ほどから話しておりますとおり，国交省のこの調査の中で，今回の補正４００万円組むことによって，直接的効果，例えば３，０００万円，両組合から聞きますと３，０００万円売り上げるだろうという予想なんですが，その直接的効果半分を地元に落ちると見まして，それの波及効果としましてトータル４００万円に対しておよそ１，８００万円というのも出ております。一応，そういうことで進めておりますので，

一つ御理解を賜りたいと思います。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　５点目に，今回の緊急経済対策についての立案の指示の時期，それからもっと早く施策を講じてほしかったという御質疑をいただきました。この件につきましては，先ほど市長から今回の緊急経済対策について，提案理由並びに答弁で御説明をさせていただいたところでございます。なお国の１次補正の原案が８月２９日の時点で国のほうから発表されておりまして，この成立が１０月１６日でございました。私どもといたしましては，この国の発表の時点で具体的な施策による緊急対策が実施されることを期待をいたしておりましたが，結果的に国の施策が見定めることができないうちに，

市独自の経済対策を実施することにつきましては，整合性を図る上で，また重複した事業等や漏れがないかなどの動向を見極める必要もありましたことから，国と連動した施策が必要であると説明をさせていただいたところでございます。

次にどの時点で緊急経済対策の立案の指示を受けたかということにつきましては，市長から御答弁もありましたのでお分りいただいたと思いますが，国の第２次補正予算年度内に成立の見込みが困難であるとの報道がございまして，また出張中の市長からの環境の確認，政治状況の確認の指示等をいただいたのが１０月末でございました。この時点で市独自の緊急経済対策の速やかな実施を検討する指示を受けておりまして，今般臨時議会をお願いいたしましたところでございます。このような諸般の緊急的な事情に御理解をお願いしたいと思っております。

議長（伊東隆吉君）　この補正予算の執行の見通し，完璧にするかの，そういう見通してですか。

（発言する者あり）

財政課長（則　敏光君）　緊急経済に資する事業でございますので，御存じのとおり２款１項１４目に新たに目を構成しまして，執行しやすいように一つにまとめてあります。分散して２款４款６款７款８款１０款という形でなりますと，全体的にも見づらいし，また先ほどの国の１次補正などの交付金があった場合の財源充当も，かなり面倒になりますので，一応執行上しやすいような形でも予算枠組みとしておりますので，担当課のほうでは，その形で執行上しやすいのではないかという配慮をいたしておりますので，御理解いただきたいと思います。

１４番（関　誠之君）　予算の今の執行しやすいようにということは工夫をしていいとは思いますけれども，それぞれがそれぞれの事業で目いっぱい組んでいるわけでありますから，是非その枠で全額ですね，予算を執行するようなことで，それぞれのやはり，ここにある課だけでなくて，いろいろな連携する課だと思いますから，是非，課との連携を取りながらですね，１００パーセント執行に努めていただきたいということを希望しておきます。

それと委員会とか，本会議でも申し上げておりますけども，せっかくですね，３６億円近くの基金を積んでいるわけですから，市長が今回，後で少し申し上げますけども，経済対策をやろうとそしてここの提案したことについては評価をいたしますけれども，午前中の議論にもありますように，本来ならばこういうことがですね，市の当初予算で市民の生活に直結することですから，単独予算でもですね，この基金を例えば３年間だったら３年間継続してやっていただけるようなことにはお考えはないのか，そこんところをお聞かせをいただきたいということと，ヤスデ，松食いの事業については，今答弁でありましたが，ただシルバー人材センターで今本当に稼働している人たちは７名ぐらいだそうです。登録があってもすぐすぐにその伐採のことができるかどうか，そういったものを含めてこの３０４名ですから，かなり頑張って新規の雇用をしながらやっていかないと，予算が執行できないんじゃないかという危ぐを持っております。少し申し上げましたけども，この２９７億５，０００万円ですか，それがすべて雇用にいくかなというふうに思っておりましたが，シルバー人材組合に委託することによって，それなりの経費とか，そういうものが取られるわけですから，そういう意味では２９７万５，０００円の真水が賃金としていくということではないじゃないかと思いますが，それの確認と，後，森林組合で専門的な人が必要ですから是非その人を中心に，新規の雇用もやるということですから，そこんところをもう一度，どのような手立てで具体的にやるのかですね，シルバー人材センターも森林組合も，そのへんの手立てをお聞かせをいただきたいと思います。

プレミアム商品券というのは，申しましたとおり波及効果はかなりあるようですけれども，先ほど来申し上げてますように２，０００万円の原資を市場に出すための手段として商品券があるわけですから，そこのところが少し弱いんじゃないかなと，弱いというのは本当にこの２億円が１，０００円のプレミアムで出ていくのか。本来ならばそのシュミレーションもあって，これぐらいは黙っててても売れて出る

よねと，努力したらこれぐらい売れるよねと，後はもっと努力をしないと残るかもしれない。残ったときの対応はどうしようかというようなところまで具体的に考えてはいるとは思いますが，なかなかそれが伝わってこないというのが各委員が，議員がまた心配をされているところではないかというふうに思っております。もう少し具体的な方法論，いわゆる完売する方法論があればお聞かせをいただきたいと思っております。

それと先ほどらいでております本土業者，基本的に地元の業者の救済ということは理解をしますが，２，０００万円を市場に回すためには，そういったところも含めてやらないとなかなか難しいのかなと，私は思いますので，もう一度その件についてお答えをいただきたいというふうに思います。

もしこのプレミアム商品券の発行について，当局が再考をするとすれば，どこをどのようにしたらよいのか，再考はないのであればないでよろしいんですけども，これだけの議論が出ているわけですから，何らかの形で考えてですね，いただきたいと。その件についてお願いをしたいと思います。

それと大島紬の問題については，先ほど来申し上げてますように大島紬組合も販売推進なんとか委員会というのを作って，一生懸命やっていることは理解をしております。しかしながら，この祭事というものは１，８００万円の費用対効果と言いますが，これは先ほど説明がありましたが，全体の市は４００万円出されますけども，全体の事業費としてはどれぐらいになるのか，それぞれ負担割合があれば教えていただきたい。普通流通でいえばコンマ何パーセントの費用対効果というのが常識的な範囲内だというふうに私は理解しておりますが，４００万円に対して１，８００万円ではないというふうに思っております。そのへんのところをよろしくお願いをしたいと思います。

財政課長（則　敏光君）　まず基金についてでございますが，この基金は従来合併時点で名称を統一したわけですが，条例の第１条の中身にはそれぞれの三つの地域の基金，活性化に充てるという文言がまだ残っております。当初予算編成時に財源が足りない分を，それぞれで補てんするという形で，この３年間来ておりました。その時点で，２０年度につきましては合併後３年目，９月補正におきまして財源不足もすべて解消し，さらに３億ほど積立金もできたというようなことで，財源不足補てんが必要なくなったというような状況もございます。この関係で合併３年目，そろそろ基金の統一をしてもいいんじゃないかというような議論もございますが，そういった形で，今後は計画的な統一した形での基金の運用と同時に財政調整基金，あるいは減債基金，この地域振興基金，統一した地域振興基金ですね，そういったものとのバランスのいい積み立て，取崩しなども検討していきたいというふうに思っております。

環境対策課長（徳田照久君）　先ほどの伐採の７名ということでございましたが，シルバー人材センターにお聞きしますと，伐採の専門職が７名ということで，後登録で３０名がおりますので，３７名という回答をいただいております。この賃金ですが，人件費に１．２５パーセントの諸経費を掛けて出しておりますので，賃金はそのままいくものと私どもは考えております。

議長（伊東隆吉君）　雇用の方法までお願いします。

（発言する者あり）

環境対策課長（徳田照久君）　一応シルバーのほうにお願いするわけですけれども，それが広がってきますので，雇用としては十分確保できるものだと私どもは理解しております。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　商品券の完売の具体的な方法はということでございます。

午前中も申し上げましたが，販売場所については市役所・各両支所，それから商工会議所・商工会・それに商店街で販売を促進しようというふうに思います。促進の方策ですが，これも繰り返しになりますが，新聞・ラジオ・広報紙・ホームページでの広報を行ないます。また大きい事業所，もちろん市役所も含めまして大島支庁やその他の大きい事業所のほうにも呼びかけをしたいと思いますし，議員の皆

様にも是非購入の御協力をお願いをしたいと考えているところでございます。この商品券につきましては，市民が馴染みやすい名称，サブタイトルみたいなものを今考えておりますので，これを利用して広くＰＲに努めたいと思っております。

それから本土業者も入れるべきではないかということでございます。これも午前中市長が申し上げましたけれども，我々のところでは利用する側の立場，市民の立場から申しますと市長どうでしょうという具申もいたしましたが午前中，市長が申し上げましたとおりでございますが，我々の考え方は地元の商店街やその他の地域，地元商店など育成という意味も含めた経済支援策であると考えておりますので，現在のような取り扱いをさせていただきたいと思います。

それから再考するとすればどこをどういうふうにということでございますが，今回のものにつきましては，基本的には原案のとおり事業を実施させていただきたいと考えております。

紬観光課長（日高達明君）　議員のほうから全体の事業費ということでございましたが，１月から３月までの６回の祭事で，市の負担が４００万円，紬組合・販売組合が１００万円，合計５００万円でございます。なかなか紬組合・販売組合にとりましても，高額な負担は今のところ非常に厳しい状況でございまして組めないということでございます。それでまた紬組合におきましては，その祭事に向けて大島紬の販売士という制度なども設けまして，１５人ほど認定をする予定になっているらしいんですけれども，そういう形でとにかく祭事をどんどん行いながら販売活動を強めていこうという気運が高まりつつありますので御理解を賜りたいと思います。

１４番（関　誠之君）　繰り返しませんけれども，基本的にはこの予算が１００パーセント執行するということが景気対策につながるというふうに理解をしておりますので，先ほどプレミアム券のことは２，０００万円の原資が２億円とか１億円とかいう話じゃなくて２，０００万円の原資が市場に出ていかなければその効果がないということだけは申し上げておきますので，是非その完売を目指して頑張っていただきたいというふうに思います。

それで最後になりますけれども，市長に対して少しお伺いをさせていただきたいと思いますが，この国の当然財政のことですから，財政の裏打ちを含めて考えなければいけないことでありますけれども，国が対策費で２，５４６万円ですか，この財源が入る予定があるからこの事業をやるというように聞こえてなりませんが，そうでなくて，本当に困っているから，先ほど言ったこの基金を取り崩してでもですね，合併まちづくり基金で言えば１８億円あるわけですから，地域の活性化基金で１億３，６００万円余りあるわけですから，そういうような発想でやっていただかないと，本当にこの緊急対策という緊急性が伝わらないんではないかというふうに思います。それで是非先ほども申し上げましたけれども，まだ基金に財源があるわけですから，是非状況を見てですね，来年度の当初予算にこのような生活と直結をした予算を是非上げていただきたいということと，今回この対策費をそれぞれの課におろして，課が相当な頭を痛めて，また切瑳拓磨をしながら出てきたものだというふうに思っております。そういう視点でですね，視点というのは職員の能力を思う存分発揮させるためにも，こういった予算は当初の予算を含めて必要だというふうに考えておりますけれども，こういったものが本年度だけで終わるのかどうかですね，そのへんを少しお聞かせをいただきたいと思います。

市長（平田隆義君）　２６０億円，６，０００億円，そして既に内示のあった２，５００万円，これらは一つの国の方向を示しているよという説明の話であって，議員のおっしゃるとおり１億６００万円基金を取り崩してやろうと，一緒で頑張っていこうと，こうやっているということは御理解を賜りたいと思います。そしてこれを基金がまだあるじゃないかというお話でしたが，我々は財政運営の責任がございます。そう簡単にどんどんあるからということで取り崩したら，また昔の状況になってしまいますので，どうしても限られた財源，そして財政の中での運転ということになろうかと思います。当初予算にというお話もございましたが，地域の経済，そして福祉の増進，市民生活の安全・安心をどう確保するか，

経済をどう整えていくかということで，当初予算の編成にも取り組んでおりますので，今ここでこの緊急事業の話をからめてというわけには，ちょっとまいらないのではないのかなというのが，今率直な考えです。よろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君）　それでは次に師玉敏代君の発言を許可いたします。

１番（師玉敏代君）　こんにちは。新奄美の師玉敏代です。平成２０年度の一般会計補正予算１０９号について質疑いたします。

私，９月定例会におきまして原油価格の高騰により，農業水産業の市の対策については，国と県の動向を推移を見守りたいという御答弁をいただき，前向きな建設的な策がいただけなかっただけに，今回の突然降って湧いたような景気対策事業に，一瞬えっと思いましたが，先ほど来市長の御答弁をお伺いしましたところ，国の流れ世界の動向を見守った結果，このような緊急経済対策事業に着手したいものとお察しいたしました。財政の大変厳しい中，まず何かをやる行動を起こすことは次に対策のつながることであり，特にプレミアム商品券は年末に活気の波涛を起こしてくれるものと思っております。年末を迎えるためのウワンホネ代，新年を迎えるための餅代の足しになり，有効期限の３月末までには，成人式・小学校・中学校・高校の進入学の準備，新社会人となる方の身の回りの準備等々，またお祝いも重なり大変出費が高額な時期でもあります。そのことから主婦にとっては，大変家計にとって大変助かることは言うまでもありません。奄美市一円の商店街，周辺部商店の活性化，経済効果をもたらすことと期待いたしまして質疑いたします。

１番目に集会施設の改修事業について，８か所の改修は集落の負担があるのか。またこれは緊急対策事業として，今回限りなのか。次年度計画はないのか。

２番目に農業振興事業について，原油高騰における生産と影響額のおおむね３０パーセントを助成するともあるが，先ほど影響額についてはサトウキビ１アール３４５円，畜産農家のほうでは１頭７，０００円，果樹に対しては生産額の３パーセントと，先ほども答弁いただきましたけれども，これについてはそれはいつからの分が対象になるのか。対象農家の基準は，何を基準にしているのか。そのへんを御答弁いただきたいと思います。

３番目に松食い虫被害予防対策事業については，被害を懸念する保存樹林対策ではあるが，松食い虫の被害状況，どこまで飛び火しているのか，先ほども聞きましたけど，もう少し具体的にお願いいたします。また北上しつつあるこの基本的な対策，立ち枯れしている松の処理をどのようにお考えになっているのか，お示しいただきたいと思います。

４番目にプレミアム商品券については，先ほど来からずっと質疑がなされておりますので，これについてはどこで発行しどこで販売するのか購買者対策，つまり売りさばき対策はどうするのかお聞きしたかったんですけども，これについては，市役所・商工会で売りさばくということで，完売を見込んでいるようですけど，その完売を見込めるための完売力を高めるための方策をもう一度お示しいただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　集会施設改修事業費補助金に関し，集落の負担はあるのかとの御質問に御答弁を申し上げます。

緊急経済対策費に対策事業として計上いたしました集会施設改修事業は，平成２１年度以降に改修が見込まれている御紹介のございました８件を緊急的整備が急がれる集会施設と位置付けまして実施するものでございます。補助金事業でありますことから，これまで同様公平性・平等性の観点から事業主体である集落等の御負担をお願いするものでございます。御理解をお願いいたします。ちなみに限度額は３００万円でございますが，補助額は事業費から１０万円を控除した額の４分の３を乗じた額でありま

して，集落等の負担軽減を図るため，平成１９年度に「補助金交付要綱」等を改正いたし補助率を引き上げてあります。

次に，次年度も改修事業は計画があるのかとの御質問でございますが，本市では「合併まちづくり基金」の果実を財源に，３地区にある集会施設の計画的な改修整備に取り組んでおります。したがいまして，次年度以降も継続実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

農林振興課長（小浜忠弘君）　生産額の影響額の積算根拠でございますが，栽培品目別に生産に要する肥料代・燃料代・飼料代など，生産経費を基準日として，この基準日といいますのは平成１８年８月からと平成２０年の８月を基準日として，現在の価格との差額影響額として算出しております。先ほど言いましたのはサトウキビについてで申し上げましたが，１０アール当たりの経費のうち，影響が大きい肥料代１万３５３円，燃料代１万２，０４８円の計２万２，４０１円であったものが，現在では肥料代が１万８，０８８円，燃料代１万５，８１５円の計３万３，９０３円となっております。この差額の１万１，５０２円が１０アール当たりの影響額となります。栽培面積の６６２ヘクタールを掛けた約７，６１４万３，０００円が原油高騰等に伴う影響額となります。畜産につきまして説明申し上げます。ミルク濃厚飼料・粗飼料・燃料・肥料代が特に増加しております。子牛１頭当たり１万５，７８２円の飼育経費が２０万９，２２８円となっております。その差額２万３，４４６円が１頭当たりの影響額となっております。年間出荷頭数６３０トンを掛けた１，４４７万１，０００円が原油高騰等に伴う影響額となっております。この算出根拠の基準日につきましては，平成１８年１１月から平成１９年９月分，それに対して平成１９年１１月から平成２０年９月分の差額を出しているものでございます。他の作物につきましては，生産経費内における特に増加額の大きいもののみを対象に，同様な形で影響額を計算しております。この影響額の基準日ですが，平成１７年と平成２０年度の比較を行なっております。そのため実際の影響額としましてはもう少し大きくなると思いますので，農家の経営は非常に厳しいものだと考えております。

対象農家の基準についての質問でございますが，サトウキビにつきましてはあまみ農業協同組合大島事業本部に出荷したもので，栽培面積５アール以上，１０ヘクタール以下の面積について１アール当たり３４５円，１ヘクタールに直しますと先ほど説明しましたように３万４，５００円以内に援助する予定をしております。畜産関係では肉用牛についてはあまみ農業協同組合大島事業本部に出荷をしたもので，上限出荷数を５０頭とし，平成２０年１月から１１月までの出荷頭数を１頭当たり７，０００円以内に援助する予定をしております。養鶏につきましては下限羽数を１００羽，上限を１万５，０００羽とし，使用羽数１羽当たり１００円以内に援助する予定をしております。養豚につきましては使用頭数１頭当たり５，５００円以内に援助する予定としております。果樹園芸につきましては，あまみ農業協同組合大島事業本部，名瀬中央株式会社，農林産物特売所（ゆてぃもれ，サン奄美，味の郷かさり）の出荷額を基準として，年間出荷額の３パーセント以内を援助する予定をしております。ただし下限出荷額は各出荷先ごとに５万円以上のものとしております。

次に，松食い虫の被害状況について御説明いたします。

大島支庁林務水産課の発表によりますと，平成１９年度末において瀬戸内の加計呂麻に島１万４，７６０立米立方メートル，瀬戸内町本島２，４５０立方メートル，宇検村３７０立方メートル，奄美市及びその他の町村におきましては被害がなしとされてきました。しかしながら，平成２０年１０月現在におきましては，奄美市で１２６立方メートル，ちなみに１本当たりの平均体積が０．８８立方メートルでありますので，これを換算しますと１４３本となります。またつい先日でございますが，松食い虫被害が龍郷町にも及んでいることが確認されております。このような松食い虫の被害状況であります。

次に，今後の奄美群島全域の駆除方針につきましては，県大島支庁林務水産課によります奄美市・大和村・龍郷などの先端地域で全量駆除を目標としております。公共施設や周辺集落など住民生活に影響を及ぼす被害樹について，必要な範囲で駆除するということであります。また当市におきましても，今後大島支庁と全面的な連携のもと，２０年度末までに現在被害を受けている松を県の松食い虫駆除事業

の導入によりまして，被害樹の全面的な伐採による駆除処理を図って，被害拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　プレミアム商品券の購買促進対策についてですが，若干繰り返しになりますが，お答えを申し上げたいと思います。

まず国・県の事業所，市役所はもちろんでございますが，市の関連事業所，その他従業員の多い事業所を対象に購入のお願いをしたいと考えております。合わせて，市民の方々には新聞，ラジオ，ホームページ等で広報等を行なう予定でございます。また市役所で行なわれる会合等でも購入のお願いの呼びかけをしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

１番（師玉敏代君）　４項目について質疑しましたけども，公民館の改修工事については８か所と，２１年度も次年度も継続してこういう改修計画をしていくということです。集落が５８ありまして，自治公民館とか各地区にもあると思いますけども，今ですねどれぐらいの集落の公民館施設がこのように老朽化して改修してほしいと思っているのか，そのへんの件数言いますか，状況を把握しています。そのへんをちょっとお聞きしたいと思います。

そして二つ目に，先ほど来，松食い虫については先ほど答弁の中で薬剤を注入して，３か月をしてから効果が効くということですので，その３か月前にはこの大事な残さなきゃいけない保存樹・保存林というのは３月までに間に合うんでしょうけども，それまでにこれまで蔓延してますと，奄美市全体も加計呂麻島のように笑うに笑えない紅葉に今なっているそうですけども，それもちょっと予防するということで，これに対しても大島支庁と奄美市が一緒になって今後対策するということですが，市長独自のこれに対する松食い虫に対するこれは奄美市だけの問題ではないので，今後どのような対策をしていくのか御見解をお聞きしたいと思います。

それとですねプレミアム商品については，これは私は合併して初めてなんですけれども，過去にこのような類似したこういう事業があったのかどうか，またあったとすれば，この売上状況ですね，がどうだったのか，その成果についてお聞かせいただきたいと思います。それでは質疑を終わります。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　公民館あるいは集会施設の改修の要望の状況での御質問だと承りました。

平成１９年度の当初におきましては４８か所，約１億８００万円の要望が寄せられております。前後いたしましたが，まず市域内の集会施設は公共施設が５６か所，それから町内会や集落会が独自に所有しておりますのが１９か所の７５か所でございます。１９年度につきましては，先ほど来説明しておりますように村おこし懇談会等の強い要望も日常的に寄せられております関係もございまして，１９年度の当初予算で８か所の整備を努めておりまして，現時点では４０か所，それでも９，６００万円の改善要望が寄せられている状況であります。ただこの箇所等につきましては，随時老朽化が進んでいるところも，その都度私どものほうではお受けをしておりますので，この数字が極端に計画どおり進むということではございません。並行して老朽化も進んでいるということには御理解をいただきたいと思っております。

市長（平田隆義君）　この松食い虫のことにつきましてはですね，私もつい先日の協議会で少しばかり理解を深めたところですが，今回は特に記念樹なもんですから，薬剤を注入して防除なんですね，予防なんですが，実際のところのですね，この松食い虫の防除というのは不可能な状態になっているということです。空中薬剤散布は確かに効率がいいそうなんですが，これはやっぱりほかの生態系に及ぼす影響が強いということで，これはやれないと。今のところですね，松食い虫に侵されたなというところの木を伐採して，そしてその伐採した木をテントを被せたりして薬品を入れて，そのセンチュウを殺すというようなことしかできないということでが，この事業の難しさを感じたところです。今後地方自治体にこれを任すというわけにはいかないんじゃないかということをですね，国に強く訴えて，もう人界戦術

にしかなりませんので，山の真ん中の木をどう切るかですから。人界戦術が取れるような体制をどう取るかということにしか方法がないんだなという思いをしてきたところですので，また何かありましたら是非御指導賜りたいと，このように思います。何か四国のほうではですね，かなりの成績を納めて，松食い虫をくい止めたという話もございました。正確な情報ではございませんので分かりませんが，外国なのか，どこかでかはですね，２キロぐらいの幅ですべての松を伐採しまして，そこから越えさせないような方法を取ったというところもあるようですが，これはもう奄美ではとてもやれることじゃないわけですので，どうすればいいのかなということで，会のほうも今後はじゃ，広がりをどうくい止めていくかということで，お互いに頑張っていくしかないかなということは当面の状況でございますので，今後ともよろしくお願いします。住用の新村のほうにかなり延びてきたと。大和村とあります。市街地のほうではおがみ山と赤崎のほうに１本ずつ，何かいかれてますよと報告を受けましたんですが，それは１２月予算にでも計上して，早めに撤去，伐採するということをさせていただきたいと思っているところです。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　プレミアム商品券の過去の実績と言いますか，についてお答え申し上げます。

通り会連合会やかつてありましたＴＭＯの主催で，平成１１年度から１４年度までの間に，７回プアミアム商品券を発行いたしております。１回目が平成１１年度でございますが，これは市の補助なしで通り会連合会が実施しております。プレミアムの率が１０パーセントで１，６５０万円の発行をしていたようでございます。２回目，３回目と１２年度に行ないまして，２回目が２，２００万円，３回目が同じく２，２００万円，プレミアムが１０パーセント，それから平成１３年度に２，２００万円と２，０００万円の発行を２度にわたってしております。この４回目の発行が１０パーセント，そしてこれが５回目からが５パーセントに落ちております。そして１４年度に３，１５０万円で，最後の７回目が３，１５０万円で発行しておりまして，プレミアム率が５パーセントであったようでございます。売上状況ということでございますが，プレミアムが付いておりますので，大変人気があったというふうに聞いております。今回通り会連合会の皆さんと，今回の１０パーセントのお話を申し上げましたときに，久々の明るい話題だと，お話だということで，大変喜んでおりましたので，今回もきっと人気が出る商品券になるだろうと思っております。

議長（伊東隆吉君）　それでは次に朝木一昭君の発言を許可いたします。

９番（朝木一昭君）　皆さん，こんにちは。無所属で朝木一昭と申します。

議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算について質疑をしたいと思います。内容が先ほどの議員などが何度か触れておりますので，ちょっと関係するものだけを触れてみたいと思います。

１，集会施設改修事業ということで，当初予算の改修に係る１，２００万円ということとは別だということのようですが，改修対象の施設は７５だったでしょうか。その緊急度を要するという調査がなかれたそうですけれども，それはいつどのような方法で何箇所調査されたのか伺います。

もう一つは，農業振興奨励事業ということについて質問をいたします。

先ほどもいろいろ同じ内容で触れておりましたので，私のほうからは今回のサトウキビ農家・畜産農家・果樹園芸農家，それぞれに対しまして耕地面積，頭数，出荷額で算出しますという説明でございました。規模が大きいほど優遇されているのだなということを感じておりますけれども，対象から外れる農家などの不満は予想されないのか，１点聞きます。

それと特にこれは果樹農家などに対してでしょうけれども，ネット販売とか本土の方やら，直接取引している農家がいらっしゃるわけですけれども，あるいはまた無人販売ですね。今回の出荷額というとらえ方が農協や中央青果に出している昨年度の実績に基づいての予算編成になっているようですが，そういう数字で出ない農家がいるはずでございます。そういう農家に対しての配慮は，今回はどのように

なっているのか伺います。

あと３点目は，皆さんが説明，何度が質疑されておりますプレミアム商品券発行事業でございます。２億２，０００万円の事業の２億円は市民からいただきましょうと２，０００万円は市が持ち出しましょうという内容でございますがこれが少しく気になりますのはですね，先ほど市長の答弁やら課長の答弁のほうから中心商店街とか歳末売出しという言葉が聞かれたりしてですね，改めて質問ですが，対象は奄美市全体におけるものが対象になるはずでございますが，その小さな店舗も対象になるのかを，もう一度確認をしておきたいと思います。先ほども周知方法精算方法などは質疑がなされて答えられておりますがこれを実のある事業とするためには仮に対象事業をですね，あらゆる事業にやるとすれば膨大な数になると思います。その周知方法が徹底しないことには，これに協力あるいは一生懸命推進していこうというふうにならないのではないかと思いますので，周知方法は今お答えしてもらいましたからよろしいですが精算方法までですね，もう一度確認の意味でお聞きしたいと思います。あと，この発売方法ですけれども実際市民がですね，そのプレミアム券のことについて知ってどこで買いに行けばいいのかということをですね，ちょっと分かる範囲で説明していただきたいと思いますし，その売上金，ざっと２億２，０００万円のお金がどこかでか売られていくわけですが，その売上金はどこで，だれが，どのように管理するのかをお示しください。あと，有効期限が３月３１日までということでございます。これは行政の会計年度の関係かなと，使用する市民にしてみれば，せめて１年ぐらいあったほうがいい利用ができるのでないかなと思いますけれども，有効期限の確認と，もし３月３１日まで使用できなかった券の取り扱いをどうするかを質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　集会施設改修事業につきまして調査の点で，また調査の方法についてのお尋ねでございましたので御答弁申し上げます。

これまで名瀬地区での共生・協働のまちづくり懇談会や住用・笠利地区でのむらおこし懇談会で補助支援要望も強くありましたことから，この集会所改修事業の候補につきましては，町内会，それから自治会連合会の総会や研修会，また毎月開催しております住用・笠利地区での駐在委員会や嘱託員会等でも広報を行い，その要望の把握に努めてきているものであります。したがいまして，３支所におきます集会場の優先度につきましては，まず３支所のそれぞれ集会施設の担当の箇所，具体的には笠利・住用につきましては地域総務課，それから本庁につきましては企画調整課でございますが，こちらのほうで担当いたしまして，その結果については尊重をさせていただいております。今回の緊急経済対策といたしましては，先ほど来御説明申し上げておりますように，要望の寄せられております２１年度以降の改修を見込んでいるものを調査の対象といたしておりまして，名瀬地区に１１月５日に建築技師による調査を実施いたしました。主な内容でございますが，外壁やひさし等の爆裂の状況，それから雨漏り等の状況，それから床の破損の状況，このあたりを中心に調査をいたしまして，今般危険性があり，また緊急的な整備が必要であると思われる６か所の改修を本庁では取りまとめたものでございます。また支所につきましては先ほど来の支所の権限でございますので，回答のありました住用１か所，それから笠利の１か所，合計８か所を改修補助金として計上をさせていただいたものでございます。具体的には，名瀬地区におきましては対象といたしましたのが２２か所，それから住用地区におきましては６か所，笠利地区におきましては１０か所，合計３８か所を今回の緊急調査の対象とさせていただいております。なお改修要望につきましては随時対応していくといたしておりますので御理解をお願いいたします。

農林振興課長（小浜忠弘君）　今回の農業振興奨励事業の援助金につきましては，規模が大きいほど優遇されているのではないかとの御質問でございますが，議員がおっしゃるとおり面積，飼養頭羽数，出荷額が多いほど多くの援助金を受けるということになっております。しかしながら，面積飼養頭羽数，出荷額が多いほど燃料等の高騰に伴う影響額は，比例して大きくなります。また一定規模以上の農家につ

きましては，個別に上限面積，上限額を設けておりますので，一概に優遇しているものではないと考えております。

次に無人販売農家や本土と直接取引している農家への配慮はないのかとの御質問でございますが，今回の緊急経済対策事業は農林振興課及び各関係機関で把握している面積，頭羽数，出荷額で算しております。無人販売農家や直接取引をしている農家につきましては，個別の生産実績について把握ができない状況であります。そのため今回の農業振興奨励事業については対象外としておりますので，何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　プレミアム商品券についてお答え申し上げます。

小さな店も対象になるのかということでございますが，まず商品券が使用できる範囲は奄美市一円を考えております。次にこれらの中で事業所で小売業，飲食業，運輸通信業などを含む事業所でございます。なおパチンコ，麻雀などの遊興費に使用することは考えておりません。商品券を取り扱う事業として登録申請することになります。したがいまして，事業所の大小にかかわらず取り扱いができますので御理解をいただきたいと思います。

次に精算方法についてでございますが，商店や事業所が商品券を使用した後，預かった後ですね，市役所において換金手続きを行ないます。事業所負担相当分の２パーセントを差し引いた額，５００円券１枚で申しますと４９０円を精算金として支払いをいたします。

それから，売上金をどういうふうに，だれが管理するのかということでございますが，商品券の発売方法につきましてはこれも繰り返しになりますが本市の商工水産課，それから笠利総合支所・住用総合支所で担当いたしますが，具体的な場所に，市役所，支所の場所については今後の検討とさせていただきたいと思っております。市民が訪れやすい買いやすいということを考慮いたしたいと思っております。併せて商工会議所・奄美商工会でも扱えないか，お願いをしているところでございます。さらに中心商店街の中でも，空き店舗がございますので，これを利用した販売所，出張販売を予定をいたしております。売上金につきましては市民が市に入る金額は商品券の発行は２億２，０００万円相当でございますが，収入は２億円ということになります。これは公金，市が発行いたします商品券ですので，市の歳入ということになります。公金でございますので，毎日金額の確認をして，市金庫に納入されることになります。この管理につきましては商工水産課，それから笠利・住用の両総合支所が確認をするということになります。

それから商品券の使用期限につきましては，できれば１年というお話でございますが，私どもは早い，年末年始のお話も午前中申し上げましたが，早い時期に使っていただきたいという経済効果と申しますか，そういったことが今回のねらいでもございますので，３月３１日までの使用期限ということを考えております。

それから商品券を購入した後で，けがなどの入院で使用できなかった方につきましては，改めまして期間を定めて払い戻しをする考えでございます。

９番（朝木一昭君）　１の集会施設は分かりました。３の農業振興に関してですけれども，この予算を立てるにつきました昨年度の実績あたりをですね，見て予算が立てられているんじゃないかと思いますが，このサトウキビ農家６０７戸，畜産農家６８戸，果樹園芸農家５０１戸とございますけれども，今回のこの方法を取りましたらですね，例えば生産はしている，市場には出さないと，直接取引してるから，農協にも出さないでいると，そして手広くやっているという方々は，完全に数字が漏れるわけですよね。そういう意味でここに上げている６０７戸，畜産６８戸，果樹園芸農家５０１戸，そこに１銭もいかない農家なども出るのだろうか。それは予想はどのぐらいをしているのかというのが１点です。

あとプレミアムのことにつきましてはですね，市長が先ほどからおっしゃいましたように市民生活の活性化とか，市民生活を潤すためということで確かに今飲食業，サービス業，運輸通信業なども含みますと言っておりますが市民生活に密着しているものもですね，扱えるような形が望ましいと思うんです。

例えばガソリンを買ったときに費用ですとか，サービス業でしょうから，理容所，美容室，成人式を迎えたときの費用なども含むわけでしょうけれども，できれば電気・ガス・水道とかですね，新聞，あるいは公的でない医療機関，地元に籍があるとなればですね，そういう医療機関などもですね，対応ができるようなものは一般市民が喜ぶのではないかと。そのためにはですね，この商品券という名目じゃなくていいネーミング，奄美市賑わい券とかですね，いいネーミングを使って，幅広く使用できるのが，潤いをもたらすのではないかと思っております。

それと何度もできませんから，じゃ，先ほどプレミアム２０パーセント付けたら悪用されるのではないかということの答弁がありましたが，逆の今の状況でですね，普通のお店でも１割負けてあげますよという状況が予想されますので，むしろこれまで年間３，０００万円とか発券した商品券を２億円分発行しようとするわけですので，せめてもうちょっと市民が喜ぶような２０パーぐらいにですね，やって，そのもの，予算をどうするということはですね，商工会あたりとかですね，本当は議論の，もうちょっと議論がほしいとこだと思うんですが，もっと準備をして取り組めたらなと，議案が上程されておりますので，せっかく市の持ち出しは２，０００万円になっているわけです，この事業に対しては。今回のメインでありましょうが，そういう検討などがなされなかったのかどうかまでお聞きしたいと思いますし，ついでですので，今回はすべての事業所は何事業所あるか，掌握しているかどうか分からないですけども，それに申請をしなくちゃいけません。こういう内容です。新聞とラジオとですね，そういうのに周知はしますということですが，周知の徹底を図っていかない，もう鳴物入りででもですね，もし議会を通過しましたら，急がないと周知ができない。そしたらその売上もできなくなっていく恐れがあります。そして併せて，この件に関しての問い合わせとか，苦情の窓口とかいうのを一本化して大きく市民に分かるように，どうすればいいんですか，こうでありますということがとりあえずすぐ分かるようなですね，方法を取っていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

農林振興課長（小浜忠弘君）　奄美市緊急経済対策事業事務の流れをちょっと御説明いたします。

まず支給対象，これを把握いたしまして，例えばサトウキビですと奄美農協で調査いたしまして，支給対象を栽培面積５アール以上，１０アール以下とし，

（発言する者あり）

それで，その範囲内にある方々が奄美農協のほうに申請していただくと。

（発言する者あり）

今回先ほども答弁いたしましたようにですね，非常に把握するのが難しいもんですから，例えば奄美中央青果とか，直売場でありますところ，奄美農協にですね，その資料をもとにやるしか方法ができません。

（発言する者あり）

議長（伊東隆吉君）　質疑の内容をよろしいですね。

産業振興部長（赤近善治君）　果樹園芸とか，先ほど課長から説明したとおりですが，直接インターネット取引とか，例えばタンカン等を大手のスーパーに出している場合は全くこちらで把握ができかねます。したがいましてこういった今回の救済策に対する奨励金というのは出せないということでございます。

あと，もう一つ参考までにですね，タンカンを直接販売している方は，それなりの販売売上をするわけでありますけれども，この市場を共販する場合が，やはり市場は市場での手数料を払っておりますし，ＪＡさんにする場合はＪＡさんに手数料を払ってますし，また直販所でも手数料を払っているというのもありますので，私どもとしては今回の支払い方法が，こういう公平性ではないかというふうに考えているところでございます。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　プレミアム商品券のネーミングにつきましてでございますが，ただい

ま私ども商工水産課のほうで担当しておりますが，ネーミングについてもサブタイトルのようなものを検討しているところでございます。

それから，１０パーセントのプレミアムを２０パーセントにするという検討をしなかったかということでございますが，これは私どもは先ほど来申し上げておりますとおり，１０パーセントが一番オーソドックスな形と言いますか，一番いいだろうということで進んでまいりましたので，２０パーセントの案は一度も出ておりません。

それから，申請について周知の徹底をということでございますが，お年寄りが経営している店も多くあると思います。だれにでも分かりやすいチラシなどを配布して，全商店，事業所などに配布をして，周知の徹底を図ることを考えております。

それから，問い合わせ等に対する対応につきましては，本庁の商工水産課１本というふうに考えております。支所のほうもなれてきましたらお答えができるかもしれませんが，現在のところは商水１本と考えておりますので御理解ください。

議長（伊東隆吉君）　もう一つ，市民生活に密着しているもの電気とか，その辺の理容等も。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　ガソリン代とか，それから新聞・医療・電気・理容・美容，できる限り，今から細かいチェックをしていきますが，できる範囲を広げてまいりたいと思います。医療のほうもできる方向でございますし，もちろんガソリンも利用できると判断いたしております。御理解いただきたいと思います。

（発言する者あり）

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　答弁の訂正をいたします。医療については難しい面もあろうかと思いますので，検討させていただきたいと思います。

９番（朝木一昭君）　今答弁を伺いましたし，今回の臨時議会の本当の目玉は，これが一番主であろうと思いながらですね，市長の思いが市民に十分伝わるようなことがなされればいいなと思いながら，特に気になるのはですね，本当にどう周知するか，あと，どう販売するかというのがですね，すごくネックになると思いますだけにですね，是非スムーズに，市民からまた次回も是非取り扱ってくださいと言えるぐらいなですね，一つの活気を呈するような動きになればと思いまして，もう私の質問を，質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君）　後一人まで頑張ってもらえませんかね。

（発言する者あり）

それでは暫時休憩いたします。（午後２時２９分）

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは再開いたします。（午後２時４５分）

次に，戸内恭次君の発言を許可いたします。

５番（戸内恭次君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。議案第１０９号　平成２０年度一般会計補正予算（第５号）について質疑をいたします。

質疑に入ります前に，若干意見を述べさせてもらいます。今回の予算案は私から見ますと他力本願型予算案でございます。また言わせてもらえれば緊急景気対策と言うよりも年末対策予算でございます。確かに３億，金額的に言いますと３億６７８万６，０００円が計上されて上程されておりますが，そのうちの２億円は市民が商品券を買ったときにのみ成立する予算でございます。一般市民にとっては，正に奄美市が３億６７８万６，０００円も予算を計上して景気対策をやっているのかなと，そういうふう

に誤解をしておられると思います。確かに景気対策は必要でございます。私も９月議会で緊急景気対策を述べましたし，他の同僚議員もその景気対策を打ち出しておられました。そうこうしているうちに国のほうでは定額減税ということで，公明党のほうから政策を打ち出されて，それを受けた麻生総理は定額給付ということで今議論されております。この奄美においてのこの問題も定額給付という国の政策にのっとった事業であるように，先ほど伺っておりますが，この給付問題は，何と世間では，世論調査では７２パーセントが反対，麻生総理はある世論調査では２９パーセント代まで人気を下げていると。国民のためにやると言いながら，しかしこれが国民のためになっていないという調査ではないでしょうか。そういうことで，この奄美市においてもこの国の予算，第１次，第２次予算を受けた形でのものであるとすれば，同じようなことになるのではないかと思っております。また緊急景気対策と言いましてもこのメニューを見ていますと，緊急景気対策ではございません。これはかねてから安心・安全な暮らしをするために必要な予算であります。今頃どうしてこういうメニューが出てくるのか不思議でなりません。分かりきっていた話です。９月議会に出たからではなく，その前からいろいろと議論を庁内ではされていたというわけでございますから，今頃こういう議論を持ち出すことは緊急景気対策に名を借りた市長の失策を補う予算だと私は思っております。正に無駄な公共事業を減らしてやるべきことを，こうしたことでやっているというふうに考えます。また私はこの予算は極めて小さな予算であると，持ち出しが１億６７８万６，０００円，これで大きな顔をして市長をはじめ，我々議員は景気対策をしたと，市民に大きな顔をして言えるんでしょうか。私はどうしてこういうことをですね，本気になって景気対策をしたことに，本気になって景気対策をするということにならないのか不思議でなりませんが，正にこれは一時的な対策であって，暮れを過ぎて，来年，再来年，この奄美の疲弊した景気を，どうしたら盛り上げていこうかという新しいメニューはないわけです。今取りあえず目の前のことだけを解決をする。それはそれで必要なんですが，同じ投資をするのであれば，夢が持てる希望が持てるそうした予算をですね，作りながらなおかつ雇用を増やす，そうしたことをお願いをしたくて９月には予算を，緊急予算をしてくださいと言ったわけですが，やらないよりはやったほうがいいんですけれども，そういう意味ではなかなか厳しい奄美市の状況は変えられない思っております。

そこで質問をさせていただきます。多くの同僚から質問が行っておりますので，重複するとは思いますが，１本議題上程に至る経緯，２受益者の範囲，３緊急性があるか，４費用対効果について，それと従来の趣旨との関係ということについて質問いたしますけれども，重複することについては省いて結構でございますので，どうぞお答えをいただきたいと思います。それから市長に本気でこの奄美市活性化をする意志があるのかどうか，お答えをいただきたいと思います。失礼します。

議長（伊東隆吉君）　１から４は読んで５は読んでいないような気がするがいいですか。

（読みましたと呼ぶ者あり）

全部読んだということね。

答弁を求めます。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　御質問の１番目の本議題に至る経緯等についてお尋ねでございますが，これまで御質疑によりまして，市長から鏤々その目的や必要性について詳しく説明をいたしましたので，一部重なることについて答弁のお許しをいただきたいと思っております。

今般の米国の金融危機に端を発しました国内の燃料や肥料，それから飼料等の高騰に苦しく農漁業者や中小企業への資金繰り等々の対策につきましては，８月２９日に発表されました安心実現のための緊急総合対策の１次補正予算として１０月１６日に成立をいたしております。この結果，地域活性化緊急安心実現総合対策交付金として財政課長から答弁のありました２，５４６万円の内示も受けておりまして，さらに１０月の３０日には２兆円規模の定額給付金を全世帯に支給するとした追加景気対策が発表がされております。これらの国の第２次補正予算等につきましては，現在予算編成作業中であり，関連法案の提出時期は多少時間を要するものと見込まれておりますことから，年末までの本市経済への波及

効果は期待できないものと判断をいたしたものでございます。加えましてこれらの推移に加えまして，先ほど御紹介のありました９月議会で議員各位から農漁業者や商店街の状況に対して経済対策，燃油高騰対策等を望む声も多く寄せられておりましたことも，もちろん検討加味したものでございます。今般，燃油高騰等による農漁業者の生産萎縮や意欲の減退，不安感の解消，また販売不振が続く大島紬産業や県本土に比べ一段と厳しい離島の雇用対策，さらに消費不振が進行する商店街や自営業者の活性化対策等が必要であるものと総合的に判断いたし，年末までの投資効果を切望し，緊急的かつ可及的に市単独の緊急経済対策を実施しようとするものでございます。概要は以上の内容，経緯でございます。御理解をお願いいたします。

市長（平田隆義君）　何億という取引をされている戸内議員ですから，１億の金なんておかしいということかなと思って聞いたところですが，国のほうのですね，経済対策もですね，生活者の不安解消，高齢者医療対策４，０００億円，持続可能社会への変革加速，省エネ税農林水産業，学校耐震防災１兆９，０００億円，それから新価格体系への移行と成長力強化，中小企業資金繰対策等で９兆１，０００億円，その他で１，０００億円で１１兆５，０００億円という金を財政出動して，日本の景気をよくしょうと，こうやっております。我々がやるのは，議員が指摘したように，手前の１２月をどうするかということでございまして，そのことを一緒に議論しますと，先ほどから申し上げているように公共事業の話にも行くと。我々は単独でやらなければならない事業を優先してやろうと。補助金やら起債の付く事業は当初予算で，ないしはその他の議会で積み足して対応していこうということでありますので，このことをしっかりと分けて考えていただきたいと，このように思います。私は１億４，０００万円の年末売出しを七つの商店街が計画しているというから，その他の業種も加えて，２億代ぐらいまで上げていくということは，それなりの消費を拡大するということでは，十分に効果があると，こう受けとめております。

議長（伊東隆吉君）　トータル的に聞いて，これで終わっているように，答弁終わっているように思いますけれども。

５番（戸内恭次君）　私は奄美市が大変疲弊しているという現状をかんがみたときに，年末対策は確かに必要ですが，それ以上にそれ以降もですね，対応をしないと年末でこの世が終わるわけではございませんので，そういう意味で年末以降の緊急対策も含めて，何らかの知恵が出していただけないかなということの質問でございました。それと一つの方法としては，私が提案を前にしておりますが，一定の割合の補助金を出して市民がいわゆる借金をするときのいわゆる民間活力，設備投資をする，あるいは家を造る，そういったときにですね，民間活力というのものを引き出したときに，１０億円，２０億円という新たな事業が展開できるのではないかと，あくまでもそれは奄美市が若干の負担をすることによって，民間活力を利用するっていう手法もあるんではないかと，もう一つはかつて奄美市も旧名瀬市もやっていたことでございますが，ある事業に対して信用を供与する。いわゆる担保力を付けて，信用力を付けて事業の手助けをすると，そういったことで今までは到底できなかった事業が，新たな事業ができる可能性が出てくると，そういうことでですね，やはり何らかの事業を起こすために費用が使われたとか人件費が使われたとかそういう希望が持てるようなものにしてほしいなということをまず申し上げているございます。ここで細かいことの説明をちょっとお聞きしますが，さっきは農業進行奨励事業の中でですね，ネットでの販売等によってなかなか把握できないということがありましたけれども，私はならば所得証明等ですね，そういったことでできるのではないかと，そういったことは，所得証明は各個人で気軽に取れるわけですから，それで一つの受付をしてもらうという方法もいいのではないかなと，そういうふうにしませんと，なかなか大規模農家，あるいは生産をしている人のほうに手厚く施策になると，そして正に今から農業を始めたけれども，なかなかうまくいかないというような，そういう零細業者に対しての配慮がないんではないかということも思いましたので，申し上げておきます。

それから水産業振興奨励事業，これもですが，売上，水揚高のパーセントを６か月間助成するという

ことでございますが，文言がよく分かりません。今から漁獲が何か月か，どれだけあるのか，それを把握するのは難しい話でしょうから，これもまたいわゆる漁船登録をしている方，あるいは漁協のほうに聞いてみれば分かると思いますので，できるだけ水揚が多いほうにお金をやりますと，こうなるとですね，裕福な方がさらに裕福ということで，一生懸命漁民として立ち上がろうとする人に対してですね，なかなか手厚い助成がないということにもなりますので，その付近は出漁とか，あるいは漁業組合のですね，意見を聞くとかということで救ってほしいなということを感じます。

また紬の関係でございますが，紬の関係で確かにイベントをいける，イベントをいけるのは組合がいくということなんですが，もっとその前に一生懸命奄美の伝統産業を守るために基本的な仕事をしておられる現場の方，織子さん，締子さんとかですね，いろいろおられるわけですが，そういった人たちに対しても何らかの年末のそういったものもあればなというふうなことを感じながら，全体的に予算が大変少ないわけでございますので，しかしながら，さりとてあったほうがいいという意見もございますので，それはそれとして何とかまた市民が喜べるようなことをですね，やっていただければなということで，この点について，それから再度確認ですがその商品券がですね，取り扱う業者，医療機関については慎重にするとかということだったんですが，その中で例えばタクシーはどうだとか，代行車はどうだとか，そういったことも含めてですね，もし今はっきり言えることがあればお答えお願いします。

議長（伊東隆吉君）　トータル的に質疑をいうことでいいんですね。

（発言する者あり）

それではいろいろありますが，どなたからいきますかね。農林振興課長からいきましょうね。

農林振興課長（小浜忠弘君）　先ほどの御質問でございますが，零細農家の所得額，これにつきましてはなかなか申告される方々がいらっしゃるか，この付近は確認がすごく難しいものがあります。青色申告その付近ができれば，される方がいらっしゃればですね，その付近は確認はできるかと思いますが，なかなか現在，今のところですね，そのような申告をされるのは，生産額についてはある程度聞けば分かるかも知れんですけど，所得額について申告される方は数少ないです。

商工水産課長（前里佐喜二郎君）　まず水産業についてお答え申し上げます。

水揚が多い裕福な方にさらにという御意見でございますが，その前に正規組合員の数は両組合で１９０名という把握をしてございます。対象者が１９０名ということになります。

それから先ほどのその議論ですが，我々としてはいろんなことも考えましたけれども，大きい船で漁をする，当然小さい船より量は多くなろうとおもいます。大きい船ほど燃油はかむものでございますので，それに対してということも考えておりますので，この点につきましては水揚高ということで御理解をいただきたいと思います。

それからプレミアム商品券のタクシー，それから代行ということでございますが，タクシーはいけると思うんです。代行につきましては，ちょっとこの場で大丈夫ということは，ちょっと調べないと，申しわけありませんが分かりませのので御容赦願いたいと思います。

紬観光課長（日高達明君）　紬従事者に対する助成というお話でございますが，今紬の織子，染，全部今拾い上げてみますと約２，０００名ぐらいになります。その中で先ほどもお話申し上げましたが，その紬従事者の中の共済制度に加入している方が３５０名，その人たちへのという話も，ちょっと考えましたが，なかなか部分的なものになりますので，どうかということになりました。それで今先ほども申し上げましたが紬組合の中にも物産展，販売に力を入れたいという，かねがね話もありまして，紬販売士という１５名の方などが，もうすぐ認定になりますが上がってきておりますので，祭事を数多くもっていくことがよろしいんじゃないかという話なども伺っておりますのでこういうことになった次第でございます。

産業振興部長（赤近善治君）　プレミアム商品券のことにつきまして御理解いただきたいのは，まず目的につきましては，奄美市の全域の商店，これの地元商店街の育成という大きな目的でこの券をして発行しているということでありますので，例えば代行とか，タクシーとか，サービス関係いろいろありますけれども，もちろんこれらも奄美市の商店ではありますが，まずは第一義的には，目的は地元の商店の活性化するという大きな目的がありますので，その範囲をすべて枠を外してしまうといかがなものかなというふうに思いますので，基本的には地元商店街の活性化という大枠は大事にしてさしていただきたいというふうに思っておりますので，よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君）　はい，その分ですかね。担保保証に関してどうのこうというのはいいですか。

担保保証を最小限にして１０億２０億の民間活力が拡大できないかというのが，若干提案めいたことがありましたけど。

市長（平田隆義君）　これはもう先ほど申し上げた一環に入っておりますが，融資の件については開発基金のほうで受けて審査をして，県保証協会に回って，融資を行なうという手はずになっております。以前の貸し渋り，貸しはがしのときに対応したあの制度と一緒ですので，あのときも地域の皆さんに大変よかったという話を聞いておりますので，同じような効果は生まれるんじゃないかと，こう思っております。

５番（戸内恭次君）　最後になると思いますけれども，市長が今おっしゃられたことをもう一度確認ですが，奄美市として従来そういう信用力を利用したことがあるということでございますか。

（発言する者あり）

分かりました。私が提案しているのは，要するに今，保証人がなければなかなかお金は借りれないですよね。そういったことで，活力が出せそうないわゆるそういう目玉になりそうなもし企業があって，あるいはそういった人，若者が出たりしたときに，やはり今，こういうメニューがありますとおりですね，２，０００万円やら１，０００万円やら４００万円やら，ばらまけるわけですから，いわゆる国直轄の公共事業は外れた，正に奄美市単独の事業ということでさっきおっしゃられたんですが，そういったものをですね，大いに活用していただいて，活性化の道を開いていただきたいなと，そういう希望を申し上げておりますし，おそらくそういうことを打ち上げるだけで，自分はこういうことをしたいということを候補者が出てきたり，またいろんなアイデアが住民の中から出てくると思うんです。住民といえども，やはり自らを助ける，あるいはこの市のためにやりたいとか，あるいは地域のためにやりたいという人が実際いるんですね。住民の皆さんでもそういう方はいるわけです。ですからそういう意味ではそういった人たちの気力・体力・知恵をですね，いただいてですね，やれるんじゃないのかなと，これが行政はそういう住民をサポートする，後ろで助けてあげる行政であってほしいと思いますので，その一つのきっかけとして，信用力がですね，助けるきっかけになりはせんかなと，そういう意味で，話はでかくなったようですけれども，実際はちょっとした気配りがあれば，そういうことはできると，現に過去に奄美市も旧名瀬市もやってきたという経緯も聞いておりますので，リスクがあるという面はあるのでしょうけれども，リスクを恐れずにですね，是非そういった前向きのことをやっていただきたいなと，それが正に緊急の経済対策・景気対策・地域興しになるのではないかなという気がしますものですから，そこを再度市長にですね，その付近をお話を申し上げましたが，お考えをお聞きして質問を終わります。

市長（平田隆義君）　起こす事業，企業をどう助けていくかということにつながるだろうと思うんですが，以前は確かに市のほうもですね，名瀬市振興資金貸付というのがあって，５００万円５年間運転資金を貸しますよということで，市が保証してやっていたことがありました。これがだんだん国民金融公庫の

貸付と似てきましたので，そして当然に市に申込みが減ってきたということで，それは中止した経緯がございます。それからもう一つは，営農センターの研修を終えて，就農された方の１年間に見合う生活費をということで３００万円の貸付制度も作ったんですが，なかなかうまくいってないというのが現状です。今市の財政状況からしますと，そこあたりの危険度がどうしても高いわけですので，決断に踏み切れないということであるということだけは理解賜りたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終決いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

三島議員，何か。

１５番（三島　照君）　修正案を出したいと思いますので。

議長（伊東隆吉君）　修正動議ですか。

（「はい，よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。ただいま１５番三島　照議員より修正動議の提案がされました。

修正動議に関しまして，賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

３名，起立３名でございます。

これは所定の賛成がありますので，動議としては成立いたしました。

それでは，暫時休憩いたします。（午後３時１３分）

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　（午後３時２３分）

この際報告いたします。

三島　照君ほか３人から提出された修正案はお手元に配布したとおりであります。

提出者の説明を求めます。

１５番（三島　照君）　こんにちは。日本共産党の三島　照です。

私は，議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計予算（第５号）について，修正案を提案し説明をさせていただきます。

今日，多くの議員の皆さんの質疑の中で，今回の緊急経済対策の中身がかなり明らかになってきました。雇用対策など必要な事業であり，その効果が十分発揮されることを期待するものですが，プレミアム商品券の発行については，その事業の規模の割には十分な検討がされておらず，市の持ち出しが２，１００万円予定されているが，その費用対効果も十分な検証がされていません。同じく経済効果が期待できる福祉政策の充実や，またさらなる公共事業への小規模入札金額の受注など，これからさらに検討しよう思えばできる課題はたくさんまだまだ残ってます。緊急対策事業の必要性は十分に認識するものの，商店街の独自の政策として，商店街や商工業者など，事業所団体や業者の団体が自ら考え，市当局とも十分協議しながら実践することが，将来につながる対策として生きてくるものと考えています。そこで今回の補正予算からプレミアム商品券発行事業関連部分を削除することを求め修正案を提出します。私たちの暮らしを守る財源をより効果的に活用するためにも，今回の提案は不十分だと思いますので，是非議員各位の御賛同をいただきますようお願いをして提案理由の説明を終わります。

議長（伊東隆吉君）　これから修正案に対しての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

２３番（平　敬司君）　１点だけお尋ねをしたいと思います。

ただいま修正動議が出されましたこのプレミアム商品券の廃止をした場合ですね，今後の商店街活性化という，議員多くの方々が言い続けてきたことに対する対応をどのように考えているか，この対応の対案というのがあるのかどうかをね，この１点だけをお伺いしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　それでは答弁を求めます。

１５番（三島　照君）　私はですね，これは同じようにせっかくやるんでしたら，例えば２，０００万円を４，０００万円５，０００万円にするなど，片一方ではそうしながら，質疑に中でも私発言しましたように，全国で本当にこの事業を成功させているところは商工会議所や関係団体，建設，土木，あらゆる関係団体と十分議論し，十分なこれの普及体制が確立できれば，これは先ほど言いましたように２億円でなくても１０億円が１週間で売れたようにですね，可能性としてはもっともっと効果的な発表，提案ができるというふうに思ってます。そういう点で今回はそういったところへの配慮が足りないいう点で，もう一度あえて言えば１２月議会に提出をしなおしても，十分間に合うのではないかということで，今回の修正案になりました。

議長（伊東隆吉君）　再質ありますか。

２３番（平　敬司君）　おっしゃることはですね，よく分かります。私たちも２億円よりも４億円，５億円という多くの金を注ぎ込んだほうがいいということは重々承知をしながら，できるだけ商店街の活性化という形で速やかに行なわれるように，１２月の議会を待ちますと，今予定では２３日の閉会の予定のようです。２２ですか。これを待って行なうということは，年末に全く間に合わないので，緊急対策という言葉のとおり，緊急にこれをしなければならないと思っておりますので，皆さんの御理解を得たいなという思いがいたします。４億円，５億円という金は，今すぐ出せませんので，この額で何とかいきたいなという思いもいたして質疑をするわけですが，よろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君）　今の質疑の何か答弁できますか。

（発言する者あり）

（「４億円，５億円という金は出せないんだけども，そういう形でよろしいんですかということですが」と呼ぶ者あり）

ゼロベースでいいですかということ。

（発言する者あり）

今の質疑の内容分かりますか。

１５番（三島　照君）　私はこれをゼロベースにせという提案じゃなくて，増やせたら増やしながらも，１２月議会までね，

議長（伊東隆吉君）　この修正案動議が出ているのは，２億円をゼロのなっていますね。

１５番（三島　照君）　そうです。だから今回ゼロにして，１２月議会までもう少しそういう関係団体と相談し，関係団体からあえてこれがもう１億円増やしてくれ５，０００万円増やしてくれというような，どんどん意見が出て，そこで行政の出せる金額を判断して決めていくことが彼らの力を引き出すことにもなりますし，さらなる経済効果の発展に発揮につながるだろうということでありまして，そういうことです。

２３番（平　敬司君）　私が言うのは，三島さんが言うのはよく分かるんですよ。将来的にこうやりましょうということは。しかし緊急対策として１２月議会までにこれが待てるかどうかということなんです。おそらく時間的な余裕もなければ，事務事業もできないだろうから，今回は緊急対策としてこの３億円がなくなるわけですよね，これの中身を見ていると，

（発言する者あり）

２億円の部分がなくなるので，これでは商店街活性化のためにはならないんじゃないかという質疑をしたつもりですが。

議長（伊東隆吉君）　答弁ありますか。

（発言する者あり）

それではほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（「はい」と呼ぶ者あり）

７番（向井俊夫君）　一言だけちょっと質疑いたします。

今ですね，今回ゼロベースにして，そして次の議会，１２月議会でと簡単におっしゃいましたが，実は私は商売をやっている立場で言いますと，本当に今の時点でね，こういう対策というのは打っていなかいと，１２月に入ったらもう歳末商戦に入るわけです。そこらへんをお考えの上での，この修正動議かどうか，そこらへんをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

１５番（三島　照君）　言われることはよく分かった上でのことなんです。あのですね，私がこれは朝の質疑でも言いましたように，１２月４日に連合会，いわゆる関係者ですね，商店街の，と相談したと言われましたけど，ほとんどまともな相談はされてないんです。私はこの相談をきっちり腹を割って，例えば今日ここで出た質疑での全部さらけ出して，関係団体と相談されたら，１週間か１０日でことは済むと思うんですよ。でそうなれば，作業も事務作業も進むのはものすごく早いと思うんです。そういうことを出した上での提案されたほうが，これはもう即今から商店街やらは，売出しの準備に入っていきます。おそらく１５日も大売出しの準備の打ち合せの会議やってます。そういうとこで，そこが出されてたらできることですから，私は１２月でも間に合うと思います。

７番（向井俊夫君）　それはですね，商売をやってない方のお考えだと思います。私ども現場でやっていて，本当に毎日毎日がですね，商売人というのはもう本当に大変なんです。午前中の議員の方々の質疑の中でね，市内にある本土からの私に言わせれば進出してきている大型店，そこらへんに対しても企業誘致という観点から入れば，必要だというような発言もございました。それはもうとんでもない間違いであって，誘致企業というのは，私どものほうでいろいろ得点を与えてお願いして来ていただく，それに対して，もしそういうのが今回に，今回に匹敵する要件を満たしていればですね，もちろんその中に入れる必要があるかと思います。例えば通り会連合会に入っているスーパーですね，そちらは誘客をしてくださっているという観点から資格があるという判断をされているみたいです。ところが郊外のほうのお客さんをすべて引っ張って行ってるような，要するにこの奄美に進出してきた大型，本土の大型店ですね，それは地元に対しては，商店街に対しては何らプラスになっていない。そこらへんの判断だし，それともう１点は，それだけの資本力があって，やはり売出しだ何だやっていると，例えば地元の本当の小さい，中小零細小売店さんが一生懸命値引きをして，例えばこのプレミアム付きの１０パーセント付きの値段でやっても本当は太刀打ちできないんですよね。ですからそういう中でささやかなる，これは地元がやはりそういう中小，そして零細小売店に対するささやかなる，やはりお手伝いだというよう

に解釈していただいてですね，今回のこの議案は是非ですね，通していただきたい。そうしないとやはりただでさえ冷え込んでいるこのまちなかの商店そして笠利や住用の本当に端のほうに夜中のですね，週末になると，同じ中に住んでいると，そういう中で，夜遅く，土曜日なんか１０時１１時までお店を開けてですね，商売をやっている方々に，やっぱり気持ちを伝えてあげたいと，そこらへんでもし答弁があるんでしたら，お願いします。

議長（伊東隆吉君）　答弁ありますか。答弁ありますか。

１５番（三島　照君）　今，向井議員が言われた内容については，十分理解してますし，そのことについては異議はありません。

議長（伊東隆吉君）　ほかに，答弁ですか。

１６番（崎田信正君）　答弁ですよ。答弁です。つまり私は賛同者の一員になってますけれども，賛同者が今答弁されている三島さんの一字一句，全部一緒だというわけじゃないんですよね。それぞれの立場で賛同になっているわけですからその立場から発言をしたいというふうに思います。今，正に向井議員から言われたね，地域のお店の人を助ける一場だということは，それはよく理解できるんですよ。ところが提案者も言われているように，地域の人と実際そういった議論がされているのかと，朝の質疑のときでも，佐大熊の所はね，そういったお店とも，またサンプル調査も何もしてないわけですよ。実際，この２億円の商品券がどういう形でさばかれるのか。一部のところで買い占めされるのか，それとも平等に全部のほうに行き渡るのかね。そういったことも明らかにない。一方では，私，何人か聞いたけどね５，０００円，１万円の現金を持って買える人はいいねという話もあるんですよ。商品券を買いたいけど，毎日のお金追われていてね，５，０００円，１万円，そんな中で商品券を買うというようなことはできないという地域の人も多いのは確かなんです。それは国保税の滞納とかね，そういった状況を見たら当局の方もよく分かると思うんですよ。そんなときに２，１００万円の市の財政を持ち出すわけですから，もっと議論がなってですよ，これで市がやることで地域がおんぶにだっこということになればね，自立支援の一助にもならないと。一過性の対策だけで終わってしまう可能性がある。こういった提案をする中で，実際に地域の人がよしやろうと，販売するのはこうするんだというようなことが見えてですね，これで成功できるといったときにやるような事業じゃないのかなという思いで，私は賛同者の一員としてやりました。商品券そのものは否定していることではないんですね。未来永劫こういうことは駄目だと言っているわけじゃなしに，また行政がやるのがいいのかどうか，またやっぱり商店街，通り会ね，商店街があれば毎日来る顧客の人が買うわけですから，必ずそこではかれるわけですよ。そういったことがまだまだ議論不足じゃないのかなと。財政が少ない中で，ほかに本当に今困っている生活の人の助けにも，一部持っていけるようなことも本当に検討すべきじゃないかということで，今回この部分だけをやって２，２００万円の使い道を改めて考える。それで盛り上がりがあったときに，商品券をまたやろうということになれば，それはそれで結構だと思いますよ。

議長（伊東隆吉君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終決いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託を省略することに決しました。
これから討論に入ります。
反対者の発言はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
ないものとみなします。
次に，賛成者の発言はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
ありませんね。
これをもって討論を，
（発言する者あり）
よろしいですね。
これをもって討論を終結いたします。
これから採決を行ないます。
まず，議案第１０９号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第５号）に対する三島　照君ほか３名から提出された修正案について，起立により採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
４名，起立少数であります。
よって，修正案は否決されました。
よって，原案について起立により採決いたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。
以上で本臨時会に付議された事件は議了いたしました。
これをもって平成２０年第１回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午後３時４１分）

第 4 回 定 例 会

会期・議事日程
付　議　事　件

第４回定例会会期・議事日程及び付議事件

○平成 20 年１２月３日奄美市議会第 4 回定例会を招集した。

○会　　期　２０日間

○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
12 月 3 日	水	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（20 日間） 3　議案第 110 号～ 141 号 (32 件)　上程　説明 4　議案第 91 号（決算認定）(1 件)　上程　報告　質疑　討論　採決 5　議案第 92 号～ 105 号（決算認定）(14 件)　上程　報告　質疑　討論　採決 ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】①鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者名簿の配付 【議題】②奄美市営住宅入居者選考委員会の推薦について
12 月 4 日	木	本会議	1 一般質問 － 三島議員，師玉議員，蘇議員，渡議員，栄議員（質問順）
12 月 5 日	金	本会議	1 一般質問 － 戸内議員，奥議員，崎田議員，関議員，奈良議員（質問順）
12 月 6 日	土	休　会	
12 月 7 日	日	休　会	
12 月 8 日	月	本会議	1 一般質問 － 叶議員，多田議員，里議員，竹山議員（質問順）
12 月 9 日	火	本会議	1　議案第 110 号～ 141 号 (32 件)　上程　質疑　付託 ☆付託区分 総務建設－議案第 117 号～ 118 号 , 120 号～ 123 号 , 128 号 , 141 号（8 件） 厚　　生－議案第 111 号～ 116 号 , 119 号 , 124 号 , 129 号～ 131 号（11 件） 産業経済－議案第 125 号～ 127 号 , 132 号～ 134 号 , 136 号～ 138 号（9 件） 文　　教－議案第 135 号 , 139 号～ 140 号（3 件） 全委員会－議案第 110 号　平成 20 年度一般会計補正予算（第 6 号）は，所管する各常任委員会に付託。 2　議案第 142 号～ 144 号 (3 件)　上程　説明　質疑　付託 ※ 請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む) 総務建設－請願第８号，請願第９号，陳情第４号（3 件） 厚　　生－陳情第３号（1 件） 3　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 4　議案第 145 号意見書 (1 件)　上程　説明　質疑　付託　採決
12 月 10 日	水	休　会	※ 各常任委員会審査（厚生・産経）
12 月 11 日	木	休　会	※ 各常任委員会審査（総建・文教）
12 月 12 日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
12 月 13 日	土	休　会	
12 月 14 日	日	休　会	
12 月 15 日	月	休　会	報告書整理・議案等調査
12 月 16 日	火	休　会	報告書整理・議案等調査
12 月 17 日	水	休　会	報告書整理・議案等調査
12 月 18 日	木	休　会	報告書整理・議案等調査
12 月 19 日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
12 月 20 日	土	休　会	
12 月 21 日	日	休　会	
12 月 22 日	月	本会議	1　議案第 110 号～ 144 号 (35 件)　上程　報告　質疑　討論　採決 2　請願第 9 号 (1 件)　上程　報告　質疑　討論　採決 3　議案第 146 号 (意見書)(1 件)　上程　説明　質疑　討論　採決 4　議案第 147 号 (意見書)(1 件)　上程　説明　質疑　討論　採決 ☆紬着用

○ 付議事件は，次のとおりである。

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
（１）	議案第110号	平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	H20.12.22	原案可決	全委員会
（２）	議案第111号	平成２０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（３）	議案第112号	平成２０年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（４）	議案第113号	平成２０年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第２号）について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（５）	議案第114号	平成２０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（６）	議案第115号	平成２０年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第２号）について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（７）	議案第116号	平成２０年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第２号）について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（８）	議案第117号	平成２０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（９）	議案第118号	平成２０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（10）	議案第119号	平成２０年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第１号）について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（11）	議案第120号	平成２０年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（12）	議案第121号	平成２０年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（13）	議案第122号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（14）	議案第123号	奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（15）	議案第124号	奄美市敬老祝い金条例の制定について	H20.12.22	否　　決	厚　　生
（16）	議案第125号	奄美市内海公園バンガロー条例の一部を改正する条例の制定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（17）	議案第126号	黒潮の森マングローブパーク条例の一部を改正する条例の制定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（18）	議案第127号	奄美市内海公園条例の制定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（19）	議案第128号	奄美市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（20）	議案第129号	奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（21）	議案第130号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（22）	議案第131号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	厚　　生

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
（ 23 ）	議案第 132 号	奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（ 24 ）	議案第 133 号	奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（ 25 ）	議案第 134 号	黒潮の森マングローブパーク，奄美市バンガロー施設及び奄美市内海公園の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（ 26 ）	議案第 135 号	奄美体験交流館の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	文　　教
（ 27 ）	議案第 136 号	奄美市市民農園の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（ 28 ）	議案第 137 号	奄美市農業研修センターの指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（ 29 ）	議案第 138 号	奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	産業経済
（ 30 ）	議案第 139 号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	文　　教
（ 31 ）	議案第 140 号	奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について	H20.12.22	原案可決	文　　教
（ 32 ）	議案第 141 号	奄美市道路線の認定について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（ 33 ）	議案第 142 号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	H20.12.22	原案可決	厚　　生
（ 34 ）	議案第 143 号	新たに生じた土地の確認について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（ 35 ）	議案第 144 号	町の区域の変更について	H20.12.22	原案可決	総務建設
（ 36 ）	議案第 145 号	「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書	H20.12.9	原案可決	本 会 議
（ 37 ）	議案第 146 号	名瀬測候所の継続を求める意見書	H20.12.22	原案可決	本 会 議
（ 38 ）	議案第 147 号	ＷＴＯ農業交渉に関する意見書	H20.12.22	原案可決	本 会 議
（ 39 ）	請願第 9 号	奄美市長の在任期間に関する条例を求める請願	H20.12.22	不採択	総務建設
（ 40 ）	議案第 91 号	平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	一般会計決算特別委員会
（ 41 ）	議案第 92 号	平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 42 ）	議案第 93 号	平成１９年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 43 ）	議案第 94 号	平成１９年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 44 ）	議案第 95 号	平成１９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 45 ）	議案第 96 号	平成１９年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 46 ）	議案第 97 号	平成１９年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
（ 47 ）	議案第 98 号	平成１９年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 48 ）	議案第 99 号	平成１９年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 49 ）	議案第 100 号	平成１９年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 50 ）	議案第 101 号	平成１９年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 51 ）	議案第 102 号	平成１９年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 52 ）	議案第 103 号	平成１９年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 53 ）	議案第 104 号	平成１９年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
（ 54 ）	議案第 105 号	平成１９年度奄美市水道事業会計決算認定について	H20.12.3	認　定	特別会計等決算特別委員会
		平成１９年度奄美市水道事業剰余金処分計算書		原案可決	
※前議会からの継続審査事件					
（ 55 ）	請願第 8 号	ＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書の採択についての請願	H20.12.22	継続審査	総務建設
（ 56 ）	陳情第 3 号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制度を国に求めることについての陳情	H20.12.22	継続審査	厚　　生
（ 57 ）	陳情第 4 号	郵政民営化法の見直しに関する意見書等を求める陳情	H20.12.22	継続審査	総務建設

第４回定例会一般質問通告

（１２月４日（木））

◎日本共産党　三島　　照

１　市長の政治姿勢について

（１）本市の市民経済の現状と課題について

（２）新年度の重点課題は。

２　土木行政について

（１）末広・港土地区画整理事業の進ちょく状況は。

（２）先行取得の現状と見通し。

（３）換地設計の現状は。２０年度仮換地の指定の計画。

（４）地権者・テナント・通り会関係者のソフト事業への関わり方。具体的な話し合いはできないか。（再築補償の考え方）

（５）何故いま，都市再整備計画か。末広・港土地区画整理事業との関係は。

３　少子化対策について

（１）母子・父子家庭に対する単独支援事業について（必要性）

（２）学童保育事業の現状と課題について

（３）少子化対策室（子育て支援策）は検討されているのか。

◎新奄美　師玉　敏代

１　景気対策事業について

（１）プレミア商品券の進ちょく状況と利用対象枠。

（２）定額給付金の行方について

ア　政府実施本部からのどのような説明があったのか。

イ　実施時期と給付方法は。

２　農業振興について

（１）タンカン規格外対策について

（２）ホド地区農道整備について

ア　成果と今後の展望は。

（３）農地流動化対策について

ア　遊休地・荒廃地を今後どのような方策で流動化していくのか。

イ　８・１調査は何のためにするのか。調査上の問題はないのか。

ウ　Ｉターン・Ｕターン農業従事者への農地確保は順調か。何が問題なのか。今後やるべきことは。

（４）農業研究センターの役割と最大限の効果を出すための施策は。

◎無所属　蘇　　嘉瑞人

１　水道事業について

（１）三年をめどに，３地区の均等を図っていく方針を出しているが，水道事業においてはどのように均衡を図っていくのか。

（２）笠利及び，住用地区において未検針の給水栓があるようであるが，何栓あるのか。

（３）また，これまで，この問題にどう取り組んできたのか。

（４）墓地の管理体制について

（５）永田墓地はどのように管理されているのか。
（６）墓地の水環境について，課題を抽出し，方針や対応策を検討する協議会を設けるべきではないか。
（７）未検針の給水栓の問題解決に向けて，２１年度に何をすべきか，市長の見解は。
２ 県立図書館奄美分館職員住宅について
（１）予算化を検討するなど，保全計画を協議する場は第３回定例会後にあったのか。
（２）各団体，個人からの保全の話がある場合，市の窓口はどこが担当するのか。
３ 福祉行政について
（１）奄美市における今後の医療・介護保険事業の展開と方向性をお示しください。
（２）第４期介護保険事業計画策定について
（３）居住・施設系サービスが受けられる介護施設数について
４ 皆既日食について
（１）奄美市においては実行委員会ができ，受入方針，受入可能人数が制定されたが，奄美大島，喜界島の自治体間の連携は計画を立て，順調に進ちょくしているのか。

◎市民クラブ　渡　京一郎

１教育行政について
（１）各小中学校体育館の耐震診断について，どのようになっているのかお伺いします。
（２）東城小中学校体育館補修についてお尋ねします。
（３）学校内のヤスデ対策についてお伺いします。
２総合支所の組織機構について
（１）住用総合支所長についてお伺いします。
（２）役割と権限についてお伺いします。
（３）２１年度の組織について，どのように考えているのかお伺いします。
３土木行政について
（１）山間～戸玉間についてお尋ねします。
（２）戸玉～市間についてお伺いします。
（３）山間～住用小中学校までの通学路と冠水についてお伺いします。

◎市民クラブ　栄　　勝正

１ 施政方針
（１）新年度の施政方針
（２）一集落１ブランドの現状対応
（３）古見地区の活性化対策
（４）松食い虫の現状今後の対策
（５）し尿処理場の跡地利用計画
２ 産業振興
（１）耕作放棄地の現状と今後の方針
（２）新年度に向けての観光産業対策
３ 教育行政
（１）交付税措置による教育予算の現状
４ 健康増進について
（１）高齢者及び一般の市民のスポーツ並びに各種運動の把握推進

（１２月５日（金））

◎無所属　戸内　恭次

1 活性化への大きな柱である人口対策の一環としての高齢者受入れについて
（1）高齢者受入れにより財政を圧迫することになるのか。
（2）老人ホームの空きを待っている希望者の人数と年々の推移。
（3）現在の老人の入所者数と事業所に係る就業者数。
（4）現在の高齢者受入れ施設の事業所数と平均受入数。
（5）関係事業所の収入総額。
（6）関係者の給与総額と平均給与。
（7）高齢者個人の平均負担額及び各種保険の負担額。
（8）各種保険の負担総額。
（9）老人ホームを造るときの国・県・市の補助政策について
(10) 老人ホーム以外の受入れ施設について
(11) 老人ホーム建設に伴う１ベット当たりの平均建築費。
(12) 国・県・市の高齢者対策の方向性。
(13) 市営住宅一戸当たりの平均建築費。

2 末広・港土地区画整理事業について
（1）建物移転に伴う補償費はどれほどか（コンクリート，木造，それぞれ坪当たりの平均額）
（2）賃貸店舗と賃貸住居それぞれの立ち退き料の平均はいくらか。また，立ち退き予定軒数。
（3）コンクリート・木造それぞれの取り壊し費用の平均単価はいくらか。
（4）先行取得物件についての買取りの状況。
（5）買取り条件及び補償条件の公表について
（6）立ち退き店舗に対する営業補償費の算出方法について
（7）立ち退き料支払方法について
（8）事業区域内の土地評価は最近の経済状況の中変化しているのか。平均坪単価設定について
（9）３．２ヘクタールの事業区域内の建物で残される建物の軒数について
(10) 事業進行日程について
3 笠利地区の市有地占有について

◎市民クラブ　奥　　輝人

1 農業振興
（1）対象要件について
　ア　Ａ－５について
（2）集落営農の推進について
　ア　現状について
　イ　今後について
（3）農地と水・水土里サークル活動の推進について
　ア　現状について
　イ　普及・拡大について
（4）カンキツ・グリーニング病対策について
　ア　現状について
　イ　農家・樹園地の取組について
　ウ　非農家・庭先での取組について
（5）アリモドキ・ゾウムシ対策について

（６）クロマダラ・ソテツ・シジミ対策について
　　ア　防止対策について

◎日本共産党　崎田　信正

１ 市長の政治姿勢について
（１）市民のくらしの状況はどう認識され，どのように対応するのか
２ 福祉政策の充実について
（１）父子世帯見舞金の廃止はやめるべき
　　ア　施政方針の重みと本市の福祉政策が問われるのではないか。
（２）在宅酸素患者の電気代補助を
（３）高齢者などに火災報知器の設置費用を助成できないか
３ 末広・港土地区画整理事業について
（１）事業を中止の結論に至る条件はないかとの過去の市長答弁は今も変わらないのか。
（２）経済状況も大きく変動している。当初の目標数値はクリアできるのか。事業は見直すべき。
４ 住宅政策について
（１）高齢化社会に対応するまちづくりのひとつとして市営住宅敷地内に来客者用の駐車場設置を
５ 社会保障制度について
（１）国民健康保険制度について
　　ア　資格証明書の発行はやめること。子どもの保険証は直ちに発行すること。
　　イ　保険税の引き上げはやめ減免制度を充実すること。
　　ウ　特定健診を実施しての総括
（２）後期高齢者医療保険について
　　ア　後期高齢者医療制度は今からでも廃止を求めるべきではないか。

◎社会民主党　関　　誠之

１ 奄美市の合併について現段階における検証
（１）市長が考える合併してのメリット・デメリットと，今後の重点的な施策は何か。
（２）奄美市市町村建設計画における合併の必要性が指摘されているが，どのような対応がなされ，どう解決が図られているか。
（３）地域の課題に対する対応について
（４）土地利用構想の確立について
（５）まちづくりの中心となる基本施策について
（６）合併により廃止された施策と統一されてない施策。
（７）地域協議会の活動について
（８）合併について，現段階における市長の総括を。

◎新奄美　奈良　　博光

１ 奄美小学校の整備について
（１）プールを現在の７コースから５コースに変更して造ることはできないか。
（２）奄美高校側の校舎を取り壊しそこにプールを含めた校舎などはできないか。
（３）奄美小学校の校庭の水はけが非常に悪い状態にあり，整備できないか。
２ 次期奄振延長について（新奄美の予算要望事項にも盛り込んであります）
（１）平成２１年度予算の見通しとして具体的な対策内容を示して頂きたい。
３ おがみ山ルートについて
（１）必要かどう思うか。
（２）その他，整備すべき所が沢山あると思うがどうか。

4 末広・港町土地区画整理事業について

（1）商店街を活性化するための将来ビジョンが全く見えないという意見があり，地域住民としては将来に対し非常に不安があるとの意見があるがどうか。

（2）地域の皆さんとの話し合い，計画の将来について理解を深めているのかどうか。

（3）商工会議所の連携について，行政としてはどのように取り組んでいくのか。

（4）第１回桜マラソンに対して行政の協力体制。

5 プレミアム商品券について

（1）年末・年始だけではなく，お盆に向けて商品券の発行などは考えられないのか。

（2）年間計画の中に取り入れ継続してやっていかなければと思うがどうか。

6 公共事業について

（1）平成２１年度景気対策のための市単独事業はどのように考えているか。

（2）公共工事が年々減少している現状であり，弱小企業は大変だと思うが，業界にいきわたるように分割して多くの業者が少しでも参入できるよう配布はできないのか。

7 入札について

（1）予定価格を提示して入札を行なう制度に変わったが，行政・業者間のトラブルなどは起きていないのか。メリットがあったのなら示して頂きたい。

（2）一般競争･指名競争があり，今までは，検討中とのことがあったが，この制度は市が独自に一般･指名競争入札を決めることができるのか。また，両方を利用できるような体制になっているのか。

8 特産品について

（1）大島紬，黒糖焼酎，亜熱帯果樹の特産品等による行政と業界とが組んでの産業振興計画があるのか。

（2）紬組合との会合により要望がありました，紬組合の近くの橋を，紬大橋として改名し独立の色づかいで目立つようにしてほしいとのこと。

（3）成人式に紬着用運動を現在もやっているが，それに加え還暦にも着用運動を起こしてほしい。（紬組合も行なうが行政も音頭を取ってやってほしい）

（4）地元でも催事をやるべきでないか。割引セールを含めて。

◎公明党　叶　　幸与

1 産業・経済

（1）緊急保証制度について

ア　現在の状況と市の対応は。

イ　貸し渋り等はないか。

（2）奄美市緊急経済対策について

ア　農業振興奨励事業。

イ　農林道環境整備事業。

ウ　市道・河川・公園等環境整備事業。

2 教育行政

（1）第１回奄美市民体育祭について総括。

（2）奄美市青少年支援センターの設立について

（3）「早寝早起き朝ごはん」運動について

（4）パソコンや携帯電話を使った「ネットいじめ」について

3 市民の安心・安全

（1）芦花部地区水害対策について

ア　状況と対応，今後の対策は。

◎新奄美　多田　義一

1　市長の施政方針について

（1）今回の緊急経済対策に対しての評価

（2）任期期間の市長の最大の目的は何か。

（3）前例を作る行政として日本の中での奄美の役割をどのように分析，また評価するか。

2　観光・皆既日食について

（1）本気で勝負を打てるのか。

（2）メディア対応について

（3）奄美に不足しているのは何か。

3　産業振興について

（1）奄美市が考える産業振興策は何ですか。

（2）ＩＴ産業から見た奄美での可能性を示して下さい。

（3）世界から見た奄美の可能性をどのように考えるのか。

4　子育て支援について

（1）保育所の現状について

◎奄美興政会　里　　秀和

1　緊急経済対策事業について

（1）臨時議会で可決後の進展と現在の取組について

（2）平成２１年度予算への展望と取組について

2　農林水産業の振興と取組について

（1）農業用水の利用状況等について

（2）「にっぽんｅ物産市」について

（3）２１年度の農業基本計画について

3　世界遺産登録について

（1）国立公園について

（2）外来種対策について

　　ジャワマングース，ノヤギ等。

4　皆既日食観測について

（1）現在の現状，これからの取組等。

5　奄美健康ツアーについて

（1）現在の状況，これからの取組等。

◎奄美興政会　竹山　耕平

1　教育行政について

（1）有害サイト・ネットいじめから子ども達を守る対応策。

（2）給食中の食育・地産地消並びに郷土料理の取組について

（3）方言条例の制定について

2　福祉行政について

（1）認可外保育園の持つ役割をどのように感じているのか。補助・助成事業導入はできないか。

（2）病後時保育の導入について

（3）父子世帯見舞金の持続及び奄美市内における全父子世帯を対象とした拡大について

（4）子育てパスポート事業の更なる推進と今後の展望について

3　末広・港土地区画整備事業について

（1）奄美市中心市街地活性化協議会準備会について。これまでの経過。今後の予定。

第 4 回 定 例 会
平成 20 年 12 月 3 日
（第 1 日目）

12月3日（1日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　師玉　敏代　君	2番　多田　義一　君
3番　橋口　和仁　君	4番　蘇　嘉瑞人　君
5番　戸内　恭次　君	6番　平田　勝三　君
7番　向井　俊夫　君	8番　奈良　博光　君
9番　朝木　一昭　君	10番　竹山　耕平　君
11番　伊東　隆吉　君	12番　里　秀和　君
13番　泉　伸之　君	14番　関　誠之　君
15番　三島　照　君	16番　崎田　信正　君
17番　奥　輝人　君	18番　平川　久嘉　君
19番　渡　京一郎　君	20番　竹田　光一　君
21番　栄　勝正　君	22番　世門　光　君
23番　平　敬司　君	24番　大迫　勝史　君
25番　与　勝広　君	26番　叶　幸与　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　平田　隆義　君	副市長　濵田　龍太郎　君
教育長　徳永　昭雄　君	住用町地域自治区事務所長　高野　匡雄　君
笠利町地域自治区事務所長　諏訪　東　君	総務部長　福山　敏裕　君
総務課長　川口　智範　君	財政課長　則　敏光　君
企画部長　塩崎　博成　君	企画調整課長　瀬木　孝弘　君
市民福祉部長　福山　治　君	市民課長（名瀬）　幸　廣光　君
国民健康保険課長　倉井　則裕　君	福祉事務所長　大井　進良　君
自立支援課長　小倉　政浩　君	産業振興部長　赤近　善治　君

12月3日（1日目）

商工水産課長	前里佐喜二郎 君	建設部長	平豊和 君
下水道課長	盛正弘 君	会計管理者	田畑米利 君
教育部長	里中一彦 君	教委総務課長	福和久 君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹 君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠 君
議事係長	森尚宣 君	議事係主事	重田俊彦 君

議長（伊東隆吉君）　議場の皆様，おはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。

会議は成立いたしました。

これから平成２０年第４回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前９時３０分）

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　直ちに本日の会議を開きます。

議案第１２１号　平成２０年奄美市水道事業会計補正予算（第２号）参考資料について，一部修正がありましたので正誤表をお手元に配付してあります。御了承願います。

この際，報告いたします。

本年第３回定例会において採択した請願及び陳情で，会議規則第１３５条及び１３６条の規定により，市長において処理すべきものとして送付してありましたものについて，その処理の経過及び結果について報告がありました。その報告は，お手元に配付したとおりでございます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程に入ります。

日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に奥　輝人君，平川久嘉君，渡　京一郎君の３名を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第２，会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期として，別紙配付の議事日程表案のとおり，本日から１２月２２日までの２０日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって会期は，本日から１２月２２日までの２０日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第３，議案第１１０号から議案第１４１号までの３２件について，一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君）　おはようございます。今年最後の議会になりました。１年間いろいろと御指導，御協力いただきましてありがとうございました。残す議会で最終の締めくくりと言うか，１年を振り返った形での議会をお願いしたいと，このように思っております。

それでは早速，提案理由の説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第１１０号から議案第１４１号までの提案理由を御説明いたします。

議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について御説明いたします。

第１表歳入歳出予算補正の主な内容につきましては，まず歳入については，法人市民税の減収見込額を減額し，地方特例交付金及び普通交付税については，今年度の額の確定に伴う所要額を増額計上いたしております。

国県支出金，諸収入及び市債につきましては，歳出におけるそれぞれの事務事業に必要な財源等の所要額を計上するものであります。

また，繰入金につきましては，老人保健医療特別会計における前年度精算額を繰り入れるとともに，繰越金については，前年度繰越金の未計上額を全額計上するものであります。

次に，歳出の主な補正内容について，御説明をいたします。

まず，人件費につきましては，各費目で職員の時間外勤務手当等を増額するとともに，総務管理費において，区長制廃止に伴う特別職給与等を減額いたしております。

総務費の主な内容につきましては，総務管理費において，これまで繰り入れた財源不足額の解消と来

年度に実施する繰上償還の財源確保に努めるため，減債基金積立金を１億５，６３０万５，０００円計上しております。また，本庁舎の外壁落下及び防水工事に係る所要額を計上するものであります。

民生費につきましては，国・県支出金の過年度精算分に伴う返還金をはじめ，社会福祉費における介護保険事業特別会計への繰出金及び生活保護費の扶助費の増額等を計上すのものであります。

衛生費につきましては，保健衛生費において，予防接種及び妊婦健康診査に係る経費や国民健康保険事業特別会計への繰出金，水道事業費において，水道事業特別会計への繰出金等を計上いたしております。

また，労働費については，中小企業退職金共済掛金補助金等を増額するものです。

農林水産業費につきましては，農地費において，農業集落排水事業特別会計への繰出金，林業費において，松食い虫駆除の補助事業等を計上いたしております。

商工費につきましては，奄美大島商工会議所創立５０周年記念事業への補助金及びマングローブパーク内の休憩所整備に係る所要額を計上いたしております。

また，土木費については，事業費の調整に伴う予算の組み換え等が主な内容であり，消防費については，消防車庫の修繕費用を計上するものです。

教育費につきましては，小中学校及び体育施設等の維持管理経費をはじめ，朝日中学校のプール改修事業及び奄美振興会館の設備改修等に要する事業費を計上いたしております。

災害復旧費につきましては，住用地区での農林道施設災害に対応するための必要経費を計上いたしております。

今回の補正によりまして，平成２０年度一般会計予算の総額は，２９６億３，９７７万６，０００円となります。

第２表債務負担行為の補正につきましては，平成２１年度からの指定管理料及び一般廃棄物収集運搬業務委託料を追加するものです。

また，第３表地方債補正につきましては，事業費の変更に伴い，起債限度額を変更するものであります。

議案第１１１号　平成２０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては，総務費におきまして人件費所要額と賃金，役務費の必要額，徴税費内での組替え，運営協議会費の所要額を計上いたしております。保険給付費におきましては，退職被保険者等療養費，退職被保険者等高額療養費の増額を計上し，諸支出金におきましては，過年度分国庫補助金の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては，主に国庫支出金等を増額計上しております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ３，４９２万３，０００円の増額となり，平成２０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は，６９億９，９１０万２，０００円となります。

議案第１１２号　平成２０年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては，総務費におきまして人件費所要額と光熱水費等を，医業費におきましては，備品購入費をそれぞれ減額計上いたしております。

歳入につきましては，診療収入におきまして外来収入の減額と前年度剰余繰越金の増額をいたしております。また，繰入金の増額と市債の減額につきましては，調整交付金の確定等によるものであります。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ，１，０３９万９，０００円の減額となり，平成２０年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は，２億２，６３８万８，０００円となります。

次に，議案第１１３号　平成２０年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，諸支出金におきまして，前年度清算に伴う一般会計繰出金を計上いたしており

ます。
歳入につきましては，支払基金交付金，国庫支出金等におきまして交付金及び負担金の前年度清算分を計上いたしております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１億９２万９，０００円の増額となり，平成２０年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は，６億２，９３９万７，０００円となります。
議案第１１４号　平成２０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明をいたします。
歳出につきましては，総務費におきまして，職員人件費を追加計上し，介護給付費におきましては，主に在宅サービス費の伸びによる増額を計上いたしております。また，基金積立金におきまして，当初予定額より保険給付費増額に伴う保険料分充当相当額を減額計上いたしております。
歳入につきましては，保険給付費の伸びに伴う財源といたしまして国庫支出金等の負担金を増額いたしております。
今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ９，１４３万２，０００円の増額となり，平成２０年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は，４５億９，６９３万９，０００円となります。
議案第１１５号　平成２０年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明をいたします。
歳出につきましては，総務費におきまして人件費所要額を増額計上いたしております。
歳入につきましては，訪問看護収入を増額計上いたしております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ８万８，０００円の増額となり，平成２０年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は，２，５１８万６，０００円となります。
議案第１１６号　平成２０年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明をいたします。
歳出につきましては，総務費及びサービス事業費におきまして人件費所要額を増額計上いたしております。
歳入につきましては，サービス収入におきまして，短期入所の利用者の増に伴い，短期入所生活介護費収入を増額計上いたしております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ８５万３，０００円の増額となり，平成２０年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は，２億１，４５３万１，０００円となります。
議案第１１７号　平成２０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明をいたします。
歳出につきましては，総務費におきまして人件費の所要額及び受益者負担金一括納付報償金を増額計上し，公課費を減額計上しております。事業費におきましては，維持管理費におきまして人件費の所要額，需用費及び役務費を増額計上し，委託料を減額計上しております。建設費におきましては，公共下水道建設費の単独事業として工事請負費を増額計上し，特定環境保全公共下水道建設費におきまして人件費増に伴う組替えを行っております。
歳入につきましては，繰入金を増額計上いたしております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ８８万５，０００円の増額となり，平成２０年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は，２７億２，２０１万６，０００円となります。
議案第１１８号　平成２０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。
歳出につきましては，総務費におきまして人件費の所要額を増額計上いたしております。事業費におきましては，維持管理費におきまして需用費及び役務費を増額計上しております。建設費におきましては，職員手当等及び委託料を増額計上し，需用費及び工事請負費を減額計上しております。
歳入につきましては，繰入金を増額計上しております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ７７６万９，０００円の増額となり，平成２０年度奄美

市農業集落排水事業特別会計予算の総額は，６億４，７１４万３，０００円となります。

議案第１１９号　平成２０年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第１号）の内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして，７３万円を増額計上しております。

歳入につきましては，事業収入と繰入金において，計７３万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ７３万円の増額となり，平成２０年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は，７１１万８，０００円となります。

議案第１２０号　平成２０年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては，総務費におきまして平成１９年度消費税の確定申告に伴う減額等１９４万４，０００円を減額計上いたしております。また，事業費におきましては，水道施設の維持管理費といたしまして１３７万４，０００円を増額計上いたしております。簡易水道施設費におきましては，工事請負費等の増額により２０５万４，０００円を増額計上いたしております。

歳入につきましては，平成１８年度消費税の確定に伴う還付金１１３万円，国道改良に伴う水道管移設補償費３５万４，０００円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１４８万４，０００円の増額となり，平成２０年度奄美市簡易水道事業費特別会計予算の総額は，６億４，６３７万１，０００円となります。

議案第１２１号　平成２０年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

まず，収益的収入の水道事業収益におきまして１，７８６万９，０００円を増額計上いたしております。これは営業外収益の他会計補助金で水道事業企業債利子償還分に係る一般会計からの補助金を増額するものであります。

次に，収益的支出におきましては３，１０５万３，０００円を増額計上いたしております。これは営業費用で４９万円の増額，営業外費用で４１１万円の増額，特別損失で２，６４５万３，０００円を増額するものでございます。主なものといたしましては，休職中の職員給与費１１１万８，０００円の減額と職員手当等の１７２万３，０００円の増額，１８年度分の消費税額２，６４５万３，０００円の増額等によるものであります。

次に，資本的収入の他会計補助金で４，００３万３，０００円を増額計上いたしております。これは，他会計補助金で水道事業企業債元金償還分に係る一般会計からの補助金を増額するものであります。

議案第１２２号　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては，認可地縁団体について準用する民法の法人に関する規定が削除され，併せて地方自治法が改正されたことに伴い奄美市認可地縁団体印鑑条例の所要の規定の整理を図ろうとするものです。また，公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の題名が，公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に改正されるため所要の規定の整理を図ろうとするものです。

議案第１２３号　奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては，旧塩浜保育所が平成２０年度中に改修事業が終了することに伴い，平成２１年１月から新たに塩浜地区コミュニティセンターとして供用開始を行うため，所要の規定の整理を図ろうとするものであります。

議案第１２４号　奄美市敬老祝い金条例の制定につきましては，合併後の調整を行い，旧３市町村の暫定施行条例を廃止し，新たに条例の制定を行うものであります。

議案第１２５号　奄美市内海公園バンガロー条例の一部を改正する条例の制定につきましては，内海公園の管理について指定管理者制度を導入するため，所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第１２６号　黒潮の森マングローブパーク条例の一部を改正する条例の制定につきましては，マングローブパークの管理について指定管理者制度を導入するため，所要の規定の整備を図ろうとするも

のであります。

議案第１２７号　奄美市内海公園条例の制定につきましては，市民のレクリエーションや健全な行楽の場として利用されている内海公園の管理と使用許可につき，指定管理者制度を導入するため，所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第１２８号　奄美市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，消防団員の定年制を制定し，組織の活性化を促すため，所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第１２９号　奄美市立金久児童館の指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，社会福祉法人　奄美市社会福祉事業団を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３０号　奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，社会福祉法人　真明会を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３１号　奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，社会福祉法人　奄美市社会福祉協議会を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３２号　奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，本場奄美大島紬協同組合を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３３号　大浜海浜公園の指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，株式会社　道の島公社を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３４号　黒潮の森マングローブパーク，奄美市バンガロー施設及び奄美市内海公園の指定管理者につきましては，当該公の施設の指定管理者として，株式会社　マングローブパーク公社を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３５号　奄美体験交流館の指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，特定非営利活動法人　ＡＳＡ奄美スポーツアカデミーを指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３６号　奄美市市民農園の指定管理者の指定につきましては，当該の公の施設の指定管理者として，財団法人　奄美市農業研究センターを指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３７号　奄美市農業研修センターの指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，財団法人　奄美市農業研究センターを指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３８号　奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，財団法人　奄美市農業研究センターを指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１３９号　奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，株式会社　楠田書店を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１４０号　奄美振興会館の指定管理者の指定につきましては，当該公の施設の指定管理者として，財団法人　奄美市開発公社を指定するため，議会の議決を求めるものであります。

議案第１４１号　奄美市道路線の認定につきましては，国道５８号の整備に伴い旧国道の一部を市道役勝黒木股線として引継ぎ，維持管理を行うことにより，交通の安全確保と地域の福祉増進に資するため道路線の認定を行うことにつき，議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして議案第１１０号から議案第１４１号までの提案理由の御説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決してくださいますようにお願いをいたします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第４，議案第９１号　平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算委員長（平　敬司君）　おはようございます。一般会計決算審査特別委員会に付託されました議案第９１号　平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について報告をいたします。

本案は，お手元に配付してあります審査報告書のとおり認定すべきものと決しております。それでは審査内容の主なものの経過と結果について御報告をいたします。

実質収支に関しましては，歳入総額２８４億７，６０６万９，０００円，歳出総額２７９億９，７９８万７，０００円差し引き，形式的収支は４億７，８０８万２，０００円で，翌年度へ繰り越すべき財源１，９８１万９，０００円を差し引きますと実質収支４億５，８２６万３，０００円となっております。財政力指数は０．２９で昨年より０．０１ポイント上昇いたしております。経常収支比率９９．９パーセント，これは０．２ポイント上昇となっており，財政の弾力性は極めて厳しい状況にあります。

さらには義務的経費が投資的経費を大きく上回っております。人件費５１億８，３５６万４，０００円，これは１８．５３パーセントを占めております。扶助費６７億８，９８０万３，０００円，これは２４．２８パーセントを占めております。公債費４３億７，９８６万１，０００円，１５．６６パーセント，全体で５８．４７パーセントを占めております。

経常収支については昨年度１００．１でありましたが，０．２ポイント改善をいたしております。その主な要因は人件費，公債費，扶助費の減少があります。経常一般歳入で１億９，０００万円減少し，経常歳出で２億３，０００万円という形で改善がなされました。大きな要因は全職員の給与２パーセントカット分，特別職・議員報酬分の約７，０００万円，人件費の経常一般財源から減っております。これがなかったら０．４ポイント上がり１００．３パーセントになったであろうと推定されます。

健全化判断比率については，監査意見では健全であると示されておりますが，実質公債比率が１８．７パーセントであります。１８パーセントを超えた所が，県内で１５市町村あり，１８市の中でも高いほうから２番目にあります。

将来負担率については，１６０．８で，１８市中高いほうから４番目であります。３５０を超えなければいいとは言っても県内では高い位置を示しております。

健全化判断率は20年度決算から適用されますが，今回の決算で全国で三つの市が財政再生基準にあり，それ以前の黄信号である早期健全化団体が全国で４０市町村あるようであります。本市はいずれにも入っていませんが，楽観することなく今後も財政健全化に努めるべきであります。

財政課所管の基金残高は財政調整基金が２億３，３７４万５，０００円，減債基金が７億４，１６８万５，０００円，地域振興基金５億９，８６３万８，０００円で，地域活性化基金１億３，６４２万４，０００円となっております。

市の税収は４０億２１７万５，７７５円，９６．８４パーセントで収入済額で３億３，７４９万２，８３４円の増額でありますが，収納を取り巻く環境はさらに厳しいものがあり，市民の御理解と御協力を得ながら歳入の確保に取り組んでまいりたいとのことであります。

職員の福利厚生について，検診の受診率が９６．６パーセントであり，病休が１４８件ありますので，職員の受診１００パーセントを目指したいとのことであります。

退職手当組合の加入でメリット・デメリットについて，昭和２７年から３０年，３１年にかけての年齢層で４０名近くおります。これらの人たちが一気に退職する時代がきます。これについて平均的な負担をして，急激な退職手当の増加をしないような形で平準化していけるメリットがあります。いずれにしましても職員の給与の一部である退職手当を確保して，安心して働ける職場を目指すためには，退職組合の加入は必要であるとのことであります。平成２６年度までの予測で１，０００分の２７０にした部分で負担金の総額が６３億３，３３５万４，９８２円，これに対して退職手当が７３億８２７万７，８５８円で，その差９億７，４９４万２，８７０円で，平成２６年度で１０億円近くのマイナスが出ると予測されますが，合併に際しまして退職組合のほうに笠利・住用から約７億円余の精算金が入る予定でありますので，３億円ぐらいの不足が生じることになります。

民生費におきましては，保育所については名瀬地区７保育所８８２名，笠利地区６保育所３３７名，

以上が公立保育所であります。へき地保育所は古見方が１６名，知名瀬７名，名瀬地区２３名で，笠利地区４４名，住用地区４０名となっております。

学童保育の現状は，市内に８か所２３１名の児童が利用しております。利用は保護者会の自主運営で８，０００円から１万円で運営がされているようであります。

扶助費全体が４０億３，２４６万９，６４６円ありますが，この生活保護費が１００パーセント一般財源で自主財源を持ち出さないで済んでいるのかという問いに対して，扶助費の４分の１生活保護費の一般財源相当分については，交付税の生活保護費という特例の基準財政需要の費目の中で十分賄われております。基本的には国の事務でありますので，持ち出しがあるのがおかしいということであります。平成１９年度中における保護の相談件数は４０４件で，実数２９０件，そのうち保護申請が１９９件，取下げが２２件となっております。年度内の保護開始は１６６件，廃止が１３２件となっております。生活保護の開始した主な理由は，世帯主・世帯員の病気によるものが８１件，全体の約半数を示しております。次いで高齢による収入減が２５件。廃止の主な理由は，受給者の死亡４７件，就労収入の増加３０件などであります。被保護世帯は１，９８０世帯２，９９３名であります。平成１９年度の保護率は６２．２パーミルで全国平均の１２．２パーミルの５倍，県平均の１５．３パーミルの約４倍となっております。

衛生費については，献血者が６２名でありますが，鹿児島赤十字センターの計画数を達成されているとのことであります。ごみの分別については，奄美市をはじめ大和村・宇検村・瀬戸内町とも分別されているとのことであります。その他にも墓地や狂犬病，ヤスデ対策，ハブ買上げ，妊産婦，乳幼児，レセプト点検などが出されましたが，省略いたします。

産業振興においては，サトウキビ生産の現状について，名瀬地区が１９年度１３ヘクタール，２０年度が１８．５ヘクタールであります。奄美市全体では５４４戸の生産者がおります。その中で１７０戸のＡ－５の特認期間農家があり，その中で集落営農組織が宇宿が１０３名，節田校区のハーベスター活性化組合１６２名，屋仁校区のサトウキビ管理組合２６名，笠利校区が来年設立に向けて９７名が集落営農組織として設立されております。

今後は，Ａ－４以上に引上げていきたいとのことであります。奄美全体の農家数は１，１７０世帯で専業農家が３２０戸，第１種兼業農家６９戸，第２種兼業農家が１８４戸，自給農家５９７戸となっております。

名瀬中央卸売市場の建替え移転場所は，長浜埋立地で事業費は約４億円を見込んでおります。果樹等の加工品の販売，会議室を利用しての料理講習会，大型観光船の寄港時の地場産商品の販売などができるような施設であります。

大型客船による商店街や観光地における経済効果は，観光クルーズ船が９隻入港しており，うち２隻は古仁屋港でありますが，乗船客数が３，４００名，経済効果は１億１，０００万円となっております。また，スポーツ合宿の経済効果が５億６，０００万円となっております。

風力発電の維持管理については，向こう１５年のシミュレーションをしており，その中で１５年で黒字が生じるということであります。赤字にはならないとのことであります。

土木費の中では，平田土地区画整理事業に係る弁護士費用１７０万円が妥当かどうかという件について，本件は平田町のＡさんと市が平成１８年９月に移転ということで土地の売買と建物の補償の契約を行ったものですが，移転完了期限が平成１９年２月２８日だけれども移転せずに，奄美市として契約不履行が生じたことで訴訟を起こしたものです。この件は平成１９年５月２８日和解が成立しておりますが，この弁護士費用の件で委員と当局との意見は一致を見られませんでした。

住宅管理人の仕事については，共同部分の電気代・水道代の徴収，また中心になっての清掃作業，また市役所との連絡・連携，駐車場料金の徴収・納入等が含まれております。

消防費については，消防団員の充足率について，団本部１００パーセント，特別分団８４パーセント，名瀬西部方面隊８２パーセント，名瀬東部方面隊９５パーセント，住用方面隊９３パーセント，笠利方面隊９８パーセント，住用方面隊の定数が５７名に対し５２名，笠利方面隊１２０に対し１１７名であ

ります。救急救命士については，大島地区消防組合管内で２２名で名瀬署９名，瀬戸内分署４名，笠利分署２名，喜界分署１名，宇検分署２名，龍郷分署４名となっており，住用分署は救急救命研修所に１名派遣して，今年度から配置できる予定であります。火事の原因は，第１位が火入れ７件，２位がコンロ４件，３位配線器具３件，たき火２件，火遊び・マッチ・ライター・放火，１件となっております。

教育費について，北高の現状はどうなっているのか，県教委の示す基準の３分の２を２年間下回ったということで廃校の危機にあったことから，これまで笠利町で行ってきた補助金を奄美市の中で引上げ，補助をしている。併せて，北高の教育振興協議会関係者の御協力により生徒数が確保されたことと，合併したということで廃校の危機は乗り越えている。しかし依然として生徒数の確保という大きな課題が残っております。スクールカウンセラー事業，子どもサポート体制整備事業，ふれあい教室事業について，三つの事業はそれぞれ内容の違いがありますが，互いが連携を図って取り組んでおります。その結果として１０３名の児童のうち３７名が学校に登校できるようになりました。問題行動などをなくすということは学校の永遠の命題であり，児童・生徒の健全育成というのは当然しなくてはならない。杓子的なものさしじゃなくて一人ひとりの実態に応じたきめ細かな支援を図って欲しい，そうじゃないと不登校の傾向が続くのではと思っております。機会あるごとにそういう話をしているそうでございます。また，先生方が健全な精神，身体が健康な状態で子どもたちの教育に取り組むことなど多くの提言がなされました。

三笠フーズを含めた事故流通米については，鹿児島県の学校給食センターの調査で各納入業者を調べたところ，鹿児島県は鹿児島産の米を使っており，事故流通米はないとのことでありました。

最後に基金の運用について，合併まちづくり基金１８億円，地域活性化基金２億７，０００万円や市の地域振興基金１１億円など，積み立てることもよいのでありますが，大事なことはそれをどう活かしていくことだと思うが，取り崩す計画はないのかという問いに対しまして，現在，基金ですべて積立てをするような形で処理をいたしております。減債基金に積むのは３年間の繰上償還合計８億６，０００万円ほど必要ですので，今は減債基金にだけ積み立てております。地域振興基金については，財源不足を生じた分だけを取っているという変則運用をしているとのことであります。

２０年度は交付税の増額によって当初の４億２，０００万円の財源不足は解消し，さらに減債基金へ積立てをしております。今のところ繰上償還に全力を上げて投入したいとのことであります。できれば基金というのは，使いたくないのが本音であります。１８億５，０００万円の合併まちづくり基金がありますが，年間２，６００万円の益金が出ますので，人材育成，中学生交流事業や集会場の改修，一集落１ブランドに活用されております。

以上，一般会計決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（伊東隆吉君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに，反対者の発言を許可いたします。

１５番（三島　照君）　おはようございます。私は日本共産党の三島　照です。

私は，議案第９１号　平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論を行います。

国の政治はこの間自公連立政権が生まれて約９年，構造改革という名の下に進められたこの政治の下で「貧困と格差」が社会を覆い，普通に働いてもまともな生活を送れない，そういう人が増え続けてい

ます。庶民増税・医療や介護の改悪，障害者自立支援法や後期高齢者医療保険制度等の実施や「消えた年金問題」など，まだまだ国民の不安は解消されていません。その一方で，一部財界・大企業には空前の利益を謳歌し，消費税増税をはじめ，さらなる庶民増税が検討されるその一方で大企業減税まで検討されています。このままこの政治を続けさせたら，私たちが汗と努力で築いた生活も失われかねません。

この間テレビや新聞でも報道されていますように，その貧困の実態は生活保護以下のワーキングプアが約４００万世帯，低賃金や不安定雇用の非正規雇用の非正規労働者が１，７２６万人，貯金ゼロの世帯が２３パーセント，経済苦による自殺は年間約３万人を毎年超し続けています。県警の発表でもこの奄美群島で，年間２０人を超す人が自殺に追い込まれている，そういう状況です。

そういう中で本市の経済状況はさらに深刻です。先程の委員長報告にもありました。私たちはこの間多くの同僚議員で，超党派で少しでも市民の声を市政に生かそうと，市民団体や経済団体との意見交換会を開いてきました。この意見の中で，各団体の皆さんが今の本市の状況をどう見ているのか，また現状はどうか出た意見を少しだけ述べたいと思います。

ある通り会の役員は，商店街の各お店はアルバイトまで辞めさせて家族だけでやっている。公共事業も４割ぐらいまで減って常勤者が雇えない。そして売上げはピーク時の５割以下になっている。企業の７割近くは赤字ではないか。こういう声が広がっています。そして銀行や金融機関では，今の商店や事業で貸し渋りが広がって金も貸してくれない。その結果，人口減が大きく広がっている。今，行政がやるべきことは，この人口減対策が一番の経済対策であって，政治家は何しているんだろう等，こういう意見が出されています。

１９年度予算について，私は３月議会の予算質問でもこういう奄美市を作りたいという市長の政治哲学が見えない，一次基幹産業や商工水産・観光等，一次産業を活性化させる施策，また少子化対策や人口定住も若い人が安心して子育てできる施策が見えてこない，こういう質問をしました。今も市民生活はよくなるどころか，合併してさらに悪くなっている。　年金は減り続け，一方で支払だけは増え続ける。若い人は仕事をしたくても仕事がない。　結局，上京して人口は減り続けている。

先日いただいた資料でも，本市の総所得は平成１８年度と比較しても１８年度の４３３億５，６４４万円から平成２０年は４１６億３，６９２万円と，この３年間だけでも１７億２，４００万円を超す総所得はマイナスです。その結果，先ほども報告されましたように，生活保護世帯は１９００世帯をずっと超えています。これは県下１８市でダントツのトップです。先ほどもありました全国平均の５倍強，また各種，国保や介護保険や各種税金の税収の滞納業種の滞納のベスト３だけ見ても，この数年間，建設業，卸・小売業・サービス業などが並び，その滞納理由のベスト５は，不明・収入不安定・営業不振・借金返済・生活費優先など，正に今の本市の経済不況を裏付けています。こういう時にこそ，市の経済対策に力を集中しなければならないときに，この１９年度決算は，１９年度普通会計決算に基づいて本市の財政力指数は０．２９，経常収支比率は９９．９パーセント，１８年度より約０．２ポイント改善されたとはいえ，実質公債比率は１８．７と依然として厳しい状況です。その上で，本来こういう人口増対策や経済の活性化に力を入れなければならない，しかしその施策はといえば，本年度単年度で１億４，２２５万円からの黒字が発生しているとはいえ，教育費・商工費・農林水産費すべての地域経済を活性化させなければならないはずのこういった予算に目が向いていない。結局，１８年度予算と比較して３６億２，６１５万円の減額，しかしその中でも末広・港の土地区画整理事業には約８億８，０００万円を投入され，翌年度繰越しが１４億９，４６９万円も繰越さなければならない。私はこの点で，この末広・港土地区画整理事業１８億７，３１３万円のうち９億５，１１５万円が翌年度へ繰越しとなっている。当局はこの私の質問に対して，２０年度上半期で先行取得を完了するための繰越しと言っていました。しかしいまだに２６か所の先行取得は完了していません。

本来，使い切れないお金は何が何でもこういう無駄な公共事業にこだわるのではなく，先ほどの１１月１８日の臨時議会でも決定されましたような，こういう緊急の経済を，奄美市経済を刺激するような緊急対策を早急に打つべきであって，そういうところへ回すべきであって，市民の暮らし，命を守る本来，そういう使い方に切り替えるべきであると私はこのことを表明し，本１９年度一般会計決算認定に

反対をし討論を終わります。

議長（伊東隆吉君）　次に，賛成者の発言を許可いたします。

１０番（竹山耕平君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は奄美興政会の竹山耕平でございます。

私は議案第９１号　平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして，賛成の立場から討論を行いたいと思います。

平成１９年度歳入歳出決算等審査意見書並びに財政課作成の決算審査資料によりますと，奄美市の平成１９年度普通会計の決算は，４億７，８５１万９，０００円の黒字を計上しております。また，実質収支，単年度収支についても同様でありまして，最終的な指標とされる実質単年度収支につきましても，２億８，３５２万８，０００円の黒字であります。これらの決算収支のすべてが黒字であり，かつ前年度の収支よりもすべてがよい結果となっております。

また，経常収支比率についても前年度より改善され，地方債残高につきましても，繰上償還と起債枠の設定が功を奏し減少しつつあります。

平成１９年度の当初予算は，約７億７，０００万円の財源不足でスタートいたしましたが，その後の財政運営により，約３億２，０００万円の財源不足を解消しており，市当局の財政健全化に対する努力の結果を評価いたしたいと思います。

次に，平成１９年度法律が施行された財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

監査委員の審査意見にもありますとおり，実質赤字比率，連結赤字比率はともに黒字であること，資金不足比率についても，公営企業会計は剰余金を計上しており，いずれも赤字としての比率は存在しないこと，また，実質公債費比率，将来負担比率はともに早期健全化基準以下であり，奄美市の財政は健全であると判断されるとの報告がございました。

国民健康保険事業特別会計について，不安材料は残されておりますが，すべての会計を含めた連結決算においては，健全であると理解しております。

三位一体の改革以降厳しい財政運営が続き，特にここ数年は財政破綻の報道がなされるなどの時期もございました。このような厳しい状況の中で，昨年１２月に「奄美市事業実施計画及び財政健全化計画」が策定され，私ども議会としても十分論議をいたしました。平成１９年度からの「財政健全化法」でいう赤字の団体に当てはまるものではございません。

今後も，引き続き財政健全化計画にのっとり誠実に執行し，行財政に着実に取り組む中で，将来を見据えた更なる努力を期待しながら，議案第９１号　平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして，私の賛成の立場からの討論といたします。よろしくお願いします。

議長（伊東隆吉君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者有り）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案に対する委員長報告は，認定すべきであるとするものであります。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第９１号　平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については，委員長報告のとおり，これを認定することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第５，議案第９２号から議案第１０５号までの平成１９年度各特別会計等決算

認定についての１４件を，一括して議題といたします。
本案に対する委員長の審査報告を求めます。

特別会計等決算委員長（竹田光一君）　おはようございます。御報告申し上げます。
特別会計等決算審査特別委員会は，１０月８日・９日の２日間開会し，慎重に審査をさせていただきました。
去る９月２６日の本会議におきまして，当委員会に付託されました議案第９２号から議案第１０５号についての１４件の主な質疑についての審査結果を御報告いたします。
これらの議案の１４件につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，いずれも原案のとおり認定すべきものと決しました。
また，平成１９年度奄美市水道事業剰余金処分決算書についても，原案のとおり可決すべきものと決しました。以下，審査の過程において出されました主な質疑等について申し上げます。
まず，議案第９８号　平成１９年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については，全体計画５８６ヘクタールのうち５４６ヘクタールの事業認可を得ており，１９年度末現在の整備状況は５００ヘクタール，９１．６パーセントの整備を完了。処理開始区域内の普及人口３万６，８８２名，水洗化人口３万４，２３３名，計画区域において普及率９２．８パーセント，水洗化率９２．８パーセント，供用開始以来２４年が経ち，施設の老朽化に伴う維持管理費が年々増加しており，施設の改築に関しては効率的な改築計画に基づきながら実施。
特定環境保全公共下水道事業については，平成８年度着手，平成１３年度より供用開始。１９年度末までに全体計画４５ヘクタールのうち６１．８パーセントにあたる２７．８ヘクタールの整備を完了。処理開始区域内普及人口９５５名。水洗化人口５４６名。計画区域内普及率６４．７パーセント，水洗化率が５７．２パーセント。
平成１９年度末の奄美市の行政人口４万８，０７４人に対し，公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を併せた普及率は，７８．７パーセントとなっております。
汚水管清掃についての質疑に対し，マンホールから高圧洗浄器を使い，水圧で清掃をし，管路の調査はカメラ調査及びマンホール管の中をライトで目視調査を実施。汚水管路の延長１３万７，８００メートルを年次計画を立て，清掃業務を実施。ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。
次に，議案第９９号　平成１９年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
名瀬総合支所管内は昭和５８年度に小湊地区着手。平成３年度供用開始以来，根瀬部地区･芦良地区･名瀬勝地区・知名瀬地区の５地区において供用。大川地区は昨年度，一部で供用開始。今年度の事業完了を予定しております。住用総合支所管内は山間地区が平成１６年度より供用開始。笠利総合支所管内は平成１３年度より用地区で供用開始。現在，宇宿地区において今年度中の一部供用開始を目指し，整備中である。
笠利地区において，今後どのような形で環境問題を考えながら事業を進めていくかとの質疑に対し，平成１８年度作成の汚水処理構想を基に下水道事業と農業集落排水事業を，それ以外の地区は合併浄化槽で整備を進め，生活環境の改善及び自然環境保全に努めていくとの答弁でありました。ほかにもありましたが，この際省略いたします。
次に，議案第１０４号　平成１９年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
歳入総額４億９，１５７万５，３４２円，歳出総額４億８，０８０万４，５２８円，歳入歳出差引額１，０７７万８１４円。住用地区給水人口が１，６５５名，１８年度と比較して５２名の減少。笠利地区給水人口６，６５７名，１８年度と比較して７５人減少であります。笠利西部地区の簡易水道整備事業については，平成１８年から２７年度まで。予定供用開始は２４年度で一部開始。住用地区簡易水道使用料，現年度分徴収率９８．１３パーセント。対前年度と比較して２．４２パーセントの増であります。過年度分の徴収率８１．４７パーセント。対前年度比較２５．０３パーセント増。笠利地区現年度分徴収率１００パーセント。ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第１０５号　平成１９年度奄美市水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成１９年度の収益収支は，税抜き総収益８億６，８９５万３，５４４円から税抜き総支出７億６，６５６万３，６６５円を差し引いた１億２３８万９，８７９円の純利益であります。平成１９年度末決算による未処分利益剰余金１億５，０３２万９００円となっており，公営企業法に基づき減債積立金に３，０００万円，建設改良積立金に７，０００万円を積み立て，残額５，０３２万９００円を翌年度へ繰越利益剰余金として処分。

剰余金で消費税減免の対応はできないかとの質疑に対し，消費税は国税であり，当然国に納めなければならない。また，剰余金の利用は将来の建設改良資金，緊急に発生したときの事故処理等のために積立てが必要である。また，毎年収益も下がっており，消費税相当分の免除は難しいとの答弁でありました。平田浄水場の改修及び安全性についての質疑に対し，水道資金の問題，施設改築のためにどのような形が一番ベターか，浄水場は現在の位置でいいのか等を踏まえて最終的に平成２４年から取り掛かる。現在の浄水場の安全性については緊急に改修しなければならないという状況ではないとの答弁でありました。ほかに，給水区域外にあたる高台地域に対する対策，また，漏水の原因になったり健康被害等が起こらないような工事の在り方を指定事業者に対する指導が必要ではないかなどの質疑がありました。ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第１０２号　平成１９年度奄美市と蓄場特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額６０４万３，８３６円，歳出総額６０４万３，２３３円，実質収支６０３円の黒字となっている。処理頭数は年々減少しているが，定期的水質検査，衛生管理を図り，新鮮な食肉の供給に努めているとの説明であります。と場の衛生面の質疑があり，内臓処理はクリーンセンターですべて焼却処分。水質検査は毎月１回実施。検査はすべて基準をクリアしているとの答弁でありました。

次に議案第１０１号　平成１９年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について。

貸付金では教育奨学生の継続者４６名，内訳は名瀬地区３７名，住用地区５名，笠利地区４名。新規貸付者２０名，計６６名。貸付金額が２，４６４万円，起業奨学生が１名で１２０万円。歳入総額３，３０５万８，９０４円，歳出総額２，５８９万４，２００円，差引額７１６万４，７０４円は平成２０年度へ繰り越し。

起業奨学生の募集実績及び業種等の質疑に対し，奄美市に住居を有する者で，農林，水産，商工，観光，情報通信の分野で学ぶ方々で，実績は平成１５年から平成１９年度まで７名。業種はコンピューター関係２名，機械処理１名，大島紬研修３名，美容専門学校１名。滞納額と今後の収納対策についての質疑があり，収入未済額１，８４６万８，５００円で，電話や直接訪問，督促状の送付，保証人に対する催告状の送付及び収納対策課とも連携を図り，なお一層の滞納整理を推進してまいりたいとの答弁でありました。ほかにもありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第１００号　平成１９年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定については，測候所跡地の管理運営，ＡｉＡｉ広場の利用状況の質疑に対し，測候所跡地は現在，民間に月額３０１万９，８００円で貸し，駐車場として利用。ＡｉＡｉ広場については，商店街に来られる買い物客に対し，休憩所，荷物預かり所として利用されているとの答弁でありました。

次に，議案１０３号　平成１９年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について。

平成１９年度の加入者数１万１，４７２名。全市民に対する加入率は２４．０パーセント。見舞金支給３３件うち死亡が２件で支給額３６２万４００円。加入促進を図る対策についての質疑に対し，各地区の駐在員会及び嘱託員会で説明をし，周知徹底して加入促進に努めている。また，奄美市の小学一年生全員５４５名に特別会員ということで，掛金の全額免除を実施している。ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第９２号　平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決算に係る歳入総額６３億４，３８９万３，９８５円に対し，歳出総額６９億５，２０８万４，２８６円。歳入歳出差引額６億８１９万３０１円の赤字。歳出総額分の主な内訳として，保険給付費１億３，

５２３万２，４３６円，共同事業拠出金４億５，１６８万１，５５４円，公債費２，２３９万４，１１０円，諸支出金３，７０２万５，５４２円，繰上充用金８，１３３万５，３０２円。奄美市として６億８１９万３０１円の赤字決算となりましたが，この国民健康保険制度が国民皆保険制度の中核をなすものであり，市民が安心して暮らせる根幹であるという高い使命感の下，従事する職員一同，日夜努力してまいりたいとのことで説明がありました。一人当たりの医療費の増加の要因はとの質疑に対し，奄美市では成人病，生活習慣病など増える傾向にあり，長期入院，治療が必要とする病気の発症増加によって受診率も増え，一人当たりの医療費も増えてくるような状況である。国保会計の全体的な立場に立って奄美市の方向性についての質疑に対し，特定健診と特定保健指導の受診率を最終的に６５パーセント以上確保し，健康で元気な高齢者作りを目指し組織の改変も含め，来年に向けて実施をするとの答弁でありました。ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第９３号　平成１９年奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

笠利診療所は内科医師，歯科医師の２名で診療を行っており，歯科については笠利診療所が週２日，月曜・水曜，住用診療所が週３日，火曜・木曜・金曜。住用診療所の医科については，公設民営方式で地域住民の健康管理及び健康増進，病気の早期発見，早期治療に努めている。現在，医師１名の確保に向けてどのような状況であるかとの質疑に対し，現在の医師が来年の３月をもって退職するということで，県の医師募集のホームページ上で募集中であり，今後の方針としては公設民営方式での運営を目指し，来年４月以降，医師不在にならないように全力で取り組んでいくとの答弁でありました。笠利診療所の外来者数は，医科が延べ人数１万４，５３３名，歯科１，３０６名。一日の平均が，医科５８名，歯科１３名。診療収入は笠利診療所の外来収入が１億１，３４６万３５０円。住用診療所の外来収入が５，４３６万８，８４２円。公設民営化になった時の職員の身分は，正職員は別な部署に，臨時職員はその時点で契約終了するという考えであると。ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第９４号　平成１９年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決算歳入総額が５２億５，９６８万９，５７９円，歳出総額が５２億５，９５９万１，６５１円。歳入歳出差引額は９万７，９２８円の黒字であります。特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第９５号　平成１９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決算に係る歳入総額４３億９，００２万８５２円，歳出総額４３億５，６３４万６，０６６円，歳入歳出差引額３，３６７万４，７８６円の黒字であります。前年度決算と比較して，歳入総額で１６９万８，０９５円の減。歳出総額は３，６８１万９，６８５円の増であります。歳入減の主な内訳として，国庫支出金６８７万７，５６０円，県支出金６８４万５，２４５円，繰越金５，１５５万７，３７１円，増加分として介護保険料１，７０５万６，５８９円，支払基金交付金２，８９８万６，９３３円，繰入金１，７０５万９，４５６円。歳出の主な内訳として，減少分が基金積立金９，０７５万７，３９１円，償還金などの諸支出金２，２１１万３，３７１円，増加分として総務費１，８３７万９，７９９円，保険給付費１億２，９５９万６，４８２円，地域支援事業費１８９万１，９７５円。施設ごとに入所判定委員会が設置されているが，判定基準に施設間の違いが生じてくるかとの質疑に対し，どの施設も県の判定基準を採用しているので判定基準の違いはない。地域支援事業の総合相談事業で３地区合計７，３５５件の相談があり，権利擁護事業も１８年度より増えてきているが，きめ細かい対応ができる人員の配置はなされているかとの質疑に対し，相談総数で４０パーセント，虐待相談で約４倍になっているが，現在のところ総合相談・権利擁護とも対応できているとの答弁でありました。ほかにもありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第９６号　平成１９年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について。

決算歳入総額２，０６５万９，７０８円，歳出総額２，０３８万７，００８円，歳入歳出差引額２７万２，７００円，訪問看護利用者３４名，延べ人数は介護保険２８３名，医療保険１２７名，合計４１０名，延べ訪問回数，介護保険１，３７５回，医療保険７３７回，合計２，１１２回。訪問日数２８２日，緊急訪問１２回，新規利用者７名，サービス担当者会議出席５０回。看護師職員１名，臨時看護師

６名，臨時事務１名にて訪問看護会計の健全運営に努めているというところであります。１２回の緊急訪問があるがその連絡手段はとの質疑に対し，２４時間連絡体制加算というのがあり，電話で連絡を受けて，必要だと思われたら訪問する仕組みになっている。訪問看護療養費収入が当初見込みから少なくなっている要因は，診療所の病棟の閉鎖による在宅移行患者の減少，外来患者の減少，家族の介護力不足のため自宅に戻れなくなり，施設入所になるケースが増えている。ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。

最後に，議案第９７号　平成１９年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について。

決算歳入総額２億１，５２９万２，７３２円，歳出総額２億１，４３３万１，９９４円，歳入歳出差引額９６万７３８円。入所定員５０名に対し，年間延べ利用者数１万６，９１３名。正職員８名と臨時職員３６名で運営。今後，指定管理者導入を考えているかとの質疑に対し，指定管理及び民間委譲，直営とすべてを含め検討していかなければいけないと思う。現在の入所待ちの状況はとの質疑に対し，優先入所対象になる入所判定７０点以上の申込みが２４名，７０点以下が３８名，合計６２名ということであります。

ほかにも質疑がありましたが，この際省略いたします。

以上で，特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。

通告のありました，関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　皆さん，おはようございます。社会民主党の関　誠之でございます。

私は一般会計決算審査特別委員会に属しておりましたので，特別会計等決算審査特別委員会委員長報告について若干の質疑をさせていただきます。

議案９２号　平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑をいたします。先ほど委員長からるる報告がございましたが，ただ一点についてお伺いをしたいと思います。先ほどの報告の中で累積赤字６億８１９万３０１円ということがございましたが，この取扱いについてどのような議論がなされたのか，審査の経過と結果をお示しをいただくようお願いをいたします。

議長（伊東隆吉君）　それでは答弁を求めます。

特別会計等決算委員長（竹田光一君）　関議員にお答えをいたします。

累積赤字の６億８１９万３０１円の取扱いについて，どのように議論がなされたかという質疑でありますが，これに具体的な議論はなされておりませんが，ただ一つこの赤字の要因はという委員からの質疑がありましたのでお答えしますが，歳出といたしまして医療給付費の増加及び保険財政共同事業拠出金の増，またこれに対して歳入の保険財政共同安定化事業交付金の減少など，拠出と交付の差が大きな主な要因であるとの説明でありました。

議長（伊東隆吉君）　再質疑ありますか。

１４番（関　誠之君）　経過については理解をいたしましたので，１１月８日の日から国保運営協議会が開かれておりますので，その経過を注視をしながらこの件については努力をしてまいりたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者有り）

これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
通告のありました順に発言を許可いたします。
はじめに，反対者の発言を許可いたします。

１６番（崎田信正君）　おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は提案された平成１９年度奄美市特別会計決算認定のうち，議案第９２号　平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第９５号　平成１９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第１０５号　平成１９年度奄美市水道事業会計決算認定についての３件に反対し，討論を行います。

まず，議案第９２号　平成１９年度の国保会計の決算認定についてですが，１９年度決算額は歳入総額は６３億４，３８９万３，９８５円に対して歳出総額は６９億５，２０８万４，２８６円で，赤字が６億８１９万３０１円となっています。これは，平成１８年度の赤字額３億３，２２５万６，９４７円から２億７，５９３万３，３５４円増加しており，これが１９年度単年度の赤字額となります。１８年度決算時でも８，１３３万５，３０２円の赤字を計上しております。このように，国保会計を困難にしているのは，１９８４年に国の負担を医療費の４５パーセントから３８．５パーセントに引き下げたことが大きな要因となっています。連続した赤字の状況は，国民皆保険制度を継続し，地域住民の命と健康を守るために，国に責任を果たすよう強く求めることがますます必要となっていることを裏付けるものです。さらに１９年度決算が１８年度と比べても赤字を拡大した要因は，１８年度１０月から導入された共同事業拠出金の保険財政安定化事業で歳出が９億２，９９３万８，０００円に対して歳入となる保険財政交付金は７億７，８６２万７，０００円で，１億５，０００万円以上の赤字要因となっています。国保税の収納率は８９．４０パーセントと１８年度より改善されたとはいえ，職員による夜間・休日訪問徴収を強化するなど，滞納整理体制の強化を図っても１８年度比の０．２８パーセントの微増にとどまっており，１７年度の８９．６４パーセントよりまだ低い状況です。さらに保険税が滞納となった世帯で，４１１世帯で正規の保険証が発行されず資格証明書が発行されております。この決算結果からは市民の厳しい生活状況の実態を読み取ることができるのです。しかし，こんな状況でも市独自の減免制度は「特別の事情」という文言があるにも関わらず，１件も適用されていないことが決算審査で明らかになりました。このような状況が明らかになっている以上，決算認定に賛成することはできません。

次に，議案第９５号　介護保険会計決算認定についてですが，介護保険会計は歳入が４３億９，００２万８５２円，歳出は４３億５，６３４万６，０６６円で，３，３６７万４，７８６円が２０年度への繰越しとなります。１９年度繰越額より３，８５１万７，７８０円減少していますが，基金積立金は２億１，２６０万４，３６８円で前年度よりも１億１３２万５，５９７円増加しています。一方介護保険料を納める市民は，年金天引きの特別徴収ではもちろん徴収率は１００パーセントとなりますが，無年金者や年金が少なくて普通徴収となっている方の徴収率は８０．５１パーセントから７６．３８パーセントへと低下しています。決算委員会でも「年金額が少ない方が支払い困難になっている」と説明がありました。介護保険についても国保同様，減免制度の必要性を証明するものです。また，奄美市の所得水準は全国平均よりもかなり低いものですが，介護保険料は，全国平均が４，０９０円です。現在，介護保険料は奄美３地域不均一料金となっていますが，一番住民の多い名瀬地域が５，１００円で，全国平均の１２４パーセントと高いものとなっています。制度開始当時，所得区分は５段階となっていましたが，低所得者対策の充実を求める運動もあって，平成１８年度より６段階に区分されるようになりましたが，抜本的な解決にはなりません。奄美の所得水準は依然として低いままであり，例え全国平均の水準になっても負担感は大きいものです。住民生活を支える福祉を守るべき介護の制度がその負担により住民の生活を脅かしているのは明らかです。介護保険料及び利用料の市独自の減免制度の創設を強く求めます。

次に，議案第１０５号　水道事業会計決算認定についてです。１８年度決算の時は８，９６９万３，

７９０円の利益を上げており，前年度比較で３，７２２万８，２１５円増加でした。１９年度決算では１億２３８万９，８７９円の利益剰余金となり，利益が１億円を超えるという超優良企業となっています。もちろん健全な運営を心掛けることは当然ですが，水道事業は生きるために欠かすことのできない水を扱っており，市民の暮らし，経済的負担能力に十分配慮することは，地方自治体として取り組まなければならないものです。消費税については，価格高騰を抑制し，所得格差を是正し，個人消費を刺激するために食料品非課税を求める声が広がっています。生計費非課税が税制度の原則であって，逆累進性の強い消費税は食料品などにかけるべきではありません。誰もが必要とし，自治体が運営する水道料金への課税はやめるべきです。また毎年，利益剰余金が増えており，自治体の本来の仕事である住民の福祉に責任を持つ立場から，高金利の利息負担が軽減され，さらなる利益が見込まれます。市民に還元すべきであり，福祉減免の創設を強く求め，以上３件の決算認定に対する反対討論といたします。

議長（伊東隆吉君）　次に，賛成者の発言を許可いたします。

２２番（世門　光君）　議案第９２号　平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計決算並びに議案第９５号　平成１９年度奄美市介護保険事業特別会計決算について，賛成の立場から討論をいたします。

平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計決算につきましては，これまで累積した赤字を減少させることに努力をしてまいりましたが，合併を境に赤字も増え，累積赤字で６億８１９万３０１円となっており，大変な危機的な状況にあると思います。医療制度の改正も進む中，当局においては市の低迷する経済状況の中において財源の確保を図るべく，前年と比較して徴収率を改善し，減額された調整交付金の２分の１を確保するなど，歳出においては医療費の適正化等にも力を注ぎ，またレセプト点検による医療費の削減にも努力しているところであります。これらのことにより，真し的な姿勢でこの累積赤字の改善に取り組んでいることが評価できるものと考えます。国保財政に対する当局の更なる努力を期待し，国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については，賛成の立場を表明し，ここに討論いたします。

次に，平成１９年度奄美市介護保険事業特別会計決算につきましては，合併前の名瀬・住用・笠利と異なる事業計画，異なる保険料という条件の下，名瀬・住用・笠利の３か所に地域包括支援センターを設置，介護予防を推進し，市民の要望に応えた多様な介護サービスの適正な提供を努めていると考えます。

平成１９年度の単年度収支は３，３６７万４，７８６円の黒字となっております。このことは，健全な介護保険運営に努めた成果であり，当局の介護保険制度に対する積極的な取組と意欲の現れだと感じております。介護保険制度が大きく変わり，介護予防や地域に密着した介護サービスが新しく示され施設介護から在宅介護へと流れが進展する中，介護状態になることを予防するとともに，介護状態にあっても，住み慣れた地域で質の高い介護サービスを安定的に，継続的に提供する新生奄美市の取組などを評価し，賛成の討論といたします。

議長（伊東隆吉君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者有り）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず，議案第９２号　平成１９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第９５号　平成１９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第１０５号　平成１９年度奄美市水道事業会計決算認定についての３件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長報告は，いずれも認定すべきであるとするものであります。

本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第９２号，議案第９５号及び議案第１０５号は，いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

なお，議案第１０５号　平成１９年度奄美市水道事業会計決算認定中剰余金処分計算書についても委員長報告にありましたとおり，これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者有り）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１０５号中　水道事業剰余金処分計算書については原案のとおり可決されました。

次に，議案第９３号，議案第９４号及び議案第９６号から議案第１０４号までの１１件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は，いずれも認定すべきであるとするものであります。

本案は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者有り）

御異議なしと認めます。

よって，議案第９３号，議案第９４号及び議案第９６号から議案第１０４号までの１１件は，いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

議長（伊東隆吉君）　以上をもちまして，本日の日程は終了いたしました。

１２月４日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。（午前１１時１７分）

第 4 回 定 例 会
平成 20 年 12 月 4 日
（第 2 日目）

12月4日（2日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　師玉　敏代　君	2番　多田　義一　君
3番　橋口　和仁　君	4番　蘇　嘉瑞人　君
5番　戸内　恭次　君	6番　平田　勝三　君
7番　向井　俊夫　君	8番　奈良　博光　君
9番　朝木　一昭　君	10番　竹山　耕平　君
11番　伊東　隆吉　君	12番　里　秀和　君
13番　泉　伸之　君	14番　関　誠之　君
15番　三島　照　君	16番　崎田　信正　君
17番　奥　輝人　君	18番　平川　久嘉　君
19番　渡　京一郎　君	20番　竹田　光一　君
21番　栄　勝正　君	22番　世門　光　君
23番　平　敬司　君	24番　大迫　勝史　君
25番　与　勝広　君	26番　叶　幸与　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　平田　隆義　君	副市長　濵田　龍太郎　君
教育長　徳永　昭雄　君	住用町地域自治区事務所長　高野　匡雄　君
笠利町地域自治区事務所長　諏訪　東　君	総務部長　福山　敏裕　君
総務課長　川口　智範　君	財政課長　則　敏光　君
企画部長　塩崎　博成　君	企画調整課長　瀬木　孝弘　君
市民福祉部長　福山　治　君	市民課長（名瀬）　幸　廣光　君
環境対策課長　徳田　照久　君	国民健康保険課長　倉井　則裕　君
介護保険課長　重野　照明　君	健康増進課長　嘉原　孝治　君

12月4日（2日目）

市民課長（住用）	浦口一弘君	保険福祉課長	満田英和君
市民課長（笠利）	朝郁夫君	福祉事務所長	大井進良君
福祉政策課長	桜田秀勝君	産業振興部長	赤近善治君
商工水産課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課参事	熊本三夫君	産業建設課長	澤修平君
農林振興課補佐	山下文次君	建設部長	平豊和君
都市整備課長	田中晃晶君	土木課長	東正英君
水環境課長	川上一弥君	紬観光課参事	重久春光君
教育部長	里中一彦君	教委総務課長	福和久君
学校教育課長	折田浩仁君	生涯学習課長	圓順次君
文化課長	中山清美君	地域教育課長	中尾豊和君
農業委員会会長	山口敏光君	農業委員会事務局長	勢田哲央君
水道課長	岡優雄君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主事	重田俊彦君

議長（伊東隆吉君）　皆さん，おはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　本日の議事日程は，一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。

なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者においては御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても，答弁については，時間の制約もありますので，できるだけ簡潔・明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に，日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１５番（三島　照君）　おはようございます。日本共産党の三島　照です。いよいよ２０年最後の第４回定例会トップバッターとして登場しました。市民の皆さん，何かこの演壇はすべての支所で職員の皆さんも見ておられるようで，職員の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は昨年，改選されてちょうど１年が過ぎました。この１年間，市民の皆さんの思いや声をできるだけ議会に届けるよう努力してまいりました。これからも頑張っていきますのでよろしくお願いします。

さて，今，この１年間の間にも自民党政治は次から次と総理大臣が変わった。しかし誰が変わってもまともな政治は国民には見えてきません。そういう中で，この間緊急経済対策として発表された特別給付金の問題から，最近に至ってはもうその問題は消えて結局１兆円の特定財源とか，また交付金でとか，それすらもまとまらない状況です。そういう中で国民は今，労働者をはじめ大変な状況に置かれています。日本共産党はそういう点で国民の暮らしを守る，その戦いを国民の皆さんとともに進めてまいりたいと思います。

この間，テレビや新聞でも報道されていますトヨタ自動車はじめ自動車関連業者だけでも，今，約１万３，０００人を超える派遣労働や期間労働者が首を切られようとしています。そういう中で，こういう流れは自動車産業だけじゃなくて，あらゆる業種の中で，また正規雇用の解雇まで広がろうとしています。日本共産党はこういう立党の精神に立って，今こそ国民の苦難を軽減するため誠心誠意頑張ってまいります。雇用や暮らし，営業，福祉や医療，平和など国民のこういう切実な要求，その実現のために頑張ってまいる所存です。こういう問題は，全国的な状況の中でこの奄美でも大変な状況が展開されています。私たちはこの間，各種団体やまた商店街や地域の方々の声を聞いてまいりました。今，産業界はどこの職種も「厳しい」，企業の７割近くは赤字ではないか，これは商工会議所の幹部の方の言葉です。商店街に行っても働く場所がない，商店街のお店もアルバイトを辞めさせて家族だけで何とかもっている，公共事業も４割程度まで下げてこれを活性化させるのは政治家であり，行政の責任だ。こういうことも奄美の経済界の中心メンバーからもどんどん聞こえてきます。

また，その原因は今の世界の金融不安の前から奄美の経済不安は大変な状況に陥っている。その原因は人口減と不景気，人口減少地域に経済の発展はない。人口対策が一番の経済対策。本市の経済団体や商工団体は，今，必死の状態です。これはまちを歩いていれば痛感するところです。

今日はそういう観点から通告に基づいて質問いたします。

市長，まず第１に本市の市民経済の現状と課題について，どのように見てどういう課題があると認識しているのか。二点目は，そういう立場に立って市長もいよいよ本格的な予算は最後の本格的な予算になろうかと思います。そういう状況の中で新年度の重点課題について市長の答弁を求めます。

次からは発言席で質問します。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

市長（平田隆義君）　おはようございます。３日間，１４名の一般質問が展開されるわけですが，真剣に年末を締めくくる議論になればと，このように思っておりますので御指導方よろしくお願いいたします。

三島議員の質問ですが，地域の経済についてということで，１回目から大変厳しい直球を受けたような感じですが，大変状況がつかみにくいというところは私の個人的な本音のところです。これまでは紬の落ち込みということが地域の経済に及ぼす影響が多いということと，公共事業の削減という二本柱が主であっただろうと，このように思います。そういう中で人口の減少，これが地域経済に及ぼす影響というのもこれが看過できない大きな問題ですが，これも徐々に進んできたということで，その影響の認識が少し薄いのではないかという思いはしていたところです。

そういう中で，今般，アメリカにおけるサブプライムローンの問題から発して投機筋の資金の動きによって生活物資それから産業物資，資材の偏重を来してバランスを欠き，急激な値上がりを生じてきたということが言えるんではないかなと，こう思います。そういう中で次に来たのが地方，特に金融の問題があります。債券市場というものもなかなか複雑に理解し難いところですが，確実にそのことは日本にも押し寄せてきたところであります。

大きなバブル崩壊の時の大きな金融機関の破産ということは，今のところないようですが，問題はこのしわ寄せが地方銀行，地方の金融機関に来たということが大きな問題ではないのかなと，このように思います。したがいまして，これまで債権の活用というか投資のほうで稼いでいた地方銀行が地方の経済の疲弊とからして，どうしても引き締めに入ってしまっているということが言えるんじゃないかと，いわゆる借り手がいないというような状況が，ここしばらく続いてきたんじゃないかと，こういう思いがいたします。そういった点では地域の金融機関の状況も大変厳しい状況にあるということだろうと思います。

そういう中で，何とかこの公共事業の面については，学校の体育館をちょっと集中的にこの際投資をしようかということで整備に入ったんですが，国のほうがどうしても地震，耐震のことで強く求めてくる状況でありましたので，これはもうやむを得ない，地震対策を兼ねて体育館の整備をしようということで７校の事業が約６億円近くぐらいになると思うのですが，これが延びたということは今年度の公共事業の出動に対しては，厳しい状況になったなという思いをしておるところです。

このことは，耐震調査が終わって予算が確定しますと，２０年度予算と合併した形で来るわけですが，繰上げという形で御理解をしていただきたいと，予算確定次第いつでも着工できる体制を進めていきたいと，こう思っておるところです。

そういうようなこともありまして，これまでも申し上げましたように三位一体のことにおいて，これは地方に配分されるべき財政出動がかなり削減されているのではないかということが大きく問われたわけでございまして，このことによって私たちも予算がないというようなことで，事業の先送りをしてきた，調整をしてきたということは確実にございます。特に単独事業でそういうことが言えるんではないのかなと，こう思っております。そういう状況を踏まえながら，この度，国のほうが地方の経済への活性化を図っていこうという方向を示して，補正予算が組まれたわけであります。

その一次補正，福田内閣の時に調整したことですが，踏まえながら事業を進めているわけですが，この度の市の経済緊急対策事業というものは，国の方向を踏まえながら，活性化基金というものを取り崩して先取りでもしてという，年内にやるということの意義を強く訴えようということで，先取りという形で予算を組んだということであります。

そういった点では，議会の皆さんの御理解いただいたことに，大変ありがたいと思っているところです。こういうことなどを踏まえながら今後の財政の健全化という点がまだ残っておりますから，これとの整合性を持ちながら，これからは地域の経済に直結するような事業を選択して，集中的に進めていく必要があるんではないかと，こう思っております。思ってはいるところですが，これもなかなかですね，皆さんの満足いくような状況にあるかないかなという点では，若干おぼつかないところもあります。と

申しますのは，補助事業というのは，ある期間のスパンを定められてやってまいりますので，それを一時期その補助事業を止めるということはできないわけでございますので，どうしても事業が集中して単年度の事業がそこらで膨らんでしまうということが，どういう結果を後々に招くのかということが，ちょっと心配なことですので，整合性のある形で進めてまいりたいと，このように思います。

そういった点では，次年度の予算についてもですね，どうするかということですが，次年度のほうも，今，申し上げたように景気の動向を踏まえながら地域でやれる事業ということをめいっぱい進めてまいりたいと，このように思います。今，財政のほうでヒアリングを進めているところですが，地域経済への効果が表われることを常に年頭において編成をしていきたいと，このように思っているところです。

今回の国の第二次補正予算，１５か月予算ということになるのかなと思っておるところでございます。年明けての早々に第二次補正予算が提案されるそうでありますが，この中にも地方の活性化をということでの予算項目としては６，０００億円という数字も見えております。これらはやはり公共事業に関連してということで縛りは出るかも分かりませんが，この配分については，そっくり地域の経済が元気が出るような事業を選択して，またこれまで地域の要望の強い事業等をすり合わせて対応してまいりたいと，こう思っております。このことは２０年度内に原則使うということが言われているわけですが，なかなか準備やなんやかんやで，そうもいかないと思いますので，若干の繰越しということになりはしないかと思っているところです。そういった点では端境期の公共事業ということと，地域の経済の活性化ということでは効果があるんではないのかなと，こう思っているところです。

大変厳しい状況であるという認識は持っておりますので，議会の皆さんの御指導をいただきながら対応させていただきたいと，こう思いますので，よろしくお願いいたします。

１５番（三島　照君）　確かに厳しい状況はあります。しかし私は前回のですね，臨時議会でうたれたああいう即地域に本市内で生かされるようなね，公共事業というのは，まだまだあると思うんですよ。先ほど言われた耐震調査後の改修工事なども含めてですけど，こういった問題，この間一貫して質問する中で，５０数か所調査する必要があると，５６か所ですか，いう状況の中でですね，本当にそういったものも含めて，この際進める，確かに補助事業というのは，どっちにしたって限られたものですよね，その使い道も決められて，私は今の状況というのは，そういうもの待ちではできないと思うんですよ。もっと言えば今のこの経済を活性化，奄美の経済，活性化させるために何をやればすぐに繁栄できるのか，さっきそれを考えた上でですね，皆さんはですね，ほいじゃそれをやるために補助事業がどうあるべきかとかね，調べていかなければ，みんな賢い人ばかりいるんやから，どうしたら補助が出るか先じゃなくて，どういう補助が項目としてあるかじゃなくて，こういうことをやるために市民経済を活性化させるために，こんなことをやりたい，あんなことをやりたい，しかしそれを活かすための補助制度があるかどうかですね，そういうこと調べるのが皆さんの仕事やんか。そうでないと，その補助の中に仕事を当てはめようとしたって私は今の奄美を立て直すことはできないと思っているんですよ。本当にそのくらい大変な状況やと思っているんです。ですからさっき市長言われましたように，国は道路財源１兆円と合わせて別枠に地方交付税７，０００億円とかね，ここ２・３日のテレビでは１兆円の別枠をとか言い出してます。しかし，こんな今の政府でいつになるか分かりません，こんなもん。なかなかすぐ出てきませんよ。だらしない自民党がまとまらないんやから。自民党の中でまとまってないんやから。そういうことをですね，考えた手立てが私は今，必要ではないですかっていうことなんですよ。だからあの改修工事の件についてもですね，早々からいわゆる耐震調査が進んでおればね，こんなもんは２１年度からの臨時措置にでも間に合わせられたやんか。そんなことみなほっといて，今年度から改修工事ってなったからそれが重なった。私はそこのとこね，皆さんの行政の皆さんの今の奄美の経済，市民生活，島の企業がどういう苦労をしているかというのを認識が足らない，そのために私は何回か産振の関係でも実態調査しなさいとね，検討しますで終わっているやんかそんなもん。奄美の，本市の企業や商店街やらの実態調査するのに何日かかります。全職員が一週間走ればできますよ。今，そのくらいの緊急事態ですよということなんです。

市長は大きい立場からさっき今の経済実態を言われましたけど，奄美市内はもっとそういう点では大変な実態やということなんです。どういう実態かと言いますとですね，私はこの間，ずっと商店街や各団体いろんなとこ回ってきました。例えばですね，先月やったかな，銀座通りでずっと昔から続いている老舗が閉店しましたよね，みんな知っているでしょう。なぜ閉店したと思います。貸し渋りなんですよこれ，銀行の貸し渋り。それで結局閉店せざる得なくなったんです。市長，銀行が金融機関が言うている貸し渋りの原因はね，皆さん聞いてください，今の末広商店街ではね，自ら事業計画を出してもそれでは金を貸すほどの余裕がありませんと，発展が見込めませんと。それはさっき市長は徐々にって言いましたけど，合併してこの２年間３年間の間だけでも３年弱でも２，０００人近い人口が減っているわけでしょう，人が減ったとこで消費が伸びるはずないんですよ。そういう点で金融機関は，もう末広商店街は先が見えているという感じでものを言うてるんですよ，どんな事業計画出してもそれでは金貸してくれない。結局この年末年始が運転資金すらも出てきてないんです。そういう中でこの間，各種団体といろんな懇談をしてきました。２．３そのことを昨日も言いましたけど，大変苦労しているんです。この方々が言うていることは，今，大事なことはこの疲弊した奄美経済をどう立て直すのかいうことなんです。そのことに対して，もっと皆さん思いもつかないか知らないけど，それこそ奄美群島振興開発基金，これがもう必要ないと言うているんですよ，みな考えられますか，なんでやと思います，必要ないと言うている。この開発基金があるために県の保証協会が活用できなくなっているんです，奄美は。今まで開発基金が保証していたんやから，だから奄美には保証協会の出張所も支店もないんです。ところがこの開発基金は，去年以降財団法人化されました，民間経営ですよ。先日の新聞で１億何千万円の黒字を出した言うてますけど，これは貸し渋りと不良債権の取り立てですよね，そういう中で財団法人されたこの開発基金の融資が厳しくなって貸し渋りが起きている。先ほど言ったその老舗も今の中心商店街も今後融資を求めていってもそういう立場でよくなる要素がないという評価をされているんです。だから運転資金が借りれない。

そこんとこを本当にどのように認識されているのか，開発基金の問題もこの保証協会のいわゆる担保設定は変わってきている。今までは確かに開発基金がですね，奄美の発展に大きく寄与してきています。しかし法人化された段階でシステムも体制も変わってきているんです。どのように認識されているか聞かしてください。

市長（平田隆義君）　今の開発基金の問題の前に，反論というわけではないんですが，国の第二次補正予算の６，０００億円という公金，これは前回の私どもの緊急対策事業は補助対象にならない単独事業をやろうということを主にやったと，今度のこの６，０００億円の公金は，単独事業でも裏負担とかいう起債だとかっていうのが後で出てきますから，それを補ってもらうためのお金の使い方ということになるだろうと，ただそれが福祉関係まで使えるかどうかちょっと今のところ分かりませんが，主にそういう形で次の段階としては補助事業の中の財政が厳しいから先送りした分などを前倒ししてでもやりましょうということが，その使い道だろうと，こういうことで理解賜りたいと思います。それともう一つ，補助金があるから事業をやっているというような論理だったと思うんですが，議員は御承知だと思うんですが，奄美市のですね，事業の実施計画というのをお示ししてあるんですよね，これは補助金があるかないかの話じゃなくて，地域から求められている事業をまとめているんですよ，そのことを間違わないでいただきたいと思います。そしてそれをおっしゃるとおり，どういうじゃ財政の支援を受けるかということは，これはまたみんなが工夫して頑張っておると，これだけはもう私は厳しく反論しておきます。是非誤解のないようにお願いします。

それと耐震のこともですね，従来からの指摘はございました。ただし耐震調査という形で国がああいう厚い補助を出すということはなかったわけですから，ほとんど単独事業に近いくらいの調査費になっていたんですよ，ですから我々としては奄美の小中学校の施設整備については，耐震化に耐えるような建物ではないという認識があるということを理解していただきたい。もう建て替えないと駄目なんだと，耐震化をしてですね，１０年２０年，延命したところでもうもたないんですよ，校舎が老朽化が激しく

てね，その三点だけは是非御理解賜りたいと思います。

それからこの開発基金の件なんですが，県の保証協会がないということに言及されたんですが，一応建前としてですね，この保証をするという保証協会の役割を開発基金に与えておりますので，保証協会の事務所がないということを理解してもらいたい。この行財政改革の中で国の法人化の出先の機関の廃止が出た時に，この奄美振興開発基金もリストに上がってきたんですよ，その時に議論になったのが，開発基金がなくなると，保証協会に保証する事務手続きが，どうしても飛行機使ったり，船で行ったりしなきゃならないということで，それは大変だという中の一つに数えられているわけです，この保証協会の在り方。今，保証協会がないから開発基金が要らないじゃないかという論理は違うんじゃないかと私は認識しております。あくまでも保証業務は開発基金がちゃんとやっていただいているということだろうと思います。

それとこの貸し渋りの件なんですが，平成１０年からですね１２年度にわたって，バブルの崩壊後の中小企業緊急安定特別保証という貸し渋り，貸しはがし対策の国の融資制度がございました。これはですね，今，データーを出していただいたんですが，３か年で認定件数が１，１４６件ございまして，６３４件が融資実施になっております。５５．３２パーセントぐらいですので，これは思ったよりも伸びなかったのかなという感じは私は思っております。この制度は非常に効果があったと私は思っていたんです。ですから今回もですね，同じような形でこのセーフネット保証というのが施行されますので，このことは前回と変わらない効果が出てくるんじゃないかなということです。

それから緊急保証制度では，１００パーセント保証協会の保証をすることができるとなっておりますから，市が進達して保証協会審査を通して保証協会のほうに進達しますから，この制度は変わらないものだと，こう思っております。

大変地域の商店街を中心とした冷え込みについては，私も苦慮しているところです。これから何とかして中心市街地ないし商店街の奄美本島の中の機能を果たせるような商店街であってほしいと，こう願っておりますので今後の大きな課題になるんではないかとこう思っておるところです。

１５番（三島　照君）　新しい制度などが十分機能できるように市長のそれこそ政治力の発揮のしどころですから頑張っていただき，もう一点は私は保証協会がないから基金が要らないとは言うてないんです。基金がね，今，法人化された以降，今までの役割が果たせてない部分がいろんな業界から聞こえてくる。だからこそ保証協会が鹿児島わざわざ行かんなならんから，だから出張所なり支店を奄美に誘致する，これも市長の政治力で検討してみてはどうかということを言うただけで，要らないとは，ないからとは言うてない。

それで私は何点か市長に提案したいと思います。一点はですね，そういう現状は開発基金があるために，その信用保証協会が奄美で活かされていない。そういう点で先ほど言いましたように，出張所なり支店を奄美にも誘致すべきではないか。県などと一度検討する必要があるんではないかという問題。もう一点は，そういう中で金融機関等と相談してですね，これは資金が要ることですから，単独の金が要ることですから奄美独自の融資制度などね，全国では無担保・無利子の貸し出しとかいろいろやっています。そういう制度が検討できないかどうかいうこと，もう一点はですね，今，そういう点で業界の皆さんは大変な状況で，その相談に行っても直接，銀行や金融機関へ行かなければならないので，やっぱり奄美市としてそういう業界の皆さんの融資制度などの相談窓口，中小企業業者の窓口が行政の中に必要ではないかいう問題。最後は，そういう業者が今，資金繰りが大変な時にですね，前回，臨時議会で決定したような市単独のすぐに出せる，財政課長は厳しいと言うかも分かりませんけども３０億円近くいろんな基金が合計すれば出てきたことですから，今，この１・２年が私は本当に緊急だと思うんですよ。そういう点でその基金を４億円，５億円引っ張り出してでもですね，この前のような緊急経済対策の拡大が図れないかと，例えば５億円くらいの緊急対策をやれば恐らく２０億円，３０億円近い，何故かと言えばね，このまま疲弊していけば本当に税金も国保料も介護保険も払えない人がもっと増えてきますよ，これから。そうなれば上下マイナスになっていくんです。そういったことを検討できないかど

うか，市長。

市長（平田隆義君）　奄美市のですね，状況大変厳しい状況ですので，なかなかだなあという思いもあるんですが，もう一つ，私，今，議員の質問聞きながら思い出したことが，新東京銀行ですか，やっぱり金を貸すということの難しさをですね，最も現したケースではないのかなと，こう思います。したがってやっぱり金融機関のこれまでの経験というかノウハウっていうか，これはやっぱり相当大変なものだろうと，こう思ったりしているところです。ですから，公的に資金を提供してということのですね，紬のほうでの販路開拓資金というやり方もやっているんですが，以前に振興資金というのもやりました。それは今ないんですが，そのへんのところをやりますとですね，従来のシステムとあまり変わってこないような形しか出てこないということがありまして，非常にこの難しいんだなという思いはしているところです。

今後どういう形がとれるかはちょっと予想もつきませんが，そうですね，福祉のほうの小口融資もなかなか大変な状況になっているようですし，難しいんだなということは考えています。ただ地域の経済をどう活性化させていくかということだけは忘れないで頑張っていきたいと，こう思いますので御理解を賜りたいと思います。

１５番（三島　照君）　是非一度こういう時期ですからこそ真剣にね，次回，２１年度予算編成の中で十分検討していただきたいということをお願いしておきます。

次にですね，じゃ土木行政についてお聞きします。

この間ですね，やっぱり相変わらず地域の中で聞こえてくるのはですね，この末広・港土地区画整理事業の現状，どういうふうにされようとしていってるのかという点で，まず三点。末広・港土地区画整理事業の進ちょく状況と先行取得の現状とその見通し，そしてこの今までの答弁ではですね，平成２０年度においてね，前年度繰り越した金額で先行取得を完了して本来なら換地設計の指定の計画が今回，今年度は発表されなければならない，そういう時期にきていると思うんですよ。この現状とどういうふうに思っているのかという問題点です。四点目は地権者やテナント，通り会の関係者等の間でですね，ソフト事業への関わり方，具体的な話し合いがほとんどできていないのではないか。全くと言わないのは若干あるからですよ，ほとんどできていない。その認識の違いが大きすぎる。さっきの換地設計の問題もそうですし，一番大きな問題は，いわゆる移転補償を含めた７８億円が予算計上されていますけれど，これを再築補償と認識している方があまりにも多すぎるという問題です。この違いを明確にしてください。そういう点でもう一点は五点目は，なぜ今，土地整備計画なのか，いわゆる末広・港土地区画整理事業との関係ですね，この間テレビや新聞でも報道されています，当局はいろんな形でこういう計画を出してきています。そして新聞でも報道されていますようにですね，整理事業の計画がどんどん作られていっていますよね。どれかと言いますと，いわゆる中心市街地活性化協議会準備会が作られていますし，先日から３０数人を規模にしてですね，いわゆるこの事業を継続して新しい活性化事業が議論されて，その事業そのものの準備会などが作られています。この準備会といわゆる末広・港の区画整理事業との関わりですよね。例えば奄美市総合計画策定委員会というのが作られていますし，この中でもいわゆる中心市街地活性化組織準備会というのも作られてきているんですね，こういう事業といわゆる末広・港の区画整理事業，いわゆる活性化事業と何がどう違うのか，ここらへんがほとんどの方が理解されていません。そういう点で，この都市再生整備計画と末広・港土地区画整理事業の活性化事業との違いを示してください。何がどう違うのか。

建設部長（平　豊和君）　おはようございます。それでは建設部に係る分について私のほうから答弁をさせていただきます。

まず最初に，事業の進ちょく状況，先行取得の見通しについてでございます。末広・港土地区画整理事業につきましては，引き続き現在も用地先行取得を実施しているところでございます。

用地先行取得といたしましては，当初２６件を予定しておりましたが，そのうちの数件につきましては，交渉を進める中で，本人の意向の変化や相続手続等が不十分なこと等の理由により，対象箇所の振替が必要となりまして，最終的には２９件を対象に進めているところでございます。進ちょく状況としましては，現時点では２９件のうち２２件の契約を済ましておりまして，約８割の進ちょく率となっております。その他の箇所につきましても，交渉は順調に進んでおりますので，年内にはすべて契約を済ませる予定でございます。

次に，換地設計，仮換地指定の計画と事業の再築工法の考え方について御答弁を申し上げます。

まず，換地設計についてでございますが，用地先行取得が確定でき次第作業に着手したいと考えております。換地設計に取りかかるにあたりまして，再度，換地に関する権利者の皆様方の意見や希望等をお聞きするために，年内にはアンケート調査を実施する予定でございます。換地設計は，個々の土地ごとに評価し，事業区域全体の中で調整しながら進めていく作業となります。換地案を作成した後には，権利者の皆様方の意見を聞き，必要であれば調整等も行いながら，最終的に決めていくこととなりますので，ある程度の期間が必要であると考えております。換地設計を終えますと，換地先を確定する仮換地指定を行うわけでございますが，建築物の移転工事に着手をすることになります。現時点では，施工するブロックごとに２１年度に仮換地指定を行い，工事を進めていく予定でございます。

次に，この事業の移転補償，再築工法についてお答えいたします。

移転補償費は，実際に移転が必要となる時期に，建物の立入調査や店舗の営業調査などを行い，この土地区画整理事業の移転補償基準に従い，移転に必要な費用を算定することになります。建物等の移転工法は，換地の位置や大きさ及び現在の建物の規模や構造などを考慮し，決定することになります。基本的には，建物を取り壊さないで換地先へ曳いて移動させる曳家工法と建物を取り壊さないで移動させることが難しい場合に，現在の建物を取り壊し，換地先へ建物を再築する考えの再築工法とがございます。この再築工法といいますのは，現在の建物と同じものをつくる推定建築費用に，建物の経過年数に応じた償却率等を減耗し，現在の価値を評価し補償する考え方の工法でございます。したがいまして，この再築工法は，換地先に建物を新築する費用ではなく，現在の建物を評価するものであり，新しいもの，古いものを加味した経過年数に応じた補償額の算出となります。

再築工法による移転補償費としましては，建物の評価額に取壊し費用を加えたいわゆる建物の移転料のほかに，荷物の引越しに係る動産の移転料，移転先の選定や法令上の手続きに要する費用及び転居通知や開店広告に関する等の移転雑費，さらには，店舗の場合には，移転に伴い営業を休まないといけない期間の営業休止補償など，建物移転に必要な費用を補償することになります。

最後に，なぜ今，都市再生整備計画が末広・港土地区画整理事業との関係はということでございますが，末広・港土地区画整理事業との関係は，都市再生整備計画というものは，平成１９年から２３年までの５か年を第１期として平成１９年３月に中心市街地全体のまちづくり計画を策定をしたものであります。

奄美，名瀬らしい中心市街地の再生等を目標に，末広商店街を中心とした新川から名瀬漁協前の臨港道路，屋仁川通りからおがみ山に囲まれた約４３ヘクタールの事業区域を設定し，ハード事業からソフト事業まで幅広く実施する計画でございます。

末広･港土地区画整理事業もメニューの一つでありまして，中心部の道路，公園の修景整備や案内板，情報版整備などのハード事業から，商店街や永田橋・栄市場を中心に実施しております空き店舗活用事業や各種イベント等の開催などのソフト事業まで，行政，地元商店街，市民がそれぞれのまちづくりに参加し，取り組んでいるところでございます。

今後とも，行政が取り組むもの，地元商店街等の民間が主体となって取り組むもの，また多くの市民の方々が参加し取り組むものなど，計画に位置づけるメニューだけではなく，多くの方々のアイディアなどもいただきながら，目標とするまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

１５番（三島　照君）　ないんでしょう。あのですね，今全部土木部長が答弁しました。しかし，この事

業の検討委員会やらやっているのは，いわゆる産振部関係でやっているんでしょう。今言われたように，私はこの事業そのものは，永田橋から永田川から屋仁川までの４３．７ヘクタールのね，活性化事業だと思っているんですよ。しかしそれをやるにあたって，一番の欠点は，私はハードとソフトが一緒に何べんも言うてますように，プロジェクトチームをつくって，一緒にどういうまちづくりをするか考えなければならないのに，それができていない。これは絶対おかしいと思っています。そしてこの，じゃもう一度質問します。この活性化，第一回中心市街地活性化協議会準備会の議案の会議の中でですね，この事業は区画整理事業についても意見する権限はないと思っていいのかという質問に対して，事務局は，そういう権限はありませんと答えています。既に決定されている計画を生かす内容の議論をお願いしますという答弁をしているんですよね，私はこれおかしいと思っているんです。一般市民は誰が見ても，あの末広・港区画整理事業いうのは，これはさっきから言っている補助事業の一つの行政用語であってですね，市長がいつも言うているように，この区画整理事業は，３０年，５０年，１００年先の奄美群島としての奄美，名瀬の商店街を活性化させるための事業ですと，言っていますよね，いつも。その活性化させるための事業という，私はこの人はそういう意味での質問なんですよ。ここで全く権限はありませんと言われたら，この準備会では何を議論するんですか。それが一点。

ここでこれ３２名の方がここに選ばれています。しかしね，この選ばれているメンバーの中では，私何人かお会いしましたけど，私がなんでこの委員会に選ばれたのか意味が分からない，質問したら自分らが決めてきた，その事務局の要綱に基づいてしか議論ができない，それ以上のこと言うたら次から呼ばれない，呼ばれないというのはあれとしてね，そういう思いで見られているんです。言うてください，ここで聞かれているこの権限はあの末広町の中心商店街の活性化の議論はここではやっていないんですか。この策定委員会やらではやらないんですか，どうするんですかこれ。

産業振興部長（赤近善治君）　先ほども建設部長が答弁しましたけれども，末広･港の区画整理の範囲は，いわゆる中心市街地の活性化の４３ヘクタールの中に入っておりますので，当然中心市街地の活性化の対象というふうにはなっております。ただ先ほど，議員が御質問のことについてお答えいたしますけれども，１０月２８日に準備委員会が開催されております。その中で出席委員から末広・港線の幅員や区画整理の区域などについて，この準備会で意見が出せないかというような御質問でありましたので，担当者のほうから既に区画整理として土地区画の決定をしておりますので，そのことの内容の変更については権限はないよということで御答弁をしたところでございます。

したがいまして，今後，中心市街地の件につきましては，末広・港町も含めまして４３ヘクタールの中心市街地の多くの方々の御意見を伺いながら活性化策を協議してまいりたいというふうに考えているところでございますので，御理解をお願いをいたします。併せまして担当のほうからは，末広・港町の道路が完成した場合には，そこには街灯を付けるとかですね，安心・安全なまちづくりとそういったことは補足して話をしておりますので，御理解のほどよろしくお願いいたします。

１５番（三島　照君）　もう時間ないし次いきますけど，これね，皆さんしっかり考えてほしいのは，一般の市民は皆さんが言うているほどの行政用語は理解していないんですよ，分からないんです。そんなもんこんなところで関係ないと言われたら，関係あるんです末広・港区画整理事業は区画整理事業であって，活性化事業は中心商店街も活性化させるための事業なんやから，なぜそういうことが説明できない，困るんですそんな。

それとこの委員会にね，委員会にあの事業を一生懸命参加してやってきて，こういう提言書やいろんなものも出してきた本来の中心市街地一生懸命なっているメンバーがなぜ呼ばれなかったという問題，それはもう答弁は要りません。後でいいです，行きます，もうきりない。

次に移ります。少子化対策の問題です。私はこの間一環して少子化対策の必要性は人口定住を含めたですね，奄美にとっては何よりも最大の重点課題だと思ってきました。そういう中でですね，三点聞かせてください。そういう支援事業ますます強めてならない時に，やっぱり今，実施されている母子・父

子家庭に対する単独支援事業，私はこれは必要だと思っているんです。例えば笠利で実施されている父子家庭への事業，年間わずか２万円でね，これを切ってしまうようなことがあってはならないと思う。むしろ奄美市全体に広げるべきだと思っています。そういう点でのこの問題をどう感じているのか。もう一点は，学童保育事業の現状と課題をどう見ているのか。少子化対策支援室，だから極端に言えば学童保育所とその事業が教育委員会と福祉政策に分かれています。こんなことだから子育て支援ができないんですよ。少子化対策室なり支援室いうのは，検討しますといって合併の時から言うてきているんです。次期の新年度で検討されるのかどうか。学童保育所の問題，この三点一緒に答えてください。

福祉事務所長（大井進良君）　母子・父子家庭に対する単独支援事業というお尋ねですけども，母子家庭につきましては，児童扶養手当という形で国の補助事業等がございます。ただ父子家庭のほうに対してはそういう事業がございませんので，御存知のとおり笠利のほうで今，単独事業で父子世帯見舞金という形でやっているところでございます。この見舞金事業につきましては，一応合併協議会のほうで今年度で廃止ということになってはおります。ただ，今後，奄美市のおっしゃいますように少子化対策の一環ということとか，父子家庭に対する単独支援事業がほかにないということで，この必要性については十分に認識をしておりまして，実施計画・財政計画の中にできれば盛り込んでいけないかということを含めて，再度検討していくことに現在してはおります。

学童保育の関係については，教育委員会のほうがいいのかなというふうに思っておりますので，お任せをしまして，少子化対策の関係ですが，少子化対策のほうも０歳から１８歳までということで，福祉のほうと教委のほうと非常に関係が出てきますけれども，これを一貫して実施をする，進めるということにつきましては，組織体制としてまだまだ十分に検討する必要があるというふうに考えております。

福祉側で申し上げますと，次世帯育成支援対策地域行動計画というのもございますが，これの後期計画の策定に伴いまして，ニーズ調査等を行いながら，本市に求められている少子化対策，子育て支援事業をどういうふうにするのか，関係部局との協議を重ねていきたいと考えております。

１５番（三島　照君）　教育委員会，昨年の１０月１９，１９年の１月に通達の文書が届いているはずです。

議長（伊東隆吉君）　時間です。

以上で，日本共産党　三島　照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３１分）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

次に，新奄美　師玉敏代君の発言を許可いたします。

１番（師玉敏代君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。新奄美の師玉敏代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。第４回の定例開会に，一般質問に入ります前に一言所感を述べさせていただきます。

先月，市議会によります議会報告会を実施いたしました。２６名の議員で，笠利・住用・名瀬地区の３か所での議会報告会は，最初は市民の皆様から大変手厳しい議会に対する不満，議会の在り方等を問われる場面もありましたが，やりとりの中で次第に今回の会の趣旨を御理解していただき活発な意見要望が出され，最後にはこのような企画を是非，年２回はしてほしいと，せっかくの機会だから多くの市民が参加できるよう広報をしっかりと頼みますと，最終的には激励にも期待にもとれる拍手の中で終えることが出来ました。一つの要望に２６名の議員が一同に耳を傾けることは市民にとっては大変心強く，市民の皆様の意見・要望を聞くことを重点的に徹底したことは，今後の市政活動一端を担う者とし

て強く確信いたしました。議長を中心に奄美市全体に開かれた議会のあるべき姿だと感じました。議会運営委員会においても，これからも各会派の代表が議論し開かれた議会運営を引き続きよろしくお願いいたします。

さて，私たちを取り巻く環境，社会情勢は日を追うごとに不景気の大きなうねりを伴い，すべてが悪循環に回り，連日連夜の悲しい報道に，将来への不安を誰もが感じていることであります。さらにアメリカ発の金融危機が実体経済の悪化を招き，１００年に一度の世界の恐慌といわれ，景気後退の最大の原因は，これまでの経済の牽引役だった輸出が中国・米国などの相手国の景気後退と円高で落ち込んでいること，企業業績は急速に悪化，企業による設備投資意欲も急速に衰えており，最近のニュースでは大手自動車２社が非正規職員を約３，０００人近く解雇した。企業の倒産により就職の取消し，底冷えのする話題ばかりが行き交い，市民の皆様も不安な毎日だと思います。

政府としても緊急景気対策として，中小企業にとっては，賃金需要が高まる年末に，１０月３１日スタートした緊急保証制度は，対象業種を全業種に拡大し，中小企業の資金繰りの支援として，銀行自体の融資絞込みの緩和をしようとしています。

このように，さまざまな景気対策が年末から年明けにかけて実施しようとしています。その中で奄美市も１１月１８日に緊急景気対策事業の一つとしてプレミアム商品券が出されました。先の臨時議会において，緊急景気対策として注目度の高いプレミアアム商品券についてと議論され，師走の迫る２６日の質問通告を出すまでに何の音沙汰がないことから，改めて質す必要性として質問いたします。通告２日後に，臨時議会１０日後に，取扱店募集が１１月２８日に両新聞社に掲載されました。中心部の皆さんは以前にもこのような取組に多少慣れて待ち望んでいる人も多いと思いますが，今ひとつ景気の悪さもあってか風評に飛びつかないし，浸透性が思わしくないと思います。１２月１日に各地区の３か所の説明会，６日より商品券取扱開始となっていますが，その進ちょく度といいますか，作業は順調なのか。また，利用対象業種などを具体的に説明していただきたいと思います。

次に質問から発言席で行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君）　プレミアム商品券につきましてお答えを申しあげます。

臨時議会で議決をいただきまして誠にありがとうございました。その後直ちに商品券，ステッカー等の印刷の発注を行いまして，１１月２８日付けで地元新聞にて商品券取扱店の募集の広告をいたしたところでございます。また，１２月１日には，名瀬中央公民館と住用・笠利の総合支所で商品券取扱店の募集の説明会を行っております。併せて登録も開始をいたしております。１２月３日本日の現在の取扱店の数でございますが，現在のところ８８件となっております。これは各通り会につきましては，世話役の方々に取りまとめをお願いをしておりますし，また屋仁川につきましては社交業協会で取りまとめるということで，これが一括でいきますと数字が多くなるものというふうに考えております。取扱店の登録につきましては随時受付となっておりますので，今後も商工会議所の皆さん方の御協力，また，チラシ配布を戸別に訪問して販売店の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に，商品券の販売につきましては，通り会連合会の歳末大売出しのスタートに合わせまして，１２月６日から開始をしたいというふうにして計画をしております。販売場所は，名瀬地区では６日土曜日と７日日曜日につきましては中心市街地のＡｉＡｉ広場で，その後は市役所及び商工会議所・商工会も含めまして販売に協力していただき，できるだけ市民が購入しやすいように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。笠利・住用地区におきましては，各総合支所を予定しておるところでございます。

また，プレミアム商品券の市民への周知及び利用促進を図るために，奄美市だより１２月号，市のホームページへの掲載，それから地元新聞２紙での広告及びあまみＦＭディでのＣＭ等広報等にも努めているところでございます。

取扱店の対象事業者でありますけれども，消費拡大の対象となる衣料品・食料品などの各種小売業，飲食店・宿泊業に加えまして，生活関連のサービス業，これは理容とか美容も含みますが整髪関連のサービス業及びバス・タクシーといった運輸業が対象となっているところでございます。

また，先の臨時議会のほうで検討をするとお答えをいたしました病院等の医療費関係につきましては，対象外というふうにいたしましたので，御理解をよろしくお願い申し上げます。

１番（師玉敏代君）　臨時議会のほうが１１月１８日でそれから１０日経って，臨時景気対策であれば既に案ができて３日以内ぐらいに募集が出るべきではないかと思ったんですね。それがこの１０日間なにもなく，通告を出して２６日の翌々日の２８日に募集が出て，１２月１日に取扱店，また開始の場所などが新聞に掲載されたわけですけど，緊急の景気対策としてはちょっとお粗末ではなかったんじゃないかなと思います。

その取扱店についても，臨時議会では商工会議所も販売店の予定に入っていましたけれどもＡｉＡｉ広場と住用支所・笠利支所・名瀬市役所のこの４点だけですか，なぜ商工会議所は取り扱わないことになったんですか。

産業振興部長（赤近善治君）　前段のほうの私どもの取組が遅いというような御意見がございましたけれども，決してそうではありませんで，私ども職員のほうを別に褒めるわけじゃありませんが，議決いただいた後，夜中の１時２時までずっと商品券のデザインとかチラシのデザインとかポスターのデザインとか広報の書き方とか，いろいろ研究をしておりましたので，その付近は御理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから商工会議所の関係でありますけれども，これは公金の扱いという関係でいろいろどのようにしたらいいのかというふうに私どもも調査・研究をいたしまして，あと，いろんな関係機関にも問い合わせをしたところ，委託契約関係だったらクリアできるんじゃないかということで判断がつきましたんで，今後は商工会議所・商工会のほうにも販売の協力をしていきたいというふうに考えているところでありますので，そうしますと商工会議所・商工会でも販売ができるということになりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１番（師玉敏代君）　取扱店はＡｉＡｉ広場・住用・笠利・名瀬市役所ですけど住用・笠利，ＡｉＡｉ広場で６，７という土曜，日曜ですね，１０時から４時って書いてありましたけど，この２日間でという前に住用・笠利ではどうなんですかね。周知徹底できていると思いますか。これだけ景気対策として市民の皆様に同じような特典というんですか，利益がもたらさなければいけないはずなんですけど，今ひとつ分からない人が多いんですよ。広報だよりも載っていたんですかね，私ちょっと見たんですけど隅から隅まで見たんですけど載ってないような気がしたんですけど，広報載っていました。

それでもですね，新聞にも載りましたけれども，なかなかちょっとインパクトがないと，なかなか素通りというか目を通すことがなかなかないもんですから，一般的に住用とか笠利なんかはどんな状況ですかね，取扱店は住用・名瀬・笠利，分けたらどのような状況なんですか。

産業振興部長（赤近善治君）　販売店の拡大については，私ども職員が直接，戸別訪問でしていたりいたします。小さい小売店につきましては，やはり手続きが面倒くさいという御意見もあって，参加してくれないようなお店もあると伺っております。あと，笠利支所のほうは商工会の方々が戸別に訪問するというふうにも伺っております。住用のほうも職員のほうがまた販売拡大に努めてまいりたいというふうに思っております。

各地区の内容ですが，８８件のうち名瀬地区が８０件でございます。笠利地区が７件，これは今日現在の数字です。住用地区は１件というふうになっておりまして，やはりこれから見ますと住用地区のほうは少ないのかなというふうに思っております。

１番（師玉敏代君）　一応ですね，この一番景気対策としてある以上は，やはり盛り上がりが欠けていると思うんですよね。買う買わないは消費者の自由なんですけども，実際現金がなければこの商品券も買えませんけれども，自分たちは聞いてなかったというのが多いと思うんですよね。特にお年よりの方は活字は見ませんから。もし何らかの予定があってこれがあったらよかったのにとか，後の祭りにならないためにもですね，やはりこれは皆さんは，住用は取扱いは１ですけど，笠利は７ということで，集中的に名瀬ですよね。それはそれでいいんですよ，名瀬がやっぱり人口も多いし商店街も多いですので，そういう意味では問題ないんですけども，何か方法ないですかね。このもう６・７というと，もうあさってしあさってなんですけど，短期的に何かいい連絡する方法ないんですか，周知徹底する，屋外放送でもいいんですけど，いかがですか。

産業振興部長（赤近善治君）　このＰＲにつきまして，防災無線も使おうかという議論もしたんですけど，防災無線はねえという話でしなかった経緯がございます。今後，笠利地区・住用地区については駐在委員会・嘱託員会等でもＰＲしたいというふうに思っています。確かに６日が商品券の発売ですけども，この商品券につきましては随時受け付けておりますので，今後，師玉議員が御指摘がありましたけれども，いかにして浸透させるかということをまた部内で詰めて，職員と一緒にその販売店の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

１番（師玉敏代君）　このプレミアム商品券については，東京・大阪でもいろんな所で，こういうプレミアム商品券，やっているんですね。やはりこれを半年に１回とか，これが根付いている所も結構あるんです。やっぱりこれを今後，景気対策事業として今から浸透させていくためにもですね，やはり中心部だけじゃなくて周辺部の皆さんに公平にするためにはどうしたらいいのか，さっき嘱託員とも言いましたけれども，じゃ嘱託の皆さん，集落放送してもらうのか。１回はするべきじゃないですかね。知らないですよ全然。逆にさっき言った今から出る質問の定額給付金と勘違いしている人もいますね，何がなんだか分からないという，私のほうから分かるところは説明していますけれども，こういうのも必要じゃないですか，どうですか。

産業振興部長（赤近善治君）　先ほども答弁しましたけれども，名瀬地区のほうは防災無線を使わずいたしましたけれども，今後また，笠利地区・住用地区について放送もいいということでありましたら，お願いをして放送をしてまいりたいというふうに思っております。

１番（師玉敏代君）　はい，そうしないとですね，問題が出ると思います。これある地域のプレミアム商品券なんですけど，ここは国の第一次補正予算に盛り込まれた地域活性化緊急安心実現総合対策交付金として市費単費を使ってプレミアム分など３，５００枚を助成だということでやっているんですね。こういったのはみんな即日完売するということなんですよ。これだけ人気があるわけですよ，売った日で売り切れると。私はこの不景気によく買う人がこういるもんだなと思いますけどね。これが一部の人の利益に，特定の人だけの利益にならないように，そのへんはいかがですか，大丈夫ですか。

産業振興部長（赤近善治君）　確かにですね，私のところにも電話が来ますけど，本当の御婦人と申しますか，すごくこういったプレミアムには敏感でですね，非常にこの件はいいということで喜んでいる電話が来ております。先ほど不平等性というような偏るというようなお話がありましたけれども，これは地区が偏るのかどうかですね，その付近が不平等という御指摘なのか，ちょっと分かりませんですけれども，できるだけ先ほどもお答えしましたけれども，笠利地区・住用地区にもですね，浸透するような広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

１番（師玉敏代君）　是非ですね，こういった奄美市がどれだけこの地域活性化交付金をいただいたか，

たぶん１，５００万円と聞いていますけれども，それが一部の人だけでなく一般的に皆さんにこの利益が行き渡るように，そしてこういった時期になりますといろんな悪質なことも出てくると思うんですね，こういったものを利用する。そういったこともないように細心の注意を払って，せっかくの景気対策事業ですので，是非皆さんが次の景気浮揚につながるように，是非お願いしたいと思います。

次に，奄美市の緊急景気対策事業が出る前に国から景気対策事業として，新内閣の下，定額給付金が打ち出され，これにまつわるのがプレミアム商品券と誤解している市民も多くいます。奄美市と同様国に先立って，全国の自治体の各所でそれぞれに安心をキーワードにした緊急対策を講じていることを新聞紙面でよく見ます。世論はどうであれ，年末年始，消費の需要がどうしても高まる時期にこの景気対策は，１１月１９日の産経新聞には「この給付金の元手は官僚が温めていた特別会計の剰余金であり，へそくりを国民にいったん返還するというにほかならない」という意見も掲載されておりました。私はこれまで収めた税金の還付と考え，高額所得者，いい時期があって高額納税していて今は低所得者の人，収入が少なくなり納税していない人，すべての人を対象に，高齢者，１８歳未満世帯に加算するこの仕組みは是非実施してほしいと願っているところです。何かことある場所でお互いの家庭の家族構成でいくらもらえると計算し，宝くじを買った時のように当たる前から使い道を考え，胸膨らませている人のほうが多く，気持ちだけでも今，盛り上がりたいと期待していることから，この定額給付金の行方はどうなっていくのか，どうなるのか，市民の知りたいところなので質問いたします。

１１月２８日に政府筋から，この定額給付金について説明があるとしました。この間の新聞では都道府県，政令都市を中心に２８日に総務省のほうで説明会があったと聞いています。奄美市においては当然県のほうから何らかのこの定額給付金についての説明があったと思いますけど，そのへんをお示しいただきたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　それではお答えをさせていただきたいと思います。

追加経済対策の目玉とされた定額給付金につきまして，政府は２００８年度第二次補正予算案と関連法案を来年１月召集の通常国会に提出をし，今年度中に支給する方針と聞き及んでおります。議員のほうからもございましたように，この制度に対する説明会が去る１１月２８日に都道府県及び政令指定都市の担当者を対象として，実施をされております。その模様が自治体衛星通信機構から衛星通信ネットワークにより配信され，支給方法等との概要を確認したところでございます。さらに昨日でございますけれども，県のほうから市町村に対する説明会もございました。その説明会の内容を申し上げますと，まず目的は，国民の生活支援及び地域経済対策となっております。実際の給付事務は，市町村で実施することといたされております。また，給付の対象は住民基本台帳に登録されている方及び外国人登録をされている方のうち，一定の要件を満たした方となっております。それから給付の基準日でございます。基準日につきましては，平成２１年１月１日または同年２月１日のいずれかを想定をし，検討中とのことでございます。

次に，実際に支給を受けられる方については，対象者世帯の世帯主が一括して受け取ることとされております。所得制限については設けないということを基本とするとのことでございました。しかし所得制限につきましては，市町村の判断において，１，８００万円以上で設定することを可能とし，その際においては世帯での判断ではなく個人単位で判断をするとのことのようでございます。さらに所得額につきましては，平成２１年分の所得を判定基準にするということで，実際には平成２２年６月以降に判定がなされ，基準を上回る場合には返還を求めるということでございます。

給付額につきましては，新聞報道でも報じられておりますように，基本が一人１万２，０００円，基準日において６５歳以上の方及び１８歳以下の方につきましては８，０００円加算がされ，一人２万円ということでございます。

給付の開始日につきましては，市町村の準備が出来次第，市町村ごとに設定をするとのことでありましたが，いずれにしましても補正予算案そのものが国会に提出されていない現時点におきましては，明確な日時は示されておりません。さらにあくまでも年度内に設定をしていただきたいということに止まっ

ております。

１番（師玉敏代君）　その実施時期というのが，１月の通常国会で第二次補正予算が出なければ，出ないと分からない。想定ですけど，出るだろうという想定のもとで実施時期はそれ以降，年度内ということですね。併せて給付方法とかその会の中でいろいろと問題点，各市町村の意見が出されたと思うんですが，各市町村のその問題点なり取組，給付方法そういったものをお聞かせいただきたいと思うんですけども。

企画部長（塩崎博成君）　質疑の内容でございますけれども，まず，全国統一の制度としてほしいという質疑が出されております。それから繰越手続きの簡素化であるとか，現金ではなく金権での交付を可能にしてもらいたい。それから為替での支給が，支給方法なんですけども，為替での支給が可能であるのかとか，やっぱりそういうような形でいろいろと質疑が出されているようでございます。

１番（師玉敏代君）　これもですね，１月にならないと分からないことなんですけど，やはり想定ですね，出すものとして，市としてもですね，やはり給付方法なり，またその取組ですね，それは素案は作っとかないといけないんじゃないかと思うんですね。なってからでは，また大変遅くなるんじゃないかと思いますので，給付方法にしても現金なのか口座振込みなのか，また本人の確認方法ですね。この間テレビ見ていたら，一番このへんは面識もありますし，免許証で本人を確認できますけど，特にお年寄りの皆さんは写真付きの免許証とか，そういうのを持っていませんので，何をもって確認するのか，そういったことが重要になると思います。これも振り込め詐欺じゃないですけど，こういったものが出てくると，こういうのをつけ狙ってくる悪質なものも出て，奄美市はないかも分かりませんけど，そういうこともありますので，お金の現金の授受については，やはり厳重にやらなくてはいけないと思いますけど，いかがですかそのへんは。

企画部長（塩崎博成君）　正に議員仰せのとおりだと思いますし，昨日，県のほうで担当者に向けての説明会がなされておりますので，これからこれらの問題等も含めましてですね，これから支給をしていく中において，どのような問題が生じる可能性があるのか等々，これから検討をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

１番（師玉敏代君）　市長にお伺いします。この定額給付金がですね，来年，皆さんに行き渡るとして，これの波及効果ですね，市長の取組，思いをお願いしたいと思います。

市長（平田隆義君）　現金でございますから地域で２回半の回転はあるんじゃないかなと思います。試算すると大体７億円ぐらいということですから，１４・５億円の経済効果が出ればなと期待しているところです。

１番（師玉敏代君）　いろいろ問題があってもですね，プレミアム商品券が第一段とすれば，年明けての第二段としてこの定額給付金をですね，是非商店街の皆さんも商戦合戦を行って，これに乗ってセールをやるとか，やはりこのせっかくの給付金が，ただ行き渡って皆さんが貯金ということはないんでしょうけども，これをいかに消費につなげるかというのが，一番大事じゃないかと思います。

やっぱりそういうのもですね，前もってなんでしょうかね，盛り上がるというのも大事だと思うんですね。こういう時はこうしましょうという，そういう気持ちが今，落ち込んでいるもんですから，せめて景気のいい話，このお金で普段は飲みに行けないけど飲みに行く，焼肉を食べに行くとか，皆さんいろいろ言っていますから，やはりそれが消費につながるね，第一段その第二段とまもなく私はやって是非景気対策，こういう失業者，収入の少ない方，本当にそういう人たちの助けになればなと心から願って

いるところです。是非ですね，第二段の景気対策として給付金の最大の効果が出せるよう，その時は迅速な対応をお願いしたいと思います。

では続きまして，農業振興についてお伺いいたします。

これも議会報告会の中でタンカンの規格を規格外対策をどうされるのかということで，市民の皆さんから質問というか要望をいただきました。そのことでタンカンの規格外対策をお示しいただきたいと思います。新設中央青果市場の建設に併せて選果場建設も２１年度から予算化されると思いますが，具体的に，また新たな販路拡大等がありましたらお示しいただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　タンカンの規格外対策についての御質問でございますけれども，規格外の果実の生産を減少させるために，大島支庁農政普及課及びＪＡあまみと連携を図り，栽培の講習会，ハダニ等調査による外観の阻害要因対策，摘果講習会等による出荷階級内の果実を着果させる対策，品質調査による品質向上対策及び収穫時期の選定等を行っているところであります。また，名瀬中央青果株式会社やＪＡあまみでは出荷基準が定められておりますので，家庭選果徹底によります規格外果実の出荷がないよう啓発しているところであります。

しかし，家庭選果や共同選果で規格外となった果実につきましては，自家消費や破棄されているものが多いと聞いております。今後，規格外果実を農家の所得向上及び付加価値の高い商品づくりにつなげるよう，地域加工グループの皆さんと研究しながら，また連携を図りながら，加工施設整備について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに，選果場の話がありましたが，選果場が建設される際には，生産者のほ場や果実１個単位の品質のデーターが取れるような機械も導入する予定になっております。そうしますと，そのようなデーターを分析してそれを基に指導と申しますか，栽培をすることにより規格外の果実が減るというふうなことも考えられますので，これが品質向上の対策ということで図られるものだというふうに考えております。

１番（師玉敏代君）　タンカンについては，もう高齢化になりましてですね，農家のほうも集荷も大変だし，摘果，ふだんの肥培管理も大変になってきます。特にタンカンについては，風傷化というんですかね，そういったものやらかいよう病とかそういったもので，今の選果場では目で見利きして味をみたり，糖度，クエン酸といったものをみるんですけども，今回こういったような規格外といったようなのがですね，今回，選果場ができることによって，大いにふるいにかけられて逆にセンサー，カラーグレダーにかけることによって規格外が多量に出ると思うんですね。そういうことは逆にお客様にとっては，絶大な信頼を得ることは間違いないんですけども，選果場ができてそういったものが整備されると逆に規格外が出るということが一番懸念されます。そういった関係で加工品，住用の場合はサン奄美さんがいます。そういうところでタンカンゼリーとかいろんなの作っていますけど，そういったところの連携，そことの行政との区分，事業主体は選果場はＪＡですよね，そことの連携。そういったものを密に図っていくという，その規格外の今後の対策はいかがですかね。一番今から出てくると思うんですよ，選果場ができると。そのへんの対策はいかがですかね。

産業振興部長（赤近善治君）　議員が御指摘のとおり，選果場，カラーグレダー，光センサー等通しますと，規格外のほうが増える可能性ももちろんあります，一方では。しかし一方ではそのことによって，やはり品質の保証といい品のブランド化をできるという点もあろうかと思います。しかしながら，この選果場で規格外となったものにつきましては，当然サン奄美さんとかですね，加工している皆さん方と連携してですね，これをどうするかということは本当に御指摘のとおり，今後詰めてまいりたいというふうに考えております。

１番（師玉敏代君）　これは農家によるタンカンに対する販路，また規格外の取扱いについて要望がありましたので，お聞きしましたけれども，やはり今から今後将来的にちゃんとした肥培管理，きちんと

やっている農家がいい値段でミカンが売れるように，またこういった規格外できちんと捨てないでちゃんと商品として，加工品として売れるような対策も併せて選果場建設についてはお願いしたいと思います。

次に，ホド地区の農道整備についてなんですけど，以前，ホド地区の農道のほうに行くことがありまして，すばらしい農道が出来ております。長年かけて出来たものだと思いますけれども，農道整備にあたっては農業基盤整備の耕作面積があるか，２００メートル以上とかあっての中の農道整備だと思いますけど，これはいつ完了されて，今後どのような期待が持てるのか，そのへんをちょっとお聞きしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　ホド地区の農道でありますけれども，当地区は急傾斜地を利用した樹園地でタンカンやスモモを栽培しております。しかしながら長距離モノラックを利用して肥料の運搬や収穫を行っておりまして，非効率的で危険な状態でありました。平成６年頃より地域の要望を受けまして，事業の開始は平成９年度より新設工事に着手をしておりまして，今年度平成２０年度には完了の予定となっております。

併せまして総事業費は３億５２７万円，整備の延長は１，１００メートルというふうになっております。この農道整備事業によりまして肥料の運搬，営農，収穫物の輸送が著しく向上し，安全で効率的な農業を行うことができます。しかし急斜面を利用した農地でありますのでモノラックは部分的に必要でありますが，この農道の開設によりまして農家の営農意欲が高まり，果樹面積が増加することが考えられます。

今後につきましては，今年度で一応事業は完了いたしますけれども，受益面積や営農状況等を考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

１番（師玉敏代君）　私もですね，スモモの里なんですけど，あそこで３名の方が生姜を作っているんですね。どこで作っているんだろうかと思って行ったら，モノラックで私乗せられて３８０をメートルを行ったんですよ。命がけで行ったんですけど，こういう事故があったのかと，あったと，乗り終わったあとに聞くもんですから，でもあの中でタンカンやらスモモ，そして生姜が今まで見た中で一番いいできがあるんですね。確かにあの傾斜と土がすごくいいです。葉っぱが落ちてソテツの葉が落ちていい腐葉土を作って，すごい力強い茎と葉っぱをしてまして，中のものがどんなものだろうかというぐらいすばらしいものが４か所ずつ作っているんですよ，少しずつですけど。２か所モノラックで乗ったんですけど，１か所のところは３８０メートル上に上がって降りきれなかったもんだから，上に上がって農道に出たんです。それがホド地区の農道だったもんですから，すごいな，これなのかという気持ちがあって，これであれば今後ですね，危険な命がけでですね，モノラックは人は乗ったらいけないと言うんですけど，肥料を運んだり収穫時に作物を乗せたりという貨物的な役割なんですけど，あれを長年約１０年くらい，対応年数１５年ですね，あのモノラックも。それを１０年は乗っているんです。今は事故が１回あったけどないですけども，私からみれば，あれもし落ちるとしたらどこに飛び降りればいいのかなと，谷間になって落ちる所もなく，もしなんかあった時ぶら下がる所もなく，とにかく祈る思いで上まで行ったんですけど，でもああいう形で一生懸命農業されているんですね。日当たりがいいあの傾斜を利用した土がいいということで，何よりも勝っていたのが生姜だったんです。来年はもっと増やすということだったもんですから，私も２か所モノラックに乗ったんです。だからあのホド地区の農道がですね，あれだけ整備されたら逆に今の農家の皆さんの耕作面積の意欲というのも出るんでしょうけども，逆にそのことによって最大の効果を出すためには，まだ農家の皆さんの要望があると思うんですよ。あそこから１００メートル歩いて農道に出たんですから，ずっと。だからやっぱり農家にとって，はい農道を造りました，でもモノラックは危険なんですよ。あれね乗ったらいけないんだけど，あれを乗るんですよ皆さん。もしなんかあったらいけないんで，その農道を利用したですね，やっぱり畑に行き易い環境，そういった環境もせっかく農道を造った以上考えるべきじゃないかなと私は思ったんですけど，

いかがですかね。

産業振興部長（赤近善治君）　御提案はそのホドの農道から斜面沿いに通路を造ろうというあれですかね，道路ですかね。その土地の形状，斜面の状況にもよりますけども，その付近はまた大変申し訳ありませんけれども，農家の皆さん方でこう頑張ってほしいなというような気持ちです。あとの延長につきましては，先ほどもお答えしましたけれども，今後の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

１番（師玉敏代君）　是非ですね，あれだけのすばらしい農道が行けば行き止まりの所もありますけれども，グルッと回ってこれでここの方たち，私いつも沿道を通る時に，いったい里の人たちどこに生姜を作っているのかなと，沿道に悩むんですが，山の中に，中腹に植えているのは初めて知りました。でもそれは昔から先住の方が，先祖の方が山を切り開いてあそこに作ったんだなと，それに対してモノラックができたんだなあと，そして農道ができたんだなあというのは感じましたけど，やはり今から農業をしようという人たちにとって，これからもまた環境整備，そのへんをどうか農家の要望に耳を傾けていただきたいと思います。

次に，農地流動化対策についてということで，これ遊休地・荒廃地をどのような方策で流動化していくのか，このへんをお伺いしたいと思います。

農業委員会（山口敏光君）　お答えいたします。

現在，国においては全国の遊休農地対策を策定するための最優先農政課題として解消計画策定のための基礎資料を得るために調査を行っております。全国的には耕作放棄地は年々増加の傾向にあり，２００５年農林業センサスでは２０００年調査よりも４万２，０００ヘクタール増加して３８万５，０００ヘクタールに上昇しております。類型別に見ましても平地農業地域の耕作放棄率は５・６パーセントに止まっておりますが，都市的地域，あるいは中間，山間農業地域では１２パーセントを超えて，特に山間農業地域は１４．７パーセントと高くなっております。これらの数字を踏まえて国は現状の農地を把握するために，①として人力・農業用機械で草刈等を行うことにより，直ちに耕作することが可能な土地，②として草刈などでは直ちに耕作することができないが，基盤整備を実施して農業利用すべき土地，③として森林・原野化している等，農地に利用することが不可能な土地に類型化して，③については農業委員会等の現地確認や総会議決等を経て農地・非農地の判断を行い，所有者等への通知後に農地から外す予定にしております。また，②については全国の集計後に都道府県，あるいは市町村別に事業等の計画が策定されるものと考えております。

農地流動化について奄美市管内では，地域の農地の実情を熟知している農業委員等が貸し手と借り手の中間に立って契約書等の作成を行いつつ流動化を行っておりますが，時として農地の所有者や管理者等との確認ができず，遊休地の流動化が困難な事例等もあります。農地の移動に変更等がありますとその都度データーシステムの変更を行っていますが，今回の調査が集計されて電算機に地区ごとの農地の所有者や管理者等，あるいは貸し借りがあるのかないのか，その土地は何年契約なのか，そこに何が植え付けられているか等についての基礎データーを入力されると，流動化作業も大いに簡略化されつつ有効活用されるものと期待しております。さらに，基礎データー等が整備されますと地域ごとの植栽分布が分かりやすくなり，その地域に適した作物の選定等も容易になりますし，土地の交換分合等も容易になり，今後の農業振興に大いに役立つものと考えております。

なお，遊休地解消対策については今後の予定として市農林振興課と農業委員会で組織する耕作放棄地解消対策協議会において，国の策定する計画等に基づき遊休地の有効的な利活用を図る計画となっております。

以上のような観点から奄美管内の各地域ごとに農業委員，あるいは行政担当者，あるいは嘱託員，農業委員会の職員等がこの調査，整備にあたっております。調査についてはほぼ終わって，あと集計段階

に入って，集計を２，３日で終わるんじゃないかという状況であります。

１番（師玉敏代君）　これもですね，議会報告会の中で住用の方ですけど，島に来て何で食っていくわけと，島で，農業しようと思っても農地がないと，確かに住用は遊休地はあります。だけど農地がないんですね。現実問題使えるものがない。そういうことでこの質問したんですけど，結局今の国の耕作放棄地の調査ですね，これを結局調査することによって三分類ですよね，すぐ手を入れたら使える所，また農業基盤整備してできる所，そして原野なりで不可能な所，この三つに分類することで電算化すると言いましたね。電算化してそれを何か地図に落とすんですか，地図にでも，字図に。そして字地図の中で，例えば私は東城にいますけど，東城のこの集落のは何を作物作っていると，作物を作っていると，そういうここでは飼料畑だと，ここはさっき言った営農，放棄地であるけど①であると，そういう分布できるんですね。

農業委員会（山口敏光君）　今の質問のように，この調査が完了しますと色分けして地図別に落とします。その落とした状況を確認しながら，さっき言いました農業委員会だけじゃなくて地域の農政担当者なりそういう関係を含めて，これをどのようにあと活用していくのかということを十分検討して，適切な方法で活用していこうということで，今，基礎調査段階です。

１番（師玉敏代君）　農地をですね，一番農業したい人は農地がほしいですよ。私も生姜を作るのは連作ができないので，転がしてでも使いたい農地がほしいですけど，荒れた土地はあるんだけど借りられない，所有者が分からない，不明というですね，そして島外出て分からない，管理者が分からない，そういったのも解決できるということですか。そういったこと。

農業委員会（山口敏光君）　今の時点では，解決非常に難しいです。それでそういう状況の土地が住用でも笠利でもですけれども，集団的に何ヘクタールもまとまって現在荒廃地になっているという所あります。この所は事業を導入しようとしても承諾を得られないとか，あるいは境界もまだはっきりしていないとかいうことで，事業導入ができない。これは何とか導入して農地に整備するためには，それなりの法整備が必要で現在，農林水産省等でそれを法的にできるように今，しようと一生懸命やっているところのようです。

１番（師玉敏代君）　所有者不明とか登記上の問題ですから，一番ネックになってくると思うんですけど，この問題が。一番こういうことを進めると，住用の場合は地籍も進まない。この際ですね，その土地の農地の区画整理，換地そういったことも進めていくんですかね，できるんですかね，簡単で。できるかできないか。

農業委員会（山口敏光君）　お答えいたします。

今の御質問のようにこれが整理できて，あとそのような換地を含めたこともやる有効活用の方法の一つとして，それを大いに活かしていきたいということであります。

１番（師玉敏代君）　農家にとってですね，特に笠利のほうは地籍も終わり，名瀬が二桁ですかね１０パーセント，住用が１５パーセントぐらいですかね，いろいろ住用のほうが遅れているんですね。山もありますのでなかなかそのへんが進まない理由もあると思いますけど，そういった問題を解決して，しないと永遠に荒れた土地でせっかくの先祖伝来の授かった土地がですね，活かされてないというのが現状なので是非ですね，農地が息を吹き返すような得策を進めて，是非そしてそれをですね，字図にすると見易いですので，例えば今言ったような遊休地で手を入れたら使える，ここは何も作ってない，何を作っている，そういうその物と場所によってブロック別にですね，この場所は園芸作物，ここは飼料畑とい

うそういったブロック別にですね，分けて農家の皆さんが農地を借りたい時に分かり易いようにしていただきたいと要望して，一応この問題は，質問は終わります。

次にですね，Ｉターン・Ｕターンの農業従事者への農地確保は順調かということ。これも今先ほどのと関連します。何が問題なのかと先の市議会初の議会報告会においても，定年して癒しを求め住み着いたが，何をすればいいのか。生きがいを求めるような発言がありました。当然奄美に移住するまでいろいろな夢を描き，都会にない環境に思いを馳せていたことと思います。議員からタラソ奄美の竜宮の紹介，グランドゴルフなどがありましたが，健康づくり，人と人との出会い，ふれあいもありますが，そこで私が感じましたのが特にＩターン者に対する窓口の不十分さ，サービスが特典はないのか，とも聞こえました。ものづくりの観点から，今まで体験したことのない農業も一つの生きがいづくりであり，やりがいのあることであると思います。このような意味合いから，このような方々への対策として農地の確保がスムーズに提供できているのか。できてないとすれば何が問題なのか。また，これからの対策までお示しいただきたいと思います。先ほどと重複しますけどよろしくお願いします。

産業振興部長（赤近善治君）　Ｉターンの方々への対応でありますけれども，ＩターンもＵターンもですが，Ｉターン・Ｕターン農業従事者への農地の確保でありますけれども，本人の希望する農地につきましては，順調に確保されているというふうに考えております。

現在，把握している分ですが，名瀬地区でＩターン・Ｕターン者１０名に約５万８，０００平米５．８ヘクタールの農地の貸付けを行っているところであります。将来的には，サトウキビ，カボチャ等の規模拡大が進んでまいりますと農地の集団化進み，まとまった農地の確保が困難な状況になる可能性も秘めておるところでございます。

今後は，先ほど農業委員会のほうからも答弁がありましたけれども，今年度から国の調査がされております耕作放棄地の全体調査でありますけれども，これを基に来年度には農地情報共有化支援事業を導入いたしまして，農地の情報，地図の整備を進め遊休地の場所，所有者，耕作者，地番，面積，地目，作付け情報等が一目で分かるようなデーターを整備したいというふうに考えております。それによりまして希望する農地が一目で把握できるというふうになりまして，農地の流動化がさらに推進できるというふうに考えておるところでございます。

１番（師玉敏代君）　是非ですね，農地のその情報というか，情報の提供をですね，これをしっかりと先ほどの農地の流動化に含めて進めて，是非情報を提供していただきたいと思います。

最後に，昨年ですね，１９年度が１名，２０年度が農業研修生がゼロという中で，研修センターが最大限に利用されていないとして，改めて農業研修センターの役割と，今後に最大限の効果を出すための施策をお示しいただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　農業研修センターの役割といたしましては農業を取り巻く厳しい状況の中で，農業機械受託作業，農業後継者育成事業の継続実施により新規就農者の確保，農地保有合理化事業による担い手農家・新規就農者への農地の流動化の推進を行い，地域農家，関係機関の期待と要望に応じるべく，農業の拠点施設としての支援機能向上に努めているところでございます。

現在，研修センターが管理しておりますハウスは２４棟，１０７．３アール，それから露地が６区画，４５．３アールでございます。

先ほど議員から御指摘のとおり，２０年度につきましては，研修生がございませんでしたけれども，活用としましては，１８年度１名，１９年度の１名，これはサポート制度ということで卒業生が研修生が栽培を行っております。さらに２０年度は研修生は応募がありませんでしたけれども，この農業体験研修生として多くの方々がこの研修員として作物の研修を努めているところでございます。

このことにつきまして，この研修用といたしまして，パッションフルーツやニガウリ，キュウリ，インゲン，カボチャ，軟弱野菜等を今，栽培をしているという状況でございます。今後もいろんな事業を

やっております。例えば農業機械の受託作業もやっておりますし，農業後継者育成事業もやっております。

議長（伊東隆吉君）　以上で，新奄美　師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

無所属　蘇　嘉瑞人君の発言を許可いたします。

４番（蘇　嘉瑞人君）　議場の皆様，市民の皆様，うがみんしょうらん。４番，蘇　嘉瑞人です。まず，先日発生いたしました集中豪雨による災害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。床上まで浸水した龍郷町の家屋においては，いまだ家族やボランティアの方々による賢明な復旧作業が行われている家もあると聞いています。一日も早い復旧を願っています。

水害後にあった芦花部小中学校の創立１３０周年を祝う記念祝賀会に先日，行ってきました。同日にあった学習発表会で，小学生が３５分間にも及ぶ劇を演じていました。恥ずかしがらず大きな声と動作で各児童が元気いっぱいに発表していました。

中学生も同様な劇をしたのですが，会場で見守る多くの地元の方々，出身者の方々が笑い，時には涙しているのを見ていました。

学校行事にこのように集落皆で盛り上がる姿，さらには水害があったんですけども災害の復旧作業においてお互いに助け合って取り組む姿，この１か月，有良，芦花部地区の様子を見て，奄美地区にある地域コミュニティのすばらしさを再確認しました。奄美市における各自治会，集落がもっともっと活動し易い仕組みづくりに力を尽くしていきたいと決意したところです。

一般質問に入る前に，その質問順の変更とあと少しだけ所見を述べさせていただきます。質問順の変更としましては，主題３の中の要旨の④と⑤ですね，２ページの④と⑤を入れ替えてください。それでは所見を述べます。

１１月に，議会が主催する議会報告会を開催しました。そこでいただいた御意見が，今回の一般質問の通告書を読む限り，多くの同僚議員により質問に反映されています。これは市民の声を届ける議会としてすばらしいことだと，自画自賛になってしまうんですけれども思いました。ただこの中で残念なこともありました。名瀬公民館での報告会において，市民参加は２６名でした。会場にいた方もおっしゃっていたんですけれども，民間企業において仕事の成果は結果によって判断されます。今回の議会報告会において，参加者が少なかった，これはつまり議会に対する関心の高さだと思います。つまり低かったということですね，この結果をやっぱりみんなでやっぱり考えていく必要があると思いました。ちょっと話はずれるんですけど，国政においては政治家のインターネット上のブログのアクセス数が芸能人のブログを追い越しそうになっているぐらい，今，国民の関心は政治にすごく目が向いています。

奄美の議会も行政ももっともっと市民参加の政治を促せるように進めていけたらなと思っています。

さて奄美市は，笠利・住用・名瀬地区の均衡を図っていく中で，３年の期間を大事に目安に調整を進めています。なので，私は，来年度，平成２１年度は，大きな意味を持つ年になると思います。スムーズに制度を統一し，市民生活に定着を図る結果が私たち議会と執行部には求められていると思います。

今回の一般質問においては，まず，水道事業を例にとり，３地区の合併における制度や事業のすり合わせ方を考える機会にしていきたいと思っております。

水道会計において２１年度は，非常に重要です。平成１９年３月に作成した集中プランにもあるように，平成２２年度を目標に使用料・手数料の見直しや簡易水道を公営企業化することを検討しているからです。それでは質問します。

２２年度までに水道事業は，どのように３地区の均衡を図っていくのでしょうか。お伺いいたしま

す。
　次からは発言席において質問いたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

建設部長（平　豊和君）　それではお答えいたします。水道事業においては，どのように均衡を図っていくのかというお尋ねでございますが，水道事業におきましては，合併協議会において３地区の水道料金体系や使用料あるいは手数料が異なるため，これらの統一を図ることを確認しておりまして，今年度，笠利・住用地区の簡易水道の資産台帳の作成業務を実施中でございます。来年度に水道事業運営調査会を開催いたしまして統一に伴う審議を行い，２２年度に企業会計及び料金統一を図る予定で作業を進めているところでございます。

４番（蘇　嘉瑞人君）　あとですね質問でもう１個あったと思うんですけど，簡易水道の公営企業化を２２年度から始めるというふうにも集中プランで言われています。これは順調に進んでいると考えてよろしいんでしょうか。

建設部長（平　豊和君）　その簡易水道の企業化を進めるために，現在先ほど答弁いたしましたが，笠利・住用地区の簡易水道の資産台帳の整備を行っているところでございます。

４番（蘇　嘉瑞人君）　分かりました。水道事業においてですね，ちょっと話は細かくなってくるんですけど，今年の初めごろ一つの情報が私の耳に届きました。その情報とは，笠利と住用地区において無料で使える水道があるとのことでした。ですので，今年度の予算審議などでも委員会の中などで発言したと思うんですけども，この無料で使える水道についての問題に取り組んでいただけるようにお願いをしました。そこで改めて問います。笠利・住用地区において未検針の給水栓があるようですが，どこに幾つぐらいあるのでしょうか。また，なぜそのようなことが発生したのでしょうか。

建設部長（平　豊和君）　笠利及び住用地区において平成２０年の１月から２月にかけて，未検針個所について調査を実施いたしました結果，住用地区におきましては全体で８９栓，内訳は墓地７９栓，神社２栓，トイレ等の公共施設５栓，農地３栓であります。また笠利地区におきましては全体で９４栓，内訳は墓地８６栓，神社８栓であります。このようなことの原因といたしましては，従前の集落時代からの慣習が現在も続いていることによるものだと思っております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　集落の慣習ということは，つまりあれですね，合併以前からこの無料で使えるっていうのは黙認の上で成り立っていたということだと思います。ただですね，先ほど申し上げましたように，簡易水道を公営企業化するにあたり，やはり無料で水を流し続けるわけにはいかないと思います。ですので，これからこれをどう解決していくのかが重要です。この問題が発覚してから先ほど１月２月に調査を行ったという回答だったんですけども，さらにほかに続けて解決するためにどのようなことに取り組んできたのか，お答えがあればよろしくお願いします。

建設部長（平　豊和君）　住用地区におきましては，公共施設については既に量水器を設置いたしまして，料金を徴収しております。農地についても既に量水器を設置した上で閉栓をいたしております。また，墓地及び神社等につきましては，去る７月１日の嘱託員会の中で説明を申し上げまして，料金を徴収することおおむね了承していただいているものと認識をいたしておりまして，今年度中に量水器を設置したいと考えております。笠利地区におきましては，先ほど申し上げましたように，集落水道からの慣習が今日まで続いておりまして，水道料金は徴収されておりません。現在，３４か所の墓地の量水器設置

数，給水栓数，引込方法などの調査等に日数を要しておりますが，今年度中に調査を完了しまして量水器を設置した上で，駐在員会に図って理解を得たいと考えております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　駐在員会で事例を上げてその調整を図るということなんですけれども，はじめに申し上げましたが，これは最近分かったことではなくて，今年の初めには分かっていたことです。その笠利地区においても毎月駐在員会というのはされていますよね。なぜそのことが議題に出されることがなかったのかというのをもう少し詳しくお聞かせ願います。

水環境課長（川上一弥君）　笠利地区においての駐在員会にかけるのが遅かった理由はということでございますが，笠利地区におきましては，３４か所の集落共有墓地があります。その墓地の量水器及び給水栓の管路網が明確になかったため，水道管理人及び集落の年配の方々に聞き取り調査をやっております。そういった現地調査が十分でなかったためちょっと遅れている状況でございます。

４番（蘇　嘉瑞人君）　調査が進んでいるとはいえですね，住用の嘱託員会では調査を始める前にもうこういう未検針の問題があるので，これから有料化も含めた検討を始めるというような説明も含めた話があったと思います。

調査が進んでないからすべてが分かるまで話さないというのではなくて，もう問題が分かっている以上は伝えたほうがいいと思うんですね。ですので，今回はもう過去のことなのでこれ以上言っても仕方ないので言いませんが，やはり問題が発見した時点でこういった解決方法はまだないかもしれないけど，問題を解決するために調査を進めるといった説明ぐらいは笠利地区でもあったほうがよかったのではないかと思っていたので，以後よろしくお願いいたします。

ここでちょっと質問の視点を変えたいと思います。先ほどの質問でここまで駐在員に伝えるべきであるというのを強く言った理由はですね，やはりこの未検針の給水栓の多くは墓地にあります。笠利・住用地区においては，集落が共同墓地を管理しています。さっき言ったように慣習として行っています。その責任者は，当然駐在員及び嘱託員になってきます。ここで話を整理するためにも，この笠利・住用だけではなくてですね，奄美市における墓地の管理体制においてどのようなものがあるのかお伺いいたします。

市民福祉部長（福山　治君）　奄美市において，墓地は，奄美市有墓地，民営墓地，宗教法人墓地，集落墓地等に分類されております。その管理体制につきましては，奄美市有墓地は奄美市有墓地条例及び規則，民営墓地，宗教法人墓地は独自の管理規則及び契約書，集落墓地は集落の慣習等により管理されており，水道もその管理業務に含まれております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　その市有墓地，その条例規則に基づいてというお話だったんですけど，この規則に基づいて行われている墓地管理，水管理というのは管理者が市役所の環境対策課になっています。それで環境対策課が水道料金を払っています。つまりこれはやっぱり市有墓地，つまり永田墓地に関しては，水は利用者負担ではなく税金から利用者の水道料金が支払っている現状があるというふうに認識してよろしいでしょうか。

市民福祉部長（福山　治君）　現在の結果はそういうことでございます。

４番（蘇　嘉瑞人君）　さらに付け加えますとですね，その市有墓地以外の場所なんですけども，説明にもありましたように名瀬地区の他の共同墓地の水道は利用者負担で行われています。さらに笠利・住用については，無料で使い放題を黙認している状態，言い方は悪いですけどそうなってしまうと思うんですけども，それで無料で未検針なんですね，無料で使っていい状態ですね。でもその検針がない以上，

出る分は使っていい状態だと思います。これを黙認しているという状態で認識してよろしいでしょうか。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

建設部長（平　豊和君）　笠利・住用のことにつきましてですが，黙認というよりも現在まで集落時代からの慣習によって，そのことが町民の間でも理解を得られていたのかなと，検針をやって料金が得られていないことは事実でございますが，私どもの中では分かった時点といいますか，そういったことが私ども本庁のほうでそういった調べをして分かった時点から，そういう作業はメーターを付けてこれから調査委員会に図るとか，そういう作業を進めようと思っているところであります。

市民福祉部長（福山　治君）　今，集落墓地についてそういう答弁がなされましたが，旧名瀬のこの市街地にあるこの永田墓地につきましてはですね，ちょっと生い立ちから，非常にいきさつといいますか，経緯がございまして，旧名瀬市のこの市街地というものは，古くは旧金久村，伊津部村こういう形の村落で始まっているわけです。そこに県内外のそういう商人とか，それから郡内のあらゆる集落からの出身者が集まって，入り込みで構成されたこういう市街地でございます。そういう利便上からこの永田墓地というのができているんじゃないかなと思っていますが，ただ現実としてそこに市の金をもって年額で約１０万円ちょっとでありますが，支払いをしているわけでございます。ただこの中には，墓地の入口にある公衆トイレですか，公衆トイレもこの水道料の中に含まれているわけでございますが，それを含めてそういう管理を行っているわけでございます。ただ水道の利用料をこれを利用者から徴するという形になりますとですね，これをするような装置を付けるための費用が一基について，大体４０万円を超えるようなそういう状況でございますので，今の現状では費用対効果を考えていった場合に，これをそういう装置を付けるのはどうかと二の足を踏むのが現状じゃないかと。ただ将来においてですね，現在，永代使用権について，墓地の使用権について調査を進めている最中でございます。この台帳等が完備されましたら，その時点で水道料というわけじゃないですけど，管理料という形を含めて検討はしていきたいと，そういうことをもって公平を期したいという考え方をしていますので，御理解ください。

４番（蘇　嘉瑞人君）　ちょっと黙認というのが過激過ぎたみたいなんですけども，その慣習において，ずっとその集落墓地の水道管理が続いているということなんですけど，この未検針という問題が発覚したのは１９年度内です。その先日行われたその決算審議の中で，こういった水がどういうふうに取り扱われているとかいった説明があったんでしょうか。

建設部長（平　豊和君）　決算委員会の中ではございませんでした。

４番（蘇　嘉瑞人君）　あまり長くなりすぎるとあれなので，ただここの中で話の中で理解していただけると思いますが，この水道未検針の問題は，たぶん予想以上に複雑です。もっと言うと，この解決のためには墓地における水道利用の在り方を，はっきり示さなければいけないと思います。よってここでちょっと提案なんですけれども，墓地の水環境についてやはりこういった諸々の課題を抽出し，方針や対応策を検討する場をやはり設けるべきではないでしょうか。メンバーはやっぱりここの中でいうと，水道課の方もかかわってきます。もちろんお金の関係なので財政課，さらには墓地が多くを占める問題なので墓地係，さらには地域の在り方というところがあると思うので事務所長も加わったり市長も加わったりなどメンバーはいろいろ考えられると思うんですけど，さらには住民参加型ということで駐在員・嘱託員・自治会長などの中から代表者を選びながら検討会なり開いてほしいと思うんですけど，そのへんについて見解があればお願いします。

建設部長（平　豊和君）　先ほど御提案の協議会，先ほどのメンバーでもって今後，その協議会をいつ立ち上げることができるかは，ここで即答できませんが，近々そういったことに取り組みたいというふうに考えております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　近々立ち上げるということは，今までこれまで，そういう話し合いという場がその水道課の中だけで行われてきたということでよろしいですかね。

建設部長（平　豊和君）　これは水道課の中だけで，そういう協議がやられてきたのではなくて，住用の嘱託員会ですか，あるいは笠利においてもこの話題については昨年来，協議をされてきております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　やはりですね，こういう総合支所をおきながら，合併におけるその制度のすり合わせをしていく時に，その事務所長に地域，地域の情報を集めて，その合併後のスムーズな移行というものを図っていくことが大事だと思うんですよ。ですので，この水道事業の未検針問題について，各笠利・住用の事務所長においては，この問題をいつ，どのように伝えられたのか，記憶している範囲でよろしいのでお答えください。

住用町地域自治区事務所長（高野匡雄君）　墓地の水問題につきましては，確か５月の嘱託員会に水道課のほうから，その未検針の水道の状況，量水器の設置等について説明を行いたいという申入れが，５月の嘱託員会にやりたいということであったんですけども，いろいろ作業が，水道課のほうが進まなくて，それが７月の嘱託員会で初めて説明がなされております。その中で言えば水道事業経営の，言えば水を提供するための設備投資から，それを賄うためには皆さんの使用料で賄っているから，墓地とか神社等への量水器の設置についても理解をお願いしますというような説明がなされております。その中で嘱託員などの反応ですけれども，これは私個人の感じ方かもしれませんが，その水道事業の件については，皆さん理解してくれたみたいなんですけども，はい払いますというような積極的な賛成の声はありませんでした。また，絶対駄目ですという反対の意見も出てはおりませんでした。

笠利町地域自治区事務所長（諏訪　東君）　この水道の未検針につきましては，ようをただせばですね，昭和３６年以降，それぞれの集落で水道の管理をしていて，それのために墓地あるいは神社の水道料は取っていないというのが状況じゃないかと思っております。それが年が過ぎまして，水道の老朽化に伴って町の簡易水道に加入をしていったという経緯で，いまだ未検針で水道料を取っていないというのが実情だと，こう思っております。今後，先ほど建設部長が答弁なさいましたように，それぞれ３地区異なっておりますので，駐在員会等も通して，この検針問題につきましては今後の課題にして，また取り組んでいきたいと思っております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　やはり墓地やその神社というものなので，この奄美の価値観において先祖や自分の家族を大事にしていく象徴が墓地の管理だと思います。なので，こういった慣習ができたことはすごく先輩に対してもありがたいなと思うところではあります。ただですね，やはり公営企業化っていうところでの考えは必要だと思います。最後に改めて市長に問います。未検針の給水栓の問題解決に向けて２１年度，何をすべきだと思いますか。やはり僕は，私はさっき言ったように，しっかりと予算に計上して住民参加型の墓地の水環境を協議する場を作ることだと思っています。

市長（平田隆義君）　私がすべての集落の状況を把握しているわけじゃございませんが，概略的に申し上げて，今，説明がありましたように，集落というコミュニティそして墓はみんなのもの，みんなのものだから，みんなで使う水は別に料金取らなくていいんじゃないかという，発想があったんだろうと思います。その当時は，簡易水道の施設がほとんど集落ごとに出発したと思うんです。今度ですね，笠利に

しても住用にしても，どんどんどんどん広域化になっていきますので，どこの集落ということでは，もうなくなってきますので，この点において，それなりの負担をしていただくという相談はしなければならないだろうと，ただ問題は，この名瀬の永田墓地なわけです。これ何回も，私が就任してから十数年になるわけですが，墓地の在り方というのについては，本当に担当者をおいてですね，やっておるんですが，まだその完全な墓地台帳もできていないという状況になっているわけです。ですからお互いが永田墓地を守っていこうというその墓地に墓を持っている人たちの確定ができないもんですから，その管理体制がとれないという問題を残して，今日までずるずるずるずる来たというのが本当のところです。そして永田墓地にしてもなんですが，各集落の墓地も本土のほうに，その墓地の所有者がいらっしゃるということがあって，集落のほうはこれは誰の墓って，お互いが知った人のものだろうと思うんですが，永田墓地の場合は全くそれが分からないと，どこの人が分からないと，年に一度か二度来てなんかお墓参りしたかなというぐらいの方も多いだろうと思うんですね。そういう中のものですから，中のほうの体制が違いすぎるということが大きな原因だと思います。とりあえず，取れるところは取れという意味合いじゃないんですが，合併しての後の各集落の簡易水道を統合していくについては，公共施設それぞれの責任で料金を納めていただくということを努力すべきだろうと，こう思っております。恐らく２１年度ですべて終わるかなという感じではあります。そういう点では，是非お願いしたいと，こう思っております。そして永田墓地については，これはどうしたもんかなという，もう本当にお手上げというような感じになりかねない状況にあるということであります。しかしながら，いつでも放っておける問題ではないと，こう思っております。ついでに申し上げますと，なんかこう永代使用権がね，取引されているやにも聞きますので，これだけは防いでいきたいということで職員にも督励しているところです。

４番（蘇　嘉瑞人君）　是非来年度以降，スムーズな合併してよかったと思える墓地管理及び水環境管理，執行部におかれましては，よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。島尾敏雄氏が住んでいた職員住宅についてです。

第３回定例会において，奄美・島尾敏雄研究会ほか４団体から，作家・島尾敏雄文学碑及び官舎等の保存整備についての請願が採択され，取壊し工事がいったん見送られました。しかし，教育長が委員会の中でも発言していたように,壊さないとは言ったが，残すとも言っていないのが現状です。ですので，質問いたします。予算化を検討するなど官舎の保存計画を協議する場は，第３回定例会後にあったのでしょうか。

教育長（徳永昭雄君）　関係５団体との協議は行っておりません。

４番（蘇　嘉瑞人君）　じゃ市役所の中のそういった会議などで，内部会議などでも話されたことはないのでしょうか。

教育長（徳永昭雄君）　関係５団体からのアクション等がない，忙しいかどうかそのへんは定かではありませんが，アクションがありませんので，こちらからも働きかけを行っておりません

４番（蘇　嘉瑞人君）　確かにその市役所からの働きかけはないということなんですけども，では，その整備保存の請願を出した団体などから，若しくは個人などから要望などあれば，話し合う準備は進められていると考えていいのでしょうか。進めるつもりはあるのでしょうか。

教育長（徳永昭雄君）　この問題に関しましては，お互いの話し合いは非常に大切なことだと思っております。ただ，こちらから積極的に保存問題についてアクションをすることは躊躇しております。とにかく５団体の動きを見守っていきたいと考えております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　５団体の活動を是非見守ってください。またですね，そういった話がある場合，今，担当課は管財課になっていると思います。ですけれども，これやっぱり管財課の業務の範囲を超えると考えられるんですけども，市の窓口はこの島尾官舎の保存整備若しくは，これからどうあるべきかというのを担当するのは，担当する窓口はどこの課になるんでしょうか。

教育長（徳永昭雄君）　文化的要素を含めました市の対応としては教育委員会，それから職員住宅の保全・管理に関しましては現在のところ普通財産となっておりますので，財産管理係の対応となっております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　じゃその一元化した窓口はないし，これからもつくる予定はないということなんでしょうか。

教育長（徳永昭雄君）　現在の建物が普通財産管理になっている以上は，管理に関しては教育委員会はそれに対して申し上げる立場にはないという，協議はしていかなければならないと思っております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　それではですね，誰がそれを伝えたり決めたりすることができるんですか。

教育長（徳永昭雄君）　窓口は教育委員会でいいと思います。あとの振り分けは両課話し合っていければ，いいんじゃないでしょうか，と思っております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　話し合いの中でつくっていけるということなんですね。やはりですね，今回，この島尾官舎のことを見ますと，市民や島外にいる文学ファンの思いが行動となって，一時は決定していた事業を変更するという，これはすごいことだと思っています。そしてすばらしいことだと思っています。この文化に向けたエネルギーをやはりさらに加速するためにも，この官舎を民間と行政が力を合わせて文化的拠点として作り上げていくことが望まれると思っています。これがどういうことを意味するかというと，協働のまちづくりという考え方があるんですけども，このまちづくりの雛型を作っていくのは，こういう利害関係の少ない文化事業からだという思いが僕の中にはあります。ですのでこういったことを一つひとつ進めながら，協働のまちづくりと文化事業を一体化させて雛型を作っていきたいと思います。

　ここでちょっと市長に問うんですけど，協働のまちづくりと文化事業の関係の在り方というものをどういうふうに考えていますかね。

教育長（徳永昭雄君）　市長へのお尋ねでございましたが，とりあえず私の考え方を説明申し上げます。今，有屋町にあります田中一村がお住まいになった家ですが，今，一村会が管理といったらおかしいですけれども，一村忌の時にいろんな掃除をされたりやっております。そういうのが一番のモデルじゃないかと，私の頭の中では思っております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　やはりまた話はちょっと変わってしまうかもしれませんが，そういった整備をする時にですね，今，このやはりハードの支援になってくるところもあると思うんですね，予算の場合。ここにまちづくり交付金というものが制度として使えるのかどうかですね，この予算編成の話は抜きにして制度として使えるのかどうかというのは，どうなんでしょうか。

議長（伊東隆吉君）　今の確認します，まちづくり交付金の中の制度で今の文化的なもののハード的な改装とかそういうのが使えますか，ということですよね，制度の問題。

市長（平田隆義君）　文化的な施設という形での取組になるのかどうか，あの島尾先生がお住まいになっ

た建物のことですよね，なるのかどうかということになると思います。文科省の中に交付金事業というのが，あるのかないか，今，ちょっと分かりませんので答弁が定かでないんですが，交付金事業というのは国の中に大きく公共事業の範囲に入ってきた事業なんですね，ですからこの地域がこれをやりたいということで，取り組んだ時に補助金要綱，補助金としての対象のないものがあったとした時に，これはいい地域の活性化にいい施設だという時には交付金を交付しようということになっておりますので，できないということもないのではないかという感じはします。

４番（蘇　嘉瑞人君）　制度があるかないかというのは突然の質問だったので，やはり答は難しいと思いますので，今後調べて，私のほうでも調べていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

奄美の国立公園化の基本方針の一つに環境文化型という考え方があります。これは伝統的な人と自然のかかわりそのものを保存・活用する考え方です。島には自然によって育まれてきた文化価値のある遺跡，民族，芸能などが多くあります。今度，その文化課においては，文化財モデル把握事業というのも始まりそうです。民間活力との協働で文化行政を進めていく上で，今回のやはり島尾官舎で巻き起こったエネルギーというものは，こういった持続的なこの文化事業をつなげるいいきっかけになると思うんですね。さらに言うと，この環境文化型という考え方にマッチするのであれば，この世界自然遺産へ向けた突破口にもなると思いますので，さっき言ったように制度として，まちづくり交付金事業というものが使えるのであれば，検討して進めていけたら，これはすばらしい事業になるんじゃないかという思いがあるので，是非これからも引き続き検討のほうよろしくお願いします。

ちょっと時間も短くなってきたんですけど，次に，福祉行政についてお尋ねします。

国保の国民健康保険の累積赤字，介護保険制度の度重なる制度変更，そして後期高齢者医療制度への不満，こういったものが奄美においても多くの人がこれからの未来の医療・介護保険事業に不安を抱く要素になっています。奄美市は，こういう状況において，今後の医療・介護保険事業が直面する問題をどういうふうにとらえ，どういった方針で取り組んでいくのでしょうか。お伺いします。

市民福祉部長（福山　治君）　奄美市における今後の医療・介護保険事業の展開と方向性についての御質問でございますが，医療につきましては，市町村単位での国保の運営の厳しさから国において，都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合が検討されており，国保財政基盤の強化・保険財政安定化を図られるようでございます。それによって，国保の維持が図られるものと期待をしております。

次に，介護保険事業についてでございますが，介護保険制度は，平成１２年４月に高齢者の自立支援や尊厳の保持などを基本理念とした介護を社会全体で支えていく仕組として施行されました。以来，サービスの利用が拡大し老後の安心を支える制度として定着してきたところでございます。

一方制度定着とともに総費用が徐々に増大し，高齢化も進むなか，これまでの制度のままでは保険料の大幅な上昇が見込まれ制度の持続可能性が課題となっていました。そこで，平成１８年度には制度全般の検討と見直しが行われ，全高齢者を対象に予防事業にも取り組むことになりました。これを受けまして，地域支援事業が新設され，地域包括支援センターを設置し，高齢者のニーズや生活実態に応じて継続的・総合的なサービスに取り組んでいるところでございます。

今後は，団塊の世代が２０１５年には高齢期に，２０２５年には後期高齢期に到達し，高齢者のピークを迎えること，認知症や１人暮らし高齢者の増加も見込まれることなどから，在宅サービスの増加が考えられます。このことにより在宅要介護者が，できるだけ住み慣れた地域で自立し，社会参画しながら暮らしていける地域社会づくりへの，さまざまな新しい課題が生じ，対応が求められているところでございます。

このようななか，将来にわたって一層の介護予防の推進と認知症ケアの推進，事業推進のための地域ケア体制の整備，また地域基盤の整備が必要とされるところでございます。これらのことを踏まえまして，県の作成した地域ケア体制整備構想に基づき，保健，医療，介護，福祉など各分野調和のとれた政策となるよう精一杯取り組む所存でございます。

４番（蘇　嘉瑞人君）　私も共通認識としてあるんですけども，やはり厚生労働省などの動きなどを見ましても，介護が必要な方々も家族や地域の支えによって老後も自宅で生活していく環境を急ピッチで作り上げていくことが必要だと思います。

その厚生労働省の動きなどと申し上げたんですけども，制度といたしましては，平成２４年度までに療養病床の再編成によって病院のベッドを全国的に３５万床から２５万床まで減らすという方針が出されています。もちろんこれによって奄美のベッドも減ります。さらに介護保険事業も要介護２から５に対する施設サービスですね，施設利用者の割合を平成２６年度までに３７パーセントにするという参酌基準を設けて，在宅での介護を推進しています。つまり病院も早々に退院せざるを得なく，介護施設は増やせない状況なので，在宅の介護は増えるという状況ですね。

このような中，来年３月には奄美市の介護事業が，どうあるべきかという中期的な方向性を示す第４期介護保険事業計画が策定されます。そして現在はその審議中だと聞いております。介護する家族へ支援を強化するであるとか，あと介護認定を受けている人が在宅で生活しやすいためのリハビリを充実させるであったり，そもそも健康な人を増やすための予防を充実させるなど，先ほども部長から答弁あったんですけど，考えることはたくさんあるんですけど，この第４期介護事業では，奄美市では何が最重要課題となるのでしょうか，お伺いいたします。

市民福祉部長（福山　治君）　第４期介護保険事業計画策定についてでございますが，現在鋭意作業中でございます。大きなテーマといたしましては，療養病床再編に伴う医療との連携でございます。幸いベッド数の減少には至らない見通しではございますが，療養病床転換の如何にかかわらず医療が必要な方には適切な医療が，介護サービスがより良いと考えられる方にはそのサービスが適宜提供できるよう，相互の連携強化を図りつつ施設整備を進めることが重要と考えるところでございます。

とは申しましても，議員御指摘のとおり，介護保険施設は増やせない状況でございます。したがいまして基本方針でも述べましたように，介護家族の支援を含めた在宅サービスの充実こそ，最重要課題であると考えるところでございます。

先に述べました今後の目指すべき方向性と合わせまして，次期計画の中でできるかぎり明らかにしつつ，素案が出来次第策定委員会で十分に検討し策定してまいりたいと考えております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　在宅介護は推進されているという事実はもう認識せざるを得ないとするのであれば，やはり介護するほうにとっても，されるほうにとっても支援策は作っていかないといけないです。私は，その介護される人がその後で生活しやすいように，肉体的その生活の感覚的なケアですね，しやすいようリハビリができる施設を充実させることが双方にとって有効だと考えています。回復期リハビリ病棟など医療分野，介護老人保健施設など介護分野などでの，そういった施設が考えられるんですけど，先ほど認識を聞いたあとで聞くのもなんですけど，リハビリのための施設を増やすことはできるのでしょうか，できるか。

市民福祉部長（福山　治君）　リハビリを含めた通所型の事業所については，拡大は可能だと思います。

４番（蘇　嘉瑞人君）　じゃその施設型サービスのそのリハビリを行えるその施設を増やすことは，むずかしいだろうという見解でよろしいでしょうか。

市民福祉部長（福山　治君）　まだ事業計画を策定する過程中でございますので，今，現段階におきましては，そのような理解でよろしいかと思います。

４番（蘇　嘉瑞人君）　じゃ実際に，その民間のその事業をやられている方の中から，その在宅介護へ向けたリハビリを目的として設立するであろう，その介護老人保健施設を設立したいなどの声も上がった

りとかはしているんですかね。

市民福祉部長（福山　治君）　要望は届いております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　要望は届いている中でも，やはり作れないという市の決定で動いてしまうということですね。これ介護保健施設自体は県の認可によって，その許可が出されるんですけど，その前に市のほうにヒアリングがきて市の方針が反映されやすいというふうには聞いています。最終的に判断するのは県ですけど。じゃその市の判断を仰ぐためにむずかしいという状況なんですけど，その１９年度の決算資料ですね，先日あった決算の中での資料なんですけど，奄美市の要介護２から５の認定者数は１，５１８名ですね，及びその資料の数によると施設サービス利用者は５７５名なんですよ。この割合を計算してみると３８パーセントです。さっき申し上げたんですけど，２６年度までの参酌基準は３７パーセントです。って考えた時にですね，その厚生労働省がその要介護認定数の予測をした時に，これは絶対数的には増えていくだろうという考え方です。ですので，奄美市においてもその要介護認定者数というのは，やはり増えていくだろうと考えられます。てことは参酌基準より少ない数の施設数に今後，２・３年でなるような目測計画するとか予測も立てられるわけですね，じゃそれでもなおかつその介護の施設サービスを行う建物が建てられないのであれば，どういった理由があるのかお答えください。

介護保険課長（重野照明君）　国の示した参酌標準と奄美市の現状で１９年度で施設利用者が５７５人で３８パーセントというので，これで今後，施設整備がどうなるかという御質問だと思いますけれども，この認識の中にですね，もう一つ施設と居住系施設，例えば認知症介護グループホームとか特定施設，例えば今の有料老人ホームとかですね，なぎさ園そういうところの居住系の一つもその定数管理に入ることになっております。そして現在の平成２０年９月現在なんですけども，奄美市の介護２から５の数は１，５０６名です。それでこの居住系を含めました両者の人数は７１２名となっております。これを施設利用者の割合でいきますと７１２名÷１，５０６名で４７．２パーセントという数字が出てきます。先ほど議員の認識にございました３８パーセントとは約１０パーセントの差があるものと考えます。それでそういうことから今後も後期高齢者７５歳以上の高齢者の人数は徐々に減るんですけども，人口も減って高齢者の７５歳以上の方は少しずつ増えてくるものと予測は出ております。それでしばらくはこのような状況が続くものかと認識をいたしております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　僕の認識違いだったようで，やはりそういうふうに考えていくと，その施設サービスを行う施設を造っていくというのは，むずかしいというふうに考えられますね。じゃやはりどうするのかというのを考えないといけないと思うんですけども，共働きなどが多い現在ですね，介護をする家族へも介護疲れを抑制する支援がどうしても必要になってくると思うんですね，これについて，今，なにかやっていることがあればお答えください。

市民福祉部長（福山　治君）　全国的に高齢化の進展に伴い要介護者の増加，介護期間の長期化など介護ニーズはますます増加傾向にあります。一方，核家族化の進行，介護する家族の高齢化など要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきています。本市も同様な状況であり，介護をする家族の介護負担の軽減は重要な課題の一つであると考えております。特に増加傾向にある認知症高齢者を抱える家族の相談が本市でも増えてきております。

本市におけるこれまでの取組といたしましては，６５歳以上の高齢者宅訪問を通じ，必要な実態把握を行い，状況に応じて支援策を提案し，高齢者と家族が必要なサービスを利用できるように取り組んでまいりました。また，介護サービスを既に利用している世帯に問題事案が発生した場合には，担当の居宅介護支援事業所と連携して支援を実施してまいりました。特に独居高齢者で認知症出現により，失火の可能性が増した方に対して居宅・消防・近隣・それから遠方の家族・福祉事務所と連携して見守り体

制を構築して支援を行い，安全な環境づくりに取り組んだ事などが特徴的な事案と考えております。

介護保険制度では介護が必要な高齢者だけでなく家族の負担軽減の目的も含め施設サービスや在宅サービスがなされております。

在宅での介護が継続して行えるためには，地域として支えていく仕組や要介護者を抱える家族同士の情報交換，悩みを話し合える家族会などの創設が必要であると考えています。平成２１年度も地域包括支援センターを中心として，地域ケアの観点から高齢者が介護を必要とする状態になってもできるだけ自立した生活が送られるよう，また家族にとっては過重な介護負担を強いられることがないよう，要介護者や家族の意見を参考にしながら，福祉・保健・医療や介護サービス提供機関相互の連携，地域住民等を含めた社会資源の総合ネットワークづくりを引き続き推進したいと考えております。また，増加する認知症高齢者についても，地域で支える体制づくりに着手したいと考えております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　始めにお詫び申し上げます。通告書の順番を入れ替えたんですけど，それがやはり元に戻して４番はそのままでということで，間違って言ってしまいました。

続けます④ですね，そのままですので，今，その部長がおっしゃったようにですね，家族会という考え方があるように，僕も２１年度に地域支援事業として，介護をしている人を各地域の集会施設などに集めて，その介護方法の勉強会をやったりですね，あとはその悩みを相談できるような場所を設けていくというのは，すぐ取り組めることだと思うんですね。ですので，是非やってもらいたいと思っているんですけども，そのへんについて，市長，なにか見解があればお答えお願いします。

市長（平田隆義君）　おっしゃるとおりだと思います。交流館という名前まで付けて地域に施設整備していきますから，多くの人が立ち寄っていただきたいという願いがあります。そういうことと同時に，この介護保険のほうも介護サービスを増やすということと負担をするということとの整合性をどこに求めていくかということがあります。そういった点では，この施設化というとあまり総括支給資金を凍結してしまいますので，できるだけそれがないような形で在宅を中心にしながら，老人が楽しく毎日が過ごせるということを模索されないといけないんではないかと，こう思っておるところです。

４番（蘇　嘉瑞人君）　じゃ２１年のその家族会のような動きができるというふうに認識してよろしいですね。

施設を抑制していくと言ったあとに，これをいうのもなんなんですけども，やはりですね，その厚生労働省の方針の中にですね，その多様な住まいの普及の推進というものが挙げられています。つまり高齢者単身世帯の増加，都市部の高齢化の急速な進行，高齢期住み替えに対するニーズを踏まえ，新たな住宅の在り方を行政は提案していく必要に迫られています。ここでやはり市が建ててしまうというのは，むずかしいので，考え方としては民間活力を生かしていくというのが重要だと思います。ですので，提案とすれば，中心市街地に高齢者共同住宅を開設しやすい政策を行うのも一つの方法だと思います。介護が付いている住まいの普及のために何か対策は，このような形で考えられているのでしょうか。また，奄美市の独居老人世帯数などがあれば重ねてお伺いいたします。

福祉事務所長（大井進良君）　奄美市の高齢者の現状でございますが，平成２０年３月３１日現在，人口は４万８，１８０人でございまして，高齢者がそのうち１万１，８７４名，これは６５歳以上です。高齢化率は２４．６５パーセントというふうになっております。世帯数が２万３，６１５世帯，高齢者の世帯数が６，３７５世帯，これで２７パーセント，そのうち高齢者世帯のうち単身の高齢者世帯が４，２３２世帯６６パーセントというふうになっております。

高齢者の住宅といいますと，いろんなパターンがあるわけですが，まず，形態としては高齢者向けの有料賃貸住宅，これはやさしい賃貸住宅ですね。それからシルバーハウジング・シニア住宅・ケアハウス，それから有料老人ホームといろんな形態があるわけでございますけれども，今，介護制度がありま

すが，昔，ゴールドプランというのがありましてですね，高齢者福祉計画を作っていた時に，ゴールドプランそれから新ゴールドプラン，その中で高齢者の住宅の枠と，例えば特別養護老人ホームはこれだけの設備枠しかございませんよというのがありまして，公的に整備をできるのは非常に枠が少なくなってむずかしくなっております。先ほどおっしゃいましたような民間の活力を使ったこういう高齢者向けの政策も今後は必要になるだろうというふうに思っております。

我々としてやれることというのは，これから３年ごとに見直しを行いますが，高齢者保健福祉計画，それから介護保険事業計画，これの見直しがどんどんどんどん進んでいく中で，今，おっしゃられたようなニーズがどんどん高まって来るだろうと，その時にはそういう対応を含めた計画が盛り込まれていくんだろうというふうに考えております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　もっともっと話したいんですけど，時間が１分しかありませんので，その介護事業におかれましても，ますます高齢者も住みやすい奄美市になっていくように御尽力されるようお願いいたします。

最後，皆既日食について質問したかったんですけども，一点だけです。

今，奄美市においては実行委員会が開かれているんですけれども，各自治体との連携は取れているのでしょうか。例えば，龍郷町，この前出された近畿日本ツーリストの企画書では，龍郷町がパークオンライドの場所になっています。そういったことも含めて龍郷町と連携とれているのかどうかまで含めてお答えください。

産業振興部長（赤近善治君）　喜界町，龍郷町とは逐一連絡を取り合っています。

４番（蘇　嘉瑞人君）　市町村レベルで担当者がみんなで一同に会したことはあるのでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君）　そのことも第一回しておりまして，第二回目も今月中いたします。

議長（伊東隆吉君）　時間です。

以上で，無所属　蘇　嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。　（午後２時３０分）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは再開いたします。　（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

市民クラブ　渡　京一郎君の発言を許可いたします。

１９番（渡　京一郎君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。市民クラブの渡　京一郎でございます。平成２０年第４回定例会一般質問に入る前に住用地区の現状について少し述べたいと思います。

平成１８年３月２０日群島初，県内１７番目の合併で奄美市の誕生から２年８か月を過ぎようとしています。旧住用村民は大きな夢と希望を持って期待をしておりましたが，言葉だけが対等合併で，市長が常に申しております，速やかに一体的な発展，均衡ある発展は目に見えてこないと，多くの住民が言っておられます。住用総合支所は合併前の職員数が７４名でございましたが，現在，４５名でマイナス２９名となっており，１８・１９・２０年度住用から名瀬に移動した職員数は在職者数で３０名となっております。支所の職員は各集落の人を知り，集落のいろいろな場所や特徴，そして集落行事など冠婚葬祭に至るまで中心になって頑張っておられましたので，住用地区は活力を失っているのが目に見えているような気がいたします。

また，建設業者が約３分の１に減り，仕事場を失った若者が次から次へと出ていっております。高齢者は増加し若い人がいない地域は活力を失っていくことは当然のことであります。対等合併をした住用

地区が発展するか，それとも合併をしなかった近隣町村が発展するか，群島民が注目をしているところでもあります。合併時の長期計画がないとか，頭出しの事業がなかったためではなく，住用地区が発展をしてこそ今回の合併は成功したと言えるのではないでしょうか。今回は１２月に入ってやっと明るい話を耳にしましたが，５年計画の水道事業の発注で業者の皆さんが喜んでおります。また，今回の緊急経済対策で農道が非常にきれいになったという，農家の皆さんの喜びの声が聞こえるようになってまいりました。大変喜ばしいことだと思います。今回はこのような実情を踏まえて，住民の強い要望を質問いたしますので，当局におかれましては住民が納得する明確な答弁をお願いをして質問に入りたいと思います。

まず，１番目の教育行政の①改修工事予定になっておりました７校の体育館耐震診断は現在どのようになっているのか，まずお伺いをいたします。

次の質問からは発言席から行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

教育部長（里中一彦君）　まず，御質問の耐震診断についてでございます。地震補強工事を施工するにあたりましては，対象建物について耐震性があるかどうかを判断する耐震診断を行う必要があります。

診断内容につきましては，建物の耐震性をＩＳ値という耐震指標の数字で表し，一般にＩＳ値が０，７以上の建物は必要な耐震強度に対し１００パーセントの強度を持っているということになっております。逆に，ＩＳ値が０．７未満の建物につきましては，ＩＳ値が０．７を上回るような補強工事を行い，耐震化を図る必要がございます。

本年度，改修工事の予定でありました名瀬地区３校，笠利地区３校，住用地区１校の体育館につきましては，８月にこの耐震診断の業務委託を発注しており，来年２月には診断結果が出る計画でございます。

１９番（渡　京一郎君）　結果は２月に出るということでございますので，補助率の２分の１から３分の２のかさ上げ対象校は，２月以降じゃないと出ないということですかね。

教育部長（里中一彦君）　この補助率のかさ上げにつきましては，お尋ねのように，この結果が出てこないと分からないところです。現段階におきましては，診断前の２分の１の率での補助率事業となっているところでございます。この結果が出ましてＩＳ値が０．３未満という結果が出た時には３分の２の補助事業となるものと考えておるところでございます。

１９番（渡　京一郎君）　了解しました。結果がでしだい順次改修工事が行われるように要望して終わりたいと思います。

次に，住用地区の東城小学校・中学校の体育館につきましては，前回も質問いたしましたけれども，文教委員会でも現地調査をいたしておりますし，部長にも同行していただきました。その時点で全体的な傷みがひどいということで確認をしているわけでございますが，前日の議会報告会でも東城の校長先生が出席をされて，非常にひどいと，雨漏りが滝になっているほどひどくて授業ができないという強い要望がございましたが，その後の処置としてどのようになっておられるのか。またどのように考えておられるのか，お尋ねをいたします。

市長（平田隆義君）　この東城小中学校の体育館となるわけですが，先般も答弁しましたように，今回の改修から外れております。そういった点ではいわゆる補修をしていかなければならないと，こう思っております。この話をお伺いしたところでは，若干大きめの補修ということになるんじゃないかなと，屋根の補修・床の補修までやっていかないと駄目だということでありますが，特にこの東城中学校のほうがですね，建築順番からすれば一番新しいわけなんですが，設置のした場所がやっぱり問題であった

のかという懸念もあります。当初，私はこのＧＬが下がっているところは承知しておりましたので，この穴の処分をということだけで考えていたんですが，皆さんから雨漏りが激しいということでしたので，それでは屋根と床と，それからその穴を早く補修しないと事故があっては大変ですよということを今，申し上げているところでございますので，併せて処理をしたいと，こう思っております。できればこの今度の第二次補正予算が，国のほうの第二次補正予算が確定した時には，こういうところにも使えないかどうか検討していきたいと，来年度と言わずやっていけないかどうかということも検討していきたいと思います。

１９番（渡　京一郎君）　ただいま市長から前向きの答弁をいただきましたが，非常に現場のほうが困り果てておりますので，最悪でも新年度予算に組んでいただいて修理をして，補修をして安全に安心して体育ができる施設を早急に手を打っていただきたいと思います。

次に，③のヤスデ対策についてお伺いしますが，住用のほうもヤスデが入っているということで，１０日ほど前に小学校・中学校を，現地のほうを見てきましたけれども，今までそう入っていなかったということでしたけれども，先日行ってみますと，どんぶりですくうほどのヤスデが非常に異常発生をしておるところを見てまいりました。学校の先生方もどうすればいいものかというような話でございましたので，教育委員会のほうにすぐ連絡をとりまして，職員の皆様が行って薬をまき，またバケツである程度処理をしたということでございますが，現在のところは給食室まで行ってないんですが，早いうちに手を打つのが一番いいのではないかと思われます。

現在，奄美市内，笠利地区も含めてですけれども，どのような対策をしているのか，どのような状態になっているのか，もしお分かりであればお伺いをしたいと思います。

教育部長（里中一彦君）　ヤスデのことにつきましては，現在，大量に発生をする学校につきましては，周辺の草木を伐採した後に，環境対策課に依頼をしましてヤスデ用の駆除剤を散布いたしております。

伐採作業につきましては，市のシルバー人材センターに委託を行っております。また，緊急の場合には学校を含めて私どもの職員が対応している状況でございます。また，それぞれの学校にも必要に応じて駆除剤を配布をしておりまして，学校での対応もお願いしているところでございます。

今年は例年になくヤスデが大量に発生しているということで学校から報告を受けております。私どものほうに現在届いておりますのが，名瀬地区は３校です。朝日小・小宿中・小湊小，それから住用地区が４校全部ですね，それから笠利が３校，佐仁小・笠利中・赤中から報告を受けております。それによりまして直接的な被害や子どもたちがヤスデによって気分が悪くなったというふうな，また健康を害したと，このような報告は受けておりません。しかしながら不快害虫でありますので，今後も関係機関と連携を図りながらヤスデ対策を含めまして，安心・安全な学校づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

１９番（渡　京一郎君）　部長の答弁を聞きまして一段落をしたわけですが，私も見てですね，食欲が落ちる思いをしました。非常に気持ちの悪い，子どもたちがですね，このヤスデのたまったのを見れば，給食も摂りたくないという子どもが出るのではないかという懸念があるわけでございます。教頭先生もですね，初めてのことで，どうすればいいのか分からなくて，３，０００円分買ってきて自分で薬をまいたというお話でした。そのへんを含めまして早めに手を打って，今言われたように環境対策課の協力をいただきながら早急に手を打つことが，一番いい方法じゃなかろうかと思いますので，今後ともよろしくお願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。二番目の総合支所の組織機構についてでございます。

①の総合支所長についてお伺いをいたしたいと思いますが，合併特例法第５条の５第１項の規定に基づき合併前の名瀬市，住用村及び笠利町の地域ごとに地域自治区を設置する。地域自治区の設置期間は合併の日から平成２８年３月３１日までとするとなっておるわけでございます。１０年間の地域自治区

設置期間は，区長若しくは専従の地域自治区事務所長を置くべきではないのか，その点につきまして，まずお伺いをいたしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　それでは住用総合支所長に関する御質問にお答えをさせていただきます。

議員の御質問にもございましたとおり，合併に伴い旧住用村及び旧笠利町の区域には合併特例法第５条の５第１項の規定に基づき地域自治区を設置したもので，その設置期間は議員のほうからもございましたように，平成２８年３月３１日までとなっております。御承知のとおり，協議書に基づき合併後の混乱を避ける必要があるものと考え，平成２０年９月３０日までの間は，特別職の区長を配置をいたしておりましたが，これまでの各種施策の計画的な推進等により，住民の一体化の醸成は確立されつつあり，かつ一定の効果が現れてきていることから，地域自治区長制度の廃止に関する議案を可決していただいたところでもございます。

このような経過を踏まえ，１０月１日からは，一般職の事務所長が配置され，特別職の区長の職務を引き継ぐとともに総合支所の事務を統括をしております。

総合支所の事務は，地域自治区の所長事務となっておりますことから，事務組織機構上総合支所の長は，地域自治区事務所長が兼務をいたしております。

なお，特別職から一般職に代わりましても，これまでの区長職の事務内容や決裁権などは継承されておりますので，御理解のほどをお願いを申し上げます。

１９番（渡　京一郎君）　私が申し上げたいのは，その地域自治区事務所長を専従で住用地区にも置く予定はないのか，これについてお尋ねをしたいと思います。

総務部長（福山敏裕君）　住用総合支所の事務所長と地域総務課長の兼務についてお答えをさせていただきます。

今年２月に出されました財政健全化に対する特別委員会報告書におきまして，自治区長制度を廃止し，権限と責任を十分兼ね備えた職員を配置することとの提言がなされております。このことを重く受け止めたところでございます。

これを受けまして，今年４月の人事異動にこの提言をどのように反映させるかということを議論いたしました。しかしながら，区長の任期が９月３０日であることから，任期満了となります１０月以降の人事異動で先の特別委員会提言の実現を図るとの結論に達した次第でございます。

具体的な人事異動におきましても，事務所長の人にかなう人材を地域総務課長に配置し，両支所ともに事務所長兼務の方向で配置をその時はいたしたところでございます。しかしながら，笠利総合支所につきましては，飛び地であること，さらには事務量が比較的多いこと等を勘案し，兼務ではなく専任の地域総務課長を配したというところでございます。その際，対等合併の見地から住用総合支所につきましても内部昇格を含め，専任の地域総務課長の配置を検討したところでございますが，年齢的な問題や現在担当しています事務等の関係から配置に至らなかったというのが現状でございます。なお，提言のございました住用総合支所につきましては，２１年度の人事異動におきましては専任の地域総務課長を配置すべきものと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

１９番（渡　京一郎君）　来年度の４月１日以降は，地域自治区事務所長と専任の総務課長を配置するというふうな理解でよろしいですかね。

議長（伊東隆吉君）　よろしいですか。

総務部長（福山敏裕君）　はい。そのとおりでございます。

１９番（渡　京一郎君）　住民からはですね，なぜ住用地区だけが兼務なのか，合併協議会でそのように決めてあったのか，また，議員も知らないのかという，いろんな指摘もございまして，師玉議員と私も１０月の中ごろに所長のところを訪ねて，早めに所長室に入っていただきたいという要望もやってきましたけれども，やはり総務課長という要の場所でございまして，会報等それなりの仕事の忙しさで所長室に入るのは，ちょっと現在のところ無理であるというようなお話もいただきまして，兼務の厳しさ，忙しさを非常にひしひしと感じて，師玉議員と二人で帰ったわけでございますが，どうしても総務課長は総務課長の仕事が非常に多いわけでございますので，やはり住用にも笠利地区と同じような専任の所長と総務課長を是非とも置いていただきたいというのは村民の強い要望でございます。そこで来年の３月までは兼務ということになるわけでございますが，この５か月間はこの状態が来年の３月３１日までは続くわけでございますが，ここで合併協議会の会長でもありました平田市長に，どうしてこのような結果になったのか，一言伺いたいと思います。

市長（平田隆義君）　ただいま総務部長が説明したとおりであります。区長を廃止するということの問題を提言があった時点で表明するということは，大変状況としては，まずいんじゃないかという判断がありました。しかし，内心はそうせざるを得ない状況にあるのかなという判断もしていたところです。そこで今後の区長の在り方について，その間ずっと検討をしてきたんですが，最終的に任期を全うしたという形で代えようということを決断したというのが実情であります。そういうことで，住用のほうも所長を配置して総務課長をということもございましたが，人事を途中でやるということについて，１人動かすともう４・５人，１０人と動かざるを得ない状況になりかねないという判断がありまして，大変厳しい状況ではという気持ちは持っておりますが，頑張ってもらってみようということで，対応させていただいたということです。今後も住用地区の在り方については，大変苦慮しているところです。地域の皆さんからは常に笠利と並べて御意見をいただいておるんですが，なかなかそうもいかないところもありはしないかというのが私の率直な感想です。そういう意味では結果としては地域住民がですね，行政サービスを平等に受ける，対等に受けられるということが果たせるかどうかということが判断になるんじゃないかなと，こう思うところですが，今後一つひとつ具体的に対応を取っていかざるを得ないと，このように思っておるところです。また，人事の時に職員の異動を通じてお互いが気持ちが通い合うような職員同士であると，なってきているということもこれからも大きな力になるんじゃないかなと，こう思っております。今後，具体的にどうなるかという点では，４月１日の人事異動の時に具体的にせざるを得ないと，こう思っておりますので，今しばらく我々も検討させていただきたいと，このようにお願い申し上げます。

総務課長を置くことはまちがいございませんので，所長，総務課長は置きます。

１９番（渡　京一郎君）　前向きの答弁をいただきまして，大変うれしく思います。ありがとうございます。やはり旧住用村の場合はですね，もう何十年も続いたこの前まで区長室でしたけれども，やはり昔からの村長室がございまして，やっぱり村民にとっては所長室がやはり村長が座っておられるような感覚を持っておりますので，役所に来られる住民の皆様方はどうしても帰り道に所長室をのぞくわけでございますが，いつ見ても真っ暗であるということで，相談もできないと，サービスの問題やら職員の勤務態度について，いろんな意見も持っていらっしゃる方がおるわけでございますが，相談に行く窓口がないという声がありましたので，師玉議員と私は出向いて是非とも下のほうに降りていただきたいという要望をしたわけでございます。是非４月１日を集落民，また地区民楽しみにしておりますので，是非とも専任のですね，所長と総務課長を強く要望して終わりたいと思います。

次に，③にいきたいと思います。住用総合支所の平成２１年度の組織についてはどのように考えておられるのか，お伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君）　それでは平成２１年度の組織機構について，お答えをさせていただきます。平

成２１年度の組織につきましては，まず，前提といたしまして，国におきます地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための方針の中で，全国の自治体とも平成２２年３月末までに，職員を５．７パーセント削減する旨の通知がなされております。

国の方針を受けまして，本市におきましても，集中改革プランの期限年度であります平成２１年度までに約６７０名，これは５．７パーセント縮減の５０名程度の職員数の削減になります。また行革大綱実施計画書に基づき，平成２８年度末の目標を３０パーセント程度，約２００人の職員の削減が見込まれております。

ここで留意しておりますのは，職員数が減少いたしましても行政サービスが低下しないような組織編制が必要であります。現在，このことを念頭に，平成２４年度の市全体の職員数を６００名程度と想定をし，行政サービスに支障を来さないよう平成２１年度に事務組織機構の大幅な見直しが必要であり，現在，両支所も含め，事務量等の把握に努めているところでございます。

その際，重視をしているものの一つといたしまして，昨年度，窓口業務を中心に事務量調査をいたしております。この調査の中では，各支所間における平均事務量に対する比較を行っており，平成２１年度の組織については，事務量に見合った適正な職員数の配置に心掛けながら，総合支所としての機能を維持し，行政サービスの低下を招かないように取り組んでいく必要があるものと考えております。

１９番（渡　京一郎君）　よく分かりましたけれども，現在は住用地区は５課が残っておるわけでございますが，どちらも大切なこれ以上減らされないのが，現在も残っておるわけでございますが，各課は残して人数的に減るのか，それとも課を減らして全体的な人数を減らすのか，どちらに考えておられるのかは申し上げられないか，お伺いします。

企画部長（塩崎博成君）　年々職員数は確実に減少をしていく傾向にあるわけでございます。そのような中におきまして，どのような体制の構築ができるのか，そのへんも含めましてですね，これから調査・検討を重ねてまいりながら２１年度の組織機構の在り方に向けて方向性を見出していきたいというふうに考えております。

１９番（渡　京一郎君）　了解です。先ほども申し上げましたけれども，現在，全職員で４５名でございますので，市長，もうこれ以上減らさないように是非ともお願いをしておきたいと思います。

では次の三番目の土木行政について質問をいたします。最初に①の山間・戸玉間について，どのようになっているのか，現在，戸玉入口で着々と工事が進められているわけでございますが，山間・戸玉間の現在工事中の場所について，まず伺いたいと思います。

建設部長（平　豊和君）　市道山間・市線は一期工事として平成９年度から１８年度までの１０年間は改築事業により工事を実施してまいりました。今年度からは二期工事として地方道路交付金事業により山間・戸玉間の未改良区間６３０メートルの道路改良工事を行っておりますが，２４年度末には全線の完成を予定しております。

現在，発注しております戸玉集落入口の法面の整備と未舗装の１７８メートルにつきましては，今年度末に完了を予定しております。

１９番（渡　京一郎君）　今年度中に完成ということでございますが，戸玉入口は本当に皆さん御存知のとおり，いろいろと問題がございまして，今までは山からの水が非常に多いために現在のような土砂崩れにつながったわけであります。今回はですね，舗装道路をつないだ場合には，頂上のほうからの道路の水も両方に排水があるわけですので，この水と現在までの山からの水，そして集落側に向かって右側の林道からの水と三方から重なるために，ここで水が力をつけて集落まで土砂を流して行くというようなことを繰り返していたわけでございますので，そのへんも早めに把握をしていただいて横断を入れる

なり，グレーチングを取り替えるなりですね，していただきたいと思いますが，そのへんの把握をしていらっしゃるのか，お伺いいたします。

建設部長（平　豊和君）　戸玉集落前の排水不良につきましては，道路改良で側溝が整備されますと幾分解消されるものと思いますが，林道からの排水もありますので降雨時の状況を十分調査した上で，できるだけ早い時期に排水対策を実施したいと考えております。

１９番（渡　京一郎君）　是非ともせっかく何十年も楽しみにしていました場所でございますし，いろいろと問題が多かった場所でございます。完成するのを集落の皆さんはもちろん，地区民が楽しみにしておりますので，そのへんも含めて完成していただければ，大変ありがたいと思います。よろしくお願いしておきます。

次に，戸玉・市間の道路についてでございますが，中部採石場前の道路の段差については，非常に危険な場所でございまして，両集落から強い要望が１０年以上も続いております。特に下り坂でカーブになっているために非常に危険な場所でございます。そして道路の両側に排水路も設けてあるわけですが，そちらのほうで段差のところで排水もたまっているがために，雨の日は必ず溝ができて洗い流されてですね，道路が排水路に変わるような状況でございます。中部砕石さんがその度に道路の補修はこれまで続けておるわけでございますが，今回の市集落の皆さんから非常に強い要望がございまして，今回，奄美市が手を付けてくれなければ，集落で砕石場の重機を借りてですね，集落でボランティアで道を勝手に造るよということで伺っておりますが，どのような方法で，どのように考えておられるのか，お伺いいたします。

建設部長（平　豊和君）　戸玉・市間についてお答えいたします。戸玉・市間につきましては，平成元年から道路改良工事を進めてまいりましたが，採石場前の改良工事におきまして，当時，道路計画予定地が砕石採取のため掘削されておりまして用地買収ができなかった経緯があり現在に至っておりますが，段差部分の応急対策につきましては，コンクリート舗装などで早急に対応したいというふうに考えております。

また，未整備の約１２０メートル区間の抜本的な改良につきましては，平成２３年度以降に計画をしておりますが，現在整備中の山間・戸玉間の進ちょく状況や財政状況を考慮した上でできるだけ早急に整備をしたいと考えております。

１９番（渡　京一郎君）　早急に応急措置をしていただけるという前向きの答弁をいただきましたが，この場所はですね，市長にも私は伝言を預かってきているんですが，市長の大ファンで同窓生の方がわざわざお見えになりまして，市長にどうしても応急措置だけでもいいからしてくれと頼んでくれという，強い本当に何度も足を運んで来られて言っておられます。年を取った方が非常に多いわけでございますが，１メートル近くの段差だと思います。それもカーブで非常に場所的にも危険なところでありまして，住用村時代から多数の議員の皆さんが質問し要望しているわけでございますが，一向に全く手を付けない状態が現在も続いているわけですね。今回，応急措置でもいいから，とにかく段差だけをなくしていただけないかという強い要望でございますので，是非とも，今，部長が答弁をなされたように，コンクリートで応急措置をしていただくように，それもできるだけ早い時期にですね，事故が現在起きてないわけでございますので，事故が起きる前に是非ともお願いをしておきたいと思います。

次に，最後になりましたが，山間から小中学校までの通学路について質問をいたします。この道路は県道でございますので，奄美市から県に対して要望しかできないのかと思うわけでございますけれども，通学路になっているがために非常に危険な道路でございます。なぜかと申しますと，戸玉地区に採石場があるために２・３０台のダンプが頻繁に朝から走っているわけでございまして，歩道もなければ白線を引いてもすぐ消えるような状況下でございまして，よく見ています，毎日のように見ているわけです

が，子どもたちの本当に足の２０センチから３０センチ前をダンプカーが毎日，走って非常に危険な状態でございます。タイヤに巻き込まれてもおかしくないような状況が数年続いているわけでございますが，地区のＰＴＡでも支庁に出向きまして，早急な歩道の工事を要望をお願いをしていますけれども，なかなからちがあかないところが現状でございます。土地の買収で非常に遅れておりましたけれども，先日，地主さん５名近くの方とお会いをしましたら，皆さん全員が協力をするということで判をついたよという答えをいただきましたので，奄美市からも強い要望をしていただいて，一日も早い歩道の完成を向かえれるようにお願いしたいのでありますが，部長，このへんはどのようにお考えでしょうか。

建設部長（平　豊和君）　まず，通学路の件についてお答えをいたします。山間集落から越次橋に至る県道山間役勝線は住用小中学校の通学路となっておりますが，約５００メートル区間は歩道が整備されておりません。道路管理者であります県にお尋ねしましたところ，この箇所については今後も年次的に歩道整備を計画しておりまして，今年度は用地買収を予定しておりますが，調査終了後用地交渉や用地買収を行い，平成２１年度以降は用地買収の済んだ箇所から歩道の整備を行いたいということでありました。

１９番（渡　京一郎君）　今後とも強く要望をしていただいてですね，できれば両サイドから工事が進めば一番いいのかなと思うわけでございますが，こちらのほうも事故が起きる前に是非とも要望をお願いしておきたいと思います。

次に，同じ道路ですけれども，冠水についてでございますが，９月１５日から１８日の間にですね，台風１３号における豪雨があったわけでございますが，ちょうど今，質問いたしました歩道部分ですけれども，ちょうど夕方の７時４０分ぐらいから８時２０分までの私が計った時間では，約４０分間でしたけれども県道がちょうど４０センチ，私が４０センチの雨靴を履いて走ったわけですが，４０センチの雨靴の中に水が入ったわけですので，４０センチ以上の冠水があったわけですね。集落の方がもう一人来られまして両サイドで交通整理を４０分間したわけでございますが，その時にですね，当然軽自動車は通れない状況で両サイドから来た，両方から来た軽自動車はＵターンをして帰っていただいたわけですが，たまたまその日のバスが中型バスじゃなくして大型バスでしたので，バスを道路の真ん中のかまぼこ型になった一番高いところを誘導して走らせたわけでございます。そのように県道の通学路でもある県道が４０センチもこのような時期に冠水することは，今後も考えられるわけでございます。なぜかと申しますと，役勝川の改修工事で山間港に土砂流失が非常に多いために，山間港が１メートル近くですね，私たちが子どものころからしたら１メートル以上浅瀬になっているわけですね，そのために昔考えられなかったような冠水がちょっとした雨でも起こるわけでございます。４０センチともなれば，なかなかですね，緊急車両，救急車や消防車等も走れないような状況でございまして，迂回路もございません。もし迂回路するとなれば，瀬戸内の嘉徳から市の林道を越えて入ってこなければ，市地区にも入ってこれないわけでございますので，そのへんもですね，考えて今回，歩道の工事に入っていただければなという思いがするわけです。２・３年前までの歩道は道路から約１５センチから２０センチ上げた状態での歩道でしたけれども，最近はもう縁石を置くだけで道路と歩道との段差が格差が全くなく，同じような高さになっているために歩道に車を通すとか，歩道を子どもたちに歩かすとかいう方法がとれないがために，非常にこの冠水は大変な問題を引き起こす原因になるかと思います。特に山瀬の場合は，片側は山になっているわけですが，片側はガードレールもなく，もう海に直接タイヤを落とすような場所でございますので，今後この歩道工事に入る際に，この冠水の問題も重ねてですね，調査，設計をしていただくように要望する必要があるのではないかと思います。そのへんについて部長の考えがございましたら，お願いしたいと思います。

建設部長（平　豊和君）　去る９月１５日から１８日にかけての台風１３号による大雨で山間役勝線が冠水し自動車等が通行できない事態が生じたとのことでございますが，この時は東城地区で時間最大６０

ミリ，日最大１９２ミリの降水を観測しております。記録的な降雨による冠水と思っております。今回，冠水した箇所につきましては平成２年度の台風１９号の際にも冠水したとのことでございますが，県によりますと内海と隣接していることから抜本的な対策には道路のかさ上げなどが必要となり，多額の費用を要することから対応は非常に困難とのことでございますが，今後とも歩道の早期完成と冠水の応急対策などを含めまして県へ要望してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１９番（渡　京一郎君）　是非ともお願いをしておきます。

関連ですけれども時間がありませんので，市長にお願いをしておきたいのですが，ちょうどですね，この１７日の夜になるんですけど，山間線が通行止めになったために総合支所のほうに電話をいたしまして，通行止めになっているけれども支所のほうに連絡が入っていますかという電話を現場から入れたわけでございますが，連絡を受けていないということで，連絡をいたしまして，それからすぐ支所のほうに走ったわけですが，その時点で中央公民館前も冠水がひどくて車が通らないがために，また支所のほうに電話をいたしまして，中央公民館前も通行止めだけど連絡が入っているのかと確認しましたところ，そちらのほうも連絡は入ってないと，東城方面に渡れなかったもんですから，役勝方向に走ったら下役勝の石釜トンネルを越えて集落の真ん前でですね，車が数珠繋ぎにしてなっているもんですから，車を降りて歩道を走ったんですが，そちらのほうも通行止めで走れない。そちらからも現場から電話を入れたんですけども，そちらも連絡は入っていないということで，建設課の職員は，戸玉がもう既に土砂の流失が始まっているということで，現場に呼ばれていたわけでございますが，後から戸玉から帰りに現場を寄って話もして帰られたわけですが，その時に所長も電話で連絡を受けて西仲間まで走ってこられたようでございますが，そういうふうに住用独特のそういう災害がちょこちょこあるがために，やはりある程度の職員の確保というのは是非とも必要ではないかなと，建設課も現在，二人ですけれども普段の日は仕事がないかもしれませんけれども，やはりそういう時に役勝川，川内川を控えているために，水に対しての被害，災害が非常に多い地域でございますので今後ともそのへんも配慮していただいて，現在の配置をお願いをしておきたいと思います。

時間が残りましたけれども私への答弁は非常に前向きな答弁，回答をいただきましたので，これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（伊東隆吉君）　以上で，市民クラブ　渡　京一郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時３５分）

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　再開いたします。（午後３時５０分）

引き続き，一般質問を行います。

市民クラブ　栄　勝正君の発言を許可いたします。

２１番（栄　勝正君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。市民クラブの栄　勝正です。５人目の質問になりました。少々お疲れのこととは思いますが，今しばらく御清聴ほどお願いいたします。質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。

歴史的な平成の大合併をして早三年目を迎え３市町村は，どのように変わり市民の意識はどのように変わったのでしょうか。まだまだ一体感も薄いような気がするのは私一人ではないと思います。行政も私たちも市民に対する広報活動が足りないような気もいたします。しかし，今年は第１回の市民体育祭も開催され，一体感が少しは高まったような気がいたします。

これからもあらゆる分野において，３市町村が一体感になるようイベント等積極的に取り組んでほしいと思います。

さて，今年は新年早々から原油の高騰によるあらゆる食料や資材・飼料・肥料の値上げラッシュが続き，市民生活や企業活動等に大きな影響を与えています。また，アメリカのサブプライムローンの破綻

の影響による金融危機をはじめ全世界のすべての企業が今までにかつてない大不況に追い込まれ，世界経済や我が国の自動車産業界やすべての大企業・中小企業問わず不況に追い込まれています。今こそ国や地方自治体の政治の役割は大であります。

麻生総理大臣においては，強いリーダーシップを発揮して日本経済の立て直しに全力で取り組まれるように強く望むものであります。

さて，我が奄美市１１月１８日の臨時議会に１３項目からなる緊急経済対策が提案され，すべての市民の満足のいくものではないと思いますが，厳しい財政事情の中，評価されるものと思います。しかしながら，１３事業に該当しない職種や生活保護世帯，年金暮らしの高齢者，子育て中の若者，リストラで解雇された人たち等も，もっときめ細かい対策を強く要望いたします。

以上，述べたこと等を含めて新年度の施政方針と目玉となる施策をお聞かせください。

最後になりましたが，１０月１日付けで笠利町地域自治区事務所長，住用町地域自治区事務所長に就任されたお二人の方々の就任おめでとうございます。心からお慶び申し上げます。しかしながら，就任の喜びと同時におかれている責任の重大さをひしひしと感じていることでしょう。職員の身分とはいえ昼夜を問わず土日，祭日と難問山積している中，激務の毎日，大変気苦労の多いことだろうと思います。お体には十分お気をつけられ，それぞれの地域の発展と住民の幸せのため，御尽力されるよう切望するものであります。

なお，今回の質問の多くは先に３地区での議会報告で要望がありましたものが主であります。

次の質問からは発言席にて質問をいたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

市長（平田隆義君）　栄議員の質問に答弁いたします。

午前中も申したかと思いますが，議員の申し上げるとおり，麻生内閣においては地方の活性化をということが，大変強く前面に打ち出されていると，福田内閣よりもまた一段と進んだ形で対応ができるものだと，このように思います。既に麻生総理は総理に就任する前に全国の１７０余か所で街頭の演説したり集会を持ったりしたという思いがあって，今日の総理としての地方経済の対策という方向が生まれたものだと私も思います。そういう形で生まれた対応であれば本物であろうと，このように期待もいたしているところです。したがいまして，来年度の奄振事業については，予算の確保は要望どおりの予算の確保ができるんではなかろうかということが，関係の国会議員の先生方の見方でございますので，間違いないのではないのかなと，こう思っております。そういった点では，この奄美地区でも多くの公共事業の整備を進めていきます。と同時に経済対策ということが望まれておるわけでございます。そのことについては，午前中も申し上げましたように，国の第二次補正予算に盛り込まれた内容に対して１５か月の予算ということでしょうから，第二次補正予算にかかわる補正予算と新年度の予算，特に経済の活性化という点では連動した形で取り組んでいきたいと，このように思っておるところでございます。

今後，一つひとつ検証を進めながら対応させていただきたいと思いますので，そして各党，各会派からの予算編成に対する要望も出てまいりましたので，それらを勘案しながら編成に取り組んでいきたいと，このように考えております。

２１番（栄　勝正君）　なぜここでこういう質問をしたかというと，３月議会では既にもう骨格が出来上がっているわけでございまして，この１２月議会にやはりいろいろと，今，あればですね，市長のほうから何かあればそういう方策を示してもらいたかったことと，また，私のほうからも今，各党会派からもいろいろ要望があるということなんですけども，この議場でもってお願いしたいこと，要望したいことがありますので質問をいたしました。

それで来年の４月から４年目ですか迎えるんですけれども，やはり均衡ある合併ということで，よく言われております。そこで本当に先ほどからいろいろな方が質問されていますけれども，合併して

よかったなと言えるようにするにはですね，やはり職員の意識改革が私は大事じゃないかなと，いつも思っております。何回かこれ質問もしたんですけども，やはり３市町村が合併して，いろいろ今まで職員の方々も戸惑いも多かっただろうと思いますが，ここにきてようやく人事交流もスムーズに行っているようでありますのでですね，今後はやはりそれが本当にうまく機能するように強いリーダーシップを発揮してもらいたいなと思っております。そういうことで，特に簡単なことなんですけども，この企業では社長といえども毎回言うんですけども，社長といえども会長といえども，一生懸命と朝から晩までこの不況の中をですね，頑張っているわけでございます。やはり役所といえども市民のために役所というのはあるわけでございますので，やはり部長といえども課長といえども本当に頑張っているなという姿がですね，市民に見えたら，私はやはり奄美の市役所の職員は頑張っているわということで，本当に納得がいくんじゃないかと，いつも思っております。そのためにも，やはり先ほどから同僚議員の質問にもありましたように，各集落や各地域においてもですね，やはりボランティアとかいろんな行事などに活動してもらって協力してもらって参加してもらってですね，やはり勤務以外でなくそういういろんな集落行事，あるいは地域行事にも協力してくれると言われるようなですね，意識改革などもしてもらいたいと思っております。

それから簡単なようですけれども，このあいさつ運動というのは，いろんな新聞を見ていますと小学生から中学生までもどんな講師でもあいさつを取り上げてですね，あいさつの励行を呼びかけております。私も市会議員になってから，いつも思うんですけれども，この役所に，庁舎に入ってからやはりほとんどがお客さんだと私は思っております。遊びに来る人はいないと思いますので，その何か用があって来るわけですから，自分には用がなくてもですね，廊下でとかいろんなところですれ違う時は会釈ぐらいはする，あいさつぐらいはできるんじゃないかなと思っております。是非これは来年度は，本当に奄美市役所に入ったら，あるいは支所に入ったら，みんながこんにちはと会釈をしてあいさつをしてくれると言われるぐらいにですね，是非実現してもらいたいなと思っておりますが，その件についてよろしくお願いします。

総務部長（福山敏裕君）　職員の意識改革，それからモラルについてのお尋ねだと思いますので，そういう点からお答えをさせていただきたいと思います。

職員に対しましては，常に全体の奉仕者としての心構えを持って常に全力で職務を遂行し，市民に対し細心の配慮で接遇するよう常日頃，指導しているところでございます。

また，御指摘のございました来客等へのあいさつ，会釈等につきましては，社会人としての基本的なマナーであると思っております。なお，公務員にはより高いマナーやモラルが求められるものと認識しておりますので，常に襟をただし市民の付託に応えられるよう，職員の資質向上及び識見の向上改善に努めてまいりたいと考えております。

また，来年度は全庁的な取組としまして，窓口ステップアップ研修を実施する予定にしております。この事業は，住民サービスのさらなる向上に努める予定ですので，御指導をよろしくお願いいたしたいと思います。

また，地域活動等への御提言がございましたが，また，職員の多くは町内会，自治会の役員等をするなど中心的存在として一生懸命活動しております。このことは職員自ら地域活動に参加することで市民のニーズを把握し，これを市民サービスに活かすことができればと，職員あるいは行政へ対する信頼へも繋がるものと考えておりますので，今後とも職員が地域から期待される市民となるよう意識改革を図ってまいりたいと思いますので，よろしく御指導お願いしたいと思います。

２１番（栄　勝正君）　来年と言わず明日からでもですね，市長是非，市役所に入ってくるお客さんに対して，市民に対してですね，本当に市の職員が笑顔であいさつができるような体制をつくってもらいたいと思います。

それからこれは来年度の要望方針になるんですけども，１３項目からなる緊急経済対策，大変私はよ

かったと思っております。それで来年度も引き続きですね，あと４か月もすれば新年度に入るわけでございますので，やはりこの不況はもう少しは，私は長引くんじゃないかなと思っておりますので，引き続き新年度の予算にですね，やはりこのような雇用ができるようなですね，施策を是非履行してもらいたいと思っております。

そのへんについてですね，市長の考えがあればお聞きしたいと思います。

市長（平田隆義君）　まだ取りまとめ中でございまして，何をどうということは申し上げられません。そして一方において，財政がどうなっていくかということは，また大きな課題でございます。政府の新年度予算案等を見ながら対応していく必要がありやしないかと，こう思っております。

２１番（栄　勝正君）　先ほども言いましたように，５０代４０代の人がリストラにあってですね，年金もない，そして仕事もないと，出稼ぎに行こうにももう御存知のように，非正規社員，派遣職員などがですね，ほとんどがリストラにあっていますので，なかなかないというような状態が続いています。そういうことであればですね，なお一層，今後の緊急経済対策以上にですね，配慮をお願いしたいと，予算にですね，お願いして次に移りたいと思います。

次は，一集落１ブランドの現状と対応ということですけども，これも市長の公約でありますけれども，現在までの現状とですね，対応がどうなっているか，あまり長くならないように，お答えをお願いいたします。

企画部長（塩崎博成君）　それではお答えをいたします。平成１９年度に認定をされました一集落１ブランドの現在の状況でありますが，まず，ホームページで常時紹介をしているほか，予算の都合もありまして，すべてではありませんが，約半数の８集落にブランド紹介の看板を設置いたしました。認定を契機に屋仁集落のブランドであるターマンは栽培面積が増え，また，打田原集落の天然の塩づくり体験は名瀬地区などから体験の申込みや，喜瀬地区のかくれ浜，川内集落のフナンギョの滝は行楽客も増え，本土紙でも取り上げられるなど，脚光を浴びつつあります。

本年度は，現在の時点で２集落からブランド認証の申請があり，今月中にはブランド推進委員会を開催をし，協議を進める予定であります。現在のところは，こういう状況でございます。

２１番（栄　勝正君）　せっかく市長が公約に掲げ，そして取り組んでいるわけです。この認定された，今，部長が述べましたようなですね，集落の活用がどのようになっているのか，それからいろいろ要望があると思うんですよ，私たちの議会報告会でもいろんな要望がありました。具体的に言うと，今，名前を挙げたフナンギョの滝にトイレ設置とかですね，いうのがありました。それから私が思うには，例えば，今，ターマンとか塩とか出たんですけども，ターマンを食べたいと，塩を買いたいという時にはどうすればいいのかですね，そのへんも周知徹底がなっているのかなっていないのか。あるいはターマンなど一年中あるのかないのかですね，販売するのがあるのかないのか，塩もそうなんですけども。それからフナンギョの滝に行く国道からですね，行く道しるべとか道案内ですか，そういうのなんかもどうなっているのか。そのへんの対応はどのようになっていますか。

企画部長（塩崎博成君）　認定ブランドの活用の状況でございますけれども，現在，１７のブランド認定がされておりますけれども，やっぱりその中では活用をされている部門と，なかなかやっぱり活用まで至らないという状況のブランドもございます。

これからこの認定をしたブランドをどのような形で活用をし，それを有効に活かしていくかというそのへんの手立ての部分について，それぞれのブランドにおいて担当職員も配置をいたしておりますので，その職員も含めながら地域の方々と連携をとっていってですね，その有効な活用方策につきましては見出していければという部分がございますし，また，ブランドまでのその道しるべ，その部分についても，

今のところ全ブランドまでそのへんの周知ができるような看板の設置までに至ってないという状況でございますので，このへんもですね，次年度以降も含めてそのへんの看板設置等に向けての取組，それからまた，ホームページあるいはまた広報誌を通してブランドの周知が出来ればというようなことで，これからの取組の方向性として考えているところでございます。

２１番（栄　勝正君）　やはり認定はするけれども看板は立っている，しかしながら活用がですね，なってないということは機能を果たしてないと思うんですよ。それでやはり来年はこの皆既日食もありますしね，やはり，今，述べましたような地域のブランドをですね，本当に市の職員を一人，専従でもあてて，このブランド，例えば佐仁の八月踊り，節田マンカイとかいろいろありますけども，これを見るにはどうすればいいんですかと，誰に尋ねればいいんですかと，あるいはお金は幾らぐらいかと具体的にですね，やはり１時間で幾ら，２時間で幾らとかいろいろ，またバス代やらいろいろあると思いますので，そういうようなきめ細かいことまでちゃんとした熟知できるような職員を配置してですね，やらないと私は看板の持ち倒れになるんじゃないかと思いますので市長，是非，市長が言った言葉ですので専任の職員をですね，ブランド係りということで何でもその人に聞いたら分かるというようなことでですね，是非お願いをしたいと思います。

一つだけ具体的に聞きますけれども，フナンギョの滝のトイレ設置はどのように思っていますか。これ集落から要望があると思いますけど。

企画部長（塩崎博成君）　川内集落のブランドとして認定されておりますフナンギョの滝を活用するために，付近にトイレを設置をする御提案でございますけれども，フナンギョの滝やその周辺が，現在，県が取り組んでいる国立公園の保全地域等に当たることも想定をされます。これらとの調整も必要かと考えており，今後，環境省から示される予定のエリアマップ等を確認し，検討を進めていく必要があるものと考えております。

２１番（栄　勝正君）　是非来年の皆既日食までは，もう少し整備をして本当にこの一集落１ブランドが活かせるように，活用されるようにですね，全力で頑張ってもらいたいと思います。

次に，古見地区の活性化対策ということで質問をいたしたいと思います。

名瀬市が昭和３０年に三方村と名瀬市が合併をいたしまして，あれこれ５０年は過ぎていますけれども，下方・上方地区は御存知のように人口も増えて，本当に子どもたちも増えて活性化されていますけれども，古見方地区だけが人口が減っているんですけども，トンネルの開通とかいうのが遅れた関係上だろうと思いますけれども，やはり古見地区の活性化は，旧名瀬市に残された大きな私は課題であると思っております。であればですね，今後，合併もいたしましたけれども，住用・笠利というまた大きなことも控えていますけれども，この古見地区の活性化についてですね，市長はどのように考えているか，具体的にお願いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　古見方地区につきましては，旧名瀬市の総合計画では，農村環境の保全に配慮しつつ，農業・畜産業生産基盤の整備による生産性の高い農業振興を図り，奄美看護福祉専門学校等教育・福祉施設の誘致や新たな産業創出と定住促進地域として位置付けるなど，複合的な土地利用を図ることとされております。

このようなことから，古見方地区は，長年にわたり奄振事業で各種事業を積極的に導入がなされ，農業基盤整備事業等の事業効果として，タンカンやパッション・花き・野菜等の産地として常時出荷できるまでに成長し，本市農産物の供給基地となっております。

また，農業研究センターを核として，農業後継者育成事業や堆肥製造・販売も手掛けられ，農村・農業環境の形成に継続して支援に努めているところでございます。平行して，農業集落排水事業による居住環境の整備，県営住宅の建設や市営住宅の建設により定住促進が進められ，また，奄美ファッション

研究所の誘致など，雇用の確保が図られております。おおむね総合経過に沿った進行が進められているものと考えております。古見方地区につきましては，冒頭述べました基本的な計画と実績の上に，今後とも複合的な土地の有効活用により，進めていく必要があるものと考えております。

２１番（栄　勝正君）　今，部長が述べましたようにですね，いろいろな施策がなされておりますけれども，人口が減り続けていると，活性化がなっていないということであります。そこで私は簡単に一つだけ提案したいと思いますが，検討の余地があるんじゃないかなと思いますけれども，下方地区も上方地区もですね，例えば有屋とか和光町とか，あるいは朝仁とかいうところは，元々は田園でありました。田や畑であり農地でありました。しかしながら，それを全部宅地になってですね，あのように人口が増えたと，それから海を下方地区においては小宿，上方地区においては鳩浜を埋め立てて活性化なっていますけれども，古見方地区は海を埋め立ててありません。しかしながら，その農地を宅地にするのはですね，私はできるんじゃないかなと，今後はやはり世界的な不況になってまいりますと，農業というのが大事になってきますし，今日の南日本新聞にも書いてあるんですけども，やはり将来，自給率を５０パーセント以上しようとか，あるいはいろんな工業がですね，やはり不況になってくると，また農業というのが私は非常に大事なことになってくるだろうと思いますので，あの農地は農地して大事にしたいんですけども，一部分を宅地にしてですね，６０坪から９０坪くらいの宅地にして全国的に売り出したら相当売れるんじゃないかなと思うんですけども，提案したいと思うんですけどもいかがですか，その件は。

企画部長（塩崎博成君）　農地を宅地に転用をするという御提案につきましては，農業振興法や農地法の規定に基づき，宅地への転用の手続きが必要になるものと思います。農地転用は種々の制約がありますので，関係部署との協議が必要になってくるものと考えております。

２１番（栄　勝正君）　全国的にもそういうことでですね，６０坪くらいの宅地，３０坪くらいの農園を造って成功している例もあちこちで北海道あたりでもありますので，是非なんかのあれで検討してもらいたいと思います。

次に移りたいと思います。次は，松食い虫の現状と今後の対策ということで，緊急経済対策のところにも２１３万９，０００円，今回の補正予算で１，４６９万３，０００円の松食い虫対策の補正予算が計上されております。私は世界自然遺産ですか，登録を目指しているこの奄美群島がですね，やがて松食い虫に追われて奄美の山々が本当に紅葉化してですね，もうなんもこう取り柄のない山になるんじゃないかなと危ぐいたしております。というのは，加計呂麻島を見学された方も多いと思いますけれども，その加計呂麻島をこう眺めてみますと，ほとんどが松食い虫が枯れてですね，紅葉しています。奄美は紅葉がないということで有名なんですけども，対岸のこの瀬戸内町のですね，本当にもう相当もうまんえんしております。私は１か月に１回所要で瀬戸内町に行くんですけども，１か月行く度にですね，本数が増えています。私が見た限りでは増えています。それで本市の現状はどうなっているのか，そしてこの間から市長もいろいろ説明されておりますけれども，私はそれぐらいでは本当にこの世界自然遺産を目指している本島としてはですね，それぐらいの予算では間に合わないと思うんですけども，やはりこのもうついでに聞きますけども，来年度から始まる奄振などにも是非取り入れてもらってですね，組み入れてもらって大きな，これ全群的な運動にしないとですね，大変じゃないかなと，この周囲の山々を見ますとほとんどは琉球松でありますので，その松がみんな枯れてですね，山という山なしませんのでですね，これは大きな私は何よりも大きな観光奄美を目指しているためにもですね，市長，先頭に立ってこれを取り組むべきだと思いますが，含めてお願いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　松食い虫の被害状況につきましては，大島支庁林務水産課の発表によりますと，平成１９年末におきまして，瀬戸内町それから瀬戸内町の加計呂麻島，宇検村において確認され

奄美市及びその他の町村におきましては，被害なしとされてきておりました。しかしながら，本年の１０月８日の調査におきましては，新たに大和村，奄美市で確認されております。また，つい先日は，龍郷町にも及んでいることが確認されております。なお，笠利地区においては，まだ，確認されておりません。

松食い虫は，マツノザイ線虫という線虫が健康な松の樹体内に進入することによりまして，松はマツノザイ線虫病を発病し，そのマツノザイ線虫をマツノマダラカミキリが松から松へ運んで松枯れが拡大していくということでございます。

現在，奄美市おいても被害が進んできております。推定で３６８立米の被害が出ております。ちなみに１本当りの平均体積が０．８８立米でありますので，換算しますと約４１８本というような計算になります。

今後の奄美群島全体の駆除方針につきましては，県の大島支庁林務水産課によりますと，まだ被害が進んでない奄美市，大和村，龍郷町では黙視で確認できる松枯れの松はすべて伐採するというふうなことで計画をいたしております。

また，当市におきましても，先ほど議員御指摘の世界自然遺産登録へ向けて取り組んでいる折，今後，大島支庁とも全面的な連携のもと，２０年度末までに現在，被害を受けている松を県の松食い虫駆除事業の導入，これ補助率１００パーセントでございます。により被害樹の全面的な伐採による駆除処理を図って，被害拡大の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど，議員から御提言がありました奄振事業というお話がありましたけれども，これは県の事業で１００パーセント補助の事業がありますので，これを活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

２１番（栄　勝正君）　対岸から瀬戸内町の古仁屋の対岸から加計呂麻島を眺めると市長，すごいですね，紅葉しているんですよ，かわいそうにですね山が。でも本当に対岸の今度は瀬戸内町の本島側に移ってきていますので，発生しておりますので，もう１か月１か月こう本数が増えているようにしているんですよ。私は先ほどからヤスデの話も出てきておりますけれども，ヤスデの駆除も大事なことです。しかしながらですね，この松食い虫はそれ以上に大事なことじゃないかなと思っております。ですから県の補助で１００パーセントできているということなんですけども，早く手を打たないとですね，こっちのおがみ山にもあります。私の赤崎のところにも１本見えます。弱い木に移るんじゃないかと，原因は弱い木に移るんじゃないかということなんですけども，弱い木というのは，どういう木なのかなと，私も分かりません。水分が多くあるところにも枯れているところありますし，本当に２０年３０年経つ大きなですね，樹齢の木も枯れているところがあります。そこを見れば，そしてところどころ飛び飛び枯れていくもんですから，ヤスデのように１か所で大量に発生しとったらですね，し易いんですけども，どこに今度は発生するか分からないような状態が続いているんじゃないかなと思うんですけども，その発生状況や原因というのなどは，県のほうなどは調査をしているんですか。それとも学問的にどういうことなどが分かっているか，あったら示してもらいたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　先ほどの原因ということですけども，先ほども答弁いたしましたけれども，やはりマツノザイ線虫という虫が当然原因でございまして，その虫をマツノマダラカミキリが松から松へと運んでいるということでございます。

防除の対策としましては，この松枯れをしたものについては，２メートルくらいに切ってですね，あとビニールを被せて薬剤を散布するというような工法がございます。聞きますと，この感染した松につきましては，８月から３月にかけて葉が赤くなるというようなことで，その被害の木からこのマツノマダラカミキリが翌年の５月過ぎますとふ化して脱出するそうです。ですから５月以前に防除を行う必要があるということで，そういったことで私どもも先ほど議員が御指摘のとおり，今度の補正予算に旧名瀬地区と笠利地区でこの事業を行うということで１，４００万円余り補正を出しておりますので，一つ

よろしくお願いを申し上げます。

２１番（栄　勝正君）　市長，世界自然遺産に登録されている屋久島，白神山地，私は両方とも行きました。白神山地はブナの原生林と屋久島は屋久杉の原生林ということで，それが主で世界自然遺産登録はされているものと思います。私たちのこの奄美もですね，琉球松の原生林，そしてあるいはシイの木とかありますけれども，やはり山々は松が私はもう大半じゃないかなと思っております。その松がですね，本当に松食い虫で荒らされて枯れていくと，もう世界自然遺産登録どころじゃないんじゃないかなと思っているもんですから，これは早急にですね，もう何年先じゃなくて，もう本当に来年からでも是非全力でですね，取り組んでいったらこの奄美の雇用対策にもですね，その伐採の人たちも相当雇用されるわけですので，やはりその方面からもですね，大変効果があるんじゃないかなと思っております。この松食い虫，この対策の予防，この事業に対して，自然のふるさと納税あったわけですよね，この松食い虫に対してもう一度ふるさと納税を呼びかけるとか，あるいはさっきから県の補助が１００パーセントあるということなんですけども，ソフト事業か分かりませんけども，この奄振にですね，是非導入するべきじゃないかと思うんですけども，市長の考えどうですか。

市長（平田隆義君）　この松食い虫ですね，マツノマダラカミキリのこの駆除・防除ということになると思うんですが，これは飛んで行く虫のようでございまして，空中散布が出来ればこれの駆除は可能性があると，ところが今，空中散布をするわけにはいかない。薬剤をまくわけですから，ということがあって，これの防除ができないと。今，やっているものは松食い虫が線虫が入って松が枯れたのをですね，処分するという後始末にしかなっていないというところに，これの問題があるようで，今その，じゃどうすればこの駆除ができるかというその体系ができていないということのようです。ですから今度の補正で組んだ予算はですね，ここの保存樹の松の木の予防ということで１本１本のことにするんだったら，今のようなやり方でできないことはないんです。おっしゃるとおり山全体が松の木ですから１本１本注射するみたいなことなんで，ここが一番頭の痛いところです。だから今後どういう形で駆除していくかということは，やっぱり専門的に研究していかなきゃならないんですが，まんえんを防ぐために早急に処分するということの予算というのは，おっしゃるとおり奄振で対応できないか検討してみたいと思います。

２１番（栄　勝正君）　是非ですね，市長を先頭にこの松食い虫対策については，私は小さい問題ではないと思いますので，大変大きな問題だと思いますので，取り組んでもらいたいと強く要望してですね，次の質問に移りたいと思います。

次は，し尿処理場の跡地利用計画ということなんですけども，御承知のように，去る３月３１日をもってですね，長浜のし尿処理場が閉鎖され，その後，やはり２・３か月は稼動しなければいけないということで，機械は動いておりました。搬入はされてなかったんですけども，し尿はですね，稼動しておりました。その後，その機械も停止してですね，今もうほとんど何もありませんけれども，その跡地利用を是非私もその周辺に住んでおるもんですから，これあとは何するのとよく聞かれるもんですから，何回か委員会などで質問したんですけども，白紙の状態だということなんですけども，現在も白紙の状態なのか。それと以前はごみ焼却場が併設されておりましてですね，ごみが焼かれておったんですけども，ダイオキシンなどの調査は今後なされるのかなされないのかまで併せてお聞きしたいと思います。

市民福祉部長（福山　治君）　長浜のし尿処理場につきましては，大島地区衛生組合の汚泥再生処理センター竣工に伴いまして，今年の３月末でし尿と浄化槽汚泥の受入れを終了しております。受入れ終了後，今年４月から６月にかけまして，施設内に残っている汚泥及び残渣等の処理作業を行い，その後，危険防止を図るため防護策等を設置している状況でございます。

なお，し尿処理場本体はまだ残っておりますので，事務処理上は廃止ではなく休止となっております。跡地利用を進めるためには，し尿処理場本体の解体を行い廃止手続きを行う必要がありますが，施設の解体につきましては，設備内に付着したダイオキシン類の濃度分析や除去作業等が生じてくる恐れがありますので，多額の解体費用が係ることが予想されます。

そのため，跡地利用計画とし尿処理場本体の解体を一体のものととらえ，今後の市の財政状況等も見ながら，跡地利用について検討してまいりたいと思います。

また，施設の解体に伴うダイオキシン類の濃度分析調査については，跡地利用計画と同時に検討したいと考えております。

２１番（栄　勝正君）　以前は，朝仁トンネルが開通しない前は，名瀬市の一番はずれにあったし尿処理場だったんですけれども，朝仁トンネルが開通してからは，もう長浜地区は名瀬市の中心であるんじゃないかなと思われるぐらいですね，市街地化なっておりますので，やはりあのところに財政が大変厳しいとはよく分かりますけれども，ああいう土地があるわけですので，市民が納得のいくようなですね，公園設置など是非考えてもらいたいと強く要望して，次に移りたいと思います。

次は，産業振興ということで，耕作放棄地の現状と今後の方針ということでありますけども，午前中に師玉議員のほうからもいろいろありまして，私もよく分かりました。これも先ほどの議会報告会で笠利からも出ましたし，やはり耕作放棄地をどうにかしてくれという要望が強かったもんですから，質問に取り上げました。午前中の農業委員会の答弁では，日本全国でも３８万５，０００ヘクタールですか，そしてその中でも１から３までいろいろこうあって，人が草刈をしたらすぐできるような土地とか，あるいは基盤整備をしなければできない土地とか，いろいろ分類があるようですけれども，今日の南日本新聞にも石破農林水産大臣が昨日３日付けでですね，ちょうど今日，農業委員会から答弁があったようなことが全部載っておりましてですね，びっくりしたんですけども，今後は所有よりも利用ということで考えていこうという方針が載って，法改正もするということで，このように今日の新聞に載っておりますので，やはり是非国の法改正ができましたらですね，真っ先に基盤整備なども導入してもらいたいと思います。

午前中，全国的な耕作放棄地は分かったんですけども，奄美市の耕作放棄地はいくらぐらい面積があるのかですね，先ほど午前中の答弁で流動化も十分満たしていると，奄美市の場合はですね，いう答弁があったんですけども，貸し手・借り手，笠利・住用も含めてそのような考えでよろしいのかまでお聞きしたいと思います。それだけです。

農業委員会（山口敏光君）　お答えをいたします。

現在，奄美市については，耕作放棄地の調査を完了いたしまして，件数で筆数３万７，０００筆，面積で約２，８００ヘクタールという面積件数がありました。これを農業委員，嘱託員，それに農業委員会の事務局職員で調査をして，現在，その全件の集計作業に移って，まもなく集計も完了する予定になっております。そして，直ちに県のほうにこれを報告いたしますが，県全体としての取りまとめをした上で各市町村ごとに，この活用についても，いろいろとまた県と打ち合わせながら進めていこうということになっております。それで今後，その活用についても流動化を含めて速やかにできるよう，今，方向で進んでいくものと思っております。それから昨年度の本市における農地流動化の実績を見ますと，筆数で７５０筆，面積で９２．５ヘクタールこれが基盤強化法による流動化を図ったところであります。設定作物としては，笠利・名瀬地区がほとんどサトウキビ，住用地区では大部分が飼料畑ということへのいわゆる流動化の活用であります。

しかし，この調査，これまでの流動化を進める中でも，不在地主や荒廃農地のため流動化が思うように進まない地域もございますが，今後とも農地の有効利用の観点から地権者への理解を深めつつ，関係機関の連携を図りながらそれぞれの地域農業の特徴や農地の状況等に適した作物の推進に努めていきたいと考えております。

それから午前中申し上げました，先ほど栄議員も紹介されましたように，今どうしても今の法律の中で制度の中では，こういうたくさん集団的にある耕作放棄地が，そのまま放ったらかさなければ手の付けようがないというところが，笠利も住用も名瀬もでしょうが，たくさんあります。これをするためには，先ほど紹介がありましたように，その南日本新聞にも載っているようでありますが，法改正をして，場合によっては，地権者の直接の同意を得なくても，あるいは不在地の問題であっても，その地区における代表者の申請によって審査の上ですが，それが承認されたら実施に入ろうと，事業実施に入ろうと，そしてそれを配分活用するにあたっても，いちいち地権者全部の同意のもとでということじゃなくて，その代表者の名目において配分をし，活用するという方法も法的に整備をしようと，そうしないと放棄地の活用というのは，なかなか進まないんじゃないかということに，農林水産省等も十分検討して，これを実施しようということになったようであります。それを期待しております。おっしゃるように，これが出来次第，こちらもこのような取組をしたいと思います。

２１番（栄　勝正君）　次期通常国会にこの農地法の改正を提案するということまで，石破農林水産大臣が昨日述べておりますので，来年中にはそういう法整備ができるんじゃないかなと思っております。是非またすぐですね，利用者の側に立ったようなですね，方策ができるように，是非皆さんのほうからも意見が出せるとこありましたら出してもらいたいなと思っております。

それからちょっとだけお聞き，分かっておったらいいんですけども，農地の違法転用というのなどは，あるんですかないですか，それだけでいいですけども。

農業委員会（山口敏光君）　違法転用を明らかにというのは，ないという推理ですが，それに近いものはあるかもしれません。それから違法転用になるかどうかは別として，農業委員会が行っている法に基づく正式な形の流動化，いわゆる貸し借りではなくてやみ小作といっておりますが，いわゆる個人間で貸し借りを進めているという農地は，まだたくさん残っております。それを逐次，正規な方法に変えていくという努力はしております。

２１番（栄　勝正君）　是非ですね，笠利も住用も耕作放棄地が多く見られるようでございますので，この法整備がなりましたらですね，本当にこの狭い奄美大島の中で，そういう耕作放棄地がないと言われるぐらいに頑張ってもらいたいなと，私は強く思います。次に移りたいと思います。

時間がありませんので，もう一挙に聞きたいと思いますけれども，新年度に向けての観光産業対策ということでお聞きしたいと思います。

奄美は市長も常々おっしゃっているように，観光産業の振興だと，これはほとんどの政治家，衆院議員も含めてやはりおっしゃっております。そういうことであればですね，先ほどの松食い虫同様観光に対してのですね，思いはそれぞれ強いんじゃないかなと思っております。それで具体的にお伺いしますけれども，この数年間，奄美に入り込む客も横ばいのような状態が続いていると思います。なぜ伸びないのか，あるいはこのいろいろと紬観光課もですね，いろんなプランを作って，今度はサイクリングなんですか，いう大会も１４日の日あるようです。そしてその前はばしゃ山でウオーミングなんですか，ああいう大会もあってですね，大盛況だということも聞いております。やはり次々とこういうイベントをですね，立ち上げて，来年は桜マラソンもありますので，また増えるんじゃないかなと思っておりますけれども，この伸びない理由とか，あるいは私は是非この本当に営業を回るような人，前も言ったんですけども，人員の大変厳しいところ配置もあるでしょうけれども，一人か二人配置して日本全国をこう営業，それ専門に営業に回るようなですね，職員を配置すべきじゃないかなと思っておりますけれども，いかがですか。

産業振興部長（赤近善治君）　入り込みの客が横ばいの原因ということになりますと，いろいろあろうかと思います。航空路線の問題もありましょうし，いろいろありましょうが，私どもとしましては，これ

までの奄美の大事な資源を活用して魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

特に，いよいよ皆既日食が迫っております。本市としましても奄美市皆既日食実行委員会を設置しまして，民間企業及び市民の皆様と協働して，積極的にこの作業を進めているところでございます。

皆既日食のような世界的に奄美が注目されるようなイベントはこれまでに例がない中で，奄美の知名度を上げる絶好の機会というふうに考えております。引き続き，皆様方の知恵をお借りしながら成功裏に収めていきたいというふうに考えております。

また，奄美大島は自然環境，伝統文化など特有の観光資源を有しております。これまで，これらの島の財産を活用したスポーツ合宿，クルーズ観光，修学旅行誘致などを積極的に推進してまいっております。昨年度までは，修学旅行生が関東・関西でしたが，今年は鹿児島県をターゲットにセールスをしているところでございます。

２１番（栄　勝正君）　時間がありませんので，すみません，私もいつも観光のことについては，毎回質問していますけれども，是非ですね，この皆既日食を機にですね，脚光を浴びるように前夜祭・当夜祭などもですね，提案しておりますので，是非実行委員会でそのようなことも提案してください。ただ４分とか３分とかですね，見て終わるんじゃなくて奄美の島唄とか八月踊りとか，よさがいっぱいありますので，あるいは先ほどから言いますように，一集落１ブランドのですね，宣伝などもしてですね，いろんなところに体験あるいは食文化の紹介もしてもらいたいと強く要望いたします。

それからもう一つは，来年度にあやまる観光の件についてなんですけども，あやまる岬の公園がですね，運動公園が今，あんまり利用されていないようですけども，私はこの４番目の健康増進のことについても関連するんですけども，市長，このごろグランドゴルフがものすごく盛んなんですよ，今日も新聞にグランドゴルフが二つ記事が載っておりました。１回グランドゴルフが１，０００円でもですね，すぐ２００人ぐらい集まるんですよ。いつまでも締め切りして，もうオーバーしたというぐらい盛況なんですよ。それで今，マングローブパークがグランドゴルフ場があるんですけども，やはり，あやまる岬にですね，専用のグランドゴルフコースを造って，３コートぐらいできるんじゃないかなと思うんですけども，鹿児島あたり本土での大会など１，０００人ぐらい集まるんですよね，２日間ぐらいやったらですね，ですから今後は高齢者にスポットを当ててですね，やはり観光のためにも外貨を稼ぐためにもですね，あやまる岬に公認のグランドゴルフコースが三つとれると，もし６人ずつ１組でやったらですね，もう４８組ぐらいできますから，掛けたら２５０・６０人，２日間したら１，０００人ぐらいすぐできるんですよ。そういう考えでですね，もうあのあやまる岬の下の公園の運動公園をグランドゴルフコースにですね，建設してもらいたいと強く思いますが，市長の考えどうですか。

市長（平田隆義君）　そのようになっているものだと思っております，計画は。

２１番（栄　勝正君）　グランドゴルフコース専用でよろしいですか，多目じゃなくて。

市長（平田隆義君）　専用ということではなくて，グランドゴルフの大会ができるような施設にしたいということで，これは地域の観光の会員連の皆さんから要望もございまして，県大会とか郡大会が開けるような場所がほしいということであります。そういう中で考えられることは，もうあやまるの広場しかないということの位置づけはしているつもりです。

２１番（栄　勝正君）　前々もそれは，前の課長からも聞いているんですけども，ただですね，市長ね，大会がある時だけだったらですね，なかなか普段例えば，５人とか１０人，今，マングローブパークは利用しているんですよ。やはりそういうところに行ってですね，すぐ利用できるようにするには専用でなければですね，私はいけないと思うんですよね。ですから多目的にすると，今日は野球があるサッカー

が入るとかいったらですね，今日はできないとなりますし，是非専用にしてもらいたいなと思うんですけども，あと陸上とかいろんなところは，太陽が丘にありますので，それでいいんじゃないかなと思うんですけども，考えはいかがですか。

市長（平田隆義君）　グランドゴルフをやるには，それなりの芝の管理が必要だと思います。ですからサッカーだとかラグビーがそこで一緒にやるというのは，大変難しいんじゃないかなと，こう思っております。グランドゴルフができるような園地整備をしたいということですので。

２１番（栄　勝正君）　是非普段一人でも行ってですね，５００円か１，０００円払って利用できるような方策にしてもらいたいと思います。

次に，時間がありませんので，教育行政ということで交付税措置による教育予算の現状ということで，簡単にどういうものが交付税措置によって教育予算に反映されているか，お聞きしたいと思います。

教育部長（里中一彦君）　教育予算の交付税措置につきましては，平成１９年度の決算額で申し上げますと，教育費全体に要した一般財源額，これは投資的経費を除く額でございます。対しまして普通交付税で措置された額は，おおむね７割程度であると試算をいたしております。

２１番（栄　勝正君）　これも議会報告の時に出たことなんですけども，例えば，特別教育支援員ですか，これなど各学校に一人ずつ配置するとなっているということを聞いているんですけども，奄美市ではどのようになっているのか。あるいはもう一つ，もう具体的にあまりいっぱい聞きません，時間がありませんので。パソコンをですね，校内ＬＡＮというのが整備されております。それでそのＬＡＮを利用するには，各教室にですね，パソコンがなければ活用が出来ません。普通教室に１台ずつ設置せよという文部省の基準があると思うんですけども，そのへんはどうなっているんですか。

教育部長（里中一彦君）　まず，交付税のことから先にいきますけれども，パソコンを始めとした教育用コンピューター関連経費につきましては，機材・ソフトを含めまして，ほぼ決算額と同額程度が交付税措置されております。

また，特別支援教育支援員に係る交付税につきましては，現在の予算額以上に措置されていると理解をいたしております。

そこでパソコンにつきましては，今，議員御指摘のように，例えば普通教室へのパソコンの配置につきましては，「ｅ－ｊａｐａｎ戦略」におきまして，普通教室に４２台，これは小学校規模の小さいところでは児童・生徒数分です。それから普通教室に各２台，特別教室等に学校ごとに６台，１校当たりのそういった整備目標が示されております。

現在の奄美市におきましては，まだまだこういったいわゆる基準には，まだ満ちていないという状況でございます。

２１番（栄　勝正君）　校内ＬＡＮは整備されてもですね，普通教室にないもんですから，教師によって活用がされていません。是非ですね，これは市長も英断を持って普通教室に配置してもらいたいと思います。やはりパソコンのセキュリティという問題でもですね，教師が自分のパソコンを使ってですね，いろんな情報が漏れるということもありますのでですね，そういう方面からも配置してもらいたいなと，私は思っております。いろいろ聞きたいんですけれども，もう時間がありませんので，止めますけれども，最後の健康増進については，また機会がありましたら次の議会でもお聞きしたいと思います。

高齢者のスポーツ，一般の方々のスポーツ並びに各種運動の把握など出来ているのか。どのように推進しているのかですね，やはり国保・介護保険抑制にもつながりますので，こういう健康増進を強く進めて，スポーツを通じてですね，病気にならないように，介護サービスを受けないようにするために

も，健康増進課・福祉政策課，頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

議長（伊東隆吉君）　以上で，市民クラブ　栄　勝正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時５０分）

第 4 回 定 例 会
平成 20 年 12 月 5 日
（第 3 日目）

12月5日（3日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　師玉　敏代　君	2番　多田　義一　君
3番　橋口　和仁　君	4番　蘇　嘉瑞人　君
5番　戸内　恭次　君	6番　平田　勝三　君
7番　向井　俊夫　君	8番　奈良　博光　君
9番　朝木　一昭　君	10番　竹山　耕平　君
11番　伊東　隆吉　君	12番　里　秀和　君
13番　泉　伸之　君	14番　関　誠之　君
15番　三島　照　君	16番　崎田　信正　君
17番　奥　輝人　君	18番　平川　久嘉　君
19番　渡　京一郎　君	20番　竹田　光一　君
21番　栄　勝正　君	22番　世門　光　君
23番　平　敬司　君	24番　大迫　勝史　君
25番　与　勝広　君	26番　叶　幸与　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　平田　隆義　君	副市長　濵田　龍太郎　君
教育長　徳永　昭雄　君	住用町地域自治区事務所長　高野　匡雄　君
笠利町地域自治区事務所長　諏訪　東　君	総務部長　福山　敏裕　君
総務課長　川口　智範　君	財政課長　則　敏光　君
地域総務課長　川畑　克久　君	企画部長　塩崎　博成　君
企画調整課長　瀬木　孝弘　君	市民福祉部長　福山　治　君
介護保険課長　重野　照明　君	健康増進課長　嘉原　孝治　君
いきいき健康課長　吉　富進　君	福祉事務所長　大井　進良　君

12月5日（3日目）

福祉政策課長	桜田　秀勝　君	自立支援課長	小倉　政浩　君
産業振興部長	赤近　善治　君	商工水産課長	前里佐喜二郎　君
紬観光課長	日高　達明　君	農林振興課参事	熊本　三夫　君
産業振興課参事	朝野平三　君	建設部長	平　豊和　君
都市整備課長	田中　晃晶　君	土木課長	東　正英　君
建築住宅課長	大石雅弘　君	企画調整課参事	里　良也　君
会計管理者	田畑　米利　君	教育部長	里中　一彦　君
教委総務課長	福　和久　君	学校教育課長	折田　浩仁　君
文化課長	中山清美　君	生涯学習課参事	山名純二　君
選挙管理委員会委員長	久保　忠義　君	水道課長	岡　優雄　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	松田　秀樹　君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑　實忠　君
議事係長	森　尚宣　君	議事係主事	重田　俊彦　君

議長（伊東隆吉君）　皆さん，おはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　本日の議事日程は，一般質問であります。

日程に入ります。通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，無所属　戸内恭次君の発言を許可いたします。

５番（戸内恭次君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。無所属の戸内恭次です。

第４回定例会の一般質問をさせていただきます。質問に入ります前に，若干のお時間をいただきたいと思います。先月の日本時間１１月５日は，アメリカで建国以来，初めての黒人大統領が誕生いたしました。大統領選が始まったころ，人種偏見が根強く残る国アメリカで，黒人代表が選ばれるなどとは到底考えられませんでした。ところが，とうとうアメリカ合衆国大統領に選ばれたのですから，大きな感動を覚えたものです。バラク・オバマ氏の勝利は「人類の心の進化」を証明するもので，人類の歴史に輝かしい１ページを加えるものであります。また，共和党政権であったアメリカが，民主党政権にとって変わることも，またアメリカ国民の勇気と国家を思う情熱や，治癒力，また回復力には敬服するものであります。世界は，予想以上のスピードで変革していることを思い知らされました。

さて，奄美市においても市民の多くが変革を望んでいることは紛れもない事実であります。最近，不況に陥っている我が国ですが，奄美市はそれこそ以前から将来に明るさを見ることができない濃霧の中に置かれているのです。この濃霧を晴らすためにどうしたらいいか多くの市民が悩んでいます。そこで，大きく選挙システムを変えることは重要なことだろうと考えました。その一つとして，大統領選と同様，市民によって選出された市長は，アメリカ大統領にならって，２期８年とすべきとの案もありますが，本議会には少し緩やかな，３期１２年の任期とする案の請願書が出されております。市民も多選禁止条例に関心を持っているようです。議員の皆さんもこの議会に活力ある奄美市づくりのための一案として，真剣に討議していただきたいと考えるものです。ここで，私は奄美市を活性化するための方法として，「世界一高齢者にやさしいまちづくり」を提案をいたします。奄美大島は，温暖で高齢者が過ごしやすい地域として認められておりますが，この恵まれた自然を生かし，日本中から，いや世界中からでも高齢者を受け入れるようにしたらよいのでは，という考え方です。高齢者が集まることによって，その高齢者と面会に子どもや孫が来てくれるのではないか，人間の交流が多くなれば奄美の物産も売れるし，活性化になるのではないかとの思いです。これは私の考えというよりも，２５年も以前のことですが，日活の俳優であった青山恭二こと八下田氏が，アメリカのマイアミ体験を通じて，奄美の島おこしとして提案されたことなのですが，最近はこのほかに介護士や医療機関にかかわる職業にも結びつくものであり，活力ある島づくりの突破口になるように思われてなりません。１００億もかけて創りかけている中心市街地を，大きな老人ホームだと想定して発想したときに，苦しみ悩んでいる商店街や市民に，光明を与えることができるのではないかと思うのです。「改むるにはばかることなかれ」です。市長は，本当の商店街活性化のために，勇気ある撤退をし，「世界一高齢者にやさしいまちづくり」の宣言をすることを希望いたします。

それでは，質問に入ります。高齢者受け入れにより，財政を圧迫することになるのでしょうか。次の質問からは発言席から行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

福祉事務所長（大井進良君）　福祉事務所の立場としてお答えをさせていただきます。高齢者受け入れにより，財政を圧迫することになるのかということでございますが，確かに高齢者ですから医療費等がかかってくると，医療費等の負担増とかいうものは考えられるわけですが，人口が増加することに伴いま

して交付税の増加が見込まれます。また，団塊の世代という方々を受け入れる場合には，年金の問題もありますので，年金をもっていらっしゃる方がたくさん入ってくることで，地域経済へ資金が流れ込むということで活性化にもつながるのではないかと思われますので，一概に財政を圧迫するということは言えないと思っております。

５番（戸内恭次君）　ただいま質問したことはですね，従来の市長の見解がですね，その高齢者を受け入れることによって圧迫するような印象を受けるような答弁等があったように思いましたので，お聞きいたしましたが，今の答弁によりますとそういうことではないと，高齢者を受け入れすることは活性化につながるんであるということを認識されておられるということを思いましたが，そのような理解でよろしいでしょうか。

福祉事務所長（大井進良君）　今，申し上げたとおりでございます。

５番（戸内恭次君）　それでは，次々と質問項目がたくさんございますので，一つ簡潔に御答弁いただきたいと思いますが，老人ホーム空きを待っている希望者の人数と年々の推移ですね，まずそれからお聞きします。

福祉事務所長（大井進良君）　奄美市には，養護老人ホームが１施設，それから特別養護老人ホームが５施設ございます。現在，養護老人ホーム，これは平成２０年でございますが，およそ３０名の待機者がおります。昨年度は２６名でしたんで，少しずつ増えているという状況です。それから，特別養護老人ホームの５施設でございますが，それぞれの施設にお伺いをしましたところ，平成２０年入所希望者が３８５名待っていらっしゃるというふうに伺っております。これは実際の数字より少し多いのではないかという感じがするんですが，施設ごとに伺いましたので，重複の申込みも中に含まれているものだと思っております。これも年々増加はしております。

５番（戸内恭次君）　人数が待っているという方が多いということでございました。次，質問いたします。現在の老人の入所者数と事業所に関わる就業者数をお願いします。

福祉事務所長（大井進良君）　入所者数ですが，養護老人ホーム，特別養護老人ホームあわせまして３４０名定員でございます。それから施設で就業している方々は３３６名というふうに伺っております。

５番（戸内恭次君）　分かりました。次に，現在の高齢者受け入れ施設の事業者数と受け入れ人数について，お願いいたします。

福祉事務所長（大井進良君）　事業所数は先ほどから申し上げておりますが，養護老人ホームが１施設，それから特別養護老人ホームが５施設でございます。定員平均受け入れ数ですが，養護老人ホームが６０名，特別養護老人ホームが２８０名の方が入所しておりまして，６施設の平均で申し上げますと，平均は約５７名ということになっております。

５番（戸内恭次君）　次に，関係事業所の総収入ですね，よろしくお願いします。

福祉事務所長（大井進良君）　事業所の総収入ですが，６施設にお尋ねをしましたところ，回答をしていただきましたのが４施設でございます。およそ４施設合わせまして８億７，０００万円というふうに回答をいただいております。

５番（戸内恭次君）　次に，関係者の給与総額と平均給与をお願いします。

福祉事務所長（大井進良君）　給与については，お伺いはしましたが個人情報との関係がありますので，個人の給与については把握をしておりません。

５番（戸内恭次君）　それではその個人情報にかかわらない給与の出し方というのがあると思うんですが，市役所職員という形になるのかもしれませんが，市の管轄するところのことについての調査はされておりませんか。

福祉事務所長（大井進良君）　なぎさ園の方を以前管理しておりましたので，なぎさ園の方の職員の平均給与が年額で約２２０万円というふうに伺っております。

５番（戸内恭次君）　次に，高齢者個人の平均負担額及び各種保険の負担額について教えてください。

福祉事務所長（大井進良君）　奄美市の高齢者個人の医療費負担割合でございますが，これは３割負担と１割負担がございます。介護保険給付費での負担割合は１割負担でございます。医療保険医療の負担額ですが，平成１９年度平均年額で医療費負担が４万５，０００円，介護保険料の負担がおよそ５万８，０００円となっております。

５番（戸内恭次君）　次に，各種保険の負担総額，教えてください。

福祉事務所長（大井進良君）　負担総額でございますが，これ市の負担額でございますが，平成１９年度老人医療費が約５２億円となっております。その内訳としましては，支払基金が２６億８，０００万，国庫負担金１６億８，０００万，県負担金がおよそ４億２，０００万，市の負担額が４億２，０００万でございます。介護保険給付費のほうですが，約４０億円，総額でその内訳が支払基金が３１パーセント，国が施設分で１５パーセント，その他２０パーセント，県の施設分が１７．５パーセント，その他分が１２．５パーセント，市の負担割合は１２．５パーセントでございます。

５番（戸内恭次君）　次に，老人ホームを作るときの国・県・市の補助政策について，教えてください。

福祉事務所長（大井進良君）　施設の建設でございますが，国の直接の補助金というものはございませんで，県の方から施設の建設については１床当たり，１ベット当たりですね，の単価２２５万円で補助を行っております。市の方ですが，奄美市社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例というのがございまして，これに照らし合わせて助成を行うことができるようになっております。

５番（戸内恭次君）　次に，老人ホーム以外の受け入れ施設について，教えてください。

福祉事務所長（大井進良君）　奄美市の老人ホーム以外の受け入れ施設でございますが，介護老人保健施設が２施設，定員が１７０名でございます。グループホームが７施設ございまして，定員が８１名，有料老人ホームが２施設ございまして，３８名でございます。

５番（戸内恭次君）　次に，老人ホーム建設に伴う１ベット当たりの平均建築費について，お願いします。

福祉事務所長（大井進良君）　１ベット当たりの平均建築という形でよろしいでしょうか。最近，建て替えを行いました施設にお伺いいたしましたが，１ベット当たり約８５０万円の建築費が必要だというふ

うに伺っております。

５番（戸内恭次君）　国・県・市の高齢者対策の方向性について，お願いします。

福祉事務所長（大井進良君）　国におきましては，活力ある高齢者像の構築，それから高齢者の尊厳の確保と自立，支え合う地域社会の形成，それに利用者から信頼される介護サービスの確立という４つの柱を基本的な目標として掲げまして，その実現に向けて施策を展開している状況でございます。県においては，高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って，健やかで安心して暮らせる長寿社会の実現を目指して施策を展開しているという状況でございます。市の方では，健やかに安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して施策を行っておるところでございます。

５番（戸内恭次君）　市営住宅１戸当たりの平均建築費をお願いします。

建設部長（平　豊和君）　市営住宅の建築費は，場所，敷地の大きさ，建物の階数，戸数，建設地盤の良否，公共下水道の有無などの諸条件により，それぞれ異なってまいります。昨年，建設しました西仲勝団地，笠利の中金久団地や，現在発注しております笠利の城前田団地を例にとりますと，１戸当たり約１，５００万円から１，７００万円ほどかかっております。その２分の１が補助金，残りの２分の１が市負担となっております。

５番（戸内恭次君）　今，細かいことをお聞きしました。これはですね，高齢者を受け入れるについてですね，具体的な数字を把握をしたいということからでございました。今，お聞きしましたところ，１ベット当たりが８５０万ですね。そして，市営住宅として造る場合に，いろいろ条件等で金額は変わるんでしょうけれども，昨年は１戸当たり１，５００万，１世帯を作るのに１，５００万の費用がかかっていると，そういうことからしましてですね，高齢者のベットの金額とですね，その市営住宅の比較をしますと，正直申しあげまして，さほどその費用が変わるものではない。しかも補助も相当，いうようなことが分かったわけでございますが，細かいことについては私もまたいろいろとお聞きしたいと思っているんですが，さて，市長どうですか。私が今，質問した範囲でですね，かなり高齢者を受け入れるということの政策の転換してもですね，大きな負担にはならないし，これを市がやるんではなくて，民間活力を引き出すというような形ですればですね，かなりいいまちづくりの様相になるのではないかなというがするわけでございますが，市長の見解をお願いします。

市長（平田隆義君）　今，議員は建設費等をお聞きになったわけですが，先ほど，福祉部長が話したように，一概には言えないということは私もその通りであります。要は，箱ものを作ってそれで終わりじゃないということなんです。元気なお年寄りが多く入ってくることは，確かに地域の活性化にもなります。ところが，高齢者は病気になる率は高い。それで今，国保会計が厳しい財政状況になっているということは，やはり地域の税負担をする人たちの割合が低いんじゃないかということがいえます。非課税対象者が多い，それを誰かが負担しているということで，どうしても負担が入ってくるということですので，一概に言えないということはそういうことです。負担が伴う方が入ってくる可能性もありますと。結局，じゃ職員がおるじゃないかと，職員の確保ができているじゃないかと，その給付の元は市民が負担している，全部じゃないですよね。ということを忘れてはいけないということなんです。

５番（戸内恭次君）　今，お話を伺いましたら，その非定的な考え方の方が強いような気がいたしました。それは，そうではないということを今，いろいろ項目をですね，質問をいたしました。これは，国保の方が来られるとは限らないわけです。むしろ，その高齢者の皆さんの中では社会保険等の，いわゆる厚生年金とか共済年金，そういった方もおられるわけですから，そういうシステムをですね，もう少し市

長はお分かりじゃないのではないかということで，今，質問をしたわけです。担当者の方にお聞きしますけれども，高齢者を受け入れることが是が非かと，その時の数字を今，私は出していただいたと思うんですが，担当者の方に改めてお聞きしますけれども，いかがでございますか。

市長（平田隆義君）　健康保険に入る高齢者がですね，外から奄美市に移られた時に，そこに職業があればいいんですよ。その厚生年金保険だとか健康保険だとかなるんですが，国保に入るしか方法はないと思うんですね。私は，そういう理解をしております。

５番（戸内恭次君）　そこが私と見解の違いだと思います。高齢者が必ずそういう国保に入るんだというような認識は間違っていると思いまして，そうではないと，高齢者というのは年金を頂いている方をですね，年金を頂いている方をこの奄美市にお呼びして，あんまりどうですかということでやっているわけでございます。その付近がどうも，その意見の，意見というか理解の仕方が違っているのかなと思うんですが，私は年金を頂いている方たちをですね，奄美の方においでいただくと，そういうシステム作りをですね，奄美市が，行政が率先してアピールすることによって，活性化にもつながるんではないかなということを思っているんですが，どうも市長のお話を伺ってますとですね，どうもそうではないというような意見が強いもんですから，もう一度見解をお願いします。

市長（平田隆義君）　拒否するわけじゃないんですよ。我々もこの癒しの奄美をということは言っておりますから。ただ，どこに視点を議論するかとなると，やはり若い人たちの企業誘致とかいうときは若い人たちの話を主に今，やっているということなんです。ですから，議員は老人ホームを造って，高齢者施設を造って，そのお年よりを受け入れたら活性化されるんじゃないかという論法だと私は受け止めたんです。ところが，その中にはここで住んでいただくにはそれなりの負担の増が多いにありますよと，そのことも我々は判断しないと一概にはどうと言えませんよという答弁をしているということで理解していただきたいと思うんです。

５番（戸内恭次君）　人口活性化，人口が増えることがですね，活性化への大きなその解決策だということだということは，昨日の同僚議員の話でも出てまいりましたし，これは行政の皆さんが当然考えていることでございます。ですから，この奄美市にですね，大企業，例えばトヨタの部品工場ができますとか，そういった例えばのことがもし成立した時にはですね，若者たちの働く場所としてできるんですが，人口増は期待できるんですが，なかなかそういうことが，今までにもできてこなかったし，これからも期待薄であると，ならばどうしたら人口を増やすことができるのかと，そういうことを考えたときにですね，他の国，あるいは他の自治体ですでにやっていることでありますけれども，高齢者どうぞいらしてくださいということを実際やっているわけですね。しかも，この島っていうのは暖かいし，長寿の島と言われてますし，そういう意味では自然体で高齢者を受け入れられると。もっと言いますと，この島の人たちはですね，高齢者を敬うということは，文化といいますか，この奄美のいわゆる美徳とするところでございますが，そういう高齢者を受け入れることが自然にできるのではないかと，そういうことを思いますと，あえていろんな施策をする。例えば，中心商店街の問題もそうですが，約１００億もかけてですね，やるよりは１００億かける勢いで，この高齢者を受け入れる方法を考えたら，即応できるというんですかね，即決というんですかね，そういった人口対策についてできると，広い道路ができて，その人口が増えるということはありませんので，そういう意味での政策の方向転換ということでは考えられないのかということでございますが，いかがですか。

市長（平田隆義君）　話が混乱してしまいますと，答弁困るんですが，市街地への事業というのは国の支援体制があるわけですよ。この間も話したように，減歩率は４億５，０００万円，４５億ないしあと起債の返還時における国の負担分，公費で負担ということになると，もうほとんど７０何パーセントは，

これ国の支援があるということがあるわけなんですよ。じゃあそれだけのことが，今度はこの高齢者対策の整備に金が入ってくるかというと，そういう金が入ってこない，枠もなかなか取れないという状況にあるわけなんです。たまたまこの中心市街地のことについては，国が地方の市街地の再生活力を生もうということで，方向を示していますから，私は結局そこに投資をすることによってまちが活力を生み，そこからちゃんとした固定資産税も入ってくるでしょうし，事業税も入ってくるでしょうということで，ここは投資する価値があると判断しているわけなんですよ。ですから，話を一緒に並べてこう比較されますとですね，なかなか我々も対応が困るということなんです。いずれにしましても，高齢者が住みよい地域であるということは私たちも宣伝しておりますし，そういう形でここへ引っ越してくださいよという話もありますが，そのために施設を投資をするかとなるとこれはなかなかですよね，と。これはその個人個人がですね，暖かいところで住みたいということで，希望があれば受け入れていきましょうということを申し上げているところですので，これから後期高齢者の医療の問題もありますし，介護保険の問題もあります。それを誰が負担するかということの議論も一緒に我々はしなければならないということを申し上げているところでございますので，よろしくお願いします。

５番（戸内恭次君）　人口増加により，活性化をしようという思いのことをですね，市長の方にお聞きしているわけでございます。ですから，そういう点ではですね議論が混乱しているとは思いません。人口対策が活性化のための大きな要因であると，そのためには高齢者を受け入れるということは重要なポイントであるということを申し上げているわけでありまして，なかなか市長におかれましては，そういう民間活力を利用したりということで，その高齢者をもっと受け入れようとするような熱意は感じられないということを感じました。次に質問に入ります。末広･港土地区画整理事業についてでございますが，いまから申し上げますので一括して申し上げますので，御答弁をお願いします。まず，建築移転に伴う補償費はどれほどか。２番目，賃貸店舗と賃貸住居それぞれの立ち退き料の平均はいくらかと，またその立ち退き料予定件数ですね。３番目，コンクリート，木造それぞれの取り壊し費用の平均単価はいくらか。４番目，先行取得物件についての買取りの状況，５番目，買取り条件及び補償条件の公表について，６番目，立ち退き店舗に対する営業補償費の算出方法について，７番目，立ち退き料支払方法について，８番，事業区域内の土地評価は最近の経済状況の中，変化しているが平均坪単価設定についてどうかと，９番目，３．２ヘクタールの事業区域内の建物で残される建物の件数について，１０番，事業法，振興日程については一括してお願いをいたします。よろしくお願いします。

建設部長（平　豊和君）　それでは順次お答えをいたします。

まず，建物移転に伴う補償費はどれほどか，コンクリート木造のそれぞれの坪当たりの平均額はということでございますが，事業における建物移転では，移転先となる換地の位置や大きさ及び現在の建物の規模や構造等により，それぞれの建物で移転方法や移転に要する期間及び費用などは当然変わってくるものであります。建物の移転補償費につきましても１件，１件の建物の立ち入り調査を行い，建物本体や内部の構造，並びに使われている具財等を調査し，認定する移転工法に基づき，建物の経過年数を管理したうえで，補償額を算定することになります。従いまして，建物の補償費は造りは一緒でも新しいものと古いものがあり，単純に比較できるものではありませんので，一概に申し上げることはできませんが，参考までにこれまでに実施いたしました２５件ほどの建物調査の結果から申し上げますと，建物移転補償費の平均単価といたしましては，坪当たり木造の建物では２４万円程度，コンクリート造りの非木造の建物では，５３万円程度となっております。

次に，２点目でございますが，賃貸店舗や賃貸住居，それぞれの立ち退き料はいくらか，立ち退き件数はというお尋ねでございますが，区画整理事業の移転補償費は事業に伴い，建物等の移転が必要になった場合に，移転に要するものと見込められる費用を補償するものでありますので，この事業では立ち退き料というものは発生しないことをまず御理解いただきたいと思います。そこで，お尋ねは移転補償費のことだと思いますが，テナントに対する移転補償費は，テナントがどういう職種かによっても違いま

すし，またどの程度内装を行っているかなどにより，それぞれの店舗で大きく違うことになりますので，一概に平均ということは言えない，申し上げることはできません。賃貸住居につきましては，主に動産が補償の対象でありますが，これも一概に申し上げることはできないものと思っております。事業での建物移転の対象となる件数につきましては，事業区域全体で１３８棟あり，うち店舗は約８０店舗で，テナントは約６０店であります。また，居住者数は区域全体で約３８０名であり，うち賃貸居住者は事業区域内に賃貸住宅が１５棟ほどありますので，２００名程度と考えております。

３番目にコンクリート，木造，それぞれの取り壊し費用の平均単価は幾らかというお尋ねでございますが，建物はそれぞれの建物で本体や内部の規模や構造等は違い，取り壊しにかかる費用や処分する材料の数量も違うことになりますので，単純に比較できるものでありませんので，一概に申し上げることはできませんが，これまでに実施いたしました２５件ほどの建物調査の結果から申し上げますと，建物の取り壊し費用の平均単価としましては，坪当たり木造の建物では５万円程度，コンクリート造り等の非木造の建物では１３万円程度となっております。ただこれまでに用地先行取得として取得しました物権につきましては，建物を現存のまま譲っていただいておりますので，取り壊しの補償費は発生いたしておりません。なお，先行取得しました建物のうち，数棟につきましてはすでに取り壊しておりますが，建物を市が取得したのちに直接取り壊しを行ったものでありますので，御理解をお願いいたします。

４番目に先行取得物件についての買取りの状況についてでございますが，用地先行取得の状況につきましては現時点では，最終的に選定しました２９件のうち２２件について契約を済ませ，約８割の進ちょくとなっております。残りの７件につきましても交渉は順調に進んでおりますので，年内にはすべて契約を済ます予定であります。

５番目の買取り条件及び補償条件の公表についてでございますが，まず算定条件についてお答えをいたしたいと思います。御質問の買取りや補償の条件につきましては，基本的に個人情報にかかるものや，事業の遂行に差し支えるもの以外はお答えできるものと考えております。現在，取り組んでおります用地先行取得の買収でありますが，土地は国や県が算定，発表する「公示価格」や「基準値価格」並びに「相続税路線価」等に基づき，それぞれの土地を評価し，「公有財産価格評定委員会」に諮った上で価格を決定し，買収を行っております。建物につきましても，１件１件の立ち入り調査を行い，この事業で定める移転補償基準に基づき，移転補償額を算定し買収を行っております。なお，公表につきましては，交渉を行うにあたり公表を前提に本人の了解を得て，交渉は行っておりませんので御理解をお願いいたします。ただ，既に取得した物権につきましては，法務局において登記簿の閲覧を行いますので，その中で修理権の移転や日付等は確認できるものと思っております。

６番目に，店舗に対する営業補償費の算出方法についてでありますが，事業における営業補償は建物等の移転に伴い，通常の営業を営まなければならない場合に，その休む期間の営業補償を行うものであります。営業休止補償費の算出につきましては，直近の申告書等に基づき実際の営業の実態調査を行い，休業期間にも払い続けなければならない固定資産税などの税金や，電話の基本料金等の固定的経費，また従業員に対する休業手当，営業休止に伴う収益の減収分などを補償することとなります。

７番目に立ち退き料の支払方法についてでございますが，これまでにも答弁をしましたとおり，この事業の移転に際しましては，立ち退き料というものは発生しませんので御理解をお願いいたします。ただ，移転補償費の支払い方法について申し上げますと，まず事業に伴い，実際に建物の移転が必要となる時期に，移転補償費用や移転期限を定めた移転補償契約を結ぶことになります。その契約に基づき補償費を支払うことになりますが，支払い方法としましては，移転に着手するときに，前払い金として代金の７割以内，移転を完了したのちに残りの３割を支払うこととなります。

８番目に，事業区域内の土地評価は，最近の経済状況の中，変化しているのか，平均坪単価設定についてはとの質問でございますが，土地の価格は毎年，国の発表する工事価格からしますと下落状態が続いております。平均坪単価の設定についてでありますが，事業における土地の評価につきましては，作業を行う時点において評価したものを採用することになります。用地先行取得の土地評価につきましても，取得を行う年度ごとに評価を行い，取得価格を決定しております。また，換地設定にかかる土地評

価につきましても，その時点で個々の土地ごとに評価し，対応していくことになります。土地の平均坪単価ということでございますが，現時点の事業計画書においては，事業区域全体の平均としまして，平方メートル当たり２２万９００円，坪当たり約７３万円となっております。参考までに用地先行取得としましてこれまでに買収を行った土地の平均単価を申し上げますと，坪当たり６０万円程度となっております。ただ，それぞれの土地では，位置や計上，あるいは大きさなどにより評価が違っており，単純に価格の比較はできるものではありませんので，ここのところも御理解をお願いいたします。

９番目に，事業区域内の建物で残される建物の件数についてでありますが，事業区域全体では１３８軒の建物が事業の対象となっております。現在，実施中の用地先行取得で取得する物件は，３３軒でありまして，残りの建物が今後，事業により換地先へ移転することとなり，１０５軒を対象としております。

最後になります。事業進行日程についてでございますが，今年中には用地先行取得を確定し，そののちに換地設計の作業に着手し，併せて事業の権利者等で構成する「末広・港土地区画整理審議会」の設置にも取りかかる予定でございます。来年度には，換地設計を確定させ，「仮換地指定」を行い，順次建物等の移転工事に着手したいと考えております。

５番（戸内恭次君）　今，お答えいただいたんですが，９番目のですね，その１３８軒がその建物，該当する建物であるということで，残る建物としてその区画整理事業というのは全部取り壊すんではなくて，なかには残るんだという意味で，その１０５軒が壊されずに残る建物だというふうな理解でよろしいですか。

建設部長（平　豊和君）　１３８軒は，事業区域内全体に建物があるということでありますが，そのうち３３軒につきましては，用地先行取得で，用地先行取得をする物件だと，残りにつきましては今後，曳き家工法なり再築工法なり，いわゆるその事業の対象となるという建物が軒数ということでございます。

５番（戸内恭次君）　取得が，先行取得が３３軒で，残りということについて，じゃあ全くその曳き家もしない取り壊しもしない，現在のまま残る建物の数は把握していますか。

建設部長（平　豊和君）　そこらあたりにつきましては，これから仮換地設計なりをした段階でしか把握はできないものとなっております。

５番（戸内恭次君）ちょっとよく分からないんですが，ということはその仮換地の作業をしないと分からないということは，じゃあこの建物を取り壊すのか，そのまま移動するのかとかいうことが数字的にはっきり分からないということは，実は予算もまだまだそういう細かいところまでは考えられていない，予算のつけ方もまだまだ不明瞭であるという考え方でよろしいですか。

建設部長（平　豊和君）　詳しい，その建物を壊すとか，あるいは先ほどから申し上げられておりますその補償費とか，そういう個々のものにつきましては換地が定められて，いわゆる仮換地指定ができて，そのそこに収まる換地場に収まる建物であるのかどうかとか，そのあたりが分からない段階では，今のところ申し上げることはできないものと思っております。

５番（戸内恭次君）　繰り返しますが，予算も実はその建物を取り壊すための予算というものを大まかに組んでいたはずなんですが，それも換地の仕方によっては変わってくるというふうな理解の仕方をしてもいいということだと思いますが，それからその建物をですね，例えば換地設計の中で，自分はどうしても建物だけは移動したくないと，区画整理事業内にあって，事業には賛成するけれども建物については移動させたくないので，自分はその換地についてそういう建物は残すという形である地権者が言った

場合には，それはそれで通用するものなんですか。

建設部長（平　豊和君）そこらあたりにつきましては本人と，その仮換地指定が発表になった段階で，個々人の事情をよく聞いたうえで対応することになると思います。

５番（戸内恭次君）　はい，分かりました。いわゆるこの事業がどんどん進んでいった場合には，その地権者の意向もしっかり聞きながら対応するものであるということで，様々な変化がまだまだありうるということであるというふうに理解をいたしました。それで，お尋ねですが，買取り物件，先行取得物件についてですね，先日の同僚議員の質問で２６件中，予定が２９件であったと。今日も先ほどそういう話がでましたけれども，２９件になったということは件数が増えた原因はいわゆる取得面積を増やすのか，それともそうでないのか，その件数が増えた理由は何ですか。

建設部長（平　豊和君）　その増えた理由につきましては，当初２６件は予定しておりました。現在，最終的には２９件でございますが，２６件のその評価を，選定をした中で，交渉していったわけですが，なかなかその中では契約はできないという状況の方も出てまいりましたので，その後，何件か追加をしてまいりました。そういう相手方の都合といいますか，そういったものが途中でそういう，売れないと，私どももも買えないというふうに判断したものがあるもんですから，その中では面積要件も満たさなければならない問題はありますので，これはその残りを増やして，また交渉をしているというところであります。

５番（戸内恭次君）　９月議会では，もう今年はほぼ完了すると，買取りは完了すると，そういう勢いの答弁であったわけですが，その２６件ですね，２６件について，今年中に買取りができるという答弁だったんですが，今回はそれができなかったと，２９件だったと。私は，なぜそうなったのか，価格の折り合いがつかなかったのか，例えば所有権移転，相続関係がややこしくてできなかったのかとか，もっと具体的にですね，その３件を増えた理由，それとその３件増えたことによって関係する面積がですね，取得面積が違ってきたのか，当初予定されていた面積のですね，９月議会でいいますと６２０坪を減歩面積というふうにしていたわけですが，その面積が変わったのか，その範囲内を補充するために３件という件数が増えたのかですね，詳しく教えてください。

建設部長（平　豊和君）　２６件では，いわゆる面積要件を満たすことができませんでしたので，増やしたわけですが，その理由といたしましては，先ほどから申し上げておりますように，本人の意向の変化や，あるいは相続手続きが不十分なことによって買えないというものが出てまいりましたので，最終的には２９件になるわけですが，この２９件を買った時に初めて，面積要件と金額用件を満たすことができるというものでございます。

５番（戸内恭次君）　今の御答弁によりますと，件数が増えることと，当初予定の面積は変わらないと，件数は増えたけども取得面積は変わらないと，ということは，この３件増えたということなんですが，面積は変わらないということは，じゃその１件当たりの。ということは，要するに当初の２６件で満たされないということ，２６件で予定された面積よりも増やさなければならなくなったんで３件増えたということですかね，どういうことでしょうか。

建設部長（平　豊和君）その買収の金額に付きましては，先ほど申し上げておりますように，価格がちょうど下がってきているというところもありますが，ただこの２９件で面積要件は先ほど変わるというように申し上げましたのは，面積要件５，３００平方メートルを満たすことと，１１億７，０００万円を満たすこと，この２つを同時にクリアしなければならないということがございまして，２６件では足り

ないということであります。２９件を買った時に，面積では６，０５０平米ということになりまして，これを上回ることがあるということでクリアすることになります。金額につきましても，２９件で１１億７，３００万円ということでクリアをすることになります。

５番（戸内恭次君）　私の理解不足かもしれませんが，要するに面積が変わって，面積が変わった，取得価格が変わったという話ではないわけですから，３件増えたということは増やさなければならなかったということは，かなり大きな土地が交渉できなかったと，だから３件も件数が増えたというような理解ができるのですが，そういうことでしょうか。

建設部長（平　豊和君）　そういうことではございませんで，私ども２９件の方をすべて買収しますと，今，言う面積要件にしても金額要件にしてもクリアすることはできるものでありまして，そのあたりは年内に，先ほどから答弁申し上げておりますように，年内には契約を済ますことができるものだというふうに考えております。

５番（戸内恭次君）　９月議会でお話伺った面積とですね，今回の答弁された，いわゆる必要とするこの区画整理事業で先行取得投資で必要とする面積ではまったんだと，そうおっしゃればいいのにそれをおっしゃらないもんだから，私はちょっといろいろ想像をめぐらせてみたわけですが，変わったということですね。一応，面積が変わったと，だから３件増やさなきゃならなくなったと，そういうことでよろしいんですか。

建設部長（平　豊和君）　ちょっと議論がかみ合わないんですが，その９月議会での段階では２６件だと思いますが，この中で交渉をしていったときに，まだ先ほどから申し上げておりますように，売買できない，買えないという人が出てきましたので，その分また新たに選定地を増やして交渉をしなければならなくなったわけです。現在では，２９件を買えば面積の５，３００平方メートルをクリアすることはできますし，１１億７，３００万円というものをクリアすることはできると，ぴしゃっと買うことができればいいんですけれども，土地によっては区切って買うことなどは難しいものもあるもんですから，その面積は若干上回りましたが，いわゆるその両方ともクリアしなければならないという条件がありますので，２９件を買えばですね，それが満たされるというものであります。

５番（戸内恭次君）　おっしゃっていることは理解できました。それでは，その３件の平均坪数はどれくらいですか，３件で。３件で平均坪数はいくらですか。そういえば面積は増えたことが分かりますから。

建設部長（平　豊和君）　３件でいくらかというのは，今，ちょっと手元に資料がなくて，ここでちょっと即答はできませんが，もし，議員，必要でありましたら，それはまた課で教えることはできると思っております。

５番（戸内恭次君）　その断られた理由は，その面積，その大きな面積のことなのか，ちょっと分からないんですけれども，坪単価がだいぶ違うと，当初の予定と違った交渉になったということの理解でよろしいですか。

建設部長（平　豊和君）　坪単価といいますか，先ほど来，ずっと申し上げておりますのは，その選定をされた場所が変えなくなった場合にはほかの場所を選ばざるを得ない，その中で面積もやはり若干変わってまいります。５，３００平方メートルを上回らなければならないというものがあるもんですから，その場所を変えて，選定者を変えてですね，ただこの選定者につきましても当初から，当初からといいますか，ほとんどが当初から売りたいという申し出があるものにつきまして，そういう選定をしておりま

すので，その場所を中には選定者を変えたものもありますが，場所とかそういったものが安い個所もありますし，そういったことで，金額も面積も変わってきております。

５番（戸内恭次君）　今の答弁についてはそれはそれでよく分かりませんでしたけれども，またあとでしっかり聞きたいと思います。ところで，昔は南興産業，名瀬プリンスホテルといった敷地があったわけでございますが，その土地についての取得はできたわけですか。

建設部長（平　豊和君）　今，特定をしておりますので，その個々のことについてはここで差し控えさせていただきます。

５番（戸内恭次君）　確かに，場所の特定はしております。ところが，現在の持ち主の名前や金額，そういったことについて私は申し聞いているわけではございません。３．２ヘクタールの中の一部であり，それは既に公表されている地主がいるわけですが，この場では言いませんが，なぜそういう場所が取得されたかどうか，実際に取得するために動いているということは係の方から聞いておりますが，どうですか，答弁できませんか。

建設部長（平　豊和君）　全体，この２９件について，私どもは今，作業を行っている段階であります。個々の先ほども答弁しましたように，交渉にあたっては，そういったものを公表するということで本人と折衝をしているわけじゃありませんので，まだ事業が終わらない段階においては，個々のものについては差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

５番（戸内恭次君）　いわゆる確かにそうなんですが，こういった，いわゆる税金を投入してですね，やることでございますので，その点，もっと公表すべきであろうと，例えばの話です。この会を秘密会にすると，この議会を秘密会議にすると，それでも公表できないのか，そこまで厳重なチェックしなきゃならないことなんでしょうか。

建設部長（平　豊和君）　議員が内容をどこまでお知りになりたいのか，ちょっと分かりませんが，いわゆる我々が公表できるというものについては，議員が一番詳しいと思いますが，法務局でその内容については，買収したものにつきましては，そういった閲覧ができる状況にありますので，そちらを利用していただきたい，今，進行中のものにつきましては，我々はここでは差し控えさせていただきたいというものであります。

５番（戸内恭次君）　私は前にも申し上げましたが，これは議会軽視です。要するに秘密会議にしてでもですね，やっぱり税金の使われ方，こういう予算配分のあり方ですからね，そういったことを知りたいというにもかかわらず，秘密会議でも教えられないという御答弁でございますので，これは議会軽視であるというふうに認識をいたしました。

　それでは，次の質問にまいります。３番目，笠利地区の市有地占有についてでございます。この件について質問申し上げます。どうぞ，御答弁お願いします。

議長（伊東隆吉君）　内容質問，笠利のこれを。何を聞くんですか。中身。

５番（戸内恭次君）　笠利のですね，笠利の市有地をですね，ある方が占有をしていたと。それについてある市民から抗議が来たと。それについてどういう回答，どういう見解を示されるのかということを聞きたいんです。具体的には，プライベートなことにかかわることですから申し上げられません。私が，個人的な。

議長（伊東隆吉君）　ちょっと質問の内容がよく，漠然としているような気がするんですけど。

５番（戸内恭次君）　数回にわたり，私は赴いてですね，きまして話を聞いておりますので，御答弁お願いします。

産業振興部長（赤近善治君）　時間がないようですので，この件につきましては確かに地籍調査をした段階で占有の面積等が確定しておりますので，今後本人と占有の許可，使用料金徴収法について，今，交渉しているところでございますが，もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

５番（戸内恭次君）　ありがとうございました。時間でございますので終わります。

議長（伊東隆吉君）　以上で，無所属戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは，再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

次に，市民クラブの奥　輝人君の発言を許可いたします。

１７番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，こんにちは。市民クラブの奥　輝人です。一般質問の２番目，あらかじめ通告してあります質問を行います。

その前に少々，時間をいただきたいと思います。今年も１２月師走に入り，残すところあと少々となってきました。市民の皆さん，今年はどういう年でありましたか。いい年であったでしょうか。少しばかり今年を振り返ってみたいと思います。まず，農業部門を見ますと，今年は天候に恵まれ，台風の襲撃もなく，干ばつの被害も少なく，サトウキビや園芸作物において昨年に続き，好条件が整った年でありました。サトウキビは夏植えに適当に雨が降り，順調に生育をしています。来年早々からの収穫作業が始まりますが，収量見込み量も３万７，０００トン台であり，２年連続の３万７，０００トン以上であります。豊作となり，農家にとって，また富国製糖にとってもありがたい，喜ばしい年となりそうであります。また，生産牛においては，本年１月から１１月まで年６回競り市を開催し，出荷頭数も合計で８５７頭，昨年度より約７８頭の増であります。これは笠利市場内においてであります。１競り市の頭数も平均１４３頭となっています。生産農家数は，高齢農家の減少はあるものの，大規模経営，そして多頭経営化へ移行し，増頭計画も順調であります。しかしながら，子牛の相場は値下がりに転じ，農家は非常に厳しい経営を強いられています。１１月競りの平均は，雌が２９万４，０００円，去勢が３４万５，０００円となり，平均価格が３２万２，０００円となっています。前年度１１月競りと比較をしてみますと，９万５，０００円安となっています。その要因は，肥育農家の経営が圧迫されているからであります。資料の高騰，枝肉相場の低迷，景気の悪化などの危機感から，肥育農家が導入を控えるようになっているのが子牛相場の低迷へとつながっている。今は農家は我慢のしどきであります。また，タンカンについては，生産農家の奄美ブランド化へ向けて栽培技術の向上や，品質向上の対策に取り組んでおり，来年２月の収穫は裏年でありながら，全体的に量は減少するものの，奄美市全体で約６６０トンを見込んでいるそうであります。今後，大型果樹選果場の建設も見込まれており，さらなる量の確保と品質の確保，更に規格の統一を図り，産地形成に取り組んでいただきたいものと思います。そのような中，今年は原油価格の高騰が続き，ガソリン，軽油が値上がり，それに伴い生産資材や生活物資が上昇するという年になりました。７月に入り，肥料価格や飼料価格が５０パーセントから７０パーセントまで上昇し，その上げ幅はなんなんだ，なんなのと疑問視をする声と不安や心配の声が相次いだ。この事態が長期に渡り続くとなれば，本当に日本の農業，そして奄美の農業，農村が崩壊してしまうとまで言われています。現在は，原油価格が下落に転じ，ガソリン，軽油も１６０円から１５０円に落ちて

いる。しかし，肥料や飼料，農薬等は下降へとは転じていない。今日現在。このままでは農家の所得の低下が一番懸念されています。最近の国外の穀物類やトウモロコシについては豊作であると聞いている。近いうちに，なるべく早い時期に値下がりを期待するものであります。今年の農業は，変動の大きい，ゆとりの少ない年であったように思います。そして，この現状を踏まえて，奄美市単独での奄美市緊急経済対策費が先の臨時会で可決されました。農業部門において，サトウキビや畜産，果樹園芸，部門ごとに補助金が交付されます。農家にとってはこのうえないありがたいうれしい補助であります。生産費，そしてコストを少しでも低減化したいという市当局の熱意と，速やかにそして迅速に対応をしてくれたことに対し，高く評価するものであります。

次に，プレミアム商品券については，奄美の中心商店街の活性化を図る意味から，この事業は市民から親しまれ，また経済効果が大いに発揮されるだろうと思います。主婦にしてみれば少しでも得をしてみたいという気持ちが働くと思います。１冊で５００円，１０冊で５，０００円の得であります。また，抽選券が付属しているともなればなおさらであると思う。名瀬地区の商店街はもちろんのこと，笠利・住用地区の小売り店や飲食店，関連サービス店などもこの勢いを多いに盛り上げてもらいたいと思います。今は，市民へのＰＲや取扱店へのＰＲも徐々に浸透しているようであります。家計の負担，生活費の負担をやわらかくする意味で，多くの市民が商品券を購入し，地元の商店街の活性化につなげてもらいたい，そして好評であれば第２弾，そして第３弾と考えていただきたいと思います。

次に，まち灯り設置事業でございます。通学通路の暗がりに街灯４４基の設置及び３路線の街灯修繕を行う事業であります。笠利地区へは１５か所設置する予定であります。この件については，旧笠利町時代から多くの要望等もあり，また集落座談会等においても要望が出されているなど，早急の対策が必要でありました。町内の暗い通学道路を中心に明るくさせる。そして，中学生や高校生，そしてドライバーの安全確保に努める，また明るいまちづくりに，これも成果と効果が期待できると思います。この事業も高く評価したいと思います。

そのほかに農道の伐採整備や紬の振興，黒糖焼酎の振興，雇用の対策など，奄美市全体のことを考えた事業ばかりで高く評価するものであります。この緊急経済対策事業が短期間の事業であろうと，また今回だけの事業であろうと，市当局が奄美市の現在の経済状況や景気状況を真剣に考え取り組んでいただいたことは，今後へのステップであり，これからもなお一層頑張ってくれよ，という市民へのメッセージのような気がします。財政が厳しい，財政が厳しいとつぶやくばかりでは前には進めないと思います。前に進む手法や手段は考えれば考えるほど，いくらでも案が出てくると思います。これを機会に，奄美市の更なる発展に，市当局，議会，市民が一体となって取り組んでいきたいものであります。それでは，市民にとって来年も今年以上の素晴らしい年になりますように祈念いたしまして，大変長くなりましたが，本題の一般質問に入ります。

１，農業振興。対象用件について，Ａ－５についてであります。サトウキビの品目別経営安定対策は導入されて，今回の収穫，来年１月から４月までで２年目になります。その間において，行政，ＪＡ奄美，農業関連の機関が一体となって，経営安定対策について勉強会，研修会を重ねて，農家への説明会，そして理解を深めてきたとこであります。私の校区においても，節田地区村づくりを母体に，ハーベスタ活性化組合を立ち上げて，周知徹底を図ってきたところであります。現在ではサトウキビ農家すべて，Ａ－１の農家からＡ－５の農家までの対象要件の内容は理解されていると思います。その他の校区においても同様であろうかと思います。さて，そのような中，Ａ－５の特例農家の期限が３年間ということで，今年度が折り返しの年となります。奄美市全体でＡ－５の農家の数と割合についてと，特例機関が切れる２年後のＡ－５の農家のサトウキビへの取組や意識について，伺います。あとの質問からは発言席から行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君）　昨日来，１分前でバタバタ答弁しておりますけれども，今回はゆっくり十

分に答弁をさせていただきたいと思ってます。まず，Ａ－５の関係でありますけれども，奄美市におきますＡ－５に該当する生産者の数と割合でございますが，平成１９年度産で総数５４４人に対し，Ａ－５の方々は１７０名となっております。割合は３０．３パーセントでございます。平成２０年度９月の申請分ですが，総数で５３７人に対しまして，Ａ－５の農家の方々は１４４人，率にしまして２６．８パーセントとなっております。特例期間がもう切れる，２年後には切れますけれども，それについての取組でありますが，Ａ－５の農家のサトウキビの取組につきましては，これまで生産者につきましては，農談会や集落営農組織の勉強などで説明を行ってきたところであります。制度につきましては，理解しておりますが，支援対象要件などにつきましては，難しくて理解しにくいという面を感じたところでありましたので，２０年産の収穫面接申告時から申告書を見ながら個別指導を実施したところ，対象要件の状況について理解をいただいたと考えております。また，Ａ－５の生産者からは，特例期間の切れる２２年度から基幹作業を委託する旨の意向が多く見受けられる状況にあります。

１７番（奥　輝人君）　平成１９年度と平成２０年度だけ比較した場合は，１７０名から１４４名と数が減少されているということで，まだまだこの１４４名をですね，２年後にはゼロにしなければ農家の手取りが後期に受け取られないということになりますので，２年後を見据えてですね，これをもうＡ－５からＡ－４に引き上げるようにですね，自分たちも頑張って行きますけど，市当局もですね，Ａ－５の農家への周知徹底をさらに強化していただければありがたいなと思います。それから，そのＡ－５からＡ－４への繰り上げについてはですね，まず基幹産業の一作業を確実に２分の１にさせれば，それはもう適用されますので，そこらあたりを周知徹底をすれば図られていくものと思います。また，このＡ－５の方々で，今後この要件を飲み込めないという方も多分何名か話も聞いております。そこらあたりもうサトウキビを辞めるのかなという意見も若干名は聞かれていますけれど，そういったサトウキビが辞めてほしくない意味でですね，健康増進のためにもサトウキビを作っていただいて，少しの面積でもいいですので，やっぱり健康のために作っていただけるような指導方法もですね，一緒におりまぜて指導していただきたいとも考えておりますので，よろしくお願いしたいと思います。

それから，２番目に入ります。集落営農の推進についてに入ります。この集落営農についてはですね，節田集落と宇宿地区，または屋仁やら笠利地区のほうでは４校区がですね，この村づくり推進協議会を立ち上げてですね，この集落営農に取り組んでいる状況であります。この集落営農を立ち上げることによってですね，先ほどのＡ－５の農家への周知徹底やら，またいろいろな情報交換とも可能になってきます。しいて言えばこの品目別経営安定対策についてはですね，この村づくりがあったからこそ，こうやって周知の徹底がスムーズにできたものと思います。今回，笠利地区の方では，まだまだあと３校区残っているんですけど，この２年間の間にですね，この村づくりを通じて集落営農の立ち上げができないものか，そこらあたり今，検討されていると思いますけれども，その状況など，ちょっとお示ししていただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　Ａ－５からＡ－４への引き上げにつきましては，議員御提案のとおり２分の１の面積を，基幹委託をすれば，基幹作業をですね，できますので，その付近も私どもとしては指導してまいりたいというふうに思っております。村づくり，または集落営農の状況についてでございますけども，現在，宇宿地区サトウキビ管理組合，節田ハーベスタ活性化組合，屋仁校区サトウキビ管理組合の３組織が設立しております。流動化の推進，組合員の申告や受託作業の調整，組合員への情報の提供などを主体として活動する組織であり，組合員が安心してサトウキビ栽培を行うための，必要不可欠な組織であるというふうに認識しております。今後の取組についてでございますが，現在，平成２１年度設立を目指し，笠利校区で集落営農組織づくりを進めているところでございます。佐仁校区，赤木名校区，手花部校区，緑が丘校区につきましては，校区単位の設立を模索しているところですが，組織の必要性についての認識はありますものの，リーダーの確保など，早急に立ち上げるのは難しい状況となっております。しかし，この西海岸地帯につきましては，奄美市サトウキビ受託組合が主体となって受託

業務を実施している状況にありますので，品目別経営安定対策につきましては，カバーできるものと考えておりますが，今後とも生産者が安心してサトウキビ栽培ができる体制を整えるためにも，校区単位の集落営農組織の設立を目指すとともに，既設組織の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

１７番（奥　輝人君）　ただいまの答弁でおおむね分かりました。リーダーやその代表ですね，そのリーダーや，中心メンバーを確保しなければその他の校区は，この集落営農への取組が厳しいのかなという思いがあります。このリーダーの育成や，あと集落の中心メンバーですね，その方々の研修を，研修やらいろいろその他の校区の事例を勉強させる意味でですね，今後はこのリーダーやらその中心メンバーの育成に取り掛かっていただきたいとも思います。この農業関係についてはですね，各種事業等もあり，まだＪＡ奄美さんやら，またその県の方でもいろいろな協議会やら会合，集落への勉強会とかもいろいろ開催されています。その中にですね，このリーダーやらその代表の方々がですね，赤木名校区とか，あと先ほど言われた手花部校区，あと緑が丘校区ですか，あまり，若干顔が見えないのが，ちょっと気になっているところであるんですけど，その，そういった小規模農家の多いところのリーダーの育成などについてですね，呼びかけ，こういった協議会があるとかそういういろんな集落への村づくりに対する勉強会があるんだよという，呼びかけなどをしてですね，その会合なんかに積極的に参加させて，この育成を図っていただきたいと思います。私たちの節田の方でも，このリーダーとなれば，この結構います。結構いる中でですね，それをまとめるのが一番の苦労するところでもありますので，このリーダーの育成についてはですね，今後更に強化していただき，その他の校区においても取り組んでいただきたいと思います。あと，その集落営農の推進の今後についてですけれども，集落営農を立ち上げた場合はですね，集落校区のいろいろな問題点とか課題点とかが，話し合いの中でいろいろ意見が出てくるのがこの集落営農のいいところでありますので，自分たち何回も，月１回とか２回とか飲み会を交えてですね，一応話し合いとかやっていまして，いろんな意見が出るというのが一番のメリットであり，今後の対策にもつなげていける形ができているのが，この集落営農であります。その他についてですね，その他でもいろいろな区長さんを中心にいろいろやっていると思いますけれど，その集落営農，または村づくりの立ち上げに向けて，なおさら取り組んでいただきたいと思います。これはもう要望しておきたいと思います。

次にですね，大きな３番に入りたいと思います。この農地と水・水土里サークル活動の推進についてであります。この件については，先般も一般質問の中でも取り上げたことがあるんですけど，現在ですね，この奄美群島内においても，この農地と水の事業をですね，導入する集落が今，拡大をしている状況であります。いろいろとこの事業のメリットもたくさんありまして，国からの交付金，国が５０パーセントで県が２５パーセント，市町村が２５パーセントということで，１００パーセント交付金でですね，集落の活性化につなげていただきたいということで，この事業が始まっています。２年前に始まったと思いますけども，節田集落もその中に入っていてですね，今回１年目でありますけれども，いろいろな事業展開をしているところでもあります。その節田地区においてはいろいろ事業を展開して成果も上がってきている状況でありますけれども，笠利地区においてですね，この事業を展開する意味でですね，成果が上がっているのかをちょっと，伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　笠利地区の８地区におきましては，農道の伐採，地域通貨の活用，黒糖体験，生態系の観察など，活動状況は各地区で活発に行われており，需要の目的である地域の農地，水，環境の良好な保全を図ることにより，地域の振興が達せられるというふうに考えているところでございます。

１７番（奥　輝人君）　この事業を活用して，節田や宇宿の方ではですね，則面の崩壊の事業整備をしたり，あと河川の伐採，河川の中の伐採作業など，いろんな方向にこの事業が取り組めるということで，

ほんと喜ばしい事業であることはもう間違いないと思います。それでですね，今後この農村地域でのですね，この事業，まだまだ拡大していく意味でですね，笠利地区だけじゃなく，また名瀬方面やら住用方面の方でも農村部がありますので，そこら辺の普及波及をですね，また進めてもらいたいなという気持ちもあります。農道の未舗装，未農道舗装もまだ結構ありますし，名瀬のほうでも住用のほうでもありますし，いろいろなガタガタ道もまだ多いのが実情でありますので，こういった事業を活用し，導入して活用させていただくことによってですね，集落の皆さんが結いの仕事でですよ，よしこの道路を機軸にしようとか，そういった気持ちが働いてくると思われますので，今後のこの農村地域での復旧拡大について，今どのように取り組みがなされているのかをちょっと伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　現在，奄美市全体では１４地区，この事業を取り入れております。先ほどの笠利地区では８地区，名瀬地区が４地区，住用地区が２地区で行われております。この地域活動を通して，地域の活発な活性化が図られ，今後もこの事業により集落の農村環境整備が図られるものだというふうに考えております。この事業は，１９年度から２３年度の５か年ということでありますけれども，昔の結いの心と申しますか，地域のコミュニティ作りでもかなり各地から要望がありますので，財政的な面もありますけれど，できるだけこの各地区からの要望を受けて頑張ってみたいなというふうに思っております。

１７番（奥　輝人君）　この事業については，５年間という期限が設けられています。先般もですね，太陽が丘の方で喜界島と笠利地区のですね，この事業の説明会と今の現状とかいろいろ問題点とかもいろいろ話し，協議がなされたわけであります。今後の件については，この５年間では５年後はどうするのかというのが，一番の問題があがってきたところであります。まだ延長してほしいという意見が多く，喜界島の方でもですね，この事業を導入して機械のリースやったり，また自分たちで機械を購入したりして，いろいろなのり面の整備をやっているという話しもしていました。今後，この事業をまだまだ延長する意味で，これを盛り上げていかなければまたこの事業も廃止になる可能性もありますので，県への要望としてこの事業の再延長とか，あと集落の確保の数を増加してもらえれば，これから本当の事業が継続，延長できる可能性がありえるという県からの説明もあったので，ここらあたりもですね，一応，奄美市の集落単位でこの事業に対する呼びかけやら，今後の推進について強化をしていただきたいと思います。それで，この３番目については以上で終わりたいと思います。

　あと，４番目のカンキツグリーニング病対策についてであります。このカンキツグリーニング病というのが，平成１６年から１７年ごろからですね，沖縄県の方からこれが感染してきた恐ろしい病気であります。今，奄美本当，そして奄美群島内においてですね，奄美本当内ではまだ確認をされていないと，あと徳之島のほうでは徳之島町が確認されていないという情報が流れていますけれども，このカンキツグリーニング病がこの奄美本島に侵入しないためにも，またこれが感染樹が発覚しないためにも，徹底した防除が，防犯が必要だと思っています。今ですね，農家やですね樹園地でも，このカンキツグリーニング病についてもですね，発生した当初からこれに危機感を持ってですね，侵入を絶対防ぐんだという気持ちで取り組んでいるということも聞いてはいます。それで，今はもう３年，４年分目になってきていますけれども，このカンキツグリーニング病のですね，今，奄美市やら奄美本島内においてですね，その樹園地での取り組みとか，このカンキツグリーニング病に対する農家への周知徹底など現状などを一応伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　カンキツグリーニング病対策についてでありますけれども，奄美群島内では平成１４年で与論町で最初に確認されると同時に，奄美群島カンキツグリーニング病対策協議会を設立し，対策に取り組んでいるところでございます。先ほど議員からも御紹介がありましたが，平成２０年度８月までに大島本島と徳之島町を省くすべてのところで，すべての町村で合計１，３５５本の感染樹が確認されております。本病は治療法がなく，感染樹は伐採処分とし，これまで１，２２７本が処分

され，未伐採感染樹も伐採に向けた要請がなされているのが現状でございます。農家，あるいは樹園地での取組でありますけれども，研修会等での本病気に対する知識向上に備えるとともに，伝播昆虫でありますミカンキジラミの樹園地防除方法を栽培歴に記載し，指導を行っておりますので，適期防除及び適正散布が図られているというふうに考えられております。

１７番（奥　輝人君）　やはり奄美もタンカンの農家もミカンの農家も多いですので，ここらあたりは農家の方はやはり神経を尖らせてですね，防除に努めているということを，部長が言われたように真剣に取り組んでいるんだなということは分かりました。

あとですね，このタンカン農家やらそういった農家の方々の樹園地での取組は今のように徹底されているものと思われますけれども，非農家とか庭先でのミカン類やまたゲッキツにもこのミカンキジラミが寄生してですね，このグリーニング病が発生するという傾向がありますので，そこらあたり非農家へですね，またその庭先での防除についてですね，現在どのようなことがなされているのかを聞きたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　議員御指摘のとおり，非農家や庭先での対応というのが非常に大事ですけども，非農家及び庭先での取組につきましては，本病の啓発用ポスターを配布しまして，カンキツ類が植栽されている市内全域の庭先を対象とした調査を，毎年２回実施いたしておりますが，市民の認知度も非常に高く，スムーズな調査が行われるようになっております。また調査時以外でも，疑わしい樹の情報が寄せられ，個別に確認いたしております。防除につきましては，庭先調査においてミカンキジラミ寄生の有無を確認いたしておりますので，ミカンキジラミの発生が多い地点は，ＪＡ奄美果樹部会等との連絡をとり，連携をとり薬剤防除を行っているところでございます。

１７番（奥　輝人君）　笠利のほうでですね，農家の方からやっぱり自分たち農家の方がこうやってミカンキジラミ等の防除に年２回から３回は防除していますけど，やっぱり庭先でのミカンやらにはまだなんら周知徹底がされていないという話も，今，この前ですかね，聞いたんですけれど，笠利の方ではこの前の駐在委員会の中でも説明があったように，調査はそのミカンキジラミが寄生するゲッキツやらミカンとかの調査はしますからよ，というのは，申し合わせはできています。しかしその後のですね，対応ですね，庭先での防除の仕方がまだ徹底はされていないと，これは一応，庭先でやるには一応，各家庭の許可をえなければならないから，ちょっと問題点があると，まだその防除するときに，スミチオンとかそういった薬剤をまく時にですね，いろいろにおいもあるし，またいろいろ洗濯物もあるし，そしていろんな家庭菜園もあるからそういった農薬散布を控えて欲しいという方々も多くいるということで，ちょっとそこが問題かなというのがありますけど，そこらあたり笠利の庭先での防除の仕方についてですけど，ほんとこれは一斉防除しなければ多分効かないと思いますので，そこらあたりの庭先での防除の仕方，各集落単位でもいいと思いますので，そこらあたり農家と家庭とですね，連携をとらなければこれはなかなかこのミカンキジラミの退治には問題が残るのかなという思いがあります。そういった意味でですね，今後，笠利地区においてですね，一斉防除をするなりですね，この防除の仕方について，今後どのような対策が今，検討されているのか，もしあればちょっと伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　全域での防除方法ということでありますけれども，その前に全区域を調査しておりますので，その樹の状況について御答弁を申し上げたいというふうに思っています。平成１４年度から平成１７年度に，第１期の調査としまして，植栽状況調査と散布調査を実施いたしました結果，これはすべて全世帯の庭先とか空地，空き地も調査しております。４，７３７か所にカンキツ類の植栽状況を確認しております。平成１８年度から平成２０年度にかけての２期調査実績で申しますと，３５日間で１００班，大体１班あたり２名から３名ですけども，を投入しまして，市内全域，４，３１７地点のカンキツ類を調査いたしましたが，感染樹がないことはもとより，ミカンキジラミの確認件数も以

前として比較しておりますので，今のところは大丈夫だというふうに思っております。

１７番（奥　輝人君）　先般の新聞でも報道されていたんですけれども，龍郷町の方がですね，今，乳剤じゃなくて粒剤つぶの方を今，まいているということで新聞にも載っていましたけれど，この粒剤もですね，なんかアクタラ粒剤ということで，アクタラしい名前でありますけれど，このアクタラ粒剤が効果があるということであります。このアクタラ粒剤の普及ですね，スミチオンが先ほど言われたように風に流されたりですね，またにおいがあるということで，また残効の期間がですね２日から３日でもほんと終わってしまいます。このアクタラ粒剤を，粉をですね株元にまくだけでですね，なんらにおいもないしなんら手っ取り早い，また簡単なミカンキジラミの退治法だと聞いています。こういった今後ですね，アクタラ粒剤を使用して，この農薬の配布等にもですね，アクタラ粒剤を周知徹底させるということで，農家への，また庭先への周知徹底も図ってもらいたいと思いますけど，そこらあたりどう思われますかね。

産業振興部長（赤近善治君）　議員御指摘のとおり，スミッチョン乳剤につきましては，他の植物への飛散等で薬害が心配されますので，アクタラ粒剤，この粒剤の方がカンキツ類の中に入って，それを食べたらミカンキジラミが死んでいくと，退治できるということで，やはりそういったこと等を考えますと，御提案のとおり，アクタラ粒剤を広く進めておく方がいいんじゃないかというふうに考えているところであります。

１７番（奥　輝人君）　是非，普及拡大をさせていただきたいと思います。あとですね，害虫のミカンキジラミの数はほんと，減少しているのかどうかですね，現在ですね，平成１４年度から今までトータルで，この防除している中で数は減っているのかを聞きたいと思います。あともう１点がですね，このミカン，タンカン類ミカン類のですね，苗木の移動ですね，持ち込みまた移動など，そこらあたりどう徹底をされているのか，そこまでちょっと伺いたいと思います。移転についてお願いします。

産業振興部長（赤近善治君）　先ほども答弁いたしましたけれども，市内全域，この２期調査で４，３１７支点のカンキツ類を調べましたけれども，その中では感染時がありませんでした。またミカンキジラミの確認件数も以前と比較しますと，減少いたしている状況でございます。苗木の移動等の規制の関係でありますけれども，感染樹確認地域である徳之島以南からのカンキツ類，ゲッキツ等の移動は，国の定める植物防疫法で厳しく制限されておりまして，喜界町からの移動は町条例にて禁止されております。また大島本島においては，空港，名瀬港等に国の植物貿易所の職員と，空港海運関係者の移動制限植物防疫補助員が配置されております。更に，奄美群島カンキツグリーニング病対策協議会に造園業者等の代表者がメンバーとして参加し，官民一体となった取り組みを実施いたしておりますので，厳重な侵入警戒態勢が敷かれているものというふうに考えているところでございます。

１７番（奥　輝人君）　カンキツグリーニング病がですね，この奄美本島内に確認できないようにですね，徹底した侵入防止を徹底していただきたいと思います。次に移りたいと思います。次にですね，アリモドキゾウムシ対策についてであります。このアリモドキゾウムシがですね，急に最近になって被害が拡大しているという情報を聞きました。アリモドキゾウムシ，これは特殊害虫であります。これは昔からもうこの奄美本島内，奄美群島内，どこでもこれは生息されています。このアリモドキゾウムシ，２年前までにはそう被害の拡大は聞かれてなかったんですけど，今年になってですね，ある農家から数名の農家からですね，これが入ってもうイモにアリモドキゾウムシが入って，サシイモになってしまってもう出荷もできない，食べられないという話を聞いています。このアリモドキゾウムシのですね，いま被害が拡大していると思われますけれども，どのような状況でですね，このアリモドキゾウムシ，今，状況になっているのか，その被害の枠拡大の枠など，原因があればですね，ちょっと伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　アリモドキゾウムシ，イモゾウムシ対策の現状でありますけれども，両害虫及び両害虫の寄生する植物は，カンキツグリーニング病と並び，植物防疫法で発生地域からの移動が厳しく制限されております。中でも，経済品目でありますサツマイモは薬剤防除を徹底して栽培したものであっても，国の機関であります無地植物防疫所名瀬支所にて，常熱処理及び検査に合格したもの以外は出荷できないため，根絶が強く望まれております。しかし，奄美群島において広範囲に生息する両害虫は，これまで世界的にも蔓延地域において，根絶した事例がないのが実情でございます。

１７番（奥　輝人君）　部長，アリモドキゾウムシ見たことありますか。写真で。アリの仲間ですよ，アリの仲間。私の母もですね，こういったイモを作っていてですね，アリモドキゾウムシが被害が症状少なかったんですけど，それを料理して食べたらですね，苦いんですよこれ。食べたら苦いわけ。アリモドキゾウムシの被害のあったイモについてはですね，それ大きくなればその被害がイモにまんべんなく入ったらもう食べられなくなります。また，牛にも食べられないという，そういった病気でありますので，今後このアリモドキゾウムシについてはですね，徳之島の方でもですね，このアリモドキゾウムシ根絶に向けた意見書やら国への採択など，奄振事業でどうのこうのというのも立ち上がっているのが現状でありますので，このアリモドキゾウムシの防止対策についてですね，県が今これを不妊虫の放飼ですかね，それを今，喜界島の方で取り扱っているという情報も聞いています。今，喜界島の方もこのアリモドキゾウムシに対する周知徹底を今，図られているような新聞報道等でもかかっていますけれど，この今後の見通しとしてですね，県の不妊虫放飼等の見通し，今後どのようになっていくのか，いつごろに広域で不妊虫放屁などが奄美のほうにですね，また徳之島の方にですね，展開されていくのか，そこらあたり分かりましたらお示しをしていただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　防止対策につきましては，ミバエ類での根絶実績やゾウムシに関する試験成績を基に，両害虫根絶の第１歩としてアリモドキゾウムシを対象とした性フェロモンによる密度抑制，これはフェロモンによりまして雄のゾウムシを集めて，そして一網打尽にやっつけようというような，密度抑制というような方法であります。それと議員からもご説明があったとおり，不妊虫放飼を喜界町にて根絶実証を行っているところであります。生産者への指導でありますが，作付け時にアドバンテージ粒剤，生育時にオンコル粒剤，ガセット粒剤等で防除実施しております。今後，喜界町にて行われております根絶実証が，奄振事業等を活用し，奄美群島広域で行われるよう，県・国に要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

１７番（奥　輝人君）　やっかいなアリモドキゾウムシでありますので，今後，県と国と連携してですね，これが拡大が，被害が食い止められるような方法を今，言われたように不妊虫放飼で，どうにか奄美の方にも持ってきて，これが拡大できない，されないような取組を強化していただきたいとも思いますので，これで終わりたいと思います。一応，次にですね，最後になりますけれども，クロマダラソテツシジミ対策についてであります。このクロマダラソテツシジミについての現状を聞かせてください。

産業振興部長（赤近善治君）　クロマダラソテツシジミは，南アジアに分布し本来，日本には生息せず，メイチョウの飛来も沖縄県が北限とされてきておりました。しかしながら，奄美群島でも２００７年８月に初めて確認され，今年もまた群島の各地で確認されております。鹿児島県の林業試験場によりますと，クロマダラソテツシジミはその幼虫がソテツの新芽を食そうとしているため，春先から夏ごろにかけて本島内でも多くの成虫が確認されておりますが，現在は幼虫及びサナギがソテツに寄生しているのが確認できているということでございます。クロマダラソテツシジミが元来，寒さに弱く，日本の冬の気温では死滅し，越冬できないと考えられておりましたが，奄美群島全域でその幼虫，卵が確認されていることから，現在，追跡調査を行っているということでございました。

１７番（奥　輝人君）　このクロマダラソテツシジミの今後の防除対策についてでありますけれども，今，庭先でとか，笠利で言えばあやまる公園のですね，そこにもソテツの群生があります。また，街路樹でもそのソテツが植栽されていますので，そのソテツシジミがですね，入った場合はこの新芽を食い荒らして，そのゆくゆくはソテツ自体が餓死されるという恐ろしい病気でもありますので，この農家やらあと造園業ですか，あとそういった業者へのですね，防除について，対策についてですね，農薬の防止を，農薬の散布などそこらあたり呼びかけはどのようになっているのか，今後，取組はどのようにしていくのかをちょっと伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　クロマダラソテツシジミの防除につきましては，新しい害虫のためこれまで防除方法に関する資料がなく，また防除に使える農薬も登録されていないことから，ソテツの葉に寄生した幼虫を除去すること，周辺系の被害拡大を防止することが有効であるというふうに考えておりましたけれども，最近になりまして防除剤としてトレボーン乳液，スミチオン乳剤が有効であるということが確認されておりますので，これらの症状について，また啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

１７番（奥　輝人君）　やはりですね，ソテツも今後ですね，起用が見込みますし，あとそのソテツの実でですね，業者さんはそれを出荷して収入を得ているという業者さんもいます。そういった意味で話によりますと，今，言ったトレボーン乳剤とかですね，そういったスミチオン乳剤でも，多分これ薬剤だから一応散布したら，多分その幼虫ですね，多分効くと思います。そこらあたり，被害が拡大しないうちにですよ，できればそのこの新芽が出るのがこの秋口，年間でるんですけど，やはり秋口に防除を徹底することによってですね，越冬されて春には若干は少なくなると思いますので，この防除の時期とかも一応，その業者さんたちにですね，一応パンフレットでも出して周知徹底をさせてですね，このシジミ対策に万全を期していただきたいと思います。今後はですね，ソテツ，先ほど言いましたように，佐仁の方でもそのソテツの群生があります。見事な山あいを見ればですね，ソテツがありますので，そのソテツがですね，黄色くなったり松食い虫じゃないんですけど，そういった被害が拡大しないように，農家やら造園業，またはそういう緑地関係の業者にですね，徹底した防止を周知徹底させていただきたいと思います。以上をもちまして，早くなりましたけれど，一般質問を終わりたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　以上で，市民クラブ　奥　輝人君の一般質問を終結します。

暫時休憩いたします。（午前１１時３８分）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　再開いたします。　（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

日本共産党　崎田信正君の発言を許可いたします。

１６番（崎田信正君）　こんにちは。日本共産党の崎田信正です。まず，最初に市長の政治姿勢について，お伺いをしたいと思います。伺うというか，どのような認識のもとで政治を進めようとされているのか，確認をしておこうということであります。

今年度の施政方針でも示されていることでありますけれども，施政方針ということになればやはり総花的なものでありますから，介護保険制度，あるいは障害者自立支援法，後期高齢者医療制度などというのは，国が法案を示したときから，悪法だということで国民からの批判が沸騰しました。実施前から既に見直し，改善が迫られる状況で，法案そのものの廃止を願う声が今，広く広がっております。小泉政権が推し進めた構造改革路線は，貧困と格差を増大をし，小泉政権の後を受けた，安部，福田の両首相は途中で政権を投げ出す状況となり，その後を受けた麻生首相の迷走ぶり，右往左往ぶりとでもいいましょうか，また政権与党の中からも，冷ややかな声が聞こえております。社会保障費の自然増の毎年

２，２００億円の削減など，国民生活を無視した政治の推進は，更なる貧困と格差を拡大する要因となり，世界の金融不安による景気の後退は，失業者の大量発生につながります。今朝のテレビの報道でも，リストラ派遣社員の大量解雇が大変な社会問題になっているという報道がありました。奄美は遠く離れているから別というわけにはいかないんですね，ここで仕事がないから本土に仕事を求めて行ってるけども，本土で仕事がなければ親元に帰ってこざるをえない，その時の受け皿がまたないということになればもう大変な状況を迎えると思うんです。そういった中で，奄美市の有効求人倍率はわずかに０．３２倍，働きたくても働く場所がないという深刻な状況を迎えております。昨日，三島議員は市民経済のことについてどう認識をしているのかという問いを質問しておりましたけれども，私はその市民経済のもとで市民の暮らしの状況がどんな状況で生活をしているのか，そういったことを市長はどのように認識をされ，どのように対応するのかをお伺いをしたいと思うわけです。

なぜ改めてこういう質問をするのかということですが，やはり私，市長の権限というのは大変大きいと思うんですね。今回の緊急経済対策にしても，国の給付金が年内で間に合わない，年度内にも間に合わないんじゃないかなという心配もするわけですが，そういうことで市長の支持で計画が立案をされて，臨時議会が召集されたものであります。市長の権限の大きさが改めて示されたものということになります。言い換えれば，市長がその気になればもっともっと具体的な市民の暮らしをよくする政策が実行できるということも言えるのではないのかなと，それだけに市長が市民の暮らしをどのように認識をしているのか，本当に爪に火をともすような生活をされている方の実態をどこまで認識をされているのかというのはですね，ここまで庶民の生活が痛めつけられている中で，今の状況ではそれがもっと広がる心配があるわけです。そういった中で市長の認識というのは，この島に住んで，奄美市に住んで，明るい展望が持てるのか，それとももうだめだから本土に出ていかなきゃいけない，そういう思いをさせるのかということまで，今の状況はきているというふうに思いますので，市長の率直な，そして一人一人の市民を思いやる思いというのを是非，聞かせていただきたいと思います。

それでは，次から発言席で行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

市長（平田隆義君）　崎田議員の市民の生活の状況の認識はどうかということです。私の耳に入る状況等を勘案しながら，常に行政運営に携わっていこうということで，努めておるところでございます。以前に比べてと申した方がよろしいんじゃないかと思うんですが，年金者の皆さんの生活ですね，これはよくなったということではなくして，厚生年金や共済年金，その他の年金を需給できる人口は以前よりも占めるパーセンテージは広がったんじゃないかという認識はしております。しかし，まだ国民年金がスタートして間もないころ，年金に対する認識不足から無年金に近い人たちがまだ多く残されている。これは高齢者の話になると思います。それと，一般企業における雇用というか，拡大はなかなか難しい状況にありますが，経済の落ち込みから大変厳しい状況に置かれているということは理解しているつもりです。そういう中で，一方において生活保護世帯は，それなりに対応が進んでおるようでございますから，かねてから指摘しておりますように，生活保護の需給者と，そのぎりぎりいっぱいボーダーラインに近い人たちの生活の乖離，こういったものが今，非常に明確にこれが厳しい時代になれば現れてくるんだなと思います。そういうことなどで，地域の経済をどうするかということであるわけですが，今回の対応というのは，これは一時的なことでありまして，今後どういう具合にこれをするかということになるわけですが，次の奄振事業の延長に向けては農業と観光とＩＴ関連の産業という視点で延長をお願いして，この業界というか産業のてこ入れをしたいということを申しているところですが，これは先の話になるんではないか。ただ，気になることは，もう少しこう農業に目の向くような若い者が現れてもいいんじゃないかなという思いはしてなりません。このことがなんであろうかということは，いろいろと意見も聞かされておるんですが，そうかそれを解決しようとするところに至らないということであります。そういった点などでなんとかして，これからの地域の産業を興していこうということになるわけ

ですが，一番やっぱり手っ取り早いのが紬が盛んになれば，というればの話になっちゃうんですが，これも現状は大変厳しい状況であります。ですから，ほかの方法を模索していかなけりゃならないということだろうと，このように思っております。そういう中では，観光産業などは波及効果，それから波及の波が来るのは早いというか，足が速いということもありますので，そういった点で対応していかなきゃならないということで，取り組んではいるところですが，肝心の航空料金がまた上がるとかいうような話で，なかなかうまくいかないということで苦慮しているところです。議員は市長の権限をということを申し上げましたが，私ととしては権限というよりは責任の重さをむしろ痛感していると，この責任をどう果たすかということが精一杯の状況に今，置かれているという認識もいたしております。そういった点では，今回の対応の仕方についても，プレミアムは２，０００万ぐらいの話で１億の中の２０パーセントですから，あとの８０パーセントの事業が今回推進されているわけですが，引き続いてこのことは国の第２次補正予算が確定しますと，昨日も申し上げましたように，１回目のものは我々は単独事業ということで中心とったんですが，今度の方はもう少し補助事情の方で公共事業を拡大してもらいたいという国の方の意図もあるようですので，そういった点の事業なども取り組んでいきたいと，こう思っているところです。いろいろ議論もあるようですが，もう議論じゃなくて早く議決していただいて実行に移してもらいたいというのが私の本音で，そういう中で今後の地域のいわゆる社会保障制度っていうのはこれまでも，国の方向に国の定められた範囲内に精一杯頑張りますということで参ったわけですが，その分は守るわけなんですが，これからそれに対して新たな対応ができるのかどうか，ということなども考えていかなければならない時期にきたんだなと，こう思っているところです。そういった点では，わずかな期待としては，国の第２次補正予算の国会通過を待って，それに向けて準備をしているということで理解をしていただきたいと，このように思います。依存財源の奄美市でございますから，財源の確保ということが一番の基本であろうと，こう思っておりますので，そういう健全化財政の計画性と同時に地域への即時的な波及効果が生まれる事業をどう選択していくかということではないかと，いうことを認識しております。

１６番（崎田信正君）　私の質問というのはね，市民の暮らしがどういう状況に置かれているのか，市長としてどう認識をされているのかということなんですね。それについて再答弁いりませんが，次からの具体的な議案出してますから，質問出してますからね。というのは，今，市長も言われた生活保護が増えていて，それは生活がそれなりにという言葉ですよね。だけど，生活保護の水準自体が切り下げられているし，老齢加算ななくなる，母子加算は来年から廃止ですよね。それではもうずっと切り下げられているわけですよ。それに対してボーダーラインはいると，そのボーダーラインの方の生活がどういう状況になっているのかという認識をすればね，国保会計の今朝の反対討論で言いましたけれども，特別の事情で保険料を減免すると，保険税は減免するという例は一度もないんですよ。条例ではね，市長が認める特別の事情という言葉があるんですよ。そういう人たちがおるのに市長は特別な事情を認めた例は一度もないというところに，市長がそういう市民の暮らしをどう認識しているのかと，なんとかやっているからいいんじゃないかなという程度の認識であったら困るので，どうなのかなということを聞いたんです。次の質問にも入りますけどね，父子世帯見舞金についても２１年度廃止するというわけでしょ。ほんとにそういった人たちの暮らし向きを見て，そういう判断をしたのかね，この間の答弁の中では合併協でそういうことになったからというだけの話ですから，これはほんとに市民の暮らしは見ていないと，市長はどういった人たちと付き合っているか分からないけれども，私は議員として，市民は本当に大変だと，もう生活もなんとかならないかという人たちの暮らしをいっぱい見てきてます。そういったときに奄美市のそういう福祉の制度というのはあまりにも寂しいんじゃないかなという思いで，改めて市長の見解をお聞きするということで，質問に立ったわけですけども，今のは経済状況です。それは三島議員の時の返事にもありましたし，三島さんももっと緊急経済対策は枠を広げてやると，私もそういう意味ですけれども，それと同時に今の生活に困っている人に，もうちょっとやっぱり手立ては必要だという立場で，質問しているわけですから，その点をきちんと認識していただいて次の質問等もじっく

りと耳を傾けて聞いていただきたい。次の父子世帯見舞金の廃止はやめるべきだということで，施政方針の重みと本市の福祉政策が問われるのではないかというふうに強く質問を出しております。そして父子世帯見舞い金の廃止問題について言うのは，この議会でも再三にわたって取り上げていただきましたね。当局の答弁は必要性は認識してるが，財政状況を見極めながら将来改めて復活というか，導入を検討したいというのが答弁じゃないですか。そして市長はいろんな福祉手当等を勘案しながら，均衡ある対応が原則といういうふうに答弁されたんです。均衡あるということになればですね，父子世帯にはひとり親医療費助成とかね，そういうのはありますけれども，言われるような母子世帯にあるような児童扶養手当の制度がないんです。著しく均衡に問題があるということのは明らかなわけですよ，これ見ても。それで市長の答弁を受けても２１年度廃止するという結論がなぜ出てくるのかというのがどうも解せない。ここで，合併協では一度廃止したものを復活するのはふさわしくないとの判断で廃止を決めているというのも答弁であります。これは明らかに判断が間違っているわけですよ。間違った判断を訂正しないということ自体が罪つくりなわけですよね。私はそう思います。そのことを言っているわけで，施政方針の中でも立派なこと書いてあるわけですよね。そういった施政方針に対しても実際の対応がこれであればですね，施政方針を自らくずかごに捨てるようなものじゃないかなと思うんですが，昨日の三島議員の質問の中では検討してるという言葉がありました。これは将来検討するから，検討するということに変わっているから一歩前進なのかなと思ったりもしますけれども，２１年度廃止するという方針は変えられないんですか。それ答えてください。

福祉事務所長（大井進良君）　質問の父子世帯見舞金の件ですが，合併時に合併協議会の中の結論で２１年度には廃止をするという結論が，その当時そういう結論に至った経緯というものがございます。ただ，現在の状況を経済状況を考えますと，今，笠利町だけにやっている父子世帯見舞金で経済的支援としては少ないだろうと思うんですが，これについては今後，継続をすることも含めて，再度十分検討していきたいということで，お答えをしておきたいと思います。

１６番（崎田信正君）　継続することを含めてということですから，廃止の可能性もあるという含みを残しているわけですよね，今の答弁はね。私は廃止してはならないということで，ほかの市町村の例ですね，考え方もちょっと紹介したいと思います。今年４月から父子家庭福祉手当制度を新設した山梨の例というのが，これは６月議会で紹介をいたしました。そのあとですね，栃木県の鹿沼市のここは児童育成手当というんですが，子育てにやさしいまちづくりの推進に資すると判断して実施をしており，１，７４３万４，０００円の予算で５０人が利用だということですね。これ単純に割ると３４万８，６８０円ですよ。奄美市の場合は２万円ですよ，年間でね。全然違うわけですよ。千葉県野田市の父子家庭と支援手当，これも父子家庭見舞金とよく似たものですが，ここはリストラなどで母子，父子家庭ともに生活が厳しい中，父子家庭に児童扶養手当がないのは児童の健全育成という観点から不合理ではないかとの指摘を踏まえ，実施することにしたということなんですね。全然立場が違う，立場が違うというか対応が違うということを言いたいわけです。今年度の予算は３，４７５万７，０００円で，６月末時点では７４人が受給しているというふうな実績もあります。奄美市の場合は全体でも５０にいかないという試算がありましたね。２万円のまま継続すると１３０万円ぐらいだそうです。年間ですよ。一人当たり２万円ですから。本来は児童扶養手当４万１，２００円ですかね，それに見合った額をというのが全国で広がっている内容なんですが，それと比べても貧弱だけれども，とりあえずある制度を廃止しようということに対して問題が大きい。新しく新設しろと言っているわけじゃないんですね。しかも，額がそのままです。それさえも何回も答弁していて，全国の動きもそういう動きの中でね，今なお継続しますと言えないのが奄美市の姿勢じゃないですか。そういったところに一番最初に市長の政治姿勢を聞いたのは，そういうことでいいんですかということなんですが，市長の見解をもう一度お聞かせください。

市長（平田隆義君）　このことについては，情報もいろいろ承っておりますし，対応を苦慮しているとこ

ろです。ただ廃止という言葉が出たのは，合併協議会の中で話しになりますから，もう３年，４年前の話になっちゃうんですよ。そうなんですよ。ですから，今の状態に照らしてこれは考える必要があるんじゃないかということを検討したらどうかと言っているところなんです。それと，このことがですね，くるまでにはやっぱり児童手当のことなどもありましたし，こういった点がある程度支給が増えてきますと，子どもを持つ家庭の生活という見方も判断を違えないとだめだろうなということと，それからこれがですね，お父さんは割りとこう勤めがはっきりしていて，それなりに収入もあるという人もおられるということでありますので，そういう方を収入がしっかりある方とそうでもない方との対応をどうするかということもまだ解決しなきゃならないだろうという思いはありますから，その辺のところを十分に検討して対応しないといけないんじゃないですか，ということで部長も検討するということを言っているところであります。

１６番（崎田信正君）　お父さんはまだ収入がしっかりしてるというようなことは今，言えないですよ。タクシーの運転手の方なんかでもね，１か月働いてもね，多いわけですから，だからお父さんがどうのこうのじゃなくて，実態を見て，これはもう２１年度継続をすると同時に，名瀬・住用にも広げていくと。金額も年間２万円なんていうみみっちいことは言わないでね，月５，０００円でも年間６万円になるわけですから，そういった対応をしてもらいたい。そして国の方も交付税，自由に使える交付税をね，６，０００億円，１兆円とは別にまた手立てをするとかいう話もありますから，そういったことを考えれば奄美市のとこにも５億，６億ぐらいはまわってくる可能性もあるわけですよ。そういう金額を得たらほんとにもうこんなところで，こういう論議をしないといかんということ自体が，今の奄美市でほんとに大丈夫かなというふうなことを市民にも思わせないようにしないと，今後の運営にも大変ですよ，これ。ということで是非期待したいと思います。応援してくださいよ。あと，在宅酸素患者の電気代補助ということで，これも同じような事例になるわけです。この件についてもこれまでも議会の助成の必要性を訴えてきました。実現はしておりません。今回また取り上げをしたのは，昨今の経済状況がこれまで訴えてきたことよりも更に悪くなっているからということで，これも全国どこでも広がっている事例なんですね。奄美市だけ特別にやれという事例ではありません。在宅酸素療法の患者さんは，呼吸器の慢性的な病気から酸素濃縮機という機械の力を借りなければ生活ができないわけで，経済的に苦労されている方が多い。これまでの生活でも思うように外出もできず，家でひっそりと暮らしている。外出するときは病院に行くときという生活を強いられている方もおられます。正に今，こういった人々に行政が援助の手を差し伸べることこそ，必要だろうというふうに思います。２１年度に是非，予算化をしてもらいたいと思いますが，いかがでしょうか。

福祉事務所長（大井進良君）　在宅酸素患者でございますが，今，奄美市内で大体約６０名ぐらいいらっしゃるだろうと推定しております。この，これについて，電気代が非常にかかりますので，この電気代の補助という話なんですけれども，県内で今，実施しているのは現在，確認ができているのは，鹿児島市のみだというふうに聞いております。ほかのところではまだ制度的に設けられていないんじゃないかと思っております。それと，県・国の補助も現在のところ確認をしましたところ，見込めないということで返事をいただいておりまして，かなり厳しい状況でございます。ただ，こういう方々の生活は大変だということは非常に私どもも理解をしておりますので，先ほどの父子世帯見舞金と同様に今後検討してまいりたいというふうに考えております。

１６番（崎田信正君）　是非，検討してもらいたいと思います。この在宅酸素は慢性呼吸疾患で，こういう必要性が出てくるということになるんですが，身体障害者手帳を持つ場合が多いんですね。これは３級なんですよ。３級になると医療費の払い戻しはだめなんですね，２級か１級だったら医療申請で医療費の払戻しがありますが，３級はその対象外ということですけれども，いろんな自治体調べてみますとね，３級でも特定の疾患を対象にして医療費の払戻しその対象にするというところもかなりあるんです

ね。そういった意味では３級で生活保護を受けている方は別ですけれども，医療費の払戻しの対象に広げるということも一つの救済策かなと思いますので，合わせて検討して頂きたいと思います。あと，高齢者などに火災報知器の設置費を助成できないかということです。消防法で火災報知器の設置が義務付けられましたが，高齢者の方や障害者のおられるご家庭に設置費用を助成する自治体が広がっております。本市ではどういう対応をされているのか，お伺いをしたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君）　火災報知器の件ですが，消防法が改正をされまして，既存の住宅につきましても平成２０年６月１日から２３年５月３１日までに設置義務を，設置義務に関する記述を市町村条例で制定するということになっております。本市の高齢者福祉事業，在宅福祉事業でございますが，この中に奄美市高齢者日常生活用具給付事業というのがございまして，ここに火災報知器，自動消火器等を対象とした事業がございます。おおむね，６５歳以上の低所得者の寝たきり高齢者，一人暮らしの高齢者等が助成対象でございまして，前年の所得状況に応じてでございますが，補助をしております。この事業で現在，７件が設置をしております。今後，この消防法の改正がございましたので，これを受けて利用者が増えるということは予想されますので，この日常生活優遇給付等事業を活用しながら，この中で十分な対応がとれるのではないかなというふうに，現在のところは考えております。

１６番（崎田信正君）　時間が過ぎていきますので，末広・港土地区画整理事業について，何点かお伺いをしたいと思います。笠利・住用と合併をしてもう２年９か月ですね。一体化を促進するためにも，笠利・住用から出られている議員さんにも，同じ奄美市議として認識を一致することは必要だろうと思います。昨日もありましたけれども，３地区の均衡ある発展にも大きく影響するものと思いますので，改めて，そもそも論でお伺いをしたいとおもうんですね。事業中止の結論にいたる条件はないとの，過去の市長答弁は今も変わらないのかということです。これは昨年の１２月議会で，平田議員の，「事業中止の考えはないか」との質問に，多くの皆さんの賛成を得て，この事業を進めているわけでございまして，今の段階で事業を中止しなければならない結論に至るような条件というのは，私のところには届いていないと認識しているという，これは会議録からとったものですが，答弁されております。この認識は，今も変わっていないのか，改めてお伺いをしたい。また，多くの皆さんの賛成を得てということでありますけれども，その人たちの賛成の理由はなんだろうかと，賛成者の方の理由もいろいろあろうかと思いますが，事業推進にいたった代表的なものでも２，３点示していただければと思いますが，よろしくお願いいたします。

建設部長（平　豊和君）　まず，賛成する方々の意見として多いのは，交通規制がかかって入りにくい中心商店街への車の交通アクセスの向上や，狭い道路による歩行者と車のホクソウ交通による危険性の解消，あるいは防災機能の強化，核となる施設の整備，要望などでございます。御承知のとおり，中心市街地の活性化は全国の地方都市においても，最重要課題でありまして，本市においても今まで経済文化の中心的役割を担ってきた，中心市街地の衰退や空洞化は見過ごすことのできない事態でございます。防災や交通都市機能を充実させ，商店街の再編を行うことができる，末広・港土地区画整理事業は，この中心市街地の活性化を図るための基盤作りには必要不可欠な事業と考えております。今年度中は，減価補償による用地先行取得も終了し，換地設計を実施する予定でございます。事業はほぼ順調に進んでおりまして，今後とも推進してまいりたいと考えております。なお，今後，この事業が本格的に稼動すれば，地域の雇用や活性化にも多いに寄与するものと期待するものでございます。

１６番（崎田信正君）　それでですよ，経済状況も大きく変動しているし，当初の目標数値はクリアできるのか，事業は見直すべきだということですが，当初の目標数値というのは実はないような感じなんですが，今，当然これだけの事業計画するわけですから，区画整理事業で土地を並べ替えました。広い道路を通しました。はいどうぞ，というだけの計画ではないというふうに思います。この地域の土地区画

整理事業を計画したという動機が必ずあると思いますが，今，賛成者の人の主な理由は聞いてましたけれども，それだけでは，なかなか，だからこれで活性化するのかという補償にはならないんですね。改めて説明をいただきたいと思うんですが，その時に抽象的な表現ではもちろん事業推進はできないと思います。ゴーサインを出すにはそれだけの裏づけがなくてはならないわけですが，それが費用対効果ということになろうかと思います。客観的に説得力を持つというのは，やはり数字なんですね。３月議会でもお尋ねをしましたけれども，このときは奄美市の指標は，平成１９年度から実施しておりますまちづくり交付金事業による，都市再生整備事業において，来街者数や空き店舗率，あるいはまちづくりの参加者数をあげておりますと，平部長，述べられました。その数字を示されただけなんですね。これは，末広・港土地区画整理事業を推進する合理的な数字とは言えない。更に，その数字が必要とするところは，例えば５年後ぐらいを区切ってということも答弁をされております。そういったことが恐らく数値目標，予測される数値としては適正な数字ではないかというのが，当局の答弁から出ているわけですが，事業完成時の目標数値は持っていないという答弁なんですね。これだけの事業をするのにね，事業完成時，１０年かかるわけですよ。そういったときにどういった状況になっているのか，客観的に納得できるような数値目標もなしに，この事業を進めようとしているのが，今の実態なわけですよ。全国どこでもこういった事業を進めてね，まちづくり失敗したという例はいっぱい聞きますよね。そういった中でもう一度立ち止まって改めて，今の経済状況，人口の減り方，高齢者の増える状況，いろんな政策ですね。国の進める政策のもとで，これがほんとに奄美市のまちづくり，将来的なまちづくりとしてほんとにいいのかという数値を出して，それからいけるということになれば，進めればいいんじゃないかなと思うんですが，そういうことなしにですね，我々も議員の立場でね，もういいですよとは言えないわけですから，我々も納得できるようなものを数字で示していただきたいという思いなんですが，そういったことはできませんか。

建設部長（平　豊和君）　土地区画整理事業に関する数値といたしましては，他の公共事業と同様に，費用対効果を示す，いわゆる（Ｂ／Ｃ）があります。この費用対効果は補助対象である末広・港線を整備する道路事業に対するものであり，時間短縮，交通事故厳守を走行経費減少の３項目を金額に換算して建設維持費を上回るかで判断され，事業決定の条件となるものでございます。末広・港線の（Ｂ／Ｃ）の数値は，２．７であり，国の基準の１．０をクリアして事業採択されております。ハード面の土地区画整理事業における，費用対効果を示す数値はこのようなものでありますが，あえてソフト面の目標数値を上げるとすれば，先の議会でも答弁いたしましたとおり，まちづくり交付金事業における平成１９年度から２３年度までの５か年を第１期とした都市再生整備計画において，来街者数空き店舗率まちづくり活動の参加者数について，目標とする数値を示しております。土地区画整理事業の根本的な目的は，都市機能の基盤整備であり，この末広・港地区は中心商店街への交通アクセスの向上，安全で安心して買い物できる歩行空間の創出，広幅員の道路整備による防災機能の向上などを目指した事業であります。また，賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図るためには，商業施設の再編や，ＡｉＡｉ広場や生涯学習センター等の交流施設用地を確保する必要があり，このためにも区画整理事業は有効な手法と考えております。まちづくりはハード事業だけでなく，ソフト事業も一体となって進めなければなりません。都市再生整備計画に示す第１期の最終年度の平成２３年度には，この目標数値をクリアできるよう，商業者，来街者と一体となって努力してまいりたいと考えております。

１６番（崎田信正君）　１０年後の数値はやっぱり示せないちゅうわけでしょ。どういうまちづくりになっているのか，どこにどういうお店が，仮換地もこれからだということですかこれから具体的になっていくと思いますけどね。そういった中で事業だけが進めていって，結局は思ったとおりならないというような，やってみなけりゃ分からないということになるかも分かりませんが，それをやってみなければ分からないような事業でも，そういう金額じゃないということで，改めてこれはその数値目標，いろんなところで出していただきたいというふうに思います。朝方の，戸内さんの質問に関連してなんですが，区

画整理事業というのは，減歩が一番の特徴なんですね，その事業を推進するなかで。今度は用地先行取得が２６件から２９件，面積も５，３００平米から６，０５０ですか。広がっているわけですから，それはその分減歩率が下がっていることになりませんか。

建設部長（平　豊和君）　その通りでございまして，いま現在平均１０．１パーセントという減歩率が面積要件で５，３００平米でありますが，これを先ほどの６，０５０平米ということで買収がされますと，若干その差の分は全体の区域の中で減歩率が下がるというふうに考えております。

１６番（崎田信正君）　じゃあ，やはりこの事業計画というのは，１０年後事業が完成したときに，どういったまちづくりになっているのかというのがどうも思い描くことができないわけですよね。そういった中で一方では先ほどから言っているようにね，市民の暮らしは本当に底辺だと。今，どうせんといかんというような実態も広がっている中でね，総合的にこの奄美市がどういう方向で発展していくのかというのは，いろんな角度から研究する必要があると思いますので，いましばらく事業は見直してね，凍結して改めて考え直すべきだということを要望しておきたいと思います。次の住宅政策ですが，高齢化社会に対応するまちづくりの一つとして，市営住宅敷地内に来客者用の駐車場が設置できないのかということなんです。これはある，先日ある市営住宅を訪問したときに，住民の方から要望をいただいたものです。外から来る人たちのための駐車場を是非整備してほしいというものですが，市営住宅も高齢化が，住んでる人の高齢化が進んでおります。お年寄りの一人暮らし，あるいは老夫婦で生活をしているという家庭もございます。私は今回の質問は，高齢化社会に対応するまちづくりの一つだというふうに思うわけですね。それは昨今，家族間での暴力事件とか，あるいは悲惨な事件が報道される中で，また訪問者もなく寂しい思いをするお年寄りの方が増えるという，全国的な課題でありますけれども，そんなときに，子供さんとか親戚の方，あとは家族の方もですね，親の顔を見たい，あるいは孫の顔を見せてあげたいと思っても，夜はバスの便もないということで，車で行っても駐車場がないという状況であればですね，ついつい足が遠のいてしまうと，近くには有料の一時扱いの駐車場もないという状況であってですね，心豊かな生活，あるいは潤いのある生活をということを考えても，必要な手立てではないのかなと思いますが，そのところの認識をお聞かせいただきたいと思います。

建設部長（平　豊和君）　現在，奄美市の市営住宅の駐車場整備台数は，住宅戸数２，２８１戸に対しまして，８６６台，約４０パーセントでありまして，駐車場の整備台数が不足している状況にあります。佐大熊地区の一例を挙げて説明をさせていただきますと，同地区には通称上佐大熊住宅と下佐大熊住宅の２か所の団地がございます。両団地を合計いたしますと５９０戸ありますが，住宅の敷地内には２１３台，３６パーセントの駐車場しか整備されておりません。駐車場の利用希望者に比べて収容台数が明らかに不足している状況で，駐車場があてがわれていない入居者は，近隣の民間の駐車場を利用しているのが現状のようでございます。来客用駐車場につきましては，これまでにも整備できないかを検討し，駐車場管理協議会とも競技を行いましたが，管理場の問題や入居者専用の駐車場が足りない等の理由から，現在の形態になった経緯もございます。このような状況から，佐大熊地区に限らず奄美市のほとんどの市営住宅敷地内に，新たに来客用の駐車場をかくほすることは非常に困難だと考えております。来客用としての駐車場の整備の必要性は十分認識いたしておりますが，今すぐ御要望にお答えできないのが現状であり，今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

１６番（崎田信正君）　是非，研究課題として実現できる方向でね，頑張ってもらいたいと思います。次に，社会保障制度について，いきます。国民健康保険制度についてですが，資格証明書の発行はやめること，子供の保険証はただちに発行することということですが，国保の資格証明書というのは，１９９１年の介護保険法の制定時に，国民健康保険法も改悪をされております。保険料の滞納者への資格証明書発行，すなわち保健証の取り上げですが，これが自治体の義務とさせられて，２０００年から施行，

実行されております。今，全国各地で保険証の取り上げが行われており，最悪，不幸なでき事としては，我慢に我慢を重ねてきたけれども，とても我慢しきれないと，病院に受診をしたけれども手遅れで命を落としてしまうという報告も，事例も報告をされているところです。厚生労働省の調査でも，「無保険」の状態にある中学生以下の子供が，全国で３万２，９０３人にのぼるとしております。１１月１日の地元新聞でも奄美群島１２市町村では９月末時点で６５人に達していると，県の調査結果を紹介をしております。奄美市で現在，資格証明書が発行されている世帯数は何世帯なのか，このときは５１９世帯だったと思うんですが，その後若干減っているかも分かりません。子供のいる世帯で資格証明書となっている人数は何人かお伺いをしたい。すぐ採用すべきだと思いますが，どうされるのかあわせて御答弁をお願いします。

市民福祉部長（福山　治君）　現在，奄美市で資格証明書が発行されている世帯数は，１１月末現在で４６８世帯でございます。そのうち，子供のいる世帯は２４世帯で，中学生以下の子供の人数は３７名でございます。その対応といたしましては，世帯主から子供が医療を受ける必要が生じ，医療機関に対する医療費の支払いが困難であるとの相談を受けた場合，緊急的な対応として，短期被保険者証の交付により対応しております。

１６番（崎田信正君）　相談を受けた場合ということですが，すぐに保健証を郵送でも送って発行するという対応はできないですか。

市民福祉部長（福山　治君）　議員も御存知のとおり，本来は資格証明書で対応すべきところを奄美市といたしましては，そういう諸々の状況を勘案して，短期被保険者証を交付しているというところで御理解をいただきたいと思います。

１６番（崎田信正君）　これは，短期被保険者出す時は，子供だけを対象とした保険証なんでしょうか。

市民福祉部長（福山　治君）　そういうことでございます。

１６番（崎田信正君）　資格証明書そのものがね，やっぱり国民皆保険制度から逸脱した制度だというふうに私はずっと言ってきているわけですよね。今回，中学生以下ということですが，１８歳以下としているところもたくさんありますよ。それと，広島とか埼玉市には保健証を返還された世帯はなかったというような努力の結果もあるんですね。滞納者との接触に努め，短期の保険証交付をして相談や説得を続けた結果，全部に保険証がいきわたっているということなんですが，特に広島市は約８，０００世帯に資格証明書を発行してきたけれども，５月末時点で発行数をゼロにしたという先進的なところもありますので，こういったところがなぜこういうことができたのかね，やっぱり先進地の例をしっかり学習，勉強してもらってね，奄美市でもすぐにできるように是非，努力をしていただきたいというふうに思います。とりあえずは，その中学生以下であっても相談くればそこでださないということじゃなくて，短期保険証を出すということになっているということですね。それと，次は保険料の引き上げをやめ，減免制度を充実することということですが，国民健康保険制度というのは，低所得者が多く加入する制度であり，命と健康を守る砦ともいうべきものであります。今，諸物価の高騰などで日々生活が脅かされる状況が続いております。国保税の納入率というのは，前年度若干上回っているものの，８８パーセント台でここ１０年来，改善をされているといえないのが実態です。担当者がいろいろ努力をされていると思います。頑張っているというふうに理解をしたいと思いますが，その頑張りがあっても，能率が伸びない。今，言った資格証明書で罰則規定を，制裁措置を導入してもやはり変わらないんですね。それだけ，国民保健税の負担が大変だということを示していると思うんですが，この状況の中で，これ以上の保険料の値上げなど，考えられない状況であります。減免制度の拡充の必要性は高まっておりますけ

れども，こういった状況をよく分析をされ，多くの自治体で何らかの減免制度が実施をされておりますが，財政が厳しいからとはなから検討しないということではなく，よく調査，研究され２１年度の予算編成で実現するべきではないかと思いますが，御理解を，御見解を示していただきたい。これ，国保税の引き上げ，抑えられないのかどうかも答弁できれば，お願いいたします。

市民福祉部長（福山　治君）　次に保険税の引き上げはしないようにということでございますが，先月，奄美市国民健康保険運営協議会の委員の皆さまに，奄美市国民健康保険の現状を説明し，来年度以降の健全な運営に必要な税率等を含め，御検討をいただいているところでございます。今後は，来年１月中旬までに，再度奄美市国民健康保険運営協議会を開催していただき，平成２１年度以降の税率を含め答申いただいたものを参考にしていきたいと考えております。先ほどの減免制度につきましては，国民健康保険法施行令第１条の３で定められております「災害・盗難等」の事由，及び奄美市国民健康保険税条例により，対応しておりますが，今後も法令や国保会計の状況を勘案し，倒産やリストラによる失業等，個々の事例に対応してまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いしたいと思います。それから，先ほどのその税率を値上げしないでということが考えられないかという件につきましては，これをも含めて運営協議会に，累積赤字を持ってますので，そこら辺の検討をお願いしているということで御理解をいただきたい。

１６番（崎田信正君）　運営協議会にということですが，運営協議会に提案する議案は当局が作るわけでしょ。だから，そういう値上げをしないでもなんとかやっていける案を提示をしないと，出された案でどうしますかと言われても，なかなか本日のところは出てこないと思いますよ。そういった意味で言っているわけですから，そういった案も出してもらいたいと。そして，国の方もね，さっき言ったように地方交付税のあり方とか，６，０００億円の財源を自由に使える財源だということで，出そうという動きもありますから今，慌てて引き上げをするんじゃなくて，１年，２年，そういった動向をみてからやるということも必要だと思います。そういった立場で是非，今の市民の暮らしとか，国保税の値上げしたら今後どうなるとかね，そういったことを考えれば，今は値上げすべきではない時だという英断を持っていただきたいというふうに思います。次，特定検診を実施しての総括ということですが，先に開催された国保運営協議会，ここの資料では，２１年度の国保税の税率改定案が示されました。引き上げになる部分，確かあるんですね。その部分と引き上げになる部分がありますが，国保税の赤字が６億円を超えているという状況で，当然，全体として値上げになる案が示されております。再度，国保運営協議会で議論をされ，３月議会で税率改定案が出されるということに，今の条件になりますけどね，私の思いは出すなということなんですが，それでも第１案では単年度収支が赤字にならないようにと，試算されており，２１年度が５，０６８万１，０００円，２２年度が５，４０１万６，０００円，２３年度は２，９９９万３，０００円，２４年度は３６１万円の黒字計画を第１案では作ってあります。それで，これでいくと累積も２０年度の決算見込みの赤字額は１９年度の６億８，１９１万円から，６億８１９万１，０００円ですね，から赤字が増えてですね，４，５００万円までの赤字が増えて，６億５，４０３万８，０００円を見込んでおりますけれども，平成２４年度は，その税率案でいけば５億１，５７４万円まで，減少する見込みなんですよ。ところが，平成２５年度は単年度で，８，９０６万３，０００円の赤字をまた計上しているんですね。これなんでだということになると，後期高齢者支援金の支出が７億４５８万５，０００円予定しているのに，２５年度からは８億を超える負担増になっているわけですね。これなぜそういうことになるかというと，特定検診が６５パーセントクリアできないという試算を，国保運営協議会で示しているわけです。ですから，この基本検診は特定検診は今年から始まったけれども，これをどう総括してね，今後どうしていくかというのは，ただ検診がどうのこうの言うだけに済まされない重要な問題なんです。それに対してこの総括をどうされての１年目，２年目，３年目にもなってくるわけですが，１年目実施をしてどのように総括をされているのか，お伺いをいたします。

市民福祉部長（福山　治君）　特定検診の総括の前に，先ほど質問の中でその運営協議会で示された案の中で，単年度収支が５，０００万の黒字を見込んでいるという件について，若干の御説明を申し上げますが，その件につきましては非常にこの国保財政の苦しい状況を勘案しまして，苦しい中でありますが，一般会計から毎年５，０００万の繰入れをさせていただくというお願いをするという前提で，この５，０００万というのは赤字の帳消しに回す財源ということで，計上してあるものであります。御理解をいただきたいと思います。それでは，特定検診の総括についてですが，今年度からはじまりました特定検診についての現状を御説明いたします。今年度の国民健康保険の加入者で，４０歳以上７４歳未満の特定検診対象者数は１万１，０５４人で，今年９月末現在，特定検診受診者数は２，３７６人の受診率２１．４パーセントとなっておりますが，この数値は集団検診のみの数値となっており，今年１０月から１２月までに実施される市内医療機関での個別検診を含めると，２５パーセント程度になると推測されます。昨年度までの国保対象者の受診率が１４．７パーセントであり，比較しますと受診率が伸びてはいますが，今年度の特定検診受診率目標値が３０パーセントと設定されていますので，目標値にはいたらないと思われます。また，健診後の結果に基づく特定保健指導については，対象者数が動機づけ支援対象者で３０４人，積極的支援対象者が１０８人となっております。これら対象者には，特定保健指導を促し，グループ化して今年１０月から特定保健指導が実施されております。今後の受診率の目標値は，平成２１年度３５パーセント，平成２２年度４０パーセント，２３年度４５パーセント，特定検診等実施計画の最終年度２４年度が６５パーセントを掲げ，生活習慣病の該当者及び予備軍の減少率１０パーセントを目標としております。当市といたしましては，今年度目標値を達成できる状況ではございませんが，最終年度の６５パーセントの受診率をクリアできるよう，健診方法の検討やＰＲ活動など，市民周知に努め，問題解決を図っていきたいと考えております。以上で御理解をお願いしたい。

１６番（崎田信正君）　これどこの市町村も大変だと思うんですね。永良部はまた成績，立派ですよね。あそこは。よそではね，この受診率を上げるためにここは特定検診費用１，０００円，取ってますけれども，無料にするところもありますので，そういったことも含めて対策を立てていただきたいというふうに思います。もう時間があと１分きりましたから，途中で切られそうですので，まとめたいと思います。特にこの間，感じているのが，朝の戸内議員の発言でね，高齢者を呼び込んでということなんですが，市長も癒しの島ということは宣伝をしていると。高齢者の方が来れればいいわけですけど，これない状況がどこにあるのかといったところを，もっとやっぱり研究せんといかんと思うんですよね。質問予定してた後期高齢者医療制度についてもね，私はこれは廃止をきっぱり求めるべきだというふうに言っているのは，負担が多くて高齢者の方がいっぱい来ると，高齢化人口が増えると保険料は上がる仕組みになっているんですよね。こういうことでは，高齢者はやっぱり呼び込めない。介護保険料もお年寄り。

議長（伊東隆吉君）　以上で，日本共産党崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは，再開いたします。（午後２時４５分）
引き続き一般質問を行います。社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さま，こんにちは。本年も残り２０日あまりを残すだけとなりましたが，いかがお過ごしでしょうか。私は，社会民主党の関　誠之でございます。奄美市が誕生して早くも２年が過ぎ，３年目の予算が執行されております。奄美市の合併について論議，議論する前に，まず国における平成の大合併の政策形成と推進過程を確認しながら，検証したいと思います。国における「平成の大合併」は，今から１７年前の１９９１年の行審革答申で，「地方分権」という名目での自治体再編，市町村合併及び道州制導入施策が開始され，１９９５年に「自主的な市町村の合併を推進」するとのことで，合併特例法の改正が行われたのが始まりと考えられております。更に，橋本内

閣時代の１９９６年に決定された「多国籍企業に選んでもらえる国づくり・地域づくり」を目標にした自民党の「橋本行革ビジョン」に引き継がれてまいりました。また１９９８年の参議院選で，自民党は都市部選挙区で大敗を喫し，参議院で単独過半数を割り込んだことは決定的な要因ではないかと考えられます。すなわち，地方交付税などの財源を市町村合併によって，地方から大都市へ重点移動し，大都市での政治的基盤の「再生」を図ろうとしたことは明らかであります。こうして，１９９９年には地方分権一括法と同時に，地方交付税算定替え期間の延長，合併特例債の創設などを盛り込んだ合併特例法の改正が行われ，２０００年１２月には「市町村合併後の実態数は１，０００を目標にする」という数値目標を取り入れた「行政改革大綱」が閣議決定されました。その後，２００１年４月「構造改革」をスローガンに誕生した小泉内閣は，６月に「骨太の方針」で市町村合併を行えば，「自立した発展と活性化」が促進されるとして，地方交付税の削減と段階補正の見直しにより，交付税に依存している人口小規模自治体に対しては「兵糧攻め」で，一方合併を推進しない市町村には，合併特例債などの優遇措置等，都道府県からの指導など，「アメとムチ」により，無理やり合併へと追い立てていったのが，今回の合併の真相だと考えております。しかし，２００２年秋時点でも政府が期待していたような合併推進状況が実現しないため，更に２００３年から開始された「三位一体の改革」による地方交付税の段階的削減は，合併に拍車をかけました。また，２００４年に旧合併法を改正し，２００５年３月末までに市町村議会で合併を決議し，都道府県に申請したうえで，２００５年度中に合併したものについては，同特例法の適用対象にすると，実質１年間延長したことによって駆け込み合併が相次ぎました。奄美市もこの駆け込み合併となったため，飛び地合併についても合併協議や議論が十分行われたとは言い難く，合併の詳細については「新市において協議する」の項目が多数見受けられました。

このような状況の下，９９年から２００３年までの５年間で，市町村数は３，２３２から３，１３２と１００の減少でしたが，２００４年と２００５年度の２年間においては，１，３１１激減して１，８２１になりましたが，政府が示した目標の１，０００には届いておりません。２００８年４月現在では，１，７８２になっております。鹿児島県では９６市町村，１４市７３町９村から０８年１１月１日現在で４５市町村，１８市２３町４村に半減をしております。

このように，政府が示した数値目標に達しなかったのは，今回の合併が「地方分権」と相反する「合併の推進」という矛盾を抱えながら，政府自民党の政治的な思惑と，国の行政改革の手段として行われ，ただ，「合併すれば地域が活性化する」という情緒的なスローガンに終始し，「昭和の大合併」のように小学校や中学校を建設し運営するだけの市町村を建設しようというような，自治体自身が望む合理的な「合併理由」がなかったのではないかと考えられます。このような認識に立ち「奄美市の合併について，現段階における検証」をすることにより，今後の奄美市の政策課題を明確にし，政策課題を確実に実行して市民が合併の効果が実感できるようにするため，通告に従い順次質問をいたします。

まず第１点目の質問であります。「市長が考える合併してのメリット・デメリットと今後の重点的な施策は何か」をお答えください。次の質問からは発言席より行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君）　それでは，お答えをさせていただきます。合併のメリットとしては，地方分権の進展や権限委譲が進む時代潮流の中で，より広域的な自治体としての機能を備ええる組織体制の確立の見通しが立ったことに加え，合併特例法にもとづく国･県の厚い財政支援が挙げられるかと思います。特に，財政的に規模が拡大をしたことにより合併前には難しかった大型事業を進めることができるようになりました。その具体的な例といたしまして，笠利地区の佐仁小学校改築事業，住用地区の和瀬漁港の環境整備事業，さらには役勝，西仲間地区の簡易水道統合整備事業などがございます。さらに，龍郷町除く北大島が一体となったことにより，昨年度策定した事業実施計画や，財政健全化計画に基づき事業の集中や選択を図り，北大島のネットワークを考慮した事業の推進が可能になったことが挙げられるものと思っております。次に，住民票や戸籍の交付，証明書等の発行などが各支所で受けることができ

るようになり，また合併前一部地区での実施だった事業，サービスが全域で受けられるようになるなど，住民サービス，利便性の向上が図られたことであります。更に，全国的な例として「住民の声が届きにくくなった」「各地区の特色が失われる」などを耳にいたしますが，そのようにならないよう「むらおこし座談会や共同のまちづくり懇談会」，地域協議会の開催等により，市民の意見を聞く機会を多く設けることができ，集落の歴史や文化等などを宝として活用推進するなど，合併の満足度を高める施策を推進していることが挙げられると思っております。デメリットといたしましては，合併だけの理由ではありませんが，旧市町村によってはこれまで受けられていた一部のサービスが合併協議の結果，廃止された事業や行財政改革の中で市職員の数が定年前退職等により減少したことがあげられますが，合併をしなければ更に急激な行財政改革は避けて通れなかったものと認識をいたしております。さて，今後の重点的な施策につきましてでございますけれども，３地区の特色を生かした一次産業の振興，２００９年の皆既日食，国立公園指定からの世界自然遺産登録など国内はもとより国外からも注目される機会を生かした観光の振興，末広・港土地区画整理事業と連動した中心市街地の活性化，本場奄美大島紬や黒糖焼酎などの特産品の振興による商工業の振興を図り，自立した奄美市経済をつくっていくことが重要であると認識をいたしております。

一例ではございますが，市民協働によるまちづくりを軸とした地域力の向上，特に「一集落１ブランド」を活用した集落の活性化や少子高齢化を見据えた地域福祉対策なども重要政策の一つであると考えております。

１４番（関　誠之君）　メリット・デメリットそれぞれ出たと思いますが，そのことについてはあとで総括をしたいと思いますので，２点目の質問をさせていただきます。「奄美市市町村計画における合併の必要性が指摘をされているが，その指摘にどのように対応なされ，どう解決策が図られているか」，具体的には「専門的人材の育成」・「確保や行財政の効率化」，交通基盤の市町村の境界を越えた整備，保育対策や在宅福祉の充実，福祉施設の整備，地方分権における事務事業や組織･機構の見直しについて，企画が把握をしている，いわゆる企画でこれからおそらく総合開発基本計画がでるわけですから，そういったものとの兼ね合いも含めてお答えをいただきたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　それではお答えをさせていただきます。まず，専門的人材の育成についてでございますが，より専門的な知識や高度な技術を持った人材を育て，各支所間における行政サービスの均一化を図るという観点から，専門性の高い研修の事項や職員交流を進めているところでございます。

また，行政運営の効率化という観点から，人件費や事務費，物件費の削減等がございます。職員削減，及び給与等の削減による削減額が，平成１８年度が２億３，３００万円，１９年度が４億８，９００万円となっており，物件費と内部管理経費の見直しによる削減額は，１８年度が３億６，５００万円，１９年度が２億９，９００万円となっております。その他の削減額を含め歳出の見直しによる財政効果額は，１８年度が６億３００万円，１９年度が８億６，４００万円となっております。

また，歳入につきましては，使用料・手数料の見直しや未利用財産の売り払い等により平成１８年度２億９，１００万円，平成１９年度に１億４，１００万円の財政効果が現れております。

窓口サービスの観点から見ますと，戸籍の電算化などは事務処理の効率化による来訪者の待ち時間の短縮など，その導入効果は認識をしておりましたが，旧３市町村においては導入費用の確保などの面から，先送りとなっていた事業でありますが，合併補助金等優遇制度を活用をし，本システムを導入運用しているところでございます。

またこれまで本庁の商工水産課や，住用・笠利の支所の産業振興課で実施をしておりました離島航空割引カードの申請交付業務につきましては，３総合支所ともに住民基本台帳システムとの連動を図る観点から，１階の市民課へ移管したことなども，サービス向上の一つだったと認識をいたしております。

また，保育，子育ての支援の施策につきましては，合併をしたことにより，これまで入所できなかった児童が，同じ市民として入所できるようになったことや，保育方針の統一により，延長保育や３地区

間での保育士の交流も可能となっております。

また，高齢者施設関係事業施策につきましても，同様に高いサービスを受けることや，施設整備にかかることも計画的な推進が図られるものだと考えております。

次に，地方分権の推進から見た合併の必要性として，今後，自立した地方行政を担う政策立案能力が重要となることから，企画部門の充実や専門的人材の育成等が求められ，事務事業や組織・機構等の見直しを行いながら体制作りを進める必要があると述べたとおり，その実現に向け，奄美市行政改革大綱及び集中改革プランを策定し，取り組んでいるところでございます。

次に，広域的な地域整備から見た合併の必要性として，広域的な見地から一体的な施策の展開が可能となるため，公共施設等の設置や利活用が円滑に行われるようになると述べておりますが，合併後，事業実施計画及び財政健全化計画を策定し，地域間のバランスやネットワーク形成を図りながら，効率的に事業を推進しているところです。

広域的な見地から一例を申し上げますと，奄美市の地方卸売市場の整備については，市町村建設計画の中でも位置づけがされており，平成２１年度以降の非公共事業にて，奄美食の彩り交流センターとして要望をしているところでございます。

１４番（関　誠之君）　行財政面，また日常生活圏が広がったこと，少子高齢化，地方分権と，また広域的な地域の整備ということで回答をいただきました。かなりの分野で御尽力を願っているということは理解をいたしましたが，少し具体的に質問をさせていただきたいと思います。

人件費が２億ないし３億ぐらい入っているということでありますけれども，職員の数の減少はどのようになっているのか，先ほど話をいただきました専門職が何名増えたのか，そういったことと，財政面で言いますと，いわゆるデメリット的なことでございますが，交付税の減収がどのように行われておるのか，またその合併算定外による効果がどのぐらいあったのか，そういうことが分かればお示しを頂きたいと思います。

総務部長（福山敏裕君）　一般職員の数についてでございますが，合併時に７３５人，全職員でおりました。職員数でありました。現在は６７５人となっております。

また，専門的人材の育成についてでございますが，より専門的な知識や高度な技術を持った人材を育て，各支所間における行政サービスの均一化を図るという観点から，専門性の高い研修の受講や職員交流を進めているところでございます。

また，一方，職員採用におきましては，資格を要件とします専門職員については年齢要件を緩和するなど，人材確保に努めているところでございます。保健師について，申し上げますと１９年度，２０年度に各１名，管理栄養士及び土木技師を２０年度に各１名採用してございます。

将来的には，多種多様な行政ニーズに即応するため，専門職員の任期付採用等も検討していかなければならないと考えているところでございます。

それと，地方交付税の状況で，合併算定外の効果ということでございました。地方交付税の状況につきましては，普通交付税及び特別交付税の平成１７年度から２０年度までの推移について申し上げますと，普通交付税の交付額が１７年度９９億８，８９６万３，０００円，１８年度１０３億５，３３５万５，０００円，１９年度１０２億９，９５３万円，２０年度が１１１億９，４０５万４，０００円となっております。

また，特別交付税が１７年度９億８，７１２万４，０００円，１８年度に１１億９０３万３，０００円，１９年度か１０億２，３０３万５，０００円，２０年度が９億円となっております。この間の交付額の増減を見ますと，普通交付税におきまして，平成１８年度が対前年比３億６，４３９万２，０００円の増，１９年度が対前年５，３８２万５，０００円の増，すみません，５，０００円の減でございます。２０年度が，対前年８億９，４５２万４，０００円の増となっております。

また，特別交付税におきましては，１８年度が対前年１億２，１９０万９，０００円の増，１９年度

が８，５９９万８，０００円の減，平成２０年度はこれから確定することになっております。合併前の平成１７年度と比較しますと，平成２０年度の普通交付税が１２億５０９万１，０００円，１９年度の特別交付税が３，５９１万１，０００円といずれも増額となっております。

なお，普通交付税の合併算定外よる効果についてでございますが，合併後の３年間の状況を申し上げますと，合併算定外へと新市としての一本算定との比較をした場合に，平成１８年度が１０億９，０９８万５，０００円の増，平成１９年度が１１億１，０５２万４，０００円の増，２０年度が１１億９，８７１万７，０００円の増，合計で３４億２２万６，０００円が合併算定外の効果といえます。

また，合併によります財政支援措置は，種々ございますが，交付税に関して申し上げますと，先ほどの合併算定外以外に，合併補正による増額が３年間で２億６，１００万円，特別交付税における財政支援措置といたしまして，４億３，４１６万８，０００円の特別措置がなされております。地方交付税に対する国の方針等にも，変化が伺える状況ですので，今後も引き続き動向を注視しながら，財源確保に努めてまいりたいと考えております。

１４番（関　誠之君）　交付税の問題については，かなり合併をしたら減っていくんではないかと，しかし新市計画はまた別に，前も議論しましたけれども，かなり多く見積もっておりますけれども，皆さんが申し上げたのは，もう合併をして三位一体の計画をいろんなことを通すと交付税は減るというような形であったけれども，現実的にはそう減ってないというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

議長（伊東隆吉君）　答弁願います。

財政課長（則　敏光君）　現実的に，この合併後の状況を見ていますと，合併したところとしてないところの現実的な交付税の差というのは，あまりないような形で見受けられます。それは現実であろうと思います。特に，この１９年度と２０年度を比較しましても，国の政策と申しますか，地方に対する国の方針が大きく展開しておりますので，その関係で交付税のほうにもかなり大幅な変動が生じておりまして，これは合併直前のシュミレーション等では非常に想定できなかった現象でございます。そういう意味では，確かに合併直前の状況と，合併した場合と，合併しなかった場合の当時のシュミレーションとでは，いまんとこ非常に大きな乖離があるということは言えると思います。

１４番（関　誠之君）　理解をいたしました。前も話しましたけれども，この新市計画のシュミレーションが出ていますから，現実に合わせた財政の計画を是非作っていただきたいと思いますが，その辺についてどうでしょうか。

総務部長（福山敏裕君）　昨年も財政健全化計画と実施計画を発表させていただくところでございます。今年度も現在，取りまとめていますので，取りまとめ次第，また議会からの要請ありましたら，発表させていただきたいと思っております。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございます。時間がございませんので，次に移りたいと思います。３番目の地域課題に対する対応について，市町村計画には８項目ほど出ておりますが，その中で就業機会の少ない生産構造について，若者が働ける場の確保というふうに書いてございますが，この辺について，いまの方策と，どう図られているか。

また高齢化過疎化の振興と人材不足について，これについては一次産業，いわゆる伝統文化，芸能の後継者の不足が生じているようになっておりますけれども，その対応はどのようにしておられるのか。

また人材不足という点では外国人登録者が２００８年の４月現在で１７か国９５名おるようになっておりますけれども，企画のほうに国際交流協会という窓口があると思いますが，そういったところが中心になって外人登録者のネットワーク形成を図って，地域活性化することは考えられないのか。

また情報力の強化については，今，ブロードバンド化によってＩＴのまちづくりということでやっておりますけれども，奄美市の活性化と都市との共生，情報交換ですね，対流の実現で，ＩＴ自治体を目指すことは大変重要なことだと考えておりますが，奄美市の目指すＩＴ自治体とはどのような自治体なのか。

また基盤整備の遅れで市町村間を結ぶ基幹道路，未整備とあるが，具体的にはどのようなところがあるのか。

崎原と龍郷の間に，通称「オーシャンブリッジということで，名瀬市の総合計画に書いてありましたけれども，そこの推進，またはどのようにすれば実現に近づくのか。」そこまでお答えをいただきたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　それでは，お答えをさせていただきたいと思います。

市町村建設計画に挙げております地域の課題に対し，どういう議論，対策がなされているかとの御質問ですが，現在，奄振法延長への取組とともに，奄美群島の自立的発展を目指すため，奄美群島振興開発審議会から主務大臣に意見具申された「農業」，「観光」，「情報通信」の３分野の次期振興計画での採決へ向け，奄美群島広域事務組合と共同して地元意見の取りまとめに鋭意努力をしているところでございます。

これまで，島ごとの検討会を終え，意見具申３分野の取りまとめ後の年内には，懇話会での審議を終了したいと考えております。

次期奄振計画では３分野の到達目標として「雇用創出」を前面に掲げており，議員御指摘の大都市との格差是正や航空運賃問題，情報格差問題等の課題等も議論を幾度となく重ね，２１年度以降の奄振事業で活かされるよう取り組んでいく必要があるものと考えております。そのためにも，奄振法の延長が必要不可欠であります。

また，現在，作業を進めております「総合計画」の策定過程においても，市内の各界各層の代表者をはじめ，市民へのアンケート調査の実施，パブリックコメントの解説など，市民の意見の反映に努め，問題解決に向けた施策が講じられるよう努めているところであります。

それから，国際交流の件につきましては，来年の皆既日食，世界自然遺産登録等，今後，外国人が来島する機会は増えるものと想定をされます。世界に向け奄美を宣伝する好機でもありますので，通訳等として本市居住の外国人の活用は，有用な御提言であると考えておりますので，今後活用策を講じる中で検討してまいりたいと思います。

次に，情報発信体制の確立の件につきましてでございますが，合併に伴い，平成１８年度から着手いたしました地域イントラネット基盤施設整備事業は，公民館，学校，市役所などの公共施設間を超高速公共ネットワークで結び，行政情報システムなど等のシステム構築を行い，地域住民が行政情報を利活用できる基盤整備が促進され，一定の成果が得られたものと考えております。

議員御指摘の情報力の強化につきましては，整備されました情報通信環境の有効活用により，進展著しい高度情報社会に対応していくためには，今後，利用の新たな方向性を示すため，奄美市地域情報化計画の策定に現在，これから取り組んでまいりたいと考えております。

それから，外海離島である奄美群島にとって，陸上，海上，航空路の交流軸の充実は本市のみならず，周辺自治体においても重要な課題であることから，奄振事業等での国費を投じて，計画的に整備を進めてきたところであります。特に，議員御質問のとおり，国道５８号を軸とした陸上交通網の整備については，和光トンネルが開通し，交通事情も格段に改善するなど，効果が発揮されていると評価をいたしておりますが，今後，おがみ山ルートが整備されますと，南部大島との交流軸も更に充実するものと考えております。

旧名瀬市の総合計画の創造プログラムに市街地連携軸の構築として掲げた，崎原，龍郷間の太平洋バイパスにつきましては，国道の補完道路，観光道路の位置づけとして，必要性は感じておりますが，投資効果や財政事情などから計画は進んでおりません。本市としましては，現在，事業実施計画や財政健

全化計画に基づき，事業の集中や選択により，計画的に事業を進めております。３地区の市道等の整備を優先をして参らなければならない段階にあり，早急に実施できない状況でありますことには，御理解をお願いいたしたいと思います。

１４番（関　誠之君）　今の答弁で一つだけお願いをしたいことは，崎原，龍郷のオーシャンハイウェイという言い方を最初しておりましたけれども，奄美の本島で循環道路としてですね，そこだけ切れているわけですよね。戸口とその２キロぐらいの，ですから，やはり道路，私たちの体もそうですけども，動脈というのはやはり循環しなければこの費用対効果というのはかなり落ちるわけですから，そういった意味も含めて，確かに問題点はいろいろ聞いておりますし，調査もしておりますが，是非その先は笠利の我が奄美市でありますから，そういったところも含めてですね，あと飛び地問題ちょっとやろうと思いますけど，是非，今回の総合計画の中に位置づけをやっぱり続けてしてほしいと思いますが，その件について，いかがでしょうか。

市長（平田隆義君）　このことはですね，旧名瀬市と龍郷町で協議を済ませて，そういう構想を作ったわけですが，その時は龍郷町の県代行の仕事でした。県代行は県が中止いたしました。今，構想にということですが，龍郷町がその意志があるかないかが不明確ですので，答弁にできないんじゃないかと，こう思っております。

１４番（関　誠之君）　公式に話したわけじゃありませんが，龍郷町の町長室に行きまして，その件については意見交換をさせていただきました。できうるならば，今，山の国道とつなぐ林道の整備を龍郷はしているようですが，やはりそれをつなぐことによってその道路も活かされるだろうというような町長のお話もありましたので，是非，市長の方で市と町のですね，話をして実現に向かってですね，頑張っていただきたいというふうに要望しておきます。

次に，土地利用のゾーニングについて，簡単でよろしいですからお答えをいただきたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　土地利用のゾーリングについてでございますが，名瀬地区の中心市街地を中心とした，都市核ゾーンにつきましては，防災，交通，住環境機能の強化と商業機能の再生を図りながら，名瀬港マリンタウン計画と連動した海と街とが調和する「みなとまちづくり」の実現を目指しております。

それから，住用・笠利両支所周辺の生活拠点ゾーンにつきましては，上下水道施設設備をはじめとする，生活基盤の整備を進めるほか，笠利地区においては，まちなみ環境整備も進めていくことといたしております。

交流拠点ゾーンでございますが，大浜海岸のタラソ奄美の竜宮や住用地区のマングローブパークや奄美体験交流館，また笠利地区の奄美パークやあやまる観光公園を交流拠点施設として，観光客などへの情報発信の活用に努めており，更に用・打田原集落には地域間交流拠点施設を観光ニーズに対応した体験や交流の場として整備をしたところでございます。

市全域を対象としました自然共生ゾーンとしましては，農業基盤整備等の一次産業の振興策と併せて，奄美の希少な野生動植物の保全や保護を目指し，世界自然遺産登録への意思を内外に示すべく，「世界自然遺産登録推進のための寄附条例」を制定し，機運の醸成を図っているところでございます。

次に，海洋レクリェーションゾーンでございますが，先ほども申し上げました用・打田原集落の地域間交流拠点施設の活用により，新たな体験交流の場を設けるとともに，その他のゾーンとしての連携による新たな周遊体験型観光ルートの創設を図っているところでございます。

これまで申し上げました五つのゾーンを，有機的に機能させる観点からも，それぞれのゾーン及び本市と他地域を結ぶ交流軸の整備は重要であります。特に，都市計画マスタープランに基づいた面的整備や，道路網整備，さらには名瀬港マリンタウン計画に基づく重要考案，名瀬港の整備は本市のみならず，

奄美群島の振興に欠かすことのできない南の連携交流塾の形成として，極めて重要と考えているところでございます。これらのハード整備のほか，従来から取り組んでおります航空路線や航路の維持についても，国や関係各社へ働きかけ，その充実に向けて取り組んでいるところでございます。

１４番（関　誠之君）　今の交流塾の関係で，先ほど申し上げました少し市長の返事を聞いておりませんので，私の主観を述べさせていただきますが，私としてはオーシャンビューハイウェイという名前をつけたいと思っております。南からのいわゆる災害の時の避難道，そして観光の面で非常に景観のいいところでありますから，そういったことがいいではないかと，そしてまた崎原と戸口が結ばれますと，崎原からビックⅡですか，あそこまで１０分もかからないぐらいで行ける日常生活道路としてもできますし，先ほど申し上げました市街地に車を入れないように，そこを通って空港の方に，下の方に行けるというような利点もありますから，是非，そこが開通をすれば，また県道昇格の道も開けてまいりますので，そういった維持管理についても県の方にお任せするとかいうことで，一石何鳥かのものになるんではないかと思いますが，先ほど龍郷の町長と話さなければいけないということでありましたけれども，その辺についての見解を再度お聞きしたいと思います。

市長（平田隆義君）　この道路につきましては，旧名瀬市としての責任は田雲の河口が境界ですから，あそこまで名瀬市の責任を果たしていると，残っているものは龍郷のもので，龍郷の地域のものでありますから龍郷町がやっていただけるようにお願いを申し上げるということしかできないということだろうと認識しておりますので，御理解賜りたいと思います。

１４番（関　誠之君）　よろしくお願い申し上げます。時間が押し迫ってまいりましたんで，少し早く行きたいと思います。

５番目の質問に，「まちづくりの中心となる基本施策について」ということで，ハードの面で総合保健センター，地域産業支援センター，大島紬加工協同組合作業場の整備と，給食センターの整備というふうになっておりますが，計画でよろしいが，どういう計画がなされておるかお示しを願います。

企画部長（塩崎博成君）　それでは，お答えをいたします。まちづくりの中心となる基本施策については，現在，指針としている市町村建設計画では，将来像として「自然・人・文化がともにつくるきょらの郷」を掲げ，その実現に向けて「１．健康で長寿を謳歌するまちづくり」，「２．癒しの観光を核にした産業振興のまちづくり」，「３．自然に囲まれた快適なくらしのまちづくり」，「４．地域の中で教え，学ぶ，教育文化のまちづくり」，「５．計画の実現に向けて」の五つの柱からなる施策の大綱を定めております。その中で，さっき申し上げましたハードの部分についても位置付けをしているわけであります。

この施策体系を参考にし，まちづくりの基本計画となる「奄美市総合計画」の策定へ向け取り組んでいるところでございますけれども，ハード面の施設整備の関係につきましては，関係部長の方に答弁を委ねさせていただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　地域産業支援センターと大島紬締加工共同作業場の御質問であります。現在，本場奄美大島紬を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますけれども，しかしながら今もなお名実ともに我が国を代表とする高級絹織物として高い評価と信頼を維持しております。この御質問の地域産業支援センター整備事業や，大島紬締加工共同作業場の再整備の必要性につきましては，十分認識いたしておりますけれども，今後，財政的な面等々も考慮しながら長期的な計画で検討してまいりたいと，長期的な計画の中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので，御理解をお願いいたします。

教育部長（里中一彦君）　給食センターの整備につきましてです。今年度から，笠利は現在，給食センター方式でやっております。笠利の給食センターにつきましては，老朽化しているということで，建替えの

着手を行っております。今年度，自主設計を行いまして，２１年度に工事を着手し，平成２２年６月に開設の予定で準備を進めております。

また，名瀬住用地区につきましては，現在，自校方式での運用がなされておりますことから，給食センターの設置についての計画検討となっているところでございます。今後，財政状況等と勘案しないがらセンター化に向けた計画を立てていくということになると思います。

市民福祉部長（福山　治君）　保健医療，総合保険センターという件につきましてお答えをいたしたいと思います。この構想は住用地区の保健福祉センターの整備ということで，保健医療の充実を図る目的で，合併以前の旧住用村時代からの懸案事項でございました。しかし，計画提案当時からの財政事情及び人口減等の理由で実現ができなかったものでございます。合併後，新たな施策として，総合支所本体及び住用公民館の老朽化，診療所の手狭さ，そして生涯学習施設や福祉施設，保健センターも含む複合施設として実現できないかということで関係各課と協議をし，模索をしているというところでございます。

１４番（関　誠之君）　給食センターの整備について，今，お答えいただきましたが，米飯給食の朝戸ですか，あそこにありますが，その給食センターとその辺の関連というのはまだ議論になっていないのか，お伺いいたします。

教育部長（里中一彦君）　名瀬地区におきましては，過去に名瀬市の学校給食センター検討委員会が開催をされております。その中で，調理方式ではドライ方式，そしてセンター方式というふうな結果がでております。その後，合併によりまして現在，住用地区の方も自校方式で行っておりますので，笠利につきましては，先ほども申しましたように，昭和４７年から給食センター方式でなされておりますので，これはさっき申し上げましたが，名瀬・住用地区につきましては，一体的な考え方をしなければいけないだろうというふうに考えております。

それで，先ほども申し上げましたのは，どのような方式で，あるいは何箇所で，そして今，おっしゃるように米飯センターとも関連を含めましてですね，再度計画を練り直していく必要があるだろうなというふうに考えているところでございます。

１４番（関　誠之君）　具体的にこの，まだ給食センターの建設計画がいつから始まるとか，その設計がいつから始まるとかっていうのは，まだ決まってないんですか。

教育部長（里中一彦君）　先ほど申し上げましたように，何箇所で，名瀬・住用地区で入れますと，大体６，０００食あまりの給食をまかなっていかなければなりません。従って，そういう方式をどの何箇所で，あるいは１か所で済むのかですね，そういうことも含めまして今後，検討していくということになります。

１４番（関　誠之君）　はい，ありがとうございました。６番目の質問は，同僚議員の質問，国保の税率の問題が平成１９年に統一をされたり，先日，水道のこともありましたので，割愛をさせていただきます。

７番目の質問でありますが，「地域協議会の活動について」です。会の目的と地域協議会の開催回数，今後の開催予定，協議書の第９条により，活動を活発化させる必要があると思いますがいわゆる情報公開，それぞれ情報を共有するという立場で申し上げますけれども，当局の見解はいかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君）　住用，笠利地区の地域自治区に設置いたしました地域協議会は，自治区が所掌する事務や地域や集落が抱える課題などについて，行政とともに考え，市民の意見や提言を行政に反映をさせていくこと，これが大きな役割といたしております。

また地域がどうあるべきか，将来の方向性を示していくことなど，振興計画等について審議するもので，地域自治のよりどころとしても重要な役割を担っていただいております。これまでの経緯を申し上げますと，今年の３月１９日に委員を委嘱をいたし，第１回目の協議会を開催をいたしております。

また，平成２０年度に入りましてからは，５月３０日，９月２日の２回の協議会の開催をいたしております。その議題としましては，地域に関する本年度の事務事業や予算，年間スケジュールなどのほか，施政運営全般に関して御討議をしていただいたところでございます。

次に，住用・笠利地区の活性化を進めるにあたって，地域協議会の機能を活用することは当然かと考えております。御存知の今現在，作業中でございます本市，総合計画の審議会や策定委員会委員としても参画をしていただいており，将来像や今後のまちづくりの方向性を審議するにあたり，活用をさせていただく予定でございます。

１４番（関　誠之君）　この地域協議会というのは，非常に大切な組織じゃないかと理解をしておりますので，時間がございませんから１点だけお願いしときます。皆さんが指名している総合計画の策定の中で，地域自治区についてはその計画を権限の中で，基本構想及び云々に関する事項ということでありますけれども，総合計画の中では協議はされるということになってないように思いますけれども，時間ございませんが，その点はあとでまた聞きにまいりますので，是非，配慮をしていただいて，住民の声を吸い上げるという意味から，この是非，地域協議会をもっと活用していただきたいということをお願いをしておきます。大きな質問主題の最後になりますけれども，この議論を聞いてですね，市長，合併について，議論の段階における市長の総括をお示しいただきたいと思います。

市長（平田隆義君）　多くの部門に渡っての質問がございましたが，合併についてその後のことということで理解しております。今回，飛び地合併ということなどもあり，この奄美市の姿というのが，従来ほとんど都市機能を備えた街であったわけですが，農村部という機能を備えた街に生まれ変わったと，このように認識しております。そういった点では，農村部の活性化をどう図っていくかということが，これからの奄美市の発展に大きな力になるだろうと，併せて，それらの情報，その他の機能の集約化をどうしても市街地には持ってもらわないといけないんじゃないかということで，中心市としての機能の発揮をできるような体制を整えていきたいと，このように考えているところです。今まで，いくつかの質問の中で合併に関わることの内容はあらかた答弁できているんではないかなとこう思います。今年は総合計画を策定しようということで取り組んでいますので，ただいま申し上げたことが十分に総合計画の中に取り入れられて，かねてから申し上げておるように，一体感をどう作り出していくかということにしていきたいと，このように思います。住民が地域に誇りを持ってくれる街，そして人づくりを中心としたまちづくり，またみんなが訪れてよかったなと思えるまちづくり，こういったものを基本におきながら，自然と共生をするまちづくりという４つの理念で，奄美市の将来像を自然と文化が共につくるきょらの島を掲げております。こういった点も十分に配慮しながら，先ほど申し上げましたように，福祉も教育も産業もという大変意気込んだ構想も進めておりますので，御指導と御協力を賜りたいと思います。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。私が考えます今回の合併効果というのは，人的交流の拡大，いわゆる人事交流や市民体育祭のチーム編成など，また人件費の削減，先ほど２億５，９００万円とありましたけれども，合併特例法による基金の造成，これが１８億５，０００万円，合併特例債の発行が１０年間で１４６億３，３６１万５，０００円というようなことは可能になったと。また，繰上償還による地方債の減少１３億９，２８４万円，普通会計ですけれども，などが挙げられると思います。このように合併効果は財政的なことに，今現在は集中をしておると思っております。このことにより，財政問題が解決したということではなく，使えるローンの枠が少し拡大をしたと，財政的危機に至ることの延命措置が図られたと，ぐらいで決して余預金が出てですね，財政運営が楽になったということではないと思いますけれども，何年も申し上げてますように，今回の緊急措置の３億数千万というのは非

常に評価をしておりますから，是非，こういった生活密着の予算を来年度予算に計上していただきたいというふうに思います。私は，今回の奄美市の合併は，先ほど申し上げましたけれども，時間的な余裕がないなどの理由によって，住民投票，住民の声を聞く暇がなく，在任特例によるマンモス議会の出現など，政治的主導で合併の方向を決めた住民不在の合併であったんではないかなという面もありますと。３市町村が望む合併の合理的な利用，いわゆる合併ビジョン，マスタープランのない財政延命的な国・県の指導による駆け込み合併で，言いましたように昭和のように学校を造って全国でやるんだという大意のないものであったのかと思いますので，しかし合併をしたからには住民行政，議会が一体となって知恵を出し合って合併のスケールメントを生かしながら一次産業と観光を軸にして，ＩＴ活用を政策，施策に重点的に予算を配分していただくことをお願い申し上げ，質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君）　以上で社会民主党関誠之君の一般質問を集結いたします。

暫時休憩いたします。（午後３時４５分）

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　再開いたします。（午後４時００分）

引き続き，一般質問を行います。

新奄美　奈良博光君の発言を許可いたします。

８番（奈良博光君）　議長，お願いしたいんですが，９番目を本来ならば，住用地区区長に聞きたいと思ったんですけども，昨日，渡議員の内容と一緒ですので，削除していただいて，８番目の奄美小学校整備について，第１番目に質問をしたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（伊東隆吉君）　分かりました。８を１に字句の訂正をいたします。当局の方もよろしくお願いいたします。

８番（奈良博光君）　議員の皆さん，最後の質問でございますが，少し協力していただきたいと思います。なるべく最後まで質問をしたいと思いますので，よろしく当局におかれましても，答弁のほう，よろしくお願いをしたいと思います。

奄美小学校整備について，６月議会でも質問をしたんですが，プールの整備についてでございます。現在の７コースのままではなかなか難しいということで，市長が答弁をしております。少子化が進む中，やはり安全面から言っても，５コース程度にしてできないものか，第１点目として聞いておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

市長（平田隆義君）　奄美小学校のプールの整備につきましてですが，これまでも苦慮していたものの一つです。私も給食の試食会に行った時に，児童・生徒からプールの改築の陳情を受けておりまして，できるだけ早く取り組まなきゃいけないなと思っていたところですが，何分にも背後の「配田が丘」がですね，県の急傾斜地域指定を受けているということが大きな課題でした。我々は，それを道路を造ることによって山を開削しますので，急傾斜地が解除できると，その時にプールを造ることができるんではないかと，こういう期待もしていたところです。

しかし，今，申し上げたように「国道５８号線のおがみ山バイパス」のトンネル部分は，取付が変更になっておりますので，その分は条件がなくなったわけなんでございます。残ったところでは，この急傾斜地に新たな施設ができるかどうかというのが課題だということになります。

そういった点では議員が指摘されますように，教育委員会においても７コースは無理なので，５コー

スに縮小して造りたいということでありまして，それならほかの地域でも場所が確保できないかということで，検討もさせたんですが，持ってきた計画を見て，私としてそれはゴーが出せるような状況のものじゃなかったということで，なお一層苦慮しているところです。

そういうことで，これからはそのやはり現在地に急傾斜地の近くにプールを造るのには，どのような条件がいるかということなどを県と摺り合わせをして，その場所に造っていきたいと，こう思っているところです。

立地場所，コース等のことについて，多くの皆さんの意見を聞きながら，なんとかして１日も早くプールができ上がるように努めていきたいと，こう思っておりますので，御理解を賜りたいと思います。

８番（奈良博光君）　じゃあ，よろしくお願いしたいと思います。２点目は省きまして，３点目の奄美小学校の校庭の水はけが非常に悪いと，１日雨が降ったら２，３日は利用できないという状況でございます。

それともう一つは，名瀬小学校，また伊津部小学校，大きな学校はほとんどが排水が非常にいいということでですね，まだ奄美小学校だけされてないようでございます。２１年度の予算に向けて，どうにかそういうところまでしていただければありがたいなと思いますが，検討の内容に入れるのかどうか，そこまでお聞かせ願いたいと思います。

教育部長（里中一彦君）　奄美小学校の校庭の整備につきましてでございます。これまでは，学校建替えの際に併せまして，校庭の整備を行っております。水はけの処理につきましては，土中に暗渠パイプ等を設置をしまして，対応するなどの措置が必要でありますけれども，当面，校舎の改築，これはもう市全体のものです。市全体の校舎の改築や耐震化など，緊急性のある事業を優先してまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

８番（奈良博光君）　当面はしないということで理解していいんですか。それとも，近い将来に考えていきましょうと，奄美小学校も校舎を造る必要はありませんから，でしょ。だからそういう内容から言えばしませんよというような答弁に聞こえるんです。ですから，将来には考えて排水工事もやりますよというふうに理解していいですかと，いいですか。よろしくお願いします。

それでは，２番目といたしまして，奄振事業につきましては，私たちの新奄美の要望事項として要望しておりますが，先般，昨日市長が次期奄振延長については間違いないというような答弁でございました。それはそれとしていいと思いますが，奄美市のその奄振の中にかかわる内容というんですかね，そういうのがお分かりでしたら示していただきたいと思いますが，よろしくお願いします。

市長（平田隆義君）　奄振法は年明けての通常国会で採決することになるわけで，日切れ法案ということになっております。ギリギリのところでなんとか議決をいただければとこう思っております。現在，来年度の予算の要望をしておるところでありますので，その予算の中にですね，私たちと直接身近に関係するものが，例の「公設地方卸売市場」，地方青果市場の件が大きな予算として，非公共事業の中に予算の枠をいただいております。担当振興官の話によると，大丈夫じゃなかろうかと，頑張りますからということでしたので，この件については大丈夫だろうと，このように思います。

その他，農業関係のですね，分野においても農道の整備やら，それから県営畑地総合整備事業とか，農業集落排水事業等も含んでおります。それから，国や県の事業でありますが，国道５８号線の改良事業，港湾事業と事業としては盛りだくさんのものがございまして，予算は県を通じた計画にのっとった所要の予算額の確保は大丈夫だろうということであります。そういうことであるわけですが，予算の方はじゃあ確定しましても，日切れ法案で法案が採決にならないと，全部パーになってしまうということになりますので，心配をしていたところですが，先般の農業総合整備事業の陳情の際に，民主党の議員，参議院の皆さんがお集まりいただいて，我々の奄振事業についてどうなっているか聞きたいという

話がございまして，御説明を申し上げる機会をうることができました。皆さんも一度富山興議員連盟で一緒に奄美を訪れて，名刺交換をさせていただいた議員もいらっしゃいまして，みんなで頑張っていこうということでございましたので，参議院でねじれておかしくなるということはないのではないかという期待を持って帰ってきたところです。今後，この議案については，国会議員の先生方に，前回同様，全会一致で採決していただくようにお願いを申し上げていきたいと，こう思っております。よろしくお願いします。

８番（奈良博光君） 今，市長がある程度可能だということで，申していただきましたが，やはり国会というのは非常に今の自民党体制というのは先が見えない状態で，いつ解散になってもおかしくないような状況だと思います。これは，時限立法ということで３月３１日で切れるということでございますが，その国会が延長になったときとか，解散になったときは，どういうふうに変わっていくのか，分かりましたら教えていただきたいと思います。

市長（平田隆義君） 具体的には分かりませんが，解散をするにしても，今，申し上げた日切れ法案というのはたくさんございますから，これはもう一括してバーッとこう項目を挙げて採決をするということになると思いますので，多くの先生方の政党の賛同をいただいている法案でございましたら，大丈夫じゃないかなと，こう思っているところです。

８番（奈良博光君） 了解しました。それでは，３点目に移ります。おがみ山ルートについて，少しお伺いをしたいと思いますが，私は今，古見本通り沿いに住んでおりまして，毎日のようにこの交通関係というのを見ておりますが，最近は和光トンネルが通った時点でですね，ものすごいスムーズに流れて行くんですね。例えば，永田橋の信号２回待ちで大体奄美高校までさーっと流れていきます。ですから，知事も再度検討していただいたんですけども，それでも造るんだと。あれは永田橋からずっとトンネル工事でやっていきますが，これも多分奄振予算に組み込まれていくと思います。奄美予算，奄美のその予算に組み込まれてですね，ほとんどが９割以上が本土の事業者に渡っていくと，そういう無駄な奄振を造るんじゃなくてですね，実際に奄美の皆さんが利用する，先ほど来，費用対効果と言ってましたが，それにかなうような対策ができないかと，そして５０年先，１００年先を見ますと，ほんとに少子高齢化で，そして定住人口というのは，毎年減っていっております。そういう中で，車人口というのも減っていくと思うんですね。ですから，そういうことを考えてみると，今後，その車が通らないトンネルをですね，大きなお金を使って造るべきなのかどうか，そういうところをですね，奄美市としてはどのように考えているのか，少し考えがありましたら教えていただきたいと思います。

市長（平田隆義君） このバイパスを，道路も道路交通網の基本計画を策定しまして議論していただいたところです。主にですね，南からいわゆる住用地区・宇検・瀬戸内の皆さんが港湾に行く道路のスムーズに図ると，もちろん空港に行くということもあるわけですが，図るということ。それから，大和村側から小宿からずっと下方と言われる地域，山すそまで含めてですが，ここの救急体制がやっぱり県病院に直近できるようなという意見などがあって，このルートというのの重要性が指摘されております。そういった点では今度，小浜，佐大熊に救急ヘリポートも造りますので，県病院からの搬出という点では，救急ヘリポートにやはり近い道路になるんじゃないかなと，こう思ったりもしているところです。いずれにしましても，古見本通りの渋滞，車渋滞というのはかなり解消はされたと，私も思っているところですが，車の量ということからして，まずは渋滞の可能性のあるということと，さっき言ったように道路を２本通すということの意義ですね，これらを含めて是非，道路の建設を進めていただきたいと，こうお願いしているところです。

８番（奈良博光君） 市長が言うことも理解できますが，やはり目先のことではなくてですね，やはり我々

も５０年したら生きてないわけですよ。市長が先に死ぬか私が先に死ぬか分かりませんけれども，だけどそういう先まで考えてやはり今，計画を立てるものが必要だということになればですね，本当に奄美の人口は今の半分ぐらいに減るんじゃないかなというような感じもしますし，その時の自動車人口というのは，更に３分の１となっていけばですね，人も通らない，自動車も１０分に，１時間に１台とかですね，そうなっていってしまったら非常にそのトンネルを造るのがもったいなくてですね，私はこう考えたんです。ただ，だいぶ和光トンネルで解消されたなというものがあったもんですから，一度，奄美市としても，やはりちょっとどうかなというのもですね，頭に入れていい方向性を作り出していただきたいと，それとまたそれに変わるもので，いろいろと県がしなければならないところがたくさんあると思います。ですから，そういうところにその予算を向けたらどうかなというふうな一面がありましたので，このおがみ山トンネルのことについてちょっとお伺いをしたということでございますので，その点御理解をしていただきたいと思います。

４点目，末広・港町土地区画整理事業について，伺います。先般，商店街の皆さんとちょと話す機会がありまして，商店街の皆さん，賛成，反対いるでしょう。誰が反対，これが賛成というのは分かりませんが，やはり根底に残っているのは，今，土地区画整理事業だけが先に進んでいましてですね，内容が全く分からないと，どういうように展開していくんだと，どういう活性化した街ができ上がるんだと，そういうビジョンが全く私たちにも説明もないし，それも見えてこないというようなのがですね，根底にあるようです。私は前，質問した時にはですね，ずーっと行政はいろいろと地元の皆さんに説明をし，話し合いをしてきて住民の皆さんに十分理解を受けていると，そういう内容で私，答弁をもらったんですね。そうでしたら，こういう問題が出ないと思います。反対する人も，はっきり反対する，賛成する人もはっきり賛成するというのが，何も見えない中でただ動いているだけだろうと思います。ですから，例えば，区画整理事業は都市計画課でしょう。その大きな活性化を促すための長期ビジョンをね，造るのは商工水産課だと思います。そういう中で，どういうふうにね，今後，今すぐやらなければならないのは地元のその地域の商店街の皆さんに将来，こういう具合に活性化していくんですよというものを是非，見せていただきたいし，そういう話し合いを今からしていただきたいんでする。そうすると自分はこの場所でもう一度やりたいとか，この場所に移してもらってこの場所でもう一度やりたいという，やはりそういう希望が出てくると思います。そういう意味で，今後皆さんの意見を聞いてですね，それをまた行政も勉強していただいて，あちこちのそういう商店街活性化で活性したところを持ってきて，こういうしたほうがいいんじゃないでしょうかという話し合いをですね，是非，していただきたいと，取り組んでいただきたいと思いますが，その点についてどうでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君）　奈良議員の御指摘の通りでございます。末広・港町の区画整理事業につきましては，都市整備課のほうで補償関係，工事関係，いろいろ関係，利害関係者と話をされておるわけですが，商工水産課，産業振興部でやりますけれども，私どもは中心市街地というものを４３ヘクタールになりますけど，その中にいわゆる末広・港の区画整理事業が３．２ヘクタールの面積でやっているということでございます。この中心市街地の活性化をどのようにするかということは，この市の行政サイドだけではできないわけでございまして，御指摘のとおり，私どもはこの住みやすいまち，安心して住めるまち，そういった，もちろん中心市街地の活性化も当然でありますけれども，それを関係各層の皆さん方からお聞きしようということで，現在，中心市街地の活性化協議会準備会を立てております。これは商店街の方，福祉関係の方，建築関係，観光団体，旅行業者，放送事業者，交通運輸団体，それから警察の方等々も入っておりますし，郊外の方も入っております。そういった中で，いろんな人からの意見を聞きながら，この中心市街地の活性化をどうするかということで，取りまとめをしたいというようなことで考えております。そういったことで，過去，この中心市街地活性化協議会準備会としまして，過去２回の会合と１回の勉強会を開催しておりまして，中心市街地の活性化に向けて各分野の委員から御意見をいただき，議論を進めておるところでございます。今後は，各部会に分かれての会合や，関係事業者とのヒヤリングなどを実施しまして，来年度にかけて中心市街地活性化基本計画の素案作成

に取り組む考えでございます。活性化基本計画については，市が一方的に策定作業を進めるのではなく，協議会の場で幅広い御意見を頂きながら，熟度を高める必要があると考えております。商店街の活性化は地域経済にとっても重要課題でございますので，今後も引き続き，商店街の皆さまとの意見交換を進めてまいりたいというふうに考えておりますので，御理解ください。

８番（奈良博光君）　今のように計画的にですね，立てていってみんなに理解をさせることによって，商店街も協力的になるだろうし，そして自分なんかの店もこういう店をしたいんだというのが出てくるんだと思います。今は区画整理ばっかりしてるから，何にも見えてないんです。そして皆さんも中に入っていってどういうふうに造るんだよと，構想図ぐらいはですね，是非，その商店街の何箇所かに作って，こういうまちになりますよということは，やはり説明して挙げるのが僕は行政の役目だと，そして安心して活性化に持っていけるんだよというのをですね，行政が示してはじめてこそ市民は安心するんですから，そういう点では，今，部長が言われたとおり，そういう協議技団体を生かしてまた，これから質問しますが，商工会議所とかそういう方々とも十分話し合って，その安心して活性化できる，また安心して区画整理ができるようにしていただきたいと，毎日議会があるたびごとに，区画整理がどうのこうのだ，ああだこうだというのが出る前に，地域住民にそういうことを知らしめることによって，私はうまくいくと思います。それが足りないがために行政にその分跳ね返ってくるんだと，市長，私はそんなに思っていますので，その点，是非，部課長中心にやるんであればそういうところから，基本的にやっていただきたいと思いますので，この点はお願い，要望にさせていただきたいと思います。

また，先般ですね，商工会議所の会頭はじめ職員の皆さんとも，私たち会合させていただいて，積極的に商工会議所も当局に提言，または意見具申をしながらですね，商店街の皆さんや商店主の皆さんの意見を吸い上げながら，地域活性化のために是非とも自分たちも取り組んでいくと，ですから行政とも肩を並べてですね，いろいろと御相談をしていっていきたいということの話がございました。これから行政はですね，そういう団体を生かした地域づくりというものができるのかどうか，そこのところを少し答弁いただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　ほんとにもう大事なことでございます。先ほども中心市街地の協議会のお話をしましたけども，全国では１２０余りの中心市街地活性化協議会が国の認定を受けております。そのほとんどが商工会議所または商工会が主体となって運営されており，本市におきましても現在，準備段階ですので準備会の現段階では市が事務局を担当しておりますけれども，近いうちに商工会議所に担っていただくよう，商工会議所事務局にも毎回，御参加いただいているところでございます。つきましては，先ほどの御質問との関連もございますが，協議会の場とはまた別に，商業者，商工会議所，ＮＰＯ，市といったメンバーで定期的に意見交換の場を設けて，多くの皆さんから提案課題を議論し，よりコミュニケーションを深めることができるような環境づくりに勤めてまいりたいというふうに考えているところでございますので，御理解ください。

８番（奈良博光君）　議会の中にはですね，向井議員なども行動派の議員もいますし，そういう方々を利用っていうと言葉悪いんですが，積極的に使うということも必要だと思いますので，よろしくお願いしますね。それではですね，商工会議所が５０周年記念として，桜マラソンを計画しているようです。このマラソン計画はですね，トライアスロンの時よりも１０分の１の予算で１０倍以上の効果を挙げるという気持ちで商工会議所は取り組んでいるようですが，その件に関してもですね，一大イベントだと思いますので，行政はどのように考えているのか，協力体制，もしありましたら聞かせてください。

産業振興部長（赤近善治君）　商工会議所の５０周年の記念式典が開催されまして，その時にもまたこの桜マラソンにつきましてもお話がありました。この桜マラソンにつきましては，これとまたあわせまして，中心市街地では桜マラソンの２月１日ですが，桜まつりというのも商工会議所のほうでは計画され

ているようでございます。私どもは今回のプレミアム商品券，これは１割増しがありますが，それプラス抽選券もありますので，その抽選会を２月１日にしようというふうに考えているところでございます。それらのことでまた商工会議所の主催します桜マラソンをサポートしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

８番（奈良博光君）　精力的に行政も外に出て行って，商工会議所も精力的に行政に対して物を申す，そういうものができたら非常にいい話し合いもできるし，またこれからの産業育成にもつながっていくと思いますので，是非，やっていただきたいと思います。それではですね，次に，プレミアム商品券について，市長が英断を下しまして，景気対策として市民の皆さんに還元する意向でですね，この商品券が出て，市民の方も非常に喜んでいるような気がします。これを年次計画的に，更に正月だけではなくてお盆の期間の３か月間くらい，正月３か月，お盆の期間３か月，そういう計画を，年次計画を立てれないものかどうか，聞かせていただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　プレミアム商品券の発行にあたりましては，１人でも多くの市民の皆さまに御利用いただき，地元の中小小売店を中心に，地域経済振興につながるよう取り組んでいるところでございます。今後につきましては，事業終了後に商品券の販売額や，市民の方々の評価などを持って総括する必要があろうかと思いますが，今回はご承知のとおり，本市の財政状況がひっ迫する中でありますけれども，国の緊急経済対策と連動，補助する主旨からあえてという表現が，積極的に実施したところであります。今後の方針としましては，通り会連合会や商工会議所の取組を支援していきたいというふうに考えておりますので，御理解を賜りますようお願いいたします。

８番（奈良博光君）　なぜ年２回かと申しますと，先ほど国保税，一般会計に１億から５，０００万，この間，繰出しております。それぐらいの余裕があるんであればですね，やはりそういう市民の活性化になるんであれば，そういう使い道もあるのではないかと，極端な言い方をすればですね，そう思われるふしもありますので，なるべく地域の住民が希望の持てる，ほんとに奄美市がよくなってよかったなと，そういう活性化に自分たちも参加するんだという希望を少しでも与えるためにはですね，年２回くらい継続して毎年やることによって，そろそろこういう期間がきたとなれば，心もウキウキなりますよ人間というのは。ですから，そういうふうに前向きにですね，是非，検討していただきたいと思います。というのは，先ほども言ったように切り詰めればどうにかこうにかその繰出しができる分，物が出てくると思いますので，市長，そのところはですね，奄美市の代表として是非，活性化を促すためにそういう計画も年次計画を立てていただいて，市民に夢を持たせていただきたいと，このように思いますので，これは市長，要望にしておきますので，どうかよろしくお願いいたします。

次に，公共工事についてお伺いをいたします。毎年度，公共工事が年間国の方で３パーセント減少しておりますが，地方に行くと更にこれが大きくなっていきます。奄美市においても倒産件数が多くなり，そして仕事がないために廃業に追い込まれるという業者がたくさんいると思いますが，そういう中でやはり２１年度は少し日本の全体がこういう不景気の中，奄美市はこれぐらいの景気をつけるためにこれぐらいの予算をつけなければならないと，やはり公共工事というものが一番手っ取り早いというふうに聞いております。

そこでですね，奄美市の２１年度予算の中で，単独事業，景気対策になるような単独事業がありましたら教えていただきたいというのと，多くの業界に，業者に渡るようにいまでも分割して発注はしてると思いますけど，更に効率よい分割の方法がないのかどうか，そこのところを伺いたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　それでは，２１年度の景気対策のための取組について，私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

原油価格に関しましては，落ち着きを取り戻しているとはいえ，米国発の金融不安は食糧価格の高騰

まで，生活物資への影響にいまだ続いている状況にあり，２１年度の景気動向は比例して厳しい状況になるのではないかと懸念を抱いております。まず，このような状況の中で，国の景気対策に対しての取組状況についてまず申し上げますと，一次補正の地域活性化緊急安心実現対策交付金の２６０億円に続き，その２０数倍にあたる地域活性化生活対策臨時交付金６，０００億円を盛り込んだ自民党案を，政府案として採択する２次補正予算案が来年１月上旬開催予定の通常国会に，提案される見通しであるとの情報を確認をいたしております。この地域活性化政策対策臨時交付金は，国庫補助金の補助事業の裏負担や，地方単独事業への充当も可能なようであり，本市におきましても大変使い勝手のよい交付金であると評価できます。平成２１年度の景気対策予算の財源として，期待しているところでございます。今後も国の動向に注目し，本年度と同様，景気浮揚対策等の施策の必要性が生じる場合には，迅速に対応できるよう心がけてまいりたいと考えております。

なお，市単独の景気対策，年間を通じての対応という部分につきましては，さっきの臨時議会で議決いただいた緊急経済対策事業等がございますけれども，こういう事業は通年度ということになりますと，市の負担も相当に上がることが予想されます。

このようなことから，先ほども申し上げました国の６，０００億円の補正の部分につきましては，市長も昨日申し上げておりましたように，１５か月予算という形の位置付けもされるのかなということでございますので，その辺も踏まえながら景気動向に向けての対応を，対応策を講じてまいりたいと考えております。

建設部長（平　豊和君）　分離分割発注に向けてお答えいたします。御指摘のとおり，社会経済情勢の変化に伴い，建設業界を取り巻く環境も大変厳しいものがございます。特に，建設業界においては公共事業費の予算削減による公共事業の発注件数の減少，また景気の低迷等による民間における受注件数の減少による影響などが憂慮されているところでございます。公共工事の分離，分割発注についてでございますが，土木工事においては，道路，橋梁，河川や舗装等をできるだけ分離，分割し発注するように努めております。

また，建築工事にあっては，建築本体と電気や給排水衛生設備のほか，外構，植栽等の分離，分割に努めております。今後においても，可能な限り分離，分割発注に努めてまいりたいと考えております。

８番（奈良博光君）　今，両部長がお話していただきましたが，２１年度予算の中には地域活性化につながる予算というのを十二分に組んであるというふうに理解していいのかですね，それでよろしいんですか。それを聞きたいと思います。

それと，今，建設部長のほうからですね，本体工事，それから電気，給排水，いろいろ植栽とかありましたが，その本体工事の中でですね，サッシ業者の方が非常に苦しい思いをしてるようでございます。というのは，叩くだけ叩いてもう仕入れ値と同じぐらいの値段でそのさせるらしんですね，話をよくよく聞いてみますと。そういうところのちょっとしたことでの改善というのを，などは行政としては今のところできないんですか。それともね，本体の中でもやはり皆さんが行政がある程度設計してはじくわけですから，これ以上のことは落とさないようにとかですね，そういうことができないのかどうか，そこのところもう一度お願いしたいと思います。

建設部長（平　豊和君）　建築工事における分離，分割発注につきましては，先ほども若干触れましたが，杭打ち工事，畳設置工事，電気設備工事，給排水衛生設備工事及び空調設備工事等，建築本体工事から分離しても完成後の責任分担が明確なものについては，できるだけ分離，発注に努めております。

また，公営住宅や学校の校舎のように，横に長く縦割で分割できる建築工事については，分割，発注に努めております。

先ほどのサッシについては建具の部に入るわけですが，その建築工事におきましては，型枠，鉄筋，コンクリート，左官，塗装，内外装工事等のほとんどの工種は，建具も含めてですが，建築本体工事と

して一連の工程の流れで施工されていくものでありまして，これらの工種を分離，発注することは現場での不具合，その対応及び責任所在等の問題が発生する可能性があり，建築工事の品質の確保が困難になることが懸念されることから，本来，建築本体工事に含まれる工種の分離，発注は困難であると思われます。今後とも，分離，分割が可能な工種につきましては，極力，分離，分割発注に努めてまいりたいと考えております。

８番（奈良博光君）　やはり，業者というのは自分たちで営業して仕事を取とってくるわけですから，その仕入れ値ぐらいで持っていかれたんじゃですね，生活はできなくなっていくわけですよ。ですから，そういうところも十分，行政の方は理解していただいて，そういう業界に対しての注意事項とか，いろんなもんでやっていただければなと思いますので，その点お願いをしておきたいと思います。先ほどの２１年度予算の中で，市の単独事業として，景気対策としていろんな予算が組み込まれてるかということに対しては，組み込まれているということで理解していいですかね。

企画部長（塩崎博成君）　２１年度予算につきましても，地域経済への波及効果の大きい事業と，市民生活に密着をした予算の確保を念頭に，予算編成に努めてまいりたいと考えております。

８番（奈良博光君）　了解しました。じゃ，先に進みます。７番目，入札について，ちょっとお伺いをしたいと思います。入札制度が１８年度より変わりまして，予定価格を提示して入札を行う制度に変わりましたが，行政，または業者間のですね，トラブル的なものとか，移行して本当によかったのかどうか，そういうのがですね，分かりましたら示していただきたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）　本市において，建設工事，測量設計コンサル，物品調達，委託業務等を入札の対象としており，御質問のように建設工事の予定価格は事前公表をいたしております。予定価格の公表は，工事などを発注する自治体が競争入札において，工事の内容や建設技術の程度に応じて，適正かつ合理的に定めた発注者側の見積金額でございます。予定価格の事前公表の導入経過につきましては，合併時おける入札事務調整の中で，３市町村異なった扱いをしていたことから，合併に伴い，平成１８年度から一元化し，実施をしているものでございます。予定価格の事前公表のメリットといたしましては，予定価格の漏洩にかかる官製談合の防止，職員への誘発的行為の遮断，入札の透明性の向上などが挙げられます。一方，予定価格が目安となって，競争性が制限されることや，落札価格が高止まりになること，また建設業者の見積もり努力が損なわれる可能性も指摘されており，現在，国や県をはじめ，他の自治体においても予定価格の事前公表制度がされておりますが，申し上げましたデメリットへの対応策として，事後公表への移行も検討をされているようでございます。本市での予定価格の事前公表について，行政，業者間のトラブル等につきましては，発注担当課に確認をいたしましたところ，入札時における，建設業者間のトラブル等は現在のところ，発生はしていないようでございます。従いまして，建設業者間において，予定価格の事前公表制度の目的が，正しく理解されるよう引き続き啓発普及に努めてまいりたいと考えております。

８番（奈良博光君）　はい，分かりました。それでは，２点目として，２０年度は一般競争入札，指名競争入札，両方，どこをやっているのか，おおむね指名競争入札が多いと思いますが，今，全国的に一般競争入札という声がですね，あちこちに上がっておりまして，本市も私が６月に質問したときには，検討していきたいということでございました。全国的に一般競争入札に移行するということは，国・県，そういところからも強い指導があったり，いろいろとそういう早くしなさいとかですね，そういう指示みたいなのがあったり，いろいろと問題を起こしていると思いますが，本市としては今後，方向付けはどのように持っていくのかですね，そろそろ決め時じゃないかなというような感じがします。それについてどういうふうに，行政側として考えているのか，ちょっとお伺いをいたします。

企画部長（塩崎博成君）　一般競争入札や条件付一般競争入札の導入に当たっては，現行の指名競争入札制度のメリット・デメリット性等の検証や議論に期間を要しているのが現状でございます。御承知のように離島における建設工事の地域経済への波及効果はかなりのものがあり，旧３市町村の工事ごとの格付けや金額等は統一を図りましたが，工事箇所や地域への配慮なども重要なことから慎重に取り組む必要があり，十分な議論を要するものと考えております。地元建設業者に配慮した一定の条件下での導入も検討の余地はあるものと考えられます。現在入札手続や契約事務の一元化に向け，新たに奄美市入札制度検討委員会の中に専門委員会を設置をいたしました。その専門委員会の中で現在，協議を進めております。そのような中で，これらの検討委員会での協議等を踏まえまして，今後の方向性に向けて更に検討を加えていきたいと考えております。

８番（奈良博光君）　ですから，国や県からいろいろ圧力とかそういうのはないですか。というのはね，なぜかという，宮崎県を見ますと一般競争入札に移行したところはですね，会社が潰れてるんですよ。ですから，一般競争入札がいいのか，やっぱり行政行政にあったやはりそういう施策を早く自らで決めないと，検討ばっかりしとったんじゃ先に進みません。２１年度からだったらですね，私たちのところは指名競争入札でやっていきますと，そうすると業界も安心するんです。ですから，そういう面で早めに決めていただきたいと要望しておきますので，よろしくお願い。国･県からのそれはなかったですか。

企画部長（塩崎博成君）　入札の関係につきまして，県あるいは国の方からの圧力ということはございません。

８番（奈良博光君）　時間も迫ってまいりましたが，あと４，５点で終わります。特産品について最後に質問させていただきますが，私たちの新奄美の予算要望にも計上して，市長のほうに送っておりますが，平成２１年度予算の中に観光を含め大島紬，黒糖焼酎，亜熱帯果樹の特産品などによる外貨獲得などの振興策はないのか，まず１点目。２点目は紬組合と先般，会合したんですが，その中で要望がありましたので，２点ほどお願いをしておきたいと思います。できるか，できないか。紬組合からの要望ですが，組合の前の名瀬港大橋を紬大橋と解明していただいて，その独特な色づかいをしながらですね。

名所にしていただきたいという要望が１点，今，成人式にはよく皆さん紬を着よう，紬の日だから紬を着ようという話をるる宣伝をされております。しかし，今，最近はですね，還暦が，還暦の祝いを奄美でする方が多いわけですよ。同窓生とかですね。そういう方々が多いもんですから，その還暦にも紬を着ようという，そういう運動を紬組合も精力的に宣伝していきますが，行政も対応してもらえませんかという要望がありました。その点について，どういうようなお考えがあるのか，お示しいただきたいと思います。

そして，４点目が内地なんかで催事をしてもですね，古い紬は全く売れないそうですよ。今，紬組合販売組合で５，０００反以上の紬が山のように積んでいるようです。それはいつくらですね，持っていってもなかなか売れませんと。だから，私はですね，そういうものであれば地元の人に半額セールしたらどうでしょうかと，５０パーセント引きの地元の催事をしてみたらどうかと，もう３０年前の紬をですね，半値でも普通は買いませんよ。時代がもう全然違うわけですから。ですからそういう意味でですね，地元でそういう催事を半額セール，半額セールでね，地元催事はできないか，普通の催事はやっているようです。そういうのでは見向きもしないと思いますね。ですから，そういう思い切ったものを地元でできないのかどうか，そこをその４点を伺ってみたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　まず，行政と業界との共同しての産業振興計画ということでありますけれども，議員御承知のとおり，昭和３８年から平成１９年度までに本場奄美大島紬と観光物産展を，３８都道府県で延べ１３１回開催いたしております。今年度につきましては，本場奄美大島紬関連催事を７

回，１回はそれ実施をしております。黒糖焼酎を含めた観光物産展を２回を予定しております。その中で４回は今回の緊急経済対策の中でお願いをしたものでございます。来年度以降につきましても外貨獲得のため，同様の催事を継続的に開催していきたいというふうに考えているところでございます。

次に，紬組合の近くの橋を紬大橋として改名し独特の色づかいで目立つようにしてほしいということでありますけれども，この橋は「名瀬港大橋」というのが正式な名称であり，平成３年３月に完成したところでございます。橋を管理しております大島支庁建設部建設課に問い合わせしましたところ，橋の名称については名瀬港にかかる橋であることなど，地理的条件等を考慮して名づけたものでありますと，また建設から既に１８年間経過しておりまして，地域に名前が定着していることなどから，難しいということでした。遠くから目立つのもＰＲの一つではございますけれども，近くでじっくり拝見いたしますと，機織りや泥染め等のデザインと色合いが調和して，ほんとに，ほんとの意味での「紬の大橋」だと，紬大橋だと感じられます。改名につきましては難しい面もございますので，紬業界の皆さん方が「紬大橋」と愛称して，愛称で広めていくことも一つの方法ではないかというふうに考えております。

次に，還暦の方への紬着用ですが，これは私も個人的には大賛成でございます。私どもは毎月１５日を「すきすき紬デー」と定めまして，各種イベントを開催し，紬に愛着を持って呼びかけを行っております。１月５日を「紬の日」と制定しまして，同日行われます成人式での紬の着用についても推進をしているところでございます。確かに還暦をお迎えの方々につきましては，全部が全部じゃありませんが，時間的にも金銭的にも余裕が持たれている年齢層だと考えます。成人式を大人への一歩，「還暦」は次へのステップととらえて紬着用推進運動の方法につきまして，今後「すきすき紬デー実行委員会」等で積極的に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に，地元での催事をやるべきではないかという御意見でございますが，このことにつきましては，議員から在庫品のことについての御意見でありまして，それを地元で半額できないかということでありますが，これにつきましては私どもがこれにつきまして，値段等についてディスカウントでやるというようなことは申し上げられませんので，御理解をよろしくお願いを，すいませんが御理解をお願いいたします。

８番（奈良博光君）　いや，大体ね，地元の値段というのはわかっているわけですよ。相場が決まってるんです。その１０万円だった紬が５万円でかえるんであれば，地元限定として販売してもいいんじゃないかと，地元の人が織った織物だから，それぐらいのね，配慮ぐらい紬組合，販売組合と話し合って３０年にいっぺんですがね。そういうイベントを奄美市で組んでいいんじゃないかと，尻ごみするんじゃなくてですね，精力的に自分からおいこうしようよああしようというぐらいの産振部長でなければ産業振興にはならないと思いますので，気を強く持って部長，お願いをしたいと思います。

それでね，先ほどの還暦に向けては，その同窓会，毎年，大島高校や北高もあれば，奄高もあれば工業もあります。そういう方々や小中の流れの方もありますので，やはりそういう方々にいったん紬を着せることによって，また内地に住んでいる人がそういう宣伝もしてくれるだろうし，そういう意味では宣伝効果が大きいんじゃないかというその紬組合の要望でございますので，やはり真剣に考えていただいて，地元催事もしかり，そういう大胆なことをやらない限りは私は産業振興としては伸びる道はないと思います。それぐらい厳しいその産振部長としては対応をしていただければ，今後の奄美市の特産品並びに大島紬などの振興については大きな夢が持てると思いますので，是非，取り組んでいただいて私の一般質問を終わります。

議長（伊東隆吉君）　以上で，新奄美　奈良博光君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

１２月８日月曜日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時５９分）

第 4 回 定 例 会

平成 20 年 12 月 8 日

（第４日目）

12月8日（4日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　師玉　敏代　君	2番　多田　義一　君
3番　橋口　和仁　君	4番　蘇　嘉瑞人　君
5番　戸内　恭次　君	6番　平田　勝三　君
7番　向井　俊夫　君	8番　奈良　博光　君
9番　朝木　一昭　君	10番　竹山　耕平　君
11番　伊東　隆吉　君	12番　里　秀和　君
13番　泉　伸之　君	14番　関　誠之　君
15番　三島　照　君	16番　崎田　信正　君
17番　奥　輝人　君	18番　平川　久嘉　君
19番　渡　京一郎　君	20番　竹田　光一　君
21番　栄　勝正　君	22番　世門　光　君
23番　平　敬司　君	24番　大迫　勝史　君
25番　与　勝広　君	26番　叶　幸与　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　平田　隆義　君	副市長　濵田　龍太郎　君
教育長　徳永　昭雄　君	住用町地域自治区事務所長　高野　匡雄　君
笠利町地域自治区事務所長　諏訪　東　君	総務部長　福山　敏裕　君
総務課長　川口　智範　君	財政課長　則　敏光　君
企画部長　塩崎　博成　君	企画調整課長　瀬木　孝弘　君
市民福祉部長　福山　治　君	環境対策課長　徳田　照久　君
福祉事務所長　大井　進良　君	福祉政策課長　桜田　秀勝　君
産業振興部長　赤近　善治　君	商工水産課長　前里　佐喜二郎　君

12月8日（4日目）

紬観光課長	日高　達明　君	農林振興課長	小浜　忠弘　君
農林振興課参事	熊本　三夫　君	紬観光課参事	重久　春光　君
建設部長	平　豊和　君	土木課長	東　正英　君
水環境課長	川上　一弥　君	企画調整課参事	納　保敏　君
農林振興課補佐	山下　文次　君	会計管理者	田畑　米利　君
教育部長	里中　一彦　君	学校教育課長	折田　浩仁　君
生涯学習課長	圓　順次　君	文化課長	中山　清美　君
地域教育課長	中尾　豊和　君	生涯学習課参事	山名　純二　君
代表監査委員	久野　勝彌　君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	松田　秀樹　君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑　實忠　君
議事係長	森　尚宣　君	議事係主事	重田　俊彦　君

議長（伊東隆吉君）　皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。

会議は成立いたしました。

これから．本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は一般質問であります。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程に入ります。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に公明党　叶　幸与君の発言を許可いたします。

２６番（叶　幸与君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。公明党の叶　幸与です。

一年の過ぎるのは早いもので，早１２月８日，年の瀬もあと２０日余りとなりました。この癒しの島奄美でものんびりと過ごしたあの昔の原風景は，もう戻ってはこないのでしょうか。世の中が便利になればなるほど１分１秒刻みのせわしい時間に追われ，安まることの許されない現実が押し寄せてくる毎日で，あっという間にまた一つ歳を重ねる侘びしさだけが募る今日この頃であります。

世間を見渡せばアメリカ発世界的な経済不況が押し寄せてくる中で，リストラ，倒産，自殺，いじめ，誘拐，殺人，振り込め詐欺，などなど何と悪いニュースばかりが横行する中で，先月心温まる希望に満ちたニュースが飛び込んでまいりました。それはＮＰＯ法人，青少年支援センターゆずり葉の郷の社会貢献賞と内閣府賞のダブル受賞の報道であります。受賞の理由は，２７年間にわたり非行少年，不登校児童生徒やその家族への相談活動，支援活動に取り組み，多くの子どもたちを自立，更生，復学をさせており，少年警護隊の防犯パトロールやボランティア活動で地域の安全・安心に貢献していることが評価されたのものであります。全国１５６件の中で，この奄美市から受賞されたことは奄美市としても大いに喜ばしい限りであり，ゆずり葉の郷の子どもたちにおめでとうとエールを送りたいと思います。

さて，それでは通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず，産業経済について，緊急保証制度についてでございます。

景気の悪化が深刻化する中，中小企業が窮地に立たされております。原油などの原材料高騰や米国発の金融危機で資金繰りが厳しく，倒産件数も増加傾向にあります。こうした中，自民，公明の政府与党は年末の高い資金需要を踏まえ，中小企業の資金繰り支援に全力を挙げて，去る１０月３１日から中小零細企業向けの緊急保証制度がスタートいたしましたが，どのような制度なのか。また，申込みにあたって市の認定が必要であるとのことであるが，現在何件の申込みがあり，市の対応はどのようになっているのか，制度の仕組み，流れ等についてお伺いをいたします。

次の質問からは発言席からいたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君）　おはようございます。緊急保証制度についてのお尋ねでありますけれども，緊急保証制度は議員御指摘のとおり，１０月３１日からスタートいたしておりまして，平成２２年３月３１日までの時限措置となっております。これまでのセーフティネット保証制度に新たに原材料価格高騰対策等緊急保証といたしまして，特定中小企業者５号，不況業種を対象に，中小企業の資金繰りを応援するための制度でございます。

内容といたしましては，特定中小企業者５号の指定業者が１８５業種から５４５業種へ拡大し，さらに１１月１４日には７３業種の追加があり，現在は６１８業種が対象となっております。保証率は０．８７パーセントから０．８０パーセントに引き下げられ，従来の制度枠である無担保保証８，０００万円，普通保証，担保ありであります２億円とは別枠で，さらに無担保保証で８，０００万円，普通保証担保ありで２億円まで拡大されておりまして，担保ありで最大で５億６，０００万円の保証内容というところで充実されているところでございます。

認定の要件といたしましては，景況の変化により国が指定した６１８業種に属し，最近３か月間の平均売上高が平均売上総利益率，または営業利益率が前年度比マイナス３パーセント以上の中小企業者となっております。本市では指定業種に係わる認定事務，業種の確認と利益利率３パーセント以上の確認でありますけれども，これを行っておりまして，申請後翌営業日までに認定書の発行を行っておるところでございます。事務手続きの流れといたしましては，市へ認定申請後，認定書の交付，中小企業者から金融機関へ保証付き融資の申請を行い，決定後開発資金から保証協会へ申達となります。しかし，本市では制度認定書の有効期限が３０日間と短い期間であるため，事前に金融機関等と協議を済ませることをお勧めしているところでございます。

本市の利用状況といたしましては，平成２０年１１月３０日現在で２１件の申請が提出されております。すべての案件について制度の適用となり，認定書の交付を行っておりますので，今後とも利用者の立場に立った迅速な対応を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。融資決定の有無につきましては，金融機関及び鹿児島県保証協会，奄美群島振興開発基金より申達でありますけれども，その審査の上で決定されますので，現状での確認は難しいということでございました。

２６番（叶　幸与君）　２１件というようなことであまりに少ない数字でございます。この周知徹底等はどうなされているのか。先ほど６１８業種というふうな話でありましたが，１２月５日付けで８０業種の追加指定の発表がなされていると思うんですね。そういうふうな形でほとんどの業種に網羅されているものと，こういうふうに思っておりますが，その点に関していかがでございましょうか。

産業振興部長（赤近善治君）　中小企業者への広報・周知につきましては，国が主体となり各種関係団体や緊急期間への周知やマスメディアでの広報に努めており，本市でもホームページ上に掲載して周知に努めているところでございます。申請相談のほとんどがマスメディアや市のホームページから制度を認識されており，金融機関としても広く制度の紹介を行っているところでありますので御理解をお願いいたします。

２６番（叶　幸与君）　こちらのほうでは保証協会といいますと県には一つしかないんですが，その県の保証協会の肩代わりとして開発基金があると思うんですね。そういう中で金融機関の貸し渋りがないように，今回の制度は融資額の１００パーセントを保証協会がということは国が保証するということでございますので，金融機関が融資に慎重になるこういう一因というものを指摘されている責任共有制度の対象外であるにもかかわらず，貸し渋りがあるように，こういうふうに聞き及んでいるわけでございます。そのようなことがあるのかどうか。また，このような制度があることが分からない事業所等が考えられますので，この年末に向けて，今どんどん倒産が増えております。そういう面では本当に周知徹底を是非お願いしたいなというふうに思っているわけでございますが。

産業振興部長（赤近善治君）　議員からの御指摘のとおり，これまでは金融機関に対しまして２０パーセントの責任共有がありましたが，今回の緊急保証制度につきましては，信用保証協会の１００パーセントの保証となっております。

貸し渋り等につきましては，現在のところ担当部署であります商工水産課では情報が寄せられておりませんが，厳しい経営環境に中小企業者が対応するための緊急保証制度でありますので，本市としても周知，ホームページの掲載等で広報に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

２６番（叶　幸与君）　次に，２番目の奄美市緊急経済対策についてでございます。農業振興奨励事業，２番目に農林道環境整備事業，３番目の市道，河川，公園等環境整備事業について，一括して質疑をいたします。

先月１１月１８日に臨時奄美市議会が開かれ，奄美市緊急経済対策費として総額で３億６７８万６，

０００円の事業費，財源は商品券の売り上げ収入が２億円と地域振興基金繰入金１億６７８万６，０００円を充当する緊急経済対策事業の案件でありました。アメリカ発のサブプライムローンの破綻から原油の高騰，株価の暴落，収入は上がらず生活諸物価の値上がり，市民の生活がますます厳しさを増す中で，適時を得た近年にないヒット政策であると高く評価をするところであります。

そこで上記３事業の現在の進ちょくはどのようになっているのか。また，できるだけ多くの事業者に仕事が回るようにするためには，どのようなやり方でするのか。また，この事業の対象に当てはまらない農業者・農家への救済はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

産業振興部長（赤近善治君）　農業振興奨励事業につきましては，議員御指摘のとおり，農協・名瀬中央青果株式会社及び直売所のゆてぃもれ，サン奄美，味の郷かさりに出荷した生産者や２０年１月に調査をした国・県の家畜使用戸数・頭羽数調査に計上されております養鶏・養豚農家が補助対象者となっており，それ以外の農家につきましては対象外となっております。無人販売農家やインターネット等で直接取引している農家について，本人からの申請に基づき援助することができないかなども検討いたしましたけれども，申告が適正かどうかの確認方法や全農家の申告調査を行わなければならないため，膨大な事務が発生し，年内に補助金の支給が不可能になることなどにより対象外とすることにいたしたところでございます。

今回の奄美市緊急経済対策事業の農業振興奨励事業につきましては，農業に従事する農家の年末年始における安心した生活の支援を図るための事業でございますので，何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

建設部長（平　豊和君）　市道・河川・公園等環境整備事業について，お答えいたします。

先の臨時会において，議決いただきました緊急経済対策における市道・河川・公園園等環境整備事業につきましては，地域住民よりかねてから要望がなされているものの，通常の維持管理業務の中ではなかなか対応が困難な箇所につきまして，主として年末年始における安心した生活と雇用の確保を支援するとともに，地域環境の整備を図ることを目的として実施するものでございます。主な整備箇所といたしましては，道路の伐採箇所が住用７路線，笠利３路線の合わせて１０路線。河川伐採が名瀬の１河川，河川掘削が名瀬２河川と住用の１河川の合わせて３河川のほか，公園の伐採箇所が５か所。ダム周辺伐採が１か所となっており，１１月末から１２月の初めにかけて契約済みでございます。

この事業に従事する方々の雇用の確保，雇用の方法につきましては，地域に居住し休業や失業されている方々などを対象に，ハローワーク等で募集を行い，特定の方々だけでなく幅広い雇用の確保に努めております。

２６番（叶　幸与君）　最近，年末からあちらこちらで農道路や河川等がだんだんときれいになって，すっきりした正月が迎えられるんじゃなかろうかと，こういうふうに今思っております。

これは要望なんですが，こういう素晴らしい今回の対策事業，これを是非年に１回ということじゃなくて，今大変厳しいこういう時代でございますので，是非，盆・正月，年に２回ぐらいはこういう対策事業を是非考えていただきたいというのでございます。これは要望でございますので，ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に，教育行政について。第１回市民体育祭についての総括でございます。

３市町村合併して，初めての合同市民体育祭が先月１１月２日に名瀬三儀山運動公園陸上競技場で行われました。市職員やボランティア団体の皆様には深く感謝を申し上げたいと思います。大会スローガン「奄美市の心はひとつ，未来をひらく第１回市民体育祭」と銘打って，初めて３地区が一つになった感がいたしました。各地区熱戦が展開され，手に汗握る競技に時間の経つのも忘れさせる大会であったと思います。

第１回の体育祭を終えて，その感想と反省，また来年度の笠利地区太陽が丘陸上競技場での開催に向

けての検討・課題等があればお示しください。

教育部長（里中一彦君）　市民体育祭についてでございます。御承知のとおり，合併後初の第１回奄美市民体育祭が１１月２日の日曜日に名瀬運動公園陸上競技場で開催をされました。この市民体育祭は体育祭を通じて市民の一体感を醸成する目的で平成１８年度から平成１９年度にかけ，延べ６回のスポーツ行事検討委員会を開催をいたしました。その中で名瀬地区８地区の再編の件，また住用・笠利地区の参加の件など地区体育協会役員の御苦労は並大抵のものではありませんでした。住用・笠利地区のそれぞれ１地区での参加に合わせまして，名瀬地区８地区を６地区に再編することとなりましたが，特に地区の色がなくなった四谷地区と中央地区におきましては，地区名がなくなる，地区の色がなくなるなど地区より不満の声もありましたが，地区役員の皆様方の粘り強い努力で御理解が得られ，現在の８地区での第１回の市民体育祭が開催されたところでございます。

また，競技種目につきましても，プログラム検討委員会を設置し，３地区の特徴のある種目を取り入れ，トラック競技２５種目，フィールド競技１１種目の計３６種目で開催をしたところでございます。

今年度の市民体育祭は，国分自衛隊普通科連隊音楽隊の皆様方の御協力によりまして大変盛り上がりをみせたところでございます。

来年度は，第２回の市民体育祭が笠利地区の太陽が丘陸上競技場で開催される予定となっております。

２６番（叶　幸与君）　ありがとうございました。確かに笠利の監督は今まで各集落ごとにいろんな形で競い合っていたものが一つになった素晴らしい大会だったというような感想等も漏らしておりましたし，おしなべて本当に良かったんじゃなかろうかなと，こういうふうに思っております。

ただ，応援合戦にも採点が昔の名瀬市時代あったように思うわけでございますが，観客動員にもつながるように来年度から採点種目としてできないかどうか。また，採点外種目が今年は少ないように思いますが，この採点外種目もこれもまた観客動員にもつながる種目じゃなかろうかなと，こういうふうに思います。そういうようなことで増やすことはできないかお尋ねします。

教育部長（里中一彦君）　御提案の応援合戦，それから採点外種目ということでございます。このことにつきましては，競技種目等の運営面につきましては，市体育協会の監督会で決定がされるということになっておりますので，この中で検討してまいりたいというふうに思います。御理解を賜りたいと思います。

２６番（叶　幸与君）　ありがとうございました。来年は笠利ということで，またそれぞれの地区が一生懸命励んで，今回は我が上方が優勝いたしましたんで，気分がいいんですが，ひとつよろしくお願いします。

次に，２番目に奄美市青少年支援センターの設立についてでございます。

現在，青少年支援係が庁舎地下の福祉政策課の中にあります。先日，所用で訪ねてまいりましたが，どこにあるのか場所が分かりませんでした。なんとトイレと売店と宿直室に囲まれた約３坪ぐらいの薄暗い部屋で机が３台，それと応接台があり，足の踏み場もない，そういうふうな有様でございました。大変驚いてしまったわけでございます。

青少年支援係が置かれたのは平成１３年で，支援係長の三浦一広氏が消防署勤務時代にボランティアで合気拳法を通して，いじめ，不登校，暴力，虐待，非行，引きこもりなどの，こういった青少年にかかわりを持たれ，当時社会問題にもなった中で，議会や当局から青少年支援が最も必要であるとの認識の下に設置されたものであります。それから３年を過ぎて平成１６年にＮＰＯ法人青少年支援センターゆずり葉の郷が立ち上がり，現在青少年支援係とゆずり葉の郷が協力し合って活発な活動を展開しており，先月冒頭でも申し上げましたように，青少年問題解決のための活動が評価されて，内閣府と社会貢献支援財団からダブル受賞の表彰もされております。全国から多くの行政視察やいろいろな関係団体の

訪問もあるとのことであります。

今，青少年の問題が全国的に起こっており，しかも低年齢化しつつあります。そのような中で，青少年支援係の役割は最重要なものになっていると認識しております。そこで，支援係を奄美市青少年支援センターとして格上げ設立は考えられないのかお伺いをいたします。

福祉事務所長（大井進良君）　青少年支援センターの件についてお答えをしたいと思います。

市の青少年支援係とＮＰＯ法人ゆずり葉の郷の関係，それから設立経過については今議員からお話のあったとおりでございます。また，先月ゆずり葉の郷の活動が全国レベルで認められまして，内閣府の大臣表彰，それから日本貢献支援財団の表彰をいただいたことも先ほどご紹介がありましたけれども，青少年支援係の活動等を含めまして市としても大変誇りに思っているところでございます。

現在，市には公設の青少年支援センターというものはございません。それで，この設置については必要性を感じているところでございます。と申しますのも，現在大島支庁福祉課のほうに相談員がいらっしゃいますが，児童相談所，それから奄美警察署，各学校などの関係機関においては，いじめ，不登校，暴力，虐待など，青少年に関する大きな問題が生じた際には，まずゆずり葉の郷に照会をするというふうに聞いたことがございます。実際，この５年間でゆずり葉の郷への少年たちの通所及び宿泊については，延べ１万人を超えたというふうに伺っております。そのゆずり葉の郷の活動の中心的存在にあるのが市の青少年支援係長でございまして，その業務の忙しさとプレッシャーというものは大変なものだと思っているところでございます。

この青少年支援係を青少年支援センターに格上げをという御意見でございますが，この件については，ゆずり葉の郷の存在も無視できませんので，この民間団体とも関連を付けた上で検討してまいりたいというふうに考えております。

２６番（叶　幸与君）　必要性を感じているというような答弁でございました。それでは現在の不登校，暴力，虐待，非行，引きこもり等の件数は今現在どのくらいになっているのかお尋ねします。

福祉事務所長（大井進良君）　件数でございますが，現在青少年支援係で把握している件数，これは平成２０年１１月末現在でございますけれども，不登校が６１件，虐待が９件，非行が７５件というふうになっております。暴力及び引きこもり等につきましては，いろいろ数字的にだぶってまいりますので具体的に把握はしてございません。

２６番（叶　幸与君）　青少年支援係が設置したころと現在と比べて，この数字がどれくらい変わったのか，そこを。

福祉事務所長（大井進良君）　青少年問題につきましては，全国的にどこでも同じような状況にあるというふうに考えております。特に奄美市でも以前は厳しい状況でございましたが，ＮＰＯ法人ゆずり葉の郷の設立に伴いまして，これと連携をすることによる効果，それから少年警護隊の起ち上げなどによりまして，現在はかなり改善されてきているというふうに感じております。相談件数でみますと，平成１８年度が５７１件，それが平成１９年度には５０６件，平成２０年度は１１月末現在でございますが３６６件と減少傾向にあります。それから相談内容で比較をしますと，特に非行に関しましては平成１７年度が３０３件，１８年度が２８５件，１９年度が１９７件ございましたが，２０年度１１月末現在では７５件と大幅に減少をいたしております。

２６番（叶　幸与君）　支援係の取組内容を見てみますと，不登校，暴力，虐待，非行，引きこもり等々多岐にわたっているために，学校，教委，警察，または児童相談所，関係父兄・住民等からの相談があり，一番重要なことはかかわりを持った子どもたちからの相談事が頻繁にあり，現在の３坪程度の部屋

で，こういった中での対応は果たして妥当であるのかどうか。先ほどの答弁にもありますように，当市としてもだんだん非行，そういったものが減っているわけですね。これはこういう支援係を置いたというようなことで，またＮＰＯとの協力の下に尽力した数字がこのように出ていると思うわけです。ただそれでもまだまだこういう青少年に対しての問題はあとを絶たないし，まだまだ数は多いわけですね。そういったものを考えますとプライバシーの問題とか，そういったものもあります。そういった中で，果たして今現在のあの部屋でいいのかどうか，もう一度お答えをお願いしたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君）　確かに現在の部屋は非常に狭いというふうには感じております。現在の部屋の広さが約５坪程度でございますが，今年職員を一人増員いたしましたので，机の配置とかで狭く感じるようになったのかなというふうに思っております。

現在，相談を受ける際には今のスペースもですが隣に家庭婦人相談室がございまして，ここも利用するなどして限られたスペースではございますが，業務にあたっているところでございます。

青少年支援係の意見もございましたが，役所では相談スペースが確かに少ないということで，相談者のプライバシーに気を使っているという実態は支援係から伺っております。

２６番（叶　幸与君）　必要性は感じているがいまいち踏み切れない。そこの部分がいまいち私には理解できないんですが，最近ですね，こういう手紙が届いているんですよ。ちょっと読み上げてみたいと思います。「先日は息子Ａのことでいろいろと指導アドバイスをくださりありがとうございます。私にとって大切な子Ａは，いつも語り合いたいと思う大切な子なのに，この何年間のうちに二人の心がすれ違っているようでとても悩んでいました。母親として私に何ができるだろうかと考えながら今になってしまい，最近のＡは私に暴言，物にあたり，言葉を言えばものを言うな，うざい，黙れ，言葉を言わなければシカトなどされ，言葉に出せないたくさんの事がありました。それは息子が学校を辞めると言い出したときも母子家庭で知り合いのいないのは悲しいものでした。私は三浦さんの名前はある相談の人から聞いてはいましたが，とても恥ずかしいのが先で相談する勇気がありませんでした。先日，自立支援課の前山さんより課長の異動であいさつ，家庭訪問に見え，平日でありながら息子が家にいることに異様さを感じたのでしょう。それから前山さんと三浦さんがみえまして，三浦さんが息子にいろいろな話をされて，三浦さんがとてもいいビデオがあるから付き合ってと言って一緒に出かけて行き，約２時間ほどで帰ってきました。でもびっくり，行くときの目と帰ってきたときの目がはるかに違い，目が優しくなり，言葉も優しくなり，私は魔法にかかったみたいと思いました。その日，三浦さんは夜も様子を見に来てくださいました。息子を交えていろいろな話し合いの間にも，冗談を含めて話をしてくださいまして，まだまだ壁があると思います。よろしくお願いします」と。本当にお二人には感謝いたします。この子どもは最近の手紙で現在，その子どもも休まずに明るく元気になり，さらに上の進学を希望しているようであると，こういうようなお礼の手紙が来ているんですね。これはですね，たくさん来ているんですよ。本当にいかに青少年支援係が奄美市の子どもたちのために２７年間いかに尽力してきたか，こういったことが手紙の中からもいろんな形からも分かるわけでございます。

そういう面では是非支援係，あの狭い部屋の中でね，いろいろと問題になるような子どもたちは茶髪にしたりとか服装はだらしない格好をしてる子とか，そういう形で市役所に入ると，ほかの人たちの目からも異様な感じを受けるし，また本人たちも来づらいと，役所になかなか入ってこれないような，そういうふうな中で役所に来るというのは相当勇気があると，そういうことにも感じるわけですね。

そういう面で，まず提案としてですね，現在長浜町にあるＮＰＯ法人のゆずり葉の郷，これがありますが，先ほど事務所長のほうからもＮＰＯ法人と協力してと，そこの話も伺いながらというふうな答弁がありましたんですが，このゆずり葉の郷がボランティア団体として活動しておりますが，相談者のプライバシーの問題，また依頼者の場所指定がほとんどこのゆずり葉の郷を指定するというのが多いということでございます。多くの問題を抱える青少年もこのゆずり葉の郷に通所して来ている，こういうふうなことを考えてみますと，ゆずり葉の郷のビルの１階部分，これを市が借り上げてですね，現在の支

援係を移転できないのか，こういうふうに思うんですが，いかがでしょうか。

福祉事務所長（大井進良君）　現在の青少年支援係とゆずり葉の郷はそこにいる職員が同一人になっておりますので，非常に難しいところがあるんですが，現在の青少年支援係をそのまま継続していくのか，それとも新たに青少年支援センターとして格上げというか，設置をして現在の業務を拡大をして展開していくのか，いろいろ選択肢ございますけれども，ゆずり葉の郷の一部を市が借り上げるということの御提案につきましても，この青少年支援センター，それから青少年支援係を今後どうしていくのかと考える場合の一つの選択肢として位置づけることもできるのではないかなというふうには思いますが，このことにつきましては今後，十分検討してまいりたいというふうには思っております。

２６番（叶　幸与君）　検討というような言葉がよく出るわけなんですが，これはしないということに等しいんではないだろうかと，こういうふうに思うんですね。

作業のやり方から見てもですね，ほとんどそういう相談者が長浜のほうにいらっしゃるのが多いというふうなこと。そしてまた，支援係の方々は３名いるわけなんですが，市役所本庁のほうにいると，どうしても行ったり来たり，そこの分のロスがあるというようなことで，向こうのほうでいろんなそういう子どもたちがいる中で，いろんなトラブルがあったりした場合，ここの係長の三浦さんが目を光らせる部分ができるというような部分もあるんではなかろうかなと思うんですよね。そうした面で，いろんなネックがあると思うんですよ。けど，そこの部分はあえてですね，決断をして支援係の移転だけでもですね，できれば嬉しいなと，このように思うんですが。市長，是非今回の緊急経済対策では市長の英断でこういうような素晴らしいものができたということでございますので，市長の英断を伺いたいんですが。ひとつよろしく検討のほどをお願いしたいんですが，市長どうでしょうか。

市長（平田隆義君）　ゆずり葉の郷はいわゆるＮＰＯ法人，民間の機関です。支援係のほうは役所の組織上の係です。自ずから民間がやれれる事，役所がやるべき事，それぞれあるだろうと思います。そこらあたりの連携をどうとるかというところにあるだろうと思いますが，逆に言えば民間がやるべき事，役所がやるべき事は区別することによって私はお互いがそれぞれの責任を果たして，まず効率を，効果上げるということになるんじゃないかなと。今，話を聞いた時点での私の思いですので，私の認識が足りないところがあるかも分かりませんが，現時点ではそういうことがいいんではないのかなという思いがします。

ただ，ゆずり葉の郷に対してどのような支援をするかという話になってくると，どうしても行政から支援となると，いろんな制約みたいなのが絡んできやしないかということも危ぐしています。これは最初から懸念しているところです。特にこの件につきましては，市の職員でもあるし，ゆずり葉の所長でもあるという，このところが難しいんだなあと，いつも思っているところなんですが，そこのところはもう私から担当者のほうに仕事を与えるということができないから，少々目をつぶるというのはおかしな表現ですが，そういった点ではその辺のことはひとつ対応をしっかりしてくださいということで，今お願いをしている状況です。大変どっちにするかということもなかなかうまくいかない点がありはしないかというのが，これまでの私の経験からの実情を踏まえての判断です。何かありましたらまたいろいろと御指導賜ればと，このように思います。

２６番（叶　幸与君）　本当に青少年問題は深刻な問題だと思うんですよね。そういうような中で，奄美市が先頭に立って，この青少年問題に真剣に取り組んでいると，こういう姿，これは全国的に発信できることじゃなかろうかなと思うんですね。振り込み詐欺へのそういった問題にして，市民相談室が全国的にもあちこちから視察に来たりとか，このゆずり葉の郷にしてもあちこちのこういう県から視察に来る。鹿児島県のほうからも３回ほど行政視察がみえたというような話も伺ってますし，県知事もみえたと。奄美市の議員は一人も来なかったというような話なんかも伺っているんですが，本当に自分たちも

ですね，こういうふうな市の中に素晴らしいこういうふうな取組をしている団体がおれば，またそういうふうな市のものがあればそれを後押ししていく，それが一番重要なことではなかろうかなと。

確かに市長がおっしゃったように，いろんな問題があると思うんですね。職員であるというようなこと，そして時間的な部分にしても２４時間を超えているような，そのような話も伺っておりますし，そこの部分をどうするか。また，他の建物の中にそういうふうな市の建物，そういうような形でやっていいのかどうか，そういったいろんな問題を含んではいると思うんです。けど，今回６階なんか見たら，我々議員控え室であった所がいま空いていますよね，あんな立派な広い所が何も使わないで空いてるわけですし，何か工夫ができるんではないかなというふうにも思うんですよね。そういった面で是非，前向きな御検討を今後していただきたいなと，こういうふうに思っています。

それでは２番目に，早寝早起き朝ごはん運動についてお尋ねします。

早寝早起き朝ごはんを推奨する運動が全国に広がっております。朝御飯を取る人と取らない人との脳の機能を高めるアドレナリンの分泌が，御飯を取る人の場合，取らない人より何倍も高いとの研究データーも出ているそうでございます。子どもたちの学力向上につながるとの結果も出ておるそうであり，そこで当市としては，この運動の推進はどのようになっているのかお伺いします。また，朝食欠食の児童・生徒の数はどれくらいいるのか。もしデーター等がございましたらお示しください。

教育長（徳永昭雄君）　お答えします。早寝・早起きに関しましては学校全体で児童・生徒の１日の基本的生活習慣や宅習時間の見直しを図り，一斉指導や個別指導が行われております。また，帰宅後の生活設計表や学習プランを立てて睡眠時間を確実に確保すると同時に，早寝・早起きに努める取組が行われております。また，保護者にも早寝・早起きの実践を啓発し，実践の見届けの協力を推進している状況でございます。

朝御飯に関しては，食に関する指導の中で，朝御飯推進の趣旨・規則正しく摂取する必要性などについて発達段階に応じた指導が行われております。学校給食の時間には，栄養教諭や栄養職員が朝御飯や食の摂取について講話をしたり，各担任が食育の指導をしたりしております。各教科指導や総合的な学習の時間においては，栄養教諭が家庭科や特別活動の授業において，朝御飯や食に関する指導が行われております。

大島地区の小学校就寝時間について，最も多い時間帯は９時から１０時の時間帯です。これは全体の４５パーセント。また，地区の中学校の就寝時間で最も多かった時間帯は１１時から１２時の３６パーセントでございます。

次に，各地区の小学校の朝食の摂取状況でございますが，毎日食べる児童が全体の８６パーセント，食べないと回答した児童が１パーセント。次に，地区中学校における朝食摂取状況でございますが，毎日食べる生徒が全体の８３パーセント，食べないと回答した生徒が２．７パーセントでございます。今後さらに早寝早起き朝ごはんの推進につきましては，学校と連携を取りながら図ってまいりたいと思っております。

２６番（叶　幸与君）　今のデーターを見ましたら，食べてるというのがほとんどで，奄美ではあまり問題視されてないような，そういうふうな感じを受けるんですが，どうでしょうか。この就寝のほうが９時から１０時，１１時，１２時というような形で，就寝が遅いけど，しっかりと朝御飯を食べて行く生徒が多いような，答弁を伺ってそういうふうに思うんですが，どうなんでしょうかね。

教育長（徳永昭雄君）　各学校を訪問しまして，校長先生からいろんな児童･生徒の状況をお伺いします。その中で朝御飯を食べていない子どもが実際いるということで，その子どもの状況でございますが，午前中は全然目に力がない，元気がない。そして，給食を食べたあとですね，元気に校庭を走り回っていると。要するに朝御飯を食べていない子に関しましては最初に叶議員がおっしゃいましたように，アドレナリンですか，出てこない状況なのかなと思っております。朝食に関しましても，スナック菓子一つ

で終わらす保護者もいれば菓子パンだけで終わらせる親もいると，そういう話も聞いております。その辺につきましては，やはり保護者に対しての啓発活動も必要じゃないかとそういうふうに思っております。

２６番（叶　幸与君）　次にパソコンや携帯電話を使ったネットいじめについてお伺いします。

現在，情報化社会の中で，特にパソコンや携帯電話を使ったネット犯罪が横行しております。大変便利な反面，一つ間違うと殺人やいじめ，自殺，あるいはまた振り込め詐欺等，ありとあらゆる犯罪に利用されており，しかも無防備な子どもたちがその犠牲になっている，こういう現状でございます。

県教育委員会の県内小中高などの公立校を対象とした２００７年度の児童・生徒の問題行動等の調査結果によれば，いじめの認知件数は前年度より減ったが，パソコンや携帯電話を使ったネットいじめのほうは約１．５倍に増えている，こういう調査結果が出ております。

奄美市内の小中学校の現状はどのようになっているんでしょうか。また，このようないじめに遭った児童･生徒に対しての指導やケアについてはどのように対応しているんでしょうか，お尋ねいたします。

教育長（徳永昭雄君）　パソコンや携帯電話を使ったネットいじめの問題です。

本市の児童・生徒の携帯電話の利用状況について最初に説明を申し上げます。今年度の調査結果でございますが，本市における携帯電話所持者の割合は，小学生において４．４パーセント，　中学生が１０．８パーセントで，小中学校全体では６．６パーセントの状況でございます。保護者等の携帯電話を使っている者も含む携帯電話の利用者の割合でございますが，小学生で３２．３パーセント，　中学生で４６．５パーセント，小中学校全体では３７．３パーセントの割合でございます。

次に，本市におけるネットいじめの事例についての説明を申し上げます。今年度は問題となるような事例は現在のところ教育委員会としては把握をしておりません。しかしながら，議員の御指摘のとおり，ネットいじめの問題は教育現場におきましても見逃すことのできない社会問題となってきていることは確かでございます。学校においては，ネットいじめは身近なところでいつでも起こり得る問題ととらえて指導してくべき問題だと我々は考えております。現在，ネットいじめの問題につきましては，文科省をはじめ県教育委員会から再三にわたり通知文やリーフレットによる指導をいただいております。教育委員会といたしましても，各学校に対しましてパソコンや携帯電話の児童・生徒の所持及び使用について児童・生徒本人はもとより，保護者に対しましても適切な指導がなされるよう文書をはじめ，校長・教頭研修会，生徒指導主任・保健主任・養護教諭のそれぞれの研修会の席上，あらゆる機会をとおして繰り返しお願いをしているところでございます。具体的には，専門機関，警察，企業等の講師を招へいしての講演会の推進や文科省から配布されたリーフレットやＤＶＤを活用した授業の実施，児童・生徒だけでなく保護者への啓発もしていくように指導は行われております。教育委員会といたしましても，今後この問題の対策につきましては真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

２６番（叶　幸与君）　ありがとうございました。奄美ではそういうような犯罪等はまだないということでございますが，全国的に大変な問題になっているというふうに思っております。マスコミの報道では橋本大阪府知事が子どもたちの携帯電話を学校に持たせないようにするとのコメントも報道にでています。大阪ではそうとうな問題になっているのではなかろうかと。こういったものが奄美市に波及してくる前にしっかりと対応を，また父兄に対しての啓発，いろんな形で指導をお願いしたいと，このように思っております。

それでは市民の安心・安全について。芦花部地区水害対策についてでございます。

災害はいつやってくるか分からない。この言葉を実感させたのが，先月１１月６日に発生した名瀬と龍郷町の床上床下浸水であります。この奄美では，水害は台風時期でないと起こらないとは誰でも思う常識であります。バケツをひっくり返したようなドカ雨は奄美では通例のこと。まさかあの雨で水害が起きようとは夢にも考えなかったのは私一人じゃなかったであろうと思います。そのまさかが起きたの

があの１１月６日の１００年，２００年に一度と言われたあのゲリラ雨であると思いますが，当市芦花部地区では床上浸水が４軒，床下浸水が８軒，計１２軒の災害があったわけであります。その根本の原因は何であったのか。事前に危険予知はできなかったのか。また，消防団の出動体制等はどのようになっていたのか。そしてり災者の方々への対応は，併せて今後の対策はどのようになっているかお尋ねをいたします。

建設部長（平　豊和君）　去る１１月６日の記録的な集中豪雨，これは最大時間雨量１０１ミリ，最大２４時間雨量２０３ミリでございました。このことにより，芦花部地区の県道名瀬龍郷線と２級河川芦花部川に挟まれた住宅地において床上浸水４戸，床下浸水８戸の被害がありました。当日は午前９時ごろから雨が降り始め，１０時ごろに消防本部から芦花部地区において災害が発生しているとの第一報が土木課に入りました。土木課職員が現場に到着したときには既に消防団や地域住民が河川から宅地へ水が入らないように，土のう積み等の作業を行っておりましたので，土木課の職員も作業に協力すると同時に地元建設業者へ河川内の土砂の取り除きを依頼し，被害が拡大しないよう対応いたしました。また，翌７日からは地域住民の生活に支障を来さないように早急に復旧する必要があったために，地元の業者へ浸水被害のあった地区の市道や河川の土砂の取り除きを依頼しまして，１７日にはほとんどの作業が終了いたしました。

最後に今後の対策でありますが，河川への土砂の流れ込みを防ぐためには砂防えん堤の設置が必要だと考えられますが，そのためには地権者や集落の同意が必要となりますので，早急に集落での説明会を開催し，合意形成を整え，県のほうへ要望してまいりたいと考えております。

議長（伊東隆吉君）　以上で，公明党　叶　幸与君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

次に，新奄美　多田義一君の発言を許可いたします。

２番（多田義一君）　議場の皆さん，市民の皆様，おはようございます。新奄美の多田義一でございます。第４回定例会にあたり一般質問を行いたいと思います。

さて，今年も残すところ３週間となりました。本年は世界的にも日本，この奄美でも類を見ない不況に見舞われ，長期にわたり奄美市の経済の下支えを担ってきた建設業の倒産をはじめ，雇用の減少や人口の減少，どれをとっても大きなダメージとしてこの奄美市にのしかかってきている現状であると思います。そのような中で，今回の緊急経済対策としてまち灯り設置事業や雇用対策，またプレミアム商品券などの政策が打ち出され，議会で議論がなされましたが，私は大変この時期に効果的な政策として高く評価をしております。その中でもプレミアム商品券は使い方がいろいろあり，家計にも大変優しいものだと，高く評価できるものだと思います。

私が今回質問したいのは，周りからの評価ではなく，市長としてこの政策に対してどのように評価し，また受け止めているかを質問していきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君）　それでは今回の緊急経済対策に対しての評価についての御質問でございますが，過去に類を見ない原油価格の高騰や世界的な金融恐慌をきっかけとする株式市場の下落などにより，厳しい経済状況に陥っているものと認識をいたしております。このようなことから，今回実施をいたして

おります緊急経済対策事業につきましては，本市の財政状況等限られた財源の下での施策となりましたが，市民の皆さんに希望と活力を醸し出していただきたいとの強い思いで緊急的で迅速に取り得る事業の実施を目指したものでございます。年末を控え，これらの緊急経済対策事業が少なからず市民の皆さんに受け入れられるものと期待をしているところでもございます。

国におきましても，平成１９年度の水産業燃油高騰緊急対策事業を皮切りに，平成２０年度は原油等価格高騰対策として下請企業対策，農林業等業種別対策がなされております。本市におきましても，公共事業における下請セーフティネット制度の創設や国の施策に準じた建設工事における単品スライド条項の迅速な適用など，建設業支援を行っております。

今回の緊急経済対策事業の実施につきましては，今年８月に示されました国の安心実現のための緊急総合対策や１０月の追加景気対策の動向を注視し，国と連動をした対応を検討してまいりました。しかしながら，１０月末に示されました国の定額給付金などの第二次補正予算の成立が年明けの見込であることが想定されることから，厳しい財政状況でありますが，国に先駆けて年内の景気浮揚効果を目指しし，緊急経済対策事業の実施を決断し，実施しているものでございます。

今後，国が追加景気対策の目玉に据えております定額給付金給付事務の迅速・円滑な実施体制を講じるとともに，全国市長会などを中心に取り組んでいる国への地域経済活性化対策に対する要望等の活動を引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

市長（平田隆義君）　今企画部長から詳しく説明がございましたが，今回のこの事業，公共施設の管理において地域から強い要望が出ていた事業が多いわけでございます。それに約８，０００万円ぐらいの出動になっております。それと話題が先行するような感になっておるんですが，商品券の発行という点では行政が初めてこういう形を取ったということで若干の戸惑いはあるんではないのかなと，こう思っているところですが，総体的には商店街もそれから消費者も喜んでもらっているなという感じをいたします。国のほうの対応を見据えながらということではございましたが，国の定額給付金のほうが遅れそうだということで，先取りしてやろうという決断したものは良かったと，このように思っております。しかし，これですべてではございませんので，次の第二次補正における国のほうの地方の経済の活性化，再生という予算枠もあるようでございますから，それらを議決なり次第，できるだけ早く取り込んで，この公共事業が主になろうかと思いますが，地域の生活の安定に資することができればと，こう思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

２番（多田義一君）　ただいま答弁いただきましたが，確かに今本当に奄美市の経済，また日本も世界的にも大変な不況に見舞われているのは，もう皆さんも御存知のとおりだと思いますが，ましてや今年に入りまして本市の建設業関係の倒産状況を見ましても尋常じゃないほどのペースで，このままでいくと来年度，再来年度にかけてはもっと厳しいような状況に陥るのは予測されますので，是非，国の第二次補正，絡みいろいろありますが，来年度に向けての公共性，また経済対策，また取れるのであれば取っていただきたいと，このように強く要望していきたいと思います。

そして，このプレミアム商品券なんですが，大変多くの人からいい反響の声を私自身もたくさん聞いておりますが，１点だけちょっと要望がございまして，今取扱店を募集していると思いますが，年内の２０日過ぎでも２５日ぐらいの間でもよろしいので，一度新聞等でどこで使えるか確認をしたいと，そういう情報が分からなければお年寄りとか買ったってどこに買い物に行けばいいのか分からないと思うんですよ。これは街中で結構聞かれる声でしたので，是非この辺はインターネット上，ホームページでは開設していますというお話を聞きましたが，やはり見ない人もたくさんいると思うんですよ。その辺は何か広報の手段等，考えがあれば今少しお示しください。

産業振興部長（赤近善治君）　プレミアム商品券の取扱店，どこどこが取り扱っているかというのは非常に大事なことだというふうに思ってますので，私どもの今後の事務費の予算等あたりを考えながら，御

指摘の新聞等の広報についても検討してまいりたいというふうに考えております。

２番（多田義一君）　是非これは大変いい事業なので，これをもっと効果的に多くの人に理解していただくというためにも，お店の情報の開示というのは必要だと思いますので，是非早めにお願いをしておきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが，市長が奄美市長に就任して２年と９か月が過ぎました。選挙時のマニフェストの実行など多くの事業を行っていると思いますが，今回の任期期間中での最大の目的は何か。また，目標があればお示しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長（平田隆義君）　多田議員が申し上げますように，私の任期もいよいよという状況になったわけですが，来年度の予算編成において，これまでの奄美市の合併に伴う残余の事務の整備と，それからいよいよ地域の特徴を生かせるような施策の展開ができればと，こう思ってはいるところであります。しかしながら，限られた予算内でどこまで打ち出せるかはちょっと心もとないところですが，何といってもやっぱり合併して良かったと言われるようにどうするかということに尽きるのではないのかなと，このように思います。まだまだ多くの点で，市民のほうで合併という成果・効果というのを肌身で感じるということはまだ少ないかも分かりません。そういった点はなかなか一朝一夕でできるわけではないので，制度上というか政策的には訴えることができるんじゃなかろうかと，こう思っておりますので，そこら辺を対応してまいりたいと，このように思っております。

国のほうの政策が地方が大変疲弊してしまうんじゃないかという危ぐの下で，もう一度地方の元気を出さそうという方向で国の予算等も検討されておるようでございますので，そういった点はいい機会ではないのかなと，こう思っておるところです。

その他，教育，文化，福祉という点もございます。福祉のほうではかなりの事業項目で３地区のレベルが整い出してきたんではないかなあという思いはします。その中で負担が生まれたんだという意見も耳にはしておりますが，一体的にやはりやっていくんだということで理解を求めていく必要が少し残っているような気もいたします。そういった点などを考えながら取り組んでまいりたいと，このように思っております。

個々の事業については，また事業計画案に出てまいろうかと思いますので，ここでは割愛させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

２番（多田義一君）　ありがとうございます。私がなぜこのような今回質問をしたかというと，まず１点が今回の緊急経済対策，それと同時に市長の任期があと１年３か月と，これを長いとみるのか，短いとみるのかによっては，これからの施策の展開というのは僕は展望が開かれるか，若しくは減少にいくのか，どちらかだと思います。私はこの１年３か月を是非有効に使っていただきたいと，そういう熱望からこのような質問をさせていただきましたが，それともう１点は，合併後２年と９か月が過ぎて合併当初の事務事業のすり合わせ事項，これはおよそ本年度でめどがついていくんじゃないのかなと。そして先ほど市長の言葉でもありましたが，合併してよかったと言える一体感，ここは最終的に何かというと，やはり市民一人ひとりの生活であったり，また経済の浮揚であったり，明るい展望，若しくは希望があれば最終的にはよかったと言えると私は思いますが，しかしながら，この２年数箇月の間明るい話がなかったと，合併しなければよかったというお話はたくさん聞きますが，合併してよかったという人はあまり聞いたことはございませんでした，正直言うと。

しかし，今回の緊急経済対策は目に見えて市民の皆さんが初めて実感ができるような感じじゃなかったのかなと。いろんな人のお話を聞いたときに僕はそういうふうに受け取れましたので，結果的に行政が何をやっているか，市長がじゃあこの２年９か月何をやってきたかというのは，一般の人でそこまで認識をされている方というのはなかなかいないんですよね，いなく，このような形で新聞に出る，広報紙に出る，またネットで掲載すると。市長が先頭に立ってこの間の商品券の，６日の日の販売で市長が

一人目の方に手渡されている写真が新聞等で掲載されました。これを見た方は，平田市長頑張っているんだなと，じゃあ奄美市の行政も頑張っているんだなという実感，これもわいてくると思います。これも一つの私は合併して本当によかったなと言えるまちづくり，若しくは人の心に与える大きな希望の一つではないのかなと思いますので，是非残された１年３か月はもっともっと多くの市民の方に明るい話題を振りまけるような行政で是非あってほしいという思いからの質問ですので，是非頑張っていただきたいと。これは市長一人のお話じゃなく，ここいらっしゃる皆さんがそういう認識を持っていただかないと駄目だと思いますので，是非その辺は取り組んでいただきたいと，このように強く要望したいと思います。

次の質問ですが，次の質問は平成１７年度に私が奄振予算の件で質問した際，市長のほうから前例を作れる行政として，今後の企画力が重要であるとの答弁がございました。大変頼もしく思ったのを記憶しておりますが，私はこの奄美は日本でも特別に保護されている地域であり，法の下奄振などが活用されていますが，どのような政策を打ち出すにしても，やはり真新しいものに対しては前例がないと，よく聞きますし，よく皆さんもそのような答弁をされると思います。私は，前例を作っていける行政，ましてや時代はどんどん動いて従来の法の中，また政策がそぐわないものもたくさんあると思います。そういう観点から私は今回この質問をさせていただいておりますが，数多くある自治体で言えば身近な自治体として宇検村は農業・観光を含めたビジネスモデルの構築で今大変注目を集めているというお話を聞いております。このような中で，今は小が大を食う時代とも言われ，いかに有効にまた効果的に施策が打てるかが大切であると思います。

そこで質問しますが，日本の中での奄美市の役割をどのように分析し，また評価しているのかお伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君）　それでは前例を作る行政として，日本の中で奄美市の役割をどのように分析，また評価するかとの御質問でございますけれども，本市の位置する奄美群島をはじめ，南西諸島地域はこれまで長い地球の歴史の中で形作られた豊かで多様性に満ちた自然と稀少動植物を有し，風土と慣習にはぐくまれた伝統文化の根付く，世界に誇れる地域であると申し上げることができるものと考えております。

今回の原油価格の高騰や金融危機に起因する世界規模での経済情勢の悪化は離島の産業経済へも影響を受けるなど，世界の潮流に対応できる地域の独自性を生かした行政施策の展開，産業経済の振興は今後一層重要なことと考えております。

先般，ジャイカ青年研修事業の一環として，フィジー，トンガ，ミクロネシア，キリバス，パプアニューギニア，バナツといった南太平洋諸国の若手の行政職員の方々が来庁なされました。この方々は本国で環境政策，環境保全にかかわる政府機関，地方行政機関の職員の方々で，金作原の原生林や住用のマングローブパーク，環境省での野生生物保護の取組などの研修を受けたようでございます。こうした方々が奄美にいらして環境保全をはじめ，奄美の特性を生かした取組を学び，研修で広げた知見を母国での施策に役立てていくことになれば，奄美の存在自体が評価されることになるものと思います。今後は，環境保全の取組であったり，地域資源を生かした経済産業分野の取組であったり，ドクターヘリ導入など救急医療，福祉充実の取組であったり，東南アジアや南太平洋などの島嶼地域のモデルとなるような施策，システムの構築に向けての取組が必要になってくるものと考えております。

２番（多田義一君）　前例を作る行政として今のお話にありましたが，皆さんの意識の中ではどうでしょう。やはりこの奄美がリーダーシップをとって，私はちょっと日本という表現を今回させてもらいましたが，その中でもこの離島奄美における奄美市の役割というのは大変大きいかと思います。まず，そこにいらっしゃる皆さんが，やはりこの奄美本島の中でリーダーシップをとっていくんだと。もっと広く言うと，日本の中でも離島である奄美市が引っ張っていくんだと，そのような認識がなければ，なかなか前に行くことは難しいのかなと。結果的にですが，やる前にできない理由を探してるような気がする

んですよ。まずやってからじゃなく，やる前から何でできないかと，できない理由が先にきてしまって，結果的にやらずして言い訳を言っていると。そういうお話はたくさん僕は聞いたんですが，もうそういう時代じゃなく，まずやるためにどうしていくかという本当にプロジェクトチームでも作って，これは経済にしても，観光にしても，農業・水産にしてもそうですね。制度の枠内であるから，枠外であるからとか，そうじゃなくてその枠内で収まらない，結果的にその地域にそぐわないから枠外での要望をするわけですよね。でも，その枠外であるという理由で，はなからこれは無理だろうと。そういう状況ではなく，やはりいろんな政策に対しても，この地域はこういうことでこういうお金が必要なんですよと。これは本当に皆さんの企画力と，あとは熱意だと思うんです。やっぱり相手も人間なわけですから，その辺をやる気というか，その辺でカバーしていくしかないのかなと，最終的には思います。

今ちょうど僕後で質問しようと思ってたことが少しだけ入ってきたので，先ほど外国のほうから若手の優秀な職員が来たというお話でした。これは短期間の研修，視察であったと思いますが，見識を広めるためには確かに大変必要なことで，私は逆にこの奄美から若手の職員を海外に研修に出すと，しかも一週間スパンとかじゃなく，半年若しくは１年で給与は市が保障しますよと。観光地，経済特区地，いろんな所があると思います。農業で成功している地，やっぱり水産，そういう所にやはり行って，実際体験をして，現地の人，地元の人たちと交流をして，何が何がすごいんだとこの地域の。こういうことは奄美でもできるんじゃないかと。あるのであれば，僕は行く価値はあると思うし，やはりその辺は費用対効果を考えても十分奄美に返ってくる。間違いなく人材の質の向上じゃないですけど，見識を広められると思いますので，是非そのような制度を近い近年で取り組んでいただきたいなと思いますが，どうでしょう。ちょっとあれば，見解をお示しください。

総務部長（福山敏裕君）　職員の研修につきましては，大変重要な課題でもございまして，常日ごろから取り組んでいるところでございます。また，海外研修に関しましても条例等であるところでございます。また，職員に対しましては先ほど新たな発想を持ってということでありましたが，ただいま取り組んでおります行革，集中改革プランにおきましても前例踏襲することなく，また聖域を設けることなくということで事業の実施に取り組んでいるところでございますので御理解を賜りたいと思います。

２番（多田義一君）　今条例等でもうたわれているというお話でしたが，実例があるケースはないということですよね。ないということだと認識しましたので，是非条例等であるのであれば，その条例を活用してください。やはりこれは市にとっては絶対プラスになると思うんですよ。マイナスになることはまずないと思いますので。そして，経費に関してもそこに行くから特別予算の枠を組まないといけないと，まあ旅費くらいですよね。あとは行った生活は普通に給料をもらうわけですから，市から職員として行ってるわけですから。特段半年間，１年間，多少なり手当は付けないといけなくなるとは思いますが。でもそれでも費用対効果を考えたときにそれ以上，何倍何十倍もの効果として返ってくると思いますので，是非そのような制度を活用していただいて，どんどん攻めの行政であってほしいなと，そう思いますので是非取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の観光，皆既日食について質問したいと思います。

２００９年，皆さんも御存知のとおり７月２２日は皆既日食でございますが，関連する事項はたくさんあるわけですが，私は何にしても予算が伴うことが多くあると思います。まず，この大チャンスを生かすか生かさないかは，この奄美の観光が将来１０年遅れてしまうかどうかの大変大きな瀬戸際に立たされているものだと認識しております。正しく勝負の年になるわけですが，予算面も含めて本気で勝負する意思があるのか，お伺いをいたします。

産業振興部長（赤近善治君）　皆既日食関係の予算と取組状況でありますけれども，まず予算につきましては，現予算額は２０４万５，０００円というふうになっております。この予算の主なものは実行委員会及び各専門委員会の運営費，日食講演会等開催費，広報・周知のためのパンフレット作成，ＰＲ用の

昇り旗などの製作費用でございます。

取組の状況につきましては，受入れの基本方針や受入可能人数の考え方，臨時テントサイトの設置，ロゴマークの募集と採用等を決定いたしました。また，専門委員会ではこれら決定事項に関わる案件についての各委員会での検討，審議を行うとともに，専門委員会ごとの課題について検討を行ってきております。今後は，この専門委員会の下に各部会がございますので，この部会が実働部隊となって関係機関と協力しながら準備態勢を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また，勝負できるかというような御意見でしたけれども，この皆既日食は私ども奄美にとっても非常にＰＲとして素晴らしいチャンスでありますので，このことも十分にＰＲに努めてまいりたいと，それとともに実行委員会で基本方針を定めてありますので，この五つの基本方針もしっかり重視しながらこの皆既日食を成功させたいというふうに思っておりますので御理解をお願いいたします。

２番（多田義一君）　ここにちょっと紹介したいと思います。２００９年ヒット予測，日経トレンディという雑誌があります。これは日経新聞系列の雑誌でありますが，ここに来年ヒットするであろうものが３０位までランキングしてて，２０位に皆既日食が出ています。日本各社，マスコミ各社，すべて見ても間違いないと。ただここで出ているのは皆既日食が注目されているということもありますが，そのビジネスなんですよ。皆既日食でのビジネスが多く展開される年であろうという予測の一つでもあるんです。これぐらい注目を集めている，この皆既日食でございますが，ここでやり出したら恐らく２日あっても，３日あっても足りないと思いますので，交通体系の問題であったり，危機管理，衛生管理，地元活性化，ビジネスモデル，ＰＲ等いろいろあると思います。

私は今回その中でもＰＲについて少し取り上げたいと思いますが，先ほどありました２０４万円でしたかね，予算が２０４万円。この２０４万円，これは小さいか大きいか別として，来年度は奄美大島に皆既日食を見に８，０００人という数字でしたよね。この間出ていたのは８，０００人だと思いますが，８，０００人の方が来ると。しかし，この８，０００人の方のすべての宿泊というのは今の段階では難しいと。ここに公共の施設だったり，テントサイトであったり，すべての施設若しくはそういう場所を運用して，なるだけ全員の方に泊まっていただく環境を作っていこうとしているわけですが，市長，正直自分が旅行に行って，こういう星の観測をしたいと行ったときにテントで寝泊まりをさせられたと。テントで寝泊まりをして，そして近場にある水道，飲む所は人がいっぱいで行きたいときには飲めないと。人がいなくなったときに行って飲むと。それでそっちに簡易的なトイレを作っていくと。これ次，奄美大島に行きたいなと思う人はこの８，０００人の中でどれだけいるかというと僕は１０パーセントにもいかないんじゃないかなと思うんですよ。普通にホテルに宿泊できて，食べるものもすぐ食堂に行ったらあると。水は蛇口をひねったら出てくると。トイレもお風呂もあると。こういう状況の方であれば私は奄美大島の良さもいろいろ体験して帰れると思います。しかし，泊まる所がない人たちが，目的は奄美でなく皆既日食なんですね。ということは，何が大切かというと，来てからの当然ケア，危機管理すべて大切です。しかし，今後の奄美を考えた場合に８，０００人を対象にするのか，また１億２，０００万人，日本の人口すべてを対象にするのかという部分で言うと今から先のマーケティングで考えたら１億２，０００万人にＰＲしたほうが当然いいわけですよ。じゃあこのＰＲ一体誰がするのかと。当然役所の皆さんはＰＲはできないと思います。ここにメディアの方がいらっしゃるわけですよね。ということは，このメディアの対応をいかにするかということが当然来年も大切ですが，２０１０年度以降もかなり重要なウエイトを占めてくると思います。そこで，今回の質問なんですが，現在でのメディアの対応について，どのようになっているかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君）　議員御指摘のとおり，当然メディアの対応，これは非常に大切なことだというふうに考えております。

先ほど８，０００人という数字をおっしゃいましたけれども，現在のところは６，８００人と数字で進んでいるところでございまして，その内に３，０００人をいわゆるテントサイトで観察していただこ

うと。そのテントサイトにつきましては，新聞紙上でも皆さん御案内のとおり大手の旅行会社が受託をしてやりますし，その点につきましては，今後テントサイトにつきましては十分に大手の旅行代理店のほうがホームページ等宣伝をしていただけるということも聞いております。

御質問の奄美市単独でのＰＲということで，具体的に例えば航空の代理店とかですね，そういったことでのＰＲという企画は今のところはございませんですけれども，もちろんホームページではしなくてはなりませんですし，あと，こういったことを言えないでしょうけれども，航空機内の機関誌等々もございます。これは前は好意によりまして焼酎の宣伝をしておりましたんで，そのふきんが利用できないか。そのふきんもまた考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

２番（多田義一君）　今の政策で言うと，これはほっといても取り上げるんですよ。これはこちらからアプローチかけなくても，みんなが同じようにビジネスチャンスだと思っているんで取り上げるんですよね。しかしながら，メディアというのは旬なものはぱっとすごく取り上げます。しかし，終わった途端に何もなかったかのように奄美の名前というのはもう出てこないんですよ。その７月２２日以降は出てこないんですよね，間違いなく。これでじゃあ，この観光をどうしようというふうに考えているのか。そのＰＲ予算も含めて２０４万円というお話でしたが，正直熱が伝わってこないと僕は思います。実際このチャンスを生かていきたいという先ほどの答弁がありましたよね。部長のほうからあったと思うんですが，どうチャンスを生かしていくんですか，この２０４万円で。その辺をちょっとお聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君）　先ほどの２０４万円というのは，私の説明不足でしたけども，９月補正までの予算でございまして，今回の１２月の補正を含めますと２６０万円，これは当然少ないと思いますけれども。今後また来年度にかけましても，いろいろイベントの具体的な費用とか，先ほど議員が御指摘のとおり案内所とか，交通への看板とか，いろいろ経費が出ると思います。そのふきんはまたその都度補正でお願いしたいというふうに考えているところでございます。

あと，やはり，御指摘のとおり２２日が終わりましたら，あとは知らんよということじゃいけませんので，まずはこっちに来た，奄美に実際に皆既日食で来た方々が，もう一度奄美に来たいなというような催しをしたり，ホスピタリティーの問題もあるでしょうが，この皆既日食を機会に奄美大好きな方々を増やしたいと，そのような思いでおりますので，よろしく御理解をお願いいたします。

２番（多田義一君）　是非，ここは本当に今後何百年スパン，ここで見られるのは３００年後とか言われていますよね。それぐらい一大イベントというか，気象観測としては類をみないぐらい，この辺では大変珍しい現象であるので，これはやっぱりチャンスに変えていくというふうにしないと僕はもったいないと，本当に好機だと思うんですよね。だから予算面で言うと惜しげもなく使ってくれというお話じゃなく，やはり必要なものが出てきたときにはある程度投資できるような心構えが最初からないと僕は駄目なのかなと思いますので，あえて本気で勝負が打てるのかという題にさせていただきましたが，その辺はやはり対応していただきたいと思います。

次に観光についてですが，これは観光について今の奄美に不足しているのは何なのかお伺いいたしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　奄美に不足しているものは何かとのことでありますけども，奄美観光の現状等から奄美の豊富な自然や特有の文化などの観光資源を活用しきれてないところや，受入体制の整備，航空路線等の問題ではないかというふうに考えます。

特に奄美には優れた自然や貴重な動植物が豊富だと言われておりますけれども，それらを身近に体験できないのが現状であります。もちろん夜間にクロウサギの探索とかいうふうに，この点につきましては身近に体験できる場でありますけれども，総体的なことでの身近に体験できないということでござい

ます。奄美群島が今ある貴重な自然を将来に向けて持続的に守っていくために，また自然のすばらしさを体験できる拠点施設の整備を推進し，併せて修学旅行等の体験型観光の誘致が必要だというふうに考えております。また，観光客が安全で安心して散策しながら奄美の文化に触れ，地元の人々と交流できる街並みや環境が必要だというふうに考えております。

受入体制の充実も課題にありますけれども，観光資源を活用するためのエコガイド等の人材の不足やホスピタリティーの向上が必要と考えております。この点につきましては，奄美群島広域事務組合などと連携をしてエコガイドやボランティアガイド等の人材育成を今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

航空路線につきましては，航空路線の充実や運賃の低減化等ではないかと認識しております。これらも関係機関と連携して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

２番（多田義一君）　ここでもう一度部長に質問いたしますが，奄美以外で旅行に行くとすれば部長はどこに行きたいなと思いますか。お答えください。

産業振興部長（赤近善治君）　個人的な見解でこういう議場であれですけど，私も学生時代はスキーをしていましたんで，できれば子どもと１回はスキーをしに行きたいなというふうに思います。

２番（多田義一君）　ありがとうございます。今具体的にその理由まで述べていただきましたが，正しく今言ったとおりなんですよ。観光に行くのは何かというと体験をしている。体験をする，目で見る，耳で聞く，この３つの情報源が一番大きな柱と言われています。今の奄美の観光，先ほど航空運賃のお話が出ましたが，航空運賃を別とした場合に何が不足しているのかというと，やはり目で見る情報，耳から入ってくる情報，体験は実際来ないと分からないわけですから。来ている方は体験されている方であれば，この方たちは次は自分の口で情報を伝達するわけですよね。絶対数的に数が少ないと。あと目で見る情報がないと。結果的に観光，若しくはいろんな部分で必要ですけど，人の頭にどれだけアイテムが入っているかと。奄美大島，キーワードは奄美大島です。奄美大島で人の頭の中に何かあったときに奄美ってすぐ出てくるキーワードがどれくらいあるかっていうのが観光の一番の基なんですよね。旅行に行きたいと，さあ皆さん頭で想像したときに，奄美大島以外にどこに行きたいかと想像すると，なぜかっていうと何か情報を得ているわけですよ，今の段階で皆さんは，気付かないうちに。行ったことのない情報のない所に行こうとは誰も思いませんよね。ということは，目で見る情報，耳に入る情報が絶対的に少ないということですよ。先ほど僕はＰＲ予算のお話をしました。ここにも絡んでくると思います。この際，本当に大々的に観光のことを，若しくは皆既日食も含めて考えているのであれば，目で見える情報，耳に入る情報を効果的にうっていくというのは僕はかなり重要なウエイトになると思います。先ほどメディアの話をしましたが，メディアは２００９年の７月２２日以降はぱたって多分皆既日食を取り上げなくなると思いますが，一度人の頭に入った情報というのは，やはり何かのたびに出てくるんですよね。いかに効果的にアイテムとして人の頭に覚えてもらえるかが一番重要なキーワードになってくると思いますので，是非その辺も頭に入れた上での効果的な施策を展開していただきたいと，そのように強く要望したいと思います。

少し時間がないので次の質問に移りますが，次は産業振興についてでありますが，奄美市が考える産業振興策は何かお示しいただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　奄美で考える産業振興策は何かということでございますけれども，本市では市町村建設計画に癒しの観光を核にした産業振興のまちづくりを掲げ，その実現に向けて各種施策を推進しております。本年の施政方針でも申し上げておりますけれども，具体的には自然環境と健康をキーワードとした交流人口の拡大，地域ＩＣＴ利活用モデル構築事業などによる島外への情報発信力の強化，本場奄美大島紬の振興や奄美黒糖焼酎の地域団体商標登録支援など，本市の魅力を最大限に発揮し，島

外から人と金を呼び込む施策を展開しております。また，タンカンやパッションフルーツなどの有望作物の推進と高付加価値化への取組，サトウキビの振興，水産業の取組支援，中心商店街の活性化，企業の誘致・高度化など，地域内における域内自給率を高め，循環型の産業構造を確立するための施策を推進しているところでございます。今後も相互に関連した地域内外への施策の展開を両輪とし，積極的かつ均衡の取れた各種事業の推進に努めてまいる所存でございます。

このような中，昨年度から開催されておりますラフウォータースイム大会の実施や１２月に開催される国内最長と言われます２４０キロメートルのコースを設定したサイクリング大会など，奄美の自然環境を最大限に活用したイベント開催により，新たな交流人口の拡大が期待されているところであります。また，財団法人奄美市農業研修センターが推進しております奄美産業クラスターの成果として，産学官の連携強化による地場産業の活性化が少しずつでありますが成果を出し始めていると感じているところであります。

議員御承知のとおり，奄振延長の議論の中でも奄美群島振興開発審議会から意見具申がなされておりますが，地域の雇用機会の拡大を図るための分野として，農業・観光・情報の３分野が位置づけられております。そのため，次期奄振計画への反映をさせるために，次期奄振計画地元素案の作成を現在，奄美群島広域事務組合と一体となって進めており，法の延長，さらには拡充に向けた取組を行っているところでございます。

生き生きとした地域づくりには生き生きとした人々が必要でございます。そのため，先に述べました農業・観光・情報の３分野の充実を図るとともに，企業誘致の推進や地元企業の高度化支援により，子育て世代と言われる若年層の雇用機会の拡大に努めてまいりたいと存じますので御理解のほどお願いいたします。

２番（多田義一君）　今３分野の話が出ました。農業・観光・また情報。農業については奥議員から大変詳しい質問があったと思います。そして観光については私もちょっと述べましたが，私は今回情報について少し質問したいと思いますが，ＩＴ産業から見た奄美での可能性をどのように考えていらっしゃるのかお示しをいただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君）　ＩＴ技術の活用は外海離島に位置する奄美におきまして，今後人材育成から企業誘致につなげる可能性を大きく有している産業分野であります。言い換えると，有望な産業ということでございます。現在，沖縄県では沖振法の地域指定により那覇市のほか２４市町村が情報通信産業振興地域に指定され，各種の優遇措置がなされており，活発な企業誘致活動につながっているものと理解しているところでございます。また，沖縄県の行政担当者との意見交換におきましても本土から進出しようとする企業の一番の関心事は辞めない若い人材の確保と仕事の環境，これは立地場所や施設整備に対する行政の協力という観点で，このような指摘をいただいております。

このようなことから本市における情報通信産業の振興については，まずもって人材の育成が重要であろうと認識しております。そのため，本市ではこれまでもパッケージ事業を導入し，ＳＯＨＯ事業に従事しうる人材の育成やコールセンターでの就労のための研修を実施してまいりました。また，今年度からは新パッケージ事業によりＷＥＢデザイン研修などのＩＴ技術習得のための人材育成事業を実施しているところでございます。さらに今後は，これまで研修を受け，専門技術を取得した人材が地元で活躍できる企業誘致活動を推進するとともに，自らの力で起業するための経営分野での研修や地域の情報通信産業育成のためのコーディネートを行う人材の養成など，国や県が実施する制度を活用し，情報通信産業におけるさまざまな人材育成を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

２番（多田義一君）　今沖縄のお話がありました。私も同じように沖縄の資料を持ってきました。沖縄はちょっと桁違いですね。このＩＴの環境で言うと。恐らく今日本で一番環境が整っていると思います。ここに沖縄のＩＴパークという構想があります。恐らくこれは建設しているものだと思いますが，平成

１８年度の資料なんで。これは結局日本国内外の企業がここに入って，各国の仕事をここでこなして自国に送るという，どこでも仕事ができるという形を沖縄はやっています。この背景には国の事業も入ってますが，一番は人材なんですよね。そこに対応できる人材の育成という部分にすごい力を入れています。今度ここは経済特区沖縄，三つの経済特区があります。特別自由貿易地区，情報通信産業特別地区，金融業務特別地区，これらが三つの特区であって，この中に法人税に係る３５パーセントの所得控除の制度など，制度上の有利でいくとここでたくさんうたわれておりますが，内容はそれぞれ見てもらったら分かると思います。

そして先ほど言った各町村の取組ですが，沖縄だけで実に計１６施設がインキュベート施設というのを持っています。じゃあこのインキュベートっていったい何なのかというと，インキュベートというのは要は卵をふ化させていこうという，要は人材をここで育て温めて，技術が身に付いたときに技術者としていろんな世界に行っていただくと。この施設が１６あります，沖縄だけで。これはどういうことかというと，これは一例ですが名護市のケースです。みらい１号館，２号館とかみらい３号館，マルチメディア館，ここはすべてレンタルオフィスなんですよ。行政が造って，安価な金額で貸すと。そこにまた技術者が常駐するんですよね。技術者が常駐して仕事の効率性，または問題解決に民間と行政と共に取り組むと。すごく画期的な今の取組だと思います。

おもしろい資料を見つけました。なぜ沖縄に集中するかという一つの理由で，要は危機管理の部分なんでしょうが，沖縄本島は近代的地震観測が開始されて以来，震度５以上を観測したことが一度もないという情報をこのように出しているんですよね。鹿児島，九州５４回，近畿２７回，沖縄本島０。安心ですよと言っているんですよ。これがどこまでウエイトを占めるのか別として，細部にわたる情報若しくは制度上のバックアップはものすごいものがあります。先ほど言ったＩＴパーク，ここに併用して金融パークというのもあるんです。ということは沖縄の制度は金融また観光，ＩＴ情報産業含めてすべてリンクしているんですよね。すべてリンクして，これが一つの政策として大きな業績につながっていると。ここに沖縄県に進出した企業の推移というのがあります。平成９年度は製造業しかありません，平成９年度。平成１９年度，製造が３４件，ＩＴ関係産業でコールセンター以外が１１１件，コールセンター５１件，合計１９６社。雇用人数が１万５，５００人。これは今，平成１９年度の推計です。２０年度になるともっと上がっていると思いますが。同じ離島であって，できないことはないと思います。

私が世界から見たっていう質問がありますが，これは今だからできない政策とか僕はいっぱいあると思います。今中国のほうから企業進出，日本の企業が中国に進出しますが，中国が恐らく注目されるであろう年は来年度いっぱいであるというふうな認識をしている方がたくさんいらっしゃいます。じゃあ次はどこなのかというと，インド，ベトナム，タイ，ここが恐らく１０年間の間で飛躍的に伸びるであろう。この背景は何なのかというと市場の展望性，また安価な労働力，そして人材の技術ですよね，人材，この三つが上げられているわけです。じゃあ逆に奄美に置き換えた場合に適用できないかというと私はそうでもないと思います。やはり地理的不利はあると思いますが，そこを政治で何とかバックアップして企業誘致などできないもんなのか，そういう思いが強くて私はこの質問させていただいておりますが。この世界から見た奄美の可能性をどのように考えるかっという部分で簡単でいいので答弁をお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君）　現在，アジア地域の人件費の高騰などを要因として，国内企業の目が国内に戻ってきている状況であるというふうに考えております。そのため，先ほど来申し上げております人材育成による受入地域としての足腰の強化を図るとともに，今般議論されております奄振法延長の議論においても情報分野における優遇制度の設置など，ソフト・ハード両面の拡充を要望しているところでございます。今後とも外海離島の地理的不利益性を克服する分野としての情報通信産業については官民一体となった取組を進めるとともに，雇用機会を創出し，地域活性化に直接的な波及効果をもたらしうる産業として振興を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

２番（多田義一君）　是非ですね，僕は人材は実はたくさんいると思うんですよ。この奄美にもそうですが，奄美出身者の方もやはり第一線で活躍されている現役の方たちもたくさんいらっしゃると思います。そして，何を隠そうこのさっき言ったＩＴパーク，この重要なメンバーの一人にやはり奄美関係者がいらっしゃいます。これは皆さんも御存知だと思いますが。是非こういう方たちを地元のためにどうしていったらいいのかという話合いの場所を提供してくださいよ，皆さんで。もっともっと沖縄だけじゃなくて全国にもたくさんいらっしゃると思うんですよ。ここまで経験をもってらっしゃいますから，僕は何かの形で奄美に必ず貢献すると思いますので，是非そのような話合いの場を作っていただきたいと思います。

時間がないので次にいきますが，子育て支援について。保育所の現状，これは待機者数，その他あればお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君）　保育所の現状でございますが，現在，本市には認可保育所が１１か所，名瀬地区で公立が１，民間６，笠利地区で公立３の民間１ございまして，定員が１，００５人となっております。入所状況でございますが，１１月１日現在で１，０８６名。笠利地区の４保育所は定員に対してまだ余裕がある状況でございますが，名瀬地区の７保育所はすべて定員を超えているという状況でございます。

２番（多田義一君）　今ありましたが，名瀬地区の７保育所は定員を超えていると。そういう状況であるのは私も知っておりますが，基本的に原則的には待機者数０とうたっておりますよね。しかし，年度途中で子どもを預けたいっていう父兄の方もたくさんいらっしゃいまして，その方たちは子どもを預けられないと仕事ができないわけですよ。仕事はできない，収入はない。なくなると今度は生活保護の申請になるんですよね。こういう悪循環を繰り返すわけですよね結局。年度途中の申込者。部長，実際そうですよ。私がこの間ちょっと行ったんですけど，３０人待っていたんですよ。３０人待ってて，今はどこも定員がいっぱいですと，対応できませんと。ここはやはり改善する余地があるんじゃないでしょうか。ちょっとお願いします。

福祉事務所長（大井進良君）　現在，待機者が４３名ほどいらっしゃいます。これは名瀬地区だけですが。

議長（伊東隆吉君）　時間です。

以上で，新奄美　多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

奄美興政会　里　秀和君の発言を許可いたします。

１２番（里　秀和君）　こんにちは。奄美興政会の里　秀和でございます。

１２月に入って寒い日と昼間の暖かさの寒暖の激しい日が続いておりますが，議場の皆様はじめ風邪などひかれぬよう健康に留意し，暮れを新年を迎えていただきたいと希望します。

通告にしたがいまして質問をしてまいります。

先の臨時議会で可決いたしました緊急経済対策事業につきまして，今一番重要なことは少しでも早く市民経済に財政出動を行い，特に年末に向けて安心した生活を迎えるための支援が必要ではないだろうかと思います。このことを全国に先駆けて提案したことを高く評価するものであります。もちろん奄美市の財政は厳しい状況にありますが，可能な限り年内に実施できる適切な予算措置であり，市民の理解を得られるものと考えております。

６日から発売いたしました商品券につきましては，市民の皆様に購入していただくという協力が大事であって，はじめて成り立つ事業であると存じます。本日までの進展と，これからの取組をお示しください。

次からは発言席で行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君）　それではお答えをさせていただきます。

今回の緊急経済対策の目玉に位置づけをいたしておりますプレミアム商品券は「ほーらしゃ券」とネーミングし，発売へ向け諸手続に鋭意努めているところでございます。この商品券の発行に関しましては，去る１２月１日に取扱店募集説明会を名瀬・住用・笠利の各地区で開催し，去る１２月６日から名瀬ＡｉＡｉ広場，住用・笠利の総合支所におきまして発売を開始したところであります。

また，市民生活の安全のため，まち灯り設置による歩行者空間の整備につきましては，設置業務の受託事業者である大島電気工事業協同組合に対し，市内４４基の設置と３路線の街灯修繕を既に発注をいたしております。

そのほか，市道，河川，公園など環境整備事業，ヤスデ駆除対策事業，松食い虫被害予防対策など，雇用に直接つながる事業につきましても現在シルバー人材センター，あまみ大島森林組合，奄美市土地改良区などの受託事業者との契約締結を終え，事業の一部は既に着手し，雇用の創出に努めているところであります。

緊急経済対策事業につきましては，プレミアム商品券の発行をはじめとして，広く市民の皆様に関心を持っていただくことが何よりも重要であります。本事業の広報は既に広報誌やホームページ，新聞広告等により積極的に取り組んでおりますが，周知の徹底に引き続き努めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましても，特段の御協力方をよろしくお願いを申し上げます。

産業振興部長（赤近善治君）　プレミアム商品券の販売状況の御質問がございましたので，御答弁申し上げます。

６日の土曜日ですが，金額を申し上げますと５２６万５，０００円売り上げております。７日の日曜日ですが，６１７万５，０００円，合計１，１４４万円の売上をしております。

今後の販売の方法ですが，土日はＡｉＡｉ広場で平日は商工水産課とお答えしましたけれども，平日もＡｉＡｉ広場で職員が交替で販売するようにしております。また，併せて土曜日・日曜日はアーケード街でも販売したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

１２番（里　秀和君）　大変時期に合った事業にするためには目標の金額をきちっとこなすことによって市民経済が潤っていくものと考えます。議員諸兄には１セットでも多くの購入を希望いたします。職員の皆様には細かい事項に気配りヲしながら販売店・消費者の皆様に不平不満がなきよう努めていっていただきたいと存じます。

続きまして，来年度予算の展望と取組についてお尋ねします。

もう既に当局のほうには各党会派から来年度予算の要望等が入っておるものと存じますが，我が奄美興政会においても要望いたしております。要望書を読み上げて我々の要望をお示ししたいと思います。

「世界的な金融危機や原油，原材料，食料価格の高騰で日本経済は大変混迷した局面にあります。外海離島である奄美においては離島物価が重なり，市民生活はもちろん中小零細企業の経営をはじめ，産業・経済の幅広い分野において深刻な影響を受けております。予想以上に進んだ円高と株安で不安定な状況となっており，自動車，電機，工作機械，鉄鋼などこれまで輸出に支えられてきた産業は，これから海外の需要の落ち込みがさらに進むことと予想されます。当面の緊急経済対策はもちろん必要であります。それは従来の産業構造を守るためではありません。特に我が奄美市においては，今後は住民が，

主体的・自発的に創意工夫を凝らしながら農林水産業・観光など，地元中小企業をベースに奄美市の特性を生かした新しい分野，ソフト化などへの投資，癒しの島づくりを推進するために特段の予防措置を強く要望します。」，　一つひとつの要望については省きますが，当局からの来年度予算の展開についてお示しいただければ。

市長（平田隆義君）　里議員の来年度の予算編成ということでの答弁でございますが，議員御質問の趣旨は産業の振興による経済の活性化を図るべきであるということだと，このように受け止めています。これまでも答弁してまいりましたが，平成２１年度におきます産業振興部の中で，特に農業については現在奄振事業においても青果物の安定供給や地産地消，地元農産物の生産拡大を図るためにも公設地方卸売市場の整備をしたいと，こういうことで計画しております。おっしゃるとおり，地産地消このことがこれから最も重要な地域の経済の活力を生む底力の付く分野ではないかと，私も受け止めております。そういった点では，今後の農業生産の安定と，それから発展を目指した基盤整備，環境基盤を総合的に整備していく必要があろうと，このように思っております。残された県営の畑地帯総合整備事業等による農業施設の基盤整備ということも引き続いて実行していく予定にしておるわけです。今後の，奄美全体としても一緒ですが，サトウキビ等のＷＴＯの問題も抱えて苦慮しておるところでありますが，何とか問題をクリアしていただいて，農業基盤の安定を図っていかなきゃならないという事態にあろうと思います。

そういうような中で，引き続いて教育，福祉関係の予算をどう確保していくかということが求められるわけであります。学校の施設整備ということについても取り組んでいかなければならないことでもありますし，福祉関係の予算も伸びていく可能性が強いわけであります。こういった点での予算配分ということになるわけでありますが，議員の指摘された地域の産業を興すというこの基本姿勢が最も重要ではないのかなと思っているところでありますので，工夫を凝らしていきたいと，こう思っておりますので御理解賜りたいと思います。

１２番（里　秀和君）　ただいま市長の御答弁にございましたが，私２点だけ特段の要望をしたいと思います。

移住・定住の促進補助の制度の導入はできないか。これは県内の他市でも先例がございますようで，手元に少し資料もございますが，一つ要望いたします。

それと，地場産業の振興について市長，ただいまたくさん述べられましたが，この市場の小さい地元では一つの企業で一つの業態だけで勝負する従来型の企業経営は非常に難しい時代になってきていると認識しております。年間を通じて継続的に仕事を確保することが難しいこのごろ，実際近年の公共事業の減少で地元の建設会社が複業経営からなされておるところもございます。農業の問題は農業者だけでは解決できません。建設業の問題も建設業者だけでは解決できないと思います。地元の立場から両方共に検討して農・商・工の連携，官・産・学の連携等を含めて林業と建設業の協働のように複数業種が協力して事業を複業化推進を後押しして地場産業活性化など，地場産業の振興の予算措置，この２点を強く要望しておきます。終わります。

次に，農業振興についてですが，最初に農業用水についてお尋ねをいたします。

現在，農業用水は名瀬地区と笠利地区で給水がなされているようでございますが，名瀬地区及び笠利地区の受益農家戸数，受益面積，給水量及び使用料，お示しください。

産業振興部長（赤近善治君）　名瀬大川地区の農業用水につきましては，昭和５５年度に県営畑地帯土地改良総合整備事業の一環としまして，鹿児島県が事業主体となり整備されております。

大川ダムの有効貯水量は２１８万トンで現在，農業用水と上水道として利用されております。また，須野ダムにつきましても平成１８年度に県営灌漑排水事業の一環として整備されております。有効貯水量は９５万トンで，同じく農業用水と上水道として利用されているところでございます。

平成１９年度の大川ダムの取水量は，農業用水が３４１万４，０００トン，上水道が５４万７，０００トンでございまして，比率にしますと８６．２パーセントが農業用水，１３．８パーセントが上水道というふうになっております。あと須野ダムにつきましては農業用水が５０万２，０００トン，上水道が１９万４，０００トンでございまして，率に直しますと農業用水が７２パーセント，上水道が２８パーセントというふうになっているところでございます。

それから受益者面積と受益者戸数の御質問がございましたが，大川地区，名瀬地区につきましては受益面積は１５５ヘクタールというふうになっております。笠利の東部地区につきましては４５８ヘクタールです。それから名瀬地区の大川地区ですが受益の農家数が１５８戸，笠利の東部地区が６１７戸というふうになっております。

それから，大川地区の農業用水の使用料につきましては供用開始以来徴収はいたしておりません。笠利地区の農業用水につきましては土地改良区を設定しておりまして，その維持管理費として年間反当たり３，５００円を徴収しているところでございます。

１２番（里　秀和君）　よく分かりました。一つ私が気になることは，名瀬地区は給水以来使用料０，笠利地区は反当たり３，５００円，この受益農家の使用料のあるなしの問題でございます。我々議会も行政も含めて名瀬市・笠利町・住用村，３市町村の合併で地域間格差を少なくしよう，一体化を図ろうという理念の基に我々も進めておりますが，この料金の０の所と３，５００円の所は我々ちょっと説明しづらい点があるんですが，今からあと何か月したら合併３年ですが，４年目に入ってこの料金の統一化とか均一化とかいう問題は，仕組みとして作っていけないものでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君）　私もこの使用料については差があってはいけないなというふうに思ってますけれども，使用料という考え方じゃございませんで，例えば名瀬の大川地区につきましてはいわゆるダムから自然流下でそのまま農家のほうに配水管を通して水が供給されておりますけれども，笠利地区につきましては須野ダムからいったんファームポンドに水揚げをしなくてはならないと，いわゆるポンプアップをしなくてはならないと。そういったことで年間約３００万円ぐらい電気料として使っているそうでございます。併せまして，畑地帯に行く配水管関係も土地改良区のほうが受託をしているということで，いわゆる管理体制に，管理に伴います負担金という格好で徴収をしているということで，それぞれ笠利地区の条件の違い，大川地区の状況の違い，管理体制の違いで，こういった負担金が生じているということで，一概に水道料金としての利用料という考え方ではございませんで，管理代ということで現在，地区によってはそういった差がありますよということでありますので，今後内部でどのような方法が一番いいのかですね，また詳細に調査をしてまいりたいというふうに思っております。

１２番（里　秀和君）　ただいまの産振部長のお答えもよく理解できるところではございますが，名目はいかにせよ片一方の農家は払ってない，片一方の農家は払っている，仕組みはきちっとしていかなければいけないものと存じますので，これからの努力を深くお願いして終わります。

次に，ｅ物産市について。

インターネットによる地域特産品のＰＲや販路拡大の支援事業，ｅ物産市プロジェクトを経済産業省が公募した２００８年度地域エージェントの委託先に奄美市名瀬の奄美ＩＣＴ株式会社が全国３０件の中に選ばれました。３月議会でも取り上げ御質問をいたしましたが，産振部長のお答えの中で各関係機関とも協議し，生産者の販路拡大につながる妥当性について検討してまいりますという答弁がありましたが，その後いかがな展開になっているのでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君）　ｅ物産市につきましてお答えを申し上げます。

現在，国内各地において地域活性化の手段としまして，地域資源を活用した商品開発等を求める声は高まる一方でございますけども，地域農林水産品などの地域商品に関連した産業の担い手となります生

産者や製造・加工業者は中小規模の事業者が多く，新たな販路開拓や流通手段の確保に大きな問題を抱えているのが現状でございます。そのためにっぽんｅ物産市プロジェクトでは，こういった地域の問題解決の方法としましてＩＴの活用に着目し，消費者に対する直接的な購買意欲の喚起だけでなく，ＢｔｏＢビジネス，企業間取引と言われておりますけれども，大手小売業のバイヤーなどの販路の開拓を目的にしております。

今般，新聞報道等でもありましたように，奄美市内の奄美ＩＣＴ株式会社が「にっぽんｅ物産市プロジェクト」において地域エージェントに採択されております。本事業の運営に直接的に関わる地域エージェントの募集につきましては，去る７月１４日から７月２８日までの間自治体や大学等の研究機関，民間企業やＮＰＯ等を対象に経済産業省のホームページで行われておるところでございます。採択されました地域エージェントを見ますと，自治体における採択は１件もなく，フットワークが軽く比較的若い世代の民間企業が選ばれているようでございます。

本市におきましても，目的を同じくする「地域ＩＣＴ利活用モデル構築事業」を推進中であることから事業申請については重複する事業導入と判断いたしました。このような中，市内の民間企業が積極的に応募し，採択に至ったことにつきましては民間が発意し，自ら行動し，地域に貢献するという理想的な活動状況の結果であり，まことに喜ばしく心強く感じておるところでございます。同企業と情報交換をいたしておりますが，先日開催した説明会には２６名の方が参加され，参加者からはかなり高い関心を示していただいたとのことでございます。また，本事業ではホームページへの掲載だけでなく，大手小売店との対面商談等も実施することができることから，参加する地域企業においても対応可能な熱意が必要不可欠であるとのことでございました。

今後は，社団法人日本セルフサービス協会が毎年２月に開催しております，食品スーパーマーケットを中心とする流通業界に最新情報を発信するプロ向けの展示会でありますスーパーマーケットトレードショーへの参加など，さまざまな広がりをみせるのではないかと期待しておるところでございます。

販路開拓やマーケティング分析の強化など本市のみならず，奄美群島が抱える共通の課題に対しまして大きな後押しとなるものと考えておりますので，今後とも情報交換を密に行い，産業振興の立場から協力してまいりたいと考えているところでございます。

１２番（里　秀和君）　産振部長のお答えはよく分かりました。この地域エージェントの役割は生産者と販売者と小売業者の橋渡し。事業に参加する本土のデパートやスーパーなどでテストマーケティングなどを実施し，エージェントの収集した特産品について市場や消費者からのニーズを直接把握することが可能であるという事業だと認識しております。奄美市の無人販売の品や一集落１ブランドの中で良い品がありましたら登録を推進してみたり，また発掘されていない良い商品を見つけるなど，地域産品の広くＰＲする骨格になるものと考えます。農・商・工が協働で事業展開，また異業種協働による複業化が全国でも取り組まれているようでありますが，本市においてもエージェントと協力することで業者と出荷者の連携を図っていってほしいと存じます。この件について終わります。

続きまして，農業の振興計画についてお尋ねいたします。

１２月３日，先の県議会において知事は奄振事業を積極的に活用し，サトウキビを基幹作物に，園芸や畜産など多様な農業経営が展開されている。今後も担い手育成や生産基盤の整備，競争力のあるブランド産地の育成などの促進，奄美地域特有の自然や地域資源を生かした特色ある農業の振興に努めたいと述べております。またその先ごろ，県は有機農業推進計画を策定いたしました。有機農業を食の安心・安全の確保，地産地消やスローフードの展開，地域の活性化に結びつく農業と位置づけ，有機農業を環境と調和した農業の一翼を担う農業。有機農産物は，一定の根強い需要がある農業と位置づけ，取組農家の支援策として経営安定モデル体系の作成を目指すとしております。

奄美市の来年度以降における農業振興策の具体的な方策がありましたらお示しください。

産業振興部長（赤近善治君）　農業振興計画についてお答え申し上げます。

現在，奄美市の平成２１年度予算編成作業を進めているところであり，その中でも農業振興を市政の重要な施策として掲げているところでございます。特に大きな事業としましては，まだ国への予算要求の段階ではありますけれども，長年の懸案事項でありました地方卸売市場の整備を計画しております。この事業は奄振事業で計画しておりまして，長浜地区に平成２２年８月の開設を目指しているところであります。この市場が建設されることにより農産物の集出荷体制の充実が図られ，更なる農業振興につながるものだと考えております。

また現在，国におきましても食料自給率の向上を重点課題としており，その解決手段の一つとしまして耕作放棄地の解消に取り組んでいるところでございます。奄美市におきましても，現在調査を進めております耕作放棄地の全体調査を基に農地情報のデーターベース化を行い，農地の流動化を推進し，耕作放棄地の解消を図り，農業振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

農産物の振興としましては，サトウキビ，肉用牛，野菜，果樹の生産拡大を図っているところでございますが，特に現在栽培面積が拡大しておりますカボチャの栽培面積，生産量拡大に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

１２番（里　秀和君）　次に，世界遺産登録についてお尋ねをいたします。寄附金条例について，現在までの進展とこれからの取組をお聞かせ願いたいと思います。

教育部長（里中一彦君）　奄美の得意な自然景観等の保全や稀少野生動植物の保護などを奄美ファンと協働して促進するため先の議会で議決いただき，今年７月１日から施工いたしました世界自然遺産登録推進のための寄附条例につきましては，募集等を広報誌や市ホームページで常時宣伝に努めているほか，１１月上旬には関東や関西，鹿児島，沖縄などの郷友会に対して協力案内文書を送付し，鋭意努力をしているところでございます。また，これまで東京奄美会の設立１１０周年記念事業への出席のおり市長自らＰＲを行っており，引き続き募集活動を行っていただく予定であります。

１１月末現在の寄附金の申込状況でありますが，世界自然遺産登録推進のための寄附金の申込みが１６件で７２万４，０００円，そのうち納入済額につきましては１３件で６５万４，０００円となっております。また，本市への一般寄附金の申込みについて申し上げますと，１６件で８８万３，０００円，そのうち納入済額が１６件で同額の８８万３，０００円となっております。それで世界自然遺産登録の寄附金と一般寄附金の合計額でございますが，申込みの合計額は３２件で１６０万７，０００円，そのうち納入済み額が２９件，１５３万７，０００円となっております。寄附者には随時市長名の礼状を送付し謝意を表すとともに，寄附件数や累計額等は常時市のホームページで公表をいたしているところでございます。

今後，寄附者の御意見や御提言も参考にしながら宣伝の拡大に努め，また関係事業の検討を進めていく予定でございます。引き続き議員の御支援，御協力方をよろしくお願いをいたします。

１２番（里　秀和君）　よく分かりました。三役の皆様，部課長の皆様，出張のたびに宣伝営業活動，本当にお疲れ様です。これからも，できれば寄附金条例がうたわれたり，奄美のきれいな写真が入った名刺でも，寄附金条例の名刺でも作って，その名刺でも配って歩いたらなあとかも考えたりもします。また今まで，現在奄美市から依頼されてる観光大使の方々にも，役所から寄附金条例がうたわれている名刺を作って，これで活動をしてくださいませんかというお願いなんかもいかがなもんでしょうか。提案しておきます。

続いて，国立公園に入らせていただきます。

１１月７日の奄美地域の自然資源の保全活用に関する検討会で，奄美の国立公園化について生態系管理型と環境文化型の二本柱の基本的な考え方を示し，これまでにない新しい国立公園となるとして，環境省は２０１０年度までに決めることにしました。また，自然遺産を推進する対象地域は奄美大島と徳之島の照葉樹林を考えると明らかにしております。林野庁は２００９年度をめどに奄美大島と徳之島の

国有林を森林生態系保護地域に指定する方針を固め，保存地区や保全地区などを設定することで希少動植物を保護する制度を作るために，奄美群島森林生態系保護地域設定委員会を立ち上げております。自然遺産登録に向けて着々と進展しているものと考えられます。なお，チップ工場の稼働など少し不安な面もありますが，更なる進め方をしていただきたいと思います。

続きまして，外来種対策について。ジャワマングースについて，防除捕獲作業のこれまでの進展と経過が分かりましたらお示しください。

市民福祉部長（福山　治君）　外来種対策についてお答えをいたします。

マングースにつきましては環境省においてマングース防除事業を実施しており，平成２６年度までの完全排除を目標に，奄美野生生物保護センターが中心となってマングースバスターズを組織し，取組を進めているところでございます。これまでの取組により生息密度の低下，分布域の分断化が確認されるなど成果が出ているようでございます。しかしながら，生息密度の低下に伴い，平成１９年度の捕獲実績が７８０頭と前々年度比較で７０パーセント減少するといった捕獲効率も低下しているようでございます。そのため，より効率的，効果的な捕獲ができるようマングースのふんや痕跡を発見するためのマングース探索犬３頭の導入を準備しており，来年度からの実践に向け現在訓練を行っていると伺っておりますので，更なる防除が進むことに期待しているところでございます。

１２番（里　秀和君）　これは環境省が予算をかけて，年度を決めて，根絶向けてやっておられる事業ですので１００パーセント根絶に向かっているものと信じて疑いません。

続きまして，ノヤギと申しますか，山羊をめぐる問題についてお尋ねをいたします。

外来ほ乳類の防除対策事業として，順調な防除事業が進められているとの報道がなされておりますが，これからの取組等をお示しください。

市民福祉部長（福山　治君）　ノヤギにつきましては，昨年度制定いたしました奄美市山羊の放し飼い等防止条例が本年６月から施行されましたので，現在放し飼いの防止に向けた適正飼養の徹底に取り組むとともに，条例に基づく山羊の飼養状況について調査を行う予定にしております。

１２番（里　秀和君）　普通山羊は性格も温厚で飼いやすく，乳，食肉，毛，皮など広い用途に利用できるため，家畜の優等生として全国でも飼われているようでございます。しかし，奄美群島やトカラ列島では食肉の需要の減少と飼い主の高齢化が進んだことから，人の手を離れて野生化したノヤギが増え，野生の植物を食い荒らし，奄美の自然に深刻なダメージを与えております。また，ノヤギがウケユリなど海岸線に自生する稀少植物や固有種を食べてしまうという問題も深刻化しております。地球上で奄美にだけしかない植物が絶滅の危機を迎えております。新たなノヤギを自然に放さないような柵の中や，つないだ状態で飼育することが義務づけられた条例ができておりますが，このノヤギの問題を放置いたしますと世界遺産に認定されるかどうか左右する大きな問題だと認識しております。その影響の大きさから，最優先で対策を行うべき外来種の一種であります。食害による植生の変化，植生変化に伴う動物相変化，土砂流出と海洋汚染，落石・崩落，踏圧による生物への影響，農業被害，複合的な影響の例，例えばアマミノクロウサギのえさの競合はないか。そしてまた現在，どこに何頭いるのか。何を食べるのか。どれくらい増えているのか。行動範囲は。これらが分からなくては効果的な対策はできないのではないでしょうか。調べてはじめて具体的影響の把握，駆除実施場所の優先順位の付け方，駆除後の成果の把握，駆除後のケアの方法の提案などもできるものと思います。

例えば，小笠原や世界でどういう対策が行われているのか。小笠原においては，ノヤギが無人島で大繁殖，固有植物の絶滅，土砂流出，赤土による海洋汚染などで小笠原も世界遺産登録への障害となるものと考えられております。いくつかの島で駆除は完了しておりますが，しかしまだ追いつかない現状で新たな対策が必要であるとのことです。

世界中でノヤギはどういうふうに対策されておるか駆除方法を調べてみました。アメリカのカリフォルニアでは発信器を付けた山羊の追跡，銃による駆除。チリ，ガラパゴス諸島ではヘリから銃で射殺。ガイドも銃を持参し，見つけ次第射殺。

これから駆除への提言を少し申し上げます。保護上重要な場所を，優先順位を付けける。広く浅くやったんじゃいつまでも進まない。部分的にでも完全駆除をする。銃使用も視野に入れた経済的，効率的な駆除はできないか。十分な調査費用も計上し，調査協力体制を築いて，マングースの二の舞にならないように行政は駆除費用だけでなく，早急かつ慎重に動くことが重要だと思われます。今後は奄美の山野のノヤギの存在は世界遺産登録への障害及び大きな恥部になると考えます。小笠原諸島と比べ面積が８倍広い奄美大島ではライフル銃を使わない限り全頭駆除は無理であると専門家の意見もあります。ノヤギの件はこれで終わります。

続いて野生化した犬，猫による稀少動植物の捕食問題があげられます。例えば，昨年１１月アマミノクロウサギの大量死亡の事実が全国的に大きく報道されました。残念ながら奄美大島におけるペットの管理マナーの意識が低いのが現状です。マナーの低さが奄美のシンボルであるアマミノクロウサギなどの多くの希少動物を殺傷して，生物多様性の脅威となっております。このような状況は第一義的には飼い主の責任の問題ではありますが，山野においてはマングース防除捕獲作業と同様の対応ができないものかお尋ねをいたします。

市民福祉部長（福山　治君）　ノネコ・ノイヌの対策につきましては，飼い主の適正飼養，遺棄防止などモラルの向上を図ることが最重要でありますので，これまで広報誌を通した啓発，各集会場への遺棄防止ポスターの掲示など，啓発活動を中心に取り組んでおります。今後とも適正飼養，遺棄防止の啓発を図るとともに，繁殖を希望しない飼い主への避妊，去勢手術の呼びかけなど，保健所とも連携を図りながら更なる啓発に努め，新たなノイヌ・ノネコの発生防止に努めてまいりたいと考えております。

また，マングース防除事業と同様の対応ができないかとの御質問でございますが，特定外来生物法に制定されたマングースと本来ペットであったノイヌ・ノネコについて同様の対応を行うことは動物愛護の観点や法的根拠，財政面も含めて検討しなければならないものと考えております。しかしながら，ノイヌを含めた放し飼いにされた犬につきましては狂犬病予防法に基づき保健所において捕獲拘留を行っており，昨年度は２６７頭捕獲しております。本市も保健所に協力して捕獲を行っておりますので，今後も引き続き取り組んでまいりたいと思います。山野にいるノネコにつきましては，有害鳥獣として捕獲は可能と考えておりますが，捕獲後の保護の在り方につきまして十分な議論を重ねる必要があるものと考えております。現在，保健所をはじめ関係機関一体となってノネコ対策を検討しており，捕獲の在り方も含めて議論してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

１２番（里　秀和君）　分かりました。特にノヤギの問題では特区の申請なんかもなされて，これが駄目であったみたいですが，自家用と殺及びと蓄場外と殺の申請はと殺の５日前までとなっている。狩猟や駆除の５日前までというのは難しいことと思われます。施行細則には急を要する場合はこの限りではないとありますが，こういう細則をたてに県及び国，県知事，我々奄美から出している金子県会議長，県選出の７名の国会議員，元法務大臣の南野先生，尾辻参議院会長，公明党の冬柴元委員長，それからこの間まで国土省長官であった冬柴さん，元委員長の神崎，東　順治，みんな我々奄美から票が出ている方々であります。連携を取り合って政治家の方にも協力をしてもらって，この情報でノヤギを食べられないかなと，これはちょっと言いすぎですけど，ノヤギを捕獲することはできないかなという運動をしていきたいなあと思っております。終わります。

もう１問。皆既日食については，先ほど多田議員からも質問がありましたが，６月に実行委員会を立ち上げ，観測者等の受入体制の充実に３部門の専門員会を設け取り組んでおられますが，これまでの進展と経過，見通しなどをお答えください。

産業振興部長（赤近善治君）　まず，実行委員会を立ち上げて，これまで一番最近のニュースではテントサイトの委託業務を信用していますので，このあたりまで答弁を申し上げたいというふうに思います。

奄美市全体では宿泊施設が４７施設，あと本島の龍郷町・大和村・宇検村，それから瀬戸内町，これは加計呂麻島も含めましてですが，４町村合計で５８施設の合計１０５施設，３，３４０人がいわゆる宿泊施設ということになっておりますけれども，それ以外にテントサイトで３，０００人を予定しております。

この業務委託協定の内容でありますけども，臨時のテントサイトを施設するものでありますけれども，委託契約の締結に至った経緯につきましては奄美市内の旅行会社７社にプロポーザルを実施してプレゼンをいたしたいということで公募しましたところ，唯一提案のあった株式会社奄美エーストラベルと近畿日本ツーリスト株式会社の共同企業が委託業者に決定をいたしたところでございます。主な業務内容は，３，０００人収容のテントサイトの設営から運営，テント利用者の募集業務，実行委員会開催補助業務など，ごみ処理，し尿処理，電気・水道の設備やその他，あとはすべて費用で，すべてをツアー料金に含めたというような内容でございます。当然，ツアー料金ですから受益者負担ということになります。

１２番（里　秀和君）　細かいところ，たくさんありましたけれども，一つだけ我々こちら受入サイドで考えるべき問題，一つだけ，１点だけ。

外国人の方々も来られると思いますので，外国人の通訳になられる方々，市内におられる外国人登録の方々とかを組織をして，まだ日にちがありますから接客業の方々との講習会等を検討されて，外国人の対応ができるように組織化及び研修会等を検討されることを要望いたします。終わります。

もう１点。県が奄美健康ツアー商品化。

県は５か年計画で取り組んできたプロジェクトで奄美ヘルスツーリズムを商品化しました。奄美大島の島唄，八月踊り，長寿食材，森林浴などを体験する東京，大阪発の二泊三日のツアーで，奄美の航空路を持ち，宣伝力もある日本航空と委託契約を結び，関連会社のジャルツアーズが料金は５食付きで一人６万６，８００円で，１１月から来年３月までほぼ毎日一人でも催行することになったとあります。ジャルツアーズ担当者は健康志向の高まりなどを受け，お客様に打ち出しやすい商品で集客状況をみて４月以降の実施も検討したいとしておりますが，お答えください。

産業振興部長（赤近善治君）　奄美健康ツアーの内容につきましてはただいま議員から御紹介があったとおりでございます。

鹿児島県では奄美群島が持つ長寿・子宝等の資源をまちづくり，産業の振興，観光の振興に効果的に活用することにより，「長寿・子宝・癒しの島　あまみの」構築を図り，県民の健康と寿命の延伸と次世代育成の支援につなげることを目的に，奄振事業を活用しまして平成１６年度から「あまみ長寿・子宝プロジェクト」を展開しております。奄美健康ツアーは，そのプロジェクトの中で科学的に検証してきたタラソテラピーや森林浴，長寿食材，島唄・島踊りの効果をまとめた滞在型のヘルスツーリズムを商品化したものでございます。本市としましても「あまみ長寿･子宝プロジェクト」への地元への普及･定着を図るため，各市町村が主体的に実施する長寿，子宝，癒しをキーワードにした事業に対し，支援をしてまいりたいといういふうに考えているところでございます。

議長（伊東隆吉君）　以上で，奄美興政会　里　秀和君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

奄美興政会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

１０番（竹山耕平君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。私は奄美興政会の竹山耕平でございます。とうとう今年最後の一般質問も私の順番でラストとなりました。最後の一言まで一生懸命質問をしたいと存じますので，皆様も最後の一言までお付き合いくださいますよう，心よりよろしくお願いいたします。

まずは，少々お時間をいただき，先日のゲリラ豪雨による災害に遭われた住民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。お見舞いを申し上げるとともに当局には最悪の事態を想定し，住民皆様がいつも安心して生活できますよう，生活基盤の整備，安全・安心な地域づくり体制の充実，強化をお願いしたいと存じます。

次にねんりんピック，第１回奄美市民体育祭が開催されました。出場並びに関係された皆様に心より感謝を申し上げます。また，来年には皆既日食をはじめ，多くの目玉イベントからヤンゴ１００周年のイベント開催も予定されているようでありますので，関係される皆様の更なる御活躍を祈念申し上げ，私の一般質問へ移らせていただきます。

まず，最初に議長，通告書に訂正がございますので変更をお願いしたいと思います。主題３の（４），子育てサポート事業となっておりますが，子育てパスポート事業でありますので，変更をお願いします。それでは質問へ移ります。

はじめに，有害サイト・ネットいじめから子どもたちを守る対応策という質問です。

テレビ，新聞などでもよく取り上げられていますこの問題，第３回定例会におきましては与議員から，また本定例会においても叶議員より関連の質問がございました。それほどみんなが意識しなければいけない問題であるということです。特に最近は社会人をはじめ，大学生や鹿児島県内外の高校生がサイトを通じて大麻及び大麻の種を購入し栽培を行い，吸引するなどして検挙並びに書類送検されるという事件が毎日のように報道されております。奄美でも以前大麻関連で検挙されるという事件も起こっており，皆様の記憶にも残っていると思います。大麻の種を買うだけでは違法にはなりません。これは大麻の種は鳥などのえさや私たちが普段口にしている七味唐辛子などの食べ物の原料をはじめ，また洋服の原料やしめ縄などの原料にもなっていることから，処罰対象外であります。吸引という使用だけの点においても大麻農家が吸引する場合があるという点から処罰対象になっておりません。処罰対象となるのは，大麻農家以外の大麻の栽培と所持のみであり，約６０年間法改正のない大麻取締法については今後時代背景を踏まえた法改正の必要性を強く訴えます。ここ奄美においては，今回の大麻関連でまだ処罰対象者は存在していませんが，過去には存在していますので，いつ出てもおかしくないという危機感をもって対策に努めなければいけません。

振り込め詐欺においても私たちのふるさとから多くの犠牲者が出ております。また，学校裏サイトに対しても児童が犠牲になっております。欲しいものは誰でも簡単に何でも日常的に手に入れることができる便利な世の中であるということに大きな問題があると考えます。この事例以外にも出会い系サイトや自殺サイトなどを含む闇サイトなど，数々の社会問題，重大事件につながるケースもあるのが有害サイトの特徴であります。

現在，本県内に通う高校生の携帯電話所持率は約８９パーセントであり，また親の携帯電話を借りて利用するという利用率は約９１パーセントだそうです。また，所持率でも小学生では約７パーセント，中学生で約１７パーセント。利用率については，小学生で約３６パーセント，中学生で約６０パーセントにも達するということであります。

先ほど市の所持率・利用率は答弁いただきました。この中でフィルタリング規制をかけている生徒の数は県内ではありますが小学生･中学生ともに約３０パーセントにしか満たないということです。以前，教育長は大手携帯電話各社が１８歳未満の子どもたちを対象にフィルタリングサービスを始めるということで抑制が図れることに期待ができるとお話をされておりました。有害サイトに対する携帯電話会社の規制への取組だけではなく，市教育委員会として，これまでの対応及び働きかけは先ほど答弁ありましたが，私はその成果と評価をお聞きいたします。また，所持率･利用率は先ほど答弁されましたので，本市におけるフィリタリング規制状況はどうなっているのかを答弁願います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

教育長（徳永昭雄君）　有害サイト，それからフィルタリングに関しまして竹山議員の質問に答弁します。

まず，携帯電話に関わる各学校への児童・生徒への啓発でございますが，教職員による講話，それから啓発プリントの配布，学校だよりに掲載しての配布というのがあります。それから，保護者への啓発でございますが，専門機関や警察，企業による講話，それから学年・学級ＰＴＡでの啓発，啓発プリントの配布と大方の作業は各学校において取り組まれておるものと思っております。

あと，加えますが携帯電話の校内持込みに関しましては，小学校では１校だけは特に禁止してないというのがありまして，ほかの２０校につきましては届出制，禁止，ほとんどが禁止ということになっております。１校で禁止してないというのは，特に所持者がいなかったということでですね。ただ，これに関しましても今後は学校へは持込みは禁止とほとんどの学校がしておりますので，その予定になるものと思っております。それから，中学校に関しても原則として校内持込みは禁止ということになっております。

次に，フィルタリングの設置でございますが，本人の持ち物に関してのフィルタリングをしているのが小学生で１７．９パーセント，それから中学生におきましては２２．５パーセント。それから家庭内で携帯電話に関してのルールを設けているところは，小学校におきまして４７パーセント，それから中学校におきましては５５．１パーセントという数字が出ております。子どもたちが携帯電話を買うときには多分保護者も付いて行くのが普通だと思いますが，そのときに多分保護者の方々はフィルタリングをしなさいという購入元からの指導とか，そういうのもあるかと思います。ただ使っているうちに，あれができない，これができないということで親に頼み込んで外してもらうと。甘い親はそれにほだされて外していくと，そういうことが当然出てくるものと思われます。それも含めまして，やはり最初に竹山議員が述べられましたように，有害サイトが危ないということをですね，やはり我々も学校を通じて，またいろんな関係機関と協力を得て啓発に努めていかなければならないものと思っております。

１０番（竹山耕平君）　持込禁止の学校や家庭でルールを決めるなど，さまざまな要因があるとは思いますけど，今教育長が答弁されたように，私も先日携帯会社三方に足を運んでいろんなフィルタリングの状況をお聞きしましたところ，所持率で子どもが契約者でないとフィルタリング規制というものをかけられないと，親がプレゼントをして子どもにあげたり，進学･進級時に子どもにプレゼントするという，そのときは親が契約者になると。そういった場合にはフィルタリング規制の対象外になることがあると。そしてまたフィルタリング規制をかけた，子どもに対してかけた場合にしても教育長が言われたように，親御さんが規制の解除を申し込むことが多いということで，親御さんですね，保護者に対しての認識の薄さが背景にあるという問題があるということを強く言ってました。

また，今年に入り住用地区・瀬戸内町地区の学校でドコモさんが携帯電話安全・安心教室という講習会に参加したということです。ドコモさん側は呼んでいただいたら喜んで講習会に参加するということでしたので，各学校に紹介して活用されてはいかがでしょうか。先ほど答弁されたように，教職員の皆様が講話やプリントを配布して，そしてまた親御さんたちに啓発活動に努めているとのことでしたが，やはり専門家を，特に電話会社の方々をですね，活用されたほうが私はいいと思います。生徒は先生の言うことはあまり真剣に聞いてくれません。これはですね，私が教員時代の実際の体験談ですので多分間違いはないと思います。専門家の方を呼んでその専門的な楽しい講話をしたほうがですね，生徒たちは喜んで聞きます。

パソコンでフィルタリング規制は容易なものであると感じますが，先ほど話されたように携帯電話は個人の所有物であり，いつも持ち歩いているものでありますので，いつどこで何をしているのか十分把握できない面もあります。そして携帯電話は機能面において，どんどん進化しており，議場にいる皆様

も携帯電話を使いこなしきれていない方がほとんどではないかと私はそう思います。そのような中，困難だとは思いますが，やはり対応策は示さなければいけません。先日ある地域におきましては，児童に携帯電話を持たせない条例の制定を考えているという自治体が紹介されておりました。最近では大阪府が話題になっています。奄美市としてもこのような対応策が必要かどうか，まだ私には分かりませんが，市長の御見解をお示し願いたいと存じます。

教育長（徳永昭雄君）　私のほうから答弁をさせていただきます。

学校のほうにも企業のほうから行っております。現在のところ小学校には２件，それから中学校のほうに１件ということで行っておりますが，今後も企業の広報活動につきましても学校に対して利用促進をしていただきたいということを申し上げたいと思っております。

それから，持たせないということにつきましては，大阪のほうで知事がそういう発言もされているようですが，なかなか塾に行った帰りの連絡とか，そういうので保護者と子どもさん方がお互いに連絡を取り合いたいという思いもありますので，一概に条例とか法律でできるのかなあという疑問は残っております。

１０番（竹山耕平君）　ありがとうございます。今言われたようにですね，携帯電話というのは本当に便利なものであり，ですけどそこをしっかり行政並びに一番保護者がしっかりとした認識を持って対応策を示さなければいけないというのが，この携帯電話の問題でもあります。

次に質問に入ります。次に給食中における食育・地産地消への取組について質問いたします。

伝統的な食文化，環境と調和した生産と消費等に配慮し，地場産農林水産物への理解を深めるとともに，生産者と消費者の交流の促進を行う食育でありますが，先日の決算委員会の中でも，このことについての取組と成果をお聞きいたしました。

現在，国の食糧自給率は約４０パーセントであり，世界的な食糧危機が叫ばれている中，食糧自給率の向上は喫緊の国家課題でもあると考えます。本市におかれましても，認定農業者が法人も含め１０９名と増加しており，食糧自給率の向上を目指すべく農林水産業などの第一次産業に対し，本腰を入れようとさまざまな支援事業に力を入れようとしていると私は認識しております。先ほどの市長の答弁でも力強い言葉がございました。今後の可能性に私も大きく期待を寄せております。

現在，鹿児島県の食料自給率はカロリーベースで約９０パーセントにも上るということです。また，県内の学校給食における県産農林水産物利用率の地産地消状況は約７０パーセントです。政府策定の食育推進基本計画において学校給食における地場産物の使用割合の目標数値は３０パーセントと掲げています。本市の学校給食における県産物の使用割合は約５６パーセントと目標は上回ってはいますが，奄美地場産の農水産物に特定すると目標には達していないということになります。決算委員会の中でもお話はいたしましたが，奄美市をはじめ大島郡内の学校給食の地産地消への取組，各地域によって多くのばらつきがあると見受けられます。積極的に地場産物を使用しているのはセンター方式の場合が多いということです。また，今後についても，今以上に積極的に地場産物の使用に取り組むということであります。先日名瀬･住用地域の学校給食センターに向けた計画の検討を行うというお話がありましたので，よろしくお願いしたいと存じます。また，鹿児島市のＪＡさんが，地産地消と食育の一環として，地元小学校へ食材供給を進める取組をはじめたということであります。

ここで質問に移ります。子どもの心身と健康の増進と豊かな人間形成を目指し，さまざまな体験活動を通じて食に関する感謝の心や理解を深め，また，地場産農林水産物への理解を深めるとともに，生産者と消費者の交流の促進を行う，生きた教材としての食育の成果をお示しください。また，今後どのような施策を打ち出して地場産物使用割合の目標値のクリアと，この先５０パーセント，６０パーセントと上を目指していくのかをお示しください。

教育長（徳永昭雄君）　食育の取組でございますが，これは学校教育活動全体で行われております。特に

給食の時間には栄養教諭や栄養職員が食育についての講話をしたり，各担任における日常的な学校給食の指導を行っております。各教科指導や総合的な学習の時間において栄養教諭が家庭科や特別活動の授業において食に関する指導も行われております。そしてまた，給食会を実施したり，異年齢集団によります給食会を行うなどの取組もなされております。また，家庭教育学級におきましても親子で朝食の献立を考える食育活動も行っている例もございます。

それから，地元食材は鮮度が良く，安全な食材の供給ができるという点から地元食材を使用しての献立を工夫することにより，地産地消の推進も時期的ではありますが行っております。要するに１年を通じて奄美産の食材を安定供給していただくという，これが一番の課題ではないかと思います。その課題も含めまして，奄美の食材，地元食材の活用につきましては各学校ともに，そしてまた給食センターでも真剣に努力をしていると思っております。

また，郷土料理におきましては，各調理場で地元食材を使ったメニューの計画をしております。それから食育の日というのを設けております。食育の育で毎月１９日に校内放送で郷土料理の伝承料理についての説明を各学校で，そういう取組もされております。

今後もこのような活動を推進するとともに，学校教育のみならず，市役所関係各課，地域，学校，家庭などと連携をとりながら，食育の地産地消，郷土料理の推進を図っていきたいと考えております。

１０番（竹山耕平君）　ただいまお話がありましたように，地産地消というと安定した供給というのが一番問題だとは思いますが，私はこの問題は奄美市の将来の農業の振興をはじめ第一次産業の振興に一つの可能性を感じることができるのではないかと考えます。たとえ同じ週に一度二度同じ材料が出たとしても，子どもたちにとっては今の季節このような食物が収穫できて，また，旬な食べ物なんだなという食育にも役立つと考えます。また，いろいろな加工品をはじめ，いろいろ工夫することによって同じことが言えると思います。

また，先ほど話したように，本市は今後第一次産業に力を入れ，食料自給率の向上を目指していきます。学校給食に通年において納入する食材についても，どの野菜や果物が多く使用されているのか考え，そのことを地域の学校や農家の方々と一緒に考え方向性を示すことで一番重要な安定供給，そして安全性，おいしい，コスト面の対応ができ，さらに農家の方々に対しても安定した需要による安定した収入に結びつくのではと考えます。また，安定した供給で安くておいしいものが作れるようになると農法のノウハウの向上にも結びつき，担い手育成の問題や新たな雇用の確保にもつながり，農業の方々を含め第一次産業にも元気がわいてくるのではと考えます。地元農家の方々が生産した新鮮で安全・安心な食材を子どもたちに今後も喜んで多く食べていただきたいと感じます。それでは，次の質問に移ります。

次に方言条例の制定について質問いたします。

まずは，議場の中にいる皆様を見渡すと，幼きころ学校で方言を話してはいけないという教育を受けてきた方は多いのではないかと思います。私世代においても，そのような教育の存在はありませんでしたが，自然に標準語で話さなくてはならないという雰囲気だったと思います。そのような教育の時代から現代教育では，学校指導要領の中にも郷土の伝統文化などの充実並びに伝承が記載されており，また，先ほどの質問内容でありました食育における郷土料理や地産地消の推進なども記載されております。郷土を愛する心を育てる教育と変化をいたしました。各学校においても多くの学校に郷土学習が盛り込まれております。大変素晴らしい教育方針であると考えます。

その中で，私たちが日常的に最も使用する伝統文化，方言というものは各島，各集落において発音やイントネーションの違いのある方言もあり，全く違う方言を使用する場合もあります。私の知人のある年配の方も方言しか話せないという方もおられます。また，ＦＭディ！ウェイブの中でも英会話のオバという方言と英会話を一度に覚えてしまおうというコーナーがあります。方言の大切さとグローバルな時代を考えた大変おもしろい企画であると考えます。個々の集落の大切な伝統文化の代表的な一つと言える方言を大事にするため，また，方言はもともと島に住む人々にとって母語でもあったんだなあと感じ，そのような奄美独特の方言を，代表的な伝統文化の一つでもある方言のすばらしさと大切さを後世

に伝え残していくためにも方言条例の制定の必要性を感じます。

条例を作ることにより，郷土文化を行政指導によってしばる可能性もあり，その辺はどうかと考えるという意見も多数いただきました。私もそれも十分に考えられることではあります。私個人は，ここ何十年で急激に衰退の一途をたどっていると感じる方言を条例化することで，市として取り組むことで将来的に効果が表れるとも感じます。あとは，条例の中身をどう作っていくかということになるかと思います。また，方言の伝承を目的とした条例は２００６年制定の沖縄県に続いて今年３月に与論町において条例の制定が執行されております。与論町のユンヌフトゥバの日に関する条例は毎年２月１８日であり，大島地区文化協会が定めた方言の日であります。なぜ２月１８日というかといえば，フトゥバという語呂合わせ，方言の語呂合わせであります。また，龍郷町においても条例の制定の検討が行われているとお聞きいたしました。本市奄美市においても条例制定が考えられないでしょうか。今のも質問になってしまいましたが，質問に移ります。

関連ということで先にですね，方言の学校での取組状況などがあればお聞かせ願いたいと思います。そのあとに方言条例の制定についての答弁をお願いします。

教育長（徳永昭雄君）　各学校におきまして，それぞれ大島出身の教員が少なくなった中で地域の古老たちに学校にお越しいただいて，方言の話などもしていただいております。この前の学校発表会の時にですね，おもしろい事例がありましたが，夏目漱石の吾輩は猫である，これを方言でしゃべられました。「わいや，にゃだるん。名前はありょらん」から始まりまして，ずっとそれを暗唱でやるんですね。それを聞たおじいさん，おばあさんが本当に喜んだという話があります。ということで，私としましては方言条例というのがいいのかどうかというのがあります。一つは与論で行われました大島地区文化協会という，一つの市民団体と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが，そういう団体がいろんな活動の中でこの方言の日を定めるのは本当にいいことだと思います。ただ官の法律としての条例とか，そういうので果たしてこれをつくってですね，それが有効に活用されるのかどうか。例えば方言の日を作って議会で一般質問を方言でしましょう，答弁も方言でしましょうということになるのかですね，そういうのもありますし，本当に難しい問題だとは思っております。

私は１０歳まで大阪で育ちましたから大阪弁，そして，１１歳から１２歳までは古仁屋で育ちましたので古仁屋の方言を使います。名瀬標準語も使えると自分では思っております。子どもたちも本当に一生懸命じいさん，おばあさんの話を聞きながら，そして覚えておる。やっぱり地域の力を利用するのが一番いいのかなという思いがいたしております。この前文化祭の時にですね，子どもたちが島の島唄，いろいろされました。そういうのを聞いたり見たりしながら，本当に島では島の愛する文化が本当に育っているんだよなあという思いをしております。国が芸術文化振興法を作ったときも日本の古い文化が廃れていくのを懸念してのことだと思いますが，島では本当に日本の最先端を行っているんじゃないかと，そういう気もいたしております。今後のいろんな研究課題とさせていただければと私自身は思っております。

１０番（竹山耕平君）　分かりました。さまざまな学校でいろいろな方言に対する取組状況というのは，すごい大切なものであり，本当に子どもたちにとって　私たち世代よりも今の子どものほうがしゃべれるんじゃないかという思いもあります。そしてこの郷土の伝統文化，方言を未来の奄美に残していくため十分に検討していただき，結果を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問，福祉行政について。

よくいろいろな事業の中や奄美を代表する言葉の一つとして長寿，そして子宝という言葉が使用されます。子宝，子は宝という言葉の持つ意味を今一度考えていただきたいと考えます。本市の合計特殊出生率をみると平成１８年度で１．７５，全国では１．３４，鹿児島県では１．５４という結果で，都道府県別にみると鹿児島県は３位。ちなみに最も高い沖縄県は１．７７です。数値を見ても分かるように，本市並びに奄美群島各自治体は全国的にも常に高い水準を保っております。この結果が子宝という意味

の一つにもなっているものだと私は考えます。しかし，合計特殊出生率は２．０８を下回ると人口の自然減につながります。本市も人口の自然減の傾向にあるということです。少子化は将来の奄美市の運営において歳入の減少をはじめ福祉・医療など社会保障制度の崩壊や労働人口の減少など，すべての面に困難が生じることが必至であると考えます。本市は緊急経済対策を先日打ち出しましたが，少子化対策においては毎年，常に緊急課題であるということを考え，緊急対策として努めなければいけないと考えます。

現在，本市にはへき地保育所を除く事業所内．ＮＰＯを含めた認可外保育園施設が１３施設あり，通っている子どもの数は約２００名から３００名と聞いております。以降にお話しするのはへき地保育所を除く認可外保育園施設１３施設に関しての質問になりますので御了承ください。

認可外保育園施設は多様化する保育ニーズに敏感に対応していると感じます。公的保育では困難な保育事業も担っていると私は感じます。休日保育や現在では当たり前のようになっている延長保育，認可外保育園は当初より延長保育にあてはまる時間帯以上の保育内容を行っております。また，早朝より子どもを預かる施設，深夜まで，若しくは親御さんの諸事情により朝方まで子どもを預かってくださる施設など，ほかにも多くのニーズに対応しているのがこの認可外保育園の特徴であります。

以前，認可外保育園施設事業主の方々と保育についてのワークショップを開催しました。その中で最も多くお話があったのが，本県及び本市の子どもたちに対する福祉の低さと遅れであり，また，評価の低さでありました。本来ならば児童福祉法にもうたわれているように，国及び地方公共団体は児童の保護者と共に児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとあります。本来ならば公立保育園や認可保育園を増やし，公的保育を進めていくことが基本であると考えますが，現在，公立保育園の民営化が各自治体において進められています。しかし，現在のシステムでは親御さんたちの多様なニーズにすべて対応する運営は極めて困難であると感じます。また，将来的においても同じだと考えます。必ず認可外保育施設は必要だと私は感じます。認可外保育園施設も自治体の補助を受け，子どもたちの発達を保証し，働く親御さんたちを支えて行くことが必要ではないでしょうか。

近年全国的にも多くの県・市町村・各自治体が認可外保育園施設に対して存在意義を認識し，補助・助成事業の展開を行っております。例を挙げると，東京都の独自の認証制度であります。ある一定の東京都独自の基準を満たしている施設に対しては補助・ 助成事業を行っているということです。そのほか自治体では沖縄県を筆頭に児童への内科検診，歯科検診，給食費，調理員の検便費，施設改善費，教材費，人件費，夜間保育事業，休日保育事業などへの補助・助成が行われております。九州地方において，認可外保育園施設に支援策が講じておられないのは，県単位でいうと福岡県と鹿児島県のみとお聞きいたしました。

県知事がマニフェストに掲げた少子化対策の一環として，来年度より実施予定の第三子以降の保育料減免策があります。各市町村の負担分も増加すると考えますが，奄美市は前向きな姿勢を示していると新聞に報じられていました。ここでも認可外保育園施設に通っている子どもたちは現在のところ対象外となっております。

鹿児島市においては，市独自で補助事業を行っております。平成１９年度の実績を調べたところ，対象施設は約７０施設あるうち，基準をクリアした４９施設であり，延べ対象人数は１万４，４０９名。事業決算額は３，３７７万７，８２０円ということであります。鹿児島市としても認可外保育園施設に対して必要な施設であると認識し，補助事業を行っています。すばらしい対応であると私は強く感じます。

鹿児島市に対し，本県・本市においては冒頭お話ししましたように，至る所で子宝，子は宝という言葉を使用しておりますが，すべての子どもたちを対象にしていないのではないかと私は強く疑問を感じます。子どもたち一人ひとりを大切に育てたふるさとを子どもたちが嫌いになるはずがありません。将来の奄美を託す次世代をしっかり育てるためにも少子化対策，子育て環境への支援策を行い，長寿・子宝支援体制の充実強化を図っていただきたいと考えます。

そこで，認可外保育園の持つ役割・効果をどのように感じているのか。また，補助・助成事業導入に

ついて答弁をお願いします。

福祉事務所長（大井進良君）　非常に厳しい御指摘もお受けいたしましたが，認可外保育園の持つ役割・効果ということでございますけれども，認可外保育園は公立保育園と違いまして，保護者が希望する条件に柔軟に対応ができるということで，身近に子育てを支援する施設でございまして，少子化対策に大きく貢献していると認識をしております。施設等の基準につきましては，認可保育所は児童福祉法で細かく決められておりますが，認可外保育所につきましては保育士等の指導監督基準のみが決められておるようでございます。

認可外保育所に基準を設けて補助・助成事業を導入できないかということでございますけれども，認可外保育所につきましては現在，県の指導監督の下で運営をしているところでございまして，これが２００１年から２００２年にかけてこの支援ができましたが，支援のないままに規制だけが強化されたという批判も受けております。各自治体では，先ほどお話があったように，独自に基準を設けて助成をしているところもございますけれども，自治体の対策に任せられているというところもございますので，助成をした以上は国・県のほうでも何らかの助成等は考えていただきたいと思うのが我々の気持ちでございます。国・県の今後の動向をみながら対応してまいりたいというふうに考えていますので御理解をお願いいたします。

１０番（竹山耕平君）　答弁いただきましたが，今の最後のほうでも国・県の事業だということでそこのあたりをですね，是非，地方公共団体が国・県に強く訴えていただきたいと思います。そしてすべての子どもたちを対象にした支援策であるということをよろしくお願いしたいと思います。

次に，病後時保育の導入についての質問です。

まずはですね，今の病後時保育を行う施設が奄美にあるのかどうかをお聞きいたします。

福祉事務所長（大井進良君）　現在，病後時保育を行う施設は奄美市の中にはございません。

１０番（竹山耕平君）　社会福祉法人真明会さんが発行している子育て支援ハンドブック，この黄色い表紙のやつですね。１階のほうでも受け取られるハンドブックですが，その中に奄美市は平成２１年度までの目標として，ファミリーサポート事業及び病後時保育事業の計画をしていると記載されております。ファミリーサポート事業につきましては，保育ママを筆頭に本市といたしましても力を入れていると私は認識しております。しかし，病後時保育事業はどうでしょうか。県の子ども未来プラン，数値目標の中でも病後時保育事業の平成１８年度までの実績は県内で１２施設，そして平成２１年度までの目標は１３施設としております。県の目標は市の目標でもあり，住民の日常生活に密着した子育てしやすい環境づくりを整備するのが市町村の役目だと私は考えます。特に働いている親御さん，お父さんもそうですが，特に働いているお母さんのほうですね。お母さんは子どもの調子が悪く何度も病院に通う場合，お勤め先に迷惑がかるとの理由で就職をあきらめているお母さんもおられると私は聞きました。働きやすい環境を整備するのも自治体の役割であると私は考えます。本当であれば，この病後時保育事業とセットで病児保育事業というのがあるのですが，このハンドブックには病児保育事業は書かれてありませんでしたので，病後児保育事業のみ質問したいと思います。

病後時保育事業，本市における現在の取組や各関係機関，保育及び医療機関との協議中のものがあれば，これは平成２１年までの設置目標の事業でありますので，協議中のものがあれば，その内容も含め今後の展望をお示しください。

それともう一つ併せて質問いたしますが，このハンドブックの中には病後時保育事業の件ですが，認可保育園に通う子どもたちだけを対象にしているということです。なぜ，認可外保育園に通う子どもたちは対象とされていないのでしょうか。これは私は差別と見られてもおかしくはないと強く感じます。どうでしょうか。そこらあたりも答弁いただきたいと存じます。

福祉事務所長（大井進良君）　病後時保育，また病児保育というのもございますが，これについては，一時的に具合の悪くなった子どもさんですね，これを預かる施設ということになっております。一時保育をする施設です。基本的には病院のほうに設置する事例が大変多いようでございまして，私どものほうではまだ病院側との検討までは至っておりません。この実施場所につきましては，病院のほうと，それから保育所のほうでもスペースを作って実施できるようになっております。ただ，ここに看護師さんであるとか医療機関との連携であるとか，そういことが必要となっておりますので，認可外保育園での実施は難しいのかなというふうには感じております。

対象児童でございますが，これは具合の悪い子どもさんを一時的に保育をする施設でございますので，認可保育所に通っている子どもであるとか，認可外保育所に通っている子どもさんであるとか，そういう差別は一切ございません。これは理解をしていただきたいと思います。

１０番（竹山耕平君）　認可保育園に通う子どもたち，すべての子どもたちにおいて差別はないということでありますが，ここに一応文章として書かれていますので，できたらその文章の改めをですね，よろしくお願いしたいと思います。

今お話がありましたように，この病後時保育事業，並びに病時保育事業は病院が各自治体多いです。しかしですね，病院にはキッズルームがあります。それとは別に今所長がお話しされたように専門の部屋，そして保育士さん方の設置が義務づけられております。義務づけられているということは，多額の準備期間と費用がかかってくるということであります。当局といたしましても各関係機関と連携して，早急に病後時保育事業，そして病時保育事業の実施をお願いしたいと考えますが，先ほどから何度も言うように平成２１年度までの目標として事業が掲げてありますので，是非ともこの多額な費用がかかり，そして準備期間が多くかかるというこの事業につきましては，早急の打ち合わせ，協議が必要ではないかと考え，強く要望いたします。

次に，時間がありませんので次の質問に移らせてもらいますが，次に父子世帯見舞金の持続及び拡大についての質問でありますが，１日目，２日目と同僚議員から質問があり，ここで私は是非ですね，この同じ定例会において三人目となる同じ質問は，やはりこの奄美市にとって，とても大事な事業ではないかなと，子育て支援体制ではないのかなと，少子化対策の一環でもあるのではないかと私は強く思います。また三人目ということで，この事業の大事さ，大切さ，絶対なくてはならない事業だと私は考えます。そのようなところから，一人目の三島議員のときの答弁では検討するということがありました。二人目の崎田議員の答弁に対しては継続を含み検討するという，少し前向きな姿勢になってきています。本当は今飛ばそうかなと思ったんですけど，私で３回目となりますので，ここでですね，是非もっと前向きな答弁をいただきたいと思うのですが，よろしくお願いいたします。

福祉事務所長（大井進良君）　先日，継続を含め検討をするというふうに申し上げました。継続をすることになった場合には，今の笠利町だけじゃなくて全市的に考えてみたいというふうには思っているところです。

１０番（竹山耕平君）　まだ２回目まではなかった，今度は奄美市全体というふうな言葉が入りましたので，是非ですね，また次の一般質問においてお話をしっかりさせていただきたいと思います。

これだけは話しておかなくてはいけないと思いまして話をさせてもらいますが，本市の平均所得は２００万円弱であるということであり，この中で生活費，教育費，将来のための蓄えを排出しなければいけません。現在の景気状況をみますと，この先さらに生活状況が落ち込むこともあると考えます。市民は大変苦しい環境の下で生活していると私は感じます。これはすべての世帯において当てはまると思います。このままでは今問題になっている教育格差が生じる恐れもあると私は考えます。やはり来年度以降の父子世帯見舞金の持続及び，今答弁がありました奄美市全世帯を対象にしたこの事業，よろしくお

願いしたいと思います。

次の質問に移ります。続きまして，子育て支援パスポート事業の推進と今後の展望についての質問であります。

私が以前いただいた時点での資料は，８月３１日までの資料となっておりますので，まずは現在までの子育て支援パスポート事業の対象世帯数，そして交付世帯枚数，そしてその割合は何パーセントか。また，妊娠中の方がいる世帯に配布している実績をお聞かせ願います。

福祉事務所長（大井進良君）　対象世帯数でございますが，対象世帯数は８月３１日現在で５，２９０世帯でございました。１１月３０日現在，もっとも新しいこのパスポート事業の協賛店舗，これが７６店舗でございます。パスポートの交付枚数が３６１枚。うち妊娠中の方への交付が１１枚というふうになっております。

１０番（竹山耕平君）　ありがとうございました。枚数に関しては８月の資料とは変わっていないということなんですけど，妊娠中の方がいる世帯に配布している枚数が１１枚と，これが多いか少ないかは私は少ないと考えますが，また７６店舗と協賛店さんが２店舗増えているということは，いい結果ではないのかなと思います。

この協賛店さんは通常より店舗の善意により，独自の子育て支援サービスの提供を行っているものであります。サービスの提供を受けるにはパスポート事業カードを店舗に提示すればいいということであります。業種，サービス内容をみましても，トイレの使用からミルクのお湯の提供，そして飲食店さんの割引やサービス，商品の割引，また，不動産屋さんの仲介手数料の割引などがあり，多彩なサービス内容が受けられるようになっており，御協力いただいている店舗の皆様に，この場より心より感謝を申し上げたいと存じます。

しかし，先ほど答弁がありましたように，配布枚数を見るとやはり少ないんじゃないのかなと，この事業，しっかり活用がされてないのではないかなと私は思いました。これはですね，単純に本事業の宣伝ミスか，啓発活動不足とか，カード申請時の手続の煩わしさ，そして面倒くさいという点があるのではないでしょうか。協賛店舗数は鹿児島県において多い方であるということですが，これでは本事業が機能していないのではないのかと私は感じます。子どもを持つ親御さんたちに，子育て支援パスポート事業を聞いても知らないという方がほとんどでした。せっかく協賛店舗さんにも御協力をいただいているわけですから，また，利用することにより活性化にもつながると思います。また，加盟店７６店舗さんのサービス内容を見ましても，この１６店舗，１７店舗，約２０何パーセントのお店で妊娠中の方がいる世帯の方にもサービス内容が受けられる，とても喜ばれるようなものと私は感じます。妊娠中の方がいる世帯に対して，まだまだ１１枚と少ないわけですが，これでもまだ，この事業，機能しているとは言えないと私は感じます。先日，不動産屋さんにお話を伺いましたところ，子どもが生まれる前に，それに合わせて違う広い家に引っ越しをするということもあるようです。また，先日行われた九州子育て応援の店プレゼントキャンペーンにおいても妊娠中の方がいる世帯，また育ち盛りの子どもを持つ世帯の方々にとって大変喜ばれる内容だと私は強く感じます。それでは，質問に移ります。

先ほども話したように，本事業は素晴らしい事業にもかかわらず，まだまだ子育て支援事業として定着されておりません。そこで，子育て支援パスポート事業のこれまでの取組による成果をお示しください。また，本事業の今後の推進と展望についてお示し願います。

福祉事務所長（大井進良君）　このパスポートの交付手続きにつきましては，申請書を提出しますとその場で交付をすることになっております。交付費用は無料でございますので，どんどん活用していただければと思っておるんですが，事業の推進・普及活動といたしましては，未加入の店舗がまだたくさんございますので，商店街の会合時や商店街へ直接出向いての加入依頼を行ったり，またサービス内容の充実につきましては，さらに利用する方に喜んでもらえるような内容はないのかどうか，検討しながら推

進していきたいと考えております。

交付枚数を今後増やすことにつきましては，これまで窓口においての個人個人への事業説明などで推進をしておりましたが，子育て支援に関する関係会議などがございましたら，その際にはパンフを配布し，説明をしたりして推進をしていきたいと考えております。

今後の展望でございますが，県のほうで１０月に平成２２年４月以降も事業実施をするためのアンケートというものをしておりますので，これに基づいて我々もやっていきたいというふうに思っております。

１０番（竹山耕平君）　分かりました。今後の更なる推進をよろしくお願いします。

続きまして，末広・港土地区画整理事業についての質問に移ります。

一つめの現在の進ちょく率と今後の計画はということの質問は，先日答弁いただきましたので，二つめの奄美市中心市街地活性化協議会準備会について，これまでの経過，今後の予定をお聞きしたいと思うのですが，この奄美市中心市街地活性化協議会，今はまだ準備会ではありますが，これまで末広・港土地区画整理事業の中身を検討するという意見が上がったと思います。そしてまた，将来ビジョンの構想についても活性化協議会が中心的役割をもって検討協議がなされる組織であるということについても答弁がされておると思いますが，

そのあたりのまず確認です。

産業振興部長（赤近善治君）　まずもって，この中心市街地活性化協議会準備会の役割は，中心市街地の４３ヘクタールの活性化を目標としたものでございまして，その４３ヘクタールの中に現在３．２ヘクタールの末広・港土地区画整理事業があるということでありますから，この末広・港の区画整理事業のビジョンだけをすることじゃないということは御理解をお願いしたいというふうに思います。その全体の中の一つが末広・港ということでありますので，大きな目標はそうでありますので御理解をお願いしたいというふうに思っております。

１０番（竹山耕平君）　時間がありませんので，今４３ヘクタール，その中に３．２ヘクタールがあるということだったんですけど，その３．２ヘクタールの協議もされるということで理解してよろしいでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君）　はい。その中で，この前答弁しましたが，街灯を付けるとか，安全・安心のまちづくりをどうするとか，そういったことは大いに議論しても結構だと思います。

１０番（竹山耕平君）　本事業はですね，一部建物解体も始まっており，着工されております。そしてまた来年度の計画もあります。その中で協議会を早急にピッチをあげてですね，協議をされていただきたいと私は思い，強く要望し，私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（伊東隆吉君）　以上で，奄美興政会　竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして，一般質問の日程はすべて終了いたしました。

明日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４６分）

第 4 回 定 例 会
平成 20 年 12 月 9 日
（第 5 日目）

12月9日（5日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　師玉　敏代君	2番　多田　義一君
3番　橋口　和仁君	4番　蘇　嘉瑞人君
5番　戸内　恭次君	6番　平田　勝三君
7番　向井　俊夫君	8番　奈良　博光君
9番　朝木　一昭君	10番　竹山　耕平君
11番　伊東　隆吉君	12番　里　秀和君
13番　泉　伸之君	14番　関　誠之君
15番　三島　照君	16番　崎田　信正君
17番　奥　輝人君	18番　平川　久嘉君
19番　渡　京一郎君	20番　竹田　光一君
21番　栄　勝正君	22番　世門　光君
23番　平　敬司君	24番　大迫　勝史君
25番　与　勝広君	26番　叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　平田　隆義君	副市長　濵田　龍太郎君
教育長　徳永　昭雄君	住用町地域自治区事務所長　高野　匡雄君
笠利町地域自治区事務所長　諏訪　東君	総務部長　福山　敏裕君
総務課長　川口　智範君	企画部長　塩崎　博成君
企画調整課長　瀬木　孝弘君	市民福祉部長　福山　治君
環境対策課長　徳田　照久君	国民健康保険課長　倉井　則裕君
福祉事務所長　大井　進良君	福祉政策課長　桜田　秀勝君
産業振興部長　赤近　善治君	紬観光課長　日高　達明君

12月9日（5日目）

農林振興課長	小浜　忠弘君	産業建設課長	澤　修平君
建設部長	平　豊和君	都市整備課長	田中　晃晶君
土木課長	東　正英君	建築住宅課長	大石　雅弘君
教育部長	里中　一彦君	生涯学習課長	圓　順次君
文化課長	中山　清美君	代表監査委員	久野　勝彌君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	松田　秀樹君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑　實忠君
議事係長	森　尚宣君	議事係主事	重田　俊彦君

議長（伊東隆吉君）　皆さん，おはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程に入ります。

日程第１，議案第１１０号から議案第１４１号までの３２件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案３２件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに，日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１５番（三島　照君）　おはようございます。私は議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について質疑をいたします。

まず一つ目は，１６ページの２款１項３目２５節の積立金の件です。ここに積立金として１億５，６３０万５，０００円が積立金の財政基金として積み，減債基金へ積立てが行われています。この件については，この間の一般質問の中でも多くの同僚議員が緊急対策の必要性を強調されてきました。そして，１１月１８日の臨時議会で行われました。市長の緊急経済対策の提案についても正に今，市長の英断として議会でも評価をされているところであります。しかし，また一方では，多くの議員の皆さんからも要望がありましたように，この今の経済不況は並大抵のものではありません。正に今の時期にこそ，さらに緊急経済対策を拡大して，さらに上乗せして，新年度からの対応をすべきではなかったか，このように思っています。そういう点から見て，この１億５，６３０万５，０００円についても私は減債基金への積立てではなく，緊急経済対策に使うべきではないかということから，なぜこれがそういうふうにならずに積立てになったのかという点を伺いたいと思います。

二つ目は，２６ページで１，４６９万３，０００円の松食い虫の駆除事業が提案されています。この事業についても，臨時議会でこの対策がされて，多くの地域の皆さんに年度内，または新年早々の経済対策としては有効的な事業ではないかというふうに思っています。しかしですね，皆さん窓から見ても分かりますように，おがみ山にも既に１本の立木が枯れてきています。私はこの間，何回か住用のほうも山間から戸玉，市のほうまで何回か走っています。この間にだけでも，車で走って見えるだけでも５０本近い松食い虫の被害が出ているように思われます。そういった点で，今回の駆除は市長の答弁では指定された樹木の予防対策というふうに答弁されたと思うんですけど，それだけじゃなくて，こういった今住用や奄美市全体で松食い虫，先日も住用支所でお聞きしてみますと約１３０本を超える被害が出ているということです。こういったものについても，やっぱり年度内に早急に対応する必要があるんではないかという立場から，この松食い虫駆除事業の範囲と対象地域をどう考えておられるのか。

３点目には，２８ページの８款２項４目の１５節工事請負費ですね。ここで２，６０２万６，０００円の減額が組み込まれています。この減額の理由がどういう理由で減額になったのかというのが１点。

４点目の２９ページ８款５項５目１７節の公有財産の購入費３６０万円が組まれていますけど，３６０万円で購入できる土地ってどういう土地があるのかなというのがあって，ちょっと不思議に思ったんで。この購入地がどこの地域で，何坪の購入費なのかということをお聞きしておきます。

後はまた自席から質問いたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

財政課長（則　敏光君）　おはようございます。三島議員のまず第１点目減債基金積立金につきまして，御説明申し上げます。

先月の臨時議会におきまして緊急経済対策費を議決いただきましたが，この際に地域振興基金という基金から１億６７８万６，０００円ほど取り崩しております。それを除きますと，実質的な積立てはそ

の差額の４，９５１万９，０００円の積立てということになりますが，議員のおっしゃいます経済対策につきましては私どもも非常に必要性を十分認識いたしております。まだまだ投資すべきじゃないかということも十分理解いたしておりますが，その一方でですね，過去の財政運営上の特に三位一体の改革によります影響，これが国・県補助金で１６億円の現金がなくなりまして，歳入がなくなりまして，その中で所得譲与税というのが５億６，０００万円ほどプラスになったわけですが，実際その税源移譲であります交付税そのものは１億７，０００万円ほどしか増えていなかったと。差し引きますと，この三位一体の三つを差し引きますと８億７，０００万円，まだもらい足りないという現状もございます。確かにこの２０年度の普通交付税が対前年度，これは偶然の一致ですが８億７，０００万円増えました。本当の偶然の一致ですが，その足りない分は国が配慮したのか分かりませんけども，ほとんど数字が一致して入ってきました。

しかし，合併後の１８年度決算，１９年度決算，２年間でやはり交付税が増えたとはいっても財源不足は１９年度で４億５，０００万円，１８年度で５億９，０００万円，合計して１０億５，０００万円ほどの財源不足があったというのは事実でございます。２０年度につきましては，お陰様で財源不足解消いたしましたところですが，そういった現状からみましても，どうしてもまだまだ改善したという状況にはないというのもございます。その関係で向こう数年間，１０年間のスパンで財政運営を考えたところ，どうしても繰上償還など，そういった形で財政運営を効率化する必要もございます。繰上償還の財源が１９，２０，２１，３年間で８億５，０００万円必要でございます。その関係で減債基金に今積立てを行っているという現状です。この繰上償還は，１０年に一度の国の措置です。平成１１年度に１回ございました。補償金の免除になる繰上償還です。今回１０年ぶりに１９，２０，２１の３年間実施されますので，これに乗らない手はないということで積立ても減債基金のほうに極力積立てを実施させていただいているという現状でございますので，緊急経済対策・景気対策と全般的な過去，将来を通しての財政運営上の問題も総合的な調整の結果だというふうに御理解をいただきたいと思います。

農林振興課長（小浜忠弘君）　２６ページの６款３項２目委託料１，４６９万３，０００円の松食い虫駆除事業の範囲と対象地域はどう考えているかの御質問でございますが，奄美群島の松食い虫の被害状況につきましては，２・３年前より奄美大島南部より駆除してきております。瀬戸内町・宇検村はもとより，大和村・奄美市においては住用・名瀬，つい最近では龍郷町においても被害が確認されております。

今回の松食い虫駆除事業につきましては，県大島支庁林務水産課とも協議の上，現在，松食い虫被害の最北地である住用地区及び名瀬地区において，県の松食い虫駆除事業，補助率は１００パーセントでございます。これを導入しまして，市内全域を対象とした松食い虫の駆除に要する費用として１，４６９万３，０００円を計上するものであります。住用地区におきましては，最も被害の大きい南部地区の役勝地区及び市地区をはじめ，被害を受けている全集落の松の駆除委託料３００立方メートル分，１本当たりの平均体積が０．８８立方メートルでありますので，換算しますと４１８本となり，７３４万７，０００円を計上いたしております。名瀬地区におきましても，被害の確認されている古見地区・上方地区・下方地区及び市街地でも見られますので全域の駆除委託料として，住用地区と同じく３００立方メートル分として７３４万６，０００円を計上しております。

駆除方法としましては，松を伐倒後，薬剤による薫蒸処理を行います。今回の松食い虫駆除事業につきましては，被害を受けている松を全量駆除することにより，北上する松食い虫被害のまんえんを食い止めるものであります。

なお，奄美大島本島の松食い虫被害が憂慮される中，県では「県松食い虫被害対策検討会」や学識経験者による「奄美大島松食い虫被害対策検討委員会」を設置し，年明け早々にも松食い虫被害対策協議会が開催される予定であります。

土木課長（東　正英君）　２８ページの８款２項４目緊急地方道路整備事業費，１５節工事請負費２，６０２万６，０００円の減額理由について，お答えいたします。

緊急地方道路整備事業の今年度の事業費は，当初，浦上奥万田線・赤木名笠利線・山間市線・知名瀬３４号線及び伊津部勝名瀬勝小湊線の５路線で合計４億５，３００万円を国に要望しておりましたが，国からの内示額が２，７００万円減額の４億２，６００万円となったことと，事業実施に伴いまして工事請負費が確定したことから，今回浦上奥万田線を８４万５，０００円，赤木名笠利線を１，２００万円，知名瀬３４号線を４００万円，伊津部勝名瀬勝小湊線を１，０５０万円減額をいたしまして，また，山間市線の組替えによる７０万円の増額と塩浜１３号線ですが，これは１９年度工事なんですが，契約解除に伴う工事請負前払金過払いの返納額６１万９，０００円を追加計上し，合わせまして工事請負費を２，６０２万６，０００円減額するものでございます。

都市計画課長（田中晃晶君）　２９ページの５目１７節に計上しております公有財産３６０万円について，お答え申し上げます。

この公有財産購入費は，現在実施中の末広・港土地区画整理事業の用地先行取得に係る用地費であります。道路・公園等の公共用地に充てる土地の取得を行うものであります。この減価補償地区の用地先行取得では，面積と金額いずれの要件もクリアする必要があります。今回の３６０万円の予算では，今後取得予定の７か所全体で不足する金額分を補うものでございます。

１５番（三島　照君）　先ほどの経済対策基金，対策の問題ですけど，確かに１９年度での借換え等によって市の財政指数が多少回復してきているということなどを含めてですね，この間の一般質問の中でも崎田議員が一貫して高金利の借換えを主張してきたこともありますので，この借換え等についてどうこういうことではありませんけど，恐らくまたこの間，市長が答弁でも言うてますように，２０年度の補正等による交付金等が増えてきたときの対応も含めてですね，私はやっぱりこの年度，少なくても２１年度にかけて思い切った，いろいろ使い道はあると思いますけど，思い切った手を，市独自の単独事業でも，やっぱりそういう公共事業の発注等を含めた経済対策が打てなければ，逆に市民経済が疲弊していけば，国保料や介護や固定資産や法人税の減額にもつながっていくんではないかということを考えたときにですね，今年度で多少思い切ったことができなければ，やっぱり２２年，２３年になってから，ああと思っても遅いと思うんですよ。そういう点で，そこら辺の対応を２１年度予算に向けて検討している課題があれば，もう一度お聞かせ願いたいというのが１点です。

松食い虫については，全域ということで分かりました。

あと工事請負費の２，６００万円については，このことによって事業が遅れるとかいうことがないのかどうか。その２点だけ質問します。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

財政課長（則　敏光君）　景気対策でございますが，この議会で市長が一貫して説明いたしてまいりましたが，国の二次補正の関係で仮称ですが地域活性化生活対策臨時交付金というようなものが年明け，いつになるか分かりませんが，二次補正の一部として議決になると思います。１５か月予算という言い方をしてまいりましたが，平成１３年度を最後に１５か月予算はやっておりません。１５か月予算というのは，１２月議会で議決をいただいて３か月，そして次の年の１年間合わせてするものですが，国の二次補正がまだ通っておりませんので，場合によっては年明け臨時議会になるか，３月議会になっても繰越事業というような位置づけになるかと思います。その中で，先ほどの地域活性化生活対策臨時交付金，全国配分６，０００億円ですが，奄美市がどれほどぐらいになるか，ちょっとまだ定かではございませんが，交付税の試算で，地域再生対策費４，０００億円で１億７，３００万円でしたので，これで案分比例しますと約３億円。その他，離島過疎の条件不利地域についての割増などもございますので，それ以上にはなるものと想定いたしております。そういった事業もございますので，景気対策としては国の動向なども注視しながら，御指摘の後悔しないような対策はさせていただきたいと思っております。

土木課長（東　正英君）　個々の事業につきましては，周期何年から何年までということで計画を立てておりまして，今年度こういう形で減額になったんですが，周期の事業計画の終了時点までには終われるような形で，県・国へ要望してまいりたいと思っておりますので，遅れるようなことはないかと思います。

議長（伊東隆吉君）　再々質疑ありますか。

１５番（三島　照君）　終わります。

議長（伊東隆吉君）　次に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　皆さん，おはようございます。社会民主党の関　誠之でございます。

当局におかれましては昨日までの個人質問に対する答弁，大変お疲れ様でした。また，答弁書の原案を夜遅くまで作成いただきました職員の皆様の労をねぎらいたいと思います。大変お疲れ様でございました。

さて，委員会開催に先立ちまして，委員会での議論が深まることを期待しながら議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（６号）について何点かの質疑をさせていただきます。

まず，最初に７ページの第２表債務負担行為の補正についてです。国庫債務負担行為については財政法１５条１，２６条に，それぞれ「事項ごとに，その必要な理由と債務負担の限度額を明らかにして，国会の議決を得るもの」とすると記載をされていますけれども，この補正予算書にはそれが明確にされておりませんが，指定管理料の債務負担行為を必要な理由とそれぞれの具体的な限度額をお示しいただきたいと思います。二つ目は，一般廃棄物収集運搬業務委託料を債務負担行為とする理由と限度額はいくらなのか。２点についてお尋ねをいたします。

また，１０ページの総括の部門で歳入の地方交付税，先ほど若干の議論がありましたけれども，今段階で恐らく特別交付税だと思いますけれども，若干の減額がありますけれども，あと何回か，数回か，一度か分かりませんが入ることになるのか。もし，その額が推定できればどれくらいなのか，ということです。二つ目の繰越金については，２億２，０００万円の何がしかの決算補正が出ておりますけれども，実質収支でその繰越しについてはすべて分かるんですが，なぜ全額が当初予算に計上されずに，この時期に至っているのかについてお答えをいただきたいと思います。

歳出について，減債基金でありますが，先ほど三島議員も質疑をしておりましたけれども，私がこの減債基金に剰余金を積み増しをするんでなく，全額でなくても幾らかは先ほど言いました地方振興基金なりに積んで毎年，今度補正に出ておりましたように生活関連の予算を組んでいただきたいというふうなお願いを申し上げたいんですが，その件について見解があればお聞かせをいただきたいと思います。時間外手当については，今回それぞれの款項目出ておりますけども，５パーセント枠というのがあるようですけれども，本当に全額支払われているのかどうか，その辺の御見解をお聞かせ，いわゆる仕事をした全額が支払われているのかお聞かせいただきたいと思います。

次の項目でありますが，指定管理者基本協定についてであります。この件については，先の３回の定例議会で質疑をいたしましたけれども，四つの点についてお伺いをしたいと思います。一つ目は指定期間中に協約を破棄したことに対する協約の整備がどのように改善をなされたのか。二つ目は，指定管理者に対する定期・臨時監査の在り方について，どう検討したのか。三つ目は，議会に対する監査後の報告の在り方について，どのような検討がなされたのか。最後四つ目でありますけれども，どのような評価制度により指定管理者を決定したのか。いわゆる決定の在り方についてそれぞれの業種があると思いますが，お聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

財政課長（則　敏光君）　最初の債務負担行為についてでございます。１番と２番は同時に説明させていただきたいと思います。

指定管理の債務負担，一般廃棄物処理委託料の債務負担ですが，これにつきましては２１年度以降，次年度以降に執行される予算ということになっております。指定管理の協定，あるいは一般廃棄物の委託契約，この協定，あるいは契約そのものについては２０年度内に行われる予定であります。この関係でどうしても協定，あるいは契約に際しましては，少なくとも予算の措置が必要であるということになります。予算の措置ですが，予算そのものは翌年度以降に経常支出するという形をとっておる関係で，どうしても債務負担という形で予算措置に変える必要があるということで，地方自治法２１４条の規定に基づきまして債務負担という行為を取らせていただきました。

限度額についてでございますが，債務負担を踏む場合にはどうしても事業名，期間，あるいはその限度額について明示しなければならない，議決をもらわなければならないという規定がございます。ただし，地方自治法施行規則には限度額の金額の表示が困難なものにつきましては，文言で記載することもできるということがございます。可能な限り数字で記載すべきだとは思っておりますが，今回のいずれの事業につきましても，今後，協定の中で金額を年次協定３年間，あるいは５年間の債務負担ですが，各年度の金額は各年で協定いたします。そのすべての額を，今現在想定するのは，ちょっと困難であるというようなことです。それと一般廃棄物の委託につきましては，入札を予定いたしておりまして，その入札がどうなるか分からないというようなこともございますので，今回はあえて文言で記載をさせていただいたというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

それと，交付税でございますが，これは特別交付税ではございませんで，普通交付税です。普通交付税は既に確定ではあったんですが，実は御存知のとおり今年の４月に道路特定財源が１か月廃止になりまして，その財源補てんということで国が今年の１０月に地方税等減収補てん臨時交付金という法案を成立させました。その法案に基づきまして２つの交付金が入って来るということになりました。一つは自動車取得税減収補てん臨時交付金，自動車取得税の関係です。もう一つは，地方道路譲与税減収補てん臨時交付金，この二つが新たに交付金として入って来ます。これにつきましては，今回の１２月補正の中に計上いたしております。自動車取得税減収補てん臨時交付金が１４６万円，地方道路譲与税減収補てん臨時交付金が９１万３，０００円，これが新たに歳入として入ります。その歳入が入るもんですから，そのうちのそれぞれ７５パーセントが基準財政収入に再算定をされます。その関係で全体の普通交付税の総額が動いて，調整減額というのもあるんですが，そういったものが数字が変わりまして，全体的に普通交付税が増額になったと，１，５６６万４，０００円の増額になったということで，普通交付税の総額が変わったということでございますのでお願いいたします。特別交付税につきましては，１２月と翌年の３月に２回配分がございまして，１２月配分は１億円程度でございましたが，前年度とほぼ同額で３月の中旬ごろに総額が確定いたします。これはまだ，まだまだ見えておりませんが，今回の地方交付税の補正増額はあくまでも普通交付税ということでございますので，よろしくお願いいたします。

それと，繰越金でございますが，当初予算で計上できないかということですが，当初予算では若干低くみておりまして，１億５，０００万円だけをみております。今回の繰越金の総額は一般会計ベースで４億５，８２６万３，０００円ということになりました。これを実質収支と言うんですが，この実質収支額の確定は１１月の決算委員会と今回の本会議での決算の認定をいただいて初めて確定をするものでございますので，自治法上は決算の確定をいただいて総額を出したほうがいいんじゃないかというようなことで，今回全額を出したということでございます。当初予算で１億５，０００万円ですから，その間に補正，６月議会，専決１号，２号補正，３号補正で小刻みに財源として計上させていただいております。その総額が３，４３１万８，０００円でした。当初予算の１億５，０００万円と合計いたしまして１億８，４３１万８，０００円だけ使っていたと。あと残りが，２億７，３９４万５，０００円で全部出させていただいたということで，決算確定に基づいての補正増額ということでございますので，御理解をお願いいたします。

それと基金でございますが，先ほど三島議員のところでも御説明申し上げましたが，先ほどのそういった事情でですね，どうしても減債基金のほうに当面は積ませていただきたい。その上で，２１年度最後の繰上償還４億５００万円予定をしております。これで総額８億５，０００万円の繰上償還を実施になります，３年間。これによりまして，２０年度決算以降は目標としておりました実質公債費比率を１８パーセント以下に持っていきたいと。この繰上償還をしなければ，それが早期に実現いたしませんので，それは是非ともやらせていただきたいという思いでございます。それで，ある程度めどがつきましたら財政調整基金，あるいは地域振興基金，そういったほうに随時余力があれば積み戻していきまして，標準財政規模を１６０億円としましたらおおむねその２割，３０億円程度ですが，それぐらい基金の，自由に動かせる基金が３０億円程度にはなりたいと，今はその半分ぐらいですから，そういう思いでおりますので御理解をお願いいたします。

総務課長（川口智範君）　時間外勤務手当についてでございますが，時間外勤務及び休日勤務の実績に従いまして，全額支給いたしております。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　おはようございます。指定期間中に協約を破棄したことに対する協約の整備はどのように改善されたのかということ冒頭，御質疑ございました。御答弁申し上げます。

指定管理者制度では，広く民間企業等が参入するため，倒産等による撤退や経営状況の悪化などで債務不履行なるリスクが存在しております。御承知のように，本市でもこれまで末広駐車場・屋仁川駐車場・奄美体験交流館等，３施設におきまして指定管理者の取消し事例が発生をいたしております。市のリスク解消及び指定管理者への求償権等に基づく保全を図るべく，そのリスクを事前に回避するため，公の施設の管理運営に支障を及ぼさないよう履行補償金を義務づけることについては，これまで議員各位の御提言等を受け協議を重ねてきたところでございます。この度，公共施設の指定管理者の指定について，１２件の議案を上程させていただいておりますが，この基本協定事項の中に新たに履行補償の項目を設定いたしたものでございます。なお，履行補償金は指定期間終了後，収支の状況等を確認させていただきまして，疑義がない場合には指定管理者に返還をすることとなる性質を有しているものと理解をしております。基本的な履行補償金の額につきましては，施設運用にかかる経費でございまして，申し上げました指定管理者に求償権による債務，主に公共料金等の３か月分といたしております。また，業務報告義務につきましては，地方自治法に規定されております年度報告のみの報告義務を更に細かく求めておりまして，各四半期ごとの報告を義務づけております。その際，公共料金等の支払いが滞っている場合には指定管理料の支払いを拒むことができることといたしたものであります。指定管理者から，指定取消しの申出は公共料金の支払いがおおむね３月以内程度ずれ込む実情に照らしまして，指定管理終了の日の３か月前までに申し出ることといたしたところでございます。以上が指定管理者の取消しへの対応策として図ってきた整備の概要でございます。

次に，どのような評価制度により指定管理者を決定したのかとのお尋ねでございますが，指定管理者の選定にあたりましては原則公募するものとしております。公の施設の機能や性質等を考慮し，合理的な理由がある場合には本市の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づきまして指名，いわゆる非公募により選定することも可能でございます。今回，第一期目が今年度で終了する来年度の指名について，指定を希望した施設について指名の当面性及び客観性を高めるため，１０月２３日に行政改革推進委員会を開催していただきまして，その審議に付したものでございます。なお，指定取消しで直接管理運営を行っております奄美体験交流館につきましては，公募を９月３日から１０月３日の間行いまして，公募要領の配布及び申請書の受付を行っております。なお，４者の応募がございまして，まず選定委員会に提出をされました資料につきまして，事前の審査及び選定の採点等の評価方法を一次審査会で協議いたしております。その後，応募者からの企画提案説明を受けまして，最終的に１者の指定管理者の推薦候補を決定いたしております。なお，平成２１年第１回定例会で上程の予定ではございますが，屋仁川駐車場，それから末広駐車場の二つの施設につきましては，１２月５日より公募を開始している

ところでございます。企画調整課の説明は以上でございます。

代表監査委員（久野勝彌君）　おはようございます。指定管理者に対する定期・臨時監査の在り方について御説明をいたします。

平成１５年に地方自治法が改正されまして，地方自治法１９９条第７項の後段で指定管理者についても監査ができるという規定が設けられました。それに基づきまして，指定管理者制度を導入いたしまして今年３年目を経過するということで，今年度定期監査の日程に株式会社楠田書店，それから株式会社道の島公社，それから財団法人奄美農業研究センターを選定し，９月３日，９月３０日，１０月２９日にそれぞれ当該管理業務の範囲のうち出納，その他の財務に関する事務の一部分について定期監査を実施いたしました。今後は３年に１回のローテーションで順次定期監査を実施していくという予定にしております。なお，臨時監査につきましては，市長からの請求があった場合には臨時監査ということで実施されることになると思います。

それから次の報告につきましてでございますが，定期監査の結果報告につきましては，各年度の監査終了後に定期監査報告書として議会，そして市長，各機関に報告をし，公表するという予定にいたしております。

１４番（関　誠之君）　何点か確認と質疑をしてまいりたいと思います。

一つ目の債務負担行為の理由について，もし具体的に，ちょっと聞き漏らした点もあると思いますが，確認をしたいので。この一般廃棄物収集運搬業務委託料の債務行為の理由と，指定管理者の理由を別々にちょっと確認をしたいんですが，よろしくお願いしたいと思います。

あと，交付税についてですけれども，来年度の既に地財計画の中で財産給付が行われていると思いますが，その中では３．９パーセント減，いわゆる６，０００億円ですか，減額がなされていると承知しておりますが，来年度の３．９パーセント６，０００億円というのがちょうど減額した部分が，先ほど言いました来年度も地方活性化生活対策臨時交付金ということで計上されたように聞いてますけれども，そういうのがあるのかどうか，そこを確認させていただきたいと思います。

それと，繰越金の件については，先ほど決算の認定を受けなければ全額積めないということでしたけれども，全額という言い方が，でなければ決算の認定を受ける前に予測として，予算として組んでいいのかどうか，その辺ちょっと分かりませんが，その辺がどうであったのかなということと，減債基金についてはおっしゃることがよく理解をした上で申し上げるんですけれども，減債基金に積み上げますと，やはり借金の返済という形でしか取崩しができないという，何と言いますか，コンクリート的なものになりますので，その幾らかはやはり地域振興基金あたりに積み上げてですね，当初予算でこのような生活関連の予算を作っていただきたいなと再度申し上げておきたいというふうに思っております。

時間外勤務手当について，職員組合のほうでビラが出ているのを目にしましたが，いわゆる５パーセント枠を超え，代休も取れない職場に最終的に調整支給するなどしていると組合が書いてあるんですが，５パーセント枠というのを超えて支給はできないということなのかですね，その辺も少し確認をして，代休も取れないというようなことが実際にあるのかどうか，少し確認をしておきたいと思います。

それから，指定管理者の関係については，また委員会のほうで少し議論をしてまいりたいと思いますので，以上よろしくお願いします。

財政課長（則　敏光君）　まず，債務負担でございますが，これは現に今予算がないと。契約をしなければいけない。予算は２１年度からになると。２１年度の予算をどこに計上するのかということですので，債務負担しかないということで，予算と契約は一体でないといけないという意味で，予算の計上のしどころは債務負担行為しかないというような位置づけでございますので，これは両方に共通することでございます。

指定管理につきましてもそうですが，基本協定３年，あるいは５年という基本協定の下に各年次協定

というのを各年度ごとにやっていきます。この年次協定の時点で金額が確定いたします。その年次協定は，各年度一定，３年間，あるいは５年間ずっと一定という場合もございますが，でない場合もございますので，増減変動いたします。今回の原油高騰などによっては事情変更の原則とかいう協定も盛り込んでおりますので，増減変動する可能性もございますので，それを各年度ごとに数字で細かく規定するのが難しいというようなこともありまして，文言にさせていただいたと。一般廃棄物につきましても，これは入札がございます。入札の時点でどうなるか分からないと，数字そのものがですね。そういった関係で，これも文言にさせていただいたと。文言そのものは自治法施行規則で一応可能であるというような意味合いでございます。

それと交付税ですが，交付税につきましては，地財計画を確かにマイナス３．９，これは奄美市レベルで言いますと約４億円の減少ということでございます。確かに交付税を更に２０年度以上に増えるということは難しいだろうと。地財計画まだこれは夏の時点の話ですので今回１２月，１月に具体的な地財計画が出ますが，マイナスになるとは思いますが，マイナス何パーセントという数字はまだ，はっきり分かりません。過去１５年間の例で地財計画最大減少はマイナス７．５パーセントでございましたが，その時もマイナス４．９パーセントで止まっておりました。奄美市は特殊な事情で奄振事業がある，あるいは扶助費が大きい，ということで交付税は地財計画どおりにはいまだかつてなったことがないという実情もございますが，いずれにしてもそんなに大きく上がることはないし下がることもないだろうというふうに思っております。

繰越金ですが，繰越金は４億５，８２６万３，０００円ということで確定したということでございますので，すべて予算は予測で，予定で組んでおりますので，これが近いか遠いか。過去に一度だけ旧名瀬市時代ですが，１億円の繰越金を組んで減額をした例もございます，過去に一度だけ。今回の４億５，０００万円というのは１億５，０００万円組んで４億５，０００万円ですから，かなり大きい。これはかなり大きくせざるを得なかったという事情が，国保のマイナス６億円があったもんですから，連結するためにかなり増やす操作もいたしたというようなこともございます。そういったこともございますので，あくまでも予算は予測でございます。

それと，減債基金につきましては，地域振興基金に今回の国の一次補正が２６０億円という補正がありました。それでその配分は，奄美市が２，５４６万円という配分の通知が来ました。これは来ると思います。これは緊急経済対策費，そういったものに使うようにというような交付金でございますので，国の一次補正が。それにつきましては，決算時点になると思いますが２，５４６万円，もし付きましたら，今回取り崩しました１億６７８万円の地域振興基金の一部に戻したいというような思いも持っております。全体的には先ほど申し上げた事情ですので，当面は減債基金，以後バランスのいい積立てをしていきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

総務課長（川口智範君）　１点目の５パーセントを超えての支給でございますが，先ほども申し上げましたとおり，実績に応じて支給をいたしております。なお，５パーセントという部分なんですが，財政状況が厳しい中で，各課で５パーセントの範囲内で予算執行をお願いしたいということでの５パーセントでございます。

２点目の代休も取れないというようなお話がございました。私どもは，具体的な事例までは今のところ把握をいたしておりません。もし，仮にそういったことが無いようにという指導は今後も続けてまいりたいと思っておりますので，よろしくお願いします。

１４番（関　誠之君）　交付税については，そう急激に減額することはないだろうという予測で理解をしたいと思いますが，あとの細かいことについては委員会の中で少し議論をさせていただきたいというふうに思います。

それと，総務の関係については，今総務課長の言われたように十分にですね，現場と話し合って混乱のないように，また，実績に応じてすべて支払っておるということですから，是非そのようにお願いを

したいと。というのは，６，０００万円の昨年の時間外手当の残額が出ているということがありますから，５０パーセントぐらい残っているということであるので，超勤命令するのは管理職のほうですから，管理職のほうが職場の実態をつかんでですね，不払いと言いますか，サービス残業がない職場にしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　次に無所属　蘇　嘉瑞人君の発言を許可いたします。

４番（蘇　嘉瑞人君）　皆さん，こんにちは。無所属　４番　蘇　嘉瑞人です。それでは，議案の１２９号から１４０号にわたって，１２件ある指定管理者の指定について質疑をしたいと思います。こちら，それぞれ細かいことに関しては，それぞれの委員会のほうで話し合われると思うので，私のほうからは総括の質疑をしたいと思います。

こちらの１２件中９件が３年前に第１回目の指定管理の第１号になった事案であります。ですので，今回の議案において指定管理者制度を導入して，一回りしたという考え方になると思います。ただ，この間ですね，１２件中３件の指定管理の指定の取消しがありました。つまり，４分の１が３年間の指定期間を全うできなかったという現状がございます。それを踏まえて，指定管理者が３年間業務を遂行しやすい環境整備を再構築しなければいけないと考えております。ですので，今回の指定管理者の指定において，前回に比べてどのような改善を図られたのかというのが今回の質疑の主題になると思います。それについて総括的に細々と質疑をしたいと思います。

今回，協定において履行補償及び報告書を四半期で提出するといった改善が図られています。さらには今説明もございましたが，年度ごとに指定管理料を協議していくということが挙げられていました。では，これ以外に何か協定の枠を超えた範囲でも，指定管理者が３年間業務を遂行しやすい環境整備はどのように改善が図られたのかというのが１点。また，それぞれの協定書の案においては，履行補償というふうにおっしゃっていたんですけど，履行補償を定めていない協定書の案というのもございました。そこら辺どういったことがあるのか説明をいただきたいです。

さらにはですね，先ほど指定管理料及び指定管理者における分配金に対する，年次に決めていくという協定の上で話があったんですけども，こちら年度内の改定であったり，分配金の変更というものができるのかどうかというのをお伺いします。さらに，今回指定管理者が行う業務の中で，報告書策定業務というのが新たに入ったんですけども，策定業務に対する経費の考え方の中で増額というものはあったんでしょうかというのがあります。

あと，先ほども公募と指名のお話があったんですけども，今回１２件の指定管理者の指定の中で，公募は実は１件のみでございます。それは行政改革委員会で是非を確認したというふうにおっしゃっていましたけれども，地方自治法において２２４条の２にあるんですけども，「公の施設の設置管理は条例で定める。重要な公の施設の廃止，または長期独占的利用は議会の３分の２以上の同意を必要とし」とあります。さらには９６条，「廃止後の普通財産を適正な対価のない，または一定の基準以上の財産の処分は議会の議決が必要」とあります。つまり，公の施設の在り方を考える上で，議会の判断は大きなウエイトを占めるものです。ですので，指定管理者の指定において公募か指名かを決める場合に，議会もその判断にかかわれるようなシステム構築の検討というものが，執行部におかれた話合いの中で検討があったのかどうかというのだけお聞かせください。

あと，最後になるんですけども，実際に，その指定の取消しがあった場合ですね，３年間業務を遂行することができなかった場合の対応はどのように考えられているのでしょうか。さらに，その取消しがあった指定管理者においては，その場合どのような義務が発生するのかというところですね。そして，その指定管理者の取消しがあって，新たな指定管理者を指定するまでの期間はどれくらいを考えていらっしゃるのか。以上，お聞きいたします。

次からは自席において質疑いたします。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　７件の多様な御質疑を受けておりますが，順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず，先ほど答弁の中で申し上げました指定施設の取消し等に基づく対応につきましては，今回まず補償金等の項目を設定したこと。それから自治法で義務づけられております年度報告を細かく四半期ごとの状況を求めていることでございます。なお，四半期ごとの状況報告の中身でございますが，まず，業務の実施状況報告，それから施設の利用の状況，利用料金の実績及び管理経費等の収支の状況，それから自主事業の実施の状況ほか，市が指示する事項等も追加することとなっているところでございます。このような観点から，まず大きく二つの改善を図ったものでございます。

次に，履行補償を定めていない施設があるというお尋ねかと思っております。実は先ほど１０月２３日に行政改革推進委員会等の議題に合計２３件の資料を付したわけですが，この中で大島紬，それから農業に関係する施設，直接簡単に申し上げますと，組合員や斯業の振興発展のための特定の目的として設置をされた，いわゆる私ども特定施設と申し上げておりますが，この施設については国の補助金等を含めまして建設をされている施設でございまして，そのすべてが指定管理料を支払わないで運営がなされております。このようなことから，特定施設につきましては不特定多数の市民，あるいはそういうたぐいの公の施設ということから少し切り離させていただきまして，産業振興等のための施設ということで位置づけている関係から，履行補償を定めていないものでございます。

次に，指定管理者指定におきまして契約を結びますが，分配金の変更ができるのかというお尋ねでございました。まず，民間企業等を対象に旺盛な経営能力や手腕を公募という形で募集をいたしますが，御指摘のような契約期間の３年間に経営の悪化，あるいは諸般の事情等で撤退と言いましょうか，そういうことで取消しをした場合は，当然私どもとしましては再度指定管理者制度を活用して公募を開始するというのが原則基本ではないかと思っております。そのような対応の中で分配金についても，検討されるべきものであろうというふうに考えております。

それから４点目に，報告書作成業務の作成費用についてのお尋ねがございました。指定管理施設の受託をした管理者については，当然この義務を果たしていただく必要がありますが，その作成費用については指定管理者の費用であろうものというふうに考えております。

５点目に，先ほど地方自治法の規定をベースにして議会と指定管理関係に関する件のお話がありましたが，まず，この私どものほうで申し上げたいことは，公の施設の財産の運用の取扱いということで，処分ではないということにまず御理解をいただきたいということでございます。したがいまして，議会の判断については議論はいたしておりません。なお，御指摘の施設が今回指定をされていると，指定で上程をいたしている概要につきましては，先ほど申し上げましたように，本市の指定管理者の指定手続等に関する条例の第２条に原則公募を規定しておりますが，ただし合理的な理由があると認める時には公募によらないことができるというものがございまして，この第２条の本条例を受けて，規則では公募によらない選定理由を細かく規定しております。概要でございますが，「専門的または高度な技術を要する法人，その他の団体が客観的に特定されること。地域の人材の活用，雇用の創出等合理的な理由が認められること。現に公の施設の管理委託を行っている施設であっては，当該施設を管理している者が引き続き管理を行うことで，当該公の施設の安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できること。」ということが規定されております。指定管理施設の担当課の所属課からは，最後に申し上げました当該施設を管理している者が引き続き管理を行うことによって，引き続きその趣旨，目的，行政サービスの確保，事業効果が期待できるという理由等から，指定の審査の依頼がございました。

それから，次の６点目，取消しがあった場合の対応ということでございますが，これにつきましては，先ほど３番目の分配金の関係でお話をしたとおり，取消しが発生をいたしました場合には，原則再公募ということで検討していくべきものというふうに考えております。その期間でございますが，取消しの対象となった施設の指定管理の施設につきましては，おおむね受託者の経営方針を確立することに市と

しても何らかの支援的な措置が必要かと思います。そのことを考えますと，やはりその企画提案書にもられてくる期間については３年間が妥当ではないかと思っています。申し上げたいことは，前取消し者の期間は，取消しが発生した契約期間中でございますが，その後の対応としての公募については前取消しの期間が想定されるべきではないというふうに考えております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　今年度内に分配金及び指定管理料が補正できるというふうに回答いただいたんですけれども，やはりですね，指定管理者は四半期ごとに報告義務を課す以上，報告に対して行政側も改善策を講じるべきだと思っていました。ですので，駐車場業務において考えた場合，例えばですね，地域の入れ込み車輌の減少に伴って減収したり，あとは，この前の石油等に関連して物価が急激に高騰したときに，また経費が増大するといったように，経費が変わってくると思うんですけれども，そういったふうに報告書に対応して分配金若しくは指定管理料を変更できるようなシステムまで併せて考えられたのかどうかというのが１点。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　先ほど私の答弁の中で誤解を生じていないかなと思いますので，あえてまず，それから答えてまいります。

分配金の変更ができるかということにつきましては，指定管理の取消しがありまして，その後再公募を実施する場合に，この分配金の基本的な設計額等については対応する，いわゆる変更を含めて当局のほうで対応するという事でございます。したがいまして，契約，あるいは管理運営を履行中の最中における分配金の変更はできないということで御理解をお願いいたします。ただ，御指摘の中にございましたように，まず今回の世界的なオイルの極端な高騰等ですね，その起因が指定管理者の理由によらないという合理的な理由がある場合には，当然当該施設の管理運営に係るものだけじゃございませんで，既に指定管理をお願いしている施設すべてに係ることでございますので，当然市としてその対応については指定管理者等々含めて協議を進めていくべきものであろうというふうに思っております。

４番（蘇　嘉瑞人君）　協議を進めているということは，まだ全然そういった対応に関してはほぼ考えていないというふうに認識できるんですけど。今回の３件の指定管理者が任期途中で指定の取消しをしたという事実は，民間で経営を行う市民において，指定管理業者になることに対して大きな不安材料を作ったと思います。それで，今回の改善策があったと思うんですけども。しかし，今回の指定管理者の指定では３年前に比べ履行補償や今までの報告義務が増えるといった，指定管理者の業務の負担を増やしたというのは伝わってくるんですけども，それに対して市がどう対応していくかっていうのは協議中という決定事項ではないんですよね。ですので，指定管理者が３年間業務しやすい環境整備を考えたときに，今回の協定は十分だと自信を持って言えるかどうか，それだけ再度確認して私の質疑を終わりたいと思います。さらにその理由まであれば，よろしくお願いします。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　まず，先ほどのですね，事情変更等につきましての件ですが，基本的にすべての共通指定管理の施設の運営等について，共通する事項等については当然対応していく必要があるものと考えております。ただ，契約書の中にもそれぞれ年度協定の中で記載されてございますが，事情変更等について社会的通念上客観的にその必要性があると認められる場合には，当然その協議の対象にいたしているということにまず御理解をしていただきたいと思います。

それから，先ほどから年１回の報告を今回から３か月ごとに報告を求めることが指定管理者の大きな御負担になるような受け方を私してしまいましたが，私どもとしましては，やはり当然，この年１回の報告を通常，日計，月計，通常企業経営であれば毎日なされていることを３か月ごとに出していただくと，その方向で経営が健全に遂行されているのかどうかということを求めていることでございまして，新たに御負担が大きく増えるということは考えていないところでございます。以上，御理解をいただきたいと思っております。

議長（伊東隆吉君）　それでは，ここでですね，暫時休憩いたしたいと思います。（午前１０時５７分）

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　それでは，再開いたします。（午前１１時００分）

次に，市民クラブ　栄　勝正君の発言を許可いたします。

２１番（栄　勝正君）　おはようございます。市民クラブの栄　勝正です。私は去る９月議会で指定管理者制度の在り方について質問をいたしておりますので，その中で今回の１２件にわたっての指定管理者制度の議案について，新たな条項が挿入されて大変よかったと評価したいと思います。それで，次のことを質疑いたしたいと思います。

議案第１２９号から１４０号までの指定管理者議案についてでありますけども，今回また新たな指定管理者の議案も出てまいっております。そこで，お伺いいたしますけれども，過去の３年間，あるいは２年間，１年間ありますけれども，その指定管理者を導入してのメリット・デメリット，そして業務報告がなされて提出されていると思いますけれども，どういう課題があり，どういう指導をなされたのか。

それから，協定にあたって私は前回，財務調査・資産調査を提案したんですけれども，どのようなことをなされたのか。

それから連帯保証人，抵当権設定の議案もありますけれども，ない議案などもたくさんあります。この違いは何なのか。

それから，最後になりますけれども，全国的に指定管理者制度が導入されているようでありますけれども，この公的機関あるいは民間，いろいろなところに指定管理をしているようでありますけれども，全国的に民間への指定管理者の状況はどうなっているか，お聞きしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　４点の御質疑をいただきました。

まず，今回の基本協定書並びに議案として上程をいたしております内容につきましては，議員から締結に際したいろんな御提言をいただきましたことを，まずもってお礼を申し上げたいと思います。

まず，指定管理者の導入のメリットでございますが，効果が言われておりますように，公の施設の管理によって民間事業者の手法を活用することにより管理に要する経費の縮減，あるいは当該施設の利用料の料金の闊達化，そういうものが基本的にまず上げられると思います。それからあと一つは，施設を利用する方々の満足度をより上げることができまして，また，民間経営者の新たな発想等が円滑に迅速に行われることによって，サービスの向上が期待されるということが挙げられております。その他，本市にとりましては御案内のとおり，行財政改革や職員の定員管理計画に基づきまして，職員定数の減少が見込まれております。そのようなことからも当然，公の施設のアウトソーシング化を進めていく必要は当然あるべきものというふうなことを思っております。一方，デメリットとしてですが，まず制度が本格的に運用されて３年と短いため，これについては致し方ないことではございますけれども，制度の熟度が十分であると，十分に行き渡っているということはいまだないような感じをいたします。これにつきましては，先進事例などを参考に，より良い制度の運用になるよう努めていきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが，まず，施設の中身につきましては債務負担行為の補正の第７ページでお示しをしておりますが，この中で極端に向上が図られた例を申し上げますと，まず公民館の利用が挙げられるものと思います。平成１７年度１０万５，３００人の利用者がございましたけれども，１８年度から指定管理に移行したことによりまして１３万３００人の利用がございます。また，１９年度につきましても更に１４万５，５００人の実績が上がっておりまして，その他，図書の利用状況や増冊数も増加傾向にございます。それともう一つは，受託者のほうで闊達な利用者や市民の皆さんのニーズに合っ

たような企画を出されて，入館者対策に努めていただいているところでございます。それから，先ほど少し申し上げましたが，特定施設，いわゆる組合員等，例えば大島紬の生産者，それから農業生産者，こういう方々の振興を図るための施設等につきましても，その業界のほうが受けることによって，より闊達な活用がなされているというふうに思っております。

それから，財務調査の件について御質疑が２点目にございました。この財務調査書につきましても以前の議員の御質問の中にもございましたが，私どもといたしましては基本的には指定管理の終期に伴う新たな切替えの際には実施をしていきたいと思っておりますが，御指摘のような事態も３件結果的に発生いたしておりますので，来年４月のですね，基本協定期間中でありましても年度の年度協定を更に結ぶわけでございますので，その際に指定管理者のほうへその意向をお伝えをして，求めていきたいと思います。少なからず，一定の期間が途過いたします際の公募にいたしましては実施をしてまいりたいというふうに思っております。

それから，連帯保証人を求めたのかというお尋ねがございました。この件につきましては，先ほど新たな補償金額を設定するということでお話をさせていただきましたが，議員御紹介の議案第１３９号の公民館等について複数の選択肢を入れてございます。基本的には議案第１３９号の規定に基づく第２７条に，履行補償の想定される４項目ございますが，議決を得てから指定管理推薦者と協議をしたいと考えておりまして，この中からいずれかが選択されるということをまずもって，御理解をいただきたいと思います。

なお，補償金額につきましては，申し上げましたように，公共料金等の３か月分に相当する額を市のほうへ納入していただくというのが基本でありますが，ただ，この補償金の減免の取扱いも当然検討の課題といたしております。この理由につきましては，民間の活力の誘発性の発揮，それから旺盛な企業経営姿勢を損なわないために補償金の減免の取扱規定を設けたものでございます。

１点目は，指定管理者が保険会社との間に，市を被保険者とする履行補償保険契約を締結した場合。保険契約にかかる費用につきましては，指定管理者の費用になりますけれども，このような締結をした場合に，先ほど申し上げたような補償金額を減免するという規定を設けました。

２点目に，確実な担保の提供がなされたと認められる場合。これは抵当権の設定等を考えております。

３点目に，お尋ねがございました連帯保証人を設定したと，この場合なども想定しております。ただし，奄美体験交流館の事例を参考にさせていただきまして，指定管理者の役員及びその役員が兼ねる他の営利法人を除くということで，兼ねることができないということで規制をさせていただきたいと思っております。それからもう一つは，指定管理者が公共団体，または公共的団体，例えば農協とか紬組合とかですね，業界振興のために，先ほどから申しております特定施設が主なものですが，このような場合には減免の対象にしようという考え方でございます。ほか，指定管理者，国または地方公共団体の外郭団体，具体的には市が２分の１以上を出資･出えんしている団体など，市と直接関連のある場合です。当然，この団体の業務の運営等につきましては，債務負担という形で出てこようかと思っております。その他，市長が相当と認める場合というのを設けておりますが，何もこの市長が相当と認める場合については極めて限定的に解釈されるべきでありまして，先ほど申し上げましたように，ＮＰＯ法人等や新たな公としての役割が活用されている団体，具体的には先ほど申し上げました公共的団体などが考えられますが，私どものほうとしては以上申し上げた主な５点のですね，補償金の減免の取扱いというものを設けております。いずれにいたしても補償金額を含めて，いずれかが適用されるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから４点目に，全国での民間への，民間事業者の指定管理の導入の状況をお尋ねかと承りました。まず，全国的な状況でございますが，指定管理者制度の導入施設は６万１，５６５施設というのが総務省自治行政局の資料から出ております。都道府県につきましては７，０８３の施設，指定都市につきましては５，５４０施設，市区町村施設につきましては４万８，９４２施設となっております。お尋ねの本土にございました，この中で民間企業等が指定管理者として受けていますのは１万１，２５２施設ございまして，申し上げました施設の約１８．３パーセントを占めております。あと都道府県から市町村

の割合でございますが，これについてはちょっと割愛をさせていただきたいと思いますが，民間企業等の内訳を参考までに申し上げますと，株式会社･有限会社が１１パーセント，それからＮＰＯ法人が１．７パーセント，その他の団体というのが５．６パーセントでございます。なお，本市の指定管理導入施設１２７施設ございますが，このうち６２の施設が民間事業者にお受けをいただいております。割合は４８．８パーセントでございます。具体的に申し上げますと，農林産物直売所運営協議会，それから株式会社楠田書店・癒しの体験交流機構協同企業体，それからＡＳＡ奄美スポーツアカデミー・あまみ木工の里共同体・サン奄美，それから，これにつきましては参考までででございますが，１２７の施設のうち４９の施設につきましては集落の活性化の関係で町内会，自治会，集落等にお願いしてございます。これにつきましては，今後指定管理料を払っていないという実態に基づきまして，今後業務委託契約等で可能ではないかということで，今研究を進めているところでございます。

２１番（栄　勝正君）　いろいろな条項が盛り込まれているようでありましてですね，大変この点は私は評価をしたいと思います。今後は二度と体験交流館などのようなことが起こらないようにですね，随時，監督も指導もお願いしたいなと思いますけれども。

先ほど私は業務報告書というのを今回からは四半期に１回ずつですか，前までは１年に１回だったと思うんですけども，この報告書が提出されてその中でいろいろと報告がなされていると思うんですけれども，何か問題になるような課題があったのか。そして，先ほど監査委員もおりましたけれども，収支報告などもあったと思いますけれども，そこであったとしたらどういう指導なされたのかですね，もうちょっとお聞きしたいと思います。

それから，今年の上四半期に奄美体験交流館が協定を破棄したんですけども，やはり少なからずとも行政に対しての混乱が起き，職員があっちしたりこっちしたり，あるいは配置したり，あるいは雇用の問題とかいろいろ生じたりしてですね，混乱が起きたと思います。それから，雇用の問題と同時に四半期の指定管理料が支払われているわけですので，その分だけ３か月後に公共料金が回ってくるという，料金が徴収されるということでありましてですね，損害も出たんじゃないかなと思っていますけども，その辺はどのようになったのかお聞きしたいと思います。

企画調整課長（瀬木孝弘君）　２点御質疑ございました。

まず，業務報告に際して何か問題があるのかということでございますが，議員御指摘の議会が終わりまして，早速全施設の指定管理の報告状況を確認をいたしました。確かに年度後，年度が終わりました３０日以内に報告をするというものがすべての施設で徹底はされてはおりませんでしたが，今後，問題の発生を職員，あるいは担当者が共有することによって進めることができるものと思っております。結論を申し上げますと，その中では特に問題が発生するようなものは申し上げております施設以外はございませんでした。

それから，体験交流館につきましては今公共料金等のお話がございましたが，これは担当課のほうから申し上げるべきことかもしれませんが，今回の議案，補正予算の第６号に未払い金が発生をいたしております。その発生の金額に基づきまして，先ほど申し上げておりますように，市が求償権を取得するわけでありますが，その求償権を行使することによっての債権の回収ということは企業の状態を考えますと大変難しいとは思っておりますが，その関連予算を計上させていただいております。

２１番（栄　勝正君）　今言われたようにですね，少なからずともいろいろな形で途中契約が破棄した場合は，そのような混乱も起こしていますので，今後はそういう期限内でこういう破綻なんかが起きないようにですね，いろいろ改善策はなされていますけども，毎年毎年この報告書を見てですね，やはり改善するところは改善して，協定書の中にないことがあるかもしれませんけれども，是非，二度とこういう途中契約が破棄ということが起こらないようにお願いをしたいと思います。

それから，途中で指定管理者に対して，いろいろな市民からの苦情とかクレームとか，いろいろ，あ

るいは提案とかあると思いますけれども，その辺のことは直接指定管理者への苦情，あるいは市に対してですね，いろんな担当課に対して苦情，あるいは提案などがあると思いますけれども，やはり速やかに迅速にですね，履行なされるようにですね，やはり指導を強めてもらいたいなと私は感じております。どこのどことは言いませんけれども，そういうことで今後は聞いてみますと，何件か市民からいろいろなことがあったと指定管理者の方から聞いてますので，それが改善されないままなっているところもありますので，その辺は苦情あたり，あるいは具体的に聞いたら速やかに指定管理者と相談なされるなり，あるいは指導なされるなりしてですね，改善をお願いをしたいと思います。今後，二度と途中破棄ということが起こらないように全力を上げてですね，当局もいろいろな説明をしてもらいたいなあと，議案が通って契約をなさるときには，そのようなことをお願いして質疑を終わりたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　次に，市民クラブ　平川久嘉君の発言を許可いたします。

１８番（平川久嘉君）　皆さん，こんにちは。市民クラブの平川久嘉です。議案第１２４号　奄美市敬老祝い金条例の制定について質疑をいたします。

この条例で定める敬老祝い金の給付は高齢者の長寿をお祝いし，これまでお世話になったお礼と感謝の気持ちを形として表す。また，お年寄りを敬い，大事にする奄美には最もふさわしい制度であると思います。奄美市の名瀬地区・住用・笠利地区と内容は異なりますが，これまで敬老の日をはさんで実施をされ，該当する高齢者やお世話をする家族・介護者などから大変喜ばれ，感謝されている条例制定であると思います。特に旧笠利町では，笠利町敬老祝い金条例で，笠利町に住んでおられる満１００歳になられる方には５０万円の敬老祝い金の給付があるとして，お年寄りはもちろん，お世話をしている家族・地域の方にも感謝され，いつまでもお元気で１００歳，いやそれ以上長生きされて，いろんなことを教えていただきたいと。その制度を有り難く思い，また地域に定着している制度であると思います。しかし，合併して以来，聞こえる話の中には，いろいろ差があるので，この制度はなくなるのではないかなと不安の思いや，あるいは合併してサービスが低下するのではないかという声などが聞かれておりました。今回，制定される議案第１２４号では，今言いました５０万円の給付金は１００歳になって１０万円になりますよと，いろいろ内容はあります。今言われた不安があります。合併協議会の協定では当分の間，従来の制度等は継承しながらもゆるやかな変更，あるいは改正ということがうたわれております。今回のこの条例の制定にあたっては，少子化・高齢化，市の財政事情，それから新しい奄美市としての一体感，これなどいろいろ検討され，制定されたことと思います。

そこで質疑ですが，この条例制定までの経緯をお伺いいたします。なかなか住民にも伝わってこないところもありますので，是非，お教えいただきたいと。２番目に，これまでやってこられた，それぞれの地域の実績と成果，概要で結構でありますけれども，名瀬とか住用，あるいは笠利という地域の成果をデータとしてあれば是非教えていただきたいと。３番目に，条例制定にあたっての目的にもなりますけれども，理念，そして主な改正の内容を是非，市民にも分かりやすいように，教えていただきたいと思います。

大きい２番目には対象者の推移，予測。それぞれ地区別の対象者が人口推移で読めると思いますけれども，その予測について。それから，それに該当する予算ですね，これも見積もっていただきたいと。よろしくお願いいたします。

３番目までということでありますが，この条例の制定にわたってもそうですけれども，制定された以後の周知徹底，これは住民に十分理解をされて，有り難さというんですか，制度の目的が達成できるような広報というんですか，普及徹底についてどのようにされるか。また，先ほど言った理念にも絡むことでありますけれども，効果を期待して制定されてると。どのような波及効果を期待されているかということで質疑をいたします。

この後は自席から質疑したいと思います。

議長（伊東隆吉君）　答弁を求めます。

福祉政策課長（桜田秀勝君）　奄美市敬老祝い金条例についての御質疑でありますが，順を追って御説明したいと思います。

条例制定までの経緯につきましては，合併協議会におきまして事務事業移行調整内容で，敬老祝い金は名瀬市の例により，敬老年金については１８年度から２０年度までは現行のとおり実施をし，２１年度廃止の方向で調整をするという方針が出されております。旧名瀬市では，敬老祝い金として８５歳，９０歳，９５歳，１００歳の節目での支給及び１０１歳以上の方に支給する制度がありました。新１００歳の到達祝い金はありません。旧笠利町と旧住用村におきましては，８０歳以上の方へ支給する敬老年金と新１００歳到達祝い金を支給する敬老祝い金としての事業を今年度まで現行のまま継続して実施をしておりますが，合併協議会においても十分に協議がなされた上での調整方針を受け，旧名瀬市の例によるとありますが，旧名瀬市を適用した場合，旧笠利町を適用した場合，旧住用村を適用した場合と，３地区のこれまでの制度を基準にしてのシミュレーションを行っており，旧名瀬市を適用した場合は１，０８８万５，０００円，旧笠利町を適用した場合は５，００６万６，０００円，旧住用村を適用した場合は８，３２１万２，０００円の金額が試算されております。サービスは高く負担は低くを基本に，合併後の調整を進めてまいりましたが，この制度を子どもや孫の代まで存続させていくためにも，将来を見据えてこのような調整結果となっております。参考までにでございますが，新１００歳祝い金につきまして，県内の奄美市を除く１６市の状況でございますが，鹿児島市が２０万円，１０万円で設定してありますのが鹿屋市・枕崎市・指宿市・西之表市・垂水市・曽於市・薩摩川内市の７市，５万円の支給が阿久根市・日置市，いちき串木野市の３市，あと出水市・大口市・霧島市・南さつま市・志布志市の５市が無いようでございます。

続きまして，これまでの実績と成果でございますが，平成１８年度，名瀬地区対象者が３４３名，金額が６３６万５，０００円。住用地区が対象者が２１１名，４４４万４，０００円，１００歳祝い金が１０万円，これは１名でございます。笠利地区が対象者が８１５名，８６５万１，０００円，１００歳祝い金が３５０万円，これは７名分でございます。平成１９年度，名瀬地区が対象者が４２９名，７７８万円。住用地区が対象者が２１８名，４６７万９，０００円。１００歳祝い金につきましては該当者はいません。笠利地区，対象者が８４５名，９３５万５，０００円。１００歳祝い金が１５０万円，３名分でございます。平成２０年度，名瀬地区の対象者が４２４名，７６６万５，０００円。あと住用地区と笠利地区は予定でございますが，住用地区が対象者が２２２名，４７２万９，０００円。１００歳祝い金が２０万円でございます。これは２名でございます。笠利地区，対象者が８８８名，９９９万８，０００円。１００歳祝い金は３００万円でございます。６名分でございます。

次に条例制定の理念及び改正の主な内容でございますが，理念といたしましては冒頭に議員がおっしゃられました高齢者の長寿を祝福するとともに敬意を表すために実施をいたします。内容等につきましては，８０歳が５，０００円，８５歳が１万円，９０歳が２万円，９５歳が２万５，０００円，１００歳以上が３万５，０００円の祝い金を支給する。そして新１００歳到達時には誕生日に１０万円の支給をいたします。

続きまして，対象者の推移と予測についてでございますが，平成２１年度の地区別での対象者でございますが，名瀬地区が８０歳が３４９名，８５歳が２４６名，９０歳が１３８名，９５歳が４６名，１００歳以上が３５名で，新１００歳到達が１５名でございます。住用地区が８０歳が２４名，８５歳が１８名，９０歳が８名，９５歳が２名，１００歳以上が５名，１００歳到達が２名でございます。笠利地区，８０歳が１０２名，８５歳が６９名，９０歳が４１名，９５歳が１９名，１００歳以上が１６名，１００歳到達が５名となってございます。

続きまして，予算の見積りでございますが，名瀬地区が１，０８４万円，住用地区で８８万５，０００円，笠利地区３５５万５，０００円，合計１，５２８万円の予定でございます。冒頭で申し上げましたシミュレーションでの結果が１，０８８万５，０００円となっておりますが，これは名瀬地区の例を

適用にしまして，それに８０歳をプラスと新１００歳の祝い金をプラスしております。

続きまして，この新制度の普及でございますが，新制度で主に不利を受ける住用地区・笠利地区では老人クラブの役員・民生委員・駐在員等には合併移行調整で平成２１年度から新制度になる予定の説明をしております。まだ正式ではないため，詳しくは説明しておりませんが，今後の結果を踏まえ，再度老人クラブ役員・各地区の民生委員・駐在員などへの説明や広報あまみ等により，市民への周知を図り，理解を得たいと考えております。

期待する波及効果でございますが，合併で旧市町村が独自に実施してきたことが，今回の条例制定によりまして奄美市としての事業が実施され，市民へのサービスが統一されることで，改めて高齢者を敬うことや長寿を市民全体で祝福するという，高齢者に対する再認識へもつながっていくことなどを期待しております。

１８番（平川久嘉君）　ただいまの説明で，それぞれ予算を見積り，人口推移を勘案されて制定をされているいうことが分かってきました。基準としましては，ここに示してあります祝い金の第２条でですね，祝い金の給付金と対象者及び祝い金の額は次の表に定めるとおりとするということで，８０歳の者，８５歳の者，以降１００歳以上の者，１００歳に達した者とか表記されておりますけれども，この給付については旧笠利町で９０歳以上，８５歳以上という方にも給付がありましたけれども，この給付については８０歳に達したときのみになりますか。それとも，表現についてはそういうふうに理解していくべきですか。

福祉政策課長（桜田秀勝君）　今回の条例制定につきましては，８０歳の者，８５歳の者という，その年齢でのもので書いてございますが，これは８月１日を基準として，例えば８月１日で８０歳になった方に対して支給をするというものでございまして，旧笠利町と旧住用村の場合で８０歳でも８１歳でも毎年毎年支給をするという，敬老年金という形での制度でございました。それを今回は，敬老年金は廃止をして，新たな奄美市敬老祝い金を支給するということで，今回は節目，旧名瀬市の例によりまして節目で支給をする，８０歳，８５歳，９０歳，９５歳，１００歳という形のものでございます。

１８番（平川久嘉君）　そういたしますと，恐らく認識といいますか，住民のほうではそのとおりの認識でない方もおられると思いますし，ここで明らかになります５０万円受領者が１０万円ですよと，その辺のところもよく普及をしてっていうのかな，周知をされて，理解を得ながらこの制度が実施されることを要望します。特にこの奄美市については，健康で長寿を謳歌するまちづくり，また福祉の充実を目指す奄美市の在り方，住民に分かりやすく身近で感じております給付金制度，いわゆる給付の制度については有り難く感じていることですので，この制度は合併したばかりに無くなったということはありませんので，無くなったとか，廃止ということとか，自分たちがここまで頑張ってきたのに急に楽しみにしていた制度が，心の支えになっておられた方たちに落胆させないように是非していただきたいというふうに考えております。今言いました制度の周知徹底については分かりやすいように，それぞれできますれば敬老会とか結構老人の集会等・集い等ありますので，この担当者が出向いてですね，機会を作って説明をしていただきたいと，その辺のところをお伺いをして，私の質疑を終わります。

福祉政策課長（桜田秀勝君）　今議員さんの御提言もありましたように，老人会ですかね，そういった会合なども，いろいろあると思います。笠利地区・住用地区におきましても，そのような会合等につきまして担当者のほうが出向いて，必ず周知徹底を図るように努めたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（伊東隆吉君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第１１７号，議案第１１８号，議案第１２０号から議案第１２３号，議案第１２８号，議案第１４１号及び議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての９件はこれを総務建設委員会に，議案第１１１号から議案第１１６号，議案第１１９号，議案第１２４号，議案第１２９号から議案第１３１号及び議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての１２件はこれを厚生委員会に，議案第１２５号から議案第１２７号，議案第１３２号から議案第１３４号，議案第１３６号から議案第１３８号及び議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての１０件はこれを産業経済委員会に，議案第１３５号，議案第１３９号から議案第１４０号及び議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての４件はこれを文教委員会にそれぞれ付託いたします。

本定例会において受理いたしました請願は，お手元に配付してあります文書表のとおり，それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので，御報告いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第２，議案第１４２号から議案第１４４号までの３件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君）　お疲れ様です。ただいま上程されました議案第１４２号から議案第１４４号までの提案理由を御説明いたします。

議案第１４２号　奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては，産科医療補償制度が平成２１年１月１日から始まり，健康保険法施行令等の一部を改正する政令において，出産育児一時金等の支給額が見直されることに伴い，所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第１４３号及び議案第１４４号　新たに生じた土地の確認について及び町の区域の変更につきましては，名瀬長浜町に隣接する国有地の地先公有水面埋立工事が竣功しましたので，当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し，併せまして名瀬長浜町に編入しようとするものであります。

以上をもちまして，議案第１４２号から議案第１４４号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決してくださいますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君）　これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第１４３号　新たに生じた土地の確認について，議案第１４４号　町の区域の変更については総務建設委員会に，議案第１４２号　奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については厚生委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第３，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は県内市町村の長及び議員のうちから市長区分６人，市議会議員区分６人，町村長区分４人，町村議会議員４人から構成されています。

今回，市議会議員区分に一人の欠員が生じたため，候補者受付の告示を行い，届出を締め切ったところ２名の候補者がありましたので，広域連合規約第８条第２項の規定により選挙を行います。この選挙は，同条第４項の規定により，すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので，会議規則第３２条の規定に基づく選挙結果の報告のうち，当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については，会議規則第３２条の規定にかかわらず，有効

投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが，御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
したがって，選挙結果の報告については，会議規則第３２条の規定にかかわらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。
選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
ただいまの出席議員数は２６人であります。
候補者名簿を配付いたさせます。
（候補者名簿配付）
候補者名簿の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票用紙を配付いたさせます。
（投票用紙配付）
投票は単記無記名です。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）
異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
点呼に応じて順次投票を願います。
（投票）
投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）
開票を行います。
会議規則第３１条第２項の規定によって，立会人に泉　伸之君及び世門　光君を指名します。
両君の立会をお願いします。
（開票）
選挙の結果を報告します。
投票総数２６票，これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち，有効投票２３票，無効投票３票。
有効投票のうち，
京田道弘君　１３票
中嶋敏子君　１０票
以上のとおりであります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第４，議案第１４５号　「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書の

提出について議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

２６番（叶　幸与君）　こんにちは。公明党の叶　幸与でございます。議案第１４５号　「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

近年，食品の安全・表示に関する悪質な偽装や，有害物質の混入，事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発しております。特に事故米問題は，奄美においても黒糖焼酎の売上げにも大きく影響しており，農林水産大臣と同事務官が辞任する極めて異例の事態に発展しております。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきでありますが，それ以上に国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が，その責任を果たさなかっただけでなく被害を拡大させた責任は重大であり，国民の不信，怒りは極めて大きいと思います。

現在，農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し，業務，組織の見直しを行うための取組も進めているところでありますが，今後，同様の事態を二度と起こさないためにも，猛省と改革を強く促したいと思うものであります。

また，食の安全に関する問題だけでなく，近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈しており，政府の消費者行政推進会議の報告書６月１３日によれば，これまでの消費者事件を検証した結果，やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっております。こうした縦割り行政の弊害を消費者中心に改革するため，内閣府の下に消費者庁を早期創設し，ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきであり，ついては，政府において以下の対策を講じられるよう強く要望するものであります。

記

１．偽装表示を一掃するため，ＪＡＳ法を改正し，直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。

２．農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及･促進で食品の安全性を高めるとともに，トレーサビリティーシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。

３．輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに，監視，検査体制の強化・拡充を図ること。

４．政策全般にわたり消費者の観点から監視し，強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

５．不正な取引を行う業者に対し，迅速な立入調査に基づく販売禁止や，製品の回収命令，罰則強化などを図るため，消費者安全法を制定すること。

以上，何とぞ意見書の提出に御賛同いただきますようお願いを申し上げまして，提案理由の説明を終わります。

議長（伊東隆吉君）　これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第１４５号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１４５号　「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書の提出については，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については，議長に一任願います。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理等のため，明日１０日から２１日まで休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日１０日から２１日まで休会とすることに決定いたしました。

２２日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後１２時２２分）

第　4　回　定　例　会

平成 20 年 12 月 22 日

（第 6 日目）

12月22日（最終日）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　師玉　敏代君	2番　多田　義一君
3番　橋口　和仁君	4番　蘇　嘉瑞人君
5番　戸内　恭次君	6番　平田　勝三君
7番　向井　俊夫君	8番　奈良　博光君
9番　朝木　一昭君	10番　竹山　耕平君
11番　伊東　隆吉君	12番　里　秀和君
13番　泉　伸之君	14番　関　誠之君
15番　三島　照君	16番　崎田　信正君
17番　奥　輝人君	18番　平川　久嘉君
19番　渡　京一郎君	20番　竹田　光一君
21番　栄　勝正君	22番　世門　光君
23番　平　敬司君	24番　大迫　勝史君
25番　与　勝広君	26番　叶　幸与君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第１２１条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　平田　隆義君	副市長　濵田　龍太郎君
教育長　徳永　昭雄君	住用町地域自治区事務所長　高野　匡雄君
笠利町地域自治区事務所長　諏訪　東君	総務部長　福山　敏裕君
総務課長　川口　智範君	財政課長　則　敏光君
企画部長　塩崎　博成君	企画調整課長　瀬木　孝弘君
市民福祉部長　福山　治君	市民福祉部参事　川畑　公男君
市民課長（名瀬）　幸　廣光君	福祉事務所長　大井　進良君
産業振興部長　赤近　善治君	産業振興課長　吉　卓男君

12月22日（最終日）

建設部長	平　豊和君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	里中一彦君	教委総務課長	福　和久君
水道課長	岡　優雄君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長事務取扱	山﨑實忠君
議事係長	森　尚宣君	議事係主事	重田俊彦君

議長（伊東隆吉君）　皆さん，おはようございます。ただいまの出席議員は２６人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　平田市長がまだ見えておりませんけれども，市長は御存知のように東京へ陳情に行かれており，昨日最終便で鹿児島のほうに来ております。１便で今奄美空港よりこちらのほうに向かっておりますので，本会議途中で出席されると思いますので，ひとつ皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　本日の議事日程は，お手元に配付してあります日程第３号を予定いたしております。

日程に入ります。

日程第１，議案第１１０号から議案第１４４号までの３５件について，一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に，厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君）　おはようございます。御報告申し上げます。

厚生委員会は１２月１０日の１日間開会いたし，慎重に審査をさせていただきました。

去る１２月９日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第１１０号から議案第１１６号，議案第１１９号，議案第１２４号，議案第１２９号から議案第１３１号，議案第１４２号についての，１３件の主な質疑についての審査結果を報告いたします。

議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）については，まず２１ページ，３款２項１目児童福祉費におきまして，出産祝金の質疑があり，笠利だけの制度ではあるが第２子が５万円，第３子以降が１０万円の助成が２０年度までとし，来年度は予算要望はしていないとのことでございます。２２ページ，３款２項６目児童福祉施設管理費において，ひまわり寮について需要と供給の質疑があり，一部屋は予備室を開けているが，今年度は待機者はいないとのことであり，また自立支援課との連携の中で母子家庭の方はなるべく母子寮に入るように指導しているが，将来的には，現在のところ建替えの具体的計画には至っていないとのことであります。２３ページ，３款３項２目扶助費におきましては，生活扶助費の前年度との比較については，２０年度１０月現在生活保護世帯は１，９９０世帯２，９８１名，対前年度同月比３２世帯３１名の増であり，保護率は６２．７パーミルで１．５ポイント上昇しているとのことでございます。ほかに特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第１１１号　平成２０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）については，８ページ，１款２項２目保険料（税）収納率向上特別対策事業費において，嘱託員は名瀬支所で４名，笠利支所で２名，この６名で１９年度は収納件数・金額は１万６，０８１件，１億３，８２４万４，５００円，全体の収納金額の１０．５５パーセントで，１８年度よりは０．３パーセント伸びているとのことでございます。全体の徴収率は，１８年度が８９．１２パーセント，１９年度が８９．４０パーセントで，０．２４パーセントの現年度分の増となっています。ここ１０年間では徴収率は８８パーセントから８９パーセント台を推移し，２０年度は８９．６パーセントを守りたいとのことでございます。また徴収率９２パーセント以下の場合，調整交付金が７パーセント減額，１９年度は５，６００万円減額されていますが，２０年度においては１９年度の実績で１８年度を上回っているので，その半分が２０年度の交付で戻ってくるわけで，このように財政確保の努力はしているとのことでございます。そのほかに，退職被保険者高額療養費，健康家庭表彰記念品代等の質疑がございましたが，省略いたします。

次に，議案第１４２号　奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。従来に出産育児一時金の３５万円に上限を３万円として加算するものでございます。この３万円は，産科医療補償制度の保険金分であり，この制度に加入している分娩機関で出産の際，分娩に関連して発病した脳性マヒ児及び家族の経済的負担を速やかに補償するものでございます。その他受領委任制度につ

いての質疑がございましたが，この際省略いたします。

次に，議案第１１２号　平成２０年度奄美市国民健康保険直営施設勘定特別会計補正予算（第１号）については，笠利診療所の収支面と今後の運営は，公設民営化，医師の確保は医師会と協議を重ねていることなどが質疑応答されました。公設民営化されると一般会計からは起債償還だけしていただいて，独立採算ですべてやっていけるというのが今の考えということでございます。

議案第１１３号　平成２０年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第２号）については，特段質疑もございませんでした。

議案第１１４号　平成２０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）については，施設介護サービス費と居宅介護サービス費についての質疑がありましたが，この際省略いたします。

議案第１１５号　平成２０年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第２号）については，質疑もございませんでした。

議案第１１６号　平成２０年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第２号）につきましては，老朽化による修繕に年間２００万円の費用が掛かっていることと，正職員・臨時職員の人件費，定数の質疑がなされ，正職員に９名と臨時職員３４名で運営がなされているとのことでございます。

議案第１１９号　平成２０年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第１号）について，特段の質疑もございませんでした。

議案第１２４号　奄美市敬老祝い金条例の制定については，委員から８０歳以上５年ごとの節目敬老祝い金であるならば，金額が少ないので増額は考えられないかという提案と，８０歳以上節目敬老祝い金より大幅に金額を下げてもよいから全員に毎年支給は考えられないかという提案がございました。また，担当者だけの話合いではなく，老人クラブや地域協議会，住民の議論がほしいとの要望もございました。担当課としては，合併調整以降の内容を基準にして協議を行い，少子高齢化の中でさらにこの予算は膨れ上がると，将来の予測を一応見越して議論がなされていると思われるし，旧名瀬市においては１０年ぐらいかけて検討し，平成１６年から８５歳以上の節目敬老祝い金に変え，今回の奄美市においては旧名瀬市時代よりは年齢を８０歳まで引き下げ，さらに１００歳到達時には１０万円の祝い金を盛り込んだとのことでございます。また，旧笠利町の１００歳到達時の祝い金５０万円は，むしろ少子化時代の子どもたちのために振り向ければどうかという意見も村づくり座談会で出たとのことでもございます。この条例については，担当課が財政課とも協議し，３月議会で再度協議できないかという委員からの提案もございました。

次に，議案第１２９号　奄美市金久児童館の指定管理者の指定については，継続委託になるが，過去にトラブルなどはなかったのかの質疑に，経営はすばらしく健全な事業を行っているとのことでございます。

次の，議案第１３０号　奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について，社会福祉法人　真明会の質疑がありましたが，朝仁保育園の母体となっている福祉法人との説明がございました。

議案第１３１号　奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定については，職員の採用についてと，奄美市が使用した場合の使用料についての質疑がございました。管理運営は社会福祉協議会に委託しているので，館長以下社会福祉協議会の職員であるとのことでございます。また，市が使用するときの使用料は払っておらず，これは指定管理料の中に最初から含まれているとのことでございます。

これら１３件の議案につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，議案第１２４号　奄美市敬老祝い金条例の制定については，慎重審査の結果否決，それ以外の議案については，いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で，厚生委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　次に，産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与　勝広君）　おはようございます。産業経済委員会は１２月１０日午前９時３０分から開催され，６人の委員出席のもと，慎重に活発なる審査が行われました。

産業経済委員会に付託されました議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中関係事項分について，議案第１２５号　奄美市内海公園バンガロー条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第１２７号　奄美市内海公園の条例の制定について，議案第１３４号　黒潮の森マングローブパーク，奄美市バンガロー施設及び奄美市内海公園の指定管理者の指定について，議案第１３２号　奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について，議案第１３３号　奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定について，議案第１３６号　奄美市市民農園の指定管理者の指定についてから議案第１３８号　奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定についてまでの議案１０件を審査いたしました。

この議案につきましては，お手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり，原案のとおり可決すべきものと決しております。

以下，審査の内容について御報告いたします。

議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中関係事項分についての主な質疑としては，７款商工費の５目観光費の１５節工事請負費としての３５０万円については，マングローブパークの休憩所２棟に島材を使った整備との補足説明に対し，委員からマングローブパーク休憩所や利用状況についての質疑がありました。また，５款労働費の１９節の中小企業退職者掛金補助金の運用状況・加入状況についての質疑，６款農林水産業費の１３節の委託料の松食い虫の駆除の方法や実態調査の要望，また７款商工費の２目商工振興費の１９節負担金補助及び交付金の商工会議所５０周年記念事業の補助金の内容等についての質疑や奄美市中心市街地活性化協議会の内容等についての質疑及び議論がなされました。その他，多くの質疑・議論がなされましたが，この際省略させていただきます。

続きまして，議案第１２５号　奄美市内海公園バンガロー条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第１２７号　奄美市内海公園の条例の制定についてと，併せて議案第１３４号　黒潮の森マングローブパーク，奄美市バンガロー施設及び奄美市内海公園の指定管理者の指定についての４件についての議案の主な審査内容は，マングローブ公社の株主の現状や経営状況，さらに出資金の内訳，マングローブパークの使用料改正についての質疑がなされました。その他，特段の質疑はありませんでしたので，省略させていただきます。

続きまして，議案第１３２号　奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について，議案第１３３号　奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定についての２件の議案についての質疑は，委員から特段ありませんでしたので，省略させていただきます。

続きまして，議案第１３６号　奄美市市民農園の指定管理者の指定についてから議案第１３８号　奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定までの３件の議案についての主な質疑は，農村研修センターの職員の配置や運営状況，利用状況について，また就農者がいない未利用の土地やハウスの利用状況等についての質疑がありました。その他，特段の質疑はありませんでしたので，この際省略いたします。

以上で，産業経済委員会に付託されました１０件の議案についての審査結果の報告を終わりますが，御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（伊東隆吉君）　次に，文教委員長の報告を求めます。

文教委員長（渡　京一郎君）　おはようございます。文教委員会は去る１２月１１日午前９時３０分から開催され，付託された４件の議案を慎重に審査いたしました。

それでは，文教委員会に付託されました議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中関係事項，ほか３件についての審査結果を御報告いたします。

これら４件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり，全会

一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査の経過について御報告いたします。

最初に，議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中関係事項分については，当局より奄美体験交流館の前指定管理者，有限会社ピース商事の未払分に対する市の立替払分の補正予算１１万７，０００円は，浴場用の薬草代が主で，ほかに重油代２２６万７，０００円，３月から６月までの４か月分電気代が２９万５，０００円，水道代が１０４万７，０００円になっておりますが，電気代は６月分，水道代は５月６月分であるとの説明がございました。委員より，奄美市がピース商事の立替払いなのか，これは負債なのか，払いっぱなしなのかとの質疑がありました。当局より，現在は一般債権の催告訴訟ということで債権の請求手続きに入っており，民法の法にのっとり，現在ピース商事に対して損害賠償を請求する通知書を送付したところであり，今後はその法手続きにのっとり，事務を進めてまいりたいとの答弁がございました。ほかにも質疑がございましたが，省略いたします。

次に，議案第１３５号　奄美体験交流館の指定管理者の指定については，全委員より多くの質疑がありました。まず，公募に何社出てきたのかについては，地元より４社との答弁がございました。スポーツアカデミーという，これは会社ではなく非営利活動法人になっているが，この規模と職員数についての質疑に，名瀬運動公園と古見方多目的広場の指定管理を受けており，職員は５名，清掃業務３名，約８名で，あと季節に応じて伐採と草刈り等で随時ではないが４，５名雇っているとの答弁がございました。確かに計画書はいいが，実態に即した職員を派遣したり，サービスが低下したりはしないかとの質疑に対し，計画の中では以前ピース商事が雇っていた職員の方を雇うという提案等がなされているとの答弁がございました。実績としては運動公園の２年ぐらいしかないが，果たしてそれで二つの施設を運営していける能力があるか疑問を感じるが大丈夫であるのかとの質疑に対し，文化的部分も入れて管理をしていくという提案があり，その中で２次選考の選定委員会のプレゼンテーションの中でもそこが強調されており，勘案したとき大丈夫だという選定委員会のほうでの結論になっているとの答弁がございました。今後新しくする管理体制とはとの質疑に対して，業務報告を今まで年に１回だったのを四半期に１回，それから体験交流館については自己評価制度というのを設けてあり，その項目を入れたのは自己評価をしていただいて，その報告義務を付けてあり，第三者から指定管理についての状況を評価していただくことになっており，それに年１回は公共料金等の支払い等の状況の確認とかを徹底してやっていければと思っているとの答弁がございました。協定書の９条の部分で，この甲が行う業務の範囲とあるが，その中で不払利用料金の徴収業務というのはどういうことなのかとの質疑については，甲乙協議により訂正等をかけていきたいとの答弁でございました。ほかにも多くの質疑がありましたが，省略いたします。

次に，議案第１３９号　奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定については，委員から２０年度に市がどのぐらいの修繕費を使ったのかとの質疑がございました。当局より，２０年度は名瀬公民館に４，０００万円をかけて屋根の改修，冷房関係の改修，そして舞台関係の照明器具の改修工事を年末ぐらいに発注をして，今年度中で完了する予定であるとの答弁がございました。ほかにも質疑がありましたが，省略いたします。

最後に，議案第１４０号　奄美振興会館の指定管理者の指定については，市からの出向職員は何名行っているのかとの質疑がありました。出向職員は３名であるとの答弁でございました。施設が２０年に入っており，老朽化についての質疑がありましたが，省略をいたします。

以上をもちまして，文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお，御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　次に，総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄　勝正君）　おはようございます。総務建設委員会は去る１２月１１日午前９時３０分より開催され，午後３時３５分まで，熱心な議論がなされました。

総務建設委員会に付託されました議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中関係事項について，ほか１４件につきまして，審査の結果を御報告申し上げます。

これら１１件の議案につきましては，お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり，すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査の経過について，議事審査の順に従って御報告いたします。

議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中関係事項について，議案第１４１号　奄美市道路線の認定についてであります。当局より補足説明があり，主なものは一般管理費の給料・職員手当・共済費について，区長制度廃止に伴う特別職分の減額と，奄美大島介護保険一部事務組合の職員派遣の異動に伴うもの。１６ページ，２３節償還金，利子及び割引料のふるさと創生人材育成貸付金償還金２８４万５，０００円は，８月末に発覚しました弁償金として，貸付金弁償金として払い戻すもの。１５節工事請負費３，６００万円は，本庁舎の外壁落下防止に係る工事請負費。１７ページ，１５節工事請負費２１４万２，０００円は，電算機の空調整備改修費，７節の賃金７１万９，０００円は，職員の早期退職による欠員が生じたので臨時職員を雇用するもの。１２ページ，１節現年課税分２，７２９万７，０００円の減額は，景気先行き不透明の中，当初見込みより下回ることが予想されるもの。１９ページ，地籍調査交付額の確定により４７０万円の減額を生じたもの。２８ページ，４目緊急地方道路事業費の２，６３８万１，０００円の減額は，浦上奥万田線ほか４路線の事業費の確定に伴うもの。

議案第１４１号　奄美市道路線の認定は，住用町新村集落の手前の道路で，国道５８号整備に伴い，旧国道の一部を市道役勝黒木股線として引き続き維持管理を行うもの。

２９ページ，１７節公有財産購入費３６０万円は，用地先行取得に係る用地費であり，道路公園などの公共施設用地に充てる購入費。３０ページ，１２節役務費６万９，０００円は，再三の督促・催促に応じない悪質滞納者に対する住宅の明渡し訴訟３件分の手数料，１５節工事請負費の１２０万円は，上佐大熊住宅遊び場にある複合遊具を解体・撤去する費用。委員から，市税の法人税分の減額，庁舎の落下壁工事の件，職員手当の執行率，旧年金システムの改修業務について，地籍調査の件，土地の先行取得の件，奥万田の用地購入の件，緊急地方道路整備事業の件，知名瀬５４号線について，末広・港土地区画整理事業の用地購入の件など，多くの質疑がありました。

次に，議案第１２８号　奄美市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，団員の定年を６５歳とする条項を加えるもの。委員から，団員の平均年齢についての質疑があり，１９年度中の平均年齢は４３．７歳とのこと。

次に，議案第１１７号　平成２０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号），議案第１１８号　平成２０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号），議案第１２０号　平成２０年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号），議案第１２１号　平成２０年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）について御報告いたします。

８ページ，１目７２６万６，０００円の増額は，芦良地区の中継ポンプの自家発電設備の故障による修繕料，公共下水道会計１６０万円は，工事請負費。

議案第１２０号の公課費２４５万円の減額は笠利総合支所及び名瀬総合支所住用分の消費税の確定によるもの，１３７万４，０００円は，笠利総合支所浄水場の電気代が不足のための必要経費。

議案第１２１号，補助金３，９０６万８，０００円は，水源開発の企業債償還金補助，９６万５，０００円は簡易水道企業債償還金補助とのこと。

委員から，大川地区の進ちょく状況，公共下水道の現状とこれからの計画，簡易水道の消費税額，償還額，留保資金の現在の残高，技術職員の退職金，庁舎建設，料金の値上げなど，多くの質疑がありました。

次に，議案第１４３号　新たに生じた土地の確認について，議案第１４４号　町の区域の変更についてを御報告いたします。

名瀬長浜町に隣接する国有地の地先公有水面埋立てが竣工いたしましたので，埋立地を本市の区域内の土地として確認し，名瀬長浜町に編入しようとするもの。

次に，議案第１２２号　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について，議案第１２３号　奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告いたします。

議案第１２２号は，公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律題名が改正されたため，所要の規定の整理を行おうとするもの。開発公社と社会福祉法人へ職員を派遣しているため，条例改正の必要が生じたもの。

議案第１２３号は，旧塩浜保育所を塩浜コミュニティセンターとして，本市の集会場として追加するもの。委員から，管理運営の形態などの質疑がありました。

以上で，総務建設委員会に付託されました御報告を終わりますが，質疑がありましたら他の委員の御協力を得て答弁したいと思いますので，よろしくお願いします。

議長（伊東隆吉君）　これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は，これを分割して行います。

最初に，議案第１１０号　平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について採決をいたします。

本案に対する各委員長報告は，原案のとおり可決であります。

本案は，各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第１１０号は，各委員長報告のとおり，原案可決すべきものと決定いたしました。

次に，議案第１２４号　奄美市敬老祝い金条例について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は，否決すべきものであります。

本案は，委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第１２４号は，委員長報告のとおり，否決すべきものと決定いたしました。

次に，議案第１１０号及び議案第１２４号を除く議案３３件を一括して採決いたします。

この議案３３件に対する各委員長報告は，いずれも原案可決すべきものであります。

議案３３件は，各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１１１号から議案第１２３号及び議案第１２５号から議案第１４４号までの３３件については，各委員長報告のとおり，いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第２，請願第９号　奄美市長の在任期間に関する条例を求める請願を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄　勝正君）　総務建設委員会に付託されました請願第９号　奄美市長の在任期間に関する条例を求める請願についてを御報告いたします。

請願第９号の請願者は，奄美市名瀬末広町１６の１０，進　修男氏であります。趣旨は市長の職にあるものは，その職に連続して３期を超えて在任してはならないよう努めるものとする。紹介議員は，戸内恭二氏，平田勝三氏であります。

委員から，多選のデメリット，活性化につながる根拠などの紹介議員への質疑がありました。

以上，慎重審査の結果，賛成少数で不採択すべきものと決しました。

議長（伊東隆吉君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案に対する委員長報告は，不採択であります。

本案は，委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，請願第９号は不採択と決定いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第３，議案第１４６号　名瀬測候所の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

２１番（栄　勝正君）　説明いたします。名瀬測候所の継続を求める意見書。

当市は，県本土から遠く離れた奄美群島に位置するという地理的特性に加え，台風の常襲地帯にあり，毎年のように台風や大雨が，人家，農作物などに大きな被害をもたらし、，住民生活や生産活動に多大な影響を及ぼしています。

このような中，国においては，「国の行政機関の定員の純減について」に基づき，平成１８年度から５年間で全国の測候所を原則廃止する方針を示されております。当群島内でも平成２０年１０月に沖永良部測候所が廃止されたところであり，名瀬測候所が群島内で唯一の測候所となっています。

名瀬測候所では，広大な地域を有する奄美群島の気象情報や注意報・警報の発表が行われており，同測候所に常駐する職員が行う地域特性に適合した迅速かつ的確な気象観測業務は，離島で生活する住民の生命，財産の確保や暮らしの安定，経済の維持等を確立する上で，欠くことのできないものであります。

また，近年，地球温暖化による異常気象が原因と思われる，強大な台風や集中豪雨が発生していることから，名瀬測候所の役割は奄美群島の防災対応上，ますますその重要性が高まっています。

よって，国におかれては，奄美群島の防災面，産業振興面で大きな役割を果たしている名瀬測候所重要性にかんがみ，南北６００キロメートルという広大なエリアに気象観測の空白が生じることのないよう，同測候所の存続を強く要請します。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。
平成２０年１２月２２日。

議長（伊東隆吉君）　これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって討論を終結いたします。
これから採決を行います。
議案第１４６号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第１４６号　名瀬測候所の継続を求める意見書の提出については，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ただいま可決されました意見書の提出先については，議長に一任願います。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議長（伊東隆吉君）　日程第４，議案第１４７号　ＷＴＯ農業交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

２５番（与　勝広君）　ＷＴＯ農業交渉に関する意見書につきましては，ＷＴＯドーハ･ラウンド交渉は，１２月の閣僚会合を視野に，年内のモダリティ確立に向けた動きが，再び加速しております。
新たな農産物貿易ルールは，貧困の拡大，気候変動など地球規模の課題解決に資するものとして，世界の食料・農業のあるべき将来像と関連づけながら，中長期的視点から議論される必要があります。とりわけ，金融・経済が世界的な危機にある今こそ，人間の生命にとって不可欠な食料が工業製品と同様に取り扱われることがあってはなりません。
自給率４０パーセントと著しく低い我が国にとって，食料増産を通じた食料主権の確立は正に国益そのものであります。途上国の人口増大等を背景とした国際的な食料需給のひっ迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず，早期妥結のみを優先させていることは，世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念いたします。
つきましては，交渉は，かつてない重大曲面を迎えようとしていますが，このような実情を御賢察いただき，下記事項が確保されるよう，特段の御配慮を賜りますよう，要請申し上げます。
以下，４点にわたって記載されておりますが，議員の皆様方のお手元に配付されておりますので，省略させていただきます。
以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。
何とぞ意見書の提出に御賛同いただきますようお願い申し上げて，提案理由の説明とさせていただきます。

議長（伊東隆吉君）　これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって討論を終結いたします。
これから採決を行います。
議案第１４７号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第１４７号　ＷＴＯ農業交渉に関する意見書の提出については，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ただいま可決されました意見書の提出先については，議長に一任願います。
お諮りいたします。
お手元に配付してあります文書表のとおり，総務建設委員長から申出がありました請願第８号及び陳情第４号，厚生委員長から申出がありました陳情第３号の３件については，いずれもこれを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，請願第８号，陳情第４号及び陳情第３号の３件は，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。
次に，議会運営委員会から申出のありました議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため，これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。
以上で，本定例会に付議された事件は，すべて議了いたしました。
これをもって，平成２０年第４回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１０時１９分）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　　伊東　隆吉
奄美市議会議員　　奥　　輝人
奄美市議会議員　　平川　久嘉
奄美市議会議員　　渡　京一郎

（ 別　　紙 ）

一般会計決算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第１０３条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第９１号	平成１９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

平成２０年１２月３日

一般会計決算審査特別委員会　委員長　平　　敬司

奄美市議会議長　伊東　隆吉　殿

特別会計等決算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第１０３条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第 92 号	平成 19 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（2）	議案第 93 号	平成 19 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（3）	議案第 94 号	平成 19 年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（4）	議案第 95 号	平成 19 年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（5）	議案第 96 号	平成 19 年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（6）	議案第 97 号	平成 19 年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（7）	議案第 98 号	平成 19 年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（8）	議案第 99 号	平成 19 年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
（9）	議案第 100 号	平成 19 年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(10)	議案第 101 号	平成 19 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(11)	議案第 102 号	平成 19 年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(12)	議案第 103 号	平成 19 年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(13)	議案第 104 号	平成 19 年度奄美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(14)	議案第 105 号	平成 19 年度奄美市水道事業会計決算認定について	認定すべきもの
		平成 19 年度奄美市水道事業剰余金処分計算書	原案可決すべきもの

平成２０年１２月３日

特別会計等決算審査特別委員会　委員長　竹田　光一

奄美市議会議長　伊東　隆吉　殿

総務建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第103条，第134条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
(1)	議案第110号	平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第117号	平成２０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第118号	平成２０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第120号	平成２０年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第121号	平成２０年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
(6)	議案第122号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第123号	奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第128号	奄美市消防団の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第141号	奄美市道路線の認定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第143号	新たに生じた土地の確認について	原案可決すべきもの
(11)	議案第144号	町の区域の変更について	原案可決すべきもの
(12)	請願第9号	奄美市長の在任期間に関する条例を求める請願	不採択すべきもの

平成20年12月22日

総務建設委員長　栄　　勝正

奄美市議会議長　伊東　隆吉　殿

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
(1)	議案第110号	平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第111号	平成２０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第112号	平成２０年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第113号	平成２０年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第114号	平成２０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
(6)	議案第115号	平成２０年度奄美市訪問介護特別会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
(7)	議案第116号	平成２０年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第２号）について	原案可決すべきもの
(8)	議案第119号	平成２０年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
(9)	議案第124号	奄美市敬老祝い金条例の制定について	否決すべきもの
(10)	議案第129号	奄美市立金久児童館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第130号	奄美市立港町児童センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第131号	奄美市老人福祉会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(13)	議案第142号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成20年12月22日

厚生委員長　向井　俊夫

奄美市議会議長　伊東　隆吉　殿

産業経済委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第 103 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
(1)	議案第 110 号	平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 125 号	奄美市内海公園バンガロー条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 126 号	黒潮の森マングローブパーク条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 127 号	奄美市内海公園条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 132 号	奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第 133 号	奄美市大浜海浜公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第 134 号	黒潮の森マングローブパーク，奄美市バンガロー施設及び奄美市内海公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第 136 号	奄美市市民農園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第 137 号	奄美市農業研修センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第 138 号	奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

平成 20 年 12 月 22 日

産業経済委員長　与　　勝広

奄美市議会議長　伊東　隆吉　殿

文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番　号	議案等番号	件　　名	審査の結果
(1)	議案第110号	平成２０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
(1)	議案第135号	奄美体験交流館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(1)	議案第139号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(1)	議案第140号	奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

平成20年12月22日

文教委員長　渡　京一郎

奄美市議会議長　伊東　隆吉　殿

参　考　資　料
（意　見　書）

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

近年，食品の安全･表示に関する悪質な偽装や，有害物質の混入，事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では，農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが，それ以上に，国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が，その責任を果たさなかっただけでなく被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信，怒りは極めて大きい。

現在，農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し，業務，組織の見直しを行うための取組を進めているところであるが，今後，同様の事態を二度と起こさないためにも，猛省と改革を強く促したい。

また，食の安全に関する問題だけでなく，近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書（６月１３日）によれば，これまでの消費者事件を検証した結果，やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を，消費者中心に改革するため，内閣府の下に消費者庁を早期創設し，ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

ついては，政府において，以下の対策を講じられるよう強く要望するものである。

記

１　偽装表示を一掃するため，ＪＡＳ法を改正し，直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。

２　農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに，トレーサビリティーシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。

３　輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに，監視，検査体制の強化・拡充を図ること。

４　政策全般にわたり消費者の観点から監視し，強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

５　不正な取引を行う業者に対し，迅速な立入調査に基づく販売禁止や，製品の回収命令，罰則強化などを図るため，消費者安全法を制定すること。

以上，地方自治法９９条の規定により意見書を提出する。

平成２０年１２月９日

奄 美 市 議 会

名瀬測候所の継続を求める意見書

当市は，県本土から遠く離れた奄美群島に位置するという地理的特性に加え，台風の常襲地帯にあり，毎年のように台風や大雨が，人家，農作物等に大きな被害をもたらし，住民生活や生産活動に多大な影響を及ぼしています。

このような中，国においては，「国の行政機関の定員の純減について（平成１８年６月３０日閣議決定）」に基づき，平成１８年度から５年間で全国の測候所を原則廃止する方針を示されております。当群島内でも平成２０年１０月に沖永良部測候所が廃止されたところであり，名瀬測候所が群島内で唯一の測候所となっています。

名瀬測候所では，広大な地域を有する奄美群島の気象情報や注意報・警報の発表が行われており，同測候所に常駐する職員が行う地域特性に適合した迅速かつ的確な気象観測業務は，離島で生活する住民の生命，財産の確保や暮らしの安定，経済の維持等を確立する上で，欠くことのできないものであります。

また，近年，地球温暖化による異常気象が原因と思われる，強大な台風や集中豪雨が頻発していることから，名瀬測候所の役割は奄美群島の防災対応上，ますますその重要性が高まっています。

よって，国におかれては，奄美群島の防災面，産業振興面で大きな役割を果たしている名瀬測候所の重要性にかんがみ，南北６００キロメートルという広大なエリアに気象観測の空白が生じることのないよう，同測候所の存続を強く要請します。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２０年１２月２２日

奄 美 市 議 会

ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉は，１２月の閣僚会合を視野に，年内のモダリティ確立に向けた動きが再び加速しています。

新たな農産物貿易ルールは，貧困の拡大，気候変動など地球規模の課題解決に資するものとして，世界の食料・農業のあるべき将来像と関連づけながら，中長期的視点から議論される必要があります。とりわけ，金融・経済が世界的な危機にある今こそ，人間の生命にとって不可欠な食料が工業製品と同様に取り扱われることがあってはなりません。

自給率が４０パーセントと著しく低い我が国にとって，食料増産を通じた食料主権の確立は正に国益そのものであります。途上国の人口増大等を背景とした国際的な食料需給のひっ迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず，早期妥結のみを優先させていることは，世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念します。

つきましては，交渉は，かつてない重大局面を迎えようとしていますが，このような実情を御賢察いただき，下記事項が確保されるよう，特段の御配慮を賜りますよう，要請申し上げます。

記

１　１００パーセントを超える農産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに，代償を求める議長案となっているが，食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。

２　国内農業生産，地域経済の維持等に不可欠な米麦，乳製品などの機関品目を守るため，十分な数の重要品目を確保するとともに，砂糖などについて自主指定を可能とすること。

３　ミニマム・アクセス米は現在でも極めて過重な負担となっており，関税割当の拡大幅を可能な限り圧縮するなど，重要品目の取扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。

４　輸入急増の影響に対処し得る特別セーフガード（ＳＳＧ）の仕組みを堅持すること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２０年１２月２２日

奄 美 市 議 会